



日本随筆大成 巻七

日本随筆大成巻七

収載書目

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第七卷

凡例

本集には、思ひの儘の記、用捨箱、向岡閑話、撈海一得、松陰隨筆、槻の落葉信濃漫錄、蒹葭堂雜錄、文會雜記、閑窓瑣談(後編)、畏庵隨筆の十種を收む。

思ひの儘の記　四　卷(二冊)　勢　多　章　甫

本書は、禁中の故實に精通せる著者の見聞隨筆にして、朝廷の儀式典禮、官職制度を始め、公卿の言行逸話、京都の風俗地理等を記述せるものなり。就中、光格、仁孝、孝明三朝の御事蹟に關しては、從來世人の多く知らざる所にして、有益なる記事に富めり。末に嘉永七年四月の內裏燒亡、安政二年十一月の新內裏遷幸、文久三年三月の賀茂社行幸、同年四月の石淸水八幡宮行幸の記事、及び和宮御緣組一件に關する橋本實麗公記の抄錄あり。所收本は、宮內省圖書寮の聽許を得、御所藏の著者自筆本に據れり。

著者勢多章甫は、姓は中原、近江勢多郡を食む、因て勢多を氏とす。明法博士成道二十八世裔孫章武の子なり。家世々撿非違使、明法博士、大判事を襲職す。天保七年左衞門大志に任じ、主馬首を兼任し、從五位下に叙せられ、左衞門權少尉、左衞門少尉に歷任す。嘉永四年豐前守となり、尋で彈正大忠に歷任す。安政四年執次役を兼任し、明法博士大判事に任じ、左衞門大尉に進む。明治維新後、從四位下に累進し、皇學所、大學校、宮內省等に歷任す。人と爲り溫厚篤實にして、有職故實に精通し、之に關係する著書多く、先朝紀略、嘉永年中行事、同考證、宮殿並調度沿革、宮殿鋪設沿革、裝束沿革

稿、廷尉裝束抄、女官衣服沿革、御服喪例、同考證、御喪服沿革、御直書類例、服暇掌中抄等あり。明治二十七年(二五五四)十二月八日京都客舍に歿す。行年六十四。(傳は男勢多章之氏の稿に據る)。

用捨箱　三卷　柳亭種彥

本書は、本集卷六所收の還魂志料と同じく、近古の風俗、調度、飮食、俗諺等を考證せる隨筆にして、上中下の三卷に分ち、その內容は、草紙の讀初、ちいちやの童謠、餅屋の看版、後暗觀音、鍋取、杓子の古製等五十一條を收め、精巧なる圖畫を多く挿入し、山東京傳の骨董集、曲亭馬琴の燕石雜志と共に、世人の愛玩する所なり。書名は、自序に、元來心頑なれば、親しき友たちもなく、雨の日の徒然、軒の雫のほし〳〵と拾ひ書したる反古なり、若し一つ二つも取所あらばとり、あとはかいやり給へとて用捨箱」とあり。天保十二年の印行に係る。もと柳亭種彥隨筆、東都書房靑雲堂、連玉堂合梓とありしが、後種彥の罪を得しより、これを刪除せりといふ。曩に溫知叢書第二編に收め、近時また東京書肆松山堂版行せり。

著者の略傳は、本書第一卷所收の「柳亭記」の解題下に述べたり。

向岡閑話　三卷　大田南畝

本書は、著者が文化六年の春、幕命に依りて、武藏國玉川巡視中に見聞せる市井の雜事と、閱讀せる詩文とを手錄せる隨筆なり。その內容は、上卷に向岡より泉谷瓦礫集抄に至る六十餘項、中卷に泉谷瓦礫集抄より鐵牛偈に至る三十餘項、下卷に延喜式神名帳抄より羽生村平山村に至る三十餘項、外に補逸十餘項あり。書名の向岡は、本書の向岡の項に「玉河の流を北に帶びて、西は小山田の關よりはじまり、東は末長の里に終れり、岡の長程は六里あまり、武藏野の南に向へり、多摩郡橘樹郡の中なり」とある

地名に因れるなり。文化六年四月ま彦の假字文の跋、同年春印南野樵の漢文跋あり。國書解題に「本書或は調布日記といふ」とあれど、調布日記は二冊にて別本なり。所收本は新百家說林本に據り、內閣文庫本(寫本)を以て增訂せり。

著者の略傳は、本集第三卷所收の「金曾木」の解題下に記せり。

撈海一得　二卷　鈴木煥卿

本書は、漢學者にして博洽なる著者が、讀書の際得るに隨ひて採錄したる事項中、人名ノ吉凶、先ノ字、唐山ノ無盡、擂槌ヲ吃、永樂錢ノ手跡等、和漢古今に亘りて、凡て一百二十四則の考證を、假字交文にて記述したるものなり。書名は自敍中に、汩々藝海其所ニ撈得一何足レ飽乎とあるに因れるなるべし。明和八年七月關脩齡の序及び自敍あり。同年季冬出版す。

著者鈴木煥卿は、江戸の儒者なり。姓は鈴木、修して木といふ。俗稱は嘉藏、名は吉明、煥卿は字なり。また子煥、壇洲とも號す。初め篠崎東海に從ひて學び、博洽を以て聞ゆ。安永五年丙申(二四三六)六月一日歿す。行年六十二。論語彙考、學庸彙考、經史摘語、經史成語解、治道要解、助語譯、壇洲山人文集、漫書隨筆等の著あり。

松陰隨筆　一卷　鈴木基之

本書は、相摸國足柄郡の蓑笠の杜、金澤の靑葉の紅葉の歌、いさなとりといふ枕詞等二十項の考說を集めたるものなり。松陰とは、松の屋(師高田與淸)の木高き松の下陰に立よりて、物學びせられしといふ意を以て、書名とせしなるべし。文政三年、林惟重、峰尾數臺、源知則等、松屋同門の序あり。同年刊行す。

著者は武藏の人にして、高田與清の門に入り國學を修む。その詳傳詳ならず。

槻の落葉信濃漫錄　一巻　荒木田久老

本書は、一に槻の落葉信濃下向病床漫筆と云ひ、また單に信濃漫錄とも病床漫筆とも稱す。著者享和元年九月信濃國に下り、善光寺の客舍に病臥中、かの地の者の問に答へし漫筆にして、萬葉集中の語詞を解釋し、專ら本居宣長の所說を辨駁せり。莫囂圓隣の歌の訓、多雞蘇香、波太禮、かきつばた、三諸就等四十一項あり。男久守亦頭書を加ふ。文政元年尾張秦鼎の序、同四年竹の舍のあるじ大堀正輔の序、文政元年男荒木田久守の跋あり。同四年五月刻成る。書肆は名古屋傳馬町二丁目美濃屋淸七なり。

著者久守は、通稱は宇治主稅、名は正董、五十槻園と號す。伊勢外宮の祠官度會正身の子にして、初め彌三郎と稱す。寶曆三年外祖父秀世の嗣子と爲り、權禰宜職を承ぎ主殿と稱す。後故ありて離緣し、中書と改む。安永二年職を辭し、家に還り荒木田久世の嗣となり、名を久老と改め、內宮權禰宜に補せられ、翌年五十槻と改稱す。寬政元年從四位下に進む。幼にして皇典を研究し、後賀茂眞淵の門に入り刻苦精勵し、本居宣長と異曲同工の聞えありて、遂に一家を成す。最も力を萬葉集に注ぎ、萬葉考槻の落葉を著せり。常に四方を漫遊し、學徒を聚めて古典を教授す、從ひ學ぶもの多し。文化元年甲子（二四六四）八月十四日歿す。年五十九。著す所、日本紀歌解、續日本後紀歌解、古事記歌解、竹取翁歌解、難波舊地考、酒古名區志之考、古言清濁辨論、播磨下向日記、古器考、五十槻園集、播磨漫錄等あり。

蒹葭堂雜錄　五巻　木村孔恭稿　曉鐘成撰

本書は、物產學に長じ、奇玩珍品の蒐集家を以て聞えたる浪速の奇人木村蒹葭堂の遺稿を、その遺族四代目吉右衛門の委囑により、當時の好事家曉鐘成の撰出編輯したるものなり。その內容は、吾邦に於

ける神社佛閣の襲藏を始め、著者見聞の珍奇の寶物、繪卷物、法帖、書簡、その他口碑傳ふる所の古今の奇談珍説等、總て九十餘種を收めたり。その一二を擧ぐれば、賣茶翁の肖像、大雅堂五十賀掌痕帖、下鴨神庫所藏三十六歌仙繪卷物、春日社黑木机等にして、書圖は松川半山の筆に成れり。卷首に岡本竹薮の緒言、安政三年六月撰者曉晴翁の蒹葭堂雜錄概畧ありて、詳に編輯の由來を敍述せり。同六年仲夏出版す。發行書肆は江戸岡田屋嘉七を始め大阪京都の書肆八名なり。

著者木村孔恭は、大阪の人なり。初の名は鵠、後孔恭と云ふ。字は初千里、後世肅。巽齋（遜齋とも書く）、蒹葭堂の號あり。通稱を坪井屋太吉郎と云ふ。もと北堀江瓶橋畔の造酒家なり。或時庭中に井を穿に、不圖蘆根を得たり。是則ち浪速の蘆かと。是よりして蒹葭堂と號す。人と爲り博學多藝、書畫を善くし、詩文に長じ、特に物産の學に精通す。五六歳の頃より大岡春卜に從ひて狩野派の畫を修め、後柳澤里恭の漢畫に名あるを聞き、その粉本を得て之を學び、又長崎の僧鶴亭の浪華に客居するに際し、之に就いて沈南蘋風の花鳥を受け、また池野大雅に山水を學ぶ。十五六歳の頃、京師に出て本草學を津島桂庵に受け、後小野蘭山に從ひてその蘊奥を究む。十八九歳の頃、片山北海に就きて漢學を修む。性素より奇を好み、書畫骨董、奇書珍籍、金石器物等を蒐集す。故に四方好事の士來訪するもの多し、是に於て交友海内に廣く、蒹葭堂の名世上に喧傳せらる。平生酒を好まず茶を用ふ。故に特に賣茶翁と善し。後家産漸く傾かんとするに至り、擧げて人に讓り、已は高麗橋筋の居に移り住みしが、偶伊勢長島の城主増山雪齋、其の所領の一部を與へて招きしかば、遂に家を携へて至る。また幾くならずして大阪に歸來し、文具を鬻ぎ居りしが、享和二年壬戌（二四六二）正月二十五日歿す。年六十七。大正十三年二月十一日從五位を贈らる。墓は大阪東區小橋寺町大應寺に在り。著す所、山海名産圖會、唐土名勝圖會、一角纂考、銅器來由私考、花譜、巽齋詩草等、その他校訂せる書に、周易鄭氏注、易乾鑿度、周易口訣義等あり。（巽齋自記履歴、近世叢語、近畿墓跡考）。

文會雜記　五卷　湯淺元禎

本書は、元禎の著にして、男明善の校する所なり。本篇を三卷とし、各上下に分ち、附錄を二卷とす。復古派の祖なる荻生徂徠を始め、その門下なる太宰春臺、著者の師服部南郭及び當時著名の碩儒等の所說、言行、逸事、友人の儒家松崎子允、君修の父子、稻垣穉明、原子才、高野子式、宮田子亮、井上子叔等、その他文人墨客の談話、言行、また典籍に關する批判等を筆錄したる雜記にして、皆當時の見聞する所なるを以て、史傳の資に供すべし。書中往々重復に亙れることもあれど、今遽に改めず。附錄は、本篇と同じく雜記なれど、多く著者先考子傑の談話、及び著者の見聞せる事實を記述したり。所收本は無窮會神習文庫本を底本とし、內閣文庫本(五卷附錄一卷より成る)を以て比校し、傍ら日本文庫本を參照せり。然れどもなほ補正する能はざる所あり。讀者之を諒とせよ。

著者湯淺元禎は、備前岡山藩士にして儒者たり。湯淺氏、修して湯と云ふ。元禎は其の名なり。字は文祥、號は常山、新兵衞と稱す。子傑の第二子なり。未だ弱冠ならずして江戶に遊び、業を服部南郭に受く、幾くも無くして鄕に還り、後家を嗣ぎ祿四百石を食む。また江戶に下り、太宰春臺、松崎觀海等の名家と交を結び、一時名聲嘖々たり。資性親に事へて至孝、官に在りて方正特立、屢要職に歷任す。後事によりて貶黜せられ、爾來閉居して著書自ら娛む。天明元年辛丑(二四四一)四月九日歿す。享年七十四。常山紀談、常山樓筆餘、常山樓文集、東行筆記、西歸日錄、備藩典刑、湯土問答、熊澤先生行狀、雨夜燈、烈公遺事、君則、左傳解等の著あり。

閑窻瑣談　後編　二卷　佐々木貞高

本書の解題は、本集卷六に述べたれば、こゝには省略せり。

畏庵隨筆　二卷(一冊)　若槻敬

本書は、歳時、教學、攝養(以上上卷)、國籍、古紀、風詠(以上下卷)の六類に分ち、和漢の事物に就いて、自己の見解を簡明に記述したるものなり。その古紀の條は、著者が寶暦の末、浪華の書肆にて獲たる古卷の日本紀と、活字本との異同を考訂したり。所收本の本館藏本には文政四年正月の自序あるのみにて、奥附なく刊年發行書肆等詳ならず。

著者若槻敬は、京都の人、名は敬、字は子寅。又幾齋、畏庵と號す。もと京都角倉氏の屬吏たりしが、後辭して儒を以て京都聖護院村に住す。文政九年丙戌(二四八六)十一月二十六日歿す。年八十一。墓は京都鳥部山延年寺に在り。(墓は京都名家墳墓錄に據る)。

日本隨筆大成

第七卷目次

思乃儘の記

思ひの儘の記 巻一

勢多章甫 著

○孝明帝の親王にて御年八つの秋、御庭にて御遊びあり。紅葉の比なれば、女官の御歌を遊ばされ候やう申上候へば、暫く御思案ありて、「紅葉はは時雨に染てうつくしひ嵐と共にひろふなりけり、」と遊ばさるとぞ。

○或年の節會の日に、白髪の老人が殿上人の裝束にて、殿上のあたりを徘徊ありしに、若き殿上人などは、誰ならむ見ず知らぬ人なりと思ひしに、光格上皇の、節會の様を御覧の爲に御幸ありて、臣下の衣服に召替られ、清涼殿の邊を御ありきありしとぞ。

○光格帝の仰には、元日は四方拜をはじめにて、終日様々の御式もあれば、御草臥にて節會には出御あるまじきと仰られしとぞ。夫より歴朝多く元日の節會には出御はなかりき。

○天正の比、節會の日に行事官（山口氏）參勤に、白無垢の小袖なければ、十帖（紙の名也）を衿に卷き、其上に裝束を着たり。公事の度ごとに紙を取替たり。堂上はじめ大きにうらやみたり。行事官の娘は、代々長女内侍所刀自の一臈にて、十帖などは澤山ありて、夫を里許へ送りしとぞ。

○仁孝帝は、若年の堂上の無學にて、折々心得違のあるものゝ出來るを御歎息あらせられ、御兒などは御用閑には必讀書すべしと厚き御沙汰ありしとぞ。學校の事を度々幕府へ仰立られ、漸く御請になり、未だ建築にならざる先に崩御なりたり。孝明の朝に、漸く麁材を以て日御門前に講堂を造營せらる。學習院と名付られたり。

○仁孝帝、兼て仙洞へ朝覲行幸の事を關東へ仰立らる。此朝覲は數百年中絶の事にてあれども、關東御請になりしが、其叡慮を遂させられぬ内に上皇崩御なりたり。御謚號の事御沙汰により、歴朝院號の定なれども、此時に天皇號を御再興なりたり。

○仁孝帝は、例月數回國史と漢籍の御會讀あり。缺席せざる人には御褒美を賜ふ。御畫を遊ばし、多く蘭の圖を書給ふ。又印籠を御好にて、種々の品御用になり、臣下にも賜ふとぞ。

○局方の御妊身にて御着帶になれば、其日より里許に下り、御産の事を遂られ、新誕の宮は其里許へ預けらる。是は御内儀の御沙汰なれば、用途の事に何も長橋局の困却する事とぞ。

○孝明の朝に、宮女里許にて御産の事不都合なるより、幕府へ仰立られ、恭禮門院の舊地に御産殿を新造せらる。一度も御用なくして中川宮（久邇宮也）に賜へり。

○典侍は大中納言を經歴したる羽林家、又は名家より召出さる。内侍は二位三位又は殿上人の女を召出さる。此内第一を長橋といふ。命婦藏人は加茂、日吉、松尾、春日などの、三位を經たる社司の女なり。此内第一を伊豫と名付く。大外記、又は官務（兩局といふ）の女に限れり。御差は宮方攝家の諸大夫の女也。御末位階ある人の女なり。上首を一采女、二采女、三采女といふ。女孺は無位の人の女也。御物仕も同じ。御物仕は長橋の侍女の如し。

○仙洞の年中御儀式は、御所に同じ。五月の比になれば、廣庭の御田植あり。御田社の南に二反あまりの耕地あり。御領の松ケ崎村の百姓の子女、一様の衣服を着、一文字笠を蒙り、歌を謠ひ苗を植付く、壽山の御茶屋より御覽あり。

○嘉永七年に内裏燒亡の時、清涼殿の獅子狛犬を、五位の殿上人たる人、一條家へ預に來る。後日其人を尋ぬるに、携帶せる人ある事なし。此獅子狛犬は、數百年を經たる古物也。其靈の致すなりと、一時の奇談とせり。

○御衰頽の世には、武家への賜物は薫香に限れり。或は勅製の薫香を賜ふ。近代は歌書、又は色紙を、時の能書に書せて賜ふ事になれり。

○後陽成帝は英主なり。書畫共に遊ばす。御衰頽の世にて知る人稀なり。或時家康參内し、秀頼征伐の事を奏す。御氣色あしくして、秀頼は汝が聟ならずや、何の罪ありて征伐するやと御咎あり。家康此帝を御怨み申すとぞ。

○後水尾の朝に、禪林寺の長老に紫衣を勅許なりて後、所司代板倉周防守へ御達の處、御沙汰の趣關東へ御相談もなく、十七ケ條にも背き候事なれば、大樹如何申べきやも量がたく、されば御止の方よろしかるべしと、周防守承知なく、止を得ず宣下なりしを止められしとぞ。

○孝明帝の國母は新朔平門院に定められたりしも、御生母は新待賢門院なり。此門院薨去の時に、表向は錫紵を五ケ日着御なれども、御内々にて十三ケ日の間着御あり。御孝心の深きによるとぞ。

○仁孝の朝には、御用途を格別に減じ、供御は甚淡薄の物のみを備ふ。御燒物は鹽辛き小鯛、其餘に鯛などの切身一つ、其餘は多く御精進なり。御飯は三年米なり。

○三月の比には、參內殿の前庭に二十本許の櫻の御花見あり。長橋より願にて、參內殿の上段にて御覽あり。長橋より御膳を獻上す。御內儀のきたなり。其日當番の侍分のもの小謡をうたふ。

○十一月十八日の夜、男居にて御火焚の作法あり。わく火鉢に黒木を積重ね、其傍に蜜柑饅頭を臺に居へ持出て、其黒木を燒揚ぐ、終りて口向侍分の出席のものへ三獻を賜ふ。小謡をうたふ。申の口に御簾を垂れ御透見あり。

○七八月には踊りあり。女官勤む。御囃子などある事もあり。惣て御內儀のきたなり。

○淨土宗の僧侶の香衣勅許を願ふ時は、職事より綸旨を渡す。其御禮は時々納むべきもの也。夫を二季に本山知恩院の役者參り、局侍（大典侍、長橋、大御乳人の家來也）、の番所にて、半季分御禮物を計算し、長橋へ奏者所

より納むるを例とす。陪臣にて取扱たるは、大典侍はじめの代理の譯なるにか。

○文久年間幕府より十五万俵の獻米あり。夫を諸臣へ普く頒ち賜ふ。是を分賜米といふ。其天恩に因り、御藏米三十石の堂上も百石餘賜はりて、外堂上と肩を比ぶる樣になりたり。又官人の内に、內舍人、瀧口、近衛府などは、皆無祿の官人なり。因て醫師、繪師、又は口向の侍分、或は諸家の肩入（堂上其他へ雇入になりたる者をいふ也）、等の食祿あるものより兼任す。然るに此十五万俵の内より三十俵、又は二十俵を賜ひたりしゆへ、維新の際に士族に列せられ、祿制を定めらる。實に先朝の高恩なり。

○仁孝帝は、物を御算へ遊ばし候に數字を仰られしよし。何れの時に御覺になりたるか、天性の御才德なりと、東坊城聰長卿語られたり。

○孝明帝は多く御小座敷を御座所に遊され候由にて、御間の入口の處高麗緣なるが、破れて甚見苦事なり。御疊は一ケ年一度御取替の事なれば　臨時に御取替は出來ざりし事か。

○節分の日は午後より黃昏迄、市民內侍所參拜を許され、內侍所の玄關にて十二文の御初穗を上げ、紙に包たる熬豆を受けたり。時勢の豐凶により、大豆貳石、或は三石を、內侍所より仕拂ふ。出入方の商人是を取扱ふ。諸人混雜なき爲に、日御門より入り、道喜門（神嘉殿の西南）より出せり。此時に庭上の白砂を拾ひ置き、瘧病の時には煎じ用ひしとぞ。

○亥の子の日に出されし御玄猪は、水難を避るとて、旅行のものは、其筋を求め御玄猪を受る也とぞ。

○七月十四日十五日は、諸大夫間に諸家より獻上なりし御燈籠を陳列せらる。夫を諸人に拜見を許さる。日御門より入れ淸所門より出すなり。

○仙洞御池の汀の小石は、大久保加賀守の所司代たりし時、其領所相州小田原なれば、其海邊の小石を俵に入させ、數十俵取寄せ獻上なりしとぞ。

○平安京になりてより內裏燒亡五十回あり。其年月、

村上帝、天徳四年九月廿三日亥刻、大内。
圓融帝、貞元々年五月十一日子刻、大内。
　天元三年十一月廿二日申刻、大内。
　同五年十一月十七日寅刻、大内。
一條帝、長保元年六月十四日亥刻、大内。
　同三年十一月十八日亥刻、大内。
　寛弘二年十一月十五日子刻、大内。
　同六年十月五日寅刻、一條院。
三條帝、長和三年二月九日亥刻、大内。
　同四年十一月十七日戌刻、大内。
後朱雀帝、長暦三年六月廿七日戌刻、大内。
　長久元年九月十日子刻、上東門院。
　同三年十二月八日、大内。
　同四年十二月一日丑刻、一條院。
後冷泉帝、永承三年十一月二日戌刻、大内。
　天喜二年正月七日丑刻、高陽院。
　同年十二月八日子刻、京極院。
　康平二年正月八日丑刻、一條院。
後三條帝、治暦四年十二月十一日未刻、二條院。
　承暦四年二月六日丑刻、高陽院。

永保二年七月廿九日午刻、大內。
堀河帝、嘉保元年十月廿四日亥刻、堀河院。
鳥羽帝、天永三年五月十三日亥刻、高陽院。
永久二年八月三日亥刻、大炊御門殿。
同四年八月十七日寅刻、大炊御門殿。
保延四年二月廿四日寅刻、二條殿。
同年十一月廿四日亥刻、土御門殿。
近衞帝、久安四年六月廿六日午刻、土御門殿。
仁平元年六月七日寅刻、四條殿。
同年十月十九日寅刻、小六條殿。
六條帝、仁安二年九月廿八日丑刻、五條殿。
土御門帝、承元二年十一月廿七日丑刻、閑院。
後深草帝、寶治三年二月一日子刻、閑院。
正元々年五月廿二日子刻、閑院。
龜山帝、文永七年八月廿一日丑刻、五條院。
同十年十月廿日丑刻、大炊御門殿。
後宇多帝、弘安元年閏十月十三日丑刻、二條殿。
伏見帝、永仁五年四月十八日申刻、富小路殿。
後醍醐帝、建武三年正月十日夜、富小路殿。
後小松帝、應永八年二月廿八日寅刻、土御門殿。

後花園帝、嘉吉三年九月廿四日子刻、土御門殿。
後土御門帝、文明八年十一月十四日子刻、室町殿。
　文明十一年七月二日寅刻、北小路殿。
後光明帝、承應二年四月廿三日午刻、土御門殿。
後西院帝、万治四年正月十五日、土御門殿。
靈元帝、寛文十三年五月九日丑刻、同。
　延寶三年十一月廿五日午刻。近衛第。假皇居
東山帝、寶永五年三月八日午半刻、土御門殿。
光格帝、天明八年正月卅日亥刻、同。
孝明帝、嘉永七年四月六日午刻、同。

右の外度々爭亂盜難もありて、御危險の事もあれども、神璽に於ては　天祖より御傳受の儘にて、數千年の久きを經たるは、實に難き有事なり。南朝は行宮なれば茲に載せず。

○仙洞の燒亡は四十一ヶ度あり
宇多、延長八年十一月五日、中六條殿。
朱雀、天暦四年十月十五日、朱雀院。
冷泉、天祿元年四月三日、冷泉院。
　長德元年正月九日、鴨院。
　寛弘三年十月五日、南院。
三條、長和五年九月廿三日、枇杷殿。
小一條、治安元年四月五日、高松殿。

白河、大治五年七月十日、春日殿。
長承元年七月廿三日、室町東殿。
鳥羽、長承三年十月廿二日、二條第。
保延元年正月廿日、三條殿。
同四年、土御門殿。
天養元年五月九日、白河北殿。
崇德、仁平元年十一月二日、八條院。
後白河、平治元年八月十六日、高松殿。
同年十二月九日、三條東殿。
應保元年二月七日、鳥羽北殿。
承安三年四月十二日、法住寺殿。
壽永二年十一月十九日、同。
治承四年五月廿三日、山科殿。
文治四年四月十三日、六條殿。
後鳥羽、建仁三年十二月二日、二條殿。
元久二年閏七月三日、宇治殿。
承元四年二月廿九日、高陽院馬場殿。
土御門、建保二年十一月卅日、京極殿。
後高倉、貞應二年正月十二日、高陽院。
後嵯峨、康元二年二月廿八日、五條殿。

正元二年四月十三日、万里小路殿。
文永二年閏四月十日、富小路殿。
後深草、建治三年七月十四日、六條殿。
龜山、建治二年閏三月廿一日、押小路殿。
同三年七月十五日、常磐井殿。
弘安五年十一月廿六日、同。
同九年八月十八日、禪林寺殿。
伏見、正安二年三月八日、常磐井殿。
後伏見、德治元年十二月廿八日、富小路殿。
建武三年正月十日、常磐井殿。
崇光、永和三年二月十八日、室町第。
後小松、應永廿三年七月一日、日野第。
靈元、寶永五年三月八日、下御所。
後櫻町、天明八年正月卅日、櫻町殿。

〇後土御門帝は、明應九年九月廿八日崩御なり。武家疲弊により、容易に用途調進なり難く、漸く四十三日を經て、十一月十一日泉涌寺へ御葬送ありたり。斯迄延引なりしは前後になき事也。

同帝、延德元年諒闇明に、內侍所の御神樂あるべき所、夏の御束帶なきにより、十月に至るを待ち、冬の御裝束にて御神樂に出御なりたり。又後柏原帝、永正六年の御神樂には、御表袴御用意なきにより出御なかりき。

〇後土御門帝、長享二年國母嘉樂門院御不例なるにより、御忍びにて庭田父子召連られ、內裏の北隣東

洞院殿へ御歩にて渡らせられたり。非常の行幸なり。

○同朝、文明十六年の正月は節會もなく、日々の御祝も出來ざりしに、漸く武家より御祝一日分の用途を奉れり。近年は武家より一万疋を上納し、夫にて節會はじめ御禮の料に充られしが、赤松國亂にて用途京着せず。因て恒例の御式行はれざりしとぞ。

○後柏原帝は、永正六年四月七日崩御なる。室町將軍より用途八万匹上納す。されども用途たらぬゆへ、御棺を載る御車の出來ざりしかば、先朝御葬送に用ひられし古車を、雲龍院より御借入にて、二十日を經て御葬式を遂行はれたり。御衰頽の極といふべし。此時に諸臣一同に諒闇裝束を用ゆべき御定めながら用途なく、止を得ず皆尋常の吉服を着用せり。

○崇光帝の國母陽祿門院薨去の時、諒闇になるべき御定の所、室町將軍用途上納せざりし。止を得ず諒闇の御沙汰はなかりし。

○御卽位の禮は、踐祚の年又は翌年必ず行はるべき事なり。後柏原帝は、二十一ケ年を經て、漸く武家より用途を出し、其式を遂行はる。

○文龜比の二條家は、政嗣公の幼年にてありしが、諸大夫もなく、僅に隨身と僧一兩人のみ祗候せり。其比は寢殿荒廢して、天井より蒼天を望み、前庭の藤は開けども、架朽て地に落ち、有名の龍池には橋なく、所領掠奪せられ、斯る困難に至れりとぞ。

○永正の比、伏見殿參内に逍遙院實隆公の直衣を借用せらる。又九條家武家へ參らるに、實隆公の小直衣指貫を借用せらる。又二人の拜賀に、一人の裝束を借用せし事もあり。此時世には衣服一具を持しは希なりとぞ。

○女官の員數歷朝同じからず。後宮職員令を除くの外、中古以後の員數左に擧ぐ。

禁祕御抄云

典侍四人　掌侍六人、（正四人、權二人、以一内侍一爲二勾當一）　中﨟、（又云二命婦一）　下﨟、藏人
得選、三人　采女　刀自　女官　主殿司六人、近代十二人
後小松帝、應永八年二月内裏燒亡の時、左大臣義政より贈物條、
上﨟　勾當内侍　新内侍　播磨局　御乳母
御下二人　女官二十四人
後花園帝、永享九年十月室町第へ行幸の時、左大臣義教より贈物條、
上﨟　權大納言典侍　勾當内侍　中内侍　藤内侍
衛門内侍　伊豫局　御乳人　女官四人　女孺三人
刀自二人　主殿司二人
靈元帝寛文七年分限帳
上﨟　大典侍　藤大典侍　新大典侍　大納言典侍
勾當内侍　平内侍　藤内侍　新内侍　大乳人
伊與　右近　田村　御幸　土佐
下野　近江
後水尾法皇御所附
御匣　帥　新中納言　中務　山井
明正上皇御所附
宣旨　綾小路
天和二年知行所附
大典侍　藤大典侍　中納言典侍　大納言典侍　田村

長橋　源内侍　新内侍　中内侍　伊豫
大御乳人　土佐　右近　下野　近江
御岩御料人

東山帝貞享四年御即位御下行帳

上臈　典侍四人　東二條　女王　長橋
掌侍三人　伊豫　大御乳人　下臈三人　御差
一采女　刀自五人　御末六人　女孺八人　御物仕四人
御物書一人　表使一人　櫃司二人

靈元法皇女中知行所附

菅中納言　帥　細井　中將　兵衛
玉垣　伊勢　乙女　藤式部　陸奥

○堂上の戸數、寛文分限帳には七十七家なり。天和知行所附には百一家とあり。近世に至つては百三十五家となれり。

○鰯といふ肴は貴種の用ふべき物にあらず。然るに後水尾帝の年中行事に、正月元日、入レ夜御祝の條に、まづ朝の御膳を供ず。鰯とかいふ御まなを、白きかはらけに入て、同じ土器おほひて奉る。是をきぬかつぎといふ。至極衰微の時節よりはじまる。其例を失はで今に奉るとか。蓋を覆ふは、彼御肴下樣に專ら用る物なれば、覆ひ隱すにこそとあり。今此書にて考ふれば、御衰頽の時世より供御に備たる物のよしながら、後三條帝儉約を好せられ、供御に鰯をめされしよし古事談に見へたり。されば御衰頽の時よりの事にてはあらざるにや。

○ゴマメといふ小肴は、京都にて年始に用ふる物なり。同じ年中行事に、正月元日、朝餉の御膳具の中

に、多くゴマメを供す。享保比に舊儀御再興あり。其時より鮮魚を用ふる事になれり。

○干鯛といふものは、年中御祝儀にも、進物にも、必用ひられしなり。刺鯖といふ物は、中元の御祝儀に限り用ひらる。また干鱈といふもの、御料所より献上の事あり。今の世には此等の干肴は用ふるものなきにや。

○御茶は宇治郡小田原の農民より調進す。蒸の御茶と名付く。下等の品にて、俗に晩茶といふ物に似たり。古の煎茶は斯るものにや。

○應仁亂に洛中洛外焦土となりし後は、荒蕪の地にてありし。足利將軍三條坊門の舊址に新築し住居せしが、折節第中鼓譟の事ありし。其事内裏へ聞へ、宿直の公卿紫宸殿より南を望めば、遙に曉星の如く挑灯見へたりと、古記にあり。皇居より十余町を隔てたれ共、目に遮る人家のなきにや。又皇居より東は河原まで三町許もあれども、人家なかりしよし、洛中疲弊の樣想像すべし。

○豐太閤洛中洛外の區域を立られざりし前には、賀茂川市中へ溢れ、自ら川原となりしよし。當時仙洞の廣庭に、アコゼガ淵といふ古跡あるも、其比河原の址なりしか。

○四方拜及び三節會調進物に、慶應元年御下行加增あり。其區別、

四方拜

貳石三斗 不㆓相增㆒、 短疊 三帖、 莚道薦、 掃部寮。 三斗元二斗、 火舍 三口、 圖書寮。 壹石 不㆓相增㆒、 案四脚、 灯臺四基、 木工寮。 八斗元四斗、 脂燭掌燈、 御藏。 六斗元五斗、 松明、 主殿寮。

元日節會

貳石元六斗六升六合、 饗膳、 大膳職。 壹石元八斗、 松明。 四斗不㆓相增㆒、 軾并薦。 八斗元四斗、 南殿并陣掌燈。 八斗不㆓相增㆒、 幔。 壹石六斗元八斗、 御殿并殿上掌燈。 貳斗 不㆓

相增一、國栖座、南座。　貳斗三升三合同、　版二。　五斗同、　陣疊。　三斗同、　結灯臺。　三
斗三升三合同、　小板敷疊。　貳斗同、　内辨外辨祿物　壹石元五斗、　外任奏以下文書、大外
記。　六斗元三斗、　宣命料紙、圖書寮。　壹石不ニ相增一、　政官砌下座黄端半疊二帖。　貳拾石
元拾石、　晴御膳、内膳司。　八石四斗元四石二斗、　腋御膳、　御厨子所預。　貳斗不ニ相增一、　火櫃
生炭、主殿寮。　貳石同、　兩面端疊二帖、　黄端疊二帖。　貳斗同、　莚道四拾枚。　壹斗同、
御粧物所小莚二枚。　四斗元二斗、　脂燭、御藏。　壹石貳斗元六斗、　布毯、内藏寮官人。　壹
石貳斗同、　御草鞋、　厂屋主。　壹石五斗不ニ相增一、　黄端半疊三帖、　政官階下座。　壹石五斗同、
御膳宿燈臺修覆料。　三石五斗同、　三節御酒御酒盞修覆料。
〆

白馬節會
貳石元六斗六升六合、　羹膳。　壹石元八斗、　松明。　四斗不ニ相增一、　軾并薦。　八斗元四斗、
南殿并陣掌燈。　八斗不ニ相增一、　幔。　壹石六斗元八斗、　御殿并殿上掌燈。　貳斗不ニ相增一、
國栖座、　貳斗三升三合同、版二。　五斗同、　陣疊。　三斗同、　結灯臺。　三斗三升三合同、
小板敷疊。　貳斗同、　内弁外弁祿物。　六斗元三斗、　宣命料紙。　五斗不ニ相增一、　御硯、文
殿。　壹石元五斗、　御馬料、左馬允。　壹石同、　御馬料、右馬允。　壹石同、　外任奏以下文
書。　壹石同、　坊家奏、内教坊。　壹石同、　政官階下座黄端半疊二帖。　貳拾石元拾石、　晴
御膳。　八石四斗元四石二斗、　腋御膳。　貳斗不ニ相增一、　火櫃生炭。　貳斗同、　兩面端疊二帖、
黄端疊二帖。　貳斗同、　莚道四拾枚。　壹斗同、　御粧物所小莚二枚。　四斗元二斗、　脂燭。
壹石貳斗元六斗、　布毯。　壹石貳斗同、　御草鞋。
〆

踏歌節會

貳石元八斗六升八合、　饗膳。　壹石元八斗、　松明。　五斗不ニ相增一、　軾幷薦。　八斗元四斗、南殿幷陣掌燈。　八斗不ニ相增一、　幔。　壹石六斗元八斗、　御殿幷殿上掌燈。　貳斗不ニ相增一國栖座。　貳斗三升四合同、　版二。　五斗同、　陣疊。　三斗同、　結灯臺。　三斗三升四合同、小板敷疊。　貳斗同、　內弁外弁祿物。　六斗元三斗、　宣命料紙。　壹石元五斗、　外任奏以下文書。　壹石同、　坊家奏。　壹石不ニ相增一、　政官階下座黃端半疊二帖。　貳拾石元十石、晴御膳。　八石四斗元四石二斗、　腋御膳。　貳斗不ニ相增一、　火櫃生炭。　貳石同、　兩面端疊二帖、黃端疊二帖。　貳斗同、　莚道四拾枚。　壹斗同、　御粧物所小筵二枚。　四斗元二斗、　脂燭。　壹石貳斗元六斗、　布毯。　壹石貳斗同、　御草鞋。　五斗不ニ相增一、　舞妓薦。　〆

右の內消耗品はあれども、多くは古物を幾回も調進するなり。何れも下行米を以て家祿の如く致せしなり。

○御幼稚の宮方は、御成長迄に種々の御祝儀あり。先御二歲の暮に御髮置あり。宮にしらが（白髮）綿をかづけ（被）らる。老年を祝ふ心なり。次に御三歲の暮に御色直しあり。是は染色の御服に改めらるゝ也。次に御五歲の暮に御ふかそぎあり。是は宮吉方に向ひ、碁盤の上に立給ふ。大臣御鬢親とて御鬢の末をそぐ也。古へ此年に着袴、或は御裳着の式あれども、今代はなかりし。次に御九歲の時に御紐直しあり。或は御紐落しともいふ。是は始めて帶を結ばる也。次に御十三の時御鐵漿始あり。是は七ケ所のかねを集め御付初ある也。次は御十六の六月に御袖留め月見の事あり。古へ此時鬢そぎの事あれども、靈元上皇御代より止めらる。皇子は御十六の比に御元服あり。御十七にて御眉拭あり。

○光格帝寬政に內裏新造の時に、紫宸殿、清涼殿は數百年內裏の結構を改め、往古大內裏の制を摸擬せらる。又賀茂八幡臨時祭の數百年絕たりしをも御再興なりし。又御讓位の後修學院の離宮へ御幸あ

り。供奉の人々何れも晴の儀にて華美を盡せり。靈元上皇以後は、後櫻町上皇おはしませ共、女帝にて御幸はなきにや。

○晝御座の御劍は御重寶なり。御硎に本阿彌參上の時には、諸大夫間にて、御劍奉行、御附武家立會にて本阿彌へ渡し、同所にて硎せらる。本阿彌謹愼して勤めたりと。後白河上皇の御劍は、院中第一の御寶物なり。是に亞ては壺切なり。此三振は殊なる御重器にて、御硎は他の御劍と格別に鄭重にせらるゝなり。

○紫宸殿の賢聖障子の内二枚、天明の火災に罹れり。其粉本傳はらず。儒師柴彥助に其名臣の冠服歷史に照し注進せしめ、其缺を補たりといへり。

○御能舞臺は東向なり。平常は圍爐裏の間にして圍爐裏あり。此所は臺所より奥御錠口への往來路にして、諸物を持運べり。されば元より洒掃し、清潔の處にあらず。御能の時に望み、其間の疊を撤し、容柱を立て、鏡板を設け、舞臺となせり。拜見所には手摺を構へ、赤緣の薄帖を敷き、能く體裁をなせ共、其舞臺に於ては明鏡の如き光澤をなさず、橋掛りは廊下を代用すれば甚短く、其上斜に設くる事ならず。御覽所に於ては、圍爐裏の間の東に界境になりし板塀を撤却し、御三間を以て御覽所となせり。宮攝家以下は御三間の續き南の方にて拜見せらる。御内儀は、御錠口の所一面に垂簾し拜見なせり。此御能の事、天明火災前は紫宸殿の前庭にてありしが、御造營後は此事廢せらる。其後御内々御覽の事御沙汰あるにより、右の如く假の舞臺を設られたりしとぞ。

○職事五人、六位藏人四人、昔は侍從の職の如く常に御前に祗候す。當時は御前に伺公する事なく、其上議奏を經ざれば直奏する事ならず。六位も近代は職事の下司にひとしくなりたり。當時は家格にて補任し、他に轉任する事なし。古の六位とは家柄の稍劣れるによるなるべし。

○大典侍、長橋局、此二人を兩頭といふ。其權勢宮中に溢る。議奏、傳奏と雖も、此兩頭に恐れ憚る事

もありしとぞ。

○凡そ役人には必委托するものあり。關白には諸大夫（進同列と云）あり。傳奏には雑掌あり。議奏には非藏人（番頭代也）あり。所司代には公用人あり。御附武家には取締（與力、同心）あり。御代官小堀には手代あり。又長橋局には右京大夫（御物仕）あり。皆數年熟練したれば、新任の人とても勞せずして事を取に至れり。

○御養子と御猶子と御扱ひ方區別あり。四親王は御猶子、門跡は御養子の定め也。御養子は御母儀を定められ、初めに二品宣下あり。御入寺の前に御參內、一兩日御滯在の後、參內殿より行啓にて御入寺御得度あり。平常の御參內は、常御殿にて御對面ありしなり。御猶子は御母儀なく、御元服の時三品宣下あり。正月御參賀の外は、常御殿にて御對面はなかりし。又御養子御出生さるゝも、當今に未だ宮方御出生なき間は、先帝の御養子に定めらる例なりとぞ。

○內々番所の人々は、平常に御用を奉仕し、式日ごとに御前にて天盃を賜ふ。外様の番所の人々は、正月に御對面あるのみにて、天盃を賜ふ事はなかりし。但し御由緒にて天盃を賜ふは、九家ありしとぞ。外様は平常番所に參勤交代するのみ。

○新嘗祭の御潔齋には、僧尼參內を許されず。然るに御醫に四五人僧躰の人あり。其時に及び義髻し、僧官を俗名に改め參內するを例とせり。是は習慣にてあれば怪しみ思ふものなけれども、奇異の事なり。

○大樹家茂上洛參內の時には、國事掛にて議して、淸花の大臣に准ぜられ、公家門透垣の外にて下乘し、御車寄より昇り、小御所にて御對面ありしなり。彼祖先綱光參內の時とは、時世も頗る變遷したるにより、大樹の權を貶されたりしとぞ。古へ足利將軍參內には、長橋の車寄より昇り、長橋局を休所とし、衣冠に改め御對面ありし。綱光も此例に效へり。何れも關白の上座たるなり。

○文政の比、年頭御禮に所司代參內ありて御祝酒賜はり、折敷に御口祝を居へたり。此所司代は上京後初ての正月にて、先其御口祝を取上げ見れば、餅を紙に包みたり。如何すべきや迷ひたる氣色ありしが、漸く相伴の傳奏のするわざを見て迷ひを解たりとぞ。

○京都公苑地の南に古池あり。何れの世の物にや詳ならず。常に濁水ありて增減せず。炎旱にも涸渇せず、希代のもの也。安政年間迄は、丸太町通り民家の裏にあり、往々其池へ投身する物ありとぞ。九條尙忠關白の時、願により丸太町の北頰幷に古池共に賜地となれり。今池の傍にある所の二階建の屋は、尙忠の自ら作らるゝ所と云り。

○櫻町帝の仙洞を櫻町殿と稱せられたり。古へ勘解由小路の北、富小路の東は、紀貫之の家にて、庭前に櫻樹を多く植ゆ。世の人櫻町といへりと。今此仙洞は、其貫之の舊地に當れるにより、櫻町殿と稱せらるなるべし。されば當時公苑中にも、此仙洞のほとりには櫻樹を植へ、舊號を殘したきものなり。

○淸和院門の東梨木町の南の方に、礎石二顆を存す。淸和院門の古址なりと云傳ふ。實に然るや。近年道路修繕の時に土中に湮滅す。淸和院門の稱は、此礎石より興れるなるべし。

○日の門は本名建春門といふなり。其東の門を陽明門といふべし。寬政造內裏の時、地所狹隘にして陽明門を建る事なり難し、因て日の門通り東の方に陽明門代の礎計を据へ、儀式などの時には、其礎より下車して參內する事に定められたり。近代土中に湮沒して其處を失へり。

○菊亭家庭前の櫻は、世に希なる花なり。菊亭家にては銘を虎の尾と云ひ傳へたり。近年後水尾上皇勅銘車返シといふ立札を京都府より立たり。傳聞する所と異也。

○又同地に櫻樹の辰巳角に薄紅梅あり。春霞といへり。靈元上皇の御銘なりといへり。近年枯れたり。惜むべし。

○近衛家庭前の絲櫻は有名の樹なり。其枝垂れて地に付く。官地となりしより培養なければ、中央まで

枯たり。惜むべし。往古の近衛殿の絲櫻といひしは、寺の内の南御靈圖子の別邸の糸櫻の事なり。家記に、信濃櫻數樹を植られし由見へたり。舊攝家の內にて、庭中に假山泉水の設ありしは近衛家のみ。其他は庭園といふべき體裁をなしたる所は、一ケ所もなし。

○後水尾帝以來、舊攝家の內にて近衛家四ケ度假皇居となれり。寢殿以下能く備れるを知るべし。又近衛家、一條家は假仙洞となれり。鷹司家は東宮御所となれり。九條家、二條家は御所などに用ひらるゝ事は、一度もなかりき。

○仙洞御庭の圖に、日野儀同資愛卿の序文書れたるものあり。其圖能く當時の樣を詳細に寫せる物なり。予も寫し置しが、嘉永七年に燒失せり。今其原書何れにあるや詳ならず。

○仙洞は御堂關白道長舊址にて、後一條、後朱雀降誕の地なり。土御門院、又は上東門院といへり。中古詳ならず。慶長の初、豐太閤秀吉の邸となり。夫を母儀高臺院へ傳へしものにて、御庭の假山泉水等に巨巖大石を用ひたり。茶道者流の庭にあらず。後水尾上皇の仙洞になれり

○仙洞御庭の名所を書付たる物あり。靈元上皇御代に稱號を付られたる物もあるべし。

千里の藪	醒花亭	小築山	蘇鐵山	止々齋跡	三笠山	紅葉橋	あこぜが淵
六枚橋	御本社	壽山	御田	御田の社	玉の橋	山田屋跡	東橋
御瀧							
草紙洗石	非藏人が淵	榮螺山	山の神	土佐橋	鑑水	反橋	釣殿
御腰掛							
八橋	橋殿	御池	中嶋、葭嶋、賓萊嶋	御船舍	鵲の橋	悠然臺	新稻荷

斯の如くありしが、嘉永年間に至り、御茶屋にては醒花亭、壽山、止々齋、其余釣殿、橋殿、鑑水などは破損ながら殘りしが、嘉永回祿の後は、醒花亭のみ殘りし。又悠然臺は辰巳角の高殿なり。享保年間御造營の比には、南を望めば行程三里を隔たる伏見山の梅花見へたり、と舊記にあれども、嘉永年間には高殿も朽損し、其礎に昇りて望めば、傍の木の繁茂して近邊も見へずなりにき。御鎮守以下

の御祭典は、後院になりし後に、正五九月に吉田家より神供を備へられしが、回祿後は御神體吉田社へ御預けになりたりとぞ。

○例年六七月の比にお水といふ事あり。是は平常着御の御服を、局の針女等水に灑ぐ事也。御襟ばかりは兼て命婦自ら灑ぐとぞ。されば此日は對屋へ立入ものは、何人を擇ばず水を灑ぐを祝ひとする也。此絹を御水羽二重といふ。命婦以上に賜ふなり。

○御有卦入の時には、准后御方以下諸方より思ひ〳〵の獻上物あり。御祝も賜ふ也。此日は有卦神へ長さ六尺、巾三尺ばかりの臺貳つに、百味の御菓子を備へらる。其餘御洗米御酒等もあり。御有卦明の日も同じく御祝儀あり。此日は御學問所の前庭にて舞樂三曲御覽あり。御池庭の東に樂屋を設け、御池の橋を亙り進み出て舞ふなり。

○御兒は定員二人なり。幼年なれば局にて世話す。十六歳になり元服の時より里亭へ下りて、日々御ひるなる前に參內し、御格子（御寢をいふ也）の後に退出す。此事は凡一ケ年の定めなれども、思召にて二年、或は三年も此通り日參する也。年限の長きは寵遇を得たる人なりとぞ。

○堂上は悉く攝家に附屬せり。粗家人に同じ。是を門流といふ。皆其攝家の家風を守り、他の流を用ゆる事を許さず。此門流といふもの戶數平均にあらず。近衞家、一條家の附屬殊に多く、皆古來の由緒により增減あるなり。然るに三條久我の兩家は、攝家に附屬せず。獨立の家なり。但し久我は近衞家弟子といふ名義を附くとぞ。

○平常參內の時の從者は、四親王、門跡、攝家等は先拂三人、靑士三人、近習二人、諸大夫一人、（法中は坊官也、）輿丁六人、傘持、笠持、笠籠持等三人許也、傳奏土御門、吉田等は近習二人、輿丁四人、傘持、沓持二人也。淸花議奏は步行にて近習二人、傘持、沓持等也。其餘は近習二人、或一人、沓持一人のみなり。

明治二十三年十二月　勢多章甫稿

思ひの儘の記　巻二

○孝明天皇の御氣性は少し御短氣の方、其餘は一ト通りにあらせられし。

○聖躰御壯健にて、御幼少より御違例と申程の事はあらせられず。

○御幼少の比よりの御遊戯は、御歌がるた、（種々あり）圍碁、將棊、いか、双六、貝合、香、（種々あり）揚弓、和歌の類、御成長のうへ御當座和歌の御會、管絃の御遊等なり。

○神佛共に御信仰あらせられし。

右の廉々は、先朝の勾當内侍たりし高野房子の語られし所なり。

○御顏は長し、御色は黑きよしながら、公事にて出御の時には、薄化粧し給ひしゆへ、黑き事は見えず。御丈は高き方なり。予奉拜の節のさまをいへり。

○御手習は、近衞忠熙公より御手本を奉られしよし聞傳へし。

○天保二年六月十四日、正親町第にて御降誕ありて、儲君に定め給ふ迄は、同家にて御養育し奉らる。惣て典侍内侍の降誕には、御産所又は若宮御殿と申ものなければ、何れも里許にて御養育申す例なり。

○儲君になり給ふて、准后御方御同殿なり。御肝煎一人、三卿三人を選かる。

○立親王の宣下ありて、勅別當一人、伺候五人、非常附の非藏人三人、御用掛執次二人、非常附御使番六人、執次下掛り二人、非常附仕丁六人、御醫十八人等の人員を、御肝煎三卿の外に加へらる。御内儀は上臈一人、（高松と稱す、）御乳人一人、御小姓一人、御兒一人、御次一人、同じ御雇四人を召出されし。

○天保八年九月廿六日花御殿（東宮御殿ともいふ）へ御移りあり。されども惣ての事は、准后御殿にて御取扱ありし。

〇十二月廿七日に御深曾木あり。御鬢をそがるゝ式なり。二條左大臣齊信公奉仕せり。
　右の儲君になり給ふ以下の事は、御用掛小佐治光文の記に見えたり。
〇御紐直しは御紐を落し帶を召るゝ事にて、宮中其外よりも帶を參らせらるゝとぞ。舊女官園山民子の談りし。
〇御讀書始は、必ず孝經を淸原氏にて三位以上の人授け奉る例なり。
〇弘化三四年の比、山科言成をめされ、將棊或は圍碁の御遊ありしよし、同人の記に見えたり。
〇和歌は御嗜好にや、月々勅題にて御當座の御會ありしよし、當時の記錄に見えたり。
〇黑船の事起りしより、月々賢所、石淸水、賀茂等の社に、各日を定め御法樂の和歌を詠進せしめ給ふ。御祈願の爲にや。其餘に月次當座の御會あり。後には北野、水無瀨宮などの御法樂をも月々加へ給ひし。
〇管絃の御遊もあらせられしながら、國事始まりし後は、たまさかの事になりしにや、記錄にも見えず。
〇御讀書は、踐祚の年より江家次第の御會讀、月次に行ひ給ひし。此書の次には六國史の御會讀になりし。國事の始まりし後は廢せられしにや、當時の記錄に見えず。
〇橋本正二位實麗の中將の比に、篆刻の術を得たるにや、御印二顆ばかりを彫刻せり。
〇安政年間の事にや、山城葛野郡下嵯峨より四條の千本邊に至る迄水路を開き、萬物運輸の便利を得たり。是を新高瀨川といふ。此工事の爲めに黃金數十枚を下し賜はりしとぞ。何れの方より願ひ出しにや、詳ならず。
〇慶應二年の春の比、皇居の丑寅の隅の缺たる處を擴げ、東宮御殿を建られ、其傍に馬場を築き、御馬見所を建られたり。
〇安政二年の冬、新造內裏に遷幸なりて後御庭作られ、錦臺、聽雪等の御茶室は、此時に新造せしめ給

ふ。以前は御涼所の外はなかりき。

○立坊ありて職員を定めらる。上﨟一人、小上﨟一人、中﨟一人、御乳人一人、下﨟一人、御差一人、御兒一人、御末二人、雇一人、女孺二人、雇一人、御物仕一人、雇一人、表使一人、御肝煎一人、三卿三人、近習十一人、非常附非藏人三人、御用掛執次二人、非常附御使番六人、同仕丁六人。

○東宮式日五節供には、御三間に出御にて攝家以下拜謁す。

○内々公卿殿上人へ御盃を賜ふ時には、先常御所にて聖上の天盃を頂戴し、次に御三間に至り東宮の御盃を給ふ。

○關東使參朝には、小御所に於て聖上の拜謁おはり入御の後に、東宮の拜謁を給ふ。これらの事は皆記錄にあり。

○先帝の立太子は御十歳の時なり。其時御拜覲の爲め、昭陽舍代小御所より清涼殿へ御歩行のさま大人の如くにて、御進退の勝れ給へるを、供奉の人々感じけり。

○石清水又は賀茂臨時祭には、清涼殿東庭にて勅使以下へ三獻を賜ふ御式あり。終れば舞御覽の式あり。兩度とも清涼殿の弘廂に出御なり。御倚子に着御ありて御覽ありし。凡一時間ばかりの程なるに、少しも御動なく、端笏し給へるさま、實に感情を興すものなり。

○先朝の御代には、女官の嫉妬などの事は聞及ばざりき。御物仕の右京大夫（七條家の家來田村某の女）といふもの、頗る才女の聞えありて、女官皆恐れざる人はあらざりし。されば御内儀の靜肅をなせり 八十餘歳にて隱居し、名を大瀧と給ふ。格別の勤功を賞せられ、厚く金祿を給ひし。

○嘉永七年四月の内裏燒亡は、午刻に敏宮の芝御殿より火起れり。其日庭の梅の樹の虫を燒くとて、火を小枝に附しが、如何したりけん、其火芝御殿の屋根に移り、折しも辰巳の風烈しくして、飛火の日の門に移り、間もなく内侍所十八間廊下より、紫宸殿、常御殿等一時に燃上りたり。議奏御立退の

よしを奏す。帝如何思召れけん、不レ可レ動との仰ありしとぞ。頃日墨夷浦賀に渡來し、事に寄れば大坂近海へ入津し、いか躰の亂妨するも量り難しといふ浮說ありて、鷹司關白などは、女中向專ら立退の準備をせられし事などを聞し召され、大御心を惱し給ひし折柄なれば、ふと御動座なきよし仰ありしにや。既に常御殿に火の移りければ、長橋の奏者所より、腰輿にて淸所門を經て、下鴨の社頭に臨幸あり。御休憩のうへ聖護院宮へ行幸なりて、しばらく行宮に定め給ふ。

○祐宮は中山家にて御降誕ありて、同家にて御養育し奉る。万延元年七月十日儲君になり給ひ、同日に准后御殿に御移りあり。今中山家の舊地に御產所といふ一棟の家殘れり。是は御產所にあらず、御内儀より宮の御殿を建られしなるべし。和宮の御殿を橋本邸内に建られし例によれるか。

○敏宮は甘露寺家にて御降誕ありし。御幼少の間は同家に御預り申され、御成長の上は新淸和院の舊殿に御移りあり。是を芝御殿といふ。嘉永七年に燒失ありしかば、しばらく靑蓮院宮、一乘院宮里坊等に御逗留あり。夫より閑院宮に御移りあり。是を紅葉御殿といふ。其後寶鏡寺の室、又は輪王寺宮の河原殿に成せられ、文久元年桂御所に御移り、翌年桂宮御相續となりて、始めて宮の御殿定りたり。されば御三十歲あまり迄は、御借住居にてありし。御幼少の比は、閑院愛仁親王へ御緣組御治定になりたれ共、閑院宮薨去ありしゆへ、其後は御緣組の御沙汰もなく御不幸なりしが、終に桂宮御相續になり給へり。

○敏宮は、夏の日などにも障子の内に座し給ひ、四方山の咄しのみにて、試道などの御慰の事はなかりしよし、女官の語りし。

○和宮は、嘉永四年十二月御深曾木ありし。其時の式を參考の爲めに左に載す。

實久記（橋本權大納言）云、嘉永四年十二月九日、今日和宮御髮ソギ也。兩役付二勾當掌侍一申二恭賀一。和宮同上。午刻許於二御三間一有二其儀一。關白（政通）依レ召持屋ニ參上。兩役候二南庇一。（東上北面）予依レ召自二西廂一持屋ニ參

上。下段、出二御手上段一中（襖）、關白被レ候二中段一面、（北）其儀先女房碁盤持参。二人也。伊豫、大乳人、角ヲ生氣方江向レ置、（中西間也）上ニ置（南右ニ、御子流川右之由、）左右ニ柳箱二、（泔坏、櫛刷、掻髮、鋏左方也、帖紙三疊右方也、）次宮北方自二簾中一出給、盤上昇給。御手ニ山橘、小松持給。生氣方ニ向ヒテ蹈ミ立給。女房二人扶二持之一、（大夫典侍、督典侍、）次關白參給、櫛ヲ水ニ染御髮ヲ理、髮掻ニテ御髮ヲ分ケ、鋏ニテ御髮ヲソグ、（右、左、中、）女房（侍從、掌侍）帖紙ニテ請レ之、事了宮盤上ヨリ生氣方ニ降給。次本役女房碁盤以下撤レ之。（予此後退去、）次宮ニ供二饌物一。次御髮人同時ニ有二小獻一、了關白退去。次兩役退去。

○五月に藥玉を賜ふ事あり。御直宮はまが糸にて組たる紐を用ゆ。御養子の宮はより糸にて組たる紐なり。御年八歳迄の事なり。御猶子の宮へは賜はらずとぞ。舊女官園山氏予かたりし。

○親王并に攝家の大臣薨去の時には、廢朝三ケ日ありて、清涼殿の翠簾を下すなり。清花大臣の時は、廢朝は同樣なれども、翠簾は下さゞるなり。何れも其日の御都合にて、言上は後日になる事もあり。惣て薨去の時は、武家傳奏より言上のよし、近代の[illegible]に見えたり。

○親王の薨去の時は、三ケ日廢朝なり。仙洞は三ケ日物音被レ止なり。親王になり給はざる御直宮の時には、三ケ日物音被レ止て廢朝はなかりし。

○大樹薨去には、五ケ日の廢朝なり。大樹の御臺薨去には、三ケ日御愼なり。大樹の兄弟姉妹死去の時には、勾當内侍取計を以て、三ケ日物音被レ止といふ名義なり。

○五ケ日の廢朝は、神宮の燒亡、又は皇考皇妣の崩御の時、大樹薨去の時より外にはなき事なり。

○三ケ日の御愼は、泉山の御位牌殿燒失、又は大樹の御臺逝去の時より外には近代なかりし。

○遠慮といふは、武家服忌令には其名目あれども、宮中には其名目なかりし。臣下の御咎ある時、此名目あるなり。

○除服出仕の事は、職事より宣下の沙汰あるを待て、忌明出仕する事なり。宣下を待ず出仕する時は御咎あるなり。
○別勅宣下の事は、暇の日數中に除服出仕するをいふ也。后の宮には此宣下あり。臣下は時議にある事なりとぞ。
○忌服、官家にては假服といふ。本儀は假を給はり哀慼を盡さしむ。是大寶令の制にして、維新まで令制を傳へたり。古き記錄には請假何日といふ屆書を出せり。今忌服といふは、忌憚の意に聞え古制に違へり。
○嘉永七年四月の内裏燒亡ありし時には、樂器其他の御物も多く燒たりし。此時に正宗の御劍も燒たりし由にて、灰燼の内より金具等を拾ひ集たる事、議奏の記に見えたり。
○和宮御緣組の御禮として、幕府より正宗の御劍を獻上なりしが、夫を金作の御劍に作らせられし。口貫は金にて、麒麟を後藤治左衞門に彫せ、鞘は原在照の下畫にて、靑海波に麒麟の描金なりし。口を喜ばしむべき御劍なり。
○仁孝天皇の御代に、山口按摩博士滿嘉とか云ふ醫師ありし。初平民なりしが、外療に妙手を得たるにより、御醫に補し僧官に任ぜられん事を、關白政通より命ぜらる。其時滿嘉云やう、私の如き不具のものの僧になりては、世の人化生の物也と申候はん。願はくば俗躰にて置れ度よし申により、願の如く俗躰にて御醫に召出され、從六位下按摩博士に任ぜしめ拜診を仰付られたり。此人の父某外療の事、此滿嘉の身體を以て硏究せる由にて、手足共に長短ありて不具の身となりたり。其上丈卑く頭大にして顏奇相あり。後に從五位下大隅守になりたり。
○孝明天皇數年御痔疾の處、安政二年九月に御平癒有せられし。賞典として御執七山本典藥大允隨を從四位下に、伊良子陸奥守光順を從五位下に叙せられしよし、議奏の記に載たり。

○御養子の宮の親王宣下には、御祝儀として御太刀馬代金一枚二種（干鯛、昆布）、一荷を賜ふ。殿上人にて勅使を勤たり。

○九門には各下馬札を立たり。書博士の書たるなり。伺を經ざれば乘馬し通行は禁ぜられたり。賀茂祭の官祭にても、六位以下の人は六門外にて騎馬の事に定られたり。桂宮假皇居になりし時、同宮の臺所門の東西に下馬札を立らる。新内裏に遷幸の後、兩本願寺の願によりて給ひし也。

○兩本願寺は年頭暑寒天機伺の外にも、御大禮などあれば、必參朝し拜謁を願ふ。他の門跡よりは能く勤めたり。

○親王家の御婚禮には、當日殿上人を御使にて御太刀馬代金貳枚、其餘に三種貳荷、姫君へ紅白紗綾五卷二種壹荷を賜はりたり。

○任官の内に上總、常陸、上野の三ヶ國は、親王の官となりたれば、公卿地下共に守に任ぜられず。又山城、武藏、尾張等三ヶ國も守を任ぜられず。尾張を憚りしは其故を知らず。公卿の三位以上は權守、四位以下は權介に任ず。是は往古の例に據れるなり。地下は守或介に任ぜらるるなり。

○非藏人は、賀茂、松尾、北野、稻荷、梅宮、新日吉等の神官より兼勤する也。又其子弟より補せらるゝもあり。又神官に非ざるもあり。員數は天和靑表紙には七人あり。近代は七八十人に及ぶ。皆本職神官の方にて四位、又は五位の位階あり。非藏人の方にては無位無官にて、一人二名のもの也。皆國名を呼ぶ。大和、河内の類なり。此内に番頭三人、番頭代三人あり。番頭代は議奏の書記にして、其他は堂上の給仕役なり。古の非藏人は六位藏人に轉ずる也。

○天保八年家慶將軍宣下後の御禮として、十月に高松少將を上使として差上せたり。其時の獻上物、大樹家慶より太刀忠國一振、綿三百把、馬代白銀五千兩。是は將軍宣下御禮。太刀一口、綿三百把、馬代白銀五千兩、是は内大臣轉任御禮。太刀一口、絹三十疋、馬代白銀貳千兩、是は家祥右大將兼任御禮。

前大樹家齊より太刀忠廣一振、綿二百把、馬代白銀三千兩、是は將軍宣下御禮。太刀一口、綿百把、馬代白銀貳千兩、轉任御禮。太刀一口、絹二十疋、馬代白銀千兩、是は兼任御禮。右大將家祥より太刀一口、絹五十疋、馬代白銀三千兩、是は兼任御禮。太刀一口、綿百把、馬代白銀二千兩、是は將軍宣下御禮。干鯛一箱、昆布一箱、樽一荷、是は大樹轉任御禮。大御臺より白銀五十枚、是は將軍宣下御禮。同五十枚、是は轉任兼任の御禮。御臺より同じく銀五十枚ヅヽ、前大樹隱居に付、羽二重五十疋、干鯛一箱、鰑一箱、昆布一箱、樽二荷なり。

一叙位任官の事、位階は年限の定によりて願ふ也。任官は缺官のある時、其家の例にて願ふ也。皆奉書三ツ折に書く、是を小折紙といふ。皆其例書を添ふ。先堂上は門流、地下は傳奏或は本司長官に附け、關白の內覽を請ふ。終れば職事に披露を請ふ。職事受取り議奏に附く、次に議奏御前に上ぐ、次に議奏勅許勅問といふの日限を伺定め、其日に御前にある申文を請出し、職事に勅問になる攝家の里亭へ向ふ。其人の返答を議奏を以て言上す。夫より叡慮にて勅許ある也。議奏承り職事に勅許の事を命ず。職事より當人へ申渡す也。堂上は書翰にて達す。地下は非藏人口へ召出し申渡す也。後日に職事より口宣案を申請るなり。

○武家の官位の事は、家康の十七ケ條に公卿の員外と定め置しなり。幕府願濟の後、老中より書翰にて所司代へ申越し、所司代より傳奏へ取計の事申越し、內覽を經て議奏に附け、言上の後に職事、大內記等に官位取計の事を下知するなり。又上使或は附武家に、官或は位階を宣下なりても、幕府伺の上ならでは御請は申さざるなり。

○關東より嘉永七年十二月に金壹萬兩獻上せしは、內裏燒亡ありし故かと思へば左にあらざるべし。大樹の內願によりて、諸國寺院の梵鐘、名器、時鳴鐘の外は、大炮小銃に鑄改むべき太政官符を製し幕府に賜へり。此宣下の事、本式にすれば多少の下行米を請求すべき也。然るに消息宣下書翰にて下知するをいふ、

にせられ、一切の費用を省けり。大樹に於て御滿足との、老中よりの書狀を傳奏より議奏に差出したる事、議奏の記に見えたり。右は全く朝威を以て、諸寺院異議なく梵鐘を召上になりし、其御禮の心なるを知るべし。

○老中又は八朔の關東使の參內には、必ず紫宸殿幷ニ御鳳輦拜見の事に定れり。

○將家の女子、武家緣組にて關東へ發途の御暇には、參內ありて紫宸殿、清涼殿拜見を許さる事になれり。

○仙洞の晝御座の御劍は、貴重の御物也。後白河法皇の御劍なりといへり。議奏の記に、安政四年八月十六日、洞中晝御座御劍長光一振、自後奉行預可ㇾ被ㇾ載二御目錄一、且拭清申付之後可ㇾ納二于官庫一旨、太閤殿令ㇾ傳ㇾ仰給、奉行三條中納言召設申渡とあり。古刀を寫せる圖に、後白河上皇御劍とて、太刀の中心に後白川御劍といふ文字を彫たるあり。此太刀は世に傳はらざりしにや、此長光は別の物なるか考ふべし。

○孝明天皇は樂道御好にて、嘉永七年關東より獻上なりし金一万兩の內より、御會に用ひ給ひし三鼓を調製仰付られたり。三鼓とは太鼓、羯鼓、鉦鼓なり。議奏の記に載たり。

○議奏は、後鳥羽朝に賴朝の奏請に因りて初て置れたり。後宇多帝の比迄はありしが、其後中絕せり。再興の年月詳ならず。靈元朝には既に此職ありしなり。

○武家傳奏は、後鳥羽朝に興れり。室町將軍の代には三人ありて、宮武の間の事傳奏するは、今と異る事なけれども、室町將軍の間は使者參內する事なく、傳奏より代勤する也。此職は中絕せざりしにや。

○門跡といふ號は、昔は元三大師の法流、又は門徒などゝいふべき處に、門跡の字を用ひたるあり。又中古には無住の寺院を門跡といふよし見えたり。夫より後には天台宗の靑蓮院、妙法院、梶井を三門跡といふ。此靑蓮院以下を門跡といふも、圓光大師などの門徒といふに同じ事なるべし。聖護院以下

は、此三門跡に倣ひて稱せしにやあらん。近世諸儒の說には、御門跡（ミカド）といふ意にて、御室又は妙法院等をいふ也といへり。無稽の說なるべし。

○門跡には房官ありて寺務を掌る。俗家の諸大夫の如し。古の門跡は僧官のみにして俗官あるを聞ず。今代の門跡は、坊官の下に諸大夫、侍等あり。是は元里許よりの附人なりしよし、尤無用の者なるべし。

○入道親王の天台座主又一品宣下などの時には、御祝儀として殿上人を勅使として、昆布一箱、干蕨一箱、氷蒟蒻一箱、樽一荷等を賜はるなり。又他の門跡へ御移轉の時には、太刀馬代金一枚、綿十把、折櫃五合、樽五荷を給ふなり。

○諸大夫といふ號は、古は五位以上の惣號也。中古より家格に定りて、公卿に公達（キンダチ）と諸大夫との尊卑を分つ。因て諸大夫資格の公卿は、地下の諸大夫を仕ふ事を得ず。されば地下の官人を雇ひ仕ふ也。惣て諸大夫は五位の號なれども、家格に定りたれば、六位の諸大夫もある也。又上等の侍の中には、諸大夫に准ずる家格もある也。

○侍といふは、六位以下の惣號也。是も家格にて定られたれば、五位になれば五位侍といへり。又諸大夫に進む家もあるなり。

○元日節會を始め、其餘の節會にも、定式の入御の後に、更に女中の小袖被（カツキ）といふものを召され、内々ながら式を御覽あり、御神樂の時も同じ。

○宮中には諸奉行を置かれ、公卿の中より掌る。

神宮奉行　賀茂社奉行　御祈奉行　修理職奉行　御獻奉行　御屛風奉行　御劍奉行
御會奉行　御歌書奉行　字書奉行　御記奉行　御小道具奉行　御色紙奉行　紫宸殿奉行　清涼殿奉行　小御所奉行　御學問所奉行　小番奉行

右の外にもあるべし。

○熙宮は天保二年六月十四日正親町家にて降誕ありし。三十一日め則七月十四日に御忌明（イミアキ）御參內あり。夫より御生母の局にて御養育申されし。

○御神事中に御生母月の障にて里許へ退出すべきは、正親町家九門外の住居たるにより、里御殿に退出せられし。此二ケ條は正親町老人の語られしなり。

一惣て新誕の宮には、御乳の人（必農家の女子に限れり）、一人、御伽二三人召出さる。熙宮の時には、御世話卿池尻前大納言延房の妻某上﨟代を心得られし。

○宮の日用の事は、御用掛執次より、下掛りなるものを、日々局へ廻らせ、其御用を辨ぜしめたり。金錢は御內儀より渡されし。

○御忌明御參內には、御生母御乘添にて奏者所へ入せらる。其行列は先六門番人二人鐵棒を引く、次に先拂二人仕丁、次に御先供三人相双ぶ、御使番、次に御板輿、輿丁は、黃色無地の法被着たる仕丁六人舁く。御腰脇四人御使番、次に御用掛執次、御醫師等なり。

○御七夜の日には、勅筆の御名字を授けらる。女官御產殿に持參するなり。

○里許へ御預りになりしは和宮より始れり。其故は御生母觀行院、先朝の典侍なれば里許に退出せり。其便宜により里許にて養育申されし。此例にて祐宮以下の宮々、里許にて御養育申事になれり。

○局にて御養育の宮々薨去の時は、御不例の由にて御生母の里許へ移し參らせ、夫より薨去の披露ありしなり。御葬埋は廬山寺、或は淨華院に限れり。甚御手輕き事なり。御生母准后の時は、泉涌寺の塔中雲龍院に御葬式ありし。

○和宮は、宰相典侍、能登命婦、御末女孺、以下三人許、此人々を御附人として江戸御入城ありし。練て理髮御所風を改めざる事。內親王の扱の事。明年御上洛の事。御臺と稱せざる事など御約定にて

御入城なりしが、一ケ條も違奉なく、意外の事なりしと、供奉せし女官の語りし。

○堂上の内に關東に由緒ある家を昵近といふ。十七家ありし。大樹參内には取持をするなり。文久三年三月に此稱を廢せらる。

昵近の家

日野　六條　山科　冷泉　堀川　廣橋　柳原　烏丸　高倉　四條　飛鳥井
三條西　橋本　舟橋　中園　土御門　勸修寺

○堂上に内々外樣の區別ありて、親疎おのづから異なり。内々は近習の如くにて、御前に祗候するなり。外樣は番所のみに祗候せり。後土御門の朝に、既に内々外樣の名目見えたり。其始詳ならず。近習は此兩番所の内より其人を撰み用ひらるとぞ。

内々の家

大炊御門　三條　葉室　廣幡　醍醐　日野　柳原　野宮　甘露寺　岩倉　富小路　四辻　平松　[illegible]　綾小路　西三條　烏丸　植松　中御門　飛鳥井　清閑寺　庭田　白川　芝山　石井　山本　石山　高野　押小路　愛宕　中山　東園　廣橋　姉小路　滋野井　中院　五辻　正親町　舟橋　葉室　大原　清閑寺　園　清水谷　七條　難波　壬生　坊城　中御門　今城　山科　勸修寺　持明院　正親町三條　萩原　水無瀨　千種　櫛笥　梅溪　勘ケ由小路　高倉

外樣の家

久我　花山院　西園寺　德大寺　油小路　竹内　倉橋　藤波　錦織　東久世
橋本　澤　堀川　錦小路　伏原　藤井　六角　唐橋　土御門　穗波　長谷

外山　山井　北小路　石野　岡崎　阿野　東坊城　花園　中園　竹屋　吉田
　裏辻　五條　日野西　高丘　梅小路　裏松　梅園　風早　冷泉　櫻井　樋口
　下冷泉　藪　小倉　豐岡　大宮　池尻　武者小路　桑原　入江　六條
高松　河鰭　藤谷　園池　三室戸　堤　町尻　久世　高辻　清岡　西洞院
交野　四條　西大路　慈光寺

○内々の人は、恒例、五節供、式日等御前にて御盃を給ふ。

○外様の人は、年頭に御所にて御對面あり。冷泉、油小路、西大路、伏原、日野西、竹屋、此家々のみ家例にて八景繪間にて御盃給ふ。

○御附武家大久保大隅守内勅を奉り、俄に關東下向の事あり。御縁組の事なりといへり。關東使上京以前の事にや。

○文久二年七月廿三日、九條家々來島田左近と云ふもの、四條河原に梟首せられたり。和宮御縁組の事に預り東西奔走す。奸曲强情の聞えあり。去年御下向の時に出府し、大樹の目見を得、當正月に五十人扶持を賜ひ、從六位下左衛門權大尉宣下ありしが、去二十日長州の徒に捕縛せられたり。一時の榮耀といふべし。此月より御縁組に關係せる人々の勅勘の事起れり。閏八月廿三日に、九條家諸大夫宇鄕玄蕃頭誅せらる。是も島田左近の同類なりといへり。

○同年九月一日、官位以下諸事内願の筋、從來御内儀向へ申込候輩も往々有レ之候得共、自今右樣の儀無レ之樣可二相心得一、夫々公平之御處置被レ爲レ在候事故、猥歎願等有間敷候、但歎辭其理明瞭之事にも有レ之候はゞ、當職門流邊へ可レ及二出願一、決而心得違無レ之樣一同可二相心得一事との達しあり。和宮御下向の事に付、御内儀へ申込候事どもありて、不都合を生じたるより如レ此達せられしにや。

○天皇御璽の文字ある御印は、六七百年以前の文書に捺したる御印なり。中古如何なりしにや、享保年

間嵯峨の材木商に用ひしを、高屋遠江守康昆（當時は近澤主税と呼びし）、見受け、其仰を得たりし子細を問ふ。商人桂川より得たる山を答ふ。康昆奇貨たるを知り、速に買取り、傳奏に其事情を述べ獻上す。其賞として高屋家相續せしめ、右衞門尉に任ぜらる。後に遠江守に遷任す。御印は內豎兼主鈴の職掌なるを、自宅に預り申すなり。近代迄も渡邊、林兩家にて預り、御用の時には持參せる事になれり。

○高屋遠江守康昆は執次役を勤めたりしが、奢侈を究め贅澤を盡せり。官金窃取の事發顯し、康昆は魁首たるにより、辭官遠流となる。未だ配所に至らざる前に歿せり。連累數十人に及び、各流罪、或は追放、或は暇等の處分ありし。此度の處分苛酷に過たるとて、近衞關白（內前）を痛く怨みたりと、是を安永二年御內儀の騷動といへり。是より勘使（會計役也）の職には、關東より幕吏上京し勤むる事になれり。

○寳曆年間に竹內式部といふ神儒學者あり。朝廷を遵奉し、古今の治亂を說き、修學積德せば自ら王政復古に至らしむべき天地自然の道理を講讀せり。堂上の輩入門し、或は武術を嗜むものもありし。此事既に武邊へも聞へ、正親町三條大納言公績、德大寺大納言公城、烏丸大納言光胤、坊城中納言俊逸、高野中將隆古、西洞院少納言時名、中院少將通維、勘解由小路左中辨資望、高倉右兵衞督永秀、西大路少將隆共、町尻右馬頭兼望、今出川中納言公言、町尻三位兼久、櫻井刑部權大輔氏福、裏松左少辨光世、以上官を止め永蟄居落餝仰付らる。岩倉前中納言恒具、植松三位幸雅、岩倉左兵衞佐尙具、此三人は自分遠慮なり。幸雅、尙具は落餝せり。右御處置になりし御趣意は、

竹內式部門弟堂上式部教方不レ宜に付、近年每度風說流行、朝廷及二騷動一候。依レ之門弟堂上結黨謀反之志有レ之候風說盛に相聞候も無二餘義一候。謀反と申義ハ事重キ義、中々二三十人計之徒黨、一兩年計之申合にては、一向難二事調一義に候。畢竟只各　主上え御馴染申候而、朝廷の權を取候趣意に候。輕二關白已下一列一且傳奏議奏等法外失禮之義共難二勝計一候。依レ之別紙之通被二仰出一候。

とあり。當今桃園天皇御幼冲の間の事なり。此人員の內裏松入道固禪は、大內裏圖考證幷に皇居年表

等を編纂し、後世に佳名を傳へたり。近年岩倉右大臣の唱しに、祖先の遺志を繼ぎ王政復古の大業を遂たりと語られしは、此時の事なり。廣橋大納言兼胤の記中に詳に載たり。

○慶應二年に皇居丑寅の隅の凹たる所を擴られん爲に、飛鳥井邸地の西の方削られたり。飛鳥井門前右の隅を猿ケ辻といへり。其處は雨夜などは化物出るとて、平民などは避て通らざるなり。往々狐狸の害する事を聞けり。然るに此五月頃の事にや、猿ケ辻の古狐のいふやう、此度御普請につき、今は住べき所もたくなりたり。願くは妙顯寺の寺内に社殿を建　鎭座し給はゞ、天下安穩寶祚長久を守るべしと、帝の御夢に來り告るを御覽ありしよしにて、建築料金百圓外に年々米十石づゝ下さるゝ事になりしよし、奇怪の事ながら、其事を山科中納言言成の記に載たり。先頃此御造營の小屋燒失せし事あり。是も狐の所爲といへり。

○御内儀にて兩頭といふは、大典侍、長橋をいふなり。三頭といふは、此兩人の外に新大典侍を加へ、三頭といふなり。表にて兩頭といひしは、藏人頭兩人をいへり。又は貫首ともいふなり。

○他の御殿へ出御の時には、御先へ蒼朮を持參し燒せらる、濕氣を避る爲なり。

○御兒は常は長絹、袴のみ着用す。正月式日には直衣着用せり。出御の時には御前の簾外に着座す。

○慶應三年八月に大樹慶喜より、山城一圓御領に獻納の事言上あり。既に勅許になりしが、其十二月に政權返上、間もなく兵馬を動す事となりたり。此獻納の事一年あまりも早く貢獻の實あらば、報國の誠忠も世に顯れるなるべし。山城國八郡にて貳拾壹万石餘の收納高なり。

○御手許金にて仕拂するを御納戸拂といへり。此事は大御乳人の取計なり。

○堂上の他行するには、攝家淸花大將以上は小直衣、又は狩衣なり。淸花は狩衣、平堂上は次上下に小刀を帶たるなり。割烹店などへは出入る事を堅く禁ぜらる。

○神璽御搦といふ事あり。神璽の覆の御改めなる事なり。其覆は山科の調進なり。當日御覽ありし典侍

内侍各一人、神祇伯等勤む。賢所の御搦も是に同じ。
惣て表向奏聞の事は内侍に限れり。

○御内儀にて儀式の時の御陪膳は、大典侍の役也。

○新待賢門院御白晝の肖像を、或人へ給ひしを見たる事あり。女手にては能く畫れたりし。

○柳箱といふものは、三角の木を双べ、元結にて搦み、足を付け、几の如きものにして、夫に物を載るなり。古はしからず。柳にて編たる筥なり。今近江水口產の藤細工の如きものなり。柳箱の字義に能く當れり。何れの代より斯の如くなりしにや。

○女官に三仲間といふ事、御末を第一とす。今御膳掛りの女孺をいふ。其内一朶女、二朶女、三朶女といふ三人ありて、節會の日には、紫宸殿にて内膳司より調進する御膳具を供進する也。次に女孺といふ。今の御道具掛なり。次に御呉服所といふ、今御服掛りといへり。此内に右京大夫、小大夫、新大夫といふ三人あり。長橋の役人にて、武家任官の御禮には、小取次の役名にて謝物を受るなり。高家御暇として奏者所へ參る時には、此仲間にて陪膳の事をする也。又白馬節會には、此内より二人舞妓の名義にて、紫宸殿の前庭にて舞を奏するなり。此御呉服所は御服裁縫、其外文筆の役也。

○女中にて男の役人に面謁するは、大御乳人と御差と表使のみなり。

○打亂筥といふもの、威儀の時に用るもの也。手箱のかけごなり。花鳥餘情に打みたりの箱の蓋の上には、髮を梳る時打みたし侍れば、筥の名とせる也とあり。

○所司代は、月々十六日に天機伺として、生鯛一折獻上す。暑中には鱚一箱、寒中には雁一折二羽、其餘初雪降る時には、鴨一折十羽、獻上する例なり。公用人内玄關へ持參するなり。御所よりは暑寒ばかり御尋として、生鯛一折二尾賜ふ。

○歳末には長州伊賀の藤堂等、太刀馬代品もの獻上あり。執奏家の家來付添へ奏者所へ持參する也。

○泔坏（ユスルツキ）といふものは、髮を梳る時に泔坏に水を入れ、其水を櫛に付るもの也。

○破子は白木にて折の如くにし、かぶせ蓋にしたる辨當箱也。蓋も身も同じ深さなる故、破子と名付といふ說あり。

○東京極院は仁孝天皇の御生母なり。御存生の間の事は、今は昔にて詳かならねど、御葬式の途中に、俄に空かき陰り、雨のふり出しなり、終に棺面に落たるより、供のもの驚き騷ぎ、棺を捨て四方に逃去りしが、暫くして空晴れ供の者共棺を舁擧しに、意外に輕くなりたりといふ奇談を聞傳へたり。

○年頭の燒子鍋といふものには、藤堂より獻上なりし南部釜を用ひらるゝなり。

○衛重といふものは、折敷に足を付たるものにて、上の臺と下の足とを續ぎ重ねたるものゆへ衛重といふ。今の三方の類なるべしといふ說あり。

○御卽位の時に、紫宸殿の南庭に飾られし朱塗の鉾臺は、信長より獻上のよし世に云傳へたり。南殿品に赤黑の斑幔ありて葉の紋を付たり。其紋より附會の說を傳へたるべし。日野大納言資勝記に、寬永年間、德川家光二條亭へ行幸の時に用ひられし鉾臺を立て鉾御覽ありし。其茶屋に赤黑の葉の紋付たる幔を張たりといへり。されば官庫に傳へたる鉾臺及幔裝束は、二條城にて用ひたりしを獻上せしに疑ふべからざるなり。葉の紋は古より裝束其他にも用ひ來りしもの也。

○供御の茶碗は大中小あり。皿も同じく大小あり。鱠皿、ちよく、燒物皿等ありて、何れも肥後八代の製造なる由を聞けり。蓋は皆土器なり。御茶口切に濃茶を召るゝ時の茶碗は粟田燒と見えたり。

○文政元年正月十一日酉半刻許、奧向へ賊亂入の事あり。大判事章斐當直なれば、直に常御所に至れば、中段に上下着のもの、袴の裾を褰げ刀を拔きながら立てり。灯下より透し見れば非藏人なり。章斐思ふやう、唯今女御殿に出御中也と雖も、玉座に近き所なり。若此所を汚しなどしてはあしく、便宜の所にて捕へんと考へ、手招したれ共應ぜず。更に上段の方へ進み襖を開かんとす。章斐今は詮方なく

と思ひ、直に賊の前に進み刀を奪はむとす。賊怒り左の手に持替へ、章斐の眉間を切る。章斐切られながら屈せずして、賊を擁き漸くに斃(マヽ)せり。近習の殿上人此變を聞たれ共、皆怖れて近付人なかりし。章斐の斃せるを見て、五六人來り賊を搦得たり。章斐眉間の事なれば、血の流れて兩眼開くべからず。漸く侍中に扶けられ曹司へ退き、賊の處置を仕丁頭へ申付、中段韓櫃の事勘使へ申渡す。折柄女御御殿に詰たる同僚共追々走來れり。夫より章斐は自宅に退出せり。仁孝天皇此變を聞しめし、章斐の勳功を叡感ありしとぞ。卽刻御用にて御醫師兩人來り、其瘡を治療し、其樣を直に長橋へ申上しとぞ。其夜は關白以下天機伺として參朝せられ、各平明に及び退出せられし。翌日御尋として鮮魚菓子等を給ふ。其後快氣出仕の後、大御乳人面會にて御褒詞を給ふ。七月になりて永世廩米三石を給ふ。其冬正四位下を推叙し給へり。世の人關白の不取計にて賞典の厚からざりしといへり。

右の賊の中段に至りし時、其處に新大典侍どの一人火鉢の傍にあり、賊を見て上段に入ざるやうに、先しばらく此處に座して居よといふ。賊立ながら章斐の來る迄其處にありしと。此女官は度胸の廣き人なりといへり。此賊は非藏人の松尾陸奥の發狂せしよしなり。體格大きなる方にて廿六七才の程なり。章斐五十餘歲なれ共、壯年の比柔術を學びしゆへ、切られながらも斃す事を得たりし。此陸奥は獄中に死歿し絕戶となりしを、章斐窃に憐み、年々其寺へ物を施し吊祭せしめたりしが、近年廢寺となりし。

○敬法門院は東山天皇の國母、松木內大臣宗條女也。此門院の靈元天皇に寵幸を得て五宮と申し東山天皇御位に卽せ給ひしなり。靈元第一の皇子を一宮といふ。所生小倉大納言實起女也。上下共に一宮こそ受禪あるべき事と思ひしに、天和元年冬、俄に一宮は勸修寺入寺の事となりしを、御外戚の實起何か言上せる事のありしにや、勅勘ありて父子共佐渡國に流され、終に其所にて薨去せられたり。此事近衞基熙公の記に見えたり。此女院始め敬法院と法號を附たりしに、後に敬法門院の宣下あり、大准

后と申し、幸福の人なり。

○新待賢門院は書畫を書れ、又は和歌をもよまれたりし。内氣の御生質にて、御在勤中は日々御遠慮のみありし。御昇進の後は神經病にて、始終人の目に見えぬものゝ御前に至りし由にて、獨言を仰られし。又目の前に來りしものを追拂へなど〵仰られし、少し狂氣の様にもありしよし、平常はさのみ六ケ敷方にてもなきながら、御參内の時には、いつも其時刻になれば御いやになる由にて、右京大夫（後に大瀧と云）、御迎に參り御勸め申事になれり。安政三年暑中に、御下痢御不食にて、三十日許を經て薨去なりたりと女官の語りし。

○御生母より昇進せられたる門院は、至て御手薄き事なり。新待賢門院の御附は、上臈一人、年寄若年寄各一人、侍女三人、家司一人、賄二人、御使番四人、下掛り等、其余に御世話卿、御用掛、執次各一人あるのみなり。

○天皇の御冠の地文は、近代御元服の時、加冠を勤たりし攝家大臣の家に用ひし地文を用ひ給ひし事となれり。古は然らず 、未だ考へ得ず。天皇御元服は、太政大臣の加冠を勤めたり。東宮の時には東宮傅、又は左大臣など勤めたり。

○雛人形宮中にての御慰になりしは近代の事也と、後櫻町天皇の御代に、度々雛裝束調進の事、山科家の記に見えたり。女帝におはしませば、此御代より御弄翫になれる物にや、近代御凉所に陳列せられ、命婦以上此事に預れり。極内々の事なりしとぞ。本は祓除の具にて、紙もて人形を作り、三月巳日に陰陽師の許へ遣す事古の例にて、慶長の比迄も皆同じ事也。古もひな遊びといふ事あれども、三月の事にあらざりし。

○硯蓋は、古へ硯箱の蓋に物を居へしゆへ此名ある也。故に古き硯箱の蓋は、表はさなくても裏は高蒔繪のもの也。

○花山院家は數百年火災に逢ざる家也。天明八年の大火に四隣悉く燒失せしに、花山院のみ殘れり。其寢殿の屋根に烏帽子を冠り黄なる淨衣を着たるもの數人上りて火を禦ぎたりと、庭中に稻荷社ありて狐の守護したりとぞ云傳へり。

○西園寺邸内の辨才天は、尾州より鎭座のよし家記に見えたり。又太政大臣師長の所持たりと云傳へり。師長熱田社にて琵琶を彈れたりし事あり。其由緒あるにや、今も舊地に鎭座し、白雲神社といへり。

○閑司といふ女官二人あり。節會の日には承明門壇上に座せり。此女官は定りたる家もなく、甘露寺と大學寺室より出す事になれり。

○八朔に關東より獻上の馬は、御附武家へ下さる例なり。御覽の後は菊亭、正親町三條兩家に隔番に預り置き、武家より申出せば渡すなり。此馬幕府より相應の馬を獻上なりしも、途中にて窃に取替たれば、實に乘用にならざる馬なりしと。又御覽の時に其馬を牽廻しゝ馬寮の官人には、奏者所にて靑銅一貫文の下行を給へり。

○五月五日の菖蒲の輿は、菊亭、東坊城より下行物を出し製らせ、衛士の調進するなり。

○東山天皇御舊地（凝華洞といふ）に、天明年間に舊地預り土山淡路守の僕、彼舊地の池の跡を廻りしに、大蛇を見て氣絶せしと云傳へり。嘉永七年内裏燒亡の時、燒瓦を以て池の跡を埋めたりし。近年四方の築地を崩ち公園地となれり。

○天皇の御寢なるを御格子といふ古言なり。格子を卸す義にて、戸を差すと同じ事なり。御格子になれば、宿直の堂上は冠袍を撤するなり。

○御德日といふ事あり、御厄日なり。中古より負れり。此日は獻物は苦しからねど、拜領物又は仰出されの事はなかりし。

○孝明天皇御疱瘡を惱み給ひし其御容體を詳に記せる物なけれども、山科言成記に其大畧を載たれば左に記す。

言成記云、慶應二年十二月十七日、主上御疱瘡御治定被ニ仰出一。傳聞、御疱瘡御輕症之由、恐悅至極天下幸福也。御匙七高階歟云々。

廿一日、謁ニ當番々頭冷泉中納言一、御樣子伺之處、主上御疱瘡御靜謐、自ニ昨夜一至ニ今朝一御安睡。自ニ今日一御貫膿に被レ爲レ在候由承レ之。眞實密々伺は存外御重疱御七ア許云々。御膿物多云々。一昨日坏頗御惱、既御內候にも可ニ相成一哉、人々頗心配云々。

廿五日、主上御樣子密々奉レ伺之處、兎角未ニ安心一御容體、恐懼偏御順快奉レ祈者也。風聞眞實、今晚丑刻許御大切云々。

言成は近習を勤めし人也。御匙は高階典藥少允經由なりし。

一宿直の醫師は四人にて順番に勤めり。御七は隔日に天機を伺ふなり。先帝は御痔疾の御惱みある故に、毎朝伊良子陸奧守治め奉りし。

一節分の前に、寶船の板を御物仕より十帖（紙の名也）を添へ出し、御使番に摺らせ、宮方はじめへ給ふとぞ。この圖中の獏の字は、後陽成天皇の宸筆なりと云傳ふ。鷹司家にも一種の寶船の圖あり。夫には秀吉の朱印を捺せり。

一年始に鞍馬寺より牛王の札を奏者所へ献上す。宮方へ給ふとぞ。此札を持ば幸福を得べしといへり。其樣十帖に朱の梵字數顆を捺し、其內に造崇福寺といふ印一ツありし。此寺は（崇福寺）天智天皇御代に、近江國に建られし寺なり。惣て印の出來しは、此帝よりは遙に後の物ながら印樣古雅なり。鞍馬寺に傳領せしにや。

一慶長六年定の青表紙は、秀吉より定めし祿制なるべし。當時は頗少人數なり。今其石高を略して戶數

のみを擧ぐ。地下諸役人に至りては、二十石以上の者は僅貳拾人（此分〇印を付く）あり。十石の者も少しあり。
共余は悉く二石、三石なりし。
貳万九千九百七拾九石三斗の内
　八條殿　伏見殿　龍山　近衛　九條　二條　一條　鷹司　菊亭　勸修寺　西
園寺　大炊御門　烏丸　日野　廣橋　花山院　水無瀬　持明院　正親町　万里
小路　山科　中院　坊城　正親町三條　中山　葉室　吉田　西洞院　六條
西三條　白川　飛鳥井　鷲尾　竹屋　清閑寺　堀川　園　五條　甘露寺　上
冷泉　五辻　德大寺　庭田　四條　冷泉　阿野　四辻　富小路　柳原　坊城
　土御門　猪隈　松木　難波　滋野井　万里小路（重出）　高倉　竹内　藤波
中御門
　方料
藤宰相　日野宰相　烏丸弁　勸修寺宰相　水無瀬　正親町少將　廣橋弁　大炊御門
中將　吉田侍從　園少將　飛鳥井侍從　西洞院少納言　持明院少將　四條　山科
中院
四千貳百九石の内
貳百石　內侍所
貳千石　女院樣
六百石　女御樣
千四百石　權すけ　めゝすけ　おみつ御料人　おさち御料人　若宮上﨟代　長橋　新
　內侍　伊與　大御乳人　おこや　出雲　帥殿　播磨　鷹司殿姬君　御

末衆五人

壹万六千六百八拾壹石の内

仁和寺　大覺寺　妙法院　青蓮院　梶井　照高院　聖護院　勧修寺　三寶院
實相院　竹内　圓滿院　隨心院　毘沙門堂　大乘院　安祥寺　理性院　積善院
龍光院　眞光院　眞乘院　勝寶院　報恩院　松橋　若王寺　尊勝院　神光院
理澄院　花臺院

貳千六百五拾三石七斗の内

曇華院　寶鏡寺　大聖寺　光照院　入江　南御所　瑞花院　寶慈院　慈受院
本光院　惠聖院　繼孝院　慈雲院　善知院　惣持院　攝取院　光照院内福藏主

貳千九拾八石七斗の内

。六位藏人三人　。官務　。大外記　。出納　内豎　大隅　高橋　下御倉　上野
介　仕丁六人　御番や　御神樂衆十四人　行事所　部屋衆　上南座　下南座　樂
人二人　西田　藤井　院經師　内膳　經師二人　圖書二人　壺召次　布毯　使
丁四人　内教坊　修理職二人　大膳職　使人　内藏寮　闈司　縫師　彌一　眞
繼　院承仕二人　小預　。六位隼人正　外記史二人　陣官人二人　内舍人二人　行
事官　文殿　召使　御香水役人　衞士二人　院雜色　院廳　大舍人二人　梅畑
釆女二人　堀川　大藏省　木工寮　生火官人二人　主殿寮三人　官掌　駕輿丁四人
大筆　小筆　御油屋　主殿司　掃部寮　施藥院史生　松村　小法師　大黑
六位衆五人　北小路　官人宮内　御藏三人　釜人　鏡や　使部　大佛師　大經師
。上御倉　。御隨身調子　檢非違使三人　。勢多　。御隨身土山　仙納　旗鉾役人

惣官　。北面衆八人　。典藥備後　御車副御牛飼十三人

惣計五万五千九百貳拾壹石七斗なり

天和の比には、人員幷家祿共加增して、八万三千餘の石高になれり。夫より後は皆廩米にて給ひし。

○家祿の印章は、將軍代替りに新古交換する事にて、其時は所司代役亭にて、傳奏立會ひ請取る也。地下官人は豐太閤の朱印のみにて、德川將軍の朱印は受ざりし。

○古へ攝政家は、皆二三ヶ國を傳領せり。當時の蓮華王院は、建長火災に罹り、關白道家公に勅あり、讃岐國の收納物を以て造營せられしよし、岡屋關白記に見えたり。

○惣て昔の國司に任ずるは四ヶ年の間なり。任終れば歸京するなり。其際に內裏の造營又は堂塔延築の事などあれば、其辭退すべき人に重任の宣旨を給ふ。其宣下を蒙りたる人、任中の收納物を以て工事を落成せしむる事、中古の例なりし。

○武家の任官の御禮獻物に定あり。

侍從成　太刀一口、馬代銀三十枚、青銅百貫文。
諸大夫成　太刀一口、馬代金壹枚。
從五位下成　從四位下成　同斷。
少將成　太刀一口、馬代銀三十枚。
中將成　同斷。
宰相成　太刀一口、馬代銀百枚。
中納言成　同斷。

右傳奏の雜掌奏者所へ持參するなり。懸緒御禮ある時は、使者御禮物銀五枚奏者所へ持參する也。

○宮門の外墎は元六門なりし。寶永火後新に三門を開き九門になりし。新在家口の門は火後開きたるに

より蛤門といへり。此三門には御附武家の同心なるもの番人とせり。

○清和院門外寺町の通り、道路の中央南北に對し礎石二顆あり。近年土中に湮沒せり。傳へて清和院表門の跡なりと云へり。因て其傍の門を清和院門といへりとぞ。古圖に據れば、清和院は一條の南なり。少し地位違へり。清和院門を出て北へ行く町を二階町といふ。其道路は非常に苔を生ぜり。墓地の跡といふ事を聞傳へり。未だ確證を得ざれ共、恐くは其寺の門にてやあらん。

○毎年冬、幕府より藥種一箱獻上ありし。誰も貴重の物たるべしと思ひしに左にあらず。鷹ケ峰藥園にて藤林玄丈とかいふものゝ栽培にして、藥用にならざる品多きよし醫師の語りし。

○醫師の御醫に補せらるゝは、小御所にて三度、常御所にて一度の天脈拜診を經ざれば、御醫になる事を得ず。此四ケ度の内に、進退に不都合あれば、中途にて止めらるゝなり。常御所の拜診は六ケ敷事にて、其前に大典侍の局にて能く傳習ありしとぞ。

○御用途の事は、御附武家、御賄頭等、皆幕吏にて取締をなせり。仁孝天皇の御代には、殊更節儉を主とし幕府への功とせり。天保十一年立坊の時に、大判事章武、親王の御用掛なり。廉直のものたるにより、幕吏の說に合ざるゆへ御用掛を免ぜられし。又天保十三年敏宮の内親王宣下の時も、同じく御用掛にてありし。此度は退役を命ぜられたり。此事言上の時に、章武は惜むべき者也。今は是非なしと仰ありしを、右京大夫內々傳へ語りし。當時奸吏の惡弊に從はざれば、斯る寃枉を受るなるべし。

○御泉の庭に止々齋といふ御茶室を建らるべき事を、天保六年に幕府へ仰立られしが、同十一年に漸く許容になり、俄に建築し、御庭迄も作られし事、橋本前大納言實久記に見えたり。其後半季ばかりありて崩御たりたり。幕府は先例のなき事は輙く許容せざりしながら、此御建物は僅三間四間許を、普通の木村に一造營したれば、さのみ金を費せし物にあらず。當時幕府の處置は惣て如し此なるべし。

○安政年間に、暑中深更に及び、若き殿上人六七人申合せ、西の築地に上り月を見たりし。折節日野の

家僕唐門前を通りしを、瓦石を擲ち餘興とせり。其事露顯し幽屛せられたり。當夜宮門の番人來り其様を告しに、當番の執次某、夫は狐狸の仕業なるべしと答へたり。さも思ふべし。

○官庫にある車二輛は、二條行幸の時に新調せられし物也。古式を考へ得ずして整へたる物なれば、非常に廣大のものなり。

○南禪寺の方丈は、後陽成朝の清涼殿なりといへり。其構造は上中下段ありて、天明以前の清涼殿は、此結構の如くなるべし。此方丈は麁末なるもの也。信長の造營せしものにや、教王護國寺の西院弘法大師は、順德天皇の清涼殿なりと好古小錄に云へり。其構造古製にして床下卑し、今の清涼殿に能く似たるなり。

○築地に筋のありしは、上下の差別なき物なり。惣て築地は油を入れ五六段に搗き固むる也。されば自ら織目の出來るもの也。蓮華王院西南の塀は、後白川上皇の法住寺殿の築地の遺れる物なるべし。其築地は織目ある也。其他奈良の法隆寺以下の古き築地は皆同じ事なり。今代白き筋を引しは虚飾なるべし。

○皇后御所は皇居一構の内にあれども、天明迄は北殿と申て別の地所なりし。因て東の方皇居とは三十間餘も狹し。慶應年間に皇居一様に廣げられたり。

○賀茂八幡臨時祭は、光格朝文化年間に御再興なりし。其祭に參役のものへは前に下行米を給はり、夫にて衣體以下の準備せる通例なり。當時米壹石に付銀五十匁計にありしにや、石代六十匁の相場を以て、年々臨時祭のみ參役の人に給はる事になれり。皆御憐愍の厚きを感肝したりしが、孝明の朝に至り追々米價騰貴し、彼六十匁定を歎く事に至れり。

○中古御領の事の書に載たるは、後嵯峨天皇以後の事也。此天皇は武家より御位に即け奉りたれば、御領の事も此時に沙汰し參らせしものにや、聊左に擧ぐべし。長講堂領以下三ケ所、後土御門天皇より

後は記錄に見えざりし。

長講堂領　法金剛院領　熱田社領

右三ケ所、伏見、後伏見、花園、崇光の諸朝、各御讓與あり。崇光の御跡は直仁花園皇子親王へ返與すべき、花園御誓ひありしが、崇光崩御の後、皇子の榮仁親王御傳領になりしを、俄に後小松帝より悉く召上られたり。後小松の御跡は、室町將軍より後花園の御領とせり。嘉吉元年熱田社領の內を分ち、伏見貞成親王へ給へり。

播磨國

後嵯峨上皇より、文永九年に後深草へ讓り給ふ。夫より上の如く、伏見より後花園迄御傳へなりし。

讃岐國　美濃國

右二ケ國、後嵯峨より龜山帝へ讓給へり。

神崎庄

右後嵯峨より後深草へ讓給へり。

播磨國多可庄　尾張黑田庄　美濃巌績庄　丹波栗村　遠江飯田庄　備中澁江庄

右六ケ所、元弘三年、後醍醐より仙洞御領とせらる。此餘に長講堂領、法金剛院領ありし。當時の仙洞は後伏見なるべし。

出雲橫田庄

右は後小松の御遺領にして、室町將軍より後花園へ奉れり。後柏原朝には万疋貢納あり。

山城矢形

右は橫田庄に同じ。後土御門より後陽成迄年々貢納ありし。

丹波山國領

右は横田庄に同じ。貢納の事見えず。

美濃多藝庄

右は横田庄に同じ。右四ケ所の外に、長講堂領、法金剛院領も共に献上せり。後土御門朝には御月宛三千疋貢納す。後奈良の朝には百疋に減ぜり。

是より以下の御領は、何れの朝に附せりしや、原由詳ならず。皆未納を促せる事を、私記に載たる故に、各所に御領のありしを知りたる也。

美濃伊自良庄

右後花園朝には月宛二千疋貢納あり。多藝庄同地なるや、考ふべし。

丹波上村庄

右後土御門朝に二百貫文貢納あり。後柏原朝には五千疋たり。山國同地なるや、考ふべし。

尾州井戸田

右後土御門朝に八拾貫文、或は四万疋貢納あり。勾當領たり。

上總畔蒜庄

右同朝にて月宛三千疋とあり。内藏寮知行にて御服料なり。

越前河合庄

右後柏原の朝に三千疋の年貢なり。

伊勢栗眞庄

右後柏原、後奈良の朝に二万疋貢納あり。

能登一宮

右後柏原朝に三千疋貢納あり。

備前鳥取庄

右後柏原、後奈良の朝二万疋、或二万五千疋、或は一万疋貢納す　正親町朝には三千疋に減じ、後陽成朝には銀十枚となれり。

江州船木庄

右後奈良朝に三千疋貢納せり。

若狭小濱庄

右後柏原朝に見えたり。貢納詳ならず。

山城小野庄

右後奈良朝に見えたり。貢納詳ならず。

思ひの儘の記 卷三

○文久三年二月十四日に路頭禮節を定めらる。

關白　大臣　宮方

　乘輿之納言不㆓下乘㆒　參議已下下乘禮節。步行之公卿殿上人是迄之通禮節

攝家納言已下

　公卿乘輿步行共行違無㆓禮節㆒

　殿上人下乘禮節

攝家殿上人

　乘輿之節公卿行違

　　但公卿步行之節、攝家下乘禮節。

　　殿上人乘輿步行共行違無㆓禮節㆒

堂上　公卿

　是迄之通相互ニ禮節。步行之殿上人ニ逢、行違不㆓禮節㆒

殿上人

　是迄之通相互ニ禮節。步行公卿ニ逢下乘禮節。

六位藏人

　是迄之通

攝家門跡

僧正
公卿殿上人乘輿步行共、行違無二禮節一。
僧都
步行公卿ニ逢、下乘禮節。
殿上人行違無二禮節一
本願寺以下同列
僧正
乘輿之公卿ニ逢、行違無二禮節一。步行之公卿ニ逢、下乘禮節。
乘輿步行之殿上人ニ逢、行違不二禮節一。
僧都
乘輿之公卿ニ逢、行違不二禮節一。步行之公卿ニ逢、下乘禮節。
乘輿之殿上人ニ逢、行違不二禮節一。步行之殿上人ニ逢、下乘禮節。
德川家
依二時之官位一禮節
諸大名　高家
堂上同格相互ニ禮節
非藏人　地下官人　旗本　公武諸家家來
已上逢二堂上幷諸大名一之時、下乘下馬。
但供之時も同斷
布衣小袴着用之堂上ニ逢之輩、不レ及二下乘下馬一。

堂上逢ニ羽織着用之諸大名ニ之時、不レ及ニ下乘下馬一。

右布告せられたり。

凡皇朝路頭の禮節を定められし原始は、天智天皇九年正月に、宣ニ朝庭之禮儀與ニ行路之相避一と見ゆ。夫より大寶令に制を立られ、又弘仁九年三月に、詔卑逢レ貴而跪等不レ論ニ男女一改依ニ唐法一と載らる。延喜式、西宮記、政事要畧、法曹至要抄等にも、其沿革を舉げたり。弘安に到り禮節を定めらる。是を弘安禮節といふ。夫より此文久三年まで改正の事はなかりし。

○慶應元年三月、舊年御臺所向御賄不足金拾四万兩餘、舊冬幕府より回すべきとの掛合濟たれども、幕府にて都合ならざるよしにて、一橋、會津、所司代等協議の上、大坂の町人にて借入れ、漸く此比になりて廻し候よし。賀陽宮家領千五百石、山階宮家領千五百石等、兩宮共昨年分納めざるにより、御内儀にて拜借になりたるよし。當時幕府疲弊の樣を忠能卿記に載られたり。

○先帝御疱瘡の御容體の事は、曩に言成卿記に大略見えたるを舉たるが、忠能卿記に、新宰相局（二位局也）の往復の書面にて詳なるを得たれば、更に左に記すべし。

慶應二年十二月、兼て少し御風氣の處、元より御壯健に在せられ、寒夜をも厭はせられず、天性御敬神にて在せられければ、十一日賢所御神樂に押て出御なり、御拜の後、御神樂の御所作迄も在せられ、亥半刻許入御なり。猶御不快なりしかば、十二日御七高階典藥少允經由を召され拜診仰付られしが、經由御發汗被レ爲レ在候樣申上しが、十三日より御假床に成せられ、御發散の御手當被レ爲レ在候へども、一向に御汗も出ずして、夜分御寢も成かね、御膳も不レ被ニ召上一、只御苦惱のよしにて御譫言（ウタコト）のみ仰られし。十四日山本典藥大允隨をめされ拜診せしに、是は御輕症とは不レ奉レ伺、御疱瘡或は陰症疫の御熱氣のよし申上、十七日彌御疱瘡のよし也。一昨日十五日御手へ一對出て、昨日より玉顏など御色附にて、今朝に到り餘程の御地腹あり。今朝の所御色は御よろしきながら、夜分御寢成かね、昨夜も七

半比迄御寝なく、御膳不レ被二召上一、御呃逆（カエツキ）つよく、但し昨日は兩三日前よりは御湯の下御一日ばかり御増食になり、御大便は晝後に四度計あり。是は御毒下しの御藥のゆへとぞ。今日中刻比に御痘御治定にて、唯今表向被二御出一たるなり。御痘は澤山に出ながら御毒深く、御痘の症よろしからず。御大便御通じ共に御少なく、何分廿日比大に御大事に被レ爲レ在由、御醫師申上候。御七高階典藥少允は痘瘡の治療は餘り手がけざりしゆへ、西尾土佐守、久野出雲守等へ御藥相談して上候よし。十八日、昨夕より御咽喉御痛みにて、御膳以下召上り物一向御六かしくなりて、御藥なども涼へたるもの計御好みあり。御出ものは充分御よろしきよし、昨夜は少し御寝遊ばされ候。十九日、御順當に御肥立遊ばされ候へども、今少しの所御出もの丶御勢よろしからず。昨日七ツ比御七拜診の處、御足邊の御出もの御色合替り、御醫師共大に驚き恐入候樣子なれ共、昨夜は御寝も此程よりとは大に御靜謐にて、今朝より御膳御湯の上二ツ召上られ候へども、今に御咽御痛みにて、召上り物は大きに御いやながら、御醫師より何にても御無理に召上られ候樣段々申上し故、少しは召上り候へども、何分御腹力御薄くして、御出上の御工合昨今ちと御宜しからずとぞ。廿日、午後は一向御よろしく、召上り物も昨午後より今日に到り追々召上り、御出物も大分御勢出來、御目も今日は御惡をりかけられ候御樣子、昨夜の御寝は少し御六かしく、去ながら御惣體一昨日などゝは大分御醫師も伺ひ直し候よし、廿一日、御痘昨今御順當御肥立のよし。廿二日、御膳は昨今晝夜二つ召上られ、其餘は御湯の上ばかり召され候。今日は御頭より御膿水出候よし、先々御順當のよし、御醫師申上候よし。廿三日、御頭の御のう水けふは少し御減のよし、夫故御胸中の御工合御宜しからず。今日は御大便少々御ゆるくあらせられ、召上り物は少しづゝ御手の付候よし、此一兩日は甚御大事と御醫師申上候よし。廿五日、昨夜より御大便度々御通じ、御あづき強く、御不食になり、御容體甚御宜しからず。既に午刻前御樣子御宜しからずとて、親王御方御違例中ながら、俄に御前へ御參り遊ばされ、親王樣にも誠に御案じ御悲歎に被レ爲レ在、

御側皆々落涙のみなりし。廿六日、極内々ながら昨夜戌刻過比御事切にて、何共恐入候事、誠に親王御方御愁傷被レ爲レ在、何れも落涙の外無レ之候。誠に御不運の御所様にて、御二十才の比より、夷船の事にて一日一夜も御苦慮のみにて御安心あらせられし事もなく、終には御難痘にかゝらせられ、一方ならぬ御苦惱にあらせられしと載たり。

廿四五日比は御無言にて、兩三度大典侍〳〵と被レ召候へども、其折々は御側に居られず、大典侍もそわ〳〵として氣抜の様に被レ成候。御事後は御九穴より御脱血にて、實恐入たる玉體になりたるよし。（此四行の文は、正親町少將公董よりの書面の文なり。）兼て御兒を勤めし藤谷（マヽ）○丸、疱瘡後七十五日過て歸參の處、面體に痘痕多くあれば、帝甚御氣味あしく思召るゝ内に御違例になりしより、御堪忍強く被レ爲レ在、御側に置るゝゆへ、如レ此御大事に及べりともいへり。

右御痘瘡には人形を獻上する例なるにより、諸家は勿論、在京の諸藩よりも獻上するにより、商家に賣殘りの人形とては一つもあらざりしとぞ。

近例御疱瘡にて崩御なりしは、後光明帝御年二十二、東山上皇御年三十五、この二方にてありし。後桃園帝御年十六、仁孝帝御年二十にて御疱瘡あれども、御幼沖、其上御輕症なれば御無異なりし。

○文久二年に御笛御傳授とて、小御所に簀子の傍に假板敷を設け、其座へ樂人辻左近將監則正を召され、笛を授け奉る。簾中より聞しめす。其授け奉るべき譜は、兼て四辻を以て内々の方より言上ありし。同日賞として御太刀一腰、御馬代金一枚を賜ひ、其余に終身米十石を給ひし。即日管絃ありて御所作あらせられし。此夜御學問所にて諸臣に酒饌を賜ふ。光格帝、天明年間山井備中介某より笛を聞食されし御例なりとぞ。地下の官人にて御師範たりしは樂道のみ、頗名譽の事なり。然るに此則正は五年を經ずして沒せり。不幸の人なり。

○先帝は萬民救恤の叡慮深くおはしましゝ事は、屢諸社諸寺御祈の仰詞にも見えたり。文久元年の比、

萬物騰貴し貧民困難す。幕府の政令行届ざるよし聞食し、先業下より始め遠國に及ぼすべしとて、黄金五十枚を市民へ賜はりし。武家傳奏勅命を奉り、所司代　取計の事を達せり。以上二ヶ條、議奏日記に載たり。上編に載たる新高瀬川の運輸な聞きしは、此時の事なるべし。

○天皇の御諱は書給はぬ定なるよし、順徳天皇の禁秘抄に載られたり。然れども、淳和天皇より嵯峨太上皇への勅答には御諱を書給ふ。夫より後は書給ぬ事になりたるにや。伏見天皇以來歷朝の年賀の御直書數十通、伏見宮御所藏なり。其内崇光、後土御門二帝の三通計に御諱を書給へり。後陽成帝の平常の伏見宮への御書には、惟賢といふ作名を書給へりしは御戯の事にてありしなるべし。大寶令には、詔書、勅書等、年號の下に、日ばかり御直筆の制なり。是を御畫日といへり。近代迄も改元、關白宣下、國師號宣下等の詔書には、日ばかり書しめ給へり。又降誕の皇子女幷に親王宣下の時の御命名は、皆備中檀紙に御直筆ありて、同じ紙にて包たり。外に中奉書四ツ折に詞を附たるを添られたり。太上天皇も前に同じく御諱は書給はず。中古に至り御花押を書給ふ例あり。

○吉田山に近年宗忠社を新築し、都鄙信徒多く貴賤參詣せり。朝廷よりも神號宣下あり。慶應二年に贈從四位下勅許ありて、賀茂河原の東にて、北は九條家別莊を限り、南は吉田街道を限り、其間にて社地三千坪御寄附になりて、宗忠社引建地といふ標柱を建たり。又幕府獻上米十五万俵の殘米の内より千石を社領とし、宸筆の神號を願ふべきよし、信仰の公卿なども周旋あり。又是迄皇太神宮をも合祀ありたれば、此度は改て此社地に、太神宮勸請の事仰出されしなれども、議奏に異議を唱へし人あり、神宮よりも訴へし出なれば、終に其事は御取消になりしよし。此事議奏日記、忠能卿記に見えたり。

○正月舞御覽は、五番或は七番を奏する事なり。胡飲酒の舞ある時には、六位藏人樂屋へ向ひ促す。夫より例の通り進み舞ふ。舞終れば階下に進む。御賞として六位藏人を以て白大褂一領を賜ふ。舞人夫の褂を頭に纏ひ、再庭上に於て一曲を奏し退出す。後日位階を一等推敍せらる。多氏に限れる秘曲に

て、中古中絶の後、久我氏より相傳するなり。通例の舞曲と異なり、此日は堂上は無論、殿上にて拜見す。地下幷に武家の輩、願に因り日花門、月花門内の回廊にて拜見を許さる。又承明門の扉を開き、門外にて諸家の婦女子各拜見を許されたり。

○慶應二年の比、御内庭迎春の北に御新建出來せり。此御茶室の襖は、原近江介在照畫、引手は後藤一乘の彫刻せる金の龍の丸なり。此御造は尤美麗を盡されたり。御庭作は宇治郡宇治川のほとりより大石廿四五顆を引寄らる。愛宕郡市原二ノ瀬村よりも同じく大石を召寄らる。其里程何れも四里許もあれば、運搬費凡千兩許のよし、其御庭作掛員の語りしを、忠能卿記に載たり。

○御内儀に勤仕するものを口向侍分といふ。口向とは奧向に對する詞にて御臺所をいふ。其役員、

執次　御賄頭　勘使　御膳番
中詰　修理職　御賄　吟味役
板元　御廚子所　鏈番　奏者番
御使番　小間使　御茶挽

御附武家は幕府よりの御附人なり。執次の上座にありしが、慶應比の御改正にて執次の次座となれり。

○近代女房官名

典侍　第一大典侍、第二、三新中納言典侍、權中納言ーー、按察使ーー、宰相ーー、別當ーー、大夫ーー、督ーー、第四權典侍、第五新典侍、初は今參と稱す、皆四位或五位に敍せらる。大典侍は勤功に依て從三位に敍せられたり。

内侍　第一勾當内侍、或は長橋局といふ、第二、三中將内侍、少將ーー、衞門ーー、兵衞ーー、馬ーー、第四權内侍、第五新内侍、初は今參といへり、皆五位に敍せらる。四人に減ぜらるゝ時もあり。

命婦　第一伊豫、第二以下國名なり。定りなし。

女藏人　國名
御差　國名

○昨日は今日の物語に、むかし天下を治め給ふ人の御ン内に、はうちやく（横着）の者どもあつて、禁中へ參り、陣にとらふ（取）といひて、鎗の石付をもつて御門〃たゝく（叩）、御局達出迎給ひて、是はこれ内裏さまとて、下々の輙く參る所にてはないぞ。急ぎ何方へも參れと仰ければ、此家を陣に取せぬといふ理屈のあらば、亭主罷出て、きつと（屹度）ことわりを申せといふた、」と載たり。此物語の詞は、田舍武士の暴行にて、老人雜話にいへる如く、天正迄は御所の築地なく、平人の如く竹垣にて、内裏らしき御構なかりし比の事なるべし。

○紫組の掛緒は、拜領にあらざれば掛る事を得ず。本來蹴鞠の時に掛る物なれば、宮中より賜はる時にても、飛鳥井、難波の所存を御下問の上ならでは下さらぬ事なり。

○直衣を着る事も、宣下なき間は着る事を得ざるものなり。

○宮中にては六十歳にならざれば、足袋をはく事を得ず。されど役人にて所勞などの人は許さるゝなり。

○押小路大外記、壬生官務の兩家を兩局といふ。地下官人の上首に位して、堂上などゝ緣組し、堂上のまねをなせり。古人兩局を評して、犬公家といへり。諺に蓼に似てタデに非ざるを犬蓼といふ。公家に似て公家に非ざるを犬公家といへり。惣て地下の初位は六位なれ共、中古より兩局に限り、初位從五位下にて三位迄進むなり。此兩局は數十代連綿す。堂上にも恥ざる家格なり。官務輔世は六位藏人を經歴し、其他の勳功にて、維新に一代花族になりたり。其後に押小路師親も同じく花族になりたり。此官務の文書の納まる文庫を官庫といふ。古より其土藏の修復には官金を賜ふ例となれり。押小路には此事なかりし。兩局共に數百年傳來せし恒例、臨時儀式の文書類、悉く維新の始返上せしが、皇城

炎上の際灰燼となれり。各家に私記のみ保存ありしも、近年に到り押小路は修史館に、壬生は圖書寮に獻納せり。

○小森典藥頭は、丹波氏にて醫道の名家ながら、醫學せし者はなけれども、家例にて八朔に麝香丸を獻上す。又御着帶の時には仙沿子を調進せり。代々六位藏人に補せられしが、近代其缺なくして、藏人になる事を得ざりし不幸の人なり。六位の家は北小路兩家、細川、藤島、小森等の家に限れり。近代壬生も舊例にて六位になれり。

○堂上家來の内に、三代相恩にて士族になりしは尤希なる事也。正親町三條、西三條、中山、中院、四家は諸大夫もありて格別なれども、其餘は皆平士なり。吉田は二十人許、土御門、勸修寺、廣橋、烏丸、飛鳥井等は、二三人以上ありしが、日野、万里小路、坊城、冷泉、山科、橋本、六條、高倉、正親町等は、一人にてありし。又茲に漏たるもあるべし。元より薄祿なれば、譜代の家來は非ざりしなり。維新前に正親町三條、野宮、廣橋等、六位侍一人ヅヽ、各家に仕ふ事を聽さる。

○桂宮は慶應二年に一品准三宮の宣下あり。先帝の皇姉たるにより、御所より紅白紗綾十卷、黄金一枚、干鯛一箱、昆布一箱、鯣一箱、酒二荷被レ下、親王御方より、紅白紗綾三卷、干鯛昆布各一箱、酒一荷進ぜられたり。

○關白は昔は職料なかりしが、近代繁務により賜ひたり。九條尚忠公は、安政三年八月より文久二年閏八月迄七ケ年の在職なり。安政六年幕府より職料五百俵、外に家祿千石を附られたり　近衞忠熙公は、文久二三年の間にて八ケ月の在職なり。慶應二年に在職中、其他の勤勞に因り終身三百俵を賜ふ　此公のみ辭職後も前官にて國事に預られたり。鷹司輔熙公は、文久三年一ケ年の在職なり。二條齊敬公は、文久三年十二月より慶應三年廢官迄四ケ年の在職なり。慶應二年に職料五百俵を賜ふなり。

○藤島助胤は、六位藏人を辭して諸陵頭に任ぜられ、車寄より昇降し、端の非藏人の詰所へ參入を聽さ

れたり。堂上列に似て地下の待遇なり。車寄より昇降するは不思議の事なり。嚢に壬生輔世の六位藏人を辭して、左大史に任ぜられし時は、非藏人口より昇降し、非藏人の詰所へ參入せり。是は當然の事なり。車寄は輙く昇降を聽されざる所也。

○當代の御養子の親王宣下には、昆布、干蕨、氷蒟蒻、各一箱、酒二荷を賜ふ。先帝の御養子には此三種二荷に、御太刀馬代金一枚を添へらる。如此區別の事、聖護院附弟泰宮親王宣下の時、取調ありしより議奏日記に載たり。

○賀茂祭并に賀茂八幡臨時祭には、内藏使宣命を頭に掛け、騎馬にて行向ふ事なり。慶應年間、或堂上二人下鴨にて、内藏使の前を乘輿の儘打過ぎしにより、不敬の罪に處せられ、姑く謹愼せり。如此事は希有の事なり。

○弘化年間、泉山へ勅使行向の道路にて、或宮方乘輿にて打過ぎしに因り、御咎のきたるれども内々にて許されたり。

○元治元年八月、長州禁攘の前には、會津中將容保黑谷に旅宿せしが、彼浪士の山崎へ打入よしを聞き、俄に病中たるにより狼狽して、猥に九門を鎖し御所へ迯込み、御内玄關武家玄關ともいへり、より休息所へ向け乘輿の儘昇込たり。此事會津より御附武家へ依頼に因り、口向御賄所の傍の事なれば、議奏へ伺はずして、御附武家承諾せしが、議奏此事を漏れ聞き、朝廷を汚し奉る仕合の不敬なり、會津以下必謹愼に處せらるべしと主張する人あり。寛典に處せらるべしと申す人もありて決議ならず。會津も大に恐れ、凝花洞の御殿を拜借して引移り、間もなく九門内にて戰爭となり、夫より長州所罰の事に移り、いつしか會津御咎の事は變じて軍功を賞せらる。僥倖の人なり。

一、本願寺兩派の本末の爭ひの非常なりしは、皆人の知る所也。されど朝廷には本願寺、東本願寺と本末を定められたり。參朝にも昔は前後の爭ひありしよし、工事などを起すも同じく競爭せり。皇居の東

荒神口より吉田村へ通ふ賀茂川筋は、都鄙の堺にて往反繁き所ながら、假橋にて屢洪水の爲め橋板を流し、衆人の憂となりしが、文久年間、本願寺の發起にて、其所に大橋を架し通行の便利を開き、名譽を得たるにより、慶應二年に、東本願寺より、神武、桓武二帝の御社を自費にて造立の事を願ひ立て、要路の人々周旋あれども、終に勅許なかりし。

○雲上明鑑といふ書は、元は本願寺より其寺格の賤しからざるを、諸國の信徒に知らしむる爲に彫刻したる物にて、堂上家來の手にて訂正せしものなれば、た信憑するにたらず。されば官家にては見ざりし物なり。又見る人あるも舊本を保存せしものにあらず。然るに今日にては必用の書の如くなれり。不思議の事といふべし。

○雲井と補略は、年々正月に改正なりし物也。雲井は御所方、皇族、門跡、女中、隱居、雜髮等の名簿なり。補略は關白より六位藏人までの人々の任敍を擧たるもの也。此二部は華族の家には必備へ置し物也。此外に地下次第あり。官位のある限りは皆是に載たり。是は二月一日に改正する也。位次第あり。位階の順序を載たるもの也。現任あり。是は百官の順序を以て記したるもの也。女官次第あり。

○他の殿舍へ出御の時には、必御座に薫香を燒せらる。濕氣を避給ふ也。御見迄て供奉する也、往古は薫香を燒せらる芳臭異なり。

○一身上の事に付き言上するは、親王以下堂上等は、傳奏の名宛なり。地下の官人は、傳奏、雜掌の名宛なり。

○光格の朝寛政年間に、閑院自在王院宮に尊號宣下ありたき御内慮を、武家傳奏を以て關東へ仰立られしが、近例になき事とて御請申さで、其事は叡慮貫徹せずして止になりし。其事を調べられし書類、大文匣に入れ洞中の奥に置れたりしが、崩御になりて、關白政通公最早此書類燒捨にせよと女房に申されしを、其儘宮中に移し置れしよし、蓮觀院仙洞女中の語られしとぞ。

○元治元年六月の比、今年光格帝の二十五年聖忌に當らせ給ひしより、柳原光愛卿彼寛政年間尊號の事を思ひ出し、此機會に盡力せばやと思ひ、中山忠能卿に語られしが、忠能卿も寛政に其事を果さゞるを遺憾に思ひ居られたれば贊成ありし。光愛卿、中山愛親卿の記を借受け、其事情内々言上に及び、關白はじめへ內談し專ら周旋せられし事、忠能卿記に見えたり。結局の處は、記錄缺卷にて詳ならず。されど此事は終に行はれざりしなるべし。近年矢野玄道の建白にて、慶光天皇の尊號を諡り奉られしなり。

○新清和院は後桃園帝第一の皇女なり。後桃園帝御早世により、光格帝御養子になりて皇統を繼せ給ひ、新清和院は其中宮に立給ひき。其比は後櫻町上皇御在世中にて、新清和院に行々は尊號宣下あるべき勅約もあらせられしが、少し御發狂の氣のありて、御門外迄も出させ給ひし事もありしかば、御外聞も宜しからざれば、御快氣の後に尊號の事は最早思召掛られぬやう、後櫻町より勅諭ありし由にて、尊號の事は御沙汰なき事になりたり。其後仁孝帝も新清和院より以前に崩御なり、新清和院崩御の時には、孝明帝御幼沖なり。關白政通公は其事存じながら、當時萬事御省略の折なればとて、尊號の事申出されず。然るに蓮觀院は光格帝御在世に如此事ありしと、光愛卿に語られしかば、此度自在王院宮と共に、尊號の事を光愛卿周旋せられしよし也。此新清和院御發狂の事、世の中へ漏れてはよろしからねば、其女中冷泉局といひし人自ら發狂せし様になして、數年里許正親町三條家に引籠たりしが、後に快方の由を申て再勤せり。女院に取ては頗忠臣なりと皆人いへりとぞ。

○自在王院宮に尊號を奉らるべき事を、光愛卿の申出されし時に、光格、仁孝の二帝ばかり諡號あれ共、其餘の歴朝いまだ諡號なければ、再興あり度由申られしが、忠能卿も同意にて、光格帝諡號の時に、其事を關白へ申上ければ、久々中絶の事なれば、一時には成難し、追々に復古あるべきよし關白命あ

りし。今此機會に御再興あり度と、忠能卿も賛成せられしなれ共、行はれざりしにや、維新になりて弘文、淳仁、仲恭三帝のみ諡號宣下ありし也。

○嘉永七年内裏燒亡の時、公卿殿上人など狼狽せしに、勾當内侍心付き劍璽を取出し奉り、御帷にて裹み、醍醐三位中將に渡しければ、三位中將下鴨に渡御のよしを聞き、馳付け御輿に納め奉る。此時は頗危き御事なりし。後に關白へ御沙汰にて、忠能卿御前にて寸法をとり白桐箱を調へさせ假に納められしが、萬延以後世の中靜ならざれば此假箱に納め奉られし由、同卿の記に見えたり。

○東宮御料の壺切の御劍は、諸刄中心の身なり。飛鳥井家より獻上なりしよし、非藏人抜萃に載たり、と忠能卿記に見えたり。抑東宮御劍は、元は昭宣公より獻上の御劍なりしが、後には御物の内より渡され、又は關白よりも獻上ありし也。歷朝御受禪になれば官庫に收められ、又立太子の日に渡さる例なり。中古亂世になりて、後小松帝以後は立太子の御式も中絶なりしが、靈元帝に御再興ありて、五宮（東山帝）立太子の御式あり。其時に壺切を授けらる。此時何れより獻上とも見えず。包永の御劍を出され、御作の事を武家へ仰出されたり、と通誠公記に載たり。

○元治元年の比、和宮御詠とて、わすれしな君と民とのためなれば身はむさしの〻露と消ても、」と御自詠の由ながらいかゞあらん、と忠能卿疑はれたり。

○慶應二年夏の比にや、御庭の松樹の下に孩兒の遺骸ありしを、深夜に山の者といふ掃除役のもの見附、外へ棄たりとぞ。極内々にて取斗になりたり。是は水門より流れ來れる物といふ説あれ共、水道には樋門あり、荊留三重に設けあり、又當時渇水の砌なれば、輙く流れ込むべきにあらず。或は悪漢の者の所業なるべきかといへり。古來なき事なり。

○慶應年間には鳥類を好ませ給ひ、鶴、鷺、孔雀の類、其餘小鳥など御用になり。其他諸藩よりも種々の鳥を獻上し百餘羽に及べりとぞ。

○神宮内侍所は二十年ごとに新宮造營の定なりしが、文久年間、内侍所御造營の事ありし。嘉永度の正事行届かざりしにや。

○賢所の御辛櫃二合あり。其輕き方殊なる御重寶のよし、忠能卿記に載たり。慶應年間、賢所へ初て御几帳を奉られたり。叡慮より出たる事とぞ。

○慶應二年四月の比、皇居見隅擴げられしにより、有栖川宮邸地上地になりたり。其邸内の森に古く住たりし狐住所を失ひ、日夜女中局の前の庭へ出て來るゆへ、女中より何れへか立去るべしと申せば、妙見寺の森の中に勸請あれば、再出現致さゞる由ゆへ、小祠建築料金百圓、其他に年々米五石を下さるゝ事を、役僧呼出し申渡せば、役僧は思ひもよらぬ賜物にて有難くは存ずれども、若も勸請の地に移らざる時には、恐入よし申候へば、佛力を借りて移すべしと、取次の返答せし故、致し方なく神卸の老婆に頼たれ共、是も御請は申難しといへり。其後御沙汰の通り勸請したれ共、本の如く御庭を徘徊し、人をも恐れざるよし、忠能卿記に見えたり。此事言成卿記には、聖上の御夢に勸請の事を願ひたりとあれ共、此記と少し異なれば再こゝに記せり。

○御香は貴賤の翫弄物の第一等にして、衛生上に需用のものなり。歷朝好み給ひ、近代に至りては、後西院帝の御香方あり。光格、仁孝の二朝には、十炷香を好み給ひ、御一の間に御香具を備へ置れたりとぞ

○御即位式には、必贈經使關東へ下向する例なり。勅使は多く前官の大臣勤めり。家茂公の時には、所司代役亭へ持參せられし。其經は紺紙にて金襴の表紙なり。濱岡道泉といふものより調進なり。經文は金泥にて、公卿の能筆を撰み書せらるゝ也。柳營に居へ、筆者目錄を添へたり。親王准后兩御方も同じ事なり。

○小御所御庭の橋の掛替ありて、渡り初には、侍分にて父子孫あるものを撰み渡らしむる事なり。安政

には御使番の西池監物、慶應には板元の小谷卓太に仰出さる。簾中より内々御覽あり。

○諸家々業

伏見宮　琵琶、　二條　俳諧、　西園寺　琵琶、　花山院　書、　園　花、　飛鳥井　歌、　鞠、　難波　鞠、　山科　衣文、　高倉　衣文、　綾小路　神樂、　四辻　箏、　持明院　書、　神樂、　菊亭　琵琶、　庭田　花、　中山　花、　竹屋　花、　四條　庖丁、　冷泉　歌、　花園　琵琶、　五條　角力、　錦小路　醫、

右は公ならぬ事なれば、漏れたるもはかりがたし。

○百人一首の歌刻田は皆人の弄ぶもの也。慶應三年に千字文の刻田の執筆を、橋本少將實梁に仰出されたり。其様は赤黄の二色になし、眞草と字體を二様に分ち、一枚に二字づゝ書く、されば五百枚の札數なるべし。其後に太郎百首、又は次郎百首、或は頓阿百首等の刻田を人々に書せ給へり。

○錦小路は醫道の家なるにより、年々太眞丸を調進す。御返しとして眞綿二把を給ふを例とせり。

○慶應四年に聖護院宮、仁和寺宮、花頂宮等復飾、後の親王宣下には、御太刀、馬代金一枚、二種一荷を賜ふ。御使從前は殿上人なりしが、御改正にて、此度執次御使に行向ふ事になれり。

○慶應元年二月、當年より玄米百石づゝ、兩　神宮へ御奉納の事仰出さる。御敬神の叡慮の厚きより出たる事のよし。

○先朝は北野臨時祭、吉田祭、松尾祭、大原野祭等の廢典を興され、春日祭は近衞使の參向を興され、例幣も舊儀に復せられ、賀茂八幡臨時祭も隔年なりしを、年々に行はれ、諸山陵の荒廢せしを修補せられて、諸陵寮を置れ、賀茂八幡の行幸の廢典を興され、又大樹上洛せしめ、諸藩は京師に一泊をも許さゞりしも、列藩上京し朝議に預り、土産を獻上せしめ、數百年皇室の衰頽せしを、聖德にて挽回し給ふ。然るに王政興復の大業を遂げ給はずして崩御なりしは實に惜むべし。

○新嘗祭の事は、神代より興り、皇朝には尤重き御祭なりしが、中古より亂世によりて中絶せしが、中御門朝に、吉田家にて初て新嘗御祈仰出され、櫻町朝元文五年に、紫宸殿を神嘉殿代として御祭興復になり。寛政造內裏の時に、漸神嘉殿を建築せられて、全く御祭典古式に復せられたり。諒闇の時は猶吉田家に御祈仰出されしが、慶應三年の諒闇中は、神祇官代にて祭典を行はれたり。

○男子齒を黒くし眉毛を拔く事は、鳥羽朝の華奢を好む弊風より興りて、堂上は必齒を黒くし、幼少の殿上人は眉毛を剃り白粉を塗る事になりて、上代の風儀一變せしが、慶應四年正月に、男子鐵漿は上古なき事なれば、以後所存に任すべきよし仰出さる。夫より男子齒を染る事は廢したり。女子の齒を染め白粉をぬりたる、其始詳ならねど、堤中納言物語に、女子の化粧せし樣を擧たり。此物語の作者兼輔は、延長承平比の人なり。されば醍醐朝には既に化粧ありしを知るべし。和名抄に、黒齒を波久路女といひ、白粉を之路岐毛乃といへり。元より男子の化粧は女子に倣ひたりしを知るべし。官女も維新の初めより、黒く齒を染め眉毛を剃る事を止められたり。

○宮中にて親王大臣の待遇は鄭重にて、五位殿上人の陪膳たりしが、慶應四年に非藏人に改められたり。

○親王大臣には隨身兵仗を賜ふ宣下あり。親王は二品以上、大臣は右大臣以上也。隨身兵仗とは、近衞四人を賜はり隨從する也。所謂護衞の兵士なり。關白には左右近衞府生二人、近衞四人を賜ふ。內大臣も同じく賜ふべきなれども、內大臣は多く左近衞大將、或は右近衞大將を兼たれば、自ら武官にて兵士を仕ひたり。因て賜はざるなり。右大臣も大將を兼たれば、隨身兵仗は賜はらず。大將を辭退すれば更に賜ふなり。

○關白宣下は、詔書と勅書と二樣に書せらる例也。詔書には某を關白に補すといふ事を書く。勅書には藤原氏長者たる事、左大臣の上に列する事、隨身兵仗の事等也。又牛車に乘り宮中を出入する事、宮中雜事內覽の事、此二ヶ條は宣旨にて下さる也。

○親王の任官は、女房奉書にて仰出さる。職事の沙汰にあらざるなり。

○慶應四年正月、此比世の中物騒しき折柄なるにより、實麗卿供御の事に苦心し、内々中山大納言に談じて、例の貢進の外に、魚鳥以下の物を御差因幡局にて求めさせ、中の口に於て調味し内々供進せり。正親町少將公董、富小路前中務大輔敬直等其事に預らしむ。其餘の公卿以下は何れも知らざるよし、實麗卿記に載たり。當時德川兵伏見にて戰爭後の事なれば、官武諸臣の中ゝ順逆を辨へずして、此饗會にいか體の擧動も斗り難ければ、供御に注意せしよしに聞えたり。

○宮中八景繪間は關白の候所也。辭職後と雖も、勤勞により此所に參入を聽さる也。然るに慶應四年に、親王の大臣を帶たる人は、此所に參入する事に定めらる。又明治二年八月に、親王は此八景繪間に參入する事に改められたり。

○麝香間は親王、大臣、攝家、大樹等の候所なり。慶應四年に、親王大臣の候所に改められ、攝家は昨年廢せられしかば、元攝家の大臣に非ざる人は、内々番所に祗候する事に改められたり。又明治二年に、九條入道より以下從一位及び議定退役の輩に至る迄、麝香間參入に改めらる。

○天保八年二月廿二日は、後鳥羽天皇六百年聖忌たるにより、光格上皇の叡慮にて、百首和歌御短册を納めらる。奉行冷泉左衞門督水無瀨宮へ參向し、神前にて讀上いる。外に名香御銘菊の淵を添へ奉られしよし、實久卿記に見えたり。

○關白、准三宮、一品親王等は、牛車に乘り宮中に出入を聽さるは往古の例也。されば近代迄も車寄にて下乘せられしが、慶應四年に宜秋門（公家門を云ふ、）壇上にて下乘する事に改めらる。又宮方、攝家等は、是迄宜秋門壇上にて下乘ありしが、此時に宮方は檜垣外にて下乘する事に改められたり。但し宜秋門壇上は牛車宣下の人なり。檜垣外は宣下なき人をいふ也。

○七歳未滿の皇子女、年中儀式に關係ある事。

正月三日こき夜、(今俗にはご板といふ、)こきのこ(今俗はねといふ、)を給ふ。御年十三迄の間也。
三月三日、雛人形を賜ふ。
五月五日、楯冑 冑の花を給ふ。のぼりは御初節供のみにて、年々はのぼりのだし斗給ふ。但しのぼりは親王の間なり。諸家よりも楯冑長刀などを献る。
藥玉を給ふ。御年十三になり給へば、薫袋に改めらる。
御降誕日小戴(小豆の餡たる餅をいふ、)一蓋、生鯛一折を獻ぜらる。
右の品々古く物に見えたり。こき板は、後花園朝に、室町將軍より年々伏見宮へ贈れる事あり。雛人形は、古より弄びし物ながら、三月三日に限り用ゐしは近年の事なり。冑并に冑の花は、後深草朝に所々より參る由見えたり。のぼりは近年の物なるべし。藥玉は、仁明、陽成朝に、五月五日渤海國の大使に給ふよし見えたれど、當時は菖蒲にて作れる物也。近代の如き造花に替りしは、後小松以後の製造なるべし。藥玉を宮々へ年々賜はりしは、正親町朝よりの事なり。薫袋も同朝に初て製造せられたり。
○小兒の遊戯の内に、双六を打ち石なとりを合すといふ事、村上朝のものに載たり。又石なとりの石三十・を包みて參らすといふ事あり。法隆寺寶物の内に、御石ナトリノ玉十八本品にて作れるよし、此寶物の石はいかなるものにや、又石子(イシナゴ)とも書たるあり。らむことといふ事、一條朝の物に見えたり。續世繼に、さゝれ石まき(蒔)て、らんこのひろゐおと(音)など聞えけるとあり。篇をつぐといふ事、村上朝の遊びの内にいへり。今代いろはの順によりて篇を繼ぐ事あり、其類なるべし。なぞ〱物語といふ事あり 徒然草に、人ども集めて、なぞ〱を作りてとかれける所へ、醫師忠守參りたりける。侍從大納言公明卿我朝の物とも見えぬ忠守哉、となぞ〱にせられけるを、唐瓶子と解きて笑ひけると見えたり。拾遺集にも此事を載たり。今なぞかけといふもの也。韻ふたぎといふ物あり。掩韻と書り。一條朝に流行せり。古詩などの一句を書出し、其韻の當るや否を考ふる樣に聞えたり。貝覆手鞠など、後

深草朝遊び業の内に載たり。目增、頸引、目競等の戯れをして願を解き給ひし事、花園帝御記に載られたり。小弓楊弓あり、歌刈田は近世のもの也。高貴の小兒遊戯の業は、千載を經ると雖も、一日の如く古今異同なきを知るべし。

○初雪の降れば、所司代より天氣伺として鴨十羽を獻上す例なり。慶應三年冬、明年の初雪には、大樹慶喜より鴨十羽獻上の伺ひ定めありしなれ共、翌年は百年維新となれり。村上朝に、侍臣に勅して雪の山を作らしめ給ふを例となりて、歷朝雪七八寸に積れば、雪山を作らしむる事になりたり。又同朝に、雪をしなぐ\の形に造り弄びし事あり。源氏物語に、童部に雪を丸はせる樣を載たり。

○一品親王幷に關白等年功を積めば、准三宮の宣下あるなり。准三宮は官職にあらず、資格をいふ也。されど前關白を稱せずして准后を稱する也。其准三宮には封戸千戸年官年爵を賜ふ。是は古典の例に倣へるなり。准三宮の勅書は勅使、封戸の宣旨は左大史、年官年爵は大外記等、此三人其里第へ持參するなり。封戸は、市民の各戸より官へ收むべき賦稅を、其家に收むる也。尤千戸に限らず、二千戸或は三千戸もありしなり。年官年爵は、春秋の任官の除目に、諸國の椽或は目に任ぜられたるもの、其一人分の任料を官に收めずして、其家に賜ふをいふ也。

○准大臣といふ名目あり。儀同三司ともいへり。名家といふ家にては、特別勤功あれども、大臣に任ずる事を得ず。因て從一位に敍せらる。其上に武家傳奏等の年勞あれば、准大臣の宣下あり。卽大臣の資格なれども、官職の如くなれり。天保年間日野從一位資愛卿武家傳奏の功にて、老年に臨み准大臣宣下あり。其後は任ぜられず。此准大臣の事、近世の職原抄には、百官の部に載たれ共、北畠准后眞本の職原抄には省きたり。近世の本は、後人の加筆せしものにて、正當の官名にはあらざる也。

○六月十六日嘉祥といへる御祝ひあり。兼て親王以下、攝家、公卿、殿上人、侍分、下部及び典侍以下末々の者迄、何れも玄米壹升六合を賜ふ。親王准后御方の女中侍分も同じく賜ふ。供御には、七種の御

菓子を調進す。親王御方以下も同じ。其玄米を賜はりし親王家、攝家などより、小判形の饅頭二顆を紙に裹み、使にて獻上あり。公卿、殿上人は、當日黄昏に御三間の廂子等に列座し、銘々玄米にて求めたる菓子を取出し、裹み紙を開き食する眞似す。其時御障子を撤し、翠簾を下し御透見あり。終りて暫く退く。此間御座を改め、更に御前にて一獻を給ふとぞ。此御儀式の様は奇といふべし。其原由古人の說種々あれ共、附會の說にて論ずるに足らず。然るに永正、大永比に、此日世俗に嘉祥通寶を賞翫する由にて、各好む所の物を持寄り、互に賀酒を酌むよし、實隆公記、二水記等に見えたり。されど其事は、民間の營みのよしなれども、自ら朝廷にも移れるものなるべし。此嘉祥の文字、堂上にては嘉祥、嘉定、嘉通と種々書なれども、女房奉書にはかつうと書り。

○宮中にて宣下を仰渡さるゝは、其官職に因りて區別あり。關白の宣下は、御前へ其人を召出し、議奏より內勅を其人に傳ふ。大臣に任ぜらるゝは、是も御前へ其人を召出し、關白より內勅を其人に傳ふ。夫より當人日時を伺定め、其吉日に表向宣下あり。即日拜賀の禮式を行ふ也。武家傳奏を仰下さるゝは、尚同様御前にて、關白より其人に勅を傳ふ也。議奏を仰下さるは、八景繪間にて當人召出し、關白より仰を傳ふ也。近習并に諸奉行の任免賞罰等は、惣て奏下所にて武家傳奏より仰を傳ふ也。皆何れも傳奏議奏の列座なり。上にいへる大臣宣下の事は、攝家中へ勅問あり。議奏を仰下さるには、傳議兩役へ御下問あるなり。

文化年間、督典侍中子御姙身につき、所司代より御降誕の時の進退を伺ひ出しに、皇子なれば翌日并に御七夜に參賀し獻物あるべし、皇女なれば一兩日に參賀し獻物に及ばざるよし、武家傳奏を以て御返答あり。男兒を愛する上下同情、古今同じ事なり。

日蝕のある時刻には、掃部寮の官人莚を調進す、六位藏人受取、清涼殿、常御殿等に莚を掛く、御殿を覆ひ裹む意也。其光にあたらざる爲也。是古の禮にて其形の遺りし也。大寶令に、日蝕ある時には、

百官廢務を停むといへり。其例にて近世迄も日蝕朔日に當れば參賀を停めらるゝなり。

○將軍宣下大外記官務に分課ある事、官務は將軍、源氏長者、奬學淳和兩院別當、牛車等の宣旨四通を書く、大外記は源氏長者、内大臣、隨身兵仗、牛車等の宣旨四通を書く、右の宣旨を關東にて大外記官務より受る時の儀式に、攝家の大臣大納言、其他衣紋に高倉、身固に土御門參向する也。勅使武傳兩卿、親王使、准后使等も同時に下向する也。

○御幼少の宮方へは御合力米五拾石、銀貳拾枚、呉服代米五石を附られ、其代銀にて諸入費支拂する例なり。召抱になりし人員御乳三人、或貳人、二季に銀貳枚ヅヽ、中元には晒一疋、歳末には紬一反ヅヽ、被下、御乳人御乳持といふ三人或貳人に、扶持切米凡八石被下、下乳母あり、御乳持の兒童の料なり、此外に奴婢二人あり、若御生母の里許へ御滯在なれば、御使番兩人出勤する也。

○御着帶になりし御局、御産所里許ありへ退出の時には、米拾石、銀三十枚を賜ふ例也。

思ひの儘の記　卷四

○天保九年比の女官の人員、三御所、親王、准后御方等の局の惣計、四十七人なり。三仲間は七十四人なり。

御所　典侍六人、大典侍、新中納言典侍、宰相典侍、按察使典侍、權典侍、新典侍、

内侍四人、勾當内侍、侍從内侍、兵衛内侍、馬内侍、

命婦二人、伊豫、相模、

御差一人、大和、

合十九人、外ニ隱居二人、藤大納言、藤中納言、

仙洞　上臈五人、新大納言、新中納言、萬里小路、常磐井、千種、

中臈四人、刑部、中將、新宰相、藤式部、

下臈三人、伊賀、紀伊、出雲、

御差一人、下野、

合十三人

大宮　上臈五人、萬里小路、梅小路、植松、錦織、小倉、

中臈三人、小宰相、左京、新少將、

下﨟三人、安藝、常陸、長門、
御差一人、千百田、
合十四人、内隠居二人、左衛門、蔦岡、

親王　上﨟高松、御乳人　御小姓八百、
合三人

准后　上﨟千鶴、御乳人右兵衛佐、
御小姓、とら、まき、御年寄岩田、
合五人

御所　三仲間刀自、貳拾九人、隠居共
仙洞　三仲間　十六人
大宮　三仲間　九人、隠居共
親王　御次　五人
准后　三仲間　十五人
合七十四人

○今の皇太后宮は、女御にて御入内の時に、御支度料金千両に、銀貳百貫目、關東より附らる。御領は高二千石先例の如くなり。御入内後は、奥御用金四百両、御賄料百九拾貳貫目、關東より附らる。立后宣下後は、御領三千石になる也。
○儲君へは、米千俵、呉服料米貳百石を附らる也。
○皇子女へは、御合力米五拾石、銀貳拾枚、呉服代米五石附らるなり。

○新待賢門院は、米五百俵附られたり。

○八朔に、幕府より御馬獻上の儀あり。風俗畫譜に、或人の寄贈とて挿畫ありしが、清涼殿の事に書たり、事實違へり。參内殿にて御覽の儀なり。先簾中に出御なりぬれば、武家傳奏、御太刀折紙を持ち出て、簾下より奏す。内侍受取り御前に持參す。馬寮の官人一人、御馬を牽出し、前庭にて三たび引廻し退く。御馬は姉、、菊亭、正親町三條の二家に、隔番に預り。御附武家へ拜領の事、武家傳奏申渡しの後に乞出す也。御附武家御馬拜領の後、傳奏議奏を番役亭へ招請す。各御用達の由を申し行向はず、例の事なり。

○皇太后は國母の尊稱なり。されば后位に昇らず、女御にて早世の人も、國母なれば贈皇太后の宣下ある也。皇太后崩御せられば院號の宣下あり。其院號は地名を以て號となせ共、上皇と分ち難ければ、多く門號を稱せられし也。然れ共、門號を稱せずして、地名を稱せられしもあり。其は東三條院、二條院、九條院、高松院、東一條院、鷹司院、大宮院、京極院、東二條院、今出川院、後京極院、新室町院、新清和院等十四人也。皇太后の父は、必太政大臣に任ぜらるゝ例なり。

○御生母の僥倖を得て國母となりしも、同じく門號の宣下あり。其名は同じけれども、御待遇に於ては皇太后と異也。皇太后は女院と稱し、御生母は門院と稱して、女院と稱せず。御生母の父は、贈左大臣の宣下あるなり。

○親王の座次は、右大臣の次たる事、家康の十七ヶ條に定め置き、又顯要の官職にも任ぜられざりし故、親王家にては、晴の儀式に束帯を正しくして、參朝の事はなき也。行粧して參朝せられしは、正月御參賀のみ也。

○庭中（初終定めなし）の夜には、當直の公卿殿上人へ、抽籤にて物品を下し賜ふ。村上帝の朝に、此夜御遊の事あり。歷朝詩或は歌の御會ありしが、近代はなかりしよし。

〇議奏の役料は、元祿の比には七十五石なりしが、文久三年十二月に、六拾石加增になれり。傳奏は元祿の比は百五拾石なりしが、文久三年に五百俵に七拾俵加增せるよし見えたり。

〇天保八年、光格上皇へ朝覲行幸の事仰立られ、幕府御請にて、其御用途として、金五千兩別段に五千兩、都合一万兩獻納ありて、御準備もありしが、いか成事にや御延引になり。同十一年の比には、上皇御中風に惱ませ給ひ、終に十一月に崩御なりて、朝覲の叡旨も遂しめ給はず、御殘念の御事なりし。其御用途五千兩は、群臣一同へ分ち賜ひ、殘五千兩は所司代へ御預けになりて、近年迄も臨時御入用のある時には、此利子を武家より上納ありし。

〇御鳳輦を舁く物を駕輿丁といふ。八十人あり。四十人にて舁き、殘四十人は手替りなり。此外に、左近兒部、左近沙汰人、各一人あり。右近も是に同じ。左兵衞も右兵衞も同じく、兒部沙汰人一人づゝあり。此八人は駕輿丁の長なり。駕輿丁は、京都市民の富有のものより願ひ、其役になれり。素より此もの共の負擔するに堪へざるなれば、帶刀を許され、又諸役免除になるにより、市民の競ふて此役になる也。新嘗祭に、紫宸殿より神嘉殿まで、葱花輦にて行幸の時には、此駕輿丁の舁き奉る卷纓の冠に、黃色の絹の布衣を着し、其上に兩面錦にて製したる、裲襠といふものを着す。よだれ掛の如き物也。菜の脛巾をはき、藁履をはく也。新內裏へ遷幸の時には、町數二三十町もあり。鳳輦にて重ければ、此時には御領の八瀨村の農民、多く其內に加はり、舁き奉るとぞ。此八瀨村の農民は、太上皇の修學院御幸の時に輿丁を仕るもの也。此一村に限り、惣髮にして前髮を剃らず、粗琉球人の首髮に似たり。

〇御免除札といふものあり。其形は將棊の駒に似て檜にて作る。丈九寸、厚八分ばかりの物也。表に諸役御免除と記し、裏に執次七人連署し、其末に當人の名字を記し、中央に年號月日を注し、其月日の所に、長橋局の黑印を捺せり。此札は正德年間より起れり。其比のは禁裏樣諸役御免除と記したりし

が、元祿に改正して、禁裏樣の三字を除けり。此札を各自宅の入口の上に揭るを名譽とせり。天正年間には、女房奉書下されし也。此御免除札の事は、當人より武邊願濟にて、夫々支配頭より執次へ願ひ出る也。

○非常の鑑札あり。女官幷に駕輿丁に渡し置、非常の時に御門通行の便宜の爲也。表に當人の姓名を記し、裏に執次兩人連署したる物也。

○后宮の初て御入内の日には、女御になり給ふなり。其女御といひし名義の始は、雄略天皇七年に、求二稚媛一(吉備上道女)爲二女御一とあり。是女御の始なるべし。周禮に、女御掌下叙二御于王之燕寢一以二歲時一獻中功事上といへる漢籍より出たる名義なるべし。

○母を北の方といふ事。源氏桐壺卷に見えたり。河海抄に、男は南、女は北向に住べき謂也。陰陽につかさどる故歟。仍貴賤共に妻室を北方と號する也。后妃を椒房と號するも、北向に住給故なり云々と載たり。因て關白の妻室を北政所といへり。公卿以下の妻を、今も北方といへり。

○皇子女、古は三歲になり給へば、御着袴の式ありしが、近代此事なく、御色直しの式あり。十三歲になり給へば、男は御元服、女は御裳着あるなり。

○女御御入内の日には、必輦車宣下あり。皇后も同じ。是は仁明帝の女御藤原澤子、病にて退出の時に初て輦車を聽されたり。是は牛車に乘べき所迄步行すべきを、所勞により牛車に乘べき所迄、輦車にて退出せられしなるべし。其後皆此例にて宣下あるなり。

○關白の職は令外の官なり。陽成朝元慶四年十一月に、右大臣正二位藤原基經公(昭宣公)に詔して、始めて萬機を關白せしめ給ふ。是は漢宣帝が霍光に、萬機を關白せしめたる例に據り給ひしなるべし。

太上天皇は、持統天皇より始まれり。漢高祖が父の太公を尊びて、太上皇と稱せし例により給ひしなるべし。

○先帝宸筆の、木の花と申し御記は、紫地大和錦の表紙を付け、金の表題を押し、大和綴に閉たり。樂譜は萠黄地、或は赤地、或は紺地の大和錦の表紙を付け、本綴に閉たりと、正親町實德卿の說なり。又同朝の宸翰の內、崩御の後に皇太后宮の令旨にて、御燒棄になりし物もありしよし也。愚案するに、同朝は右にいへる御記もあり。屢叡慮を御直書にて諸臣へ見せ下されたる事もあり。されば御筆まめなる事推量り奉りし。

○仙洞幷に女院の御出行は御幸といひ、三宮皇太子の御出行は行啓といふ古の制なり。御生母の門院にならせられしは此例にあらず。又三宮へ申上るを啓といひ、御出されしは令旨といふべし。近代は親王の仰を令旨といひしは古式に違へり。唐制に據れば、親王の仰は敎旨といふべし。

○會符といふものあり。上に御紋を畫き、下に御用と書たり。御物のしるし也。御撫物、又は御茶壺通行の時には、此會符を前に立て、諸人の無禮なからんやうに示す物なり。

○後土御門の朝、明應八年十一月に、武家より當國攝州丹州等にありし公家領半減にすべきよしにて、諸臣の歎きを聞食され、斯なりては公卿出仕叶ふべからず。此儀は御差許なり難く、傳奏を以て京都留守衆へ仰出されしが、十二月に公家領は除くべきよし、武家より御返答あり。又其後迄に半減せしゆへ、重て傳奏を以て仰出されたれ共、最早大樹の力には及び難きよし御返答申せり。去る應仁元年大亂にて、內裏室町殿の外は、貴賤とも一戶も殘らず燒拂はれ、僅に三十三年を經て、此明應八年に家領を半減し、軍資に充べき管領の計ひ、實に無情なりし、公家の疲弊思ひやるべし。其公家領は、宮方八家、女中五家、堂上三十五家、地下五家なり。當時宮家の人少なるをしるべし。其名前は左の如し。

仁和寺宮　聖護院宮　圓滿院宮　岡殿　法安寺殿　安禪寺殿　大聖寺殿　大祥院

上﨟局　若上﨟局　長橋局　中內侍局　別當局　近衛　一條　二條　德大寺

花山院　菊亭　久我　柳原　中御門　二條東西　西園寺　轉法輪　高倉　四辻
中山　勸修寺　小倉　山科　高辻　甘露寺　白河　小川坊城　庭田　飛鳥井
東坊城　廣橋　四條　大炊御門　五條　五辻　万里小路　日野　土御門三位
清三位　官務輔元　半井明重　大外記師親　勢多章清　院庄信直

○文久二年、島津久光公の三郎と申しゝ比、玄米壹万石献納ありしが、日御門より入させ、承明門の東西の回廊に積せらる。此時村山松根氏周旋方にて、一方ならぬ奔走ありし。此米は悉く諸臣に分け賜ひしなり。

○内裏焼亡并假内裏遷幸

嘉永七年甲寅四月六日、けさより風の烈しく吹たりしが、午時ばかりにや、敏宮の住給ひし芝御殿より火出来れり。西南の風烈しければ、凡二十間許も隔たりし延春門（日の門とも云）飛火にて燃上り、其火間もなく内侍所の西隣に移れり。宮中には早く此事聞えけれども、いまだ消防の者共ひとりも参らねば、防ぐべき術もなく、傳奏三條大納言實萬公十八間廊下をたち切べしと、修理職へみづから下知せられしまで、早く紫宸殿へ火の移りたれば、迚も人力にて防ぐべからざるを歎息せられしとぞ。日比晴わたりて、諸殿檜皮葺の乾きし事なれば、またゝく間に殿舎門廊に火の移り、既に危くなりたれば、議奏早く出させ給へと言上ありて、奏者所より御常にて下鴨さして出させ給ふ。兼て非常の御備なりし御板輿にめされ、輿丁は丈六尺許の仕丁に、萠黄色の法被を着せさせ舁奉らしむ。公卿殿上人御輿の傍に候ふ。實に凄ましき臨幸なり。未の時許の事なり。出御の比には既に常御殿に烟満たりしと。准后も同じく出給ひしが、行幸におくれ給ひ二條家へ臨幸の由にて入らせ給ひし。和宮も准后と同じ時に出させ給ふべかりしが、いかゞしたりけん、女輿を舁出し、御輿のなければ、聖上の御輿のありしに乗せ参らせしとぞ。内侍所はいと早く刀自の御唐櫃を動し奉り

し所へ、公卿二三人参り合せ、雲階より舁出し奉り、清所御門を北へ過させ給ふ比、はからずも行幸にはありけり。宮中にはあまり俄の事にて、周章取物もとりあへず、僅に勾當内侍ばかり心得たりし劍璽を取出し奉り、絹にて裹み、醍醐三位中將忠順、橋本中將實理に渡したり。此兩人一方ならぬ騷の中にて、何方へ渡らせ給ひしやさだかならず。道行人に尋ね合せ、下鴨に渡御の由を聞き馳つけ、御板輿の内へ納め奉る。良久しく劍璽を持て参らざるゆへ、宸襟を惱し給ひたりしよし。紫宸殿清涼殿へは、地下の人々馳付て、御障子など少しばかり取出したれ共、常御殿へは公卿にてもみだりに參る事を得ざれば、御物殘らず燒たりしよし、惜むべき事にぞありける。斯て大内一面に火のわたりければ、大焰空を覆ひ、日影はさながら紅の色に染たり。天明八年の燒亡より六十七年になりし。彼天明燒亡の時に、清水谷某が風早某に逢たりしが、外の詞はなくて、風早と聞も恐ろしほのを出よ、といひたりければ、風早直に、清水谷とて燒も殘らじ、と答へたりし、昔物語を今さら思ひ出しに、天明は四條あたりより火のおこりて、北又西へ燒ひろがりて、さのみ俄の事にてはなけれど、今度は皇居に近き所より煙あがり、一時ばかりに九重に移り來れる程の烈しければ、行幸をも知らざる人の多かりし。去ながら晝の事なれば、周章ながらも死傷などはひとりもなかりし。下鴨の社頭にて御輿のまゝしばし御休息あり、准后宮なども追々御着にて、便宜の所に御休息あり。關白以下殘りなく走集り、上下恙なきよし議奏より申上たれば、御滿足にあらせられしとぞ。聖護院宮、青蓮院宮なども參らる。頓て聖護院宮へ渡らせらるべしとの勅定を聖護院宮うけ給はりて、俄に立歸り御殿をしつらひたりしかば、申時ばかり臨幸ありし也。天明度の例なりし。敏宮、待賢門院、和宮は、此所より青蓮院宮へ渡らせられし。此青蓮院宮は、諸殿廣けれども、後の山の上に花園天皇御陵あれば、天明にも沙汰ありて皇居には用ひられざりしとぞ。諸藩より消防の者ども、數しれず走來りけれ共、はや大内一面の火にて、防ぐべき術もなければ、御築地の廻りに列り、風のまに／＼西へ燃行をぞ見たりける。大内の南面西面は、御築地の柱迄も燒たりし

が、准后御殿の焼る比には、火勢も漸く衰へ、少しは残りたる處もありし。今日午の刻ばかりに火の出て、七日の朝辰の時許に火は鎮りぬ。公卿を始め市民迄、惣計一万一千七百余戸焼たりしよし。平安の京になりて、天徳に初て内裏焼亡ありしより計ふれば、五十四ケ度に及びたり。抑けふいかなる所より火の出て、斯る大火になりしやと火の本を尋ぬれば、彼芝御殿と申すは、前新清和院の舊宮のありしを修繕し、敏宮の御殿になし參らせたりしが、其上﨟代を勤めたりし孝順院といひし舊女官の婢が、庭前梅の小枝の蟲の巣を取盡さんとて、火をともし焼居たりしが、賤の女のはかなき心にて、風の吹をも心付ざるにや、既に御殿の軒端に火の移り、いかゞすべきと叫びけれ共、折ふし一しきり吹しく風に、屋根は一面の火となり、北へは建春門へ移り、南へは光格天皇の舊院に移り、弘御所、常御殿、對の屋御茶室までも、殘らず灰燼になりたりし。

七日、皇居の定あり、桂家は新造にていまだ年月を經ず、無主にて移徙すべき人もなし、皇居になりて然るべし。されども貴き家にてはなく、いかゞあらん、とにかく檢知すべしとて、關白政通公、傳奏三條實萬卿、議奏實橋基豐卿、廣橋光成卿、橋本實久卿を伴ひ、桂家に參り、爰かしこ見廻り、高殿あり、其樓に昇れば四方山を眺望し、御慰にもなるべし、狭きながらも、平常御殿は是にて足りぬべし。儀式の時に紫宸殿代に用ゐらるゝ處なければ、近衛家の寢殿を用ゐらるゝ事に定め言上せられし。

十五日、午の時ばかり聖護院宮より桂第へ渡らせられし、鳳輦は焼たり、唐車にめさるゝ御定なりしが、是も焼たりければ、例なき事ながら四方輿にめされし。關白三公以下御供仕うまつれり。御輿の先に内侍所渡らせ給ひたり。其後廿八日、敏宮は一乘院宮里坊に渡らせられし。新待賢門院は本殿に、和宮は橋本家へ、本の如く還御なりたり。

安政二年三月十八日、内裏地曳をして木作始あり。諸國より工匠數十人のぼり、御築地外の四面、凝

花洞、後院等に、普請小屋を設け、諸殿を持分け工事を勵みあへり。

四月八日、礎立柱あり。

八月廿四日、内裏上棟の式あり。傳奏、議奏、修理職、奉行、所司代等、月華門内の廻廊の座に着く。大工の棟梁は、衣冠に弓箭太刀等を帶びたり。其餘は布衣直垂を着用せり。此大工は承明門の壇上より東の廻廊に候ふ。紫宸殿にて上棟の式あり。おはりて賢所、清涼殿、小御所、常御殿、飛香舍等同じ式あり。

十一月二日、内裏落造なりて、傳奏、議奏、修理職、奉行等巡見あり。翌日に所司代より修理職奉行へ引渡あり。此日より公卿以下新宮に宿直を勤めたり。

四日、關白の巡見あり。

廿三日、一天に雲なく、冬ながらも春の如き長閑なる日也。けふは桂の皇居より新造の内裏に遷幸の日なりければ、司々皆寅の時許に參朝す。辰刻許に御進發あり。其御行粧の人員は、先、左京職亮、檜山久幹朝臣、右京職、亮、青木吉順、神祇官、大副、藤波教忠卿、左衛門府、大尉、勢多章武朝臣、督、冷泉爲理卿、左兵衛府、大尉、小林祐之、佐、裏松勳光、陰陽寮、頭、土御門晴雄朝臣、中務省、少丞、森寺常邦、内舍人、神原信實、左馬寮、權助、物加波懷産朝臣、右馬寮、權助、河端諸益、辨、權右中辨、葉室長順、鈴鎰櫃、守護、近衛代、山中成金、主鈴、林貞矩、大監物、山科正恒、少納言、唐橋在光朝臣、太刀契櫃守護、近衛代、宮島元起、公卿、右大辨宰相、日野資宗卿、左宰相中將、三條西季知卿、左大辨宰相、坊城俊克卿、菅宰相、五條爲定卿、正親町中納言實德卿、三條中納言實愛卿、烏丸中納言光政卿、四辻中納言公績卿、近衛大納言忠房卿、德大寺大納言公純卿、一條大納言齊敬卿、權大納言三條實萬卿、内大臣、鷹司輔熙公、右大臣、近衛忠熙公、左大臣、九條尚忠公、近衛府、左近衛代、水口清政、右近衛代、上田宜衛、左番長、中川意直、右番長、三澤爲淑、左府生、村田武職、右府生、鈴木淑種、左將曹、水口清俊、右將曹、渡邊

供奉、左將監、調子武貫、右將監、上山武宗、御綱、左權少將、阿野公誠朝臣、右權少將、姉小路公前朝臣、左大將、一條忠香卿、右大將、廣幡基豐卿、左權少將、東園基敬朝臣、右權少將、梅溪通善朝臣、左權中將、油小路隆晃朝臣、右權中將、橋本實麗朝臣、鳳輦、左權中將、野宮定功朝臣、右權中將、櫛笥隆韶朝臣、左權少將、正親町公董朝臣、右權少將、藤谷爲兄朝臣、源宰相中將、庭田重胤卿、三位中將、醍醐忠順卿、執翳典侍代、今藤玄俊、島田雅喬、東豎子、山名季明、執事、頭右中辨、廣橋胤保朝臣、左少辨、中御門經之、右少辨、清閑寺豐房、六位藏人、中務大丞、藤島助胤、左將監、北小路俊堅、侍臣、侍從、河鰭公述朝臣、侍從、萬里小路博房、中務少輔、勘ケ由小路資生、御藥陪從、山本隨朝臣、伊良子光順、所衆、□路□民、主殿寮、頭、壬生輔世宿禰、掃部寮、頭、押小路師身朝臣、右兵衛府、權佐、堀河親賀朝臣、大尉、山路信敬、右衛門府、督、甘露寺愛長卿、大尉、澤村壽榮朝臣、以上七十七人、おの／＼騎馬にて供奉せり。御後には關白政通公、檳榔毛車に乘り、前驅の諸大夫、御後の官人、左右府生番長近衛の者を召具し供奉せられたり。御道筋は皇居を北へ、今出川を西へ、室町を南へ、三條を東へ、堺町を北へ、建禮門へ入御の御定なりし。巳の終許に、三條堺町に先陣進み來るよしにて、御留守の卿相各建禮門に出迎ひ侍りしが、漸く未の時許に、鳳輦建禮門前に到り給ふ。兼て御移徙の儀式の例にて、黄牛二頭引立つ、水火の童女二人門外の東西に侍ふ。一人は脂燭を取り、一人は燎をとる也。鳳輦を駐め、神祇官大麻を奉る。夫より雅樂寮音樂を奏す。鳳輦承明門に入御なる。水火の童女黄牛等前行す。陰陽寮、散供咒術し前行す。供奉の公卿南庭に列立す。關白東階を昇り簀子に候ふ。鳳輦を紫宸殿の南階に寄し奉る。此時左右の大將、中將、少將、階下に候ふ、聖上額の間を入り、帳中の御座に着御なる。寶劍神璽上﨟の次將より、內侍受取り供奉す。水火童女西階を昇り、御帳の西に立つ、少納言鈴の奏あり。（刻限を奏する由なり、）帳中を出て清涼殿に渡御なる。水火の童女前行す。火をもてる童、夜御殿に入り、燈樓を消し、更に燃し付く。水を持たる童は、燎を燈樓の下に置き退出す。次に晝御座に着御なる。五菓を供す。（遷幸に限）

り供する也。終りて入御なる。此間公卿宜陽殿の座に著き饗饌あり。次に晝御座に出御なる。官方藏人方の吉書を奏す。（初て吉事を奏する由也、）御覽おはりて入御なる。此間諸卿仗座に着き、官方藏人方の吉書を下す。公卿殿上の座に着き饗饌あり。再び晝御座に出御なり、公卿を孫庇に召され饗饌を給ふ。おはりて祿を給ふ。諸卿其座を退く、次に入御なる。次に夕の御膳を供す。次に常御殿に還御なる。此日申の時許、准后御方新造の飛香舍へ御移徙あり。供奉の輩公卿は、九條大納言幸經卿、姉小路中納言公遂卿、東園宰相中將基貞卿、前驅の殿上人には、鷲尾中將隆賢朝臣、高松近江權介公奉朝臣、五辻右馬權頭鑒仲朝臣、中御門左少辨經之、澤主水正宣嘉、北小路若狹藏人俊昌、細川新藏人常典、地下の前驅、藤木木工頭成基朝臣、鹽小路大藏權少輔光德朝臣、押小路新大外記師親、尾崎大和守正之、津田伊勢守宗光、讃岐肥後守廣寶、平田出羽守光路、後騎、頭辨、柳原光愛朝臣、御後官人、町口右衞門權大尉是萬、出納、平田伯耆守職修朝臣、小舍人、山科筑前守生春、所衆、土橋紀伊守種求、衞府侍六人等なり。准后御方は御車にて、桂皇居より道に朔平門を入せらるゝなり。子時ばかり、賢所同じく建春門を經て本殿に渡御あり。左右近衞中將以下藏人等供奉す。温明殿へ入御の時、職事奉警蹕の簾下より事の由を奏す。聖上清涼殿より出御にて、庭上に下御あり。御鎭座おはりて本殿に還御なる。内藏寮より幣帛神饌を調進す。内侍神前へ供し奉る。

けふは晴の行幸なれば、諸臣三位以上、五位以上、六位以下等には、各衣服の制度を守り、右の例に考へ合せ、衣服を始め、隨從の物共馬具迄も、淸らに調へ、馬に乘得ざる人もよき馬を撰み、けふを晴とて打出たり。行幸は寛政二年の遷幸より後は、絕てなき事なれば、都の貴賤は申迄もなく、國々よりも御鳳輦を拜禮いたし度とて、前夜より其御道筋に集ひ來り、其町々は各棧敷を設け、一方ならぬ賑ひなりし。聖上も去年の御立退の樣と打替り、御道すがら多くの貴賤の拜し奉りし樣を見そなはし給ひしは、御滿足なる事おし量り奉りしなり。

抑此皇居は、土御門内裏と申す。光巖帝より今上まで、二十八代御傳領し給ひし地なりける。此光巖帝何れより御讓受になりしや、古に遡りて此地種を考ふれば、堀河の朝に、木工權頭源季實といひし人あり。知足院入道關白忠實公の家司と聞へたり。此季實の家なりしを、永久五年より二年許、白河法皇の御所になりし、其後他へ御移の後に、忠實公の女子泰子にて、鳥羽法皇の皇后たりし、高陽院の御所となる。其比法皇も屢臨幸ありしが、女院崩御の後に、前大納言藤原邦綱の、いづれよりか傳領して新造せしが、六條の朝、仁安の比、暫皇居となれり。又高倉帝の東宮の時にも御殿になれり。安元の比には、六條の國母中宮育子の御所とせらる。後鳥羽の朝、建久の比より、後白川の皇女なりし宣陽門院の住給ひしが、後白河崩御の後に、此門院の傳領せられし。其後暫何れの物になりしや詳ならず。正安の比、後深草の妃なりし准三后相子（公守公女）の家たりしを、其皇女の陽德門院へ讓りまゐらせたり。伏見の朝、永仁の比、富小路内裏燒たりしかば、十日許皇居となれり。花園帝德治に、持明院殿より此陽德門院の土御門殿に渡らせ給ひて踐祚あり。光巖帝も、元弘に六波羅亭より、此亭に渡らせ給ひて同じく踐祚あり。是より後は、おいづから内裏は此亭に限れる樣になりたり。然れども此地の區域は、土御門（北）、正親町（南）、東洞院（東）、高倉（西）にて、僅に方一町ばかり也。後水尾の朝、慶長年間に、德川將軍より造營ありし時に、初て宮墻を擴げ、其内に仙院國母等の御所を造り、内裏より廊下續きにて、渡らせらるゝ樣になしたり。此時に方二町許の地になりしなるべし。此二町に擴けたりし東の地（今南門より東をいふ）は、白河の朝より後嵯峨の朝まで、久我家一族の地たりし也。又北の方（今清所門ノ邊ヲ云）古は詳ならず。後花園帝より伏見宮へ賜ひし地なり。後水尾帝御讓位の時、下御所（今櫻町殿と云）を、仙洞に造り行幸なりしゆへ、以前仙洞たりし所は、皇居の部内に組入れ、宮殿を擴げ作られし也。其後承應、寛文、延寶、天明、嘉永等、六たび燒亡ありしが、寶永以後は、造宮ごとに地所を押弘げられしなるべし。此安政の御造營にも、南門通りの東西の角の、凹たる處を弘げられたり。慶應年間に至りて、皇

后御殿の地の狹かりしを、東面北面共に押擴げ、一樣の地になし給へりしなり。

○賀茂社行幸

文久三年三月十一日、攘夷御祈願のため、賀茂下上社に行幸あり。是は去月柳營より、島津三郎去年歸京の道にて、英吉利人二人を殺しゝを憤り、彼國より軍艦を差向け、三ケ條の申立あり、允許なくば兵端を開くべく申し狀を奏聞す。此事を聞食され、殊に宸襟を惱し給ひしより、此行幸仰出されしなるべし。今朝より時々雨灑ぎながら、辰の時許出御の御催にて、公卿南庭に列立す。鳳輦を南階へ寄す、乘御あり。宰相中將二人、神璽寶劔を內侍より受取、御輿に納め奉る。承明、建禮門を經て東へ、清和院門を出て、御車道を北へ、桝形を東へ賀茂川の橋を渡り、下鴨に着御なり。樓門にて腰輿にめし替給ひ、神前の御座にて御拜あり。源大納言忠禮卿御幣を奉る。終りて御幣を禰宜祝に授く、禰宜神前に捧げ、神供なりし榊の枝を捧て來る。右大臣受取り御冠に挿し奉る。姑く御服所にて蹕を駐め給ひ供御あり。未の時許下鴨を御進發にて、賀茂堤を北へ上賀茂へ行幸あり。二の鳥居にて腰輿に召替給ひ、樓門內の神前にて御拜あり。其樣總て下鴨の如し。細殿にてしばらく御休息あらせられ、御破子を奉る。近臣を御前へ召出され御酒を給ふ。大樹も供奉せられたれば、同じく召され御酒を賜ふ。酉の刻ばかりに御進發にて、戌の時許本宮に還御なりたり。此賀茂行幸は、左六百年ばかり中絕なりしを御再興ありて、社頭の式は舊儀に據らず、簡易を主とし新式を用ひ給ひし。けふは古今希なる行幸にて、前後に在京の大名守衞し、御後には大樹家茂公供奉せられし。其鹵簿の概略は左の如し。

山城國、介、隱岐貞榮、內藏寮御幣、史生一人、左衞門府、大尉、姉小路公隆宿禰、左兵衞府、大尉、岡田知綱、陰陽寮、助、幸德井保源朝臣、內舍人、細原信董、辨、左中辨、中御門經之朝臣、少納言、高辻修長朝臣、公卿、清水谷右宰相中將、德大寺中納言、飛鳥井中納言、日野新大納言、廣幡源大納言、二條右大臣、左近衞府、右近衞府ト二行ニ列ス、左近衞代、田中盛忠、右近衞代、土山武邦、左番長、進藤光武、右番長、進藤宗明。

左府生、水口清久、右府生、土山武資、左將曹、水口清俊、右將曹、三澤元質、左將監、富島元賢、右將監、粟津職敦、御□、左少將、三條西公允朝臣、同右少將、河鰭公述朝臣、左大將、右大將、左少將、正親町公董朝臣、右少將、姉小路公知朝臣、左中將、油小路隆晃朝臣、鳳輦、駕輿丁五十餘人、御綱駕輿丁十人、御輿長三人、御雨皮、吳床、（以上二行ナリ）、執翳殿代二人、橋本右宰相中將、東竪子、山口季明、職事、清閑寺頭辨豐房朝臣、坊城右少辨俊政、北小路極﨟大江俊堅、北小路差次藏人大江俊昌、侍臣、中山侍從忠光朝臣、四條侍從隆謌朝臣、御藥陪從、高階典藥少允經由朝臣、典藥寮醫師、伊良子陸奥守光順、所衆、結城主稅助秀伴、御厨子所、大隅美作守時恍、主殿寮、助、小野重安、掃部寮、頭、押小路師應、右兵衛府、大尉、時岡茂承、右衛門府、權大尉、堀川治弘、關白

以上五十三人なり。其外先陣には、松平備前守、宗對馬守、龜井隱岐守、佐竹右京大夫、松平長門守、細川越中守、上杉彈正大弼、伊達伊豫守、後陣には、松平相摸守、仙臺中將、松平阿波守等十一人、守衛し奉る。其次に、內大臣實茂公、水戶中納言、一橋中納言等供奉せり。

○石淸水八幡宮行幸

同年四月十一日、石淸水八幡宮に行幸あり。是も攘夷の御祈願とかや。供奉の人々寅刻許に參內す。卯半刻許御直衣をめされ御發輦になる。其宮中の次第は、賀茂行幸の如し。南門を東へ後院の前を南へ、堺町門を出て南へ、三條を西へ進ませ給ひ、油の小路の南に有し稻荷の旅所にて御小休あり。夫よりなほ油小路を南へ、九條の野中に設けたる御假幄にて御小休あり。午半刻許鳥羽の城南宮に着せ給ひ、拜殿を御休息所にしつらひ、晝の御膳を供す。未半刻飛鳥方社の旅亭にて御小休あり。申刻ばかり愛宕の御假幄にて御小休あり。申半刻淀姫の旅所にて御小休あり。酉の刻に八幡の下院に着せ給ふ。是より山路の嶮岨なれば、御輿にて昇るは難き事なれば、御板輿に召替給ひ、戌刻許豐藏坊に着御なる。當坊は兼て御休息所に設けたりし也。夕の御膳を供す。御裝束を召替給ひ、腰輿にて亥刻許

本宮に至り給ひ、樓門外にて下御なる。宰相中將二人寶劍神璽を捧げ御前を双び行く、幣殿の御座にて三所へ御拜あり。此時に左大臣忠香公金銀の御幣を進る。終りて神官を召し神前に獻らしむ。夫より東門を出御にて、武內社以下攝社等御遙拜あり。再西門を入り本宮にて御祈請あり。しのゝめの程に豐藏坊へ還御なり。御膳を供す。此時魚鳥の放生あり。夫より還御の御催にて、辰刻許御發輦あり。下院に着御なる。巳刻許に飛鳥方の社の旅所にて御小休あり。午刻許に城南宮に着せ給ふ。此處にて御膳を供す。未下刻許に稻荷の旅所にて御小休あり。申下刻許に本宮に還御なる。けふの鹵簿は左の如し。

山城國、介、隱岐貞幹、內藏寮御幣、年預、平田職修朝臣、左衛門府、權少尉、姉小路盛壽、左兵衛府、大尉、河副安信、陰陽寮、助、幸德井保源朝臣、大舍人寮、助、岸本業壽、內舍人、上田寬行、辨、右少辨、坊城俊成、少納言、舟橋康賢朝臣、公卿、葉室右大辨宰相長順朝臣、橋本右宰相中將、三條中納言、庭田中納言、冷泉中納言、日野大納言、廣幡大納言、大炊御門大納言、一條左大臣、近衛府、此ヨリ以下左右双ビ行ク、左近衛代、調子武顯、右近衛代、村雲可信、左番長、橋本政恒、右番長、入谷義行、左府生、山本尙定、右府生、河北房直、左將曹、村田武職、右將曹、土山武邦、左將監、水口淸生、右將監、三上武分、御綱、少將、三條西公允朝臣、同少將、河鰭公述朝臣、左大將、忠房卿、右大將、公純公、左少將、正親町公董朝臣、右中將、東園基敎朝臣、左中將、滋野井實在朝臣、右中將、櫛笥隆韶朝臣、寶蓋、駕輿丁五十餘人、御綱駕輿丁十二人、輿長六人、殿部代、左中將、松木宗有朝臣、右中將、梅溪通善朝臣、左少將、東久世通禧朝臣、右少將、五條公知朝臣、以上一行、六條宰相中將、東豎子、山口季明、職事、中御門頭辨經之朝臣、細川源藏人寄典、藏人助胤、侍臣、四條隆謌朝臣、錦小路賴德朝臣、御藥陪從、小森典藥助賴愛、典藥寮醫、高階少允經由朝臣、所衆、結城主稅助秀作、御厨子所、高橋采女正宗譲、內匠寮、助、山口以只、主殿寮、助、小野言安、掃部寮、頭、押小路師親、右兵衛府、大尉、藤林重慶、右衛門府、大尉、堀川宣、門丁、藤原、

今日は在京の武家、松平紀伊守、松平備前守、宗對馬守、上杉彈正大弼、松平大隅守大夫等先陣に打立

ち、一橋中納言老中等を從へ後陣に供奉せり。御列外に水戸餘四丸、山内兵之助、仙臺の片倉小十郎、會津の横山主税など供奉せり。大樹も供奉仰付られたりしが、前日になり所勞の由にて辭し申されしとぞ。京都より八幡迄四里の里程なれども、寸地を餘さず拜見人の充滿したり。

○和宮御縁組一件

實麗記、予時參議右中將

安政七年庚申二月十六日、今日若狹侍從家來々謁之、申仲有二子細一。和宮關東御縁組件也。

十八日、若狹侍從家來々謁之今朝相招、了岩倉侍從被レ來謁之。所司代家來申旨ニ付被レ來、甚不審之事也。

十九日、若狹侍從家來來請二面會一謁之、觀行院參內、內々御禮申上有二子細一、有二御對面一云々、岩倉侍從被レ來謁之。

廿日、從二若狹侍從家禮一書狀到來。

五月四日、今日右大將建通於二御學問所邊一內々有二談示之事一、子細者、和宮御方從二關東一御縁組望申度由、從二老中共一若狹守江所司代申越、從二同人一殿下江差出候ニ付、從二殿下一言上之旨ニ而、右寫幷殿下江被二仰下一候、叡慮之趣寫等被レ爲レ見。寔存外之事所レ驚也。右寫別記。

五日、參內、謁二廣橋光成、中山忠能等一、又右大將被二申示一之事有レ之。次參二和宮一申二上當賀一了。昨日之一件無レ何事申上。

九日、未斜當番三條亞相加勢被レ招、可レ有二御對面一之旨被レ示、直誘引參二御前一、御小座敷、和宮從二關東一縁組所望之事繁思召之旨有レ仰、其後種々言上、仰等之事別記了。

十一日、參二和宮一、一昨日御前時宜荒々言上。

六月五日、今日於二宮中一帥宮拜謁、和宮一件也。

十二日、從勝光院以急使被申越有子細別記。和宮一件也。

廿三日、參內。議奏當番侍從宰相被招、於御學問所南庇、今度和宮從關東緣組懇願、又候申來候。老中書翰幷所司代書取等被爲見、且御返答御書取同被爲見、寫取候事可爲勝手旨也。依之先御返答御書取於閑所寫取、余後日可拜借一先返上了。

廿四日、卯斜參內、昨日內々被爲見書取爲書寫也。而于御前有之由、巳半許被出、自右大將被傳、卽於閑所寫取了、返上退出。申刻許參和宮。昨日來寫取書付入覽、觀行院、藤御乳等在御側。

七月十五日、昨日從勝光院方以急使俄上京之事告來。和宮關東緣組願一條也。意外之事也。

十七日、參有栖川宮、謁諸大夫木工頭有談子細。和宮一件。

八月七日、巳刻許參殿下、依召參上之旨、以諸大夫申入、良久令面會給。和宮御方從關東緣組之事、先達已來段々御理御往復之處、强而懇願ニ付、此上ハ主上ニモ被遊方無之候ニ付、氣毒ニハ被思食候得共、御本人江御勸申上候樣、從予可然申上候樣、勅諚之趣傳給。於予誠迷惑之依、且申上兼候次第ニ候間、理申上之處、勅諚之儀乍氣毒宜賴入之旨示給。此事兼可爲如此存之間、去五月九日召御前之時、御理申上之處、及于茲無是非次第也。不得止先御請申入、右ニ付從閣老之書取、從此方被達候御趣意之寫等被爲見、卽借請退出、于時午半刻許也。未斜參和宮、從殿下被命之次第、且勅諚之趣等言上之處、御迷惑御困之御樣子、誠恐入候事共、筆頭難盡、猶篤與御勘考之上、御答可伺申上、觀行院へも篤與申入候樣殿下有命申示、外ニ種々及示談了、昏黑退出。

八日、卯刻參和宮。今朝爲御使勾當掌侍參上之旨被告、依之其以前言上之事有之、須臾退出。

午後參殿下、昨日拜借書取返上、幷和宮御返答猶御勘考之上御沙汰之旨以諸大夫申入。

九日、巳半刻許參殿下。以諸大夫御面會之事申請、須臾令對面給。一昨日示給和宮御返答、篤

興御勸者之處、此儀被レ爲ニ恐入一候得共、幾重ニモ御理被ニ仰上一度旨宜申上、御沙汰之旨申入、殿下ニモ種々御心配之由、何卒今一應可ニ申上一哉之旨示給。然昨日以ニ勾當掌侍一御勸被レ爲レ在候處、直御理被ニ仰上一候由故、幾度申上候トモ、御承引有間敷候間御理申上了。

十二日、今日親行院參內。過日以ニ長橋一御沙汰之御答被ニ仰上一。

十三日、今日新大典侍、勾當掌侍等爲ニ御使一、於ニ和宮一參上云々、御緣組之事強而御沙汰云々、歎息之至也。

十四日、申刻前參ニ和宮一。有ニ談子細一、但關東御緣一件、予雖レ盡ニ丹誠一終御請思召御治定也。寔心外無ニ是非一次第也。依レ之被ニ仰立一之ケ條、於ニ關東一領掌者御請之旨御返答也。

十八日、今日勝光院方依ニ上着一蹴揚驛迄爲レ迎遣ニ爲政一、而從ニ所司代一申入之由ニテ、頓旅宿江被レ着之旨申來、可レ有ニ子細一不審之儀也。

廿一日、未半刻許勝光院方被レ來、久々面會晩着勸ニ酒饌一、從ニ今日一須臾此方逗留。

廿六日、辰刻許從ニ中山亞相一書狀到來之事有レ之、依レ之巳刻參ニ和宮一。同時中山參上、昨日從ニ有栖川宮一和宮御緣組之事御延引之儀御願之處、即被ニ聞食一之旨、殿下御命之由ニテ以ニ御乳一被ニ申上一。從ニ有栖川宮一御延引被レ願之條如何之儀也、去廿二日殿下彼御許え御出之由、定而有ニ子細一歟、尤不審也。直被ニ退出一、午後中山亭ニ向、過日若彌於ニ于關東御下向候一者、五ケ條被ニ仰立一候事有レ之、右一件被レ示、到ニ于今一者不レ足レ謂ニ心底一也。無レ何及ニ挨拶一了。

廿七日、未刻許參ニ和宮一。昨日中山被 示之事申入、予存意之通也。

廿八日、中山許遣ニ書狀一、一昨被レ示之儀不レ能ニ所存一之旨及ニ返答一了。從ニ勝光院一書到來、依レ之參ニ和宮一、坪內伊豆守飛札一件也。須臾退出、戌斜藤御乳人來謁之。過日被ニ仰立一五ケ條一件也。

廿九日、申斜從ニ中山一書狀到來、依レ有ニ御旨一、只今可ニ參朝一被レ示、直參內。被レ仰ニ立五ケ條一件也。次參ニ和宮一

暫時退出。

九月十四日、今夜勾當掌侍爲ニ御使一和宮參上云々。當冬御下向一件云々。如何々々。

廿日、今夕若狹侍從家來々謁之。

廿一日、若狹侍從家來々謁之。

廿六日、未下刻若狹侍從使來謁之。和宮御下向之儀ニ付、無レ程殿下御使可レ來、宜取合之事被ニ賴越一、續而殿下御使來、島田左近、則謁之處、同上之儀ニ付以ニ仰之趣一巨細被レ命有レ儀、猶和宮可ニ言上一併殿下御直書取給候樣申答了。

廿七日、辰刻許殿下御使來人、昨日同謁之、則御直書取、且宸翰内々爲レ見給、尚亦有ニ御口上一。直參ニ和宮一。從ニ殿下一被レ命之趣逐一及ニ言上一、并宸翰ハ下御書等入ニ御覽一之處、有ニ思召一之間、其旨殿下江可レ報之旨命給。直參ニ殿下一謁ニ同人一。和宮仰之趣申入、良久又々有レ答、强而今一應和宮江言上之事賴示給。直參ニ和宮一、殿下御趣意及ニ言上一之處、無ニ御承引一。依レ之又々參ニ殿下一、其旨申入置歸家。

卅日、未半刻許從ニ中山亞相一書狀到來、仰之儀依レ有レ之、只今可ニ參朝一被レ示。直參内之處、於ニ御學問所南庇一以ニ一紙一被ニ尋下一。和宮當十一月關東御下向之事、過日以來段々御往復有レ之、明年ニモ可ニ相成一之處、殿下御家來輕者、島田左近事也、所司代家來下賤者三浦七兵衛事也、レ申レ予、當年御下向之事御勸可ニ申上一旨予申之由、殿下言上之旨、依レ之御不審之由被ニ尋下一趣也。實以恐懼之儀、雖レ然存外之事故、去廿六日殿下御使并若狹守使應接之趣、以ニ書取一可ニ申上一申入退出。

十月一日、昨日被ニ仰下一一件、逐一書取、右大將江差出、後刻可レ備ニ天覽一之由被レ示。未斜有ニ御當座一。中略、右大將被レ招、於ニ御學問所一今朝一紙備ニ天覽一之處、御尤ニ被ニ思食一之旨被レ示、所ニ畏入一也。御不審御氷解被レ遊旨也。依レ之予書取ニ被レ添ニ勅書一殿下賜由、依レ禮從ニ殿下一尋問之事可レ有之哉相心得候樣被レ示。

四日、午半刻許從ニ中山亞相ニ書狀到來、只今可ニ參上ニ被レ示、直參內。良久申刻許右大將中山亞相、新宰相等於ニ御學問所南庇面ニ、和宮御東行之事、從ニ關東ニ十一月十二月之内御下向之儀、强而被ニ相願ニ、年ハ去衆氣時節柄思食之間、來春ニモ候ば御承知モ被レ遊候哉との事也。此事先日來年四五月比御下向可ニ御宜ニ被ニ仰進ニ御請、來年ニ候ハヾ關東氣掛リ之由、左候ハヾ御同樣之儀故、明後年先帝御年回後ト被ニ仰進ニ候故也。此事可ニ申上ニ旦無レ程同上之儀ニ付、大典侍、長橋等爲ニ御使ニ和宮江參上旨被レ示、予申云、明春ト被ニ仰進ニ候事、厚思食ニも候間、定而御請可レ被ニ仰上ニ旨申答了、直參ニ和宮ニ前顯申上。

五日、辰刻許參ニ和宮ニ、昨日御使御請書取御示談也。未刻許退出。

七日、從ニ觀行院ニ書狀到來、勅書御返事一件。

九日、今日關東使若狹侍從、横瀨侍從等參內、有ニ御對面ニ、和宮御緣組之事被レ願云々。

十八日、今日若狹侍從、横瀨侍從等參內、有ニ御對面ニ。和宮御緣組之事御許容被ニ仰出ニ云々。酉下刻退出。直參ニ和宮ニ申談有ニ子細ニ、又爲ニ御使ニ女房越後大乳人代云々、御緣組御許容之事被ニ仰進ニ云々。

十一月廿七日、今日勝光院被レ參ニ和宮ニ。但御暇云々。

十二月一日、參內如ニ日來ニ。申斜召ニ御前ニ殿下兩役同祗候。去月十一日付老中書取來着ニ付、所司代書取相添、殿下迄差出候儀有ニ御評定ニ。仍老中所司代等書取爲レ見被レ下、且殿下被ニ仰傳ニ事件、去七月ヨリ孛漏生國、瑞西國、白耳義國、已上三ケ國通商依ニ懇願ニ種々差支及レ斷之處、不ニ承伏ニ之間不レ得レ止、假條約取結之旨言上也。依レ之逆鱗御。今度御緣組御破談被レ遊度叡慮之處、殿下兩役此儀御斷被ニ申上ニ、先帝三年御入城御延期之事被レ願、依レ之右等之一件和宮江可レ及ニ言上ニ、且宮思召之處可レ伺之旨御沙汰也。卽兩役書取武家書取二通等隨身、參ニ和宮ニ委曲言上、且御返答御直書ニ而被レ進候樣同言上。

二日、今日勝光院方歸府發輿。

廿一日、今日關東使若狹侍從、横瀬侍從參內。出會如レ例。御緣組御許容御禮被二申上一云々。無二御對面一賜二天盃一。

万延二年辛酉正月廿七日、巳斜參內如二日來一。申刻許右大將、中山大納言、新大納言(實愛)等御學問所ニ被レ招、內々被レ示曰、過日所司代書取三通ニ被レ添二勅書一、和宮御方江被レ進之處、御返事振何とも御決定難レ被レ遊候ニ付、深勘考有レ之候樣被レ示、雖レ然於二此事一者難レ辨二是非一、於レ予最難事之間相斷、以二御世話邊一從二中山一觀行院江示談有レ之度、御母堂之事何トカ勘考可レ有レ之中人之處、此儀治定、(內々被レ何歟、)予同伴、和宮江可二參上一被レ示、則同伴參上、從二中山一觀行院江篤與被二申入一之處、御二答明後日可レ有レ之旨ニ付退出。

廿九日、參二和宮一。中山亞相同參上、一昨日御返答被二仰出一。

三月十五日、酉刻許岩倉少將被レ來謁之。亥半刻被レ皈了。右大將、正親町三條大納言內々被レ申旨ニ依テ也。

十六日、今朝岩倉少將被レ來謁之。昨夜同事也。參朝之上新亞相內々談有二子細一。

六月九日、巳斜參二和宮一。昨日從二中山亞相一被レ渡二勅書一、并老中所司代等書取入二御覽一、參內之後御返答之趣同卿江申入了、午後參內。

廿七日、辰斜參二和宮一、內々言上之儀有レ之、此度事情也。

七月二日、今朝若狹少將家來三浦來請二面會一、依二所勞一不レ謁レ之。令二家僕爲政一老中書狀、(連名)一通、同大和守書狀一通、若狹守書取一通、今度被二仰出一候樣之条一通、以上四通傳、右書取書之內、不審之廉及二尋問一之處、不解之返答也。依レ之承置、中山亞相之許江以二書狀一前顯遣了、酉下刻同卿被レ來面會之事被レ申、雖二所勞中一謁レ之、前一件也。種々及二訊問一了。

廿三日、參ニ和宮一、所司代家來三浦參ニ此御所一請ニ面會一謁レ之、御下向旬之儀從ニ禁中一御延引被ニ仰出一候ニ付、御請書并九十月之內御下向之事相賴度旨書取、今日武傳江差出候由寫二通持參、令ニ落手一置了。

廿七日、巳刻參內如ニ日來一。去廿三日從ニ武家一差出御請書（去廿日御下向御延引被ニ仰出一云々。）一通、右文面不遜輕蔑之事共有レ之間、逆鱗御。御趣意勅書并兩役趣意被ニ聞食一度旨ニ付、殿下三頭宛書取一通、右大將、中山亞相、新亞相等（此比不參）、書取三通等被レ爲レ見、予所存可ニ言上一之由也。先演舌ニて侍從宰相、久世三位等へ申上了、酉斜退出。

八月一日、日參之儀如ニ日來一、所司代書取改、（於ニ趣意一無レ變、）別段御理書等差上、依レ之以ニ勅書一兩役江被ニ仰出一之詔旨有レ之。仍武傳兩卿若狹守亭ニ向、以ニ書取一被ニ仰出一儀、勅書已下書取於ニ役所一被レ爲レ見了。

三日、巳刻參ニ和宮一。今朝有ニ御使一、昨日勅書御返答案并所司代書取三通、御趣意書寫一通等爲レ見給。依レ之參處也。次參內。

四日、參ニ和宮一。有ニ言上子細一。

十月廿日、今日和宮關東御發輿也。

十二月三日、中山ヨリ書狀來、（明年御上洛之事并御所風一件、）遣ニ返事一、從ニ觀行院一文來、予滯留一件、外ニ雜事種々申來、中山ヨリ二度目文ニ付觀行院へ文通。

四日、辰斜參宮。御在所御入城日時被ニ仰出一、恭賀申上。又過日已來段々申入御所風之事、兎角與向不ニ打合一之間、其旨言上、又花園面會之處、御所風之事從ニ先日一段々承候得共、迚モ花園力にては與御用掛人々承知モ無レ之間、此上者表役人江申談與候樣被レ申。依レ之其旨宰相典侍、觀行院、能登、少進等申入。

五日、巳刻許參ニ宮御在所一。中山亞相同參上及ニ面談一、御所風兎角不ニ打合一迷惑之段申入、又極秘事有ニ

噂之儀ハ存外之儀歎息。

六日、從ニ中山亞相ニ密書到來、御所風一件也、内々其趣可ニ申上置ト被レ示。直參ニ宮御在所ハ中山被レ示之旨言上、宰相典侍已下申入退下。

七日、從ニ中山亞相ニ書狀來被レ致ニ面談ト度、彼旅館へ可レ參、於レ予モ昨夜從ニ勝光院方ニ被ニ申越ニ一件申入度所存之間、直向ニ于彼旅館ニ之處、明年御上京一件也。至極尤之事故同心了。又從ニ勝光院ニ來狀内々爲レ見了。但昨夜勝光院ヨリ、來文中、城中ヨリ同人之來文アリ是モ爲レ見了、又同人所存申入置了。

八日、午後參ニ宮御在所ニ。昨朝中山示談御上洛ニ一件言上、宰相典侍已下申入、依ニ御沙汰旨ニ中山江遣ニ書狀ハ昏時退下。上﨟ヨリ來狀、且過刻中山江遣返書來、御所風一件ニ付案外之事也。表向之事而已ニ而、中山承知之旨、且宮へも其段被ニ申上ニ之由被レ示、如何々々。將又昨朝申談、明年御上洛一件契約トハ相違、尙以ニ具視朝臣ニ被ニ申示ニ由也。惣而案外無念之儀也。

十日、辰刻許三浦七兵衞來、若州家來 謁レ之、明年御上洛一件、種々差支之由申レ之。予不承知之旨及ニ返答ニ。次而具視朝臣被レ來、同上一件同上及ニ返答ハ、尙宮思召可ニ伺申ニ答。未半刻許被レ歸、次參ニ宮御在所ニ同上言上、戌刻許歸館之處、具視朝臣、早川庄次郎、奥右筆、三浦七兵衞等又來。明年御上洛之事何分ニも差支多端之間、御理申上度旨也。予申云、此儀御下向已前被ニ仰立ニ候ケ條之内ニて、大樹公御承知之旨、老中ヨリ御請方之儀、今更彼是被レ申儀無レ之筈申答之處、尤左樣之次第ニハ候得共、今度御下行ニ付兩道中共殊外疲弊、下々難澁之間、御憐愍相願度旨也。明年御上洛被而被ニ仰立ニ者、先帝十七回御忌也。未御廟參不レ被レ爲レ在之間、旁被ニ仰立ニ之處、於ニ于今ニ御理之儀如何之事哉、猶又精々可ニ申談ニ旨申答有レ之、子刻許各分散。

十一日、今日御入城也。

十三日、早川庄次郎召寄、七兵衞同來、明年御上洛之事御延引、尙京都へ御伺、且又明後年御上洛之

事被レ御上一候旨申含、右一件中山江申達。後聞、岩倉侍從（少將歟）昨日暇之事了、直當地發駕、依ニ實母（堀川宅）事一云々。

十七日、早川庄次郎、三浦七兵衛來、御上洛一件、明後年十月御上洛御請書取持參了。依レ之中山旅行中江老中請書寫書狀相添、以ニ急便一申達了。親行院同上申遣。但請書同遣。

十九日、中山攝津守來、親行院使也。內々被レ示事有レ之。勝光院ヨリ書狀幷重之內到來、正親町三條江以ニ割付一返書發。御所風一件也、

廿日、親行院江一昨日返書幷昨日以ニ攝津守一被ニ申越一條々、（宮江戶風一件也、）等返事申遣。勝光院方へ昨日返書、且御上洛一件先相濟之事申入了。

廿二日、親行院書狀來、御內婚之事、御所風之事、從ニ宰相典侍一以ニ書取一錦小路へ被ニ申入一等之事申來。

文久二年壬戌正月五日、從ニ親行院一書狀來、今春御上洛御延引之儀被ニ聞食一候旨、從ニ三頭一返書被レ爲レ見、依レ之早々表向被ニ仰出一候樣申遣。且又御上洛御延引ニ付爲ニ御代香一上﨟藤、差副玉島上京之事被ニ仰付一候之旨申來。

廿五日、巳斜（有ニ參內一）參ニ吹上一。今日於ニ此所一和宮有ニ御對面一。先於ニ休所一賜ニ湯漬一。（品目追未無ニ調計一、存外之儀也。）午斜此所被レ爲レ成、則召ニ御前一御對面所レ畏也。殊御機嫌克御容躰奉レ見恐悅不レ斜。親行院及宰相典侍已下夫々召ニ連女房一面會觀着了。又大樹公老女瀧山及ニ面會一、從ニ先達以來一兼而被ニ仰立一、於ニ關東一各承知之件々相違、萬事御不都合廉有レ之間及ニ尋問一之處、與向何等之子細も不レ存之趣也。依レ之御緣談根元異國交易之事ヨリ發、且前條ニ付諸藩ニも彼是可レ致哉、右邊以ニ深慮一御緣組御願ニ相成、御理之處、再々依ニ懇願一御治定、就而は被ニ仰立一之件々、於ニ關東一御承知之事、是迄御不都合之儀者無ニ是非一次第、向後被ニ相心得一候樣申入了。於ニ御前一賜ニ握飯煮染（以前同樣品目也。）菓子等一、又賜ニ置物一（金銅麑）、

暫時御雜話、申刻許還御。

二月十一日、今日吉辰御婚禮也。

三月四日、歸京條、午半刻許參內。中略、未半刻過召御前、和宮御傳言々上。其後有勅語、關東樣子御尋、此頃次第又諸事行違等之事悉言上。昏時退御前。小時議卿被招御相談有之、乍併予了簡何共可言上樣無之段申入。乍去從殿下御直書ニテ田安江被仰遣候儀有之由、中山亞相ヨリ噂有之候間、左候ハヾ御返答被申上候迄、先御見合之方ニテ可有之旨申入了。

廿五日、昨夕從中山今日巳刻比可參內御沙汰之旨被示、而所勞之間實梁參上候處、於御學問所南御緣座鋪議卿列座被示曰、從殿下田安江被遣候御返事振ト、予歸京日直言上ト相違之間、其譯柄書取可言上之旨被示、則殿下御書案寫幷田安返書等被爲見、實梁承退出。

廿六日、昨日御沙汰御返答書相認、以實梁先中山亞相へ令談之處、此分ニ而可宜被答ニ付、直參內、附于野宮相公羽林殿下御書案幷田安返書返上。

四月廿一日、議卿被招、加勢大藏卿、去月廿五日實梁江被渡、關白殿ヨリ田安江被遣御書案文、幷田安返書被爲見ニ付、以書取御答言上、右三通ヲ以猶又宰相典侍江御尋有之候處、予書取言上ニ少モ相違無之旨、宰相典侍御請被申上候ニ付、爲見給則披見、且寫取返上了。

五月十四日、昨日實梁江從三條亞相、岩倉羽林等被申旨有之ニ付、午後參內。中山、三條等江謁之處、今度事情去月已來之事被演舌、且勅使(重德)被差下候ニ付、右子細以勅書和宮江被仰進候へ共、猶又其子細從予觀行院江申入、同人申上、其上大樹公江御直ニ被仰候樣相成候樣との御事、相心得可申遣之旨被示承諾、尙認候上可入一覽申答了。

六月十日、從觀行院六日切書狀到來則披見之處、依御沙汰去月十九日差下書狀返書也。大樹公ハ勿論表諸役人等深畏入山ニ而御禮申上度旨也。則中山江令示談、以備後權介入天覽了。

廿一日、辰半刻許向二于若狹少將亭一、所司代昨日從二武傳一有レ達、傳奏廣橋一位、議奏久世宰相等、予、富小路二位、（源中務大輔名代云々）、高松三位、（三條亞相名代云々）、千種少將、岩倉大夫、（中將名代云々）、此外中山亞相、坊城亞相、飛鳥井黄門等依二御用一不レ來云々。午斜若狹守依二所勞一、町奉行永野土佐守名代於二例席一、述二台命一、一人ツヽ渡二一紙一、

御由緒有別段之思召を以三百石御加增被レ下之旨被レ仰二出之一。

予畏申、併叡慮相伺候上御請可レ申之旨申入歸家、改着二朝服一參内。向二于議奏役所附當番一（加勢源亞相）、前顯之趣演言伺二叡慮一之旨申入、酉斜中山亞相被レ招、別紙思召之勅書之趣被二仰傳一。

内大臣（建通）　廣橋一位（光成）　中山大納言（忠能）　三條大納言（實愛）　坊城大納言（俊克）　飛鳥井中納言（雅典）　久世宰相（通熙）

千種少將（有文）　岩倉中將（具視）　中務大輔（敬直）　大典侍　新大典侍　長橋　少將掌侍　衛門掌侍

以上家祿并造物之儀、於二若狹守役宅一申渡候ニ付存念等之由、右者所存有レ之候ニ付、見合ニ相成候樣武邊ヘ可二申達一候事。

但自二武邊一相渡候書付各返却候。尤自二本人一ハ沙汰不レ致方宜存候事。

右宰相中將

右者

和宮由緒ニ付加增之旨ニ付、申渡之通ニ而も無二所存一候事。

右被レ示予可レ爲二所存之通一之旨也。依レ之思召之邊内々伺申度申入候處、今度御緣組ニ付被二仰立一事、各御請ニ付御下向之處、大奧存外之儀御約定違約、和宮ニモ御迷惑ニ被二思召一候旨度々被二仰上一候事有レ之、表方ヘ御訊問之節者、追々御都合宜旨言上、表方許相倣候始末、御安心思召候儀曾無レ之、今度加增之事至二和宮御緣談相掛候者共ト相見候。從レ是追々被二仰遣一候儀モ有レ之候事故、見合方可レ宜叡

慮之趣也。於レ予モ其邊同樣甚心配之事、假令加増拜領候共、親着ニ不レ存候間、一同同樣御理申上度、併於レ予者御由緒柄ニ付思召不レ被レ爲レ在之旨被二仰出一候儀、一同同樣相成候樣願候も恐懼之至候得共、心底不安之間右申入候處、直言上被レ致御尤ニ被二聞食一之旨被二仰出一、右之次第一品え申入退出。

八月六日、和宮御上洛之事、重徳左衛門督滯在中、御治定有レ之候樣、從二中山亞相一被レ示。依レ之以二急便一六日切　觀行院え申遣。

廿日、參內。戌刻許議奏加勢正親町三條被二申渡一條々、有文朝臣、具視朝臣、敬直朝臣、右依レ有二思食一被レ仰二出辭官落飾之事一。中略、和宮御緣組依二奸曲關係一云々。

廿一日、戌刻許從二桃花一有二御使一可二參上一示給。直參上即今二出會一給。昨日有文、具視等朝臣御咎、今日中山亞相退役進退等被何之處、御役召留、何之通差扣被二仰出一之旨、右ハ如何之子細ニ候哉、何も御承知無レ之間爲二御心得一被レ尋之趣也。於レ予巨細之儀不二覺悟一候得共、於二中山、岩倉一ハ御緣組ニ付每度被レ談候儀有レ之候節々、甚不二甘心一之事間有レ之趣及二言上一、自餘風聞多端何レも不正之事、併予驗と不レ承候儀ハ難レ及二言上一御答申入。

閏八月廿四日、辰斜左衛門督被レ來謁レ之。和宮御上洛一件也。

文久三年二月十六日、巳刻參內如二日來一。未刻許召二御前一、三條黄門誘引、和宮御上洛一件有二御談合一、愚意言上了。

五月九日、巳斜參內、未刻許野宮相公有林被レ示云、和宮御上洛之儀今秋御約定之儀、此頃形勢ニ而は不二容易一次第ニ付、御上洛ト申御場合ニハ參兼候ニ付、叡慮之趣御直爲二言上一早々可レ下二向于關東一之旨御沙汰之趣被レ示。尤早々用意、廿日比可二發足一之旨也。先御請申上。中略、後刻於二議奏役所一兩役列座、關東下向之儀被二仰出一之旨被二申渡一、御請申上了。

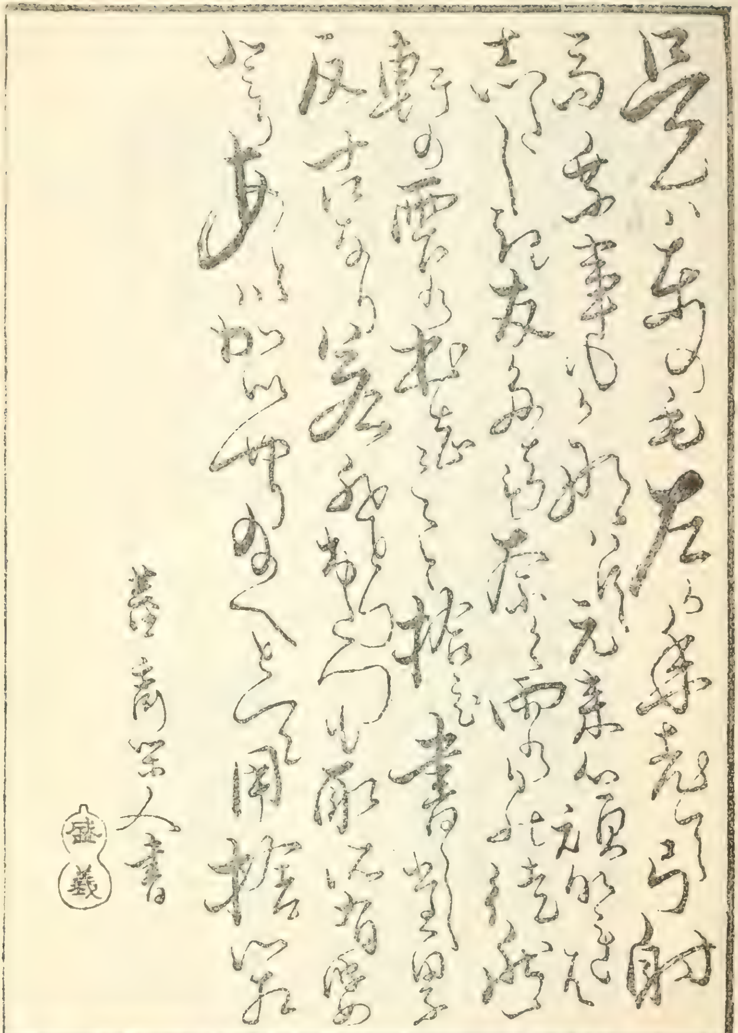
廿四日、未刻許從二武傳卿一有レ召直參内。今度被レ仰出一候關東御使之事、思食依レ有レ之御延引之旨被二申渡一。

思ひの儘の記　終

柳亭種彦翁編

用捨箱

全三冊



附　言

○かゝるはかなき草紙なれば、撰名をも記すまじと、既に序も其意して書たるを、書肆目て笑て曰、翁が草雙紙の作數種あるにて、おろ／＼人に名を知られたり。誰のよしあしはいはず。名ありてこそ見る人もあらめ。名なくては誰かもとめんと、此詞理なれば、書房の意にまかせたり。

○おのれこそは物知らね。友人には和漢の學者多くありて是にかたらひなば、砂も玉の光りを添べし。されど益なき書に他を勞せんも心なきに似たれば、誤りは誤りのまゝ、不文は不文のまゝの我一力にて、門人にだに校正をゆだねず。

○剞劂のわづらはしからんを思ひ、條は条、廳は庁に略せる類あまたあり。又このといへるに是の字を當ざれば、義のくだり難きところあれど、通用して此に作るなど、婦女子に讀やすからしめんがためなり。

用捨箱目録

下之卷

用捨箱　上之卷

柳亭種彦編

〔一〕草紙の讀初

昔は正月吉書の次に、冊子の讀初とて、女子は文正草紙を讀しとなり。今もある大家にその古例殘りてあり。此さうし今多く傳り、大本、小本、摺板の數あるも、昔は家々になくてかなはざりし冊子なりしが故なり。標題にいはひの草紙と書たるあり。是その證なり、と古老の記に見えたり。按るに此說さもあらん歟。〔俳諧のぼり鶴〕といふ集に、

書初に　文章の文はあやかれ姫小松　女　○章は正の假字なるべし

とあり。是寶永元年の印本なり。當時までは彼草紙の讀初といふ事のありし故、何躰により初春の季を持しならん。さて此草紙おこなはれし事は、淨瑠璃に作りたるは、土佐掾正勝がかたり、小歌につゞりたるは松の落葉に載たるにても知らる。踊り哥の安宅に常陸國のつのをかに金の花が咲たとあるも文正の事也。角岡天正の古寫本に角なりとあり。今は角なれ村と云。今筑前國柳川にて手毬つく歌にうたふと聞り。此草紙廢れて、その歌も絕、却て遠國に殘りしなるべし。此一條殊に興なき話なれども、草紙の讀初といふに因て初に記しつ。

〔二〕ちいちやこもちの童謠

前に記しゝ踊り哥〔安宅〕は、近き物ながら古き小歌を綴りいれし故、解がたき事多し。其うちに、ちい

ちやこもちやかつらの葉といふは、隠れ遊びするときの童謡にて、樗や、辛夷や、桂の葉といふを歌ひ誤りしなり。〔さつまの守忠度〕邑林子著に、須磨の海士の物語の條に、「秋もなかばの野分の風にあふちやこぶしやかつらの葉柳まじりにちり〳〵はつと」、又〔信田小太郎〕作者不レ知に、「そなたよじつと目をふさいでゐや、そなたとは童にいふことばなり。　さァかくれんばうにまじらぬ者は、あふちやこぶしやかつらの葉、ざうりかくし、かた肩車ぐま、足のつめたいちよこ〳〵走り、」以上二種は浄瑠璃なり。　又〔寫本吉原つれ〳〵草〕寶永年間作、に、彼花街にて大盡とゝなふる容、我は知らざる事なしと誇るを悪み、揚屋の男の答詞に、「をさなきより能聞ならひ侍れど、譯知らぬ事侍り。かくれんばうにまじらぬ者は、ちいちや子持やかつらの葉と申ス事、いかなる意に侍らんと申シけり。大盡はたとつまりて是は子どものいふ事なれば、いふにたらずとぞいはれける」とあれば、百年の昔は江戸にも此童謡ありし事明なり。京近き田舎にては今も歌ふと聞り。屋島八景といふ踊り歌にも又あり。

〔空礫〕慶安二年印本　此句又崑山集ニ入、作者ノ名ヲ闕ク。　雲に月はかくれんばうか桂の葉　立圃　自句の集也

〔季吟廿會集〕寛文十二年ノ巻　あつまりて遊ぶ桂の里子供　宗英
かくれんばうにまじらぬはなし　季吟

〔俳枕〕寛文年間幽山撰、延寶八年刻、　丹波　茂りけりかくれんばうに桂山　不恐

古くより隠れ遊びに歌ひし事、是等の句にて知らる。又歌ひ誤りしも古し。

〔崑山集〕慶安四年良徳撰、明暦二年刻、　礎　つちやこぶしかつらの里に擣衣　吉景

〔後砂金袋〕延寶三年西武撰ト俳書目録ニ見エタリ。　辛夷　月うつるつちよこぶしよ桂の葉　作者闕

大黒のつちやこぶしやをさなえびす　一之

〔雑巾〕延寶九年刻、常矩撰、

慶安中よりはや楝やを、つちやと誤りしかども、辛夷やを子もちやと誤りしは、延寶の後なる證にあぐ。

此三句には隠れ遊びの事は見えず。

〔三〕　餅屋の看板

〔我衣〕に、「古來饅頭なる見世の縁先に木馬を出したり。アラウマしといふ心を表したり。元祿の比やみたり」、といふ事あり。此草紙に合せ考べき事を未見いです。

〔江戸三吟〕延寶六年印本、

千早振木で作りたる神姿　桃青
岩戸ひらけて饅頭の見世　信章

前句を木にて作りし神馬と見、饅頭の見世と附たるか、若そくかとおもはるゝは此附合の句のみなり

さて〔我衣〕は、江戸の古老の筆記なれば、他國には今もあるべしと探もとめしを、今難波に住る友人其業子が聞て便の序に、木馬の看板二ヶ所あり。大坂大寶寺町筋心齋橋東北側、世俗馬の餅屋と唱。又河内國石川郡富田林街道、上の太子への追分角、角屋といふ餅屋、此木馬はことに古雅なり。主人に故を問しかば、我家の餅は足がつようてうまきにより、昔より此看板を出しきたりしと答ぬといひおこせたり。其後舊友鶴山翁河内國の知己にあつらへ、彼角屋の木馬を巨細うつさせて送られしを、こゝに縮圖す。


此看板を写さむとて
一日借らんと乞しかど
是ハ四百年に近き
図住吉の造営の
宮木を出せるが
馬の高サ壱尺三寸
前後足の間 壱尺一寸五分


右の足
一寸斗り



上に摸したるは近く寶暦の頃刊行なしゝ「お伽鳥つくし」といふ草紙に見えたる圖なり。國とり、角力とり、目とり、などいふ事なをあつめ鳥、にたとへし戯れ草紙なり。目取は江戸にいふこれどりなるべし。如此馬に假面をかぶらせし看板、今に難波にありと聞しが、其所を忘れたり。是則心齋橋の餅屋歟。此書「我衣」に緣先に木馬を出したりとあるに合す。馬に面をかぶらせたるは、馬の息の餅にかゝるがゆゑ、ふく面を掛しといふ洒落ならんと或人いへり。「我衣」に、元祿の頃やみたりとあるは誤にて、寶曆年間まで駒込追分の餅屋には、此木馬の看板ありしとぞ。是も又古老の話に、木馬は眞粉馬の看板なり。昔は眞粉馬、飴の鳥、一對の物なりしが、今飴の鳥はありて、眞粉馬は絕たりと。此說により再案るに、

「毛吹草」寛永十五年重頼撰、原板正保二年刻、

しんこ馬も今やひくらん望月夜　　弘永

「埋草」寛文元年成安撰、同三年刻、

藤の實の咲ば鞍おけしんこ馬　　木玉

○藤の實も菓子の名也、

〔後大矢數〕延寶八年吟、同九年刻、 吾妻の方へ鞍置の馬　西鶴
逢坂のしんこの形跡もなし　同

などあり。此ほかの俳書にも見えたれどうるさければ略つ。西鶴の句に、古老の話を合せ考ふれば、しんこ馬の看板なりといふ説も捨がたし。又古くより白糸餅といふあり。細くねぢりたる物にて、馬の形にはあらざれど、異名を瘦馬といへり。是もしんこ馬に對しての名なるべし。

〔花紋日〕享保十四年印本、言石撰、 白糸餅に楊枝のむらや峠茶屋　作者闕

如此かなを附たり。又信州小縣郡の今の風俗を記しゝ册子に、涅槃會の日寺々にて、しんこ餅の細き物を作り、參詣の人にあたふるをやせうまといふといふ事あり。享保の頃もはや、此物江戸にはなかりし故に、峠茶屋と句に作りしにやあらん。再云、白糸餅を細くねぢたる物なりといひしその證、

〔徳元獨吟千句〕寛永五年吟 （ねぢあひつゝ錢をやりとる
しら糸を餅屋の棚に賣買て

〔續山の井〕季吟撰、寛文七年印本、 餅雪を白糸にする卿かな　宗房芭蕉翁初名

〔養生主論〕天和三年印本 に、白糸もどきとあるも是なり。其の實の名も此書に見えたり。

〔四〕後しり暗い觀音

昔の常言に、藥師前、地藏の後、といふ事あり。是は暗き夜の事なり。藥師の緣日は八日、その前は七日まで、地藏の緣日は廿四日、その後は廿五日よりなり。〔南華はなし〕貞享年間印本 に曰、「昔八月十五夜の頃、さる寺の上人同宿を連、野はづれを御通りなされしに、此所はさうじて日くるれば、盜人出て人をなや

ますよし申ゝほどに、ひらに此道は御通りなされなといふ。上人曰、古より薬師の前に地蔵の後といふ程に、今は盗人出まじくるしからじとおほせらる。同宿又曰、薬師の前と地蔵のうしろならでは盗人はゐまじきかといへば、上人あざ笑ひ給ふ」といふ事あり。上人が月夜なるゆゑに盗人出まじといひしを、同宿のこゝろえたがひしたるなり。又雄長老の〔新撰狂歌集〕下巻に、「さる寺に地蔵院薬師院とてあり。地蔵院は女を好、薬師院は若衆を好ければ、門外に札を立て、

すき／＼は地蔵やくしの前うしろへだつところは蟻のとわたり

此二院の名實にありしにはあらず。前うしろの趣向をまうけ、それをいはんとて作りしなるべし。是慶長元和の頃の狂歌なり。暗き夜の事なりといふ考へには用なけれど、此諺ふるくよりありし證にあぐ。さてしりくらい觀音といふも、後暗いにて地蔵の後といひしに同じ。六觀音の縁日を十八日より配當して廿三日にをはる。〔七觀音には十七日を加ふ。〕觀音の縁日の後は暗いと轉じて解すべし。是もふるき諺なるべけれど、臀の事と聞えて耳たつゆゑにや。ふるき物の本に見えず。たま／＼〔東海道名所記〕〔万治元年作〕一の巻に、「茶屋に女あり。茶を後むきてたて侍り。お姿を見れば如意輪觀音ほど美しうおはしますが、後向給ふこそこゝろえねといへば、樂阿彌がいふやう、これもいはれあり。三十三身の外に昔より尻くらひ觀音とてこれありといふ」とあり。はや當時尻喰ひと思ひ僻めしなるべし。

〔五〕　鍋取、杓子之古製

鍋取公家といふはいやしめていふにはあらず。老懸をかけたるをいへるなり。老懸を俗に鍋取、又釜取ともいふ。さて今厨にて鍋取をもちふる家たま／＼はあれども、草鞋、足半の形に作れり。古製はしからず。ちひさき扇の形したるが、彼老懸に似たる故にしかいひしなり。左に摸しゝ畫にて其製りざまを

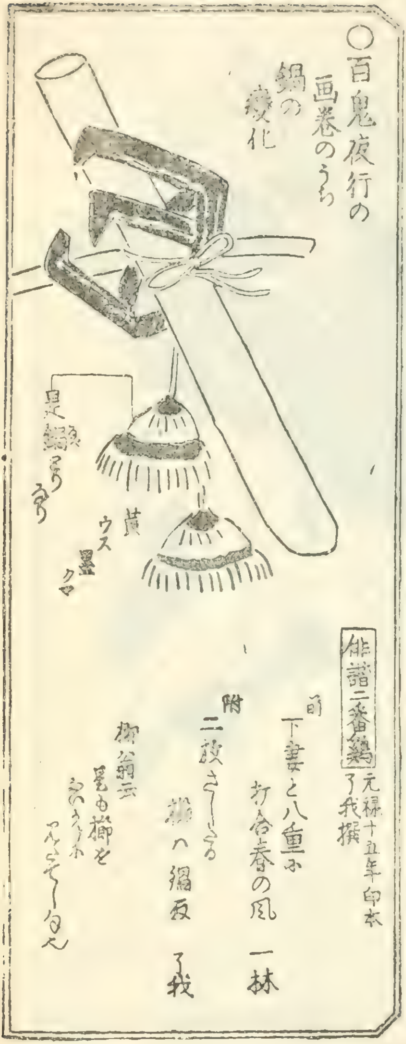
見給ふべし。「鹿苑院殿御元服記」承和元年三月の條、「御車新造、自二東寺一御輿御力者十三人、牛飼五人、雑色九人、車副釜取以下」とあるは、老懸をつけし者の供奉ノ事を記しゝにて、釜取といひしは最古し。又「太平記抄」慶長十五年著 廿四卷卷纓の老懸の注に、「老懸とは下々の者の鍋取といふやうな物ぞ」と見え。寛永十九年の「或記」に、「浅黄指貫冠ニ鍋取ヲ持レ弓ヲ負矢ヲ」とあり。貞室の「かたことなほし」慶安二年印本に、「緌を鍋とりといふこといかゞ」と制したれど、その師貞徳の句にも見ゆ。ちかくは「仮名字例」延寶四年印本に、「おいかけ、緌、冠具野俗ナベトリト云」とあり。今は老懸を知らざる者な[illegible]、厨の鍋取は見ざる人おほかるべし。

「油かす」寛永二十年編云々

公家と武家とはふたかしらなり

なべとりをかぶとのわきにかざりつけ　貞徳

前句に二頭とあれば、かぶり物を二ツとり合せ、武家冑、老懸公家と附たるなり。




空林風葉
天和三年刻
自悦撰
節分
鍋取鬼でおろく
豆踊る今宵の天
流辺
上ニ録しある句ハ

此器の杓子の柄いたく曲れり。案るに昔はみなかくの如くなりし故に、杓子定規の諺はあるなるべし。此古製百餘年前までは、江州多賀社より守りに出す杓子のみに殘りありしとおぼしく、〔尤の草紙〕原板寛永十一年刻まがれる物の品々の段、「大工のかねや藏のかぎ、檜物屋の仕事、なべのつるおたがじやく」と並べ出せり。又俳諧にも、

〔玉海集〕貞室撰、明暦二年印本、
ゆがみなりにも壽命ながかれ
ねづよさはお多賀杓子の荒けづり　正式

など見えたり。蝌蚪をおたが杓子といふも、お玉しやくしといふは誤。水中にて尾のうね〳〵とうごめくさま、柄の曲りたる杓子に似たる故の名なる事必せり。今のお多賀杓子は常の杓子にかはらねば、蝌蚪にも似ず、柄は定規ともなるべく、眞直にて古製を失ひたり。

〔六〕　六郷、酒匂之土橋

六郷の橋絶て後土橋のかゝりし事のあり。酒匂川も又同じ。〔千尋日本織〕寶永四年印本に、「相州佐川に橋ある事は、霜月十日よりあくる三月十日までなり。此日土橋を引崩して歩行わたりするなり」とあり。夏秋落水はげしきときは妨となるが故、橋あるは冬春のみなり。こゝには霜月とあれども十月より掛し事もありしとおぼしく。

〔五元集〕　神の旅酒匂は橋となりにけり　其角

といふ句見えたり。さて六郷の事は、〔誰袖の海〕寶永元年印本に、「六郷の渡し爰も三月より九月頃までは土橋かゝる」とあるは、九月頃より三月までといふを書誤りしなり。

〔筑波紀行櫻の實〕享保五年
　蜀魄や思ひのたけを葉にきかれ　左株
　　六郷とれてかさゝぎの橋　撰者　貞佐

六郷の橋はとれて鵲の橋はかゝれりといひしなり。前にも記す如く、酒匂も此所も秋は橋のなければなり。されば享保の頃までも、冬春は土橋のかゝりし歟、又元祿十四年不角が紀行〔笠の露〕六郷の條、「此橋先年大水に落て、今は長柄の橋の影ぼしとなりぬ。此渡りの船賃武家の外は二文」とあり。土橋の掛りしは當時元祿の末たゞいふ、なれど、標題にも知らるゝ如く五月の紀行なれば土橋のなきなるべし。

〔七〕　昔の祭禮

〔飛鳥川〕に曰、「昔本所邊の祭禮には、女中の衣類を借て着たり」といふ事あり。飛鳥川といふ書種々あり。是は文化十二年に九十三歲の老人の筆記なり。逆算すれば翁は享保八年の生なれば、享保の末元文の頃を昔とはいはれしなるべし。

〔俳諧太郎河〕享保十五年印本、　前句　番屋畠の己見ぬ秋　午寂
　　附句　小野照や君が袂に黑い腕　同

附は三句めの秋なり。小野照の宮は下谷坂元、祭禮九月十九日なり。君が袂に黑い腕と、女の衣を借着したる事をいひて、祭禮を聞せ、秋季の句にしたるなり。前の翁の筆記を見ざれば、此句祭禮と聞えず。祭禮と聞えざれば秋の季をもたず。後世には解し難きいひざまながら、熟あぢはへば昔の質素を見るに足り。再按に、〔出來齋京土産〕寛文四年作、延寶五年刻、二の卷に、「常磐の古御所とて侍るは、紫野の古御所の事なり。中略 三月十日は此邊の祭なり。安樂花といふ。賀茂上野の村人いろ〳〵の小袖に素袍、袴、えぼうし

着て、刀手毎に打かたげ、笛、太鼓、鉦鼓ならして踊りめぐる。犀の鉾あり、榊御幣をまつる。其拍子物の詞に、やすらひ花よといふ。見物の人多くつどひ、借たぞ小袖棘にかけなどといへば、村民ども腹たこゝ印地になり人多く損じけるを、今はすべてかゝる危き事もなく云々」、又「俳諧類船集」梅盛著、延寶四年刻、に、「やすらひ花には衣裳を借てつとむるといへども、よのつねの祭りにも借着するぞ」と見えたれば、何國の祭禮にても借着して出るが、昔の風俗なりしなるべし。

〔八〕粥の木、折かけ燈籠

昔の質素をうしなはず、今に古風を存するは、正月の式と七月の魂祭りなり。それさへいつの程にか絶、江戸近き田舎には殘りし事あり。其一ッ二ッを記す。

〔同の岡〕不卜撰、延寶八年印本、　粥木　かゆの木や女夫の箸の二柱　才丸

選者不卜は江戸の人なり。才丸は難波の産ながら、若きほどより江戸にあり。されば延寶の頃までは、粥木といふ事江戸にありし故、句にも作り集にもいれしならんが、今はさる名だに聞ず。江戸近き田舎には猶在。所々にてすこしづゝ異なり。此句によく合するは越谷の東大川戸村江戸より八里程、の土人の話なり、彼あたりにては正月十五日に楊櫨を長き箸程に二本きり、頭のかたを削かけのやうに作り、鍋の粥の煮たちしとき、その頭をさしこみ、すぐに引あげ打返して門の両脇へ一本づゝさすなりと、才丸の句是なり。粥杖を粥の木といふとは異なり。又、魂祭に昔もちひし折かけ燈籠も、江戸には絶たり。まづ物の本に見えたる種々を抄出す。「俳諧世話盡」承應三年土佐國皆虚著、明暦二年刻、に、「折かけ燈籠、腰折燈籠」と並べ出せり。又、「五人女」貞享三年印本　五の卷に、「なき人の來る玉まつる業とて、鼠尾草折敷て、瓜なすびをかしげ

に、枝豆かれ〳〵に折かけ燈籠かすかに棚經せはしく」などいふ事見えたり。

〔洗濯物〕一雪撰、寛文六年印本、

柳翁云、つぼみの地をむきてたはみたるを竹を折かけしに見たてし句也。

火をともす百合は折かけ燈籠かな　信直

〔續虚栗〕貞享四年刻、

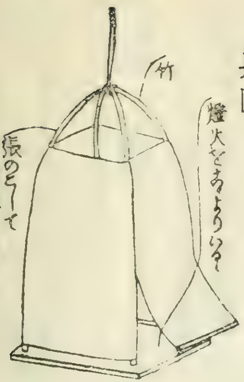
親は鬼子はくちをしき蓑虫よ　撰者　其角
折かけ張ん月の文月　野馬

〔秋の日〕補さうしヨリ抄出原本未レ見、

色黒き下部つまげてかしこまり　鼠彈
切籠折かけ淒き夕ぐれ　一井

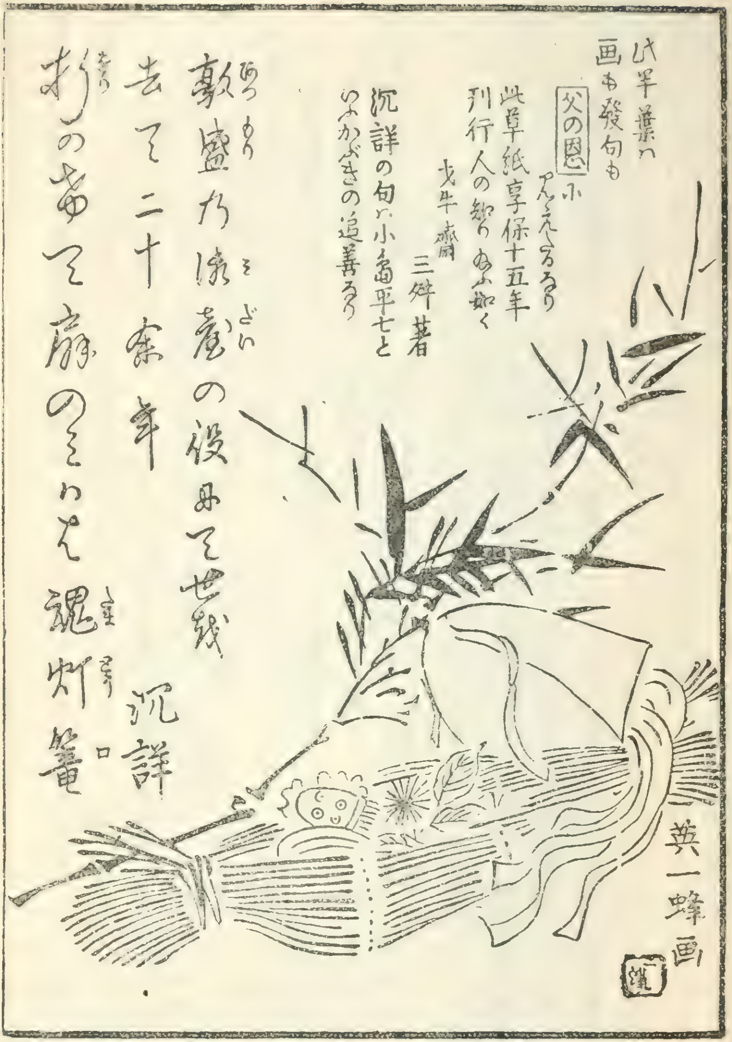
此折かけ燈籠享保中まで江戸にもありし事は、〔父の恩〕を證とすべし。其畫にて大略の形を知るのみなりしが、友人某橘樹郡太尾堤の地藏堂に數多掛ありしを持來りしにて初て見たり。彼所にては今も魂祭りに用ひ、それを此堂に納めしなるべし。

其圖



竹藪を折わげて、その儘垣にするを折かけ垣といふ。此燈籠も竹を折かけてつくるゆゑの名なり。賣物にてはなく、家々にてつくりしとおぼしく、よく竹をおしたはめたるもあり。又名の如く折かけて上すぼく形のわろきもあり。一ッ一ッに異なりしとぞ。

太尾村は川崎より二里ばかり鶴見の川上なり。


此草葉ハ
画も發句も
父の恩
此草紙享保十五年
刊行人の知りぬふ如く
戈牛齋
三絃著
沉詳の句ハ小畠平七と
のみかぶきの追善ろうり
敦盛ハ
去て二十余年
沉詳
英一蜂画

〔九〕　お事始

節供といふは、此日必神に物を供ずる設なんどなすにより如此いふよしなれば、節供といひて食物の事とせば理なきにもあるまじけれど、女童は唯式日の事とおもひ、節といみいへば、却て正月式日の食物の事と思ひあやまれり。お事といふも、彼お節といふに齊く食物の事にて、是は僧家より起り、在家に移りし歟と思はるゝ事あり。〔無住雜談集〕三ノ卷に、「昔は寺々只一食にて朝食一度しけり。次第に器量弱くして、非時と名づけて日中に食し、後には山も奈良も三度食す。夕のをば事と山にはいへり。未申の時ばかりに非時して、法師原坂本へ下りぬれば、夕方寄合て事と名づけて、我々世事して食すと云り」といふ事を載たり。按るに十二月は日の短き頃にて、年の暮は事せはしくなる故に、八日を限り二食となるが、當時の僧家の風俗にして事納めとなへ、二月は日も漸ながくなれば、八日より三度食する故に事始といひしにはあらずや。（二月八日は周正に依れば、釋迦佛生日なり。十二月八日は浴佛日なる事、〔事物紀原〕に見えたれば此日を用ひし歟。）此日調ずる汁をお事煎といふ。（從は弟煎、意得煎ともに附會の說なるべし。）芋午房人參やうの物に粒赤大豆をいるゝ（近年はさゝげをもて、）又案るに赤大豆の汁に醬油を和して煎たる豆腐を、黃檗豆腐といふ。お事煎もその類にて、赤大豆にて味をつくるは、僧家の食物なればなるべし。古風を守る家にては、此汁夜食に調じて朝は調ぜず。その原は知らずして、自然に昔風俗の殘りしにやあらん。〔雜談集〕に、山といへるは叡山の事なり。彼所に事始、事納の久しく傳はりてありしが、故ありて寛永中より江戸の在家へ移りしなるべし。是はとりわけ證據もなき異說なれど、思ひいづるまゝに書載ておきつ。扇の透へ捨給へ、

〔江戸鹿子〕（貞享）二月八日事初、（江府中にて籠なつるなり。）十二月八日事納、（同上、）〔誰袖の海〕（寶永）吉原の事をいふ條に、

「二月八日事初、師走八日事納めといふ。此日吉原にかぎらず、棹のさきへ籠つけて出す、京の卯月八日の如し」とあり。今の俗は二月を事納、十二月を事初とおもふもあるなり。正月の式にかゝはりし事にはあらず。二月が事初めなりといふ證に錄す。

さて同事をなが〳〵と記さんも、見給ふにうるさかるべければ、此日目籠を出す由緣を引書もおほかた略きあら〳〵といふべし。是は參州遠州の風俗の移りしなりとぞ。彼國にては節分の日に出すを、此日に誤りしは、醒翁の考へられたる、七夕にそなふべき牛馬を靈祭の棚におく類なり。昔より目籠は鬼のおそるゝといひならはせり。是は目籠の底の角々は☆如此、晴明九字（或曰晴明之判）といふ物なればなり。原來の俗談、唯古老の傳へを記す。

〔望一後千句〕慶安三年吟ト云々（籠の目をあらく作るは詮もなし　惡魔いれじとつゝしめる門）

此句お事のことにはかゝはらざれど、籠の目を鬼のおそるゝといふ諺のありし證にあぐ。〔萬世節用集廣益大成〕寶永三年印本 に載たる○年中行事月並世話、

▲二月八日御事といふ事、極月八日門戶に籠をつる事、字彙、事は業也ト云々、二月お事はじめ、十二月御事をはり、田家にてなす事なり。土佐日記注に云、節忌也。精進をするといふなり。春は農事のはじめ、冬はをはりなれば祀義なり。八日は齋日の中なれば、たま〳〵此日を用ひきたる事ならし、戶口に籠をつるは、籠の目といへば方相の目になぞらへ邪氣をはらふ事なり。○金葉逢事の今はかたみの目をあらみもりてながれん名こそをしけれ、方相は邪氣のおそるゝ物なれば、其面をかけて儺のとき追は

らふ事なり。或説に籠をつる事は九字の形なり。籠に似たる九字とは、臨兵闘者皆列前行の九字也。道家の秘呪なり。今は佛家にも用るなり。居家必用ゆと云。○編者云、居家必用は書名なるべし。縦横之秘法、門冊門内ニ立テコレヲ呪スト云々、コレ九字ト同心也、カゴヲツル事ハ縦横ノカタチ也、」以上月亜世話に見ゆ。畫もすき摸にしたるなり。農家になす事なりといひしは、予が推考とは異なれども、此説凡よかるべし。此後の冊子には種々の説あれども、唯人おどしなる古説を引たるのみ、當れりとも思はれず。故にこゝに不レ載。籠の目の事は、こゝに云或説と予が聞しと略同。按るに此書の作者も老人の傳へを聞しが、九字とのみにて晴明九字の事を聞もらし、籠目にては難に似ざるゆゑ、味噌漉を二ツ畫しなるべし。〔江戸鹿子〕に籠をつるとありて、此書と同。されば畫の如く門へ釣、又今のさまに棹にて高く出しゝは、〔袖の海〕にて明なり。此草紙の作者は由之軒とて京の者なり。古郷の人に江戸の風俗を知らせんとて、都にては灌佛の日つゝじの枝を棹へつけて出すゆゑ、卯月八日の如シと記シたるなり。三州の事は知らず、遠州にて節分の日、棹に笊をつけて出すをばしたしく見たりと友人の物がたれり。江戸にてかの追儺に薄き板に晴明九字を書、それと柊を門戸へさし赤鰯を用ひざる舊家あり。ある島國にていと暗き夜、鬼の逆行するとて戸外へ出ざる事のあり、其夜さりがたき用あれば、目籠を持て出るなりとさすれば禍なしとかの島人の話なり それかれ思ふに、節分に笊は出すべきを、お事の日にあやまりしといふ説は是なるべし。



〔十〕　伊豆山之梛

昔は伊豆大權現を信ずる者ことにおほかりしとぞ。〔淋敷座之慰〕慶長より延寶四年までの小歌の集也、に載たるなげぶしに、「こんどござらばもてきてたもれ。伊豆のお山のなぎの葉を、お山のナいづのお山のなぎの葉を」と

あるは、女の男にいへるなり。意は彼御山の梛葉は守りなりとて、鏡の裏へいれおく事のありし故なり。

〔俳諧毛吹草〕寛永撰、正保刻、　しだの葉を梛にもちゐの鏡かな　宗房芭蕉翁ト八別人

梛のかはりに歯朶の葉をもちゐといひかけたる鏡餅の句也。されば寛永中よりありし事なり。近く享保十三年玉菊三回忌追善浄瑠璃〔水調子〕に「くもらぬ月のおもかげは、梛の枯葉の名ばかりに、鏡の裏にのこるらん、なぎは鏡に殘るらんとあるは、〔枕の草紙〕のすぎにしかたこひしき物の條の、あふひを梛にへたるなり。又、

〔俳諧夏の日〕享保廿年印本、　前句　翌から人に逢ぬ奉公　苔翠

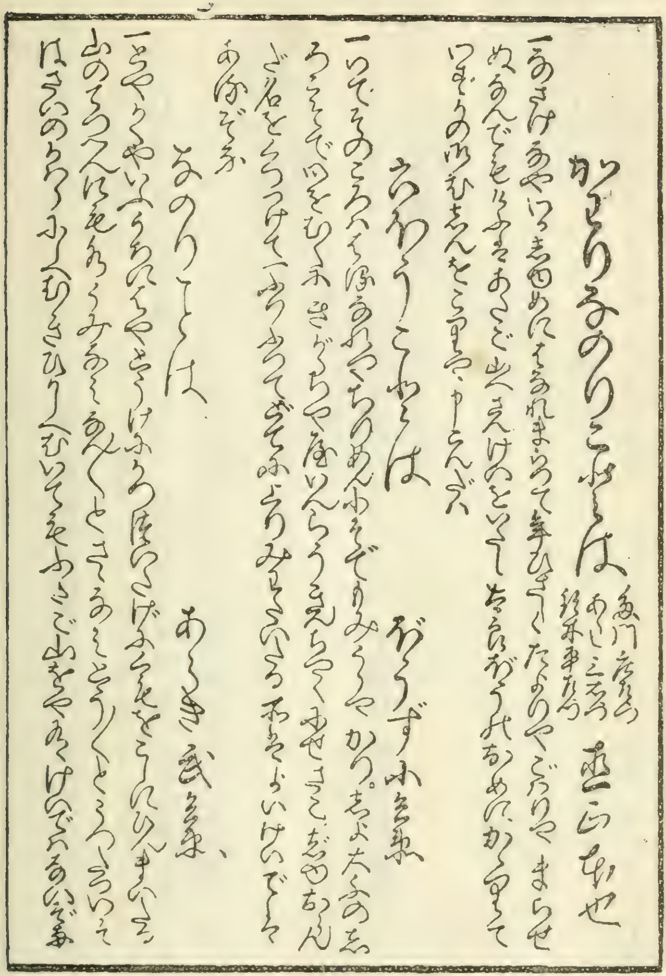
附句　なぎの葉は鏡のうらのわすれ草　莎雞

など見ゆれば、此事もはら享保の頃までは流行たえなるべし。或人の曰、風のなぎる海のなぎたなどいふは和なり。南天を難轉とするの類、是も名詮歟。

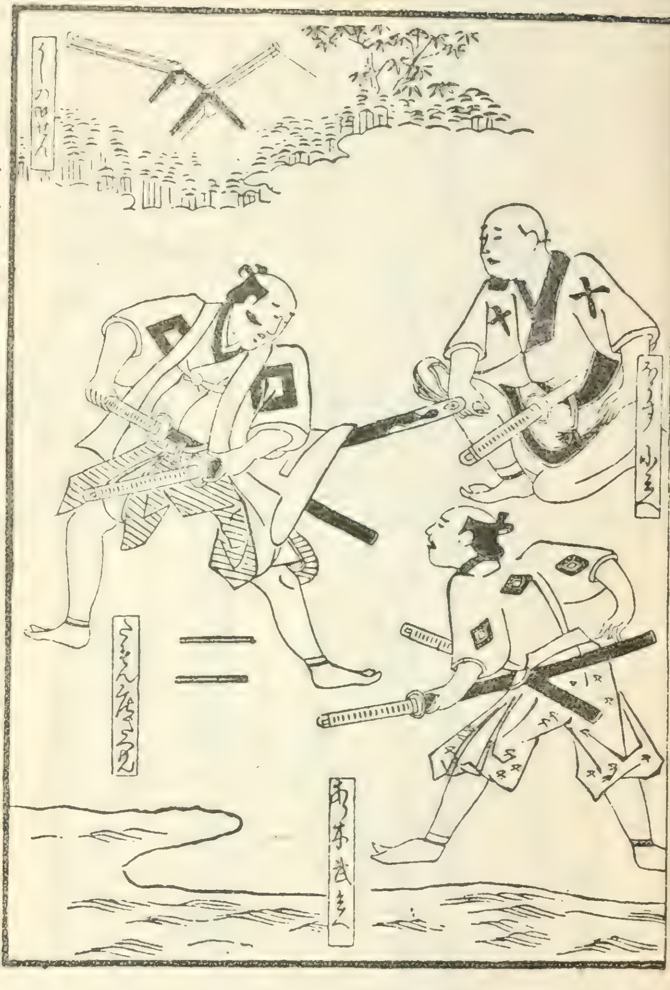
〔十二〕六方詞

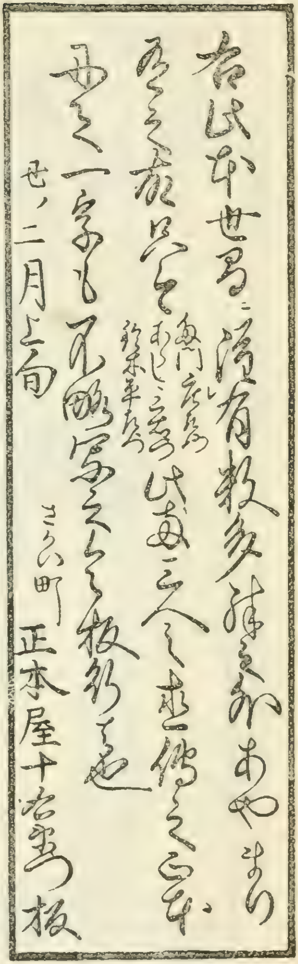
昔奴とゝなへしは男達の事なり。故に當時は寛濶の字をやつこと訓ず。或は六方者といふ事は、昔々物語にも出て人の知るところなり。詞もなまぬるきを忌、片言を好みていふ。かたじけないを、かたじうけないとのべ、泪をなだ、とつむるの類、かぞへも盡し難し。事だをこんだ、うちかくるを、ぶつかける、いはゆる關東べい也。その様をかぶきに似せ、小袖のゆきいと短く、無反の要刀もつとも長きを閂にさしこらし、手を振て動ぎ出、彼六方詞、名のり詞なんどいふを、演て後狂言にかゝるが、並て當時の風なり。をかしき事とは思はれねど、昔は專おこなはれしとおぼしく、その六方詞のみ集めし畫草紙

友人豐芥子の藏にあり。一葉すきうつしにして、同好の人に見せまゐらす。



○紙数僅に八葉をうつしたるハ此草紙の奥書なり





○丑の二月とあるハ延宝元年歟未考

是より前に是等の草紙數種ありし事、此奥書に見えたり。これを以當時の流行おもひやるべし。何にもあれ、六方と標題をつけし草紙は、もとむる人の多かりし歟。かぶきのみに非ず、大路をありく商人を集め、いとなみ六法と名づけし畫本あり。それだにをかしきに、遊女にはことさら似氣なき、彼六方詞にて己々が名をなのる詞書を上に記し、吉原六方と題したるありて、彼いとなみ六方と草紙の躰もよく似たり。是又一葉づゝすき摸にして出す。

此いとなみ六方は、笠亭仙果尾州熱田藏なり。可惜梓彫の年號欠たれども、延寳年間の物と見ゆ。第一に海髪賣を出したるは、初春にうり來りしゆゑなるべし。（文化の頃より江戸には此商人絶たる歟。今は只さての剝貝うりがゆでたるをもてくるのみなり。）下に餘榾あり、唯におかんよりは上に見えたる海苔の事を一ッ二ッいふべし。○葛西海苔、〔毛吹草〕諸國



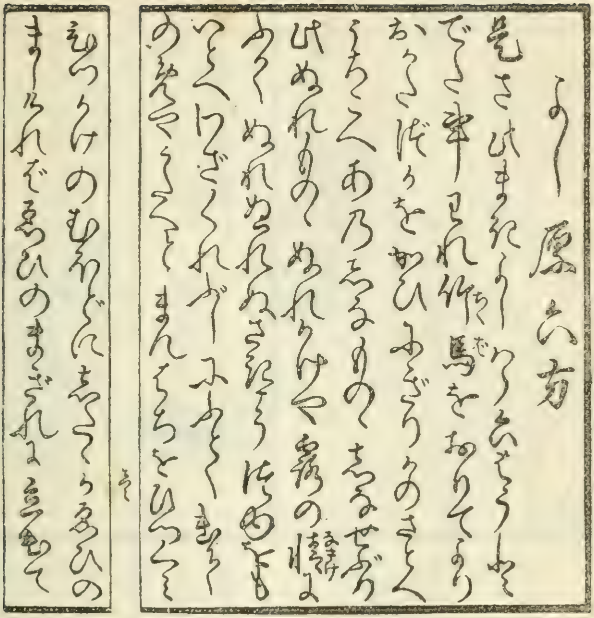
名産下總の條に、「葛西海苔、是を淺草海苔といふ。」とあるは誤りながら、葛西のりのはやく寛永正保の頃よりありし證とはすべし。昔の葛西海苔は、淺草のりに似たる物なりとぞ。故に「六方詞」に一ッなれといふ賊。今まれ〳〵にあるはいたく異なり。

「俳諧玉手箱」蝶々子撰、延寶四年印本、

行德や汐みちくれば葛西のり　破扇

「續江戸砂子」享保廿年印本に、「葛西海苔、葛飾郡桑川、舟堀、二の江、今井、これ等の所にてとり、其所にて製す。名産なり。淺草海苔に似て異なり」と見え、又「葛飾記」寛延二年寫本利根川云々ノ條に、「近年は鯰魚出來、葛西海苔近年なし。」とあるにて考ふるに。此海苔の絶たるは寛保二年なるべし。此海苔の事、くさぐの草紙に見えたり　○淺草海苔は寛永廿年印本

の〔料理物語〕にあれども、品川海苔の事はのせず。前に引たる寛文年間の撰〔俳枕〕に、「色をかへ品川のりや春の海」といふ兼豐が句あるのみなり。〔續砂子〕に、「品川生海苔、品川大森の海邊にてとる。淺草


よし原六方

にて製するところの海苔は、則此所の海苔なり。」とあるを思ふに、昔は生海苔を品川のりといひたる歟。今は淺草海苔の赤を帶たるを品川海苔といふ。〔男一木芽漬〕元祿十六年印本に「物の名も所によりてかはりけり品川海苔は伊豆の磯餅」、といふ狂歌を載たり。〔六方詞〕にいそもちの名あり。伊豆國には今もある歟、不レ知。

〇上に摸したる吉原六方は、板木今に傳りてありと聞り。按するにこゝにうつしたる六方詞三種のうちにては、此草紙古かるべし。寛文八年印本〔吉原よぶ子鳥〕の跋に、

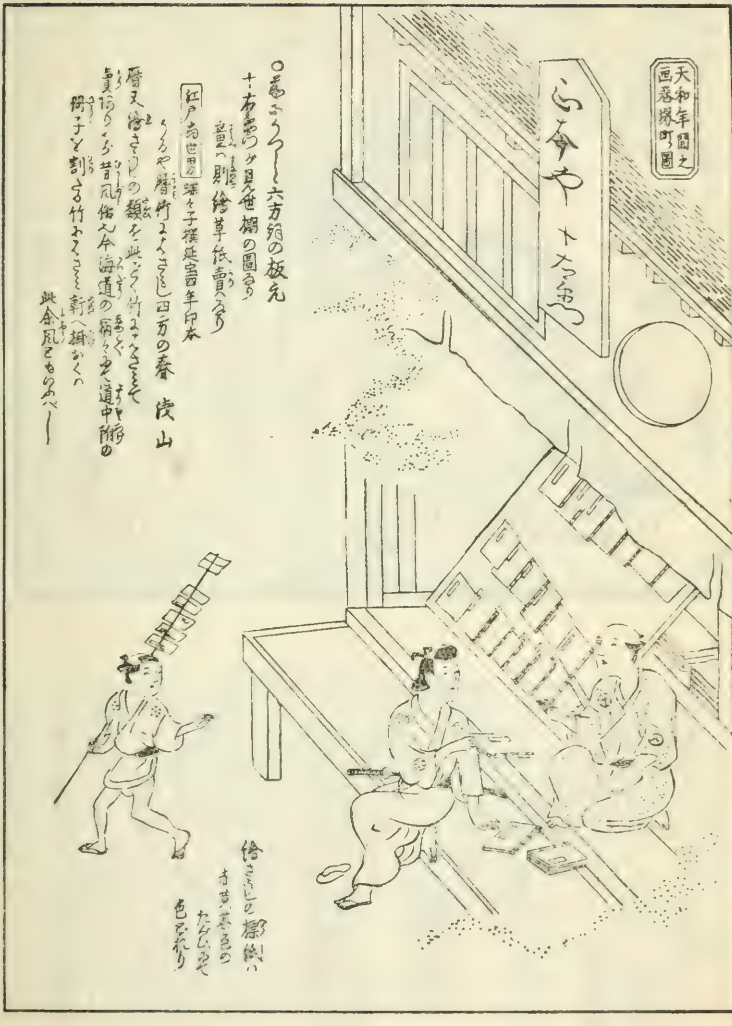


「尻もむすばぬ糸ながら、をり／＼にこれをつゞり、又こそ吉原六方にあらまし、なほくはしくは袖かゞみにこそとあり。此文たしかには聞えねど、袖鑑は是より前の刊行なり。されば此吉原六方も、寛文八年より前の彫刻にやあらん。今に至りて百七十餘年板木の傳はりしは奇といふべし。序と卷尾半葉を摸す。

新町九兵衛とあるは龜甲屋なり。或は甲を紅に作る。

序の末に年號及作者の名もありしなるべけれど闕たり。

卷尾に如レ此正本屋とあり。名は欠て門の字のみ存。かぶきの六方詞と同正本屋十右衛門の板歟。


天和年間之
画巻堺町圖

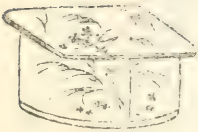
〔十二〕 春秋之繪櫃

譬ば万葉集に見えたるを、古今にて引、ありふれし書にある事をいひもらしたる考證は、著述者の誤りなれど、はかなき草紙のたま〳〵に散残りしを證として綴るは、其書を得ると不レ得との幸不幸ありて、それとは齊しからず。繪櫃の考へ骨董集に盡したれど、菊の繪櫃の事の細からざりしは、〔五節句〕といふ草紙を、醒翁の得ざりし故なり。是前にいふ不幸にて怠りにはあらず。此書は俳諧仕内田順世、初名平吉、梅盛門人、京の五節の風俗を田舎人に知らせんとての作なれば、繪櫃、かぶと人形、等の圖を載て、最こまやかに其縁故を解たり。まづ彌生の繪櫃の事より抄出す。

〔俳諧五節句〕貞享五年印本、改元元祿元年也、何眞主人蔵書、類本未レ見、

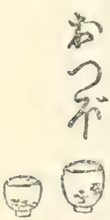
三月三日云々「桃の繪櫃、柳同木地の櫃に桃柳を繪がく、櫃の内に草の餅、赤飯も入る。御臺盤といふ物添。是には繪なし。おつぼ、是五器なり。木地の挽物に繪あり。土佐日記に、二月十六日今日ようさつかた都へのぼるついでに見れば、山崎の小櫃の繪もまがりのおほぢのかたもかはらざりけり。賣人の心をぞ知らぬとぞいふなる。是節句前に賣繪櫃なり。

繪櫃圖



檜物師の細工なり。木地に桃柳を畫く。ふたにもみにも繪あり。

大小寸方不定



大小あり。木地の挽物ゑあり。

縮たる繪櫃に見する柳かな　順世

嫂もきけ繪櫃にかへる古柳　同

以上〔五節句〕に見えたり。

此草紙ほど繪櫃の事をくはしく記したるはなし。さて俳諧の句に見えたるは、さま〴〵、

〔砂金袋〕明暦三年刻、西武撰、

衣服をも蓬もちひや櫃の内　翁舟

〔細少石〕寛文八年刻、梅盛撰、

○衣櫃にとりなしていひたり

餅となりし草に花見る繪櫃かな　離雲

〔今様姿〕寛文十二年刻、維舟撰、

若草の餅もこもれる繪櫃かな　金貞

〔塵取〕延寳七年印本、常矩撰、

上巳　櫃のひらくる日小兒うるほへり柳の陰　如雲

○柳をゑがきたるをいふ。次の句の伏見の花は桃なり

見えたりや櫃にふか草伏見の花　宗雅

松を畫きた〔空林風葉〕天和三年印本、自悦撰、るもあり

綠青の松にも聲や繪櫃賣　如葉

まめの粉や嵐を埋む繪櫃の松　知連

櫃賣もなかず節句やおそき蓬や敏　可久

（繪櫃うりは近き頃にも見えたり。當時よりはやあり。

是のみならず。繪櫃の句は多くあれども、考證に便なきは皆略つ。

〔五節句〕九月九日云々、菊の繪櫃　櫃の形三月節句に同。其繪に菊をかくなり。內に栗も赤飯もいるゝ

なり。御臺匙おつぼあり」と記し、形のかはらざる故なるべし。圖をば不レ載。又菊の繪櫃の句種々、

〔隱蓑〕延寶五年印本、似船撰、　九月九日　柴栗に菊の花咲繪櫃かな　但安

〔雛巾〕延寶九年印本、常矩撰、　櫃の鶴栗の林にあそぶたり　笑種

○鶴を画がきたるもありしなるべし

櫃の蓋栗のきせ綿なるべしや　一味

けふや櫃おきあげにかける白菊は　如葉

又〔土佐日記附注〕山崎の小櫃云々の注に、「或人の曰、女兒のもてあそび物に小櫃に丹青にて繪をかく、京都にて三月上巳、九月九日などに童のもて遊ぶなり。」といふ事見えたり。此書万治四年の印本なり。菊の繪櫃も當時既にありしやうにきこゆ。されば近製の繪櫃に、此春秋を混じて、桃と菊と畫きたるを、秋の雛につかふべき料に菊をゑがきしと思ふはわろし。其故は菊の繪櫃はふるく、秋の雛に近き事なればなり。若菊の繪櫃あるにひかれて、秋の雛は起りしかも知るべからず。正徳二年印本〔入子枕〕に、二季の雛まつりといふ事あるよりふるくは未レ見。因に曰、〔小窓雜志〕に、寶暦三年寫本、「芝神明社中にて賣小櫃を、社人は千木筥といふ。原雛の具なる故に藤の花を畫けり。一年上方より下せし船遲々して、雛の節を過て着船せし故、此市に賣たるが例となりたり。右小櫃を京大阪にてはおだい櫃といふ。彌生と重陽とに賣。京師には重陽にも雛遊びする故也。土佐日記に云々」といふ事あり。繪櫃に桃、柳、松、鶴は前にありて藤を畫きし事は見えねど、紙雛の模樣にあれば、由縁なきにもあらず。此千木筥の説種々あり。よしやあしやは見ん人の心にまかせ給へ。又云、おだいとは誰々も知る如く、中昔よりの女詞にて、飯の事なり。おだい匙は杓子、おだい

櫃は飯櫃なり。〔大坂獨吟集〕延寶三年刻、宗因判、附合の句、「見わたせば花よ紅葉よおだい櫃　鶴永」、是も綸櫃の句歟。〔小窓雜志〕と合せ見給ふべし。

再云、順世が引し土佐日記の文を考るに、貫之ぬし任國のうちに幼き女をうしなひ給へり。宇治拾遺物語に七ツやつばかりとあり。その歎き此前にところ〴〵見えたり。さて、まがりは菓子やうの物、小櫃は手あそびなれば、土佐へくだり給ふとき、彼をさなきがもとめたる事を思ひいでられ、菓子のかたも小櫃の締も、そのときにかはらねど、その女は亡人となりたる、我ヵ心のうちを賣人は知ルまじといはれしなるべし。予があづからざる土佐日記の注譯めきてをこがましけれど、若愚考の如くならば、九百年の古よりありし、童の玩弄具なりといふ證にもなるべき歟と書のせておきつ。

〔十三〕捨てあるといふ小歌

元祿寶永の頃、吉原にて捨てあるといふ小歌の流行せし事あり。歌ふ語勢にて捨てんあるといひしが故、すてゝん節と名づけしとぞ。〔福德男〕寶永三年印本、に、「聞ばきく程聲やさしく、さん谷土手下にぬしのない子がすてゝんあるとうたふ」又〔夕皃利生草〕寶永元年印本、に、吉原揚屋の事をいふ條に、「三味線のこまの心も勇らん、順廻りの歌に柏屋の六がすてゝん節をうたひたつて舞しを」などいふ事あり。又〔蕉尾琴〕元祿十四年刻に、

おもはめや捨てあるかは雪の宿　其角

此句〔五元集〕には、「すてゝあるといふ小哥を句の題にして」と前書をしたり。其角も後世には聞えまじ

と思ひてなるべし。

〔十四〕 米饅頭の名義

米饅頭は、およねといふ女の製しそめし故の名なり。又、常の饅頭は小麥の粉にてつくる。是は米にて製すれば、如此名づけしなるべしといへるが、先達の說なり。予又辯論あり。中昔の俗語に、遊女をよねといへば、よね饅頭とは女郎饅頭といふ義にはあらずや。其故は野郎餅といふあり。〔人倫訓蒙圖彙〕元祿三年印本、餅師大佛前に住して云々、「佐々餅、鶉餅、野良餅等品々」と見え、同頃のかぶきの書本〔傳受狂言〕の詞に、「餅もいろ／＼ござりますお好ならやらう餅もござります」。又〔初音草噺大鑑〕元祿十一年印本、「さる所のもちや野良餅といふあん餅を仕出しければ、めづらしき名ともてはやし大ぶん賣る」。又〔木芽漬〕元祿十六年刻、「腹中もさびしきにあたりを見れば餅屋あり。是何餅と尋れば、看板にいつはりなき四條川原の野良餅、是々めされ候へ」とありて、畫中にもやらう餅、あん餅、大坂屋と書し暖簾あり。

○又禿燒、〔艶廬無僧〕年號ヲ缺ク、元祿ノ末或ハ寶永初ノ刻歟 序に、「姥が焙る餅なり禿燒といへば婀娜く」といふ事見えたり。禿燒は今もあり。禿菊の形したるは後年の製なるべし さて思ふに、よね饅頭といひて、當時は女郎饅頭と聞えしゆゑ、野良餅、禿燒は、それに對して名づけしなるべし。〔五ヶ津餘情男〕元祿十五年印本、吉原の事をいふ條に、「米饅頭すつきり買きりにして」とあるは、遊女を總あげにしたる事にて、女郎まんぢうにあらざれば、此文きこえがたき歟。前にも記す如く、野良、禿、女郎、對の名ならんといふは、予が辯論なり。筆のついでに米饅頭のふるく見えたる事をいふべし。寛文中江戸のはやり物をあつめし短哥に見えたるは、予がさきに著し、過現紙料けんとんの條に引たり。同頃の刻本〔酒餅論〕に、「光る源氏のまんぢうは、あんのある

大將にて我もちぐちにせいろうあげ、かたきおそしと待給ふ。金龍山にはあらねども、もとりがひもじか米饅頭」などあれば、寛文中より名高かりしなるべし。又、〔國町の沙汰〕延寶二年寫本、木挽町山村座のかぶきの事をいふ條に、「棧敷もそこ／＼に終日の慰みとて、提重蒸籠の色ことに艶なるに、鹽瀬のまんぢう、篠粽、金龍山の千代がせしよね饅頭、淺草、木の下のおこし米」と並べていへり。千代とは鶴屋の女の名歟。又〔元の木あみ物語〕延寶八年印本、に、「まつち山此山を金龍山とまうすよし、我都にて聞およぶよね饅頭の根元なり。いざたちよりてしやうくわんせんとて、腰かけにたちやすらひてかくこそとてよめる。

としよりも又くふべきとおもひきや命なりけりよねのまんぢう



又吉原さんちや評判〔糊椒頭巾〕延寶八年、さん茶本草飲食の部に、「平野屋巴焼めし、松葉屋いくよ、米まんぢう、菱屋しかの、のびうどん」是は遊女を食類に見たてし也。元祿前後のさうしには、米まんぢうの事、くさ＼゛＼見えてうるさければ畧つ。

前に序を一葉摸しゝ〔いとなみ六法〕に載たる圖也。當時ふりうりにもたりきしを見給ふべし、前の荷箱へのせたるは、辻賣の行燈をちひさく作り、看板にもちありきしなるべし。

○街賣の圖は刻本にもありてめづらしから

ねど、こゝに記す如くふり賣にも、この行燈を看板にしたるがをかしければ、その見合せの料に摸す。

天和年間之畫卷に見えたる圖



さまでに古くは見えざる江戸八景の折本、待乳山の畫卷に米まんぢうの見世の圖あり。聖天表門の石坂へのぼらんとする左り角にて、大路にはあらず、昔より此所すまひにてありしゆゑ、此ごとく往來へもて出ても賣たるならん。

○翁の衣アヰ　紋ゴフン
重箱黑ヌリ蒔繪
團扇朱

〔洞房語園〕に曰、「金龍山松井何某は麓屋の元祖たり。中頃甘きを捨て酒に戯れ、頭祖も漢に乘とられ、漢又淺草餅の時世となるも殘念。

今はむかしよねまんぢうも朽薄　一膺

此草紙元文三年の印本なり。當時は米まんぢうの家の絕たる事、是にて明なり。

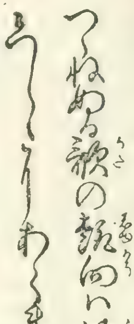
此句〔語園〕下卷卅四丁にあり。後に摺たる本には二葉（卅三 卅四）闕たる故になし、（卅二ノ四と丁附を彫あらためたり、）さて延寶中流行し物は、談林調の俳諧におほよそあれども、米饅頭の句は見えざる歟。近くこゝにありしをも闕たり。是によりて考へあれども故ありて記し難し。問給はゞ口づからはいふべし。又曰遊女をよねといふ語譯、〔吉原つね／＼草〕（貞享年間作、元祿二年印本、）に見えたり。その事は予が著述、文箱の紐といふ草紙に載たり、近きに刻すべし。

用捨箱 中之巻

〔一〕候べく候

昔は行なり次第にしておけといふ事を、候べく候にやつておけといふ者多かりしが、近年は稀になり、適いふ者も其縁故は知らざるもあるめり。是は昔の女の文には候べく候といふ事多くありて、ゆきなり次第に書ても讀し故、それを書やうにしておけといふ意なり。

〔季吟十會集〕寛文十年刻



當時の寛文をさす書體を見せん料、しき摸しにしたり。候べく候にあらましの文といひしをもて、此諺寛文前よりありしを知るべし。寶暦頃の輕口話に、候べく候を人にすぐれて多く書女ありしが、あまりに筆まかせに書たる候べく候の讀まじと思ひ、其側に候べく候を又書て、再度思ふは二ツ書しを、若あやしむ事もやと、又傍に、此候べく候は書損の候べく候にて御座候べく候、脇の候べく候か本の候べく候に御座候べく候と書たりとぞ。此話をもて、昔は候べく候を多く書たるを思ふべし。今も童の手習ふ昔ぶりの文にはあれども、通用の文には稀なり。諺もやう〳〵絶るなるべし。

〔西山十百韻〕寛文年間宗因獨吟

（莊老の胸より玄の霧晴て
よしや吉野の花も候べく

莊老學者の見識にて、芳野の花もゆきなり次第といひくだしゝなるべし。

〔類柑子〕其角文集 享保四年刻

前句略　くしや竹串椒皮　東盛

享保の頃の書體今に同。此句も竹串へゆきなりに辛皮を貫たるをいひしなり。

〔二〕高燈籠

〔昔々物語〕新見翁著に、「昔は□死去したる其年より七月高燈籠といふ物をたつる。七回忌までたつるもあり。立やうは六月晦日、長さ五六間の杉丸太上に三角のいらかを結、杉の葉にて包、四手をきつて付、燈籠は辻番の行燈の形にちひさく作、上ひらき下すぼませ、屋根も板にてこしらへ、玄關と臺所の間の廣みに建、七月朔日より晦日まで、毎夜暮六ツより明六ツまでともす。一向宗には見えず。他宗はみな〳〵如此哀に見ゆるなり」とあり。是享保十八年に記されしなれば、既に當時在家の高燈籠の絶たるは明なれど、いつの頃までありし歟、知らず。考へ合すべき草紙も未見。たゞ、師宣が畫本に圖あり、左に摸す。

〔俳諧當世男〕延寶四　杉葉たつ又六が爲か高燈籠　似春

○在家の高燈籠といふ證にはとりがたけれど、「杉の葉にて包」とあるに合す。

今も死亡者ある家にて、七月軒へ燈籠をかくるは此餘波にて、高燈籠も三年に限る風俗なりし歟、七回忌までたつるもあり、と昔々物語にことわられしなるべし。三角にいらかを結、四手をきりて付るな


画本月並の遊び
頭書ニ云　前文略
玉祭ハさまざまの珍物をそなへ
精霊をむかへまつる老若さかり火燈
かゝげ佛名をとなへかまびすしきなり
迎ひ頃見えしるしの佛事
三年のうちなる燈籠を
さかりなれど
たかどうろう
見る人の目乃
うへ火なる
此画本ハ元禄の年号なれハ後ニ彫られしぞ
貞享元年の刻なるべし

ど、總老人の記されしに此畫よく合す。吉原玉屋山三郎が家にて、新精靈にはかゝはらず、毎年高燈籠を出す事、今に絶す。在家に此事あるは彼家のみならん、と三亭いへり。近年は簡子にてよそほふ故、高燈籠とは見えがたしとぞ。

　　卯月に身まかりし人なしたひて

〔富士石〕延寳　年刻　　郭公面影かへれ高燈籠　　調　枕

〔金蘂錄〕享保十九年刻　　吉原の灯をさげすむか高燈籠　　咫　尺

延寳の句は一人のためにかゝげし在家の燈籠なり。享保の吟は山谷橋場わたりの寺院の燈籠なり。同高燈籠の句も、時代によりて見ざれば、句意の解がたき事あるべし。

〔三〕　禿の菖蒲打

端午の日の印地打一變していんじゆ（印地）切となり、正保慶安の頃は、此日專童のいどみあらそひし事〔昔々物語〕にくはし。又其いんじゆ切止て菖蒲打となれり。〔中古風俗志〕明和元年老人ノ筆記。に、「享保の頃までは、所々の廣小路へ童集り、菖蒲にて大キなるふとき三ッ打の繩をこしらへ、或は長竿等を持出、往來の子供へしやがめ〳〵といひて下座をさせ、若下座をせざれば打かゝりなどして、使につかはしたる小調市など重箱をこはされ、はふ〳〵逃かへりし事などありしが、今は絶てなし」といふ事あり。さて此菖蒲うち絶たる後も、吉原の禿にのみ殘り、彼節句の日、江戸町方、京町方と立別れ、待合の街に出て打合を見物群集したりしが、あやまちて疵をかうぶりし禿もありしより、遂に止たりといふ事、平道俳人揚屋町が彼地の事を集し雜記にありしが、予寫しとめざるさきに、平道歿して今もとむるに便なし。考證に備ふべき事は一ッ二ッ見出たり。

〔下京染〕享保十年乙巳　露月月並集　端午　扨こりよ降參禿ぞあやめ　左十



又寛延元年吉原細見〔里の家名記〕の序に、「初午は九郎助殿の御仕舞。上巳は京の次郎右衛門殿の分。五月五日は禿が菖蒲うち、七月は銀紙にておもふおてきの紋所を彫抜て牽牛に奉り」といふ事などあれば、平道が說の如くなりしなるべし。

因に云、こゝに思ふお敵とあるは、名題深き客の事なり。是より十年の後寶曆七年七月細見の標題を、〔紋つくし〕とよびしも、彼客の紋をきりて七夕に奉りし事のあるが故にて、其序にも「扨又文月七日の夜、思ふおてきの定紋牽牛織女に奉り、末の御げんを待宵名月」と記して、下に挨したる書あり。今もさる事ありや、不知。

〔四〕　紙帳賣、紙子賣

〔飛鳥川〕に曰、「昔、夏近くなれば紙帳賣。冬になればてんとくじ紙衾といふ物を商ひたるが今はすくなし、」上巻に記す如く、享保出生の老人の筆記なれば、元文寛保の頃までは、此商人の來りしなるべし。今は世間に賣のみなれど、其家もおほからず。

〔富士石〕延寶七年刻　雨晴て聲いや高し紙帳賣　宗也

〔向之岡〕延寶八年刻　夕立やあるが中にも紙帳賣　立澤

二本とも江戸の集なり。延寶の頃は、専賣來りし證とすべし。彼てんとくじといふ紙衾は、紙衣賣が持きたりし歟、紙衣賣は京師の俳諧集にも見えたり。左に錄す。

〔誘心集〕寛文十三年刻、林寛撰、　冬雜　引しぶや紅葉の錦紙衣賣　千之

〔隱蓑〕延寶五　時なる哉紙衣うる聲初時雨　重政

〔夕紅〕元祿十年刻　仙臺の淨瑠璃聞ん紙子賣　花畝

此夕紅のみは、富士石と同調和撰にて江戸の集なり。されば紙衣賣は何國にもありし事必せり。昔の下人は紙帳を釣、紙衣を着者おほかりし質素のさまを是にて思ひやるべし。仙臺淨瑠璃の事は下の卷にあり、照あはせて見給ふべし。

〔五〕　金銀を伽羅といふ隱語

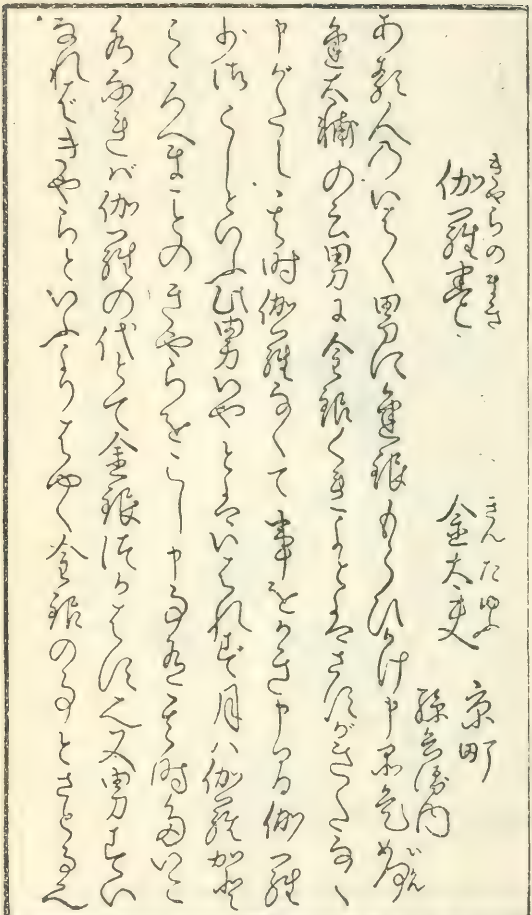
昔の俳諧は狂言に過、二佛の中間といひかけ、釋迦を鎗持にとりなす類、今のいひざまとは異なり。談林の俳諧調にはなほ此おもむきありて、後世には聞え難あり。

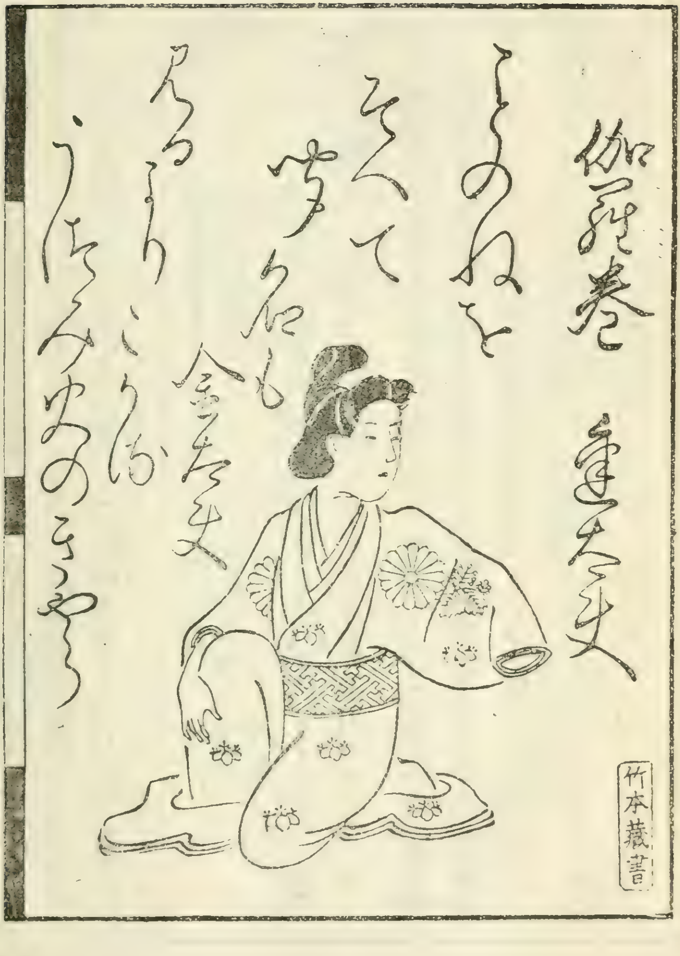
〔空林風葉〕自悦撰、天和三年刻、　笑ひ顏伽羅もらはゞや若夷　季好

年若き遊女を若鳥若詰なんどいふにより、若夷を遊女にとりなしたり。是彼釋迦を鎗もちとするの類ならん。さて句意は花街の隱語に、金銀の事を伽羅といふ。それをもらはゞやとて笑顏をつくる歟といひたてたるなり。〔吉原かゞみ〕に、金銀を伽羅といひし語釋こゝに見えたり。此さうし万治三年の印本なれば、此隱語いとふるし。〔空林風葉〕は京師の集なれば、いづくの花街にてもいひたるなるべし。

〔吉原讃嘲記〕寛文七年印本　三浦屋内せきしゆといふ遊女を評する詞に、「ある人の曰此人を炭團といふは色の黒

きゆるかといふ。答て曰さにはあらず。此君にふるればみな人伽羅を焼盡すといふ心なるべし」とあり。聞えし如く伽羅を焼つくすは、金銀をつかひつくすなり。又、〔吉原雀〕寛文七年印本に、「しはすの中頃にいたりあくる春のつかひとてきやらのじつかはすべし云々。「いづれの節句も大かた丸なり。其日ひまいり出きたりなばつかひきやら小袖かたびら、それ〲の分にしたがひ前方におくるべし。」又、其角の作〔吉原




竹本藏書

源氏五十四君」貞享四年玉葛の條に、「此君につきて物語りの候。秋より冬にうつる頃かとよ。田舍の金だくさんなるが興風くらひつき、いきさつ味になりゆく程に、くつ人なんどは小うるさうおぼえ淺からぬ心ざしには見えて、手に持た物をはなさず。わる伽羅の一炷をお蒲團のはしにけぶらする事もなし。源氏しらねば小袖くばりの時、いたれどもすつきり心がつかなんだ」などいふ事あり。〔吉原雀〕に「問て曰、おくつとは、いかに、答て曰、太鼓持の異名也。とりもつといふ心なるべし」此さうしに沓人とある是なり。

〔六〕 荷ひ風呂

延寶八年京師の記に、辻風呂云々といふ事あり。それだにわづらしく思ひしに、水風呂を所々へ持ありきし事あり。それをば荷ひ水風呂といへり。〔川念佛〕元祿十四年刻の卷に、ひとりの法師あり。四條川原に年ひさしく住り云々の條、「三條の下家壹間をかこひて一ッのはうろくをかまへたり。一器のめんつに晝のもらひを殘し、西のすかきによせて大津繪の阿彌陀一ッふくをかけたれど、あきはてぬれば念佛はまうさず。中略、川にくだつて流れ枯木をあつめ、あすのたすけとす。身むさければ繩手を通る三文の荷ひ水風呂、」といふ事あり。此冊子の他はいまだ所見なし。淨瑠璃本のチヤリ場に此事あり、看板の矢もともににないありくがたかしと、故醒翁物がたられしが書とめずして標題をわすれたり。〔紫の一本〕天和上野の花見の條に、「あなたこなたと見るうちに、遺佚何方へ行たるか見えず。陶々齋方々尋あるきたるに、いつの間にかしたくしたりけん。大佛の後のくぼみに、櫻の花盛りなる其下に水風呂をたてゝ、その中へ花を入て、溫泉水なめらかに岸を洗ふとたは言づきして垢をすりて居たり。あまり惡さに、是は氣が違ひたるかといへば、遺佚返事に歌をよむ。

水風呂のあかなく思ふ花なれば上野の山も入てこそ見れ」

いつの間にかしたくしたりと書しは文の曲にて、若辻水風呂の彼所にありしにはあらずや。

〔慶友家集〕狂歌集古寫本、慶友は半井卜養也、　万治寛文頃の吟なるべし、

上野の風呂にて　身にぞしむ風呂も我立杣木かな

といふ句もあれば如此おもへるなり。

〔七〕椿頬燕脂

今の少女何にもあれ花のちりたるを取て、頬あるひは額へ唾にて押戯れをする事あり。是は頬紅をつけし頃、そのまなびをなしたるが、頬紅廢れて後も童あそびに殘りしにて、茄子の皮を口に含て鉄漿をつけたるまなびをする類なり。

〔花おふこ〕享保十四年刻、常陽撰、　革足袋賣の歸る雁かね　笑流
頬紅も額も椿盛りにて　豆花

〔續清鉋〕延享二年刻　犬の尾の巴は木曾も花と愛ず　撰者千翁不角事
誰惚なまし椿頬べに　善角

椿の葩頬紅に似たる故、此戯れこの花に起りしなるべし。又、〔水馴棹〕と題集も千翁撰なり。その集に「花待心それが金持」といふ句に、「似合かと袖留前の茄子鉄漿」と附たるあり。椿頬紅、茄子鉄漿、をかしき對なり。さて頬紅のふるく見えたる事、漢には壽陽公主の梅花粧の事。和には菅家の幼き頃詠せ給ひしなりとて、梅の花べにの色にも似たるかなあこが顔にもつくべかりけり。といふを、〔續無名抄〕延寶八年 惟中著 に引たれども、此御歌の出所を知らざれば證とはなしがたかるべし。されど〔和名抄〕に、「經粉」

釋名云、赬、和名閉邇、赬赤也。染使赤所以著頰也」とあれば、古くよりありし粧ひなるは論なし。異沖曰、閉與保與通ず。頰丹乎。此説によれば、閉邇は頰に著るより出し名なり。又喩へたるはいと近し。〔後陸刕奄の巻〕に、「予若年の比、享保の頃までは、婦人の顔を粧ふに頰紅といひて白粉をぬりて後、紅と白粉を交て薄紅色にして、それを頰につけて端を散したり。如此すれば顔色麗しく見ゆ。元文の初め頃より、貴賤共に頰紅を止て白粉ばかりを薄くぬり、或は白粉をぬらぬもあり、何様の事に比するぞと人に問たれば、遊女の粧ひを似するなりといふ。」とあれば、當時の遊女の素顔をだてとしたるより此事の絶えたるなるべし。今乙御前といふものを畫きても、顔面につくりても、頰を赤く隈どるは此遺風なり。

「八」　涙法師かな法師

人を嘲りいやしめて法師といひ、又坊、坊主ともいふ。凡虫といふに通ふ。即虱虫。しは小坊の類種々あり。按ずるに、此俗語ふるくよりあり。〔[illegible]集〕連歌の部に、

「十月ばかり月のまかりけるを、四條の宮にまゐりて、女房たちに物語してあそびけるに、俄にくもりてしぐれのしければまうしたりける。

たほ法はなみだほうしとなりにけり　甲斐公

しぐれもつくやと顔にかゝれる」　藤亭付、前斎ひしは俊頼朝臣なり。

涙法師は今いふ泣虫、時雨を涙にとりなし、大登はたき虫になりしとのたまひしなり。又〔[illegible]手記〕大永三年の秋の作譜に、

前句　[illegible]のこどども

附句　心みなせちべん坊や文珠院

般若は智恵の事なれば、文珠、乞食にせちべん坊の四ツ手附なり。〔下學集〕に、「世智辨、世俗悋惜之義也」とあれば、せちべん坊、則今いふしはん坊なり。悋者を乞食のやうなりなど、昔もいひし故にかく附たる事よく知らる。又我子を法師といふ。是は他に對して卑下の詞なり。〔御随身三上記〕永正九年之記、「朔日御廐御座候參り候處、目出度顔したるよし上意にて御ン笑ひ、是は小法師、廿九日夜半ばかりに誕生候きを被仰出候御事に候」とあるは、記者三上某男子をまうけたるよろこびを公の戯れてのたまひし事を記しゝなり。〔同書〕に、「弟法師誕生之儀に付兩種二荷云々、」三郎といふ男子あるよし此前に見えたり。故に弟法師といへり。又、能の狂言にて我子の事をかな法師といふ。按ずるに、鋏のやうに冷し。鐵火筋のやうに瘦し。しなやかならぬ女を鋏娘などもいへば、(鐵娘の事、板天神の條にあり。)かねは潤澤もなく艶もなく肉もなき事に譬へいふ詞にて、かな法師は瘦法師といふ事なるべし。先達の說に、悴は忰の字なり、子といふ義なし。やせがれの上略ならんと、さればかな法師もせがれも同意、瘦法師、やせッ發意、瘦坊とも通じいふべき例なり。今男子のをさなきを坊とよぶ是なり。他よりお坊様といふは當らず。お悴さまといはざるにて知るべし。さて此類の俗語いと多し。大太發意は大男を誹りいひしにて、一寸法師の反對なり。人影を影法師といふも、黑くをかしげなるが故なり。物を聞いれぬさまして、餘所など見をる者をつんとして居といふ。聾をつん坊といふ是なり。何事をなしても遂ざる者を、三日坊主といふのみは主の字を添。瘦法師酢好といふ諺も僧の事にはあらず。瘦發意の癖に瘦るといふ酢を好むを嘲るなり。草稿には予見出しゝ限りを書のせておきたるが、讀人の倦給はんをおそれ、其うち一ッ二ッを次の條に記す。

〔九〕 掃地坊

潔癖の事を掃地坊といへり。奇麗好に過たるを例の嘲りいふなり。

〔境海草〕萬治三年刻　心から花の雫にや掃地坊　長治

〔谷林風雅〕大和　煤拂　煤染に衣はくちぬ掃地坊　可不

〔俳枕〕寛文撰、延寶刻、名所　伯耆國大山　大山や雪道分る箒坊　一雪

掃地坊といふ事、今はいはざる歟。箒坊も同意なるべし。

〔十〕 とちめん坊

とちめん坊を振といふ事は今もいへり。按ずるに、とちめく坊なるべし。〔節用集〕に、「迷暪」とあれども、狼狽の字よく當らん歟。とちめく坊はうろたへ坊といふ程の事なり。とちめくたとちるといふ。今は振は立振まひなどいふ事か、或は坊を棒と思ひあやまりて、後に添ていふ歟。未レ考。

〔洗濯物大鑑〕寛文六年刻、一雪撰、　大和にて　夕立にとちめんぼうをふる野かな　江戸　松翁

〔浮世の北〕元祿九年刻、可吟撰、　夕立やとちめんぼふる門の麥　黒太

とちは橡なり。めんばうは麪棒なり。橡子にて麪をつくるより出し詞といふ附會の說、寛文前にはやありし故にふるといひし歟。〔行脚文集〕三千風著には、迷悟と書て立騷ぐ事とす。又〔姥櫻〕に、「あとの路銀の殘りすくなきを俄におどろき、これではならぬととちめんばう旅籠屋とまりを木賃とところび、」などいふ事あり。

〔十一〕 やんちや坊

今小兒の我儘に物などいひ、いぶりなるをやんちやんといふ。彼坊を添てやんちや坊と古くもいへり。

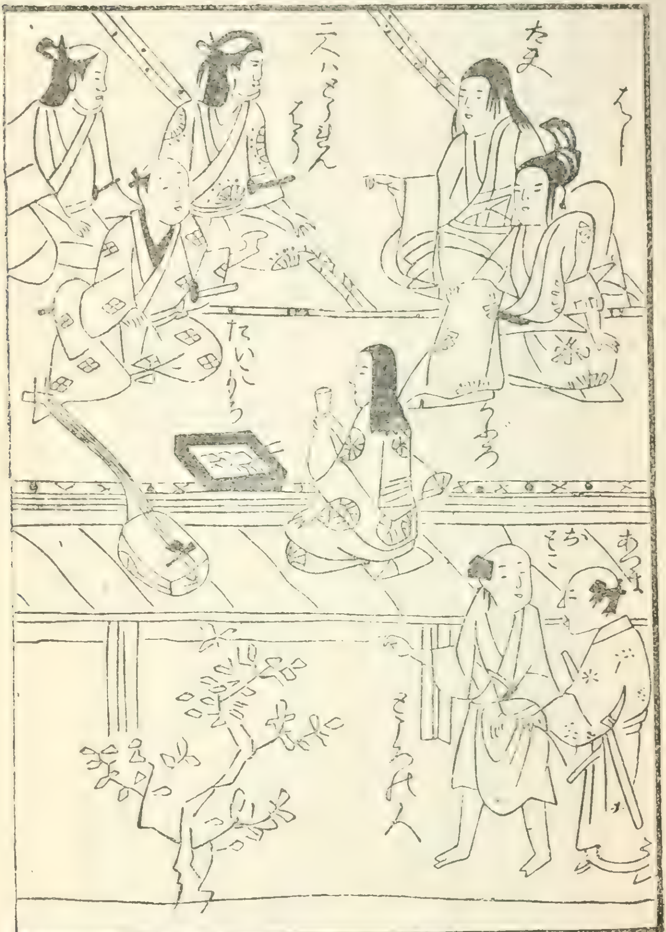
〔江戸廣小路〕延寶六年刻・不卜撰、　二火三火蓬がもとのやんちや坊　言水

〔富士石〕延寶七　いら高數珠西瓜のされやゝにちや坊　一徑

〔十二〕　とられん坊

元吉原の頃よりの流言に、とられん坊といとことあり。是は遊女に誑され金銀をとらるゝ坊といふ意なり。又とりん坊といふは、是に反して客の方へ金銀をとり坊なり、とりんとはねるは語勢、故にとり坊といひし事下に見えたり。或は、とうりん坊、或は、とうれん坊など、言訛音便にて、さまざまにいひ、自他の混じたるも見ゆれど、其原はとられん坊、とりん坊の一ッなり。まづ古く見えたる事より抄出。原吉原細見記〔あづま物語〕古板寛永十九年、豊芥子藏書、目錄に、「とられん坊の事。たいこ持の事、」と並べ出し、「やかれつゝ金のあるほどとられんぼ後はかならず桶伏としれ」といふ狂哥を載て、左の圖あり。〔色音論〕寛永廿年印本下の巻に、「しづが心も吉原に二八ばかりの女らうの肌には白きうす小袖、うへはさまざま物ずきの色ははなだのひたち帶、中略、これを太夫とまうしけり。此町なみのならひにて、人に異名をつくるなり。あとに見えける侍の異名をいへばとられんぼ、あれに見えける女郎は格子の君とまうしけり」とあり。此二本は吉原舊地に在し頃の草紙なり。〔吉原讃嘲記〕寛文七年刻に、新町九兵衛内夕霧を評する詞に、「いつも花やかなる御出たち、しんぞうの如く美しくかざりたて給へば、あををとりんばうののばすもことわりなり。」とられん坊といふべきを誤る書きはいたらざるなり。延すは鼻毛なり。又〔吉原失墜〕延寶二年刻に、「局にて忍び逢たるもをかし」とある注に、「つぼねにて横をきらするをいふなるべし。なる程

昔ハ草稿を京へのぼせそ
彫しより此
草紙の校正
それや　浦兵衛
と云ハ二冊
通り烏丸寺
寺色音論
をえより
類と作者よ
色音論と
同人なるべ



のとられん坊なりとも、横をきりたるはありがたうかたじけないといへり」又「七種買役日も常よりはゆかましくこそあるべけれ。鳥ばうの初音もことの外に春めきて」とある注に「鳥ばう。とりんばうの事なり。或人曰かひてはとられん坊なり。いかんとてかくいふや。答て曰、女郎の方へ金銀をとりん坊なり。尤々」とあり。前にいふ如く、當時ははや自他の混じたる故、此語釋あり。鳥は取の假字、初音といふにひかれてかく書しなり。〔吉原大雑書〕延寶三年刻に「八橋さまにてましませば、ことに小袖のちらしにもかきつばたを縫せつゝはりをもつよく、殿たちにおもはせぶりの立姿、とられん坊が白糸のよれつもつれつ結ぶ縁」などいふ事あり。此ほか續書畫、笑委集、松の葉三幅一對、夕貞利生草等、くさ／＼の草紙に見えたれど同事なれば皆略く。又〔姥櫻〕梓彫ノ年號缺。元祿初歟。に「やり手とは道具持。くつわとは馬のはみ物。太鼓とは鳴物。とりん坊とられん坊とは唐僧の名とこゝろえ」とあるは、花街の事を知らざる者を嘲る詞にて、取、とらるゝの二ッを並出せり。又〔日本莊子〕元祿十四年刻に「廿歳の夏より色に浮名を取れん坊となり、山谷の土手の露に身をぬらす。」此草紙のみ取を字にて書り。作者都の錦文流とは別人こゝろある者故自他を謬らず。さて狂歌に詠たるは、〔卜養集〕のほかには未ㇾ見。俳諧の句にもたま／＼ならでは無。

〔續山の井〕寛文七年刻、季吟撰、
兒櫻我しぞ心をとられんぼ　越前　古玄

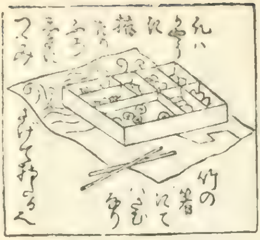
〔京三吟〕延寶六年刻
（太夫の姿隱れ失けり　仙庵
とりん坊吊ひたまへといひ捨て　信徳

二本とも撰者は京なり。古玄は越前なり。されば此流言寛文の頃より何國にても聞つたへしなるべし。又〔大盡舞〕の小歌に「東叡山の小櫻坊。金龍山のとうれん坊」といふ事あり。上野は花の名所なり。櫻

の賀な、さくらん坊といふにより、小櫻坊と人名のやうにいひたて、金龍山は花街の通ひ路なる故、とられん坊と對したるにやあらん。

〔十三〕　七色賣

昔は庚申を信ずる者ことに多かりし故にや。庚申の日には七色菓子を賣來れり。當時の人、是を七色賣といへり。〔庚申祕録〕にも見えたる如く、七種の供物をたてまつりて祭る法なるにより、それを表したる物なりとぞ。〔世説愚案問答〕寛保二年刻に曰、「昔は庚申の七色、甲子の七色とて、鳥目一錢にて七色の供物を賣たり。其調へやうは、干菓子砂糖大豆せんべい樣の物を調ふ。さて供物の拵へやうは、或は高麗せんべいなれば、◇此くらゐに形をこしらへ、小き箱又は文匣などに、仕切をして供物を入レたり。箱の仕樣



はこゝに記す圖の如し。外に袋財布に錢をいれ持たるもあり。又箱の中こ仕切りを大きにして錢を入たるもあり。是も後に紙に包み仕切り無の箱に入侍る。元祿年中まではをり／＼に賣侍りしが、紙につゝむやうになりて後程なう賣ず。」以上愚案問答。こゝにいふ如く今は店にて賣のみなり。備餅などたま〳〵賣きたる事あり、前に記しゝ如く七色菓子は、庚申の供物なるが、はや元祿前より大黑にも備へ、今の童は天滿宮に供する物とのみ思ふもをかし。五雜組の類は、庚申祕禄にいづりていはず。そもそも靑面金剛に七の數を用ふる事、道家の說は更なり。本朝にも慈鎭和尚の七きゐの歌、古書を探らば種々あるべし。今庚申の日あやまちて鍼紫を含むときは、七庚申つくるものなりと婦女のいひならはしたるも、七の數なり。是を一度にてはたさんとするには、七所の鍼紫をもとむ

る事とぞ。初て鉦鞁をふくむ者、さる事をするは謬りならんと古老のいへり。さて七色菓子といふ事、さまで古くは見えず。

〔暮際集〕萬治三年刻、常辰撰、　七種の庚申にあたりたる心を　七種や七味の菓子にかのえ申　重以

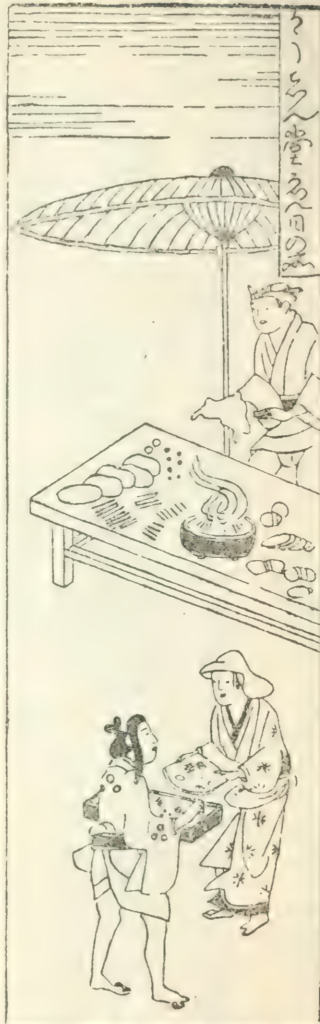
○七色菓子をいふなるべし

〔洛陽集〕延寶八年刻　庚申夜　一說に七色賣や呼子鳥　自悅

呼子鳥は猿なりといふ說、〔下學集〕、〔鴉鷺合戰〕等にあれば、申を聞せたる利口なり。又〔風流夢の浮橋〕に、「京新在家の事をいふ條に、「ふりみふらずみさだめなき神無月七日庚申の日、七色菓子の賣聲もかしましく」などいふ事あり。此草紙年號を缺く。元祿の末なるべし。○又天王寺の庚申にても、緣日に彼七色菓子を賣し事あり。是も價一文なり。〔天王寺伽藍記〕明曆萬治頃印本歟。庚申堂の條に、「鰐口三ッ釣てあり是法なり。又鷄のつかはしめ鷄は、七ッに八聲を鳴とまうす心なり。又菓子を一錢に七色賣に、一心一念の信心をもつて云々、」又〔難波鑑〕延寶八年刻、六の卷に、「天王寺の庚申は諸國の本寺なり。潤ある年は七庚申あり。中略、いはひ納めの庚申まうでよと群集して、十二燈々々々とよばゝる聲も喧く、七色の菓子々々と賣聲もいそがはし云々」と見えて、此圖あり。童の箱をかゝへ箸を持たるさま〔愚按問答〕にいふに合す。傘をさしたる七色賣は、〔芦分船〕延寶二年著、同三年刻、の書にも見えたり。

〔天王寺名所彼岸櫻〕貞享二年刻豊流撰　庚申堂　七色の難題姫が思ひや歌に詠　正友

按るに、童話に照天姫に一文の錢を與へ、是にて七色の物を買きたれと難題をいひかけしときに、歌を詠しといふ事あれば、此句も彼七色を一文に賣し事をいひしや。又古淨瑠璃〔をぐりの判官〕萬治年間印本、に、



照天姫、人買のために五湊岡青嶋の長がもとに賣わたされ、流れをたてざるを遊女にならざるなり。長憤り、六ヶ所の釜の下の蕪火消さぬやうに焚、十八町あなたなる清水を七桶くみ來れよなど、姫に難題をいひかくる傑に、長にたほも心を見んと料足七文取出し、いかに小萩てゐて名をかくし、ひたちこはぎと云此料足にて、とうなん、せいなん、うごもり、かごもり、かいらう、いちご、さて、やみの夜のつれをのこ、買てまゐれ、一色揃ふものならば流れをたつると思ふべし。いたはしや照天の姫、料足を請取、くどきごとこそあはれなれ。国にありし其時は、片時のうちに百首の歌を詠じ、おちやめのとに至るまで、唐名をつけてありけるに、かくなりぬれば智恵のかゞみもくもり、もはや唐名も忘れたよ。いやまてしばし我心、是こそやすき唐名とて、一々に買揃へ長者殿に奉る。まづ一番に、とうなんとは、春のはじめのつく〴〵し、せいなんとは、芹の事、うごもりとは、山芋、かごもりとは、野老なり、かいらうとは、海老の事、い

ちぢと書て、ひともじなり。偖、暗の夜のつれ男は、とのばらではござない歟。小殿原とはごまめないふ。流れたゆるしたまはれや、長者此由御覽じて、いかさまに此姫はよしある者と見えてある、情をかけてつかはんと、十六人の下の水仕いちどにばらりとおひおろし、情をかけてつかはるゝ」と見えたれば、是によりたる歟。とまれかくまれ七色菓子の句なる事は論なかるべし。こゝに抄出したるところ姫の條、今昔經浮るりに傳はり、ら波のうへのつれ男大和詞で田作よごまめの事ではござないか」と語り、そのほか異同ありとぞ。

○因に記、雜談と見流し給へ。澁谷道玄坂をのぼり三軒茶屋への路、中目黑のうちなるべし。右の方小高き地に氷川明神の社あり。其左に延寶八庚申年と彫たる彼青面金剛の石像へ、堂といふ程にもあらぬ假の雨覆ひをなし、浮世袋にくゝり猿を釣たるが納めありしを、十年ばかり前に見たり。〔出來齋京土產〕寛文四年作、延寶五年刻、に、「三條通ゥ大橋東、白河橋よりなほ東、三巾の社あり。――なんどいひはべらかし、美くしき浮世袋をかけ、色よき小袖きせ、十二燈洗米御供なんど備ふ」とあるに合考するに、こゝには浮世袋の事のみいへど、若彼括猿も庚申にをさむるが原にて、それが淡島の神へ移し歟と思はる。友人曰、眞言の壇門俗に云ゴマダン、の金剛橛四方の柱なり。に掛る金剛寶幢といふ物あり。安祥寺の眞言に專用ゆ。錦をもて火形をかたどり、三角に縫、裏に香をいるゝ、又いれざるもあり。浮世袋其形に似たる故、寶幢になぞらへて神佛にさゝぐるなるべしと、此說によれば金剛の名に因て、浮世袋も庚申に納めしが起原にやあらん。

〔十四〕誰袖、花袋

誰袖は匂ひ袋なり。紐をつけて二ッ連ね、今袂落しといふ物の如くして持し故に、古書の誰袖に紐のつかざるはなし。是は原「色よりも香こそあはれとおもほゆれ誰袖ふれし宿の梅ぞも、」といふ古今集の歌

にて名づけしたれば、楊枝さしとなりては名義聞えず。昔はおほく香具賣も持來、見世店にても賣たるなり。誰袖を匂ひ袋なりしといふ證くさ〳〵あり。其三ッ四ッを記す。〔老婆物語〕寬文四年印本、下御靈の條に、「矢田の地藏の前をのぼりにそこら見世棚ながむれば、かざりたてたる小間物の品々、いと愛らしくいたいけしたる印籠巾着、針、さし櫛、かうがい、誰袖。ふれしにほひの具には梅花しじう云々、」又〔卜養狂哥集〕に、

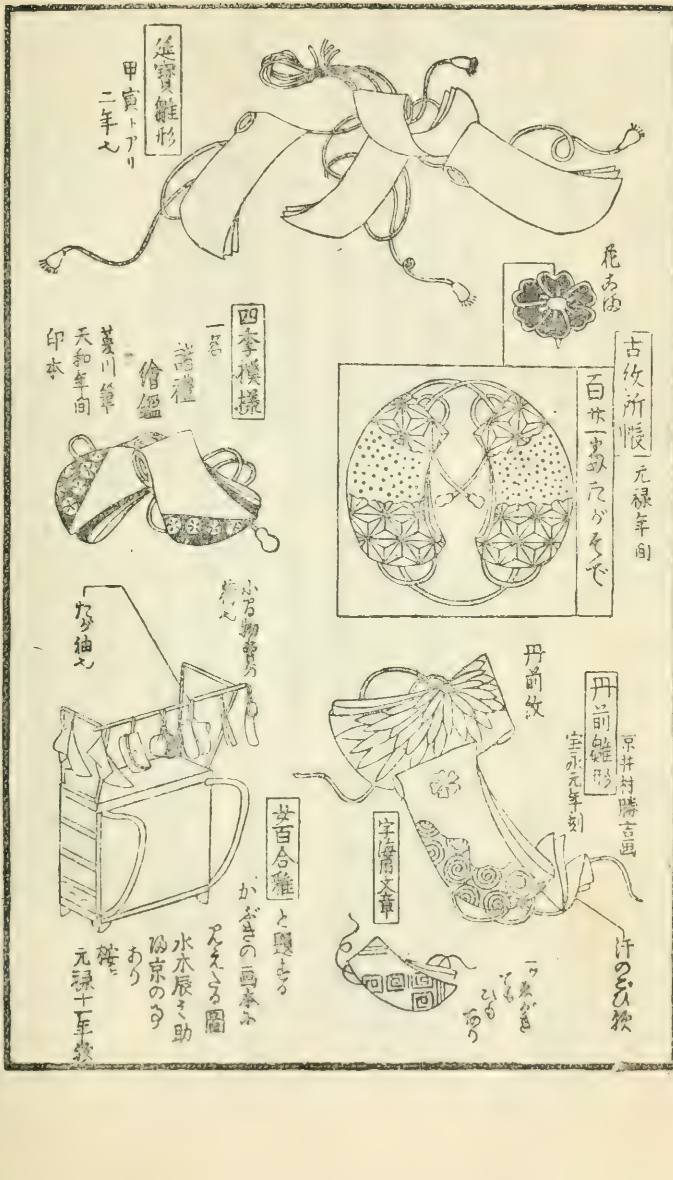
犬の誰袖につなをくはへて引ところをかいたるゑに、天和二年の寫本より抄出、印本とは小異あり。

かをりぬるにほひもふかしたが袖とひけども君は犬のつらにく

〔同集〕に、又「若き香具屋まゐりて色々の香具を出しける。中略、伽羅、たが袖、花の露、匂ひ袋などありといひければ云々、」〔女重寶記〕元祿五年印本、「匂袋、誰袖 匂玉、香包」とあり是等の圖おほくあり。又〔香のかをり〕一名内菊物語、元祿八年刻、に、「梅花黑方などのたき物、麝香、龍腦の誰袖云々、」又〔寶の市〕と題する樂山點の前句附、桂木といふ者の句に、「梅が香に誰袖捨る霜の朝」といふ元祿十六年吟あり。匂ひ袋なる事よく聞ゆ。是によりて思ふに、今婦女子の細工物といふは大方香嚢なるべし。まづ、貝張は香貝歟。〔年中定例記〕室町家之舊記、正月十一日の條、「御所々々への御みやげは、こぎ板、こぎのこ、匂貝、已下□様へも同前」とあり。羽子板、羽根、貝張といふ程の事と聞ゆ。匂貝の事は是より古くもあらんか。貝張といふ物、近き草紙にもおほく見えず。

〔向之岡〕延寶八　汐干　張子貝けふや干潟の錦の浦　　調　南

此句、貝張をいひしなるべし。又花形の獨樂も、原は香嚢にて花袋といひし物にはあらずや。花袋の句は、


延寳雛形
甲寅トアリ
二年也
四季模様
一名
諸禮
絵鑑
菱川筆
天和年間
印本
元禄年間
丹前紋
丹前雛形
宝永元年刻
京井村勝吉画
女百合雛
と題せる
かぶきの画本に
水木辰之助
京の
元禄十一年板

万治前後の俳書におほかた無はあらず。證とすべきを二句錄す。

〔花月千句〕慶安二年刻、立圃門、　匂ふらし山懐の花ふくろ　幸和

〔誘心集〕寛文十三年刻、改元延寶紀年也、種寛撰、　かけ香歟草の袂の花袋　一春

花袋は匂袋なる事明なり。再按ずるに、浮世袋も匂袋なるべし。三角に縫て紐をつけたる匂袋の看板近年まであり。今もある歟。不レ知。前にいひし誰袖は、彼三角なる形も見ふるしたるが故、それを精工にしたるなり。偖、小女の是等の物を調ずるは、把針手業をならはんためなれば、費をいとひて香類をいれざりしより、誰袖は楊枝さしと變、花袋は獨楽となり。香貝はガラ〳〵といふ物のやうになり、浮世袋は何とも名づけ難き物となりしにやあらん。浮世袋は少女の手すさびに縫しといふ證。

〔富士石〕延寶九　衣配女の童うき世袋や衣配り　友也

歳暮の句なれば、紫蘇袋の料に送るをいひし歟。

〔崑山集〕慶安四　花々のつぼみはうき世袋かな　作者不レ知　此句〔後炒金袋〕には、上の五文字咲花のとあり。

〔玉手箱〕延寶四　見れば氣のうきよ袋や花袋　女香屋

前の句は花の香をふくみ匂袋なるをいひし歟。後の句は香囊に二ッ並べていひし歟。錄して後勘に備ふ。

此ほかにも浮世袋の句あれども、考證に便なし故に略く。

〔毛吹草〕附合指南に、「袋、傘、弓、浮世、乞食」と見えたれば、寛永より浮世袋はあり。傘袋、弓袋、浮世袋、ことき袋と附方を教へし也。又〔世話盡〕承應三年、同指南に、「浮世。月蝕、巾着、戯女」と記す。承應より浮世巾着といふ物あり。浮世巾着は桔梗袋といふ物の類にはあらずや、浮世袋とは別物なるべし。

〔十五〕土手節、加賀節

昔三谷通ひする者の歌ひし土手節といふは、今傳はる踊り歌吉原雀に、それ編笠もそこにおけ云々といへる條の節なり。此吉原雀の歌初て作り出しゝとき、當時三味線の高手原富翁かの唱哥を見られ、こゝは昔流行せし土手節こそよからめと手をくだされしなりとぞ。按に、翁は寶永六年の生、その翁の門人の門人小林某、文化丙寅の三月まで、予が合壁に住、かの土手節を彈歌ふを常に聞たり。唱歌は三ッたらでは傳はらず。一歌は〔松の葉〕三の卷に見えたる三谷歸りといふさわぎ歌 世にこゝにあはれらしきは云々、に、大同小異なれば、こゝに不レ載。其二歌、

○前日は面白かつたが、今日はどこやら物淋し。わたつみを呼にやらうか、しゆすびんを招かう歟。ずんどゆかしき物がある。何が、一口茄子に紅のついたをおいて來た。何所へ。船宿へおいてきた可藏智惠だす分別は、ない〳〵、ねッからない〳〵おんじやりまうさないよサ、とかく戀路は氣がもめる。

○前夜色里ではやる小歌をならふた、あとさアきば覺えなんだが、中のところは忘れたさアこそあるべけれとて、昔に貰たが、それさへ出口へおいて來た。義理も諸分も此通り、めんぼくない〳〵おんじやりまうさないよサ。以下前ニ同ジ。

野俗なる唱歌ながら古雅なり。此わたつみ、しゆすびんといふ事不レ解。歌ふ人に問ども不レ知。近曾與風おもふに、わたつみは綿摘なり。寫本〔吉原つれ〳〵草〕寶永年間、に、「傾城より茶屋ものはおとり、茶屋者より、綿摘はおとり、綿つみより、比丘尼はおとり云々」といふ事あり。しゆすびんは、繻子鬢にて、比丘尼の事なるべし。繻子の頭巾を鬢に替るといふ意にて、隱し名によびたるかとおもはる。此二歌ふ

るき草紙にては未レ見。

〔雜話聞見錄〕文化年間編、作者不レ知、寫本、元祿の頃はやりしつぎぶしといふ歌「ウタトヨム歟

〇ゆふべ色里ではやる小節をならふた、後さきはおぼえなんだが、中の小節を忘れた、さこそあるべいとて書てもらふたを、土手へすとんと落イた。義理も諸分も此通り面目ない。一口茄子の喰さしに、紅のついたを落イた。どこへ、船宿へおいて來た。でぐぼどうぞ智惠だせ。分別せいあのやつこ」

といふ歌を載たり。予がおぼえし一二歌を混じて、次節にも歌ひしか。次節又次歌といふ。

〔武藏曲〕天和二年刻、千春撰、

遁世の餘所に妻子をのぞき見て　芭蕉

つぎ哥耳に殘る吉原　陝水

又〔吉原つれ〴〵草〕貞享年間作、元祿二年刻、に、「かゞぶし、つぎぶしの小歌を色糸に彈うたふ」といふ事などあれば、吉原にてふるく流行し小歌なる事は明なれど、精細は未レ考。又〔洞房語園〕に載たる、かゝる三谷の草深ければ、といふ土手節の歌は、予が聞し土手節の三弦には合ず。名はひとしくてさま〴〵に歌ひしもの歟。

〇こゝに引し〔つれ〴〵草〕に、つぎ節と並べていひしかゞ節に、誰々も知る其角の撰。

〔虚栗集〕に、天和三年　三谷吟行

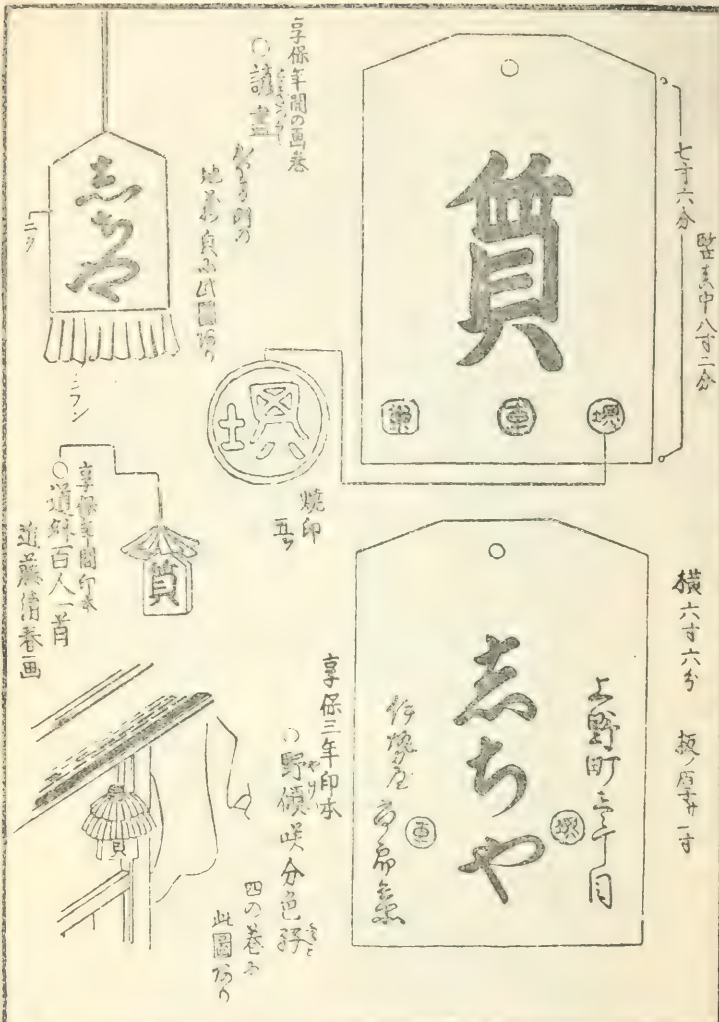
詩を加賀にやはらぐ蛙かな　風興

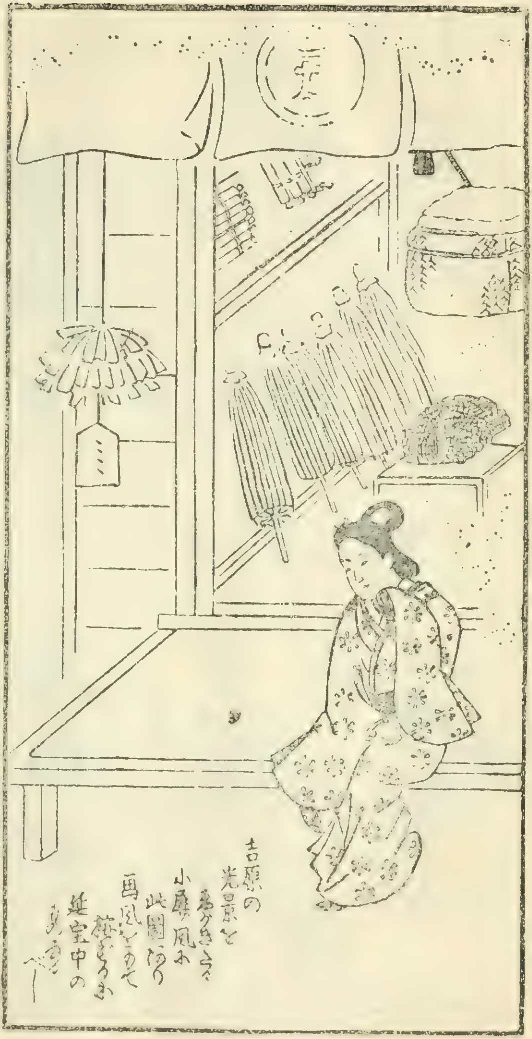
とあるより、吉原のみにてのはやり小歌と思ふ人もあるめれど、是はいづくにても歌ひし哥なり。〔昔々物語〕に、「六七十年以前享保十八年より七十年前寛文四年也。の昔、禰宜町の狂言座中村勘三郎座にて、多門庄左衛門、野良に、出來島小ざらし、花井才三郎、玉村吉彌、玉川千之丞、山川內記、玉川主膳、是等かくれなき美男、

拍子きゝの聲よき者なり。是等寄合て加賀節といふ歌をうたひ出す。中略、その引つゞきに、うめがつま、きぶねなどゝいふ長歌も、此者ども作り出したり。」梅が妻の事、下巻にあり、印本に、むめかつ、まきつれ、とあるは誤り。此説によれば、加賀節はかぶき者の歌ひ出しゝなり。〔國町の沙汰〕延寶三年寫本、に、隅田川の船あそびの事をいふ條に、「此頃きこえある猶都といふ座頭をとりのせ、近江がうちし紫檀の三味線、金の鵐口あるかなきかに忍ばせ、芦間の舟のさはりがちなる音じみに、銀のかせ掛、誰はゞかる氣色もなう、撥音けだかくおほどかに彈ならし、其空蟬の身をかへて、猶入からのなつかしやゝうたふ加賀節は、さしも清川の流れの水を酌しかとあやまたる」とありて、注に、「かゞぶしことふりたるといへど、今に廢らずおとしに大事」と見えたり。延寶二年に事ふりしとあるにて、寛文中の小歌なるを知るべし。又〔天和笑委集〕二年三年之記、堺町の事をいふ條に、「法師沙門此道になづみさふらへば、才智學習を失ひ、中略、諸經どく、じゆの音聲をひきかへ、らうさい、加賀ぶし、さんがらやうのとはうもなき、はやり小歌をうたひ、」さんがら節の唱歌、松のおち葉にあり。又近く〔京大坂茶屋雀〕元祿六年、に、おやまの歌ふ小哥の名寄あり。其うちに、「いせ節、加賀節、さんさ節、つたのは節云々」とあれば、前にいふ如くいづくにても歌ひしなり。又〔西鶴置土産〕元祿六年、に、「連節のかはり加賀」といふ事あり。元祿の頃は節も一變したるなるべし。偖、加賀節の唱歌は、〔松の葉〕、〔續松の葉〕に見えたれども、用なければ錄せず。又〔紫一本〕、〔姥櫻〕、〔鹿子ばなし〕、〔洞房語園〕等にも加賀節の事あり。

〔十六〕　質屋の看板

昔は質屋に看板あり。將棊の駒の形したる板を紐にて釣、その板のうへに質札の反古を、紙の糊はたき


享保年間の画巻
○謡盡
七寸六分
焼印
五分
享保年間印本
○道外百人一首
近藤清春画
横六寸六分
享保三年印本
○野傾咲分色孖
四の巻に
此圖あり



の如く束たる物なり。其板をかくる事止て後は、彼塵はたきめきたる物とのみなれり。是は京師には今もありと聞り。夫故やらん、近きかな草紙の畫にもをり〳〵見ゆれど、板札をかきたるは稀なり。或人の曰、昔は謎語のやうなる看板おほくあり。將棊の駒の形なるは、金になる。金銀にかへるなどいふ意ならん歟と、予三十年前友人の家に傳來の看板を寫しおきたり、縮圖して左に出す。

京都板の色抒に圖あるを見れば、此看板江戸にかぎりしにはあらず。〔畫卷〕は紙を下へつけたり軒へひきく釣たる故、出入人に天窓をうたすじの用心歟。質札の反古にはなきさまにて、胡粉にて白く隈どりたり。他國には今も質屋の看板種々あり。圖を得たるもあれど、右へ足ざるゆゑこゝに不レ載。

〔十七〕 鎮鍮屋の金魚

〔江戸鹿子〕貞享四年、に、「金魚屋。下谷池之端。しんちう屋重左衛門」と記し。又同所に「地張きせる屋、しんちう屋、市郎右衛門」とあれば、重左衛門も原は烟管屋にてありしなるべし。

〔同之岡〕延寶八　納涼　影涼し金魚の光り鎮鍮屋　調絶

延寶中より名高き金魚商人なりし事、此句にて知らる。〔西鶴置土産〕元祿六年印本、二の卷に、「上野の櫻云々、黒門より池の端をあゆむに、鎮鍮屋市右衛門とて隱れなき金魚銀魚を賣者あり。庭に生舟七八十も並べて、洒水淸く浮藻をくれなゐ潜て詠なり」といふ事あり。西鶴は難く人なるがゆゑ、名を聞誤りし歟。今はさる商人の住難き欒花の地となれり。

再六、此〔諸國土産〕の目錄に、「金魚が狂言もふるし」といふ事あり。是より前元祿紀年に刊行せし〔風流盛衰記〕に、「又い日は金魚を舟にあつめ狂言をさせけるが、是もつひ水になして」といふ事又あり。按ずるに、金魚の狂言とは、彼魚水中に宛轉し踊り狂ふさまをする事か。今菊を植る者、狂ひ咲して花形の變ずるを狂花があるといふ類にやあらん。此事發句には古く見えたり。左に抄出。

〔新續犬筑波集〕萬治三年季吟撰　寛文七年刻　をどれるや狂言金魚秋の水　松滴

〔十八〕 物を賞て調羅といふ

昔は伽羅を愛する事今に過たり。其故に香なき物を賞るにも、伽羅といひし事最おほし。予が幼ころの老人には、今の俗、世事をいふといふ事を、伽羅をいふ。世事者を、伽羅者といふものありし。思ふに伽羅小左衛門、伽羅休慶などいふ昔の幇間も自稱にはあらず。さる意にて、初は他より名づけしなるべし。偖、伽羅といふ詞古く見えたるは、〔鳥籠物語〕正保年間著寫本に、「是もめでたき御代ゆゑと、上をあふぎて下ざまの安きをよろこぶ、心さへ實ありがたき物語り、じん（仁沈）のみちとや申スべき。伽羅の道とや譽まうさん」とあり。伽羅の道は正き道、直なる道といふ程の事なり。

〔露言歳旦帳〕延寶六年、此句〔富士石〕に又あり。　國厚う千代のつやあり伽羅の春　　露言

玉の春といふべきを伽羅にかへたり。國厚うとあれば、正き春といふ意をもふみたる歟。

〔貝おほひ〕寛文十二年、松尾宗房撰、　にほひある聲や伽羅節うたひ初　　三木

程拍子のとゝのひたる節をいふなるべし。

〔隠蓑〕延寶五　立姿世界の伽羅よけふの春　　女蘭
袖ふれしどこの伽羅様梅の花　　女かつ野

容貌の艶なるを伽羅様などゝいふが、當時の女詞歟。句の作者いづれも女なり。世界といふも又昔の流言、世界に又とあるまじといふ意なり。又〔貞女白無垢〕貞享三年印本、五の卷に、「何某の定村といふあり。妻室は同家中の息女、又外におもひものを隠して通ひしが、妻の女房恨むる事なし。此後妾を本宅にいれていつきもてなせどもなほ恨みず。下つかへの男女はいひがひなの奥のお心や、もどかしやといへど、心ある人は物の積こそはづかしけれ。實梅檀の若生かなと感じける。是より本妻を伽羅の御方と異名し。妾

の名を釣燈籠と歎く。引あげられて光りありといふ事なるべし。こゝに釣燈籠の語釋をいひて、本妻の異名に語釋なきを見るに、昔人には伽羅の方といひて、操正しく心直なる事と聞えしなるべし。古き草紙に、伽羅の橋、伽羅の下駄などいふ事あり。是も唯賞たるまでにて、俗語にいはゞ、結構な橋、結構な下駄なり。伽羅蕗、伽羅牛房も、昔よりの名なるべし。今香ひなき物を伽羅とはいはざる歟。

〔十九〕　師走坊主

近松門左衛門作の夕霧の淨瑠璃は、〔傾城阿波の鳴門〕と題す。吉田屋の段、伊左衛門の詞に、「紙衣さはりがあらい〳〵引ば破れる、掴めば跡にしはす坊主。しはす浪人」とあり。姿やつ〳〵しく便りなげなる者をさして師走坊主、しはす浪人といふ諺の、昔ありし故にかくつゞけて書たるなり。盆には僧の物もらふ事常なれども、歳暮にはさる事もなきをいふ。

〔若花集〕寛文十一年刻、以仙撰、　佛名　佛名を唱ふは師走坊主かな　　勝正

此諺は貧の僧の事にて、前に記したる、三日坊主などいふとは違り。今の淨瑠璃本には、師走坊主といふ事は略てなし。

用捨箱　下之巻

〔一〕ぐりはま、芋の山

今ものゝ齟齬する事をぐりはまといふは、はまぐり（蛤）を、ぐりはまといひては聞え難きより出て、言前後なし義をなさゞる譬へにいひたるが、轉じて彼ものゝ齟齬ことゝなりしなり。〔俳諧破邪顯正〕延寶七年印本、松月庵隨流著、に曰、「清水の瀧を、瀧の清水などいはゞ作意にもなるべし。祇園林を、林祇園とはいはれまじ。中略、是を連歌にては、芋の山とて大きにきらふ。俳諧にてはぐりはまといふ」とあり。山の芋も、芋の山といひては義をなさず。蛤をぐりはまといふに同ジ。

〔蕪瘵集〕萬治三　住吉にて　蛤のぐりはまとこそ水の月　立圃　此句又〔小町踊〕ニアリ

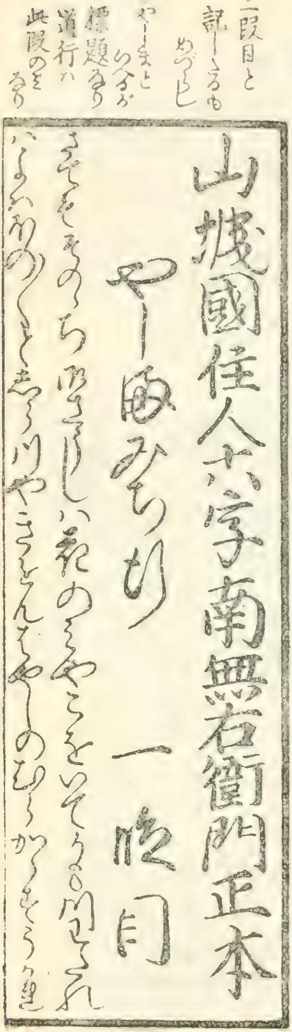
〔佐山中山集〕寛文四年刻、重頼著、　ありかひも何ぐりはまの生身魂　宗因

立圃の句は、空にあるべき月を水中に見るをいひ。宗因は少をさきだて、ありがひもなき老の身の殘りしをいふ。是齟齬する意に近し。又〔俳諧良材〕元祿十年刻、鷺水撰、に、「人はみな松にひかるゝ子の日かな」といふ行助が句を引き云々いふ條に、「歌には老楓病といひ、詩には客情なりとて嫌ふ。連歌には此格ありしを、兼載は芋の山とかや笑ひ給ひつるとなり」などいふ事あれど、今の人、ぐりはまはいひて芋の山といふは聞ず。

〔二〕淨瑠璃本刊行の初

其角が著「焦尾琴」に、「童蒙歌舞のいにしへを思ふに、明暦年中の双紙に、登八島下ッ八島といふはやりかなる事ども、十二段に分たるあり。六字南無右衛門正本と奥書して侍るこそ、數奇ものゝ名にふれたる雅なるべけれ」とあり。其角は寛文元年の生なり。幼とき是等の草紙を翫弄しを思ひいで、當時の好事の者南無右衛門が名をかりて、かく奥書を記しゝならんといひしなり。又「繰年代記」にも、井上市郎兵衛、後に播磨、前には淨瑠璃の彫本なかりしやうに記せり。此市郎兵衛は明暦万治頃の人なり。今傳はる細書甚入の淨瑠璃本、宇治の姫きり、鎧がへ、犧の類を見るに、明暦万治の年號ありて、それより古きはなし。繰年代記は、淡瑠璃の作者にもたち交りし西澤一風の著なれば、此説にしたがひたるを、友人難波の其樂子笑ひて、「八島」一册を贈られたり。寛永にはや彫本ありしを初て知れり。

此六字南無右衛門の事、ふるき草紙にあるべけれど、彼不幸にして其書を得ず、唯めづらしからぬ「東海道名所記」に、「淨瑠璃は京の次郎兵衛とかやいふ者、後には淡路丞と受領し、西の宮の夷かきをか

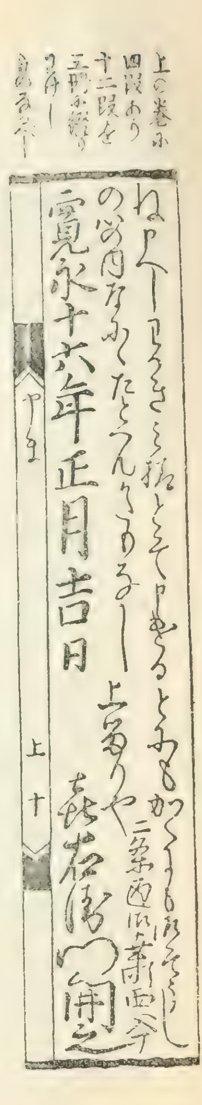


本文ハ用なければ首尾と画一葉を摸写

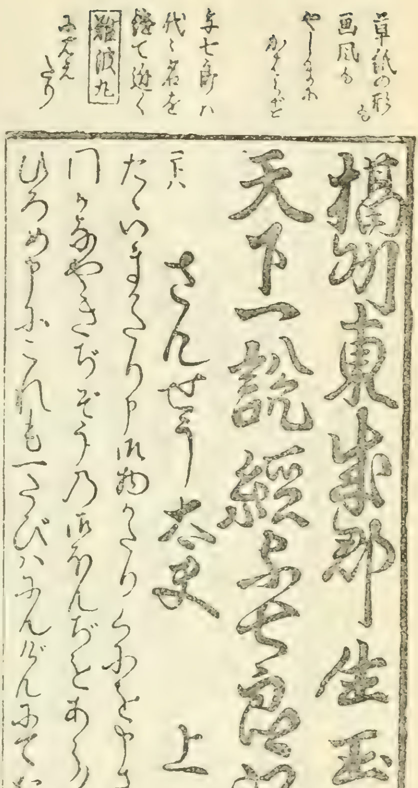
全文總て舞のさうしのおもむきなり



○此草紙は義經が奥州へ下り羽州なる佐藤莊司が許を訪給ふ事を記せり。下りやしまといふ是なり。矢島は出羽國由利郡の地名。西海の屋島にはあらず。

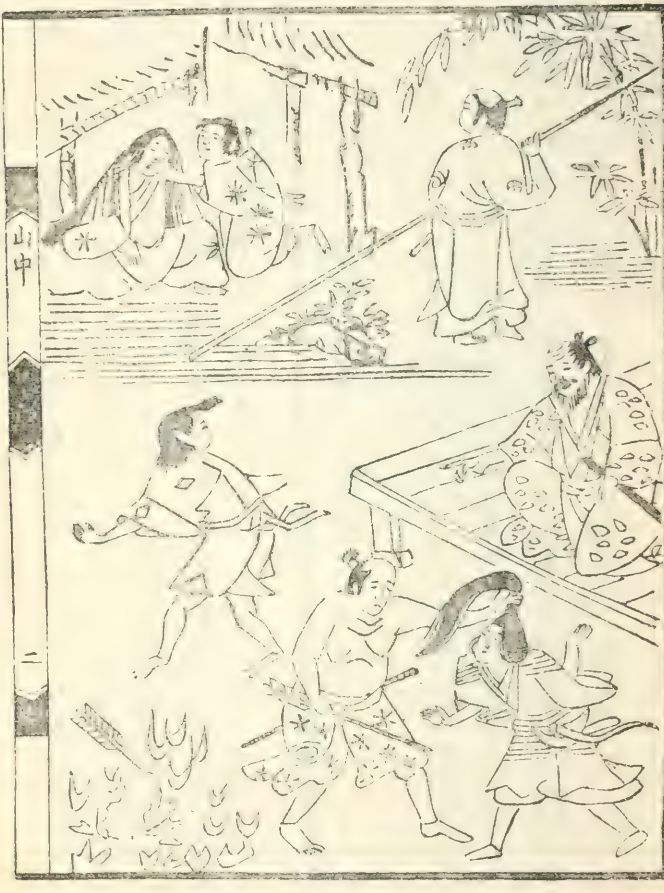


たらひ、四條川原にして鎌田政清が事をかたりて人形をあやつり、其後、ごうの姫、阿彌陀の胸割などいふ事をかたりける。次に河内左内といふ者出たり。女にも南無右衛門、左門、よしたか、などとて淨瑠璃をかたりける。又〔古郷歸江戸咄〕貞享三年印本、淨瑠璃の起りは云々の條、「京田舍遠國端島まではやりける程に、四條川原にて芝居をたて、六字南無右衛門といへる女太夫かたりけるとき、十二段ばかりははや人の聞ふれてめづらしからざるとて、舞にまふ、やしま、高舘、曾我などを役ふしにかたりける」とあるを見て、女なる事を知るのみ。傳系未考。〔西鶴大矢數〕延寶八年吟に、「淨瑠璃やいかなる風の末の段」といふ句に、「念願六字南無右衛門とて」と附、又同人作の讀本〔二十不孝〕貞享三年印本、に、「南無右衛門節の淨瑠璃をかたる」といふ事あれば、西鶴が現在の頃までは、彼がかたりし曲節の傳はりてありし歟。猶、難波より此やしまをめぐまれて後、說經淨瑠璃〔三莊太夫〕といふを得たり。是又摘用して左にあぐ。

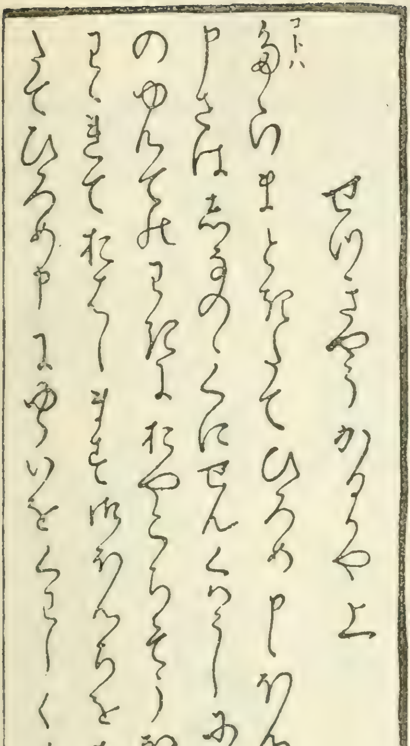


可惜、巻尾に西洞院通り長者町とのみ記して年號及板元の名を闕く。又友人豐芥子同說經淨瑠璃「かるかや」を得たり。是には年號ありて、太夫の名を不載。此さんしやう太夫の草紙と合せて、寛永中大坂に與七郎といふ者ありて、はやく說經の印本もありし事を知れり。此二種は二册に綴て段を分す。前の二本にくらぶれば、かるかやの草紙は大形なり。按るに、やしまと三莊太夫の二書は、全く同筆とおぼし。かるかやは異なり。七人比丘尼の畫人なるべし。今傳はる七人比丘尼に年號を缺たるが多し。友人伊勢の津に住る㐂明の本に寛永十二年とあり。

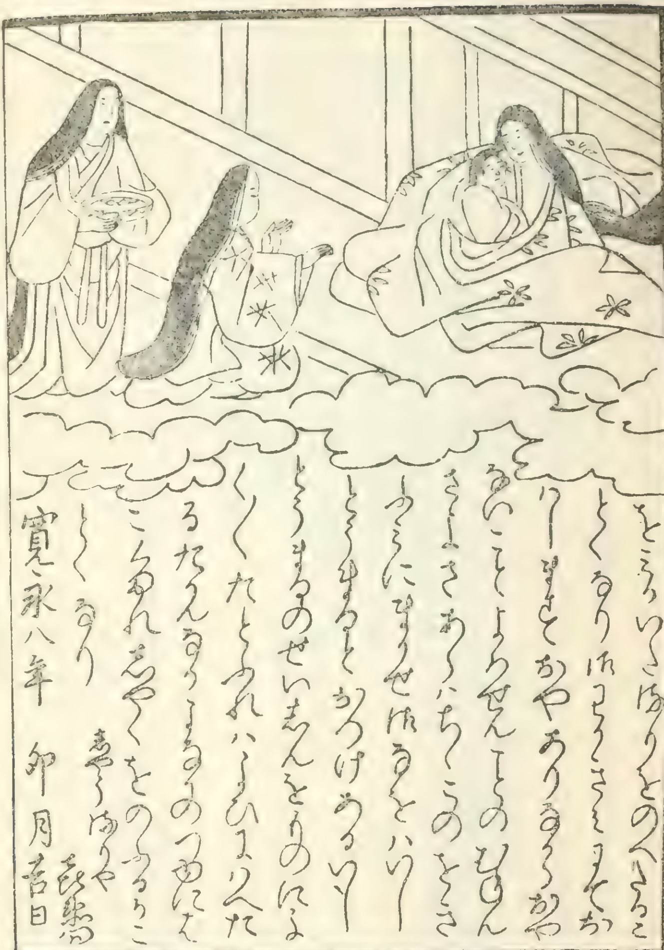
[illegible]芥子の
見ぬ是を
再影して
天八所八名文
と題せし
あける
さうし
なり
これぞ天ぐを
削りて
書つか
ふる
ものなり



前の三荘太夫の初には丹後の國、鉄燒地藏の事をいひ、後のかるかやには信濃の國親子地藏の事をいふは、説經の微意を存したるに似たり。倩、やしま、かるかやの二本に、板元喜右衛門とあるは、江戸通油町鶴屋の祖なり。淨瑠璃屋の號、寛永八年にあるを見れば、是より前に數十種の彫本ありし事必せり。されば初て刊行せしは、元和年間ならんも知るべからず。こゝに摸したる册子三種とも、昔ゑどり本とゝなへし物の麁惡なるにて、丹祿青を筆まかせに彩色ともなく點じて最古雅なり。七色買の條に引たる小栗判官も、必當時の彫本あるべけれど未見。



寛永八年ヨリ今年天保辛丑マデ二百十一年



〔三〕 奥浄瑠璃

江戸馬喰町の繪草紙屋永壽堂西村屋與八、に、阿彌陀の胸割、きりかね曾我、熊谷の類の古浄瑠璃六七種、元祿、寶永の頃再彫したる摺板傳はりてあり。近く文化中まで、春毎に製本して奥州へのみくだせり。故に永壽堂にては仙臺浄瑠璃ととなへ、又正本といふ。奥州には今も是等の浄瑠璃をかたる者あり。三線はなく扇にて拍子をとるのみなりとぞ。彼地へのみ賣くだすは此故なり。按るに、俳諧の句に見えたる奥浄瑠璃といふ是なり。

〔俳枕〕寛文年間撰　陸奥　奥浄瑠璃緒絶の橋や古扇　調和
〔軒端の獨活〕延寶八年刻、松意撰、
琴瑟律疎に扇を調ぶ　昨今非
奥浄瑠璃頻迦のなまり鳫過て　仝
〔其袋〕元祿三年刻、嵐雪撰、
みちのくの三絃きけば扇かな　鋤立

〔俳枕〕は、三線なきを緒絶といふにて聞せ、古扇にて古風を存したるをいひしなるべし。〔軒端の獨活〕は、扇の調べにつけ、〔其袋〕は、浄瑠璃といはず。それと聞する利口なり。かゝれば彼地の浄瑠璃は、昔より三線はなかりしなるべし。

再云、此摺板傳りし阿彌陀の胸割は、東海道名所記にも見え、〔赤鳥の卷〕には、六字南無右衛門の作なるよしを記されたり。其是非は少時おき、文の古雅なる標題の異やうなるにて、寛永前の浄瑠璃なる事は明なれども、永壽堂の本に奥書なければ、誰人かかたりて江戸に摺板の殘りしか考へ得ざりしが、不意天滿八太夫の名ある本を得て、彼摺板の傳りし由緣を知れり。

ぶ云、此天滿八太夫は說經淨瑠璃の太夫にて、芝居は堺町にあり。〔江戶名所記〕寬文二年の畫には、大薩摩が芝居に並び、〔野良三座詫〕貞享元年印本に載たる堺町の圖には、出來島と中村善五郎が二軒の芝居にはさまれて北側なり。〔元祿曾我物語〕十五年刻に、「十文字さつまが景淸門破り、天滿八太夫がかるかや道心」など並べいひしにて見れば、万治の頃より寶永中までおこなはれしなるべし。

〔風俗陀羅尼〕寶曆十年刻、只能撰、冠「いたはしや」　浮世のすみに天滿ぶし　甲州長澤組

彼がかたりし淨瑠璃節、寶曆の頃は廢て僅に殘りし事、此冠附にて知らる。若此天滿節の奥州には近くまで傳はりしにはあらずや。天滿八太夫の事くさぐ\の草紙に見えたれど、うるさければ悉くはぶきつ。

〔四〕蚊帳に香袋を掛

誰袖の條にいひし如く、昔は香嚢の類おこなはれて、匂袋を蚊帳に掛し事あり。

〔鹿鷲集〕明曆三年印本　つく花は匂袋歟蚊帳草　撰者　春　淸

〔信親千句〕明曆元年刻　前句　人知れぬ匂袋歟夏の風
附句　釣し蚊帳の内外くらき夜

〔懷子〕萬治三年刻　「床近み日に掛物を心にて
匂袋は蚊屋のすみぐ\」　撰者　重　賴

是等の句おほくあり、手前にして止、

是は高貴人の臥給ふまうけなるべければ、今もさる事あるを、予が知らざるにやあらん。又おもふに〔赤鳥の卷〕に、大島求馬の說なりとて、「昔は遊女にたはるゝを浮世狂ひといひしなり。傾城の宅前には、柳を二本植て横手をゆひ、布簾をかけ、それに遊女の名を書て、下に三ッ角なる袋を自分の細工にして付し

なり、是を浮世袋といひならはしたるなり」といふ事を載られたり。是匂袋なるべし。風にあふ(リカ)ちて自然香を散さん料なれば、蚊帳へ掛るも同事のやうにおもはる。昔は太夫とゝなへし、遊女は更なり、格子などいひて、それに次者も伽羅を衣に留ざるはなきさまなれば、かゝる餘情もなしたるにやあらん。それが彼誰袖の如く、後には香類をいれず、暖簾の縫留となりしなるべし。

〔九〕枕簞笥

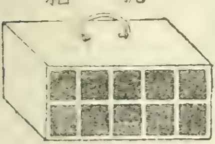
何の器物にもあれ、其形のみ専おこなはれ、旦夕目に馴れば、古くよりありし物のやうに思はるゝは世の常なり。堺枕はいと近き製作なるべけれど、若き人は名だにも知らず、唯、枕といふ物と思ふもあるめり。西川祐信の畫〔正徳雛形〕の枕盡しの模様に、形の似たるはあれども、今の如く縦といふ物をつけたるは無し。偖、此枕なき前は、中人以下は皆箱枕なりしなるべし。客のまうけなんどにや、枕五つ宛を重ね箱にいれたるあり。是を枕簞笥といへり。古き調度を商ふ舗にはをりにふれてあり。小口を黒漆にて塗、紋所を金粉にて蒔繪したるなどあれば、下賤の者のみ箱枕を用ひしにはあらず。今も旅籠屋、茶屋やうのところには、此枕簞笥のある歟、不レ知。

〔京大坂茶屋雀〕元祿六年印本

名

諸分調方記に載たる圖

箱枕



此茶屋雀のほかには、十の枕をゑがきたる草紙を見ず。今藝州宮島の遊女枕一つを箱にいれ、鐶にてひきさぐるやうにしたるをもて來、此形に似たりとぞ。

〔座取〕延寶□年刻、常矩撰、

大形の恨みの數も十計り
來ぬ夜重ねこうき枕箱　風宿

〔常陸帶〕元祿四年刻、兒水撰、

春雨に九ッあまる枕かな　林鴻

〔陸奥千鳥〕元祿十一年、桃隣撰、

訪くる人もなくおのれ一人寝たるをいふ
木枕や十人までは冬籠　琴風

〔四五百森〕元祿七年刻

櫻にこぬや隨分の用　撰者示因
朧月十の枕は十所に　仝

〔雨形集〕平砂句集

木枕を八卦に配れ夏座敷

かゝる句どもの見ゆれば、昔は此枕箪笥いづれの家にも、ありし物なるべし。又、

〔江戸筏〕享保元年刻　前句略　十人前ぞ枕いやしき　青峨

といふ吟あるにて思ふに、享保の頃ははや垜枕おこなはれ、箱枕は廢たるにやあらん。又曰、〔河念佛〕元祿十四年刻に、「枕だんす次きせる伊勢骨柳に何からちいれ」とあるは、旅の用意にて、枕近くおく箪笥の事なり。手近くおくを手箪笥といふに同。

〔六〕　夢想枕、夢想流　髪

夢想枕又入子枕ともいふ。是は、五ッ或は七ッ入子にしたる箱枕なり。今もあるべけれど、江戸にてはおこなはれず。總て物に夢想と名づくるは、神佛の告なんどいふより移りて、不思議といふ程の事にて、物の形の變ずるをいふ。一ッかと思へば二ッにも三ッにもなる不思議な枕といふ義なり。裏かと思へば表

にも變を、夢想羽織、板にて張つめたりと見ゆるが窓になるを夢想窓、引出しのこなたへも拔、あなたへもぬくるが夢想引出し、此類多くあるべし。或書に夢さう簞笥は、夢窻國師の持給ひし調度をうつしたるなりと記したるは信じ難し。夢想枕は相撲の國なんどにて、昔は專つくりたるか。〔東海道名所記〕萬治に、「小田原足踏、けやきの丸木履なり。夢想枕右宿の右の方に外良あり」といふ事見えたり。〔本朝文鑑〕にも夢想枕の事あり、

〔坂東太郎〕延寶七年刻、才丸撰、　夢想枕神ならば神郭公　黄吻　近年又同名の俳書あり、

〔伊勢宮笥〕延寶八年刻、　星祭り七ッ入子に落にけり　撰者心友
　小町が庵の客。枕の露　曲言

〔餘花千句〕寶永二年　浮田殿よりかいひねり状
　交りの枕をぬくも七ッ組（拔）

又かな草紙の標題に、〔入子枕〕正德二年といふあるも、同おもむきなる話を五ッ組合せたるの意なり。夢想筆、夢想行燈など、物の本に見えたれど、めづらしからねば略つ。〔天和笑委集〕三年の記に、上野へ花見に出たつ女の事をいふ條に、「その品ことなるだて染に、壹尺五寸の大振袖、ゆき短くつま高く、當世やうのみせばにしたて、二ッ三ッ四ッ重ねきて、雪の肌をちらと見せ、襟ぎはすこしおしくつろげて出立もあり。一ッ前にひき合せ、小づまを揃へて着たるもあり。腰にあまれる丹前帶、うしろへきりゝと引まはし、吉彌やうに結ぶもあり。前にまはしてかるたむすびにしけるもあり。紫縮緬手細にて、腰もきれ

よと引しめて、是も前にて結びあげ、髪はかうがい島田わげ、御所の女中の夢想流、おつ取かうがい蒔繪櫛、ぼんぼり丸綿わけよくかぶり、加賀の菅笠つゞら笠、いとたくましき丸ぐけの紐、白きうねざし袋足踏、紫竹のざうりばら緒のせきだ、われおとらじと、さしも風流に出立」といふ事あり。此文ハ百五十餘年前の女の風俗を、今眼前に見るが如し。按るに、夢想流とはさげ下地なるべし。片はづしの如く見ゆる髻の笄を抜ば下髪となる。是も形の變ずる故、如此名づけしにやあらん。

○〔七〕瀧井山三郎

瀧井山三郎は、此、「垣下つれ〳〵草」に見えし如く、寛文中、人に愛られしかぶき舞の上手にて、梅がつまといふ狂言に名あり。江戸の流行物を集めし「短歌」に、「上略 浪人猿を退治して、八人座頭の、見世物に、仁王之助が、大力、見にくる人は、布引の、瀧井山三が、女がた、しばゐ〳〵は盛りなり、中略、代々も豐にをさまれば、くわんぶん〳〵と樂しめり。」此短歌は、予が著「還魂紙料」けんどんの條に引たる末なり。又、花村幸助が傳「一本草」寛文十二年寫本に、「是ぞ浮世の中村が、芝居に並居る輩は、清き流れの、おちてくる、瀧井山三が舞の手に、瀧部羅坊范となりうかれ」などいふ事あり。按ずるに、「西鶴一代男」五の卷京師靈山の事をいふ條に、瀧井山三郎の名あり。是寛文元年の頃の事を記したる也。又寛文二年刻江戸かぶき少年の評書「剣野老」に、山三郎を不載。されば當時寛文の初をさすは京へのぼりしなるべし。万治年間の印本京のかぶきの評書「野良虫」にも、山三郎は見えず、前にいひし如く江戸より上りしにて、京の産にはあるべからず。偖、此山三郎若して延寶の初に歿したり。「古今役者物語」延寶六年印本に、「流れも清き玉川のせんのぢようずに主膳とて野良若衆の水上なり。さて又瀧井のあはれとも消てはかなき山三郎云々」と記して、彼瀧井が名

垣下徒然草

寛文十一年刊行

滝音踊拍子　井愛屢聞飲
山可下高号　三千雲兒君

漏とまさる雨も
なかこゝろも
つれなかりかうく
濡るゝき
袖のなみだ

滝井山三郎

めんていさのとよまきふれくぎと　しら梅はおん
おもひきれども何とやらんきげあきやうす
みるげはさけくおんぶしめく恋のまんじよきおかくこの
へんげのあし一つのむものおもらんや度まれ廉つき
はへあるよしさぞあうまじく
こゝろさりとらつもやみとこゝとみせさぎり



○柳亭曰肖像には詩のみを
題して評の詞はすべて末なるに載
るをひとつに記しつるなり


載する圖
加賀屋の
むかし物語
此役者
現在
役して後の

をとりし梅がつまの狂言の畫あり。次に摸す。又、〔三茶三幅一對〕延寶九年印本に、江戸町二丁目大黑屋内初島といふ遊女を評する詞に、「面體よし。されどおもてしやみ給ふ。中略、さる人の曰、瀧井山三郎に能似たると、さりとはよく見立たるぞ。しかし、瀧井にはやくくみまかりけるに、此君はするながく全盛し給へ。」又、〔西鶴大鑑〕貞享四年刻に、江戸の事をいふ條に、「野良の花の姿を櫻木に彫て一冊とせしを、居ながら美形を翫ぶ事重寶にながめくらす中略と、はや戀風は筑波根の峯より落る瀧井山三郎、中略、恨めしの浮世のならひ、さかれる花の村雨、桂光の雲霧十九の名殘り、平生の顏色は病中に衰へ、芳體眠るが如し」などあれば、歿して後までも慕ふものゝおほかりしなるべし。

〔虛栗〕天和三年其角撰

小袖着せて俤匂へ梅がつま　其角

是山三郎が追善の句にはあらずや。此集より十八年後芭蕉翁十回忌の刻同其角が發起したる〔三上吟〕元祿十三年に、

手向て笑ふ盛物の裏　其角
顏見世も瀧井時代のなつかしき　序令

といふ附合あるに照し合て如此思へるなり。別に故事ありや、不知。

〔八〕　八人座頭

前に錄したる短歌に、八人座頭の見世物とあるは、今いふ八人藝なり。西鶴作〔一代女〕貞享三年刻に、「万治年中駿河國あべ川のあたりに、酒樂といふ座頭、江戸にくだり屋敷方のなぐさみに紙帳のうちに入て鳴物八人の役を獨して間をあはせける」といふ事見えたり。八人座頭とは彼酒樂が事なるべし。此業中絕

したりしや。其後名ある者を間ず。近く天明の末の頃、川島歌命其弟子歌遊、寛政にいたりて師にまさりて流行、文化の初歟、彼羅うち集ひ、此業の祖なりとて、長崎聖理といふ者の百年忌を弔ひし事あり。されば聖理は寶永の頃を盛んに經たる者なるべけれど、考へ合すべき草紙を未レ見。漢土にも是に似たる事、五雜俎にありと先達の隨筆に見えたり。

〔九〕　錢獨樂流行

元祿のすゑ寶永のはじめの頃、何人賊錢獨樂を工いだし、一時流行せし事あり。俳諧の點者鷺水京都住白梅園が著し〔新玉櫛笥〕寶永六年印本三の卷に、「香山梅之助といふ人あり。常に獨樂を翫びてたのしみとせり。ある時、文の錢を六錢七錢乃至十錢と繫ぎ貫きとほすに筆の軸をもつてし、別に心木を通し、糸を卷て回轉の機をまうけ、ひたすらに是を愛し、此錢獨樂のために記を書て曰、獨樂よこまよ汝時を得たり。…ころ楊弓の柱に催促せられ、行成の紙袍を着て射もきの座に連りしさへ、珍らしき事にいひたりしに、今は綾錦金襴の衣服きらびやかに、眞紅紫の組糸を帶とし、猩々緋羅紗の蒲團に、象牙玳瑁の杖をつき、一曲の舞に錦の袂を飜せば、滿座願を解てよろこび、洛中の男女貴賤を厭ず、汝が舞振の久しからん事を願ひ、汝が藝の他に勝ん事を思ふこと、妓女を仕立るが如し。五節の舞、霓裳の曲、すがゞき、永代橋、何くれの曲に長じたる物は賞美せられて、時代蒔繪の箱の中に豐に眠り、青銅鳥目の幼名を削り助六といひ、文七と名乘、柏崎と呼れ、松風と號し、尊からずして高位にまじはる料足といひ、御まし と名づけしは穢き名なれど、今汝が花やかなる威勢には、誰ありて俗性をいふ者なく云々、」以上摘用非二全文一と記して、するに「文六や臍の緒きつて花二寸」といふ句を載たり。又〔諸分床軍談〕年號を缺、正德の頃歟。

五の卷大坂新町の事をいふ條に、「勘七太鼓持の名なり。紙入よりはした錢をいだし、金入の煙草入きりたちて、早速錢にて車をこしらへ、奥座敷へ持てまゐりて禿をまねき、此車は京で錢ごま、江戸では錢車といふ。いまだ此所へは大坂をさす。今がはじめてぢや、女郎さま方に、かう綟をかけて、かう廻してお目にかきやー此舞うちに三味線ならすがゝき三遍引間、淨瑠璃なら道行一ッかたる間、たしかに舞てゐるほどに、お慰みにしてごらうじませ」といふことあれば、小兒の翫弄のみにはあらず、酒席などへも持いでゝ、興とせしなるべし。偖玉櫛笥に記しゝ獨樂の名を考ふるに、文七、文六は聞えし如く、文錢の數なり。助六は一中節の淨瑠璃〔蟬のぬけがら〕に、万屋助六あり是なり。柏崎、松風は誰々も知る謠曲なり。其曲をうたふ間、彼助六の道行を語る程、舞やまざりし賞にかく名づけしにやあらん。すがゝき、永代橋に長じとあるすがゝきの譯は、既に床軍談にあり。永代橋は〔松の葉〕元祿十六年刻三の卷に載、はじめに、願ひもいとゞかけまくもとありて、永代橋にぞ着給ふといふにをはる端歌の名なり。是又それをうたふ程ながく舞を譽て長じとはいひたるなり。再按ずるに、近く〔若緑勢曾我〕享保三年正月に、二代目市川團十郎が外良賣の詞に、「まづ一粒めしあがつてごらうじませい、日の中の凉しさがかくべつな物、さるによつて舌のまはる事が錢獨樂が裸足で逃る」といふ事あれば、享保の頃までは、まだ翫ぶ者もありし歟。因に云、鷺水が文に錢の行成紙につゝまれし事を記しゝ發語に、「一ころといひしは天和中をさしたる歟。〔一時隨筆〕天和三年著に、「近き頃京洛浪速の老少楊弓を翫び云々。一錢ッ餓鬼、二錢ッ地、三ッ山、五ッ於洲賀、十ッくゝり、廿ッ草冠、百ッ牛とす」といふ事見えたり。

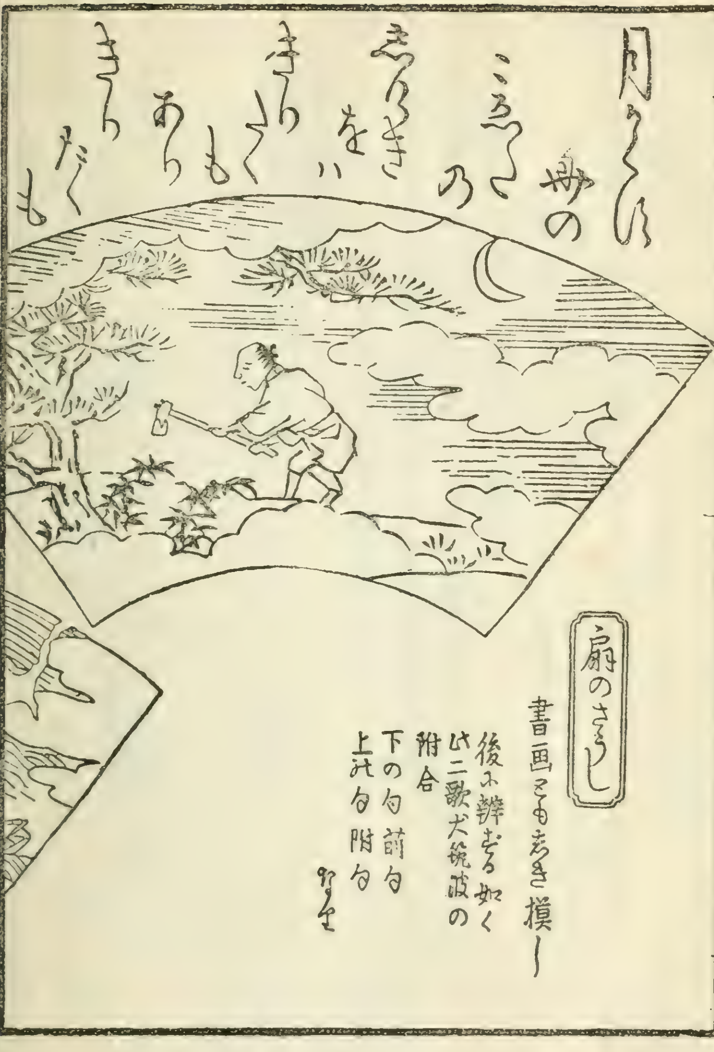
〔十〕俳諧の句を狂歌と誤る

亡友曳尾庵、文祿慶長頃の古畫なりとて、色紙形のちひさきに花鳥人物の類をゑがき、上に宗鑑が犬筑波集の附合の句をちらし書にしたるを藏せり。是は屏風障子なんどに押べき料に、當時おこなはれし犬筑波の句を書て鬻し物なりとぞ。偖、彼ちらし書にしたるを、心なき者が狂歌なりと思ひ違へ、寫もし口にもいひ傳へしとおぼしき事あり。雄長老〔新撰狂歌集〕元和年間撰に、「〔附句也〕大般若はらみ女のきたうには、〔前句也〕たきそうくわんだいきんのひもとく」とあるは、狂歌にはあらず、彼犬筑波の附合なり。又〔扇の草紙〕といふあり、殘闕を見て刊行の年號は知らざれども、五色の紙へ摺、角の藏本一名光悦本となふる物にて、狂歌集と同頃の書なり。次に摸す如く、扇の形に畫あり。上に誰々も知る古歌に交て狂歌を題す。是にも犬筑波の句あり。

前の。こぎ出す船、月かくす花の小枝の二種は、彼犬筑波集の附合の句なり。後の大長刀、武藏野の二歌は、犬筑波には見えざれど、前の例にならへば、是又古き俳諧の附合なるべし。大長刀にさぶといはせんといふが前句にて、強敵、山賊なんどのありふれし事をいはず。鶯の細脛と狂言に附たるやうにおもはる。按ずるに、文安五年撰〔古菟玖波集〕俳諧の部に、

（散花を追かけてゆくあらしかな　　よみ人しらず
（大長刀にゝぐる鶯

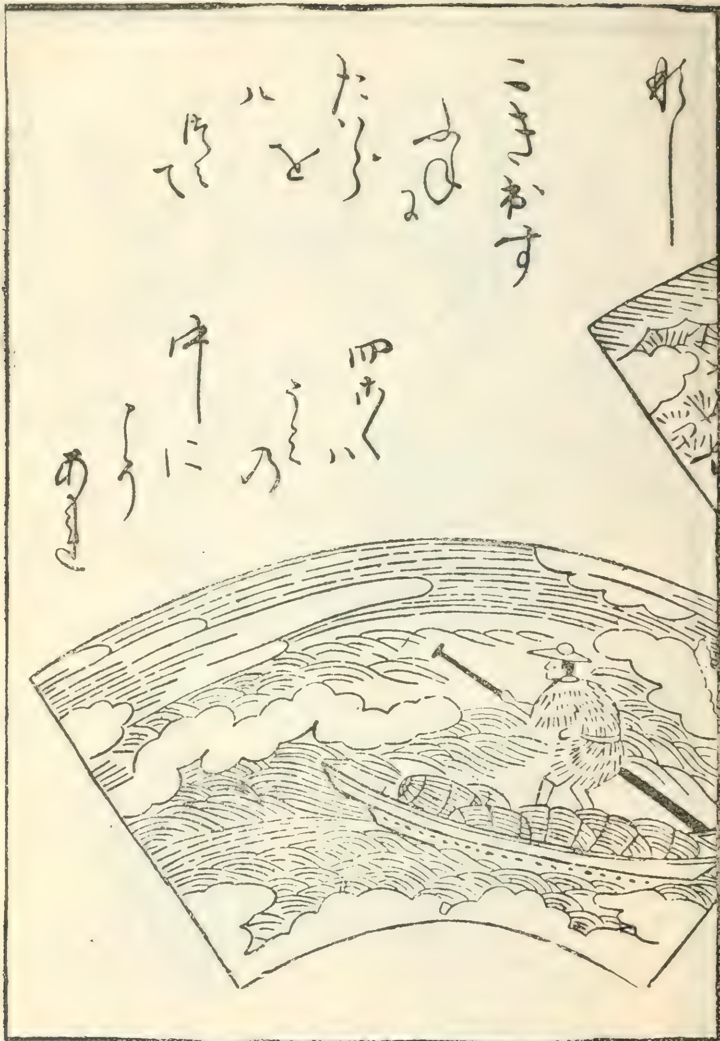
とあるは、散花ふみちらすといふが、此集より前にありて、それを取たる句なる事必せり。されば狂歌にもせよ、予が考への如く俳諧の附合にもせよ、大長刀の方は古くより人口にありしなり。武藏野の方は古き句の本には見えざる歟。是も草より出て草にこそいれが前句にて、虫賊細流などを附べきを、案外なる月を出して狭き句を廣くとりなしたるなるべし。〔俳諧抄〕奥書行年七十五宗鑑に、前「中に小島の御座あり。



扇のさうし

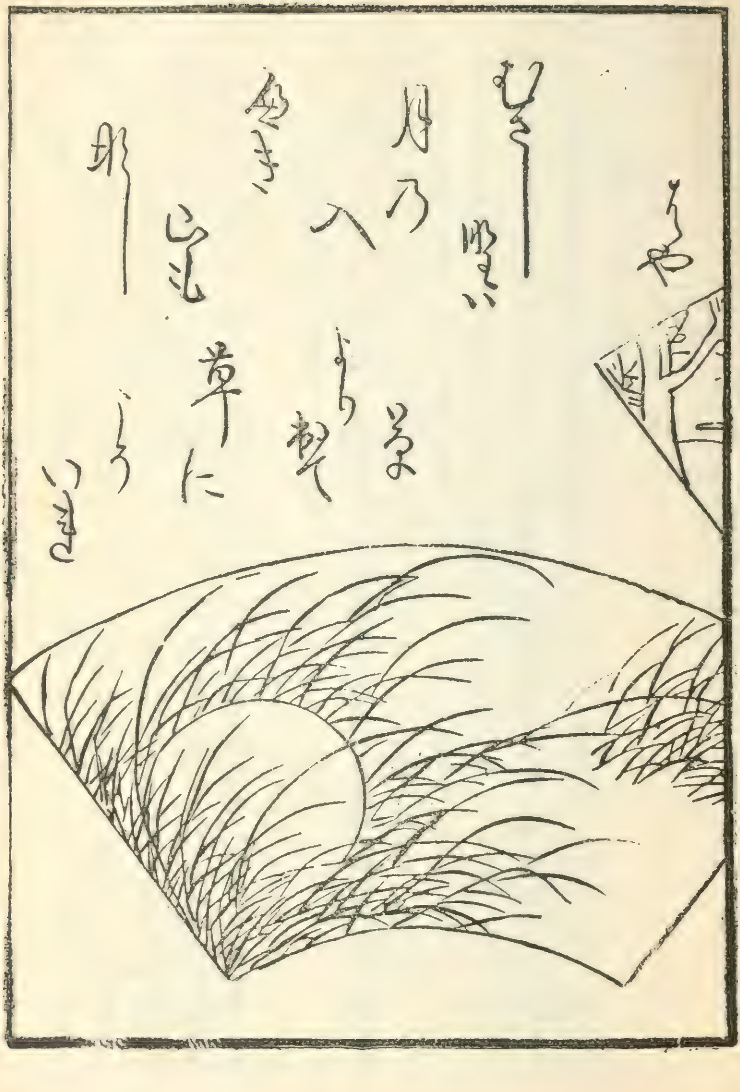
書画ともふるき摸し

後に辨ずる如く
此二歌犬筑波の
附合
下の句前句
上の句附句





○寛永後の俳諧に此詞をとりたる句多くあれども考証に用なければ悉略俳諧古道具に載べし



ぞする、附「おまへだて備前國の物語り」とありて、宗鑑の自注に、「此句御字いかゞと申ス人あれども、此類くるしかるまじ」と見えたれば、昔の俳諧は前句附句に同字あるをも、さまでには嫌ざりしなるべし。武藏野の歌に、月の入べき、草にこそいれ、耳だつ同字あり。附合の句とせば免すべき例玆あり。歌にてはあるべからず。元和三年德永種久といふ人の紀行〔江戸くだり〕に、「米ならばまけても賣や六合に此宿すぎて誰か川崎。弓手を見れば、武藏野は月のいるべき山もなし草より出て草にこそいれと。古き歌にも詠れたり」とあるに、扇のさうしを合せ見れば、はやく慶長の頃古歌なりと思ひあやまりしなるべし。

〔十一〕下帯を手綱といふ

今の下帯を手綱といひし事、愚考を記して後經平子の〔春湊浪語〕を見るに、其說最細しければ、かい破捨んと思ひしが、近く、たんな、と音便にいひし事など、俗書に見えたるは載られねば、其かたはしを記すべし。經平子〔義貞記〕を引れたり。今傳る寛永の印本には、「鎧可着次第の事、一番浴衣、二番小袖」とあり。其後の刻本にも如此記して、手綱とは無。是は昔書寫し者、一番手綱とありしが解せざりし故、私に浴衣と改めしものなるべし。〔鴉鷺合戰〕又曰鴉鷺物語、兼良公御作と云々。に、鎧着用の順を記し給ひしには、一番手綱とあり。二番以下〔義貞記〕に違ふ事なければ、古き義貞記には手綱とありし事必せり。此ほか春湊浪語に見えたる書は略つ。

〔守武千句〕天文九年　（町へいづるはいかめしく見ゆ
手綱をばかゝず袴はほころびて

今も下帯をしむるをかくといふ。たうさぎをかくといふ事、古今著聞集に見えたり。又〔醒睡笑廣本〕元和年間五の卷に、宗長法師あるかたにとまり、曉いそぎかへるとて下帯をわすれおかれしを、持せておくりければ詠てつかはす、

思ひきやおとすたづなの濱風に浪より高き名のたゝんとは

同書六の卷の輕口話にも、又手綱の事あり。宗長の歌といふはおぼつかなけれど、元和中までは此名のありし證とすべし。又近く〔正章千句〕に、正章は貞室初名也、

相撲とりん／＼あかれこし中
かへさるゝかたみのたんな露けくて

正保四年の吟なり。是より二十年過て寛文の半一雪といふ者、〔茶杓竹〕と題する草紙を著し、正章を批判し、此句を前の相撲に附ずと難ず。貞恕〔蠅打〕といふ書を作りて、是に答、たんなとは下帯の事なり。それを附ぬとはいかゞ、とあるにて思ふに、正保の頃までは音便にてたんなといひ、寛文の頃はその名も人知らずなりしなるべし。因に云、〔見聞集〕慶長中記一の卷、下帯古にかはる事の條に、「見しは昔愚老若き頃までは、はだの帯は麻布抔を四五尺程にきり、中より二ッに割、わりたる方をば腰へ廻し、前にて結びたりしが、當世の下帯はかはりたり。中略、今は世上豐にて、皆人ねりはぶたへ抔の和なる物を腰へ引廻し、片結びになせり」といふ事あり。若き頃とは天正の半をさしていはれしなり。かゝれば今の下帯の製は、慶長中ぞ始なるべき。

〔十二〕別當といふ俗語

神宮寺の類を總別當と稱するは、誰々も知る如く、その神を守傳くの義なり。それより轉て、俗語の別當は我まゝにあつかひ、ほしいまゝに物など喰ことをいへり。童の菅神なんどに果子やうの物を備へ、それを取おろして喰をお別當をするといふ是なり。夏の夕に飛來る青色の虫を、夕顔別當といふも、夕顔の花のなかへくゞりいり、我もの顔にふるまふ故の名なり。北越にて蝶をさかべつたうといふ所あるよし、近年發販して世におこなはるゝ〔雪譜〕に見えたり。按ずるに、〔伊丹發句合〕享保九年刻、才麿翁の判の詞に、蕎麥の花は蜂の酒、といふ諺あり。是に對見れば、蝶がほしいまゝに、花の露を吸さまの酒をのむに似たる故、酒別當と名づけしやうにおもはる。又蝗を實盛といふも、原は稻別當などいひしを、坂東の農民長井別當の名高きより、戲れに實盛と隱語のやうにいひたるが、遂に諸國へわたりしにはあらずや。古の遊女の別當、今もいふ厩の別當も、此俗語に近し。守傳くの義にては聞え難き歟。昔の馬屋の別當は、今いふ馬役の類なり。

〔十三〕　太郎次郎

非情の物の魁なるを太郎とよび、それに次を次郎といふ事種々あり。刀に太郎太刀、次郎太刀、盃に、太郎貝、次郎蝶、利根川を坂東太郎と名づけしも、關東の太河なればなり。嵐雪が紀行〔そのはまゆふ〕寶永二年に、曾根太郎をのぼり、曾根次郎をくだるとあるは、伊勢より紀州へ八鬼山越の坂の名と聞ゆ。南都の大佛の鐘を奈良次郎といへり。是より大なる海太郎といふ鐘は、遠江國の海の底に沈てありとは信じ難き說ながら、彼地の人の常談なり。雲の峯を、江戸にて坂東太郎、京にて丹波太郎、曾根次郎、九州にて比古太郎などいふも、其地の山川の大なるを雲の名におふせしなり。非情の物を人名の如くいひ

なすは、原來一時の戯れにて、さまでに古きことぐさのやうにもおもはれねど、爲憲學生の著〔口遊〕に「山太、近二、宇三、謂之大橋注、今案ルに、山太は山崎橋、近二は勢多橋、宇三は宇治橋」とあり。山太は山崎太郎の略、近江二郎宇治三郎といへるなり。唯二三とかぞふるのみならば、山一、とこそあるべけれ、山太とあるにて二三とも郎の字の略なる事明なり。此書天祿元年の作、今より八百七十餘年前、大橋を太郎次郎といひし事はやくあり。此口遊の注は、弘長三年に書しものとも見ゆれど、山太といふ事は如レ此本文にあり。拾芥抄は全此書のまゝに書うつされしなるべし。又近く俳諧の句には、此類の詞を私に製しとおぼしきあり。

〔隆蔓〕延寶　雑夏　初雪の花の兄きや富士太郎　伊安

〔俳枕〕延寶　雲や礫空に知られぬ富士太郎　良景

〔田鳥集〕元祿十三年印刻、三千風撰、　餘所の雪抓んで來たか富士太郎　能榮

〔前句附歌かるた〕元祿十三年刻、洲崎の堂は松の木かくれ　涼船その雫なげよ富士太郎　作者不レ知 其角高點

前の例によらば、駿河太郎なんどいふべきを、彼俳諧詞に製し故聞えよきために、うちひらめて富士太郎といひしなるべし。

〔猿蓑集〕　廣澤やひとりしぐるゝ沼太郎　史邦

山の太郎は富士なり。川の太郎は利根なり。それ等に對して、こゝは沼の太郎なりといひたて、餘所には知らぬ時雨に濡るゝと、廣澤の廣き光景をいひたるなり。池太郎といふべきを沼太郎と轉じたるは、俳諧のはたらきたるべし。〔本朝文鑑〕に載たる支考が酒盛の移文に、武藏野織部なんど盃の名をあげ

て、飯椀の太郎に肝をけしとあるは、あまりに狂じたる書ざまながら、廣澤を沼の太郎とし、椀を盃の太郎とするも、其意は齊、是前にいふ私に製たる詞なり。

此條は亡友曳尾庵の說に、予が考へを添たるなり。又或人の說に、近江國の方言に、鳫を沼太郎といふそれなりと。按るに、鳫を沼太郎といふ所もあるべけれど、京師の句に他國の方言をとりいでゝいふべきいはれなし。此廣澤やのやは、古歌にも例あるいはゆる詠のやにて、は、にかよふやなり。俳諧にていはゞ、白炭や燒ぬ昔の雪の枝といふやにて、白炭はといふ事なり。是も廣澤はひとりしぐるゝといひしなり。此や、にはかよはず、廣澤にといはざれば、鳫の事にはならず。熟あぢはひ給ふべし。

〔十四〕　天が紅、尼が經粉

夕陽の暉赤雲をあまがべにといふは、天の紅なり。又一種、女僧の尼の字を書べきあり。是は今絕たる童話ありて、童謠にもうたひしやうにおもはる。今こゝろみに其童話を作りこいはゞ、昔一人の尼あり。他所に隱し夫を持しが、ある時頰べにかいつけて粧ひ、彼隱し夫を侍しを、尼の父母に告るものあり。親おどろきて尼を叱り懲しゝといふ程の事なりしなるべし。〔節用集大全〕延寶八年阿行、「尼紅粉注倭俗呼ニ赤色之雲ー曰ニ尼紅粉ー」とあり。尼の字を書しは、彼童話に泥じたるの誤りなり。

〔鷹筑波集〕寬永十五年刻、西武撰、

親にしかられ迷惑やする
尼がほにつけたるべにをかいぬぐひ　日能

〔崑山集〕慶安四　六ノ卷

花　はなまでも紅粉をつけたかあま柘榴　重吉

七ノ卷　尼が紅つけて稲妻待夜かな　道清

道清の句は、天が紅なれども、彼頰べにの事にとりなしたる故、尼の字を書しこと必せり。慶安の頃までは、この童話のありし證とすべし。前にいひし如く踊り小歌の安宅は、何によりて綴りたる歟。「尼がべにつけてとゝやかゝにいはうよいふたら大事かそつてくりよ坊主々々大坊主」とあるは、此事をいひし古き童謠なる事明なり。必出所あるべけれど未レ考。以下は童話にかゝはらざる赤雲の句なり。

〔玉海集〕明暦　下紅葉空にうつすや天が紅粉　朝　慶　昔べにをうつすといひしを、今ははくといへり。

〔新續犬筑波集〕萬治　紅葉せし尾上がたけやあまがべに　重　明

紅葉を赤雲にとりなしたり。次の句は表裏にて、赤雲を紅葉に見んといへり。

〔藤枝集〕延寶二年刻　阿波國興行　紅葉とも見ん里の海士天が紅　撰者維舟

〔隱蓑集〕延寶五　あまが紅粉の末つむ花かめたなばた　似　船

如レ此天あるひは國字に書て、昔は赤雲に尼の字を書たるは見えず。混じ誤りしは延寶の末なるべし。〔俳諧仕古物語〕清流撰、元祿年間刻、　山ふかみ尼が紅さす龍田雲　重　仲

昔の例にならはゞ、此句、天の字をかくべし。是のみならず、近くはおしなべて尼の字につくれり。又京橋中橋おまんがべにといふは、江戸中橋にお滿稲荷とて、紅粉を備へ、願ごめする社今に在。享保の頃、奇特の事ありて、參詣群集したる刻の童謠なりとぞ。是も又天の紅に混じ、赤雲を見やり手拍てうたふ童、今もあり。

〔十五〕溫飩の看版 芋川

昔は溫飩おこなはれて、溫飩のかたはらに蕎麥きりを賣、今は蕎麥きり盛になりて、其傍に溫飩を賣。けんどん屋といふは、寛文中よりあれども、蕎麥屋といふは近く享保の頃までも無。悉溫飩屋にて、看板に額あるひは櫛形したる板へ、細くきりたる紙をつけたるを出しゝが、今江戸には絕たり。寛政の初までは干溫飩の看板に、彼櫛形の板に靑き紙にて緣などをとりたるを、軒へ掛たるがたま〳〵ありし歟。

〔桃の實〕元祿六年

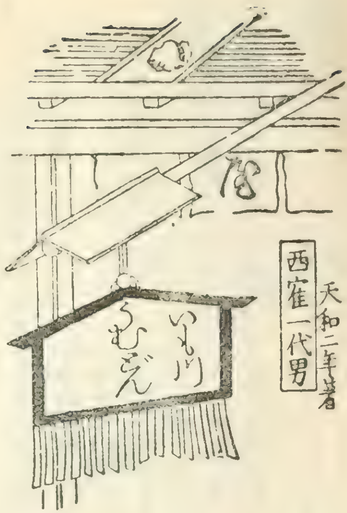
打かまねくか溫飩屋の幣　撰者 兀峯
吉原はわざともほどく茶筅髮　嵐雪

とあれば、吉原の溫飩屋にも此看板のありしなるべし。又按るに、〔一代男〕二の卷に、前に摸したる畫を載たる條、二川といふ所に旅寢して云々ありて、「芋川といふ里に、若松昔の馴染ありて、人の住あらしたる笹葺をつゞり、所の名物ひら溫飩を手馴て」といふ事見え、此冊子より前〔東海道名所記〕・治元年作、四ノ卷にも、池鯉鮒より鳴海まで云々の條に、「伊も川、うどんそば切あり。道中第一の鹽梅よき所なり」とあれば、今平溫飩をひもかはといふは、芋川の誤りなるべし。其さまの似たるをいはゞ、革紐とこそいはめ。紐革とはいふべからず。されどひもかはとあやまりしも又ふるし。〔誰袖の海〕にも芋川ゝ事あり。

〔富士石〕延寶七

ひもかは溫飩捨水碎く氷かな　調川

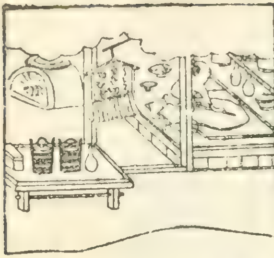
題は春氷なり。當時はやくひもかはといへり。今も諸國の海道には、彼幣めきたる看板ありとぞ。又溫飩の粉をねりて熨ざるほどの形を僞たるなるべし。鏡餅の勢したる物を、臺に載たる看板、田舍にはありと聞り。



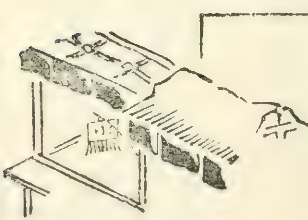
西鶴一代男　天和二年著



人倫訓蒙圖彙　元祿三年刻
饂飩屋の軒へつるしあり



元祿十一年印本
道戯興　小
勘板(カンバン)記(シルシテ)二麺類(メンルイ)一
朝早(アサハヤク)鑵(カク)二花鰹(カツヲ)一
と記して上に摸したる画あり



享保年間彫摺本
江戸八景のうち
品川の皈帆に
此圖あり

〔十六〕　大女房阿與米　附甫春

近年大女淀瀧とかいふを見世物に出しゝが、昔も彼に似たる女あり。〔松會板年代記〕天和三年新彫、延寶二年の條、「江戸堺町に四ッになる子力持、石臼に錢四貫文のせ持あぐる。十一月近江國より、たけ七尺三寸ある大女、名をおよめといふ、見世物に出す」と見え、又〔續無名抄〕延寶八年惟中著、上ノ卷に、「近頃道頓堀に中略、頭大甫春といふ者あり。顏色常體の如くうつくしさ、人にこえたり。其たけ一尺二寸足脛すぐれて細く、四五歲にこえず、梅花心易を誦ず、粗書をよみて義に通ず。又大女房あり。江州の者なり。白髭大明神の變化なりといひつたふ。たけ七尺二寸、足のながさ一尺三寸、手のながさ一尺、全身すぐれて骨高く、力人にこえ、達者究竟の男にも勝れり」などいふ事あり。當時の俳諧に大女房とあるは、此およめが事なるべし。およめを見世物に出しゝとき、いよ／＼丈を高く見せんとて、足踏をはかせしとおぼしく、下駄足踏の句に附たり。

〔延寶廿歌仙〕

古足踏猛火となつて燃あがり　　嵐窓
大女房の大蛇いかつて　　同

〔西鶴大矢數〕延寶八

下駄の鼻緒や春雨の空
大女房一丈二尺たつ霞

〔向之岡〕延寶八

大女房それさへあるを富士の雪　　如鐵

杉村治信の畫本、〔古今男〕天和四年印本、の頭書に、「近頃堺町かぶき見にまかりしついでに、小芝居の前を通りしに、友のいふ、なにと保春とおよめといふ大女房と競て見たを聞たか。いや知らぬ。腹をかゝへた事よ。まづ保春がせいの高さ壹尺一寸、およめが大さ八尺中略、天井にとゞく程に高くて色白けれぱ、

鹿子まだらの富士の如し。保春は加僧にて土人形の西行法師に似たり」と、こゝにも〔續無名抄〕の如く、彼二人を反對にいへり。按に、〔二代男〕貞享元年、四の巻に、「ある夜叉道頓堀の火屋に、一寸法師の夏書して居るを、心をとめ見れば甫春なり」とあるを見れば、甫を保に作りしは、〔古今男〕の誤りなるべし。又、其角の著〔吉原五十四君〕貞享四年に、

梅がえ　櫻木

大女房およめと聞たる、ちんちくりんが妹小鶴とや、實よく似たり。大廣袖の中より這出たると世の人の笑ひ、二木にとゞまる連だちての道中無用たるべし。あらきのどく」といひしは、梅がえは身のたけひきく、櫻木はたけ高きを、彼およめに比て誹しなり。

〔十七〕袖頭巾

袖頭巾一名御高祖頭巾といふ物、ふるき草紙には見えず。寶暦八年の寫本〔愚痴拾遺物語〕に、一兩年以前よりをかしき頭巾はやる。袖頭巾といふ。其原は□順光といふ坊主、品川へ通ふに高祖日蓮上人のかぶり物より思ひつきしなり。始には順光頭巾といひけるとなり」と記し、又、〔我衣〕に、「寶暦元年大阪より中村富十郎といふ若女方下る。寒風を防ぐため、紫縮緬にて帽子をこしらへたり。時の若き女、是をかぶりたり。男もかぶる者あり。其時の人、是を大明頭巾といふ」とありて、袖頭巾をかぶりたる圖を載たり。按に、順光、富十郎に起りしといふ兩説ともに非なり。寶暦元年より十八年前享保十九年印本〔櫻鏡〕に、

花盛りそれかあらぬか袖頭巾　　江戸町二丁目 平野屋平左衞門内みちのく

とあり。此草紙は吉原より淺草寺の境内へ櫻を植し刻の遊女の句集なり。此櫻を千本櫻あるひは札櫻といふは、奉納したる遊女の名札、木毎に結てありし故なりとぞ。

〔繪本金龍山千本櫻〕に載たる圖

此さうしに、年號は見えざれども、櫻鏡と同時なる事は標題にて明なり。されば享保年間より此頭巾あり。



畫人は奥村政信なり

此頭巾、中頃は腮まで出るやうに縫ず。目の下のはつかに見ゆる程に製したり。ゆゑに明和八年〔蕉山點前句附〕うつぶいてゐる〳〵」といふに、「ぼたんには鼻を用る袖頭巾」と附たるあり。又〔我衣〕に記しゝ如く、昔は男もかぶりしなり。〔風俗陀羅尼〕寶曆十年尺龍ゝ集、に、「いつころにはやり男の袖頭巾」といふ句あり。〔當世不問語〕明和元年印本、には、御高祖頭巾と見えたり。

〔十八〕　追考二條

上卷〔九〕お事の追考、〔著聞集〕飲食部に、「左京大夫顯輔卿のもとへ或人ことをしておくりたりけるに、櫻花かざしなどしたりけるを、僧ども「おほらかにくらひけるを三品連歌になんし侍りける、

春の花えたして見せよかし。

證尊法印つける

さくらはむにはなにかたうべき」

とあるを考ふに、卿の許に集りゐたる僧に、喰せん料なる故、ことをしておくりたりと記したるか。はやく俗家に此詞うつりしか、惜べし連歌に脫あり、寫誤もある歟、聞え難し。ことは則三度日の食、日の長き頃なる事は、櫻のかざしとあるにて知る。この書延長六年ノ著、前に引し〔雜談集〕の作者、無住師の若き程に當りて、時代よく合す、されば上卷にいひし如く、事始めは夜食始といふ程の事なるべし。

中卷〔八〕湊法師の條を再考ふるに、今下賤の者、少女をあまといふは、發意、坊、に對して尼といへるなり。按るに、此ことも又古し。

〔守武千句〕天文九年

いつか法師のうかび出まし
まうくるも又まうくるもあま小舟
うけがたきこそ人身と知れ

前は僧の事なるを、彼子法師にとりなし、いつか男子の出生せん。まうくるも又まうくるも女子なりと附たるなるべし。尼を海士にいひかけ、うかひ出るの緣語に小舟といひ流したるなり。少女をあまといふ俗言たければ、此句聞え難し。

引もらしいひもらしたる事、是のみにはあらざれど、見給ふにわづらはしかるべしと一條にして筆をとどむ。

〔淨書　谷金川〕

用捨箱 畢

向岡閑話

向岡閑話引

忙中有レ閑、々中有レ忙、々則置郵傳レ命、閑則旅館兀座、修レ堤築レ堰、跋涉巡視則忙也。歸レ舍浴レ湯、喫レ茗讀レ書則閑也。除歲小盡、公事亦閑。謂二之看忙一不二亦可一乎。客舍前對二向岡一、左二右田野一、玉川之流、蜿二蜒乎數十里一。聞見所レ記、名二向岡閑話一。文化五年戊辰季冬小盡、南畝大田覃題二于多磨郡之是政驛一、時歲六十。

竹窓二筆云、世俗有二家業一、已辨者、於二歲盡之日一、安座而觀二貧人之役二々於衣食一也。名曰二看忙一。

向岡閑話目次

上卷目次

中卷目次

下卷目次

目次終

向岡閑話巻上

大田南畝著

〇向が岡は玉河の流を北に帯て、西は小山田の關よりはじまり、東は末長の里に盡れり。岡の長程六里あまりむさしのゝ南にむかへり。多摩郡橘樹郡の中なりとは、田澤氏の武藏野地名考にもみえて、土人もいへり。金澤氏、北岡にてかつてふるき節用集を見しに、西の丸の御城の事を向が岡の御城とあり。思ふに西の丸の邊より駿河臺につゞき、本郷池の端の方につゞきて、向ひが岡といひしかもしらず。今も忍ばずの池のむかふ、榊原侯の屋敷の邊をも、向が岡とよぶはこれならんかし。

〇小貝川邊に大黑しめぢといふ茸あり。味よろし。げにも大黑の頭巾たるかたちの如き茸なり。金澤氏の話

〇宿河原の邊に梨を作る家多し。（梨の種類末にくはしく書つく。）棚をかけて作るなり。はじめ花の咲しとき、花のよろしきを殘して、あしきをかく。大きさ（注）この位になりし時、虫つけば速にとりて捨るといふ。カンノウ寺と云ふ梨の實、至つて大にして二尺廻りもありといふ。ヤセツといふも、なべてよろしと云ふ。ヤセツは佗の毒なりや。（晩稲梨子と云もあり、）張公が大谷の梨や、長吏が交梨も思ひやらる。御代官川崎平右衛門、美濃より此梨の穗をとりて接木せしは、峯村が始めにて、今は中ノ島村に多しといふ。十四五年前の事なり。

〇府中の番場宿の年寄矢嶋忠兵衛が家にいこひし時、主人は雪中庵蓼太門人にして、俳諧をこのみ、又和歌をも好むといふ、蓼太ひとゝせ此地に來りし時の發句、

分倍河原にて　　里人よ秋の夜かたれ太平記

國分寺　　擲ては瓦もかなし秋の聲

戀が窪にて　　ふすもあり見送るもあり女郎花

此家あらたにたてし時、月見に來て、

　　杜みな柱なるらん月の宿

○玉川浮木摺短册武埜不老軒製。おもてに木理（モクメ）をすりて、うらは雲母（キラ）引なり。十枚にて價四十八文なりといふ郷地村豆腐屋與八製。

○是政村多摩郡は、小田原北條の臣、井田攝津守是政といふものゝすめ所なり。わがやどれる主人を河邊五郎右衞門と云ふ。本家は久地村にありて、下河邊伊賀守の孫なりといふ。此村に里正五人ありて月番持なり。井田系圖をみしに、畠山庄司重忠の四男、井田四郎重政の子孫にして、天正十八年小田原沒落のとき、八王子の城やぶれて、井田攝津守是政といへるもの、高橋、富永、小磯氏とゝもに、此地に蟄居して鄕士となれり。高橋氏は今府中の本陣扇屋三郎右衞門にして、先祖の名を高橋和泉守常光といふものなりしが、家の系圖は失へりといふ。富永氏は川向なる坂濱村にあり。小磯氏未詳。（關戸村古文書、小磯三郎衞門といふものあり。）猶尋ぬべし。井田系圖は寫して旅裝に藏む。正月元日

○常久村といふも又、人の名なるべし。此村には吉野氏多しと云ふ。同

○古へ調布を織し所は、上布田、下布田村（布多とも云）の邊なるべし。染屋村といふは、調布を染し所といふ。今河原の方より府中の宿にいる道の左に紺屋あり。あまたの布を染てさらし置たる古への面影あり。

○關戸村は、古へ小山田の關の跡なり。名主源左衞門、繪をかきて法眼左琉（源休第號良岡齋）といふ。六十三歳筆といへる掛物の繪、屛風の繪など見しなり。當巳年六十四歳なり。

○監使金澤氏としのはじめに、

冬の日もながれてはやき玉川に光のどけき春は來にけり　　千秋

また大つごもりの夜、唐詩の心もてよませ給ふ歌とて、

旅館寒燈獨不レ眠。　客心何事轉凄然。

旅なれやふけゆく夜半のさむしろに起ゐる友は燈火のかげ

故郷今夜思二千里一。　霜鬢明朝又一年。

明日はまた春の初風ことづてよわがもとゆひの霜はをきぬと

多摩郡四ツ谷村の林の中にたき火してあたりて、今年のうたやあると尋ねさせたまひければ、

けさははや春の光もますかゞみむかひが岡に霞たつらし　　覃

またざれことうた、

わが年も六十余園むさしのゝ八百里ほど生んとぞ思ふ

と申ければ、返しせんとて、

むさしのゝ末はるかなるみちとせになるてふ人やもゝ引てゆく　　千秋

とよみて笑はせ給ふ。又畑に植たる桑を見給ひて、

すきかへす小田の畔にはくはもあり　　千秋

とありければ、

家は一けん兩毛作りも　　覃

○足立郡に八郎兵衛といへる農家は、六百年餘になる古き家なり。座敷の方は建直したれど、臺所はそのまゝにゆがみたり。郡代官竹垣氏、三右衛門此家ふるきものなれば、必つくりあらたむべからざるよしを申つけしとなり。正月四日若林氏話

○多摩郡拜島村島田甚五右衛門が藏する所一幅あり。立幅は豐干禪師と虎の目をさまさせし圖、常信筆とあり、印

（右近とあり、）横幅は山水にて遠山の形妙なり。水草生ひたる汀に釣舟あり。古木あり。人家あり。坂に行人あり。上に古川齋の印、下の印見えがたし。（島田氏本姓は臼井なり。臼井傳左衛門が家より養子となれり。）

○同村臼井傳左衛門が家に、古き陶器あり。六百年ほどになれりといへども未詳。又臼井八郎兵衛が家にも、當村にて普妙院にある大日如來の縁起を藏め置けり。（普妙院の門の額に、密嚴浄土寺とあり。）縁起の中に乙畑（ヲツタ）孫三郎と云名あり。當時此村に此子孫ありて、乙畑孫三郎といふ。近比名主を退役して百姓なり。下總國臼井村に寺あり。古文書多し。すべて臼井氏の先祖は千葉介胤常より出たりといふ。

○入間郡芳方（コシカタ）村慈光寺に古文書多しと云ふ。

○府中にて元日に初音々々とうりにくるを見れば、鶯笛なりと云ふ。都下の扇賣、早稲賣の類なり。

○拜島宿にはやものありといふ札あり。いかなるものぞといへば、葬具なりといふ。都下にてはや桶など云ふことばあゝ。葬事ハ欲レ速（スミヤカナランコトヲ）の心なるべし。

○高尾山の下に案内村あり。これより出る川を案内川と云ふ。又案下川といふもあり。この二川落合て淺川となり、玉川に落つるなり。

○中ノ嶋村にて御免和製唐紙漉仲間といふを見る。文平といふ農夫なり。（神田の方にて傳なうけしと云ふ。駿河より稗なとりよすると云ふ。）山水又はいろ／＼の畫をすかして、漉たる半切紙よろし。（當村にて勇藏と云ふものも同じ業なれど、中ノ島村におよばず。（押立村藤四郎が家にてもすくなり。）

○關戸の名主源左衛門が家の古文書の中に、三九の日の市の事あり。今八王子に四八の日の市あり。

○北海大戎は羽州庄内のものなり。此あたりの屛風ふすまに書く所の繪多し。しかれども關戸の五琉に及ばず。

○石決明を柔らかに煮るには、生貝をとりて蘿蔔のしぼり汁にいれて、ひたし置て煮れば、箸にてきる

ほどになるなり。但生貝にあらざればあしゝ。

○今所々より堀出す青き石の碑に、四五百年來の年號あざやかに見ゆ。僧徒の俗語にほとけと云ふ。板此石、仙臺石卷といふ所にあり。しかれども船頭ども船に石をつむ事を忌むゆへに、都下にうつす事かたし。官船などに當載せば可ならんか、と或人云へり。

○八幡塚の旅宿にて、完來が句をみるに、

名月にふかき睡の林かな

句を案じ入たる意か。むつかしき句なり。

○都下にて貝のむきみといふ、羽田獵師町邊にては、ぬきみといふ。羽田蛤は名物なり。

○川崎の宿を砂子(スナゴ)村とも、砂子町ともいふ。瑞龍山宗參寺由緒の古文書に、本尊藥師如來五尺の座像なり。仁王五十代桓武天皇延暦六丁卯年、從ニ海中一被ニ波洶(ニユリ)上一候を在所の人取上げ申し、砂子を攪寄せ其上に安置仕り、次第に所繁榮仕候故、砂子村と名付申候云々。(川崎に四町あり。久根崎町、新宿、砂子町、小土呂町なり。又或家の門に出口町とも書てありき。是は小土呂町の字歟。)

○下野毛村の里正三左衛門が先祖は、豐田左近とて吉良の御所に仕へしものと云ふ。按吉良左兵衛佐源義高の古城跡、世田ケ谷村にありて、その舘を御所と稱せし事、四神地名錄に見えたり。

○堤防のために柳の枝をさす事、春はよろしからず。春さしたるは土用芽を生じて盡く枯るゝなり。冬十月さしたるは、春にいたりて芽を生じてよろしと、川崎の里正三右衛門の申せしよし、古に所謂不レ如ニ老圃一の語も思ひあはせらる。(十月十一日八幡塚村の客舍の樓に宵を曬して書す。)

○橘樹郡登戸村の農夫井上恒二郎の家の系圖をみしに、清和源氏にて、紋は丸ノ内井ノ字に一文字なり。先祖周防守基壽嫡子江左衛門尉基孝諱彌七郎、知行千石餘にて小田原北條氏直に仕ふ。舅相州高岩の

城代として、內藤周防守の頃討死せしなり。太閤、周防守頸を御覽被レ成、日頃御聞及ばれたる周防守、見事なる侍なり。かの者の親類共に頸を取らせよとの上意ありて、小田原石垣山より頸相渡可レ申旨申付られ、嫡子助次郎幷聟江左衛門尉罷出、頸を受取りしとなり。此兩人も小田原にて高名せしものなり。小田原落城の後、江左衛門尉浪人して、甲州の城主加藤遠江守に仕へ、堪忍分として新井村にて百石餘被レ下、暫逗留せしが、遠江守豫州へ御國替に付、牢人して武田萬千代丸殿に仕へ知行千石を領す。萬千代丸殿早世の後、水野隼人正に仕へ知行百五十石を領し、九十三歲にて三州吉田にて死去。基孝嫡子基經江左衛門尉諱庄吉、父に繼ぐ。基經嫡子基定五郎兵衛尉諱權之介、水野隼人正の小姓たり。牢人の後、阿部備中守に仕へて知行二百石を領す。基定弟、舊林甚五兵衛尉諱庄次郎、水野周防守に仕へて家老となり知行二百石を領す。基定の子基樹德右衛門尉嫡子基福、舊林諱庄五郎、水野隼人正の小姓たり。其後武州稻毛橋郡登戶村に居住す。慶長十九甲寅年、世田ケ谷領の內泉村と切々取合手柄のよし、其場二百石餘、于レ今此方に打取、新田となせしよし、萬治元年丁酉九月廿四日、六十七歲にて死去、其子基福五郎右衛門尉、寬永七年庚午十月十日父につぐ。弟舊林忠兵衛尉、嫡子基茂五郎介二男基夷、與八郎丸、父基樹の墓は登戶村の內善龍寺にあり。此系圖破損せし故、今度寫之。筆者薩州の住僧と有レ之、くはしく系圖に有レ之、別に寫し置けり。（按に、龍燈山善立寺なり。寺に基樹基福以下代々の墓あり。）

〇盲者得レ鏡用以蓋レ卮。明の張爾公自烈、陶淵明集の評語に見ゆ。

〇陶詩求レ我盛年歡。註、男子自二二十一一至二二十九一、則爲二盛年一。又盛年不二再來一の句あり。

〇巳巳孟春十一日、六鄕客舍曝二背南軒一錄二陶詩句一。

縱二浪大化中一。不レ喜亦不レ懼。世短意常多。斯人樂二久生一。露淒暄風息。氣澈天象明。曖々遠人村。依々墟里烟。（放翁詩、墟烟寂歷歸村路。）狗吠二深巷中一。鷄鳴二桑樹顚一。晨興理二荒穢一。帶レ月荷レ鋤歸。口入

室中闇。荊薪代ニ明燭一。漉ニ我新熟酒一。隻鷄招ニ近局一。迥澤散ニ游目一。虛舟縱ニ逸棹一。奇文共欣賞。弱女雖レ非レ男。慰レ情良勝レ無。息交遊ニ閑業一。陵岑聳ニ逸峰一。遙瞻皆奇絕。弱齡寄ニ事外一。委懷在ニ琴書一。自レ古歎ニ行役一。我今始知レ之。山川一何曠。巽坎難ニ與期一。詩書敦ニ宿好一。林園無ニ俗情一。鳥哢歡ニ新節一。冷風送ニ餘善一。平疇交ニ遠風一。良苗亦懷レ新。凄々歲暮風。翳々經日雪。傾レ耳無ニ希聲一。在レ目皓已潔。蕭索空宇中。了無ニ一可レ悅。歷覽千載書。時々見ニ遺烈一。微雨洗ニ高林一。清氣澄ニ餘滓一。杳然天界高。

結レ廬在ニ人境一。而無ニ車馬喧一。問レ君何能爾。心遠地自偏。採ニ菊東籬下一。悠然見ニ南山一。山氣日夕佳。飛鳥相與還。此中有ニ眞意一。欲レ辨已忘レ言。東坡曰、採菊之次、偶然見レ山。初不レ用レ意而景與レ意會。故可レ喜也。蔡寬夫曰、俗本多以レ見爲ニ望字一。若作便有ニ褰レ裳濡レ足之態一矣。一字之誤害レ理如レ此。

覃按、平一國師ノ點ニ、秋シベノ花ヲ東マガキノモトニトリテ、ノド〱トシテ、ミナミノ山ヲ見ル。

日入群動息。歸鳥趨レ林鳴。紆轡誠可レ學。違已詎非レ迷。且共歡ニ此飲一。吾駕不レ可レ回。客養ニ千金軀一。臨レ化消ニ其寶一。擺落悠々談。請從ニ余所レ之。酒中有ニ深味一。雖レ無ニ揮レ金事一。濁酒聊可レ恃。好味止ニ園葵一。大懽止ニ稚子一。

人生無ニ根蔕一。飄如ニ陌上塵一。（陸翁、浮生無ニ根株一。志士惜ニ浪死一。又、浮世了無根。兩踵躡ニ百榭一。）分散逐レ風轉。此已非ニ常身一。落レ地爲ニ兄弟一。何必骨肉親。得レ歡當レ作レ樂。斗酒聚ニ比隣一。盛年不ニ重來一。一日難ニ再晨一。及レ時當ニ勉勵一。歲月不レ待レ人。日月擲レ人去。有レ志不レ得レ騁。親戚共ニ一處一。子孫還相保。緩帶盡ニ歡娛一。起晚眠常早。孰若ニ當世士一。氷炭滿ニ懷抱一。猛志逸ニ四海一。前塗當幾許。未レ知ニ止泊處一。家爲ニ逆旅舍一。我如ニ當レ去客一。御レ冬足ニ大布一。麁絺以應レ陽。遙々從ニ羈役一。一心處ニ兩端一。萬族各有レ託。孤雲獨無レ依。曖々空中滅。何時見ニ餘暉一。朝霞開ニ宿霧一。衆鳥相與飛。朝與ニ仁義一生。

夕死復何求。丈夫雖有志。固爲兒女憂。大象尊四時。功成者自去。
○陸放翁詩。却將覆甑草撥手。小詩點綴西州春。覆甑草軍書。
○孟春十二日、流覽陸放翁集抄數句。
露洗玉宇清無塵。月輪徐行萬里天。二人携手上江樓。一笑鈎簾賞微雪。寳釵換酒忽經去。
三日樓中香未滅。歌罷海動色。詩成天改容。我無三四百與兩口。但在人間更事久。死生元是開闔眼。禍福正如翻覆手。梅花如高人。枯槁道愈尊。梅花如高人。妙在一丘壑。放翁少日無閑客。飛觴縱樂皆豪傑。
出籬藏塢香細々。臨水隔煙情脉々。梅。遊山如讀書。深淺皆可樂。偶呼快馬迎新月。却上輕輿御晩風。寸廩驅人卒歲勞。籃輿咿軋自生愁。故人不見暮雲合。客子欲歸春水生。墟烟寂歴歸村路。山色蒼寒釀雪天。(醞カ)典琴沽酒元非俗。着展看碑又一奇。枝上花空閑蝶翅。林間葚熟滑鶯吭。千載前人每晴同。眼邊俗客馬牛風。微倦放教成午夢。宿酲留得作春愁。青山缺處日初上。孤店開時鶯亂啼。尋碑野寺雲生屨。送客溪橋雨滿衣。剩償平日清遊願。更結來生熟睡緣。酒寧剩欠尋常債。劍不虚施細碎讎。凍雲傍水封梅蕚。嫩日烘窓釋硯氷。放開癡腹無非夢。拈起幽懷總是詩。山重水復疑無路。柳暗花明又一村。淺碧細傾家釀酒。小紅初試手栽花。一溪水淺梅枝瘦。四野雲開麥意驕。湯嫩雪濤翻茗椀。火温香縷上衣篝。亂山孤店雁聲晩。一馬二童溪路秋。老狐丘古生苔蘚。孤鶴三千歲後歸。客從謝事歸時散。詩到無人愛處工。身入童兒鬪草社。心如太古結繩時。鏡裏鬢無添白處。樽前顔有暫丹時。燈殘復吐惱孤夢。雨落還收生旅愁。咿軋紡車隔短墻。菜畦(畦カ)淺葉帶新霜。釣船一去無尋處。千頃江邊一色蘆。心如澤國春歸鴈。身是雲堂旦過僧。(又、夜行獨尉亦能避　且過逢僧不放招)天上但聞星主酒。人間寧有地埋憂。樵

籬護藥通徑。竹筧可泉自遶村。桑門甚熟麥齊腰。（東坡、桑枝刺目麥齊腰、）日薄人家晒蠶子。雨餘山客賣魚苗。淡日寒雲久吐吞。醉面衝風驚易醒。重裘藏手取微温。正月十七日夜灯下書。

○陸龜蒙江南詩、

村邊紫豆花垂次。岸上紅梨葉戰初。莫怪烟中重回首。酒旗青紵一行書。

○峰村に藥師堂あり。正善寺の持なり。峰の藥師を勸請せし故に、峰村といふなるべし。寺の山號を峰照山と云ふ。堂も寺も荒廢のさまにして、緣起もなしと云ふ。

○虚無僧の本寺は、小金の金龍山梅林院一月寺なり。其末寺は船橋の神明山滿山寺、神奈川の青木山西向寺なり。目黑の比翼塚東昌寺は此西向寺の末なり。靑梅の鈴法寺虚空院は本寺なれども、一月寺の次にて、一月寺は紫衣、鈴法寺は色衣なり。すべて普化禪師の弟子二人、一人はカウコク、一人は金先禪師なり。此宗の禪を金先派といふ是なり。此派の寺、凡九十六ケ寺ありといふ。尺八の曲二十一曲あり。向ひ院虚空盤涉の三曲を先とす。くはしくは他日その書おけるものを見すべきよし、若林氏いへり。正月既望

○峰村入甚村（甚田ケ谷）のあたり、正月十五日に竹をわりて、わりたる竹に接骨木（ニハトコ）をさして門邊にたつ。これ都下の削り掛のかはりなり。



如此。百草村（モグサ）八幡にても見しなり。百姓に問へば、ニハトコといふ。これは粟に穗ばらむ形なりと云ふ。

○陸放翁句

宦情薄似秋蟬翼。鄉思多於右蘭糸。阪永近入無竹下。煙村賣有鋪來。清氣猿地秋先到。赤日行天午不知。竹。酒浪擁春不愛寒。燭花垂燼忽推盤。夜宴起句。江山重複爭供眼。風雨縱

横亂入㆑樓。高帆斜掛夕陽色。急觴不㆑聞人語聲。寒蝶徘徊掠㆓衰草㆒。孤花閑淡弄㆓斜暉㆒。風遞㆓鐘聲㆒雲外寺。水搖㆓燈影㆒酒家樓。

閑中自詠

小艇上時皆流水。短笻到處即青山。二十四考中書令。不㆑換㆓先生半日閑㆒。

風鬟霧鬢歸來晩。忘㆓却荷花㆒記㆓得愁㆒。竹籬曲々水邊村。月淡霜清欲㆑斷㆑魂。雪後尋梅

排悶絶句　三首

四十從㆑軍渭水邊。功名無㆑命氣猶全。白頭爛醉東呉市。自役㆓長刀㆒割㆓彘肩㆒。

西塞山前吹㆑笛聲。曲終已過洛陽城。君能洗盡世間念。何處樓臺無㆓月明㆒。

風霜九月冷颼々。湖海飄然一布裘。親見㆓虞羲欲㆑畫卦。轉㆑頭三十萬春秋。

欲㆑出遇㆑雨

東風吹㆑雨惱㆓遊人㆒。滿路新泥換㆓細塵㆒。花睡柳眠春自懶。誰知我更懶㆓於春㆒。

○愁臥醒還醉。灘行却復前。雨聲便早睡。酒力壓㆓春寒㆒。淺青半在㆑亡。土鬆花意活。林暖鳥音繁。村々皆畫本。處々有㆓詩林㆒。有㆑酒皆堪㆑醉。無㆑山不㆑可㆑臨。李于鱗有㆑酒但須㆑飲。無㆓世不㆑可㆑避。微涼供㆓美睡㆒。穩字入㆓新聯㆒。雲翻㆓一天墨㆒。浪蹴㆓半空花㆒。蓮小紅衣濕。瓜甘碧玉涼。牛行響㆓白水㆒。鷺下點㆓青秧㆒。春愁茫々塞㆓天地㆒。我行未㆑到愁先至。氷崖雪谷木未㆑芽。造物破荒開㆓此花㆒。神全形枯近㆑有㆑道。意莊色正知㆑無㆑邪。梅花古詩。移㆓根上苑㆒亦過㆑計。竹籬茅舍眞吾家。同上。廓然眼界三万里。山一螘垤水一杯。地爐豆藍煎㆓土茶㆒。風露万里方渺然。氷輪無㆑轍行㆓碧天㆒。盈々耿々意無㆑盡。月不㆑忍㆑落人忘㆑眠。車輪無㆑角留不㆑住、馬蹄不㆑方何處尋。

君去六十有幾時。更望七十何其遲。(信然々々。六十一、翁自註爲戒。)求師學道亦已遲。謝客努力學鴟夷。臙脂褪盡見玉膚。纖蠻半臉嬌不梳。吳綾夜向對客書。斜行小字密復疎。墨(痕カ)君秀潤瘦不枯。風枝雨葉爾々殊。成都行。一鵝飛鳴聰已白。江平風不生。鏡面渺千里。舸艤萬斛舟。遠望一點耳。朋田年來散如水。唯有鐺杓同生死。傾家釀酒三千石。閑愁萬斛酒不敵。粉綿磨鏡不忍照。女子盛時無十年。泥融無塊水初渾。雨細有痕秧正綠。誰言農家不入時。小姑畫得城中眉。似羞流俗業市廛。章隨荒寒傍茆店。倘然自是世外人。過去生中差一念。梅。平川沃野望不盡。麥隴青々桑鬱々。爐烟淡將散。江雨吹欲無。回風吹衣襟。晴光滿菰蒲。犬吠舡丁歸。小市得芙蕖。狂歌據山川。醉墨飛蛟螭。閑愁如飛雪。入酒即消融。好花如故人。一笑盃自容。勸酒少和氣。豈歇無歡情。時將半夜夢。聽此欲斷魂。下床頭鷄鳴。(頭鶏ハトリ歟、一番)梳鬢(據カ)看猶橫。寢聲何澎湃。蒼煙屯不散。走橐横郊原。酒無獨飲理。常恨欠徒客。蕪菁花入麥畦稀。野市舊傳殘酒濃。酒家寒落廬壚空。志士凄涼閑處老。名花零落雨中看。小樓一夜聽春雨。深巷明朝賣杏花。矮紙斜行閑作草。但殘貢局下坂輪。詩酒清狂二十年。又摩病眼看西川。心如老驥長千里。身似春蠶已再眠。飄然醉着系人扶。箇裏何曾有異塗。我是天公度外人。看山看水自由身。從風翻々芋葉白。

看梅

梅花[illegible]下葬[illegible]丘。古人尚[illegible]花下。月淡[illegible]深[illegible]牧笛。死生常事不須愁。

吳娃曲 [illegible]作此。因得不去。

滿地花冷[illegible]閉門。[illegible]恨立黃昏。妾身不似天邊月。此夜此時重見君。
臂上燒香拜佛前。歸郎安穩過新年。多情已是長多病。莫要留心在妾邊。

荷盤時灑ㇾ露。折竹横遮ㇾ道。飢烏下啄ㇾ氷。道義無二今古一。功名有二是非一。
半年不ㇾ讀ㇾ書。顧題疑ㇾ非ㇾ我。乃知百年中。如此過亦可。
己巳孟春十八日抄二於登戸村寓居一

○登戸村に龍燈山善立寺あり。池上末、日蓮宗、此寺にもと作佛の觀世音ありて靈驗いちじるし。一とせ天女あまくだりて禮拜し天にのぼりし故、龍登山となひしを、後に龍燈山と書かへしとぞ。登戸といふ名、これによると、住持の僧の物語なり。此僧、廣澤先生の字帖を藏せり。僧名は日言といふ。號二古岩一。

永覺大師畫料八詠

甲寅初秋　廣澤知愼書　思昭齋

石樓長吸海山雲。獨枕二雲中一半似ㇾ醺。睡起搔ㇾ頭無二個事一。笑看二四壁一自成ㇾ妥。
替代雙垂法乳泉。溶々如ㇾ玉注二階前一。我來一滴纔沾ㇾ口。滌二盡塵心一不ㇾ用ㇾ禪。
松際風來漏正深。岩頭箕踞自披ㇾ襟。劃然一笑千山響。獨見銀鉤挂二晩林一。
見說輪王髻上珠。將軍戰勝亦難ㇾ圖。而今突出孤峯頂。爍ㇾ地輝ㇾ天鑑也無。
何年浮出碧峯頭。吐ㇾ月吞ㇾ雲事々幽。受得靈山藏二六訣一。世間休ㇾ咎付二東流一。
石邊湧出老龍身。嬌々雲中若ㇾ有ㇾ情。肯欲二衆生枯渇甚一。却垂二甘露一灑二焦塵一。
僊鶴歸來不ㇾ記ㇾ年。漏籠長在二白雲邊一。莫ㇾ言城郭猶如ㇾ故。碧海桑田幾更遷。
金刹曾將玉作ㇾ關。白雲長復鎖二青山一。千秋截斷紅塵路。轉ㇾ妄往還不ㇾ染ㇾ凡。

甲寅秋　廣澤老人

正月十八日の事なり。

○仙川村名主高橋清右衛門名恭、字子温、登戸村名主井上金兵衛子榮三郎名基昭、字子顯、百姓忠三郎名基鑑、字郁文、いづれも詩を作れり。

○遵生八牋、起居安樂牋の中に、如瓦匠魘有地合脊中放土人船傘之類、或壁中置匙一筋曰、只許住一時、其家便破云々。按、京都智恩院の屋根うらに傘を挾み置しもかゝる類なるべし。又梓人最忌倒用木植、必取生氣根下而稍上。其魘者倒用之、使人家不能長進、作事顚倒解法以斧頭擊其木曰、倒好々々。住此宅內世々温飽云云。これ今の世に倒柱を忌む事なるべし。

○明譚友夏嶽歸堂合集の中に、重修寶峰山觀音寺碑記云、邑志載、寶峰山觀音寺、創自天順年間、即今所謂十八灣觀音寺也。邑百里無山、何山之足名。寺必麗山、寺之斯山之矣。或曰、竟陵者陵之所竟也。菱葵蒲葦之間、稍岡焉春焉。亦山之矣。是二者皆無據。然稱爲十八灣者尤著云々。此方にて寺號あれば必ず山號ある事、此類なるべし。此方の寺の平地にして山號を稱せしは、室町の時の京都五山などをはじめとすべきか。

○宋周必大吳郡諸山錄云、至石室甚近爲觀音院。僧限以籬落。紆曲半里、乃能至焉云々。今の護國寺にある、秩父三十三番の觀音堂をめぐる類なるべし。

「隴西李濟翁資暇錄云、肆有以筐以筥、或倚或座、鱗其物以鬻者曰星貨鋪。言其列貨叢雜如星之繁。今俗呼爲星火鋪誤也。これ今のホシミセといふものなり。又サラシミセともいへば、ほしはほすの義歟。

「明薛瑄文清公讀書錄云、二十三四夜深時、月初出東方、其終魄于東之光、比未望載魄之光、已光明者、豈初昇之日光、最甚西下之日色、故其光明如此云云。按、今の俗二十六夜の月を拜す。

月出の光に三尊のあらはるゝといふ俗說も、此類なるべし。

○寄園寄所寄云、鑄劍鑄鐘、合煉丹藥、皆忌裙釵之厭、引物理小識今鐘を鑄るに婦人を忌むは、此故なり。

○同書云、齊雲天門奇勝巖下碑碣塡塞可厭、遊人好題亦是一僻。仕(仕疑任)其土者、薰習成風。朱書白榜、卷石皆徧、令人氣短。余謂律中盜山伐鑛、皆有常刑。俗士毀汚山靈、而律不禁何也。佩觽集今所々にある俳諧師の發句の碑も、また此類なるべし。

○因樹屋書影云、梁柳惲嘗賦詩未就、以筆捶琴、坐客以筯和之云々。今人作集句圖、若作以筆捶琴更多意態。按、晉子其角が句に、春の月琴に物かくはじめ哉、といへるは、句案の心をいへるにや。

○同書云、唐碑制度極多、有一人製序、一人製銘者、故尹師魯志張堯夫墓序、而歐陽爲之銘、嘗考張說文集、所爲上官昭陽銘、其序則蘇頲作也。此可以證。按、本朝高雄山寺銘都良香序を作り、菅是善銘を製するは、唐碑に倣へるなり。徐氏筆精にも此事を引て、詩銘兩手に出る事をいへり。

○釋名草圓屋曰蒲。々敷也。總其上而敷下也。又謂之庵。々奄也。所以自覆奄也。按、草圓屋は和歌によむ芦の丸屋ならん。

○同書に、山旁隴間曰涌。々猶桶。々狹而長也。按、駿河に桶狹といふ所あり。

○文化二年乙丑、五番船より新渡の淸素堂文集一套を得たり。嘉慶八年癸亥夏鐫とありて、甲子の年の文をも訂せり。石鈎遠梅の詩文なり。遠梅居士の傳あり。愛梅、遠望最多、致與性合、故以爲號とあり。又祭叔父文に、嘉慶戊午寬政十年今年四十有四とあれば、今歳文化六年己巳五十五なるべし。崎陽の唐商に附て存亡を問たきものなり。

○向ひが岡に安立寺日蓮宗、池上末の山あり。廣福寺眞言宗の山あり。廣福寺の山に櫻多し。山の上より見れば、

小金井の櫻花さかりの頃は、布を曳たる如く見ゆ、天晴れば品川の海も見ゆるなり。稲毛三郎の守本尊の觀世音あり。また墓もありといふ。升形といへる城跡もこのわたりなり。登戸村井上忠次郎の話なり。正月廿日。

（後正月二十二日に行てみしなり、調布日記に委しく記す。）

○神馬記

神馬、營卒劉姓馬也。劉貧無以飼馬、馬朝出食群馬槽中。群馬皆畏讓之。食已、則往聽演說傳奇者、闖然立稠人中、逐之、屹弗動、後省焉。過高講賓肩、須臾即去。至若忠孝節烈事、則頓足覆昂作舞狀、於奸佪不平事、怒目奮鬣。其氣若不可遏、半淡處臥而聽之、既罷人散去、馬亦歸。後牽往他所、不得食、遂死。剖其腹、見皮毛間隱然鱗甲。乃驚呼以爲神馬。嗟乎、世無伯樂、使此馬不得展其驥足、卒餓以死。悲夫。

右出于石鈞梅清素堂文集卷二

○因州鳥取侯 松平因幡守 につかへし中村立儀が歌、

あたなはぬ春をちきりの年波にこゆるもやすき末の松山

あつまちの空に霞の關の戸はさゝてのとけき御代の初春

○多摩郡押立村に榜示あり。從是西北七反歩、親孝行人押立村長五郎江爲永々被下候地所榜示杭とありて、寛保元酉年三月と記せり。今年正月廿日登戸村の旅宿にて、其事を尋ねしかば、押立村年寄定右衞門、孝子の孫長五郎を具し來りて、御書付寫をしめす。

上坂安左衞門 官 永代 樣御書付　　押立村長五郎孝心に付、御褒被遊被下候

御書付之寫

武州多摩郡押立村

百姓 長五郎

右老母江孝行に付而、爲㆓御褒美㆒先達而銀子被㆓下候。猶又爲㆓永々㆒押立向新田堤内にて田地七反歩之地面被㆓下㆑之。右開發人足扶持方米六石余被㆓下置㆒之候。

寛保元酉年正月

大岡越前守様に而銀子頂戴仕候節は書物等不㆑被㆑下候。

寛保元酉年正月

寶暦十一年巳五月廿八日、此書付を寫、御役所江差上候節、如㆑斯見出し書付ニ而上ル。

押立村　長五郎

其方儀、老母に孝心之由、委細名主百姓共申聞令㆓承知㆒奇特千萬に候。以後共隨分孝心に可㆑仕候。

爲㆓褒美㆒米壹俵遣候。

酉正月

寛保元酉年正月

上坂安左衛門様より御自分に被㆑下候

寶暦十一年巳五月十六日

孝行人長五郎病死御訴申上候。

乍㆑恐以㆓書付㆒御訴申上候。

武州多摩郡押立村

孝行人百姓　長五郎

當巳七十一歳

右長五郎儀、當月九日より持病痛氣差發、醫療仕候へ共昨十六日病死仕候。老母へ孝行に付、先年爲㆓御褒美㆒銀子并地面等被㆓下置㆒、村差出し等にも書載差上申候者之儀に御座候間、病死御訴申上

候。以上。

武州多摩郡押立村
長五郎子　喜　八　印
名主　太郎兵衛印
年寄　甚左衛門印

寶暦十一年巳五月十七日

伊奈半左衛門様
御役所

巳五月十七日朝御役所へ上ル。

御懸り
御用人　加藤次郎兵衛様
留役　夏目彥藏様

罷帰り大切にいたし早々取仕舞候様被ニ仰渡ー候、追而御呼出御褒美可レ被レ下旨被ニ仰渡ー候。

旌表門閭の心をよめる　覃

たまはりし門田に旌をおしたてゝ親につかふる道しるべせよ

親の親子の子の末となりはゐもゆたかにたもつ年のあら小田　寛保

(三月廿日過ニ推立新田孝子孫長五郎家ニ乞見ニ位牌ー、寶暦十一辛巳年、見峰覺性居士、五月十有六日とあり。)

(實孝堂記

惟十月旣生魄、乘閑歩自ニ東都ー、問至ニ于玉江ー、適異日壬午、至ニ于於登戸邑ー、偶訪ニ井出氏ー、始登ニ其堂ー、而縱觀則門庭之灑、堂構之美、固不レ假三遺境者二焦穢ー也、表ニ乎玉江ー者其實孝堂乎。其其光也、固無

寄二於玉江萬里流朝一蒼海一也。白雲吐二納於峰一方一、變化屈信、若レ花斯散、若二水斯流。若二車蓋一若二赤日一者、非三獨貢二美於斯一也。於レ春則百花爛二漫於林丘一、於レ秋則千楓暴二錦於山巒一、夏水之流螢、冬野之密雪、其景多端、非三言語所二能盡一也。庾公詠レ月不レ必武昌一也。魯隱觀レ魚豈獨棠已哉。使三洞庭西湖較二比於斯一、則不レ知二何如一也耳。會稽山陰、退二歩三舍一者、居然可レ知矣。若三夫芙蓉秀二出於西南雲霧間一者、所謂二峰宛然在二於人目睫一者乎。玲瓏玉貢、天眞皎潔、渢然可レ掬焉。夫芙蓉者天下之大岳也。玉江者海內之名川也。主人者鄉之豪傑也。豪傑避二世於名川上一、仰二望大岳之色相一、而養二浩然眞氣一也。可レ謂二千歲一大觀一矣。然而堂無二名稱一、豈非レ闕也歟。請名レ焉。曰芙蓉如何。主人曰、其說可二得而聞一也。龍因危座正レ色颺曰、嗚呼、斯人而有二斯堂一矣。斯堂而有二斯名一矣。目擊道存、莫レ逆二於彼此一。則豈勞二喬攀徐詢一哉。主人曰、唯々。龍時方揮二禿筆一、委綴二是語一、以贈二主人一云。

時

皇和寛政壬子孟冬十月　　玉江　長尾龍撰

右在二登戸村井出傳左衛門家一。長尾生號二赤城一稱二井田定七一。（這村學究亦鐵中錚者。買儕在二田舍一不レ見レ奇文一旁通多可。手二抄于此一己巳孟春念二年敀後書。）宿河原人。

○玉川を用にひく事は、既に東鑑に見ゆ。東鑑卷三十四、仁治二年辛丑十月廿二日丙子、以二武藏野一可レ被レ開二水田一之由議定訖。就レ之可レ被レ堀二上多摩河水一之間、可レ爲二犯土之儀一歟云々。至二寛政年一五百十四年、前にしるすごとく、いづれも民をめぐみたすくるの利用なり。石野廣道の上水記初卷にみゆ。

○今の廣福寺にある稲毛三郎が守本尊の觀世音は、もと登戸村の龍燈山善立寺にありしなり。此地の農夫伊藤氏の先祖玄蕃といふものは、稲毛の家の代官にて、其墓、善立寺にありしが、この墓守に觀音堂を建置しなり。二百年ばかり前に、池上末寺の僧來りて、善立寺となして、觀音は廣福寺にゆづり

しにや。廣福寺に稲毛三郎の墓あればなるべし。此時、松の木のもとに安置せし故にや。松本の廣福寺といひて、松本山と號せしといふ。今は稲毛山とあり。去十八日善立寺に行て主僧に逢しに、かの天女の下りて拜せしといふ觀音是なり。故ありて外に讓りしと、主僧のかたれることばに符合せり。善立寺の住持僧、むかし濫行のものありて、近村の婦に密通せし時、其夫怒りて、寺に傳ふるふるき過去帳などりて、溜池の中に沈めしとぞ。其時、ふるき書物等失しと雖も、觀音の緣起は寺にありと云ふ。

正月廿三日清晨書。

○中の島村にて、梨の種類を聞て書つく。梨子にわせと、おくあり。

かんのう寺　わせは中梨なり。色赤く見事なり。おくは大さ圍一尺四寸五寸位もあり。四日市かんのう寺も大くて、周一尺余あり。色赤し。

すげなし　此種多し。味酸し。

青梨　わせ、おくの中なり。本青もあり。青梨かへりといふもあり。

やせつ　わせなり。色赤し。中の大なり。

松の尾　中位なり。ほどあり。

三通

茂村梨　中なり。

そうひ　わせにして大なり。味甘し。

林檎梨　下品なり。大さ中にして、色りんごのごとし。

こがなし　わせ、おく、中の三種あり。

すだれ　わせなり。中の小。

淡雪　わせなり。中の小。

水戸こが　おくなり。中。

中の島計にても一年に梨の價金百五六十兩にあたるなり。昔は二百金ばかりなりしが、今は價いやしく成ると云ふ。

此外に種類多し。此梨はもと中の島村をはじめとすれども、今は川崎邊ことに多しと、中の島村の里正語る。正月廿三日

○登戸村は橘樹郡、菅村も同郡なり。中にはさまりて、中の島村は多摩郡なり。二里ばかりへだて〻山かたに片平といふ所あり。これも多摩郡なり。菅村ももとは多摩郡なりしが、中比より橘樹郡となれるよし。

○菅村里正の家の庭に、胡椒の木あり。正月廿三日見たり。

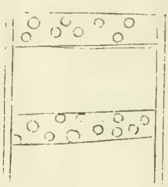
○多摩郡坂濱村の里正富永郡司が家に古文書ありといふ。

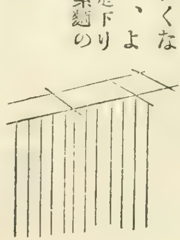
○川崎宿に井忠良といふ書家あり、万年屋にかけし延齢館といふ額もこの筆なり。常山と號す。己巳に六十三歳たり。關思恭の門人なり。玉屋といへる家のものなりとぞ。

○川崎宿のはづれに古庵あり。自得庵といふ。青き石たてゝ自得庵釋神奈志（シャクシンナシ）といへる墓あり。享和元年甲子正月廿一日とありて、狂歌一首をゑりたり。

生るうちは天にまかせてなきからは地をたのみて埋るばかりぞ

○小机村に索麪をつくるものあり。行て見しに、管（クダ）といふものに糸の如くかけて、其間を箸といふ竹にてひろげて、引のばし〳〵、管あしといふものに管をさして、又のばし、木に長く干ておくなり。小麥も生によりて、よしあしありといふ。是下り索麪の製し方なり。地索麪の製方は違ふといへり。





○御代官川崎平右衛門の事書しもの、會計府中にあり。

川崎平右衛門

右者武州押立村名主に候處、享保年中種々臨時御用相勤、元文四未年被召出、拾人扶持被下置、武藏野新田一圓御預ケ被仰付、寛保三亥年、關東之内三萬石高支配被仰付、御扶持方三拾人扶持被下置、支配勘定格被仰付、寶暦四戌年御代官被仰付、取來三拾人扶持を百五拾俵高に御直被下候。

天明八申年十月十四日、太田備中守殿へ久世丹後守上ル。己巳二月朔日記。

（今押立村ニ川崎平藏ト云名主アリ。此人弟ノ家ナリ。）

〔景行帝四十一年五月五日、大己貴尊神降于此、帝御建廟、配以去來尊、櫛狹雄尊、亞育氣尊、布留大神、大宮賣大神、以六神合祀、廟曰六所宮。

府中番場町の年寄矢嶋忠兵衛書て贈れり。

○正月廿八日、小机村に宿す。翌日松亀山泉谷寺にいたりて、住持僧にあひ、泉谷瓦礫集三巻をかり得て歸れり。是惠頓上人の文章にして、攝津淨福弟子惠海校とあり。惠頓上人天明三年癸卯の自叙あり。其文の中より抄出するもの左のごとし。

大樹寺鐘銘

在昔應仁中、參岡崎源公親忠及信師、戰于伊田、信師敗績。後文明中、其地有戰氣、公於是置寺、以厭當之。而世爲廟地也。使愚底住。愚底曰、公之子孫、興於此地也。因寺號大樹。蓋取諸樹殖德甚、以大育枝葉矣。六世孫實爲神祖。而永祿中、大高之役、神祖不利。以大樹先祧之故、從間道與十數騎投焉。而危甚矣。時住天室謂神祖曰、天禍暴亂、而假手于我有德、惟是國家、蔑不大濟矣。昔者愚底卜此地、其將由若乎。驅我徒助之。請君禱之我主彌陀也。神祖乃齋戒以禱。果得一敵國、而意奮、逆戰大克。及其定有天下也、以璽書賜邑六百十六戸、食之。寛永中、猷廟大修廟及寺、而鑄鐘象德、使民紀神功、以承天休也。今茲有命復修廟及御物與寺。今住梁存以、神迹大拓、聖德世昌、鐘亦從大也。因請大之、而成矣。維斯德器、寧無頌諸不朽者邪。於是爲之銘。銘曰、

神功庶定。鑄鐘象德。震其德音。洽此四極。維德之潤。善根蕃殖。眞果不墜。生彼樂國。

緣山杜多惠頓撰

延享丁卯冬十月

自叙傳

余先人彼俊吉澤氏周圓居士、攝州五箇庄忍頂邑人、幼喪父母、哀毀過禮。遂失明後遊於東都、遂家焉。娶駿河府齋人松岡氏某女、生四男三女。三男一女早死、長女嫁小野崎氏某、次女嫁朝士河内氏某。後居士使女婿小野崎氏嗣東都家、自歸于攝。母及男某皆從焉。歸三年生余。余二歳、

寰居士、獨與母居。余五歳春、從慈母至州勝尾寺二階堂、拜二祖相見圖、童心感發、啼泣良久。先是護國上人者、住邑円福寺。余與兄常侍其側。上人憐而親諸兒、有猶父愛。余六歳、七月十五日僧某西福修盂蘭盆會、遶佛行道。余從慈母、見而欲羨不已、遂求出家。時上人移住江州大路善寺、相距百餘里、追慕不止、水漿絶口。於是慈母告余曰、汝父在東都也。親近知識、聞法護寺、數捐衆費、供僧興寺、今邑淨福寺、實其所奉葬、再興時書、人々皆知矣。方吾孕汝也、乃言所生若男、乃作僧資冥福矣。其將死也、懐汝耳語云云。今汝求出家、實成父意。吾寧不快聽乎。廼使人送至覺善寺。上人爲許薙髪。奉座下七年。師命東遊。乃學緣山十年、歸省于攝、亡何亦東。後數年家兄某亦至東都、老母獨留。時年邁耳順。余與小野崎氏謀、迎慈駕于東都、營一圃蕉于都四谷、與慈母居四年、後余歸緣山。慈母亦從之。寶暦壬午秋七月八日余住於武州小机泉谷寺。翌月八日乃迎慈駕。後五六年、二姉與兄、皆相繼卒。無復兄弟之代奉養焉。慈母甚老羸、余亦已多病。母子相顧、互扶蒲柳、形影追隨、不少相離。慈母性湛靜沈默、少殘惡酒、安貧無恤、閒座一室、常讀和書、終日不覺閑寥。出入寺者、不知其在。至淨人僮僕有不見其面者。偶有村翁老嫗來訪者、則不得已而應之耳。是以雖侍童輩、不知其好惡所在。日課念佛、常兩手執念珠、時々有限、不得其限。斯須不休。至侍童輩間有供茶、經時不啜、後更供者。極老殊少言、其有所須、率以筆語、手書淸勁可觀。近來聾甚、晨昏定省。惟顏言形語、僅以通意耳。然精神不爽、多所記識、至親知姓名、死亡月日、毫無所錯。安永甲午七月七日、伏褥不食、顏色似笑、都無病患。八日手探筐中、執地藏像、告余曰、先人所念、我久信敬。今以授汝。余覺永訣言、感泣而受、輙展開聖迎之圖示之、則開目舉右手、其左手常掐念珠、至屬纊時、親知僧侶或來訪、開目安手胸上。乃爲授十念、則應唱聲勵、宛如呻吟者、念畢乃止。十一日開目臨終念佛、十六日詰朝余及寺衆環而念佛、至初夜更氣息正絶。

年八十七。侍養前後十有八年、翌十七日奉二送遺骸一葬二泉谷陰一。嗚呼、世之母人之德、其存レ覓三子於溺二陷水火一而已。而吾慈母、初能捨レ吾爲二佛徒一、中能從レ吾靜居、守レ心以勵二吾修道一、終又遺レ吾以二鑄像一、能壽二我於孝一也。蓼莪之嘆、風樹之憾、不レ勝二驚哀絕一者哉。今玆安永乙未、方値二居士五十回忌一、乃祀二母墓一建レ石待祭矣。是歲余年五十一、氣力已衰。兒子惠海夙從レ余出家、夏臘已滿。乃附二寺務一、而就二閑于世一。相二去桑圃一、僅數十步、以倣二昔人倚廬之跡一矣。西壁安二彌陀像一、傍置二地藏像一、晨昏資二父母之冥福一也。余昔從二師覺善一時、甚病絕レ粒二十餘日、命迫二旦暮一。師素深信二地藏一、覺善（墓カ）暮間、有二大士石像一、師爲禱請、靈驗響應、不レ日復レ常。師爲授レ咒、命一期持。今復父母使二余持念一、則知大士於レ余有二宿緣一焉、豈其偶然。因有二深感一、遂執レ筆手二咒願偈一。々曰、

甞聞地藏尊、晨入二恒沙定一、觀二無可レ度者。金錫破二幽塗一、寶珠照二曠野一。嗚呼吾不レ淑。生不レ見二父面一、容聞二其遺言一、追慕意戀々。嗚呼吾何幸。夙已爲二佛徒一、慈母久就レ養、聊斯遂二反哺一。吾師僧父母、皆深歸二大士一。仍教二我持念一。宿因豈可レ言。仰願地藏尊、平等濟無レ涯。我等諸衆生、廣導陟二淨階一。

安永四年乙未七月　慈母小祥忌追福謹叙。

忍海上人傳

師諱忍海、字淮雲、號二寶蓮社法譽一、又自號二白華無礙子一。東京人也。不レ詳二姓氏一。初父母無レ子。懇二禱于子大士一。已而有レ娠、遂産レ師。美貌岐嶷、性惡二酒肉葷一、嬉戲常好レ畫。及レ長益甚。父使レ學レ畫[illegible]業。業有レ女、美而賢、竊窺二師心一[illegible]而好レ之。後又[illegible]想、[illegible]二於[illegible]一、遂潜從二音好一、令三人爲通二殷[illegible]一。[illegible]十[illegible]育[illegible]。[illegible]不レ能レ止。自[illegible]二其[illegible]一、[illegible]二[illegible]一之、自[illegible]兒[illegible]書[illegible]之事一、竟不レ背[illegible]。女怨恨[illegible]已、遂[illegible]而死矣。自[illegible]更[illegible]甚、則[illegible]曰[illegible]、[illegible]思レ之、且[illegible]二其[illegible]、[illegible]之[illegible]一。由是[illegible]、[illegible]二出家之志一、[illegible]以[illegible]父母一、父拒不レ許。一日[illegible]亡弃二緣[illegible]一、入[illegible][illegible]志一。時年二十

餘、翩々美丈夫也、人皆怪焉。莫レ有二許者一。學社百區、經歷殆將レ遍。最後詣二鍛船和尚室一。和尚一見器レ之、訊問其所二由來一矣。乃知レ不レ可レ奪二爾志一也。即相爲請二父母一、而薙髮受戒、命曰二忍海一、措二于緣山一。于レ時西肥熊本侯嫡母清涼大夫人、聞二師發心之緣一、感念不レ已、數召見、殊寵猶レ子、每供養助レ師、故得二以不一レ乏。才氣卓絕倫、學如二日之升一、不二十年一、概見二自他章疏一、常謂吾道豈不二甚研求一、覃拔、求恐究、略識二其要一耳。偶讀二敬首和上光明眞言儀軌辨妄者一、服二其卓識一、乃投二座下一督所學一。和上亦深器重、爲扣二其兩端一竭レ之。総至レ託二屬其後事一也。師嘗遊二京師一、歷二事一時哲匠諸律師一、尤閑二於律儀一、常數講二六物諸書、教誡儀、天台戒疏一、嘗著二台疏玄談特義一、既行二于世一矣。又嘗入二密乘一、修二十八道一、傳二諸尊儀軌印明一、特於二當麻曼荼羅、及諸尊印契一、有レ所レ感二深祕一、具如二別記一。緣山學徒從レ師受二菩薩戒一、傳二諸尊儀軌一者數百人矣。師生平奉二佛嚴重、日課稱名三万聲、佛像及道場莊二嚴七寶一、窮二極美盛一。其所レ薦香華燈燭菓菜之類、盡二三都之精選一、窮二四時之珍美一。嚴冬則不爐盛レ火置二佛場一、盛夏則數灑二香水一扇二牀席一。常言、凡僧家所レ有、皆因二三寶一以致レ之、而吾可二獨受用一乎。供具尤制二互用一。淨人若誤失、則改無二復用一。雖二貴價物一、無レ所二愛惜一、凡供養敬重、自レ古未レ有レ盛レ於レ師也。山徒翕然慴服、供嚴稍々革易、皆白レ師化二發之一。師自二少小一奉二千手尊一、所レ居留二於佛場側一、安二千手壇一供養唯謹、寫二施尊像一者最多矣。初師社二于緣山北溪一、父歿後、母就二養師社一。賢明婦人、熟二和學一、善二國風一。後奉二師教一專二念佛一善レ終焉。師爲レ人洒落、簡二忽於威儀一、醞藉風流、能接二于物一、明解二人情一、在二稠人廣座中一、師有レ所レ道、人々各服二其言一、交道遂順、常以レ情恕、未二嘗有一レ牾也。又未レ嘗有下以二才氣一簡二傲於人上一也。宗徒無二親疎一、知與レ不レ知、皆稱二師風采一不レ容レ口。繇是縉紳時彥、以至二衆庶子弟一、莫レ不三延レ頸願二容接一也。嘗甚癯、若レ不レ堪レ衣、不レ好二美味一、食常淡泊、不レ過二香菜豆豉一耳。多病、有レ時憊二於應對之煩一也。工二丹青一、尤長二蘭梅一、時極二佛畫之妙一、過二惠心、琢磨一遠矣。其畫二淨土變相、及諸尊曼荼羅千餘鋪一、皆彩飾盡レ美。師常言、吾寫二貌諸祖之眞一多矣　唯吾圓光

大師、於レ點二目精一、特覺レ有二不言妙一。其餘妍媸無レ與焉。又善二翰墨一、殊工二篆書一巧二印章一。師之溫潤、人苟有レ求、則不レ堪二峻拒一、是以素絹印石之類、常厭二堆積一。自稱草々不レ遑也。師方直志尚、未下嘗有中枉二其道一而所乙苟合甲也。雖二一時儕類一亦以レ是敬憚焉。若有下挾二富貴一以偪求者上、一切謝絕不二肯受一。一日某侯遊二緣山方丈一、師亦預レ座、侯頗有二酒色一。欲レ觀二師席上畫一、遂致二繪具於前一、師推卻不レ受曰、君侯名重二朝野一、具瞻所レ歸、令二舉錯皆可一レ法。海雖二貧道一、職備二沙門一。席畫供觀蓋市肆畫工之事、吾誠不レ忍下以二釋氏法服一從中畫工之業上、一座失レ色。侯愕然而慚、謝曰、是寡人之過也。遂善レ交効レ意。師書畫皆兼獨絕。然終不人恃二其雋異一、而品地物於他之巧拙天。是以諸有二藝名一者、皆服二從於師一匡二其不逮一、以レ此師門常多二雜賓一。而淸泊寡欲、不レ躁二於僧官祿位一、然臘已滿、除二一宗班一。延享中、台廟守寶松院主缺。貫首定譽大僧正使二師補一焉。因レ例入朝、賜二謁於中一、命守二宗廟一。其勤朝夕薦羞、禮敬嚴典、所レ隷僧俗、皆稱以爲乙自所レ聞職守廟甲、未レ有二及レ師者一。然師常謂レ人曰、吾叨二竊官之寵異一、苟容レ迹而已。蓋其不レ屑二去就一也。台廟境域、有二飯倉营廟祠一。寶松兼守焉。比師仕。祠將二頽傾一。師乃捐二衣資一而興復、輪奐倍レ故、神威日新、人或請下致二數十金一、買二其故祠一、移爲中其處营祠上。師不レ聽。今猶置二新祠側一、委二於雨露一、其惡二互用一、而無二愛惜一、皆此類也。師每月望晦、布薩說戒。僧徒麕至貫首大僧正隨喜歎讚臨焉。檀林耆宿時々來會。師天性慈愛好二賜予一（與カ）、分二孤寡一、恤二窮匱一、故舊亡二貴賤一、無レ不二饋貽一也。凡臨二遺於人一、腆渥恭敬、竭二力所一レ及、未三嘗有二鄙陋一也。常言幣物以將二禮敬一。而以二己所レ不レ欲妄與レ人。不三亦遠二於禮一乎。古人有下不レ忍二溝壑一之辭上。可レ不レ謹乎。寺產衣食悉委二於人一、都不二省錄一、有レ時困乏、而神色自若焉。遇二弟子輩一、常專二慈愛之道一、不二甚檢止一、以レ此頗失二整嚴義方之訓一也。有二一老奴一、至愚不レ解レ事、而嗜レ酒。仕レ師二十餘年、後從二師院一、爲二服役一專二念佛一。所二來游一縉紳君子、皆識而問レ之。時或召二見師前一、得二戲笑貴幸一。師之寬容、可二以知一也。東都故事、臘月十三日、城市貴賤、壹是皆掃二除家屋一迎二新曆一。鷄鳴至二日午一、遠近掃擊之聲、雷響車轟、此日儒宗

南郭服翁携諸門生、避風塵於師蓮社。師乃延知立曇海智山等諸尊者、相與談名理、終日罄歡、後當以爲例。名曰掃塵會。及師移寶松、愈益盛。時人号曰廬山陶謝集。師多藏書。皆世所稀有、其他書畫墨跡古器皿茶具等、諸豪奪之物、率足以支于數世矣。然而非自始而致之、所與交列侯豪富、皆一時好事輩、相爭所奉者耳。師不敢拒、隨得便用、人或欲者、隨手散之、都無吝色。遇古佛像、則竭力求取、必得乃已。尤精於鑒識。一經品題、眞贋立定。嘗遊京洛、經歴諸名藍、散囊中裝數十金、乃密賂寺僧、其所祕靈像、皆開龕拜瞻云。師住寶松十餘年、寶暦辛巳之夏、有微恙、竟以六月十七日、向西念佛、安然而化矣。氣息既絶、而掐念珠不止、夜半乃竭。壽六十六。夏臘若干、闍維葬于淺草正往院先父母塋側、弟子二人、長默導、次大鵬、皆惰弱失行、隕師名德。哀哉。贊曰、

古今人發心、其縁蓋多矣。若今師克自防閑、不牽乎愛欲、可惑豈其心乎。所謂欲學柳下惠者、未有似於是也。由是遂絶愛海、直向彼岸、可奪豈其志乎。既已質有璞玉渾金焉。而更諮西詢、追琢諸名德、瑩然終成如意寶器矣。宜哉其手常出無盡寶。其書畫、得工巧妙、以施作諸佛事也。其所供養、繒蓋幢幡、衣服飲食、珍妙華香、莊嚴之具、隨意嚴淨光麗也。師之奉佛、可謂盡思盡力者也。吾黨之士、動即跳而匿於理、慢於事相者、亦不鮮矣。夫恭敬尊重之修、謂之何。敬首和上誠之深矣。雖問親炙所重、抑亦師之至誠由衷也。不然、何至其刻諸已而豐於此乎。世或住寺、放縱欲樂、衣食窮精美、而至供養之事、曾不如奴隷之給。惡望一人如師者於其間乎。其寬裕溫柔、而有時剛亦不吐、斯其仲山甫之德乎。所謂仁而不武、無能達也。蓋是師之攝折適時、而饒益衆生者也。是以師門常多雜賓、各從其所好。而爲說法、則列侯縉紳、及遊藝衆庶、見師者皆無厭足。所謂普門示現非邪。例其父母所以祈得大士、厥徵乃今見之。其氣息既絶而念珠不止、其可不謂克有終乎。斯可以識其生

平重練之功一也。庶有哉師之德也。教行密律、無レ不三各備成二一家一矣。獨奈二之何一、古今伎藝之藪二於寶德一也、師之歿後、十二八年於茲一矣。未レ甚遠一矣。且知、師者猶尚多矣。而世之月旦者、徒誦二其工レ畫而已。至二其德行一、則都掃蔑焉。不二亦爽一乎。況復弟子皆既流落、無下傳二師之名德一者上乎。余雖二不敏一、嘗沐二其法澤一日深矣。乃不レ獲レ已、姑記下所二見聞一者數條上、以備二不忘一如レ此矣。

安永戊戌之冬　泉谷隱士惠頓撰

與二眘山師一

客秋叩二禪扉一、幸獲レ接二芝眉一。雖二須臾間一、積年蓄思、交歡略盡。實千歲一時也。弊寺土功、初夏方竣レ役。乃以二佛誕日一、遷座供養、能事畢矣。希慰二永懷一、爾後病魔得便、哽嘔吐食、起臥不レ安、通夕不寐、月日就レ疲、皮骨連立、幾二旦暮之人一。已初夏辱書、自二蓮社一達。在レ縟開レ簡、佳作粲然盈レ目。（咏カ）名物古今作者所レ難、而緒致老勁、風韵衆長、金石之響、忽使二病夫起レ色盈一レ牘也。云何以得レ之。見レ屬二序文一。不レ能二輒止一、力レ疾强作。筆削殊不レ定、甚愧二形穢一。高命所レ委、聊當二故舊不レ遺之雅一耳。笑而置則幸甚。

○安永丁酉秋七月三日夜、弊寺災、積年歷代所二造構一、大殿方丈香厨鐘樓大悲閣雜庫門屏及資具書籍、一并不レ留、瞬頃爲二烏有一矣。曠焚赫土之中、中門巋然獨存。出二本尊宋興靈牌靈簿一之外、僧俗僅將レ身免耳。先レ災之三年、余既告レ老、附二寺職於弟子惠海一、々々也蒲柳之質、歲月過レ半病之、師資相济、老病互扶、聚二法族舊知一相與謀、乃貶レ食省レ用、務レ斎勤レ分、日夜委二形骸於興復一、衣不レ解レ帶、徒跣[illegible]作、方丈香積、鐘樓雜庫二墻、朞月方復二舊觀一矣。乃以二七月八日一、假安二佛座一、供事畢矣。若夫大殿、亦可二自レ此以企一也。然亦處所二莊嚴一、貧道一人、其若二之何一。寧使二衆圖一レ之。乃告二諸屬寺子院、及外護檀越一、期下以至二廿四年一、日課二每人一錢一、余又爲二化主一。充二三年一、普叩二十方壇信緣無緣一、月募二一人一錢一、限以二十万人一、其濟二佛祖之靈一也。衆力之所レ成也。余之所レ願。若二其大悲閣一、課二

小机、本江、河向三邑優婆塞夷、每月唱二詠佛名一、巡二行近郡一、乞二升斗粟一。近郡本擇二大士之靈場三十三處一、以爲二巡拜之地一、弊寺與レ焉、最爲二第一一。日例每周支至二于歲一、以二春仲季兩月一、爲二開扉拜瞻之期一、願亦及レ期、成二就功德一也。云々。泉谷寺再建募緣疏

○是歲辛丑初夏奉レ迂二佛座一、恭敬供養、莊嚴圓備、儀相儼然。乃期二一七日一使二門葉僧伽一修二別時念佛一、誦二彌陀經一千部一、普唱二導群生一。云々。泉谷大殿再成遷座供養啓白

○師諱曇龍、號二昇蓮社騰譽一。肥後熊本人、幼投二于州阿彌陀寺一、薙染亡レ何東游、籍二緣山一、入二於圓海大和尙室一、師二事之一、眞積レ力久、學通二內外一、名實俱茂矣。貫主妙譽大僧正選使三師幹二寺務一。奉レ職精勤、臨レ事明決、處レ治有二條理一、公事鞅掌、未下嘗有上レ所二失墜一、而常以二淸約一率レ衆。自二貫主一及二耆宿一、皆倚二賴之一。師性通レ雅有二識量一、才氣卓絕。而簡二於威儀一不二自重一、眞率醞藉能接レ人、善レ詩、古今書徒遊二戲於此伎一者、蓋不レ鮮矣。然其體裁適上、雅致風韻如レ師者、未二之有一也。自二一時名儒一、稱レ之不レ措、則詩名藉二甚於公卿縉紳之間一、殆至レ將三以レ此蔽二其實行一也。有レ集既行二於世一。云々。而師罹レ疾、竟以不レ起矣。實明和壬辰四月十七日。年五十二。臘三十六。葬二于緣山墓地一矣。云々。曇龍上人墓碑銘

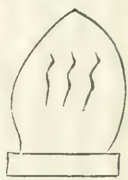
○東都三緣山、三大藏本者、第一宋本、第二元本、第三鮮本也。昔者神祖尊二崇佛法一、丕輝二國光一、需二諸海內三古刹一、而永賜以爲二緣山藏一也。雖二亦東方之富一、而我國所二稀有一而國家所二永賜一、則嚴衛重護、有二定制在一焉。新學之徒、不レ得二輙覽一也。練譽雅山上人、嘗從二顯譽大僧正一、掛二錫于緣山一、入衆之三年、私竊念レ之　我道之盛也、職由二三藏之不一レ墜矣。苟染二指釋門一者不レ讀二大藏一、何以報二佛恩一乎。末學膚受、雖レ多何爲。且夫吾山者、天下之大梵刹、四方學徒、負レ笈日至。願別置二一藏一以供二海衆之通覽一也。雖レ然、洪志所レ願、非三一日二日所二能成一。翹心搆思、殆四十年矣。寬延二年己巳將レ果二其志一、廣募二藏本一、會尾陽關通師隨二喜其擧一寄二致明刊大藏全且善者一、以贊二成之一。上人踊躍不レ已、尋且創二建經閣一、則定譽大僧正賜二其地數頃一、檀越川村某者喜二捨數百金一、經營不レ日告レ成。寔寬延三年庚

午五月矣。定譽大僧正賜レ牓、名曰二報恩藏一。蓋取二諸叡嶽故事一也。故貫主曉譽大和尙嘗有下因二感夢一刻二開師肖像一安中於大殿上。又舊大藏、有二梵釋四王、及力士像一。上人併請奉二安之報恩中央一、以爲二鎭護一也。望レ之儼然、使下二升降者悛慄虔敬上矣。更置二閲藏亭一、以爲二海衆通覽之處一、側鑿二方池一、紺綠可レ鑑、勸レ衆放レ生。西通二一門一、額曰二西蓮社一。其地其額、門譽大僧正所レ賜也。上人自戒約二藏規一曰、吾山學徒、無レ老無レ少、欲二就見一者、縱二其所レ求、藏本一切不レ許レ出レ門。從レ此而後、山徒往質レ所レ疑、就徵レ所レ學、虛而往、實而歸者、纚々不レ已、上人之有二功德於法門一也、不二亦大一乎。云々。

右抄二出于惠頓上人泉谷瓦礫集中一。

○府中番場宿農夫所左衛門、先祖位牌、陣中にて作りしと云ふを見しに、板にて作りしものなり。

俗名小林兵庫佐
藤原義春小田城而打死
天正十八庚寅年八月十五日
大林院天山道心信士 小林雅樂助ヨリ此地府中ニ來テ農夫トナルト云フ



位牌ノ形

文化己巳仲春初三抄二于荏原郡羽田漁村一

玉川漁夫 章 南畝

向岡閑話中巻

○本所回向院記

據國史所記、在昔明曆三年丁酉春正月、東都大災、自冬至春大旱、泉井涸、土山焦、可以媒火。十八日甚風、始起東南、一西一北、有上彷徨、飄厲怒喝、一無有常。都人堅閉、不相往來。舖時本鄉街本妙寺火作。風與火舞、火道無定。須臾徧滿都下、燎々焦原不可嚮邇。其猶可撲滅大屋崩、而壓小屋、何暇塗徹之救及乎。輜重塞巷、函車雷轟、老弱爭逃、車聲肩摩、迸火天墜、蒸烟地咽。前者不得廻、後者不能進、進退維谷、號呼躁躪、累體而死者、不可澤量也。風籟嘘吸、火勢披拂、忽及傳馬街、逼獄衙。獄吏石出帶刀者、謂徒繫曰、火且至、吾今放爾等。期火滅還。還無輕重、吾爲奏赦之。若幸而免匿者、發擿劾奏、罪死無救遂放之。皆爭走向淺草門。監門驚而緘門發。由是內外人多死、號哭動天地、川流爲骸(食カ)壅矣。火遂及大河、盡佃島、深川、及牛島新田、家盡則息焉。翌早或弔恤者、號呼者、索骸者、乞匃者、負賈者、探囊者、雜逮於街路矣。慶弔相集之交、俄而礫川鷹場街（覃按、鷹場街此曰鷹匠町。修漢名則當曰鷹生町。）若武家失火、風暴倍昔、倏忽若燎毛過。北極駒籠、南及郭之內外、日夕風旋火飜、列侯邸第大小數十、立委灰燼、延及數寄屋內外、日本橋、京橋、新橋、其他旁橋、無小大皆悉落矣。由此人多死矣。火燔于鐵砲州海涯。即夜又麴坊商家火發、紀尾雲越大藩、菅廟及山王祠俄頃炎上。時風反北、大名街列侯、國邸三十餘區、一介不留、遂及西城下。侯第大小八十五區、瞬頃烏有、櫻田內外、火道兩岐、一發通衢、一至愛宕下、增上寺中寮社百餘宇、神明祠、新錢座侯藩商戶、都爲赫土。黎明至于芝浦、則風衰薪盡、火故不傳也。凡二晝夜所燒燼、通計四關百餘里、市肆五百餘町、邸第大者五百餘、小者無數、祠廟大小若干、

寺子大小三百餘、倉庫九千餘、橋梁大小六十、惟淺草橋、一石橋纔免焉、橋側後藤源左衛門宅一區存焉。外郭門二十餘、船大小無數、侯家邏馬唐突、由レ是人馬塡二溝壑一者、不レ可二量數一。唯城闕及紅山西城、巋然獨存焉。望レ之唯廣漠無何之一焦原也已。但四谷、青山、麻布、斑々而目迷耳。都下人民逐奔、米穀竹木絲而罄矣。勿レ論二饑渇一、即無レ由二假設一居也。二十一日、大雪烈風、凍餒而死者數多矣。官命レ吏、於二行幸橋、日本橋、新橋、芝浦一、假架レ屋大施二糜粥一。及レ脱レ災諸侯、亦皆如レ之。窮民老弱爭就レ焉者、皆無二杯器一。或以レ手、或破瓦木片承而食レ之、賴免二飢寒一者、幾千万矣。二十四日、例大駕謁二廟於增上寺一、爲レ災故廢、會津少將公正之代而謁レ廟。還乘レ馬過レ市、行見二累骸一、因止二駐新橋一、使下騎吏馳至二淺艸門一、檢中屍多少上。頃レ之還報曰、四面皆累骸、率無二虛地一矣。公驚歸朝、謂二公卿一曰、方今昇平年久矣。聖化洽布、四方輻湊、輦轂之下、日月榮盛、嗚呼奈二之何一、旻天不レ弔、大災至二此極一也、焦骸周横、寧忍レ見レ之。當下奏請埋二死骸於一所一、爲築二大塚一、設レ祭而可上。於レ是相議奏レ事、々下、乃役二厮隷一、於二武州葛飾郡本所牛島新田一、擴二四至五十間之地一、而課下都下以レ船食者上、載二運屍骸一。皆已焦爛、無レ辨二貴賤名籍一、都計十万八千餘人、爲瘞埋營レ塚。既而使三鴻臚卿錄寺社司松平出雲刺史、命追二修於增上寺一。時貴首遵譽貴屋大和尚、即將二大衆一就レ焉。開白不斷念佛、并讀二誦三經千部、官爲假設二念佛堂、及厨宰一、日賜二齋供一也。都人士女皆爲盡レ哀、營二塔婆一、齋二香華一來弔日、野自成レ蹊矣。于レ時磯川智香寺住僧信譽白心上人者、德行非常、道名籍甚。大和尚選擧以移二住之一。即授二回向院之號一、併與二持念惠心手刻彌陀佛像一。（鋪二中千體立像長一尺一。今大殿本尊之胎藏）、上人乃脱二官服一著二黑衣一而前、一捨二世緣一、念佛不斷、回向唯謹。於レ是官賜二塚間五十間地一也。創造勿レ亟。庶人子來、經レ之營レ之、諸堂具（眞カ）備、不日成二一大蘭若一矣。於レ是追二推貴屋大和尚一、爲二開山初祖一、而自居二第二代一也。今本堂所在、直是一堆大塚、塚上安二金銅彌陀大像一耳。本堂者、南面正直今方丈地。是歲丁酉秋百僚相率至二本所一、議二材庫所レ置、時見二寺境迫窄一、爲奏請。以二安藤右京大夫一、加二賜東西各十間地一。寬文改元辛丑夏、大駕田

獵之使、亦增賜東西各十間地。總計西面六十四間、東背六十間、南深九十一間、北深七十五間、境內坪員、都計五千百四十六云。丁酉二月、官命京兆尹神尾備前、石谷將監、賜白金重一萬貫於都下市民、以供土木之費。且命都內通衢故廣六間今改十間、便於車馬之行、而禁用幽巷。自白銀街至柳原、除市塵行、新築大堤、自日本橋北至四日市、都除市肆、日本橋南迄京橋、除市三所、其宅所處、曠爲游地。皆以備火也。所除市家、戶賜代地、及金七十兩。是歲冬、賜延燒諸侯、及朝士大夫黃金、五等各有差。上爲諸侯下爲庶民、皆感聖恩、相競經營、土功亟成、歲中過半復舊都、民稱萬歲。由此號吾山稱國豐也。本無寺號、都人呼曰無緣寺。蓋以其埋無緣枯骸骨也。幸與修多羅所謂以無緣慈、攝諸衆生文合也。奇哉。余嘗聞、昔者秦世坑殺趙降卒四十餘万、燒殘民家、發塚丘冢。何其暴虐也。而墮至二世、天下分崩、國亡祀絕矣。然今爲死者、營斂瘞埋、永施佛事、爲生者、救濟飢寒、散財聚民。何其仁恩也。所謂國無以爲寶、惟善以爲寶、宜矣哉。本支百世、万斯年無疆、四方來服、都鄙日盛也。初吾寺四望迴而皆野。兩國橋未建、無幾侯居歲徙、商戶日增、官爲架長梁、遂成一大都會也。天和二年冬、寺災、亡何再興。於是建堂於塚上、而以銅像爲本尊也。元祿十一年冬、亦災。銅像銷鑠。第四代觀譽祐鑑上人更鑄安堂前。而莊嚴其模型、以安本堂。今本尊是也。今本堂者壯麗堅固、數免水火之害。第七代香譽上人所建也。上人乃告請于緣山、代黑衣以間色、其他寺幹有功、實爲中興矣。方丈及香廚者、第八代勝譽上人新興也。第九代濟譽上人大修大殿、再輝舊構也。

附錄、　創基信譽上人、道行絕倫、即代念珠以連貫、用以念佛。積至三十餘斛、堂面蓮池。此爲種云。素妙刻像、且能鑒古刻。現在寺中佛像、率皆上人之手刻也。勞窮惠心先德彫刻云。鎭守號蘂荷辨財天。蓋當時信譽上人大殿修法既畢、巡堂至千體堂、忽見一苣在。輒取視之、則辨天之面貌也。上人卽認是弘法大師之刻、感而受之、遂手補刻一丈五尺立像、安置于寺西南、永以爲

護法神。至今未曾開扉、則無有誰拜者。千體堂、今也亡矣。山門、宮野淸左衛門者所建也。元祿中災、屬烏有矣。樓上故安觀音像。今移地藏堂。世謂一語觀音是也。東都巡拜三十三箇中、第二十六也。馬頭堂、昔明暦中、大猷之馬沒而埋焉。爲立師子無畏之像、今古患瘧者、祈則斷。三佛堂、昔万治中、兩京兆尹奉命、爲獄死刑戮者、立石塔婆一基、併建此宇、而安彌陀、釋迦、大日三佛像、故以名焉。日巡都下頭陀僧十六員居焉。別院一區、在小塚原。無怙窮死者葬于此云。余嘗與淸譽上人有舊、客秋過訪、信宿道故。上人乃屬余曰、本院緣起、今諸所口碑、多違其實。居諸愈久、而愈失其眞。請師據實而錄之。余以不敏辭。而猶屬不置。不慮上人以初冬、俄而逝矣。前住勝譽上人不得乞(已カ)而再住焉。爲祠其事。然而勝譽上人、及讃弟徹天師奉顧命、且附手澤記事以委余。余泫然泣曰、始吾弗敢諾、然吾心已許之。豈以死倍吾心哉。乃執簡敢記、以係家樹吾蘭。同上人雖逝、言猶在耳。況亦對手書。音影恍惚著目前。追念感慕、不覺而涕漣、以至於有此其贅也。且夫和漢振古以來、災害雖多、而人死如斯者蓋未之有也。故據國史、而記六之運暴如此甚、則人民窮死、以至此極也。蓋是本院所以緣起也。何害乎綴纏。讀者勿以爲冗長也。

天明二年壬寅八月　　武州小机　泉谷隱子惠頓撰

○與著山上人

辱者、頃問、多荷意之意。況且弟袍之賄、憐頓之寒者何以謝焉。頓也甘、問棄物已。何足與言詩。即未能和。積罪是極。頓體中本無詩腸。亦未嘗習風雅之音、輙不自重、有作強作、則嘔吐大咲、每令同社人笑。謂勿復作之、委巷間歌謠也。此即所以不能一稱至道者也。憐恕勿咄者造。蓋禪旨所游戲、莫善於詩也。尊者通才、詩書兼綱、所賜康樂寶、用以莊嚴草庵也。復閔其愚、幸蒙不棄、仍無吝慈惠、則所大願也。曰見寄篋七二物、香積界中、每供

於飲食一。惠紙祇領並謝。新刊羣帖、裝飾古淡、開レ帙詩書二絕、連璧爭レ光、俱展二驥足於千歲一。記牘者固亦蠅附之譏、徒貽二痴絕之笑一耳。西肥紙布謹上。以充二禦冬一。拙稿一篇附有二以請一、請唯尊者貴所レ出、因二尊者一致二意保壽翁一、(河保壽字與昌)冀故舊不レ遺、假二翰墨之翼一、爲レ吾藏レ拙、神廟之謁發駕在レ近、歸期重九前、懇祈再往、期二九十之交一、聚レ首晤語。請以准二鑒亮一。炤亮不宣。仲秋惠頓首　(頓下脫二一頓字一)

○又

近戈二獲牧溪所レ畫蘆雁双幅一。余雖レ無二鑒賞一、而覺下其有二生色一飛動上也。弊廬略無二過客一、晚時過田夫野人、止二寒溫農話一而已。絕無二好事者一、書畫古器、與二瓦石一無レ異。雖二則明月夜光一、不レ如二即時一碗酒一。斯所レ有下轉二致於座下一者上也。座下固有二奇癖一乎。爲レ之踊躍、金石以鳴レ之、響中宮商、妙通二精靈一、蘆雪可二以風一、墨雁搖如レ飛。鳴則相和、行則接レ武。翔二陽春一、息二白雲一、千變万態、亦惟是師二般若波羅密之力一、生二動於片隻文字之間一、使二人不レ覺一唱三嘆一也。余何幸得二此於座下一哉。已裝展二座右一、想二像其歌態雋味一、其風韵不レ能レ已。嘗聞子猷愛二飛禽逍遙一。況且吾黨事二放生一乎。寓目既罷放レ之、一往凌レ空之翼、何必樊籠乎。弊廬亦藏下無礙子寫二雪舟渡レ唐富嶽一圖上。恐非二貧道所レ有也。器服不レ稱、君子所レ誡、吾焉用レ此。請座下爲下二宜稱處一。使三余免二懷璧之罪一。所二委命一塔銘、謹以竭レ愚。不レ知下當二座下意一否上。幸笑而置焉。

○耆山上人衣鉢塔銘並序

釋玄海者、東都神田人也。世姓栗原氏。幼喪レ父。因有二出塵志一、隨レ母待二年於舅家一。甫十一歲、投二于緣山安立院義學上人一薙染。乃入二衆籍一。性聰悟幹檢、雖レ未二游方一、而艱險備嘗、人情曲解、兼綜二衆伎一、通二善惡事一、不レ可レ罔二以レ非其方一也。後舍二菅溪一。(菅溪曰二天神山一。)博涉二內外一、講レ書論レ議、時輩無レ儷。僧階既進、將レ列二第二班一、浩然而去。脫二遁青山一、自稱二耆山一、(耆山上人寬政六年甲寅四月十七日化、歲八十三。葬二于青山梅窓院一。)獨與レ母居。母歿、葬二于梅窓院一。就二其墓側一、自建二壽藏一。既而西遊、亡レ幾歸居。禮誦課稱、三十餘

年如一日矣。淨業之暇、有朋來會、則讀書賦詩、走筆賞茶。而皆非其好也。蓋爲避時事無義雜語耳。嘗安清貧、未嘗波戚也。衣食淡足、無所餘、亦不至困。性頗有嗜好。不欲苟飽。恒言與其饕餮滿腹也。寧精微約口。諺不云乎。鷹兮々々、飢不啄穗。年已七十餘、無病克壯。獨處自炊、無有世出世族。傳持衣鉢、身後無所屬。則欲豫爲之所無果後人。於是沈諸明顯之山。（明顯山祐天寺）塔于其處。而使余爲之銘。銘曰、師其置之安之曰、

歸去來樂土。留之此塋。吾將逍遙。爲安養民。勿用裁縫。妙服在身。不須餔啜。禪食適神。永離有無。無復煩人。累盡縣解、歸去來入眞。

天明壬寅冬十二月　　泉谷隱子惠頓誌

○祐天大僧正傳

師諱愚心、字祐天、（章蓮、祐天寺曰明顯山。）號明蓮社顯譽。奧州岩城人也。父新妻重政、姓平氏、千葉苗裔也。父母無子、每月念三、齋戒夕於月、懇祈久之。一夕夢月輪降庭樹、地藏大士授如意珠。乃有娠、以寬永十四年丁丑四月八日生師。容貌不凡、眼光爛々。其射物則左右瞳子更相上下。嘗宗族內集、賀師誕辰。忽有野狐遶舍止戶外、三鳴而去。衆皆怪焉。祖母云、勿怪。吾夜夢。今果得斯瑞。覺此兒不凡。當是千里駒。遊武若騖乎。籍甚於海內。然武雖驥、騖不遍。唯僧乎。可以展驥足、遠致於殊方、何羈絆民間爲。乃使舅氏道法送、通武州緣山池德院休波許。休波見而以爲培塿、寧松柏廁封殖乎。遂以與山中之傑權通上人。上人得而器重之、遂薙髮名曰祐天。時年十二。師爲人樸直敦厚、而氣宇蓋世、精力絕人。歷事上人于善導、弘經、光明諸大刹。上人寂後、退于飯沼、精修道業、夜以繼日、蓋有年矣。德立聲滿、次將住檀林。而素有隱操、切薄世榮。於是浩然而辭、栖遲于總牛島、時或游方彌年。歷瞻名藍、勸奬樂機、化迹殆遍天下。既而歸牛島、居若而年矣。孜々淨業、書寫佛號、日數百幅、遂以此風靡海內。自西自東、自北

自レ南、靡二思不一レ服。惟呂國大夫人聞二其道名一、屢遣レ使問レ道、信敬尤厚。亡レ何迺以二台命一、超レ例擢三師自二衙門中一、住二大巖寺一。爾後累レ命、超遷二弘經寺一、又轉二傳通院一。朝野由レ是曉、然以知下上攸二歸宗一如上レ此。則其應如レ響、自二列侯搢紳藩士大夫一以至二都人士女田農樵牧一、絡二繹衙衢一、肩摩轂撃、來往如レ織。人々將無レ不三日來二嚮師化一也。憲廟屢召二諸宗名徳於殿中一、有レ命。各自掄二揚宗義一。而師所レ述常優然出二諸徳右一。公聞而咨嗟久レ之。公曰、嘗聞其所二書施一佛名、靈驗響應有耶。師曰、有焉。蓋佛名難レ思二功徳一、而受者信力所レ感耳。非二貧道所二敢知一也。公又問曰、如二天台眞言等一、皆有二明呪護摩一。以爲下鎭二護國家一、消二除災殃一之祕術上。淨土宗獨無レ有何也。師對曰、今聖徳方盛、同比二日月一、靡二遠不一レ照、靡二幽不一レ察。然貧道何幸蒙レ賜二尊問一。輒不レ顧二固陋一、敢布二愚悃一。夫王道雖レ大、要不レ出二於孝悌忠信、勸善懲惡一也。佛法雖レ博、要亦不レ出二於善惡報應、止惡修善一也。然佛法不レ孤、必須二王法一而行。蓋釋尊所三以付二屬遺法於國王一也。斯民奉レ佛、苟信二因果一、則無レ有二惡逆暴亂之行一。此其所下以陶二國民一、輔中王化上也。故佛法之與二王法一、譬如二鳥車輪翼一、双扶而行、不レ可二偏缺一也。佛氏者亦莫レ非二王臣一。不レ可三以莫二之禱一也。況吾宗獨以弘大、神祖寵異是賴焉。不レ可三以莫二之報一也。是以、有二宗制一雖二小沙彌一、無レ有下不レ祈二國祚永寧一者上也。然其所三以不二用一呪護摩一者、蓋彌陀曠劫、修二万善波羅蜜一、建二超世願一、選二擇稱名念佛要行一、用二其兆劫修集功徳寶一、廣施二諸十方凡衆一、貴賤男女、是故執二持名號一、則彌陀所レ具万徳、及諸陀羅尼神呪等、一切功徳、舉レ體攝二在箇六字中一、無レ有二餘蘊一。故二釋迦一代諸經、廣讃二念佛功徳一、超二絶十方諸佛一、舒二廣長舌一、證二誠功徳一。是故念佛者、常爲三彌陀釋迦諸佛所二護念一、觀音勢至、無數菩薩、常來擁護。又差二梵釋四王諸天善神一、隨逐影護、無レ有二遮障一、横夭、横厄難一。而得二延年轉壽一、故經曰、一切諸佛所二護念一經。又云、天下和順、日月清明、風雨以レ時、災厲不レ起、國豐民安、崇レ徳興レ仁、務修二禮讓一。又云、神力演二大光一、普照二無際土一、消二除三垢冥一、廣濟二衆厄難一。經文明白、念佛一法、於レ何不レ有焉。吾宗是故現當皆在二彌陀一、無レ假二餘法一也。

公又問曰、嘗聞、我東照神祖深歸彌陀、屢示靈驗。昔者大坂之役、所奉黑本尊、入兵間、冒矢石、殊戰。此事實否。師對曰、善哉問也。在昔先君親忠公歸勢誉愚底、入吾宗、刱大樹寺以來、世宗淨教、修持念佛。永祿中、大高之役神祖不利、以大樹先祧之故、與十數騎投焉。請時住天室、住於宗訣而來、日課念佛、弗敢失隕。天室謂神祖曰、吾嘗見諸英雄、爭天下者、稻器非不明也。城郭非不固也。師旅非不多也。兵器非不利也。其志皆在於戰勝利已而已。不在民矣。是以、雖幸而一旦成覇、必受其咎、弗能久矣、以無毀人自成也。公欲必得志、先誓發菩薩大悲心、愍憐蒼生、視猶一子。我苟獲志、則流布佛法、普濟群生。而今四衆抗我王軍者、是佛法之仇讎、皆討伐無赦。蓋斯大士折伏門之意也。公實聞之。公說、乃奮以誓矣。於是得黑本尊於州明源寺、奉持之、雖營壘中、不須臾離。爾後吾軍師彊梁、卒乘銳勸、無與爭者、所嚮咸懾、遂安定海內、橐藏干戈、四海晏然。至于今賴之。是故開幕之始、特有命、吾率土生靈、無貴賤、必皆受宗旨于佛法也。（單謂、國家之有宗門令者、因有天主教之禁也。泉谷此文亦是一說。）若有犯者、嚴制無赦。蓋徵其誓盟之言也。維昔豐勝國以前、斯制未之有也。神祖龍德、獨雄古今、而德化斯年無疆、愈久愈盛。特於此乎在。蓋大坂之役、其戒靈像、假助善人、除其凶惡也。卽是佛首楞嚴定中、折伏之一化耳。又何怪焉。且夫徙東都之際、首立吾十八檀林於關東、教育宗徒、限以十八、法松字。松於受十八公。蓋取諸松氏貞固、祚胤興盛也。是以、檀林各自永鎭黑本尊影、神祖尊影、恭禱國祚隆盛、斯其可以觀國家之於吾宗、有所由來矣。違天咫尺、恭愛奉對、敢干嚴威、多罪恐懼。公說曰、今聞其說、始識昔聞有素。且稱其道義卓拔、無毫阿諛。一日召十八檀林住持、及緣山行事十二僧於殿中、使論議彌陀經一心不亂之義。緣山貫首大僧正瀧譽定爲論主。先僧正了也、雲臥二公、及護持院、護國寺、金地院、觀理院、進休菴、金性院、侍座聽聞。論議既畢、特命師、唱導前義、賜高座於御前。師卽起就右上座、無所詘、自開曰、吾宗指方立相、厭穢欣淨、

不明無相離念、圓融性具。是故、今經既云二執持名號、一心不亂一、猶二是唯事有相之心行一也。何以得レ勝二彼一念不生、名爲卽頓、語法實相、圓融相卽之理一耶。自答釋、盛宣二本願名號、大善功德、釋迦出世本懷、諸佛證誠一、凡夫生二報土之祕術一。加レ旃以二文殊普賢、龍樹天親、說偈願生、卽相無相、自然悟道、五乘齊入之妙旨一。公深信受、一座皆推服。及二文廟立一、又歸二師德一、恩寵殊渥、及二世子智幻君、公子理岸君逝一、皆葬二于傳通院一。爲二師之住一故也。又有レ命、遷二先早夭一、卽在二清壽清華若雨柩一、乃改而葬二傳通院一。亦皆以二師之故一也。知恩院尊統法親王、欽二慕師風一久矣。始入二東都一、儼然尊臨二於傳通院一、終日示二法話一、且請二手書金字名號數十幅一、歸洛後、奉二之仙洞、女院一、及賜二公卿搢紳一。正德改元之冬、涵以二台命一、住二增上寺一、卽席任二大僧正一。實爲二卽命任官始一也。且有二後命一、以二其耆老一、加レ勞賜二紋一。無二下拜一。自レ非二信任之厚一、何以恩寵殊遇、至二于有一レ此也。二年冬、公不例甚矣。禁方不レ効、醫官袖レ手、冠蓋奉幣、並走畢至、有レ加而無レ瘳。於レ是有レ命、使下師奉二持黑本尊於殿中一、供恭瞻上。師執二念珠一手二書名號一、而授二十念一。當二此之時一、嬪御百官、皆泣莫二能仰視一也。遂以二十月十四日一、薨二于寢一。恭奉二遺命一、以二葬緣山一、以レ師爲二大導師一。奉葬之夕、天氣淸朗、寶輦所レ度處、天樂四聞、雨華繽紛、天華墜レ地、變成二舍利一。都人士女、爭得奉レ崇垂二万數一矣。（覃云、是何異二師德一。是溢美之言。）中陰万部大會、師爲二導師一、勅修法會、特命二師唱首一。黃檗悅峯禪師應二欽師德一、嘗入二觀東都一、邂逅得二謁師一曰、吾在二故國一、久聞二道譽一、且閱二手書佛號一。今幸接二芝眉一、承二法話一。予自二壯年一、奉二彌陀持名一者久矣。然爲二宗轍異一、至二於心行所一レ歸、未レ能レ無二疑滯一。余親蒙二示誨一、積年所レ疑、渙然氷釋、何悅如レ之。今此行也、利レ獲レ謁師。後數致レ書、訣二道履一。其處二已荷法一、可二以見一已。當時交二易崎陽一海舶、亦言二師名德淸號、流二布彼邦一。正德三年夏、月光院夫人迎下師所二奉持一彌陀尊像於殿中上、奉以爲二當上鎭護本尊一也。是歲秋九月、請二於宮中一、受二宗戒兩脈一、預擬二剃度式一、而受二持師加法金襴安陀會、及念珠一。是歲冬十月、天英一位大夫人使二師奉二持黑本尊於殿中一。此日時加レ勞、賜二乘於廷內一、又賜レ茵坐二

於御前、致請聞法、受宗脈及念珠。法心進淨一夫人亦與受焉。嬪御侍女無老少、皆受十念、安置本尊於殿中、供養三日、既而使祐海奉迎回輦之日、加州宰相公宰奉請其藩内、敬拜瞻。後以大夫人命、經營寶龕、珠玉莊嚴、窮極精巧。師住緣山四年、告老辭寺。官不許。固請。許之。退居麻布草隱堂、一謝世緣、夙夜念佛、書寫之外無他。蓋師道力堅固、脫衆生於重苦、拔幽魂於冥途、至若彼界女怨恨解脫、人々所知、具如別記。或至精念佛、佛像出身汗、丹心懇祈、神明現形應、手書名號及印施者、信受服膺、則免刀劍、水火、病患産難、凡所在災厲彌除、魔魅失便。雖嬰兒輩、不[illegible]焉。偶有不信毀謗者、屬變爲祟、驚遽就像前悔謝者、今猶有焉、師居恒投閒即便書寫、唯[illegible]精、率無虛日。人或請以其老羸、當盛暑凍寒乎、少弛。師不肯曰、吾寧以一己之勞、而[illegible]之益乎。子[illegible]復道。以故其所書施、不知幾許多矣。師積年[illegible]刻意、深體宗訣相承之玄續、謂[illegible]何[illegible]近頗有傳習之錯謬者、師慨嘆之日久矣。及往檀林、努力爲正、委復古矣。嘗在大巖、屢得道[illegible]靈告、在傳通夢了[illegible]、[illegible]卑親拜元祖、謁西師等、其深符祖意可知已。有人問淨業者、直示本願念佛、專修易往之旨耳。自行亦惟一向專修、無有是其外矣。師生平所受信施未嘗自用。皆用與廢寺、繼絕跡。嘗游方至南都大佛殿、因嘆頽廢、佛像冒雨露。師慨然曰、吾若過再建之時、願竭身力以貲之。方其再建募緣之日、寄貲大殿中圓柱、木若已美、然者十餘、其料率數千金、皆其歷年所書名號淨財也。又嘗拜鎌倉大佛像、頽廢不忍視之。及往傳通院、寄五百金、修佛像梵[illegible]脉。後業增上寺命、都淺草野島某者齎千金、來共其費用。師不受。野島氏曰、吾久歸師德、微志無已、以至于此。今不肯受、令吾虛落功德。請其圖之。師從容曰、無已、有一於此。吾嘗修鎌倉大佛像、而志願未遂、今以與我、不若起念佛道場於彼像前、於是野島氏愈益感其高德無私、遂捨數千金就大像側、剏起高德院、創不斷念佛會。及野島氏[illegible]、淨財不給、師亦寄五百金、充結衆之資、至今不退轉云。其他洛陽祖跡、關東檀林、

若有緣精藍、以至二異派諸刹一、捐レ財興隆、或以供二僧祇物一、不レ可二枚擧一。其於二檀度一、陳錫載周。蓋古今所二罕有一也。惟德隆々然、高振二禁廷一、宮中無二少長一、欽慕不レ已。女院、公主、乳御使ニ遠需二宗脈及名號一。師乃謹上。於レ是女院賜二金襴僧伽梨及尼師壇一、公主賜二金使面一、乳御贈二縹帽子一。享保二年夏、師移二龍土一、三年夏四月、德廟謁レ廟之日、特召二見師於緣山方丈一、恩二恕其老羸一、賜レ茵坐二於御前一、恭拜二加勞之寵命一。先レ是有レ命賜二藕絲安陀會一肩一。是歲夏六月、微恙、及二病革一、念佛書號、未二嘗有一疲倦之色一。七月十五日朝、書號十餘幅、乃投レ筆曰、南無阿彌陀佛、吾生涯書寫、究二竟于此一。高聲念佛數十遍、及二午時一、告曰、吾滅後宜下創二營寺宇一、修二不斷念佛一、回中施法界衆生上。乃擊レ鐘開レ門、即今所レ修不斷念佛是也。及レ夜亦告曰、終焉期至。當レ待二聖迎一。淨巾潔レ躬、迺面二佛像一、左手二念珠一、右二彌陀經一、口切念レ佛。衆繞助音勵聲念佛。安祥而化矣。壽八十二。臘七十。奇香彌レ旬不レ歇、此夕清朗無レ雲、遠近緇白、感二靈異一、不レ須二待命一來會。翌十六日、倚子遺骸拜瞻、顏貌如レ生。十七日、緣山大僧正、行事十二僧、守廟八院、塔頭三十院、及大衆無數、府內五箇檀林、及舊好寺院集會、恭行二葬儀一。凡金棺之所レ過處、僧俗雲聚、圍繞念佛、聲動二天地一、四面數里、無二立錐地一。其得二衆心一可レ知矣。闍維得二舍利無數一。舌根不レ壞、形似二蓮葩一、皓白有レ光。蓋是其生來不妄語、熏修念佛之所レ感也。弟子祐海欲下奉二遺命一、起中殿宇上、而移二臨末開白不斷念佛會一、乃薦疏力請二於縣官一。官準レ所レ請。於レ是就二目黑普久院舊址一、剏二起寺宇一、安二置師肖像於中央壇上一、側建二寶塔一、藏二靈骨一、別造二寶龕一、盛合利舌根一、以爲二永寶一、徵二將來之信一也。德廟有レ命、使二祐海住持一、而踰二越制例一、新賜二祐天寺號一。於レ是祐海追二尊師一、爲二開山初祖一、自居二第二代一、虔恭奉事如レ在、唯以レ光二昭遺化一爲二己任一、可レ謂二師也規、資也隨一、寺門日張、終成二一大叢林一。承以繼レ之、積レ功累レ德、遺風餘澤、歷年之久、愈益爲レ盛矣。一日大駕郊行之便、駐二蹕於寺一、入レ寺仰二見師像於壇上一、乃召二見祐海一賜二祐天像克肖之寵命一。贊曰、

大哉師之德敎、沛然溢二乎四海一、以及二殊域一。凡人迹舟車所レ及、言語文字所レ通、雖二孩童一莫レ不レ稱二

師名德也。則民間宣言。師是地藏之應化也。未可知其何如也。菩薩或者以物利付屬、駕願輪來、而利濟末衆生、亦未可知也。不然、雖以師之盛德、既已介草莾遁世之僧耳。何以至於朝廷拔擢之恩、有以榮之如此。列朝殊遇之賜、有以寵之如此乎。下視應之、速於置郵而傳命、則德化所馳、靡幽不達、道名所翔、靡遠不屆、以至於此其大也者與、乃知民言非爲誕也。嘗聞松前治焉、有毛人之國。其民冬穴夏巢、其俗獷馴或異。松藩歷道達上德意而已。神佛之道未行、然猶尙有地藏大士與祐天上人者也。斯又足以徵無佛世界能引導之言也。若師化迹事緣、人々口碑在焉。不必錄此。今姑撮要其應世以來化及高貴者、以備不忘爾。

○矢向良忠寺鐘銘幷序　代作

我祖法諱良忠、字然阿、勅謚記主禪師、盛德大業、載在記傳。嘗化導之便、來往此地。偶有感靈夢、於是創起一宇、以爲栖息之處也。後門弟修飾堂宇、乃號記主山然阿院良忠寺矣。曠年彌久、殆五百年、而道場依舊、淨業無怠者、無乃由禪師盛德之所致乎。元祿中讃譽玄公修補殿宇。當此之時、檀越椎橋傳兵衞者喜捨淨財、新鑄洪鐘、以供考妣之冥福也。扣擊失節、鐘有虧損。余欲更鑄之、乃謀椎橋氏、併募緣四方、亡何鐘成矣。乃爲之銘、銘曰、

山稱記主、寺號良忠。廼祖所甽。斯振宗風。洪鐘復古。經營□巧。先世有始。後胤克終。衆庶勠力。鳩以成功。聲徹諸天。響及龍宮。師吼久傳。鯨音普通。時念無常。忽覺永夢。善根深殖。緇林長隆。維此法器。化物無窮。

右抄出于泉谷瓦礫集中。

巳巳仲春十日於荏原郡瀨田村寓居書。

○造堰牌以爲湖水高淺之限、江潮不復入市。蘇軾傳。

○都初春　うちかさす都大路のたてぬきに霞の衣たちそめにけり　千蔭

○是政村の宿の襖に、闕良雪、年七十の書あり。良雪は上野准后様の時、御とめ筆也と云。
蓬仙人張果郎の書也。

○指月老人とはずかたり。（此以下川崎宿養光寺先住指月老人法語也）

人の心、もとより天とひとしく正明清静なれども、おさなき時より世にまじはり、いつとなく人欲のわたくしをならひ、永く天とへだゝる。そのわたくしよりしてなす事なれば、よろづの事よきはまれにあしきはおほし。よしあしのしなまたおほし。其中にものをあはれみ、いかりをつゝしみ、我にあたらぬものをもとめ願ふことなく、人をねたまずそしらず、我をたかぶらず、かたくよしとせず、人と事をあらそはず。たゞ心を静にして、わが心にしりたる事をたからとし　しらざるをかくして、しりたる躰をなさず。人のそしること忍ていからず。人をそしらんとする心いでば、忍てそしらず。奴婢のつとめをばよくおしへて、あやまちあるをもあはれみておしへ、にくむ心あらず、家の事をばよくつとめはげみ、ものゝなきはつぎてあらしめ、なきにおゐてうれひくるしむべからず。ものゝあるなしは其時の有無にまかせ、世のあらましはたゞ朝夕にかはりゆきて、雲水のゆき／＼てあとなきが如く、しゐて心にとゞむべからず、わが身さへ、あだしのゝ露の日かげまつまもあらぬなれば、ましてや世にあるものゝかず／＼いづれをきはめて、ありとしなしとせん。たゞ心のまどひよりふかく思ひなやみて、きのふのあるにけふのなきをかなしみ、むかしの富を思ひいでゝ、今のまづしきをなげき、人をとがめ天をうらみ、あらぬかたより吹風までもいとうらめしく思ふごときは、みな凡人つねのならひなれども、まことに／＼おろかなるまどひなるべし。天地あり。日月あり。山川あり。田畑あり。林藪あるあいだは、衣食財用のたらざる事あらず。人に生ずるはじめ天より給はるところ、とぼしきことなし。しかるを鄙俗のならひ、驕て分にこえたる費用をなし、殊に大事を輕んじ、天

道をおそれず、古人のおしへをあなどり、ほしひまゝに物をもちひへらし、飲酒博奕はなはだ過太なるを以て、天の冥加をうしなひ、佛神のあはれみにもれて、終に困窮し、はたして路頭にたふれ死す。これ外よりきたる過(トガ)にあらず。おのれよりみづからまねく所なりと知るべし。およそ冥加といふことわするべからず。人として天の冥加を得ざれば、萬事なる事なし。天の冥加とは外にあらず。たゞ人つねの心となすわざとの心なり。この心行またゞしく明にして、邪のおしへ惡の願をなすべからず。むかしなせし所の善惡の心行より、今日の善惡の果報を生ず。たとへばよきぬひもの師のよきはりよきいとにて、よきものをぬふときは、おもひよく出來たるがごとし。又あしきをもこれにてかへりしるべし。しかる則(トキ)は、何事のよしあしもみなたねなり。いまの時にあたりてにはかにはあらず。事をつねにつゝしむ時は、後のとがなし。つねに愼みなければ當にとがあり。これしりやすきことはりなり。もしよく常に愼みてとがなければ、終焉(ヲハリ)の時心おのづからやすし。終焉までにくゆる事なければ、後の世はいよ／＼やすし。今生は後生のうへしつけなり。後生は今生の出來秋なり。たゞ出來秋をよくならんと思へども、今生のうへしつけよからざれば、よき實をとることなし。ちかくは女に胎教といふことあり。子を懷(ハラ)みて後、耳に惡聲を聞かず、目に惡色を見ず、口に惡言をいはず、心に惡事を思はず、立に偏(カタヨ)らず、坐するに偏(カタヨ)ることなく、夜は盲人に善言を唱(トナ)ひさせてきく。およそよくつゝしみば、はらみたる子うまれて聰明端正なり。文王の母太任といふは、文王をはらみてより、かくのごとく胎教せしかば、文王うまれて大聖人たり。これ胎中にあるときよりおしゆるのならひあり。ましてやいでたる子、ましてや成人のものをや。おしへざるは父母のとがなり。おしへをうけざるは子のあやまちなり。あたら子を敎へざるなをあやまちとす。いはんやわが身をおしへざるは、子をおしへざるよりあやまちと知るべし。もしよく此生つゝしみなほくする則(トキ)は、後の生はおのづからよきところにむまれ、よき人となり、よき果報をゑて、よくねふりよくさめて、よくおはりまことによしといふべし。此外

ねがふべからず。

此法語は江都淺草藏前海野氏の家の禪女にあとふ。

○指月老人橋場夢談

春の花の色香さかりなるには、とひくる鳥の音までもいとゆかしく、知らぬ人もたづね來しほどは、たゞいつまでもかくあるらんとおもひ、明し暮すとせしが、世のならひとてかはる淵瀨に、身もつらくなんおぼえて、花ちるさとの名にはあらで、色香のみか人の心もうつらふまゝに、よろづの事わびしくおぼへて、うき世といふ事今ぞおもはるれ。なにの事の見るきくもいとわが身につきて、うさのみまさるものなり。しかはあれどなつ山のしげみに、ほとゝぎすの一聲を雲にのこすなどは、またゑならぬ心地して、世の事わする折もあり。川のみそぎのすゞしく、ながれもきよきを見れば、心のあかさあらふべしや。いつしか初秋の殘るあつさにも一葉にわかる音に、世のあはれも身のつらさも、ひとりおもひてねやの内、ひまもる月をぞむかしかはらぬかげと見しに、日數の中にすぎぬるものごといやましにさびしく、はやくも時雨來て、ねもせぬまとに、行末のいかにあらんなど思ふうちに、庭のかきねに香をのこす菊に、まどはしくを／＼霜は、さむくをしるしたる宗も、ひまをふさぐ心づかひするは、世のならひぞかし。霜はなをうすし。終に氷のあつくまで見ゆる事に、心をいましめ事をおそる(マヽ)ふる事を思へば、たれもゝしかたにくゐて、かゑらぬつみとがのふじの高ねはさゐことにて、わが庭につむものをとなきあさなすも、曉の鳴ておどろくなになれや、夜あけ鳥のねとゝのみ思ひしごと、今年はすぎて新玉の春はめぐり來しを覗るにこそ、人の世やうきもしづみも、一時のきのふの雲のあとの面雲は、たちのいかにはねども、山はむかしの青葉にて、いつも當世のものなれば、それさへ遂に用となる。いつの世をたのみ、いつの身をおしむべき。たゞ世のあるまゝにまかせうらみなげくべからず。おほくあればいよ／＼わづらはしあり。あまりてわづらはぬはたゞよくみち知る

人なり。道とはなにをいふやらん。むかしも今も寒しあつしはかはらねど。さむきはあつく、あつきはさむく、またつねにかはり行をさとり、すべての事よきもあしきも、かならずさだまるものとゞむべからず。此さだまらぬこそさだまりし道なれ。夢といふをたゞまことなしといふとも、夢をまことなしといへば、世のまことゝいふもみな夢なり。夢と誠とすべてまことなく、すべてまことなり。此みちを知る人に、身の高下にも貧富にも心をなやまさず、たゞある日はあるにまかせ、なき則はなきにまかせ、日月もかけくれあり。ほとけもねはんといふことあり。天地もつきてあとなきにいたる。人世の有無増減長短のかはること、言葉にいふにたらず。

○後伏見院御製に、

何にかはとまらぬ名をも思ひをかん朝けの露にたぐふたるよを

よしやたゞ今日をかぎらせるならひとておろかにあすの身をばたのまじ

これは江都中橋小林氏母智亮禅尼の母妙順老尼にあたふ。橋場といふ處に隠宅あり。

○指月菩人法語

世は露にきえだし名の後に、あとなきものなるを、迷ふは人の心にて、したしみあり。うときあり。あいするからに又にくむ。きのふの雨をけふは風にきくなれば、何をか實とし、何をかいつはりといふべき。是ぞ世の中の事は、もとめねがふ事はかなはず。うとみきらふ事は日々に目に見へ耳にきこへ、きのふもけふも是ぞと悦ぶ事まれにて、明日はとおもへば明日もおなじ。世のおなじ人なれば、心にそまぬおなじうるさき事のみいできて、是までといふかぎりは知られず。山には山のくるしみあり。海には海のくるしみあり。天地の大なるも終にほろぶる時あり。ましてや山の高きはくずれ、海の深きはかはき、さだめがたきまことなき世のありさまなり。天子のごときも位かしこき名も、いつかなき世の人と聞れ、三公九卿諸侯の威勢たくましき、福祿おなじくなき世の人なれば、衆生のかず

にいる。況やそれよりなりくだれるものをや。すべて世の事に善道はすくなく、たゞ欲と瞋と愚とのみ多く、邪見を主として日夜の利をあらそひ、我をたくましうするのみなり。たとへば鴟梟は腐鼠をあらそひ、東西へ飛あるき、南北にかけり、とにかくにかの腐鼠をとりあらそふて、たがひに妬むべき枝をすて、さはりなき空をわすれて、たゞかれを惡む心のみあるがごとし。世上の俗心はおほくは我をたて、利をあらそひ。もし人心あらば、はやく世をのがれて寂靜無爲の實道をさとり、七珍より寶なるもの王位より貴きもの、天子よりも自在なる身を知るべし。今の世間の僧徒にならはず、たゞ釋迦尊の法にならふべし。すぐれてよき事なれば、王德をすてゝ國をにげ、親類をはなれて諸法の實相をおやとし兄弟とし、萬法一如を身とし、怨もなく親しもなし。色をけしたる衣をきて、錦繡よりうるはしき一體を持て石よりおもし。是身は身にあらず、虛空法界を身とし、一切の因緣は弊(やぶ)れたる履の如く、俗の好み樂む事はわれにまさる。威のあるものにあふて、大におそれなやむことゝなる。たとへば蛙の水に遊て、よくたのしみをおもふも、蛇にあへばたちまちにたのしき心おそるゝ心となる。世上のことみなかくの如く、常に生をむさぼる内に死をおそる。もしよく生もと不生の本來なるを知れば、今日の見色聞聲の上、みな不生なり。不生なれば不死なり。生死はいまの六塵の起滅とおなじ。善にもあらず惡にもあらず、怨もなく邪もなし。日夜虛妄分別とて、生死といふ日月の出入をのみ見れば、ありなしと見へて、生滅なるかと思へば、日月の本體はかはる事なし。人といふかたちにて、生死はありと見れど、人の眞實體はすべて去來の分別なし。こゝを知れば生死と去來と實に生死去來にあらず、生死去來そのまゝなり。分別にまどはされねば、我さへなを不可得也。況やその餘をや。雨や風やきのふやけふや、なにもいふ事なし。

○同

虛空を空といへども、萬象こゝに生ず。萬有を有とすれども形名みなあとなし。古今の時萬物の形、

千差の事百般の名、すべて有とすべからず無とすべからず。たゞよくおのれの分別をやめて、口の出るにまかせ、目の入にまかせて、ねたりおきたり。千生万劫唯是のみ。（達哉々々）

○同

われは誰讃州の大藪箇といへば、人はやく耳をそばだつ。われにあらずといへば、又そむくといふ。こゝにおゐて手を拍して笑呵々。天地を以て天地にかへ、萬象を以て直に萬象として、名もいはじ理もとはじ。

○同

雲行水流て古となり今となる。われ其中に死生去來して、一回は石といひ馬といふ。是誰ぞと問ふことをやめよ。誰ぞといふものは誰や塵劫來唯かくのごとし。祖道教意の名は何かせん。

○同

むかしにすぎいまに來るを去來といふは、たゞ人の目に見て心におもふより、かげをとゞめていふなり。此むかし今いづれの時かさだまれる日あるや。むかしいまといひし時の今は、みなむかしいまのいまといふ。またみなむかしの後にて後にはむかし也。かくのごとく三世ありてすべて不可得也。三世の非三世なる。非三世の三世なる、われその中にねておきて、いねてさめたり。可もなし不可もなし。まことに世と我とやすし。

○同、三業誠訓

一に身、

身は迷悟の本にして菩提の器なり。その非に随ふ則は萬惑こゝにあつまる。その是に随ふ則は覺道生ず。大罪三ッ、曰く殺盗邪行。大福三ッ、不殺不盗不邪行。宜レ知ニ罪福一。

二に口、

口は迷倫の媒にして曇路の關なり。誑語綺語惡口兩舌は人を害し。己をやぶる。直眞輭和いよいよ人をすくひ己をたすく。道俗共に愼み守べき門也。此門尤要語也。

三に意、

意は萬生の種にして一路の道師たり。貪のつねにおほき。瞋の時におこる。邪見の事にしたがふ、唯意地これが主たり。而も其體は全是空なり。空の空を知れば、身これに隨て大覺の道通ず。

○遊　詣武洲矢口新田明神一

この所はいにしへ鎌倉よりの道路なり。川あり。矢口の渡しといふも此所なり。こゝに新田明神の祠あり。義興の靈をいはふものなり。祠のうしろに墳墓あり。まばらにかきをゆいて、此中の草の葉までもとることを禁ず。もしおかすものあれば、かの靈のたゝりをうくといふ。是も神の神なる道を知らぬもののいひはやすによりてなり。およそ物かはり星うつる逝者のならひ、いつの世まで何事をか禁じわづらふべき。神社佛地の草木みだりにおりとる事は、たとひたゝりなくともおよそつゝしむべきことなり。新田氏の好兒子、生得の英氣生成おほひに群にこえたり。おしいかな遠慮のいたらざる。この近き憂にあへり。こゝに相從十三士みな金鐵義信の人末後の勇戰、まことに古今の人目をさます。古より今たゞ氣に乘じて志氣なきは、將士のうれひ國家の凶兆なり。つゝしむべし。十三士の姓名しるして祠中にあり。あに神鬼如在といはざらんや。いまゝことに諸士の志氣を感じて、恍惚として世の蹉跌をとゞむ。又忽然として語をもて、神君および諸士の靈につげていはく、

嗟噓天地。動運靜止。人心非レ常。百端時異。物我彊レ人。是非諍レ理。彊則仇レ物、爭則好レ己。嗟噓乾坤。唯此同根。嗟噓萬物。體質本混。情思所レ出。日夜殊レ門。若依二根體一。忘二其小計一。在レ人如レ己。將レ怨奪レ恵。矢口之流東去。悠々鬼神之跡。豈存二仇讐一。尙饗。　指月敬白。

維時寶曆□（丙カ）子三月穀旦

備前の國なにがしの家臣、朝とく出て行ける道にて、僧の乞食し通るにあひて、今朝はわがこゝろざす日なり。わが家に行て食をうけられしかるべしといふ。僧はなにのさはりなくうなづきて行を、その人、帯刀の小刀を出して、これをもちてわが家に行たまへ、家のものしらぬ人いかにと咎むることあるべし。これを持て行なばしるしなるべしとて、小刀をわたしけり。僧は是を持て其家にたづね行て、しか〳〵のことといひて小刀を出しけり。まぎれぬあるじのもつ所なれば、家のものども饗し齋を なん供養しける。かの僧、齋おはりて歸るとて、ものかきて小刀にそへて家人にわたしをきて出ぬ。さてあるじかへりて、家人へ僧の事たづねけるに、家人ありし事かたりて、これなんをきて出けりといひて、かきたるものは出しけれども、小刀はよきものなれば、おのれが方にかくしとゞめけり。あるじ　きものを見て、これはわたしたる小刀をおくといふ事なり。小刀はいかにとゝひければ、かくしゑずして出しけりと、ある老翁の話し。心付たる事なればかきてをきぬ。

　こゝにきし　かゝるうき身の　たびの世に　なさけの宿を　たつねてそゆく

かくいひしをきゝて、いと殊勝におぼへければ、人にもかたりぬべきとて書付侍りける也。世は名をおもふこそ實の本なり。たゞし名のみよかるべしとたくむはあしゝ。名をけがさゞらんと實をつとめば、名は實のやしなひなり。かの人のめでたくおもひて、その心をくみて、かの歌の様をとりてかくいひけり。

　こゝろとし　かはらぬものは　たれも世に　なき名のあとを　たのみてぞゆく

右拈月老人、香山小語の中より抄出す。其序に云、香山といふは、上毛の國伊香保山温泉の地也。かの處の信士木暮金太夫といふもの、先師を歸敬する事、すでに三四拾年來なり。この故に先師、かの地に來往數回におよべり。その淹留ましますの時、此小語をこひもとめ、永く子孫に教へ傳へん事を欲す。これによりて先師、禪餘の日教るに遠を以てせず、たゞ人倫の常に身にとりて行ふ人のためにな

るべきの要をつまみて、いかなるものしらぬ女子童子のものも、よめやすくしれやすきやふに、かたきからの言葉を和字をもてやはらげしめし給へり云々。

維時安永八年己亥六月穀旦

羽州最上山形城東千歳山萬松禪寺現住寂叟知俊小野衲拜書とあり。川崎宿養光寺住持禪師にかり得て抄寫。

己巳二月十八日燈下書ニ于多摩郡日野本郷寓居一。

○日野本郷にて時の鐘をきゝて、寺をとへば大昌寺也といふ。此たび廻村のうちに時の鐘をきゝしは、池上本門寺の鐘ニ此鐘のみなり。浪花にありて寒山寺 北野の鐘、つりがね町の鐘、長崎にて櫻町の鐘きゝし事も思ひ出らる。大昌寺は本陣佐藤彦右衛門が墳寺なり。寶永二年大昌寺へ下されたる女房奉書、知恩院よりの添簡など彦右衛門方にあり。予が古を好む癖ある事をしりて、贈らんといひしが、此二通は此寺につきしものなれば、檀家におさめ置べしとてうけざりき。其文は二通とも寫し置けり。調布日記をみるべし。二月十九日清晨。

○日野本郷の佐藤彦右衛門が先祖は、佐藤次信の家也といふ。慶長十四年佐藤氏の先祖、谷ヤツ何某とゝもに此地に來れり。谷の家は滅びてなし。佐藤彦右衛門、同早太郎ばかりのこれり。早太郎が先祖をば隼人といひしと也。

○柴崎村はむかし立川領なり。今も俗に立川といふ。普濟寺は立川宮内大輔の城跡にして、北條家の臣五十嵐小文次の宅の跡もありと、四神地名錄にあり。鎭守の八幡は本地佛の銅佛にして、椎名土佐守の鑄しと云ふ。三十年ばかり前にぬす人取行しかば、その朝神主（八幡の神主を宮本信濃と云）社を拜するに悶絶せしかば、扉をあけてみるに神體なし。驚て尋るに、近きあたりの土中より出しと云ふ。又諏訪明神も鎭守なり。かの銅佛は立川氏の奥方おねゝ殿とやらんの建立し給ひし神なり。諏訪明神の鎭座は弘仁年中とかや。書たるものもさだかになしと云ふ。万願寺といふ寺あり。鐵牛のすみし菴の跡にして、新

に寺とせしなりといふ。故に黃檗宗なり。

○淸痩岡武野遊草宅部村の所に、氷川明神　繪馬の裏をみれば、始に釋經の文をしるし、末に至りて多東郡惣鎭守氷川と書し、次に永祿十二己巳六月廿一日源長秀軒三十五才書之とあり。中略。多東郡とは則狹山より東のかたをいふ。多麻東郡といふを略せり。西を多西郡といふとぞ。

覃按するに、多摩郡の中、寺社の御朱印などに、多東郡、多西郡といふもまゝあり。予が家に古文書のうつしあり。先考府君自得の書置給ひしなり。むさしの國多西郡小郷鯉が窪村とあり。番場宿の里正次郎左衛門が家に文祿の□□(缺字)あり。

○芝崎村鎭守八幡宮御本地佛阿彌陀如來畧緣起

武藏國多摩郡芝崎村の鎭守八幡宮は、御本地佛弘法大師の御作にして、靈驗あらたなる尊像也。昔野火のために燒かれて、本社拜殿のこらず灰塵となりし時、尊像いづくともなく飛去給ひぬ。其節の領主立田宮内大輔の女おねゝの方、これを歎き、別に尊像を鑄奉りて、これを安置し給ふ。于時天正十四甲戌年三月十五日大工椎名土佐守と尊像の背面に記せり。寶永年中にいたりて再本社拜殿を造立す。その後、境内の松の古根よりしばしば光を放ち給ひしかば、里人不思議とは思ながら、尊像のましますともしらず、その松の根をほりうがちしに、鍬の刃先、尊像の御胸にあたり、目眩きて氣絶する事やゝ久し。人々これを見て、いそぎ尊像をば本社に移し奉り、其者にも水をそゝぎよびかへしければ、心づきて正氣となり、其事を聞て驚歎かなしみ、ふかく信心をこらしぬ。其時の跡、今に御胸にあり。又其後、年をへて盗賊のために奪ひ奉りし事三ケ月、一日鳥あつまり鳴く事おびたゞしく、夜に入て稲妻のごときもの、本社の上にかゞやく事甚し。諸人これをあやしみ、つとに當社にまうでしに、いつしか拜殿に歸らせ給ひしかば、人々奇異の思ひをなしぬ。其後、安永五申年六月十一日の夜、盗人ありて尊像見えさせ給はず。社司これを歎き、同十五日、近郷の祠官をあつめ、百座の祈禱をつとめ、丹誠を抽でし印にや有けん。四

五日をへて武藏野の畑にして、臺座後光を得たり。されども尊像は見えさせ給はず。同廿八日に湯花をさゝげしに、神託して曰、遠からずして出させ給はんと云々。氏子どもよろこび、日ごとに武藏野の草かきわけて尋といへども、つや／＼見えさせ給はず。八月四日の夜、そのかみのごとく神光赫灼として白晝に異ならず。人々甚あやしみけるに、五日の程、本社の前なる賽錢箱の上に儼然として立せ給ふ。よりて三ケ日の間、扉を開きて諸人におがませ奉りしとぞなん。その時に記せし緣起の趣、かくのごとし。

謹て按ずるに、神といひ佛といふも、水と波とのへだてにて、もと是造化の一元氣にして、陰陽不測の道理なり。尊像のしば／＼かくれ、しば／＼あらはれ給ふは、里人の信不信を試み給ふなるべし。夫神は人の敬ふによりて威をます。里人、正直の心をもて神佛の德を仰ぎ、法令を守り農業をつとめ、長く此村の鎭守として、如在の祭おこたらずば、神佛の冥加にかなひ、願望成就疑ひあるべからず。仰て敬ひ俯して信ずべし。

文化六年己巳仲春　蜀山人書

○府中番場宿に小林所左衛門といふ百姓あり。小林雅樂助といふものゝ子孫にて系圖をもてり、と小野宮内藤次左衛門かたる。（此家ハ位牌ノコト、上谷ノ末ニアリ）

○染谷村より近頃石臼をほり出せり。これ古の調布を舂し臼なるべし。その臼の尻の形の尖りたるは、河原にさしこむためなるべし。今はその尻を切て形を失へり。臼の中もすぼくして底に穴あり。府中のもの、これをおさめ置しが、今は蓮光寺村惣左衛門といふものゝ所藏となれりといふ。

○本宿村小野宮といふ所に、内藤次左衛門が四代以前の祖父政右衛門剃髮して俊善と號す。府中領のうちの堀河の石橋七所をかけわたせしといふ。佛の道をふかく信ぜしとぞ。内藤新田は此家の三代めの祖父開發せしなり。政右衛門次左衛門といへる稱を、代がはりにつくといふ。御代官簑笠之助うたよ

みて贈れり。

多摩郡府中領のほり河の石橋は、小野宮のひじり俊善がかけわたし、往來の人のわづらひを助け侍るよし、よろこびよみてつかはしける。

　さゝれ石のいはほとなりし此御世に大たなはしをかけしとしよし　　正喬

○上落川村に朝倉與五右衛門といふ名主あり。朝倉河内守右重の孫にして、天正十八年太閤の御朱印ある古文書をもてり。今此處を上河内、下河内といふは、此河内守が名によれりといふ。二月廿二日所見。

○彼岸山書籍目錄 天明八改正、　百二十二箱。

右は稱無爲翁集る所、善明寺の文庫なり。

○府中明神の鳥居にいりて左に梅宮あり、松尾社あり。堂の右に御宮あり。大門の欅の大木周回二丈七尺計あり。

○唐玄奘三藏譯十一面神呪經云、若欲レ成二立此神呪一者、應下先以二堅好無隙白旃檀香一刻中作觀自在菩薩像上。長一磔手半、左手執二紅蓮華軍持一、展二右臂一以掛二數珠一、及作二施無畏手一。其像作二十一面一。當前三面作二慈悲相一、左邊三面作二瞋怒相一、右邊三面作二白牙上出相一、當後一面作二暴惡大笑相一、頂上一面作二佛面一、像頭冠中皆作二佛身一。其觀自在菩薩身、具二瓔珞等種々莊嚴一云々。

亦有二三經一。耶舍崛多譯、阿地瞿多譯、不空三藏譯也。說相大同小異。故悉不レ出焉。谷響集云、相傳云十一面、一一有二佛菩薩名字一。曰頂上及前各一面、左右後各三面也。此無二本說一難レ信也。按、經說無レ有二別名一。前左右各三面、頂上及後重一面也。

右見二于出口亮盛阪東靈場記第二番相州岩殿寺下一。

○武藏國府中縣者、本名云二陸野國一。又云二胸刺一。今作二武藏一。謂二小野縣一也。後來改二今名一也。蓋此小野縣以二

國府一故云二府中一。府藏也。聚也。又公卿牧守稱レ府。道德之所レ聚府庫之義也。一國之中或國造之居城、或有二府藏一之處、是云レ府也。凡國々皆有二國府一也。就レ中武藏國、駿河國、甲斐國、此三國之國府云二之府中一。是往古殊繁榮而万物聚藏故也。諺云、三府中例今如二京都、江戸、大坂之一倚之津一也。所三以是府中之最府一也。自餘之國々皆云二國府一也。在二六十餘州一也。胸刺國々造兄武日命、居二住此小野縣一也。國造者今國守也。國造本紀云、高穴穗宮世、又云浮穴宮。人皇第三代安寧天皇也。至二延享四年乙卯一、二千四百餘年也。出雲臣祖名二井諸忍野神狹命十世孫兄武日命定二賜胸刺國造一、祭二祖神於國社一。是小野宮也。天神本紀曰、下春命在二胸刺國一々社大神也。此下春大神者、天孫大神降臨之時、自レ天供奉三十二神之其一神也。三十二神皆國々之國社鎭座也。是云二一宮一。言第一最初鎭座宮也。此國造兄武日命居城之跡者、善明律院南去一町許有レ丘。此地東六所宮南田畔也。昔者四隣大樹鬱茂蕩々乎古森也。百餘年前大僕院君巡狩之時、營二建假御殿一。兩度之入御也。自レ爾已來是云二御殿地一。四隣大木聳二青霄一、枝莖葉々繁茂、周或右遶、或八尋許有二數十株一。垣籬嚴重也。竹木草二其中一矣。享保年中有二辟菜之官命一、而代二竹木一拂レ垣、大木古樹盡剛倒爲二有鳥二有鳥當レ作二鳥有一也。可レ哀世變盛衰也。今唯南臨二多摩川容自流一耳。昔作二圃園一爲二民家居地一也。土人願壊二此地一、忽罹二于泯滅一。是剛二倒舊蹤一之祟也。豈可レ不レ畏乎。自二此地一去二西南方一半許里而有二小野宮村一。是往古下春大神鎭座一宮之地也。鎭二座小野縣一、故云二小野宮一。此村今尙有二小野宮一。有二大老樹一。周圍十尋許而高聳二碧空一。今即爲二枯木一、唯爲三木髓骨如二石碓一乎。實有二一千有餘載之消息一也。延喜式神名帳武藏國多摩郡小野神社者、即此小野宮也。雖レ然宮甚頽二廢一小社也。加レ之中古亂世兵場之時、移レ之乎。今自二此宮一西南去半許里隔二多摩川一有二一宮一。今社地疑不二舊跡一。無二古木一、社地淺狹也。年代不レ可二得而考一也。總社六所宮者、日代宮天皇時、十二代景行天皇也大國魂大神出現鎭座。大國魂大神者、大和國三輪大神也。迄二延享丁卯一凡一千六百年也。相殿神有二五神一。都合六神也。故云二六所宮一也。本地佛安二九尊一也。六神取二諸六重地數一也。大國魂大神土神故也。九尊取二諸九重天數一也。佛多取二天德一也。神名佛號略レ之。余編二選惣社鎭座之記一委述レ之。故略二于此一。蓋此府中小野縣有二馬市一。蓋昔其

猶未ㇾ詳。禮綱本紀云、八月十有六日牽㆓兕岩穗坂駒㆒、二十日牽㆓胸刺、小野駒四十四、父生駒二十四、立野駒十有五匹㆒。由ㇾ是觀ㇾ之、小野馬市由來久矣。（一千百餘年也。）此馬市自㆓享保年中㆒止矣。爾來鄉里益及㆓衰蔽㆒矣。是亦世變之一也。從㆓惣社神祠㆒東去八町許有㆓八幡宮㆒。往昔聖武天皇御時、日域國へ勸請營ㇾ宮。皆是謂㆓之八幡村之八幡宮㆒也。多在㆓總社神祠在近地㆒也。此社昔看㆓本社禮殿並建莊嚴㆒、亦蕩々自㆓五十年前㆒已來漸々及㆓衰弊㆒。今即茅宮小社也。然有㆓大杉一株㆒而高聳ㇾ空。是千歲之足ㇾ徵也。從㆓總社宮㆒北去二十町許有㆓國分寺㆒。是亦聖武帝御宇、行基大德所㆓開創㆒也。昔伽藍寺塔最大也。中古覃㆓衰廢㆒、今小寺也。山中礎跡猶今在。今藥師堂尊像云㆓行基大士之彫刻㆒也。武藏野邊境也。（從㆓國分寺之後㆒北東武藏野也。）（太平記四方八百里記ㇾ之此處也。）

右依㆓田翁容華集卷五善明律寺閑雅記附錄。

延享四年丁卯秋九月望日トアリ。

○神宗熙寧七年甲寅。

先生年三十九在㆓杭州通州任㆒。是年納㆓侍妾朝雲㆒。墓誌云、朝雲姓王氏。錢塘人。事㆓先生㆒二十有三年、紹聖三年卒㆓於惠州㆒。年三十四。以㆓歲月㆒考ㇾ之、熙寧之甲寅至㆓紹聖之丙子㆒恰二十三年、乃知納㆓朝雲㆒在㆓是年㆒明矣。（朝雲年三十四。）是爲㆓癸卯生㆒。來事㆓先生㆒方十二云。（東坡先生年譜。）

○哲宗紹聖三年丙子。

先生年六十一。在㆓惠州任㆒。七月朝雲卒。先生有ㇾ詩悼ㇾ之及作㆓墓誌㆒云々。

○徽宗建中靖國元年辛巳。

先生年六十六。度嶺北歸ㇾ任。六月上表請ㇾ老以㆓本官㆒致仕。七月丁亥卒㆓於常州㆒。實七月二十八日云々。

○日野本鄉（佐藤）常右衞門が方にてみし一幅。（二月十七日。）白雲影裏尖頭屋。黃葉堆頭抑㆓脚鐺㆒。漏笊籬撩無㆓米飯㆒。

砂沙盆擣爛ニ生薑一。乙卯秋紫雲鐵牛機書。

初春川

あつまちは春の光もはやき瀬に氷なかるゝ玉川の水　千蔭

起ニ于文化六年己巳仲春初三日羽田漁村一

盡ニ于念八日上布田驛一　五宿漁翁　印　印

向岡閑話下巻

○延喜式神名帳

天神地祇惣三千一百三十二座。社二千八百六十一處。大四百九十二座。小二千六百四十座。

武藏國四十四座。大二座。小四十二座。

荏原郡二座。並小。薭田神社。（鵜木村名主五郎左衛門屋敷に薭田神社アリ。未ㇾ詳㆓孰是㆒。） 磐井神社。

都筑郡一座。小。杉山神社。

多麻郡八座。並小。阿伎留神社。 小野神社。 布田天神社。 大麻止乃豆乃天神社。（覃按、大丸村有㆓丸宮大明神社㆒。大壽山勝圓寺持也。大マトノツハ大丸ナラン歟。大ニマトカナル義ナルベシ。） 阿豆佐味天神社。 穴澤天神社。 虎柏神社。 青滑神社。

足立郡四座。大一。小三。 足立神社。 氷川神社。名神大。月次新嘗。 調神社。 多氣比賣神社。

横見郡三座。並小。 横見神社。 高負比古神社。 伊波比神社。

入間郡五座。並小。 出雲伊波比神社。 中氷川神社。 廣瀬神社。 物部天神社。 國滑地祇神社。

埼玉郡四座。並小。 前玉神社。二座。 玉敷神社。 宮目神社。

男衾郡三座。並小。 小被神社。 出雲乃伊波比神社。 稻乃賣神社。

幡羅郡四座。並小。 白髮神社。 田中神社。 楡山神社。 奈良神社。

加美郡四座。並小。長幡部神社。今城靑八坂稲實神社。今城靑坂稲實荒御魂神社。今城靑坂稲實池上神社。

秩父郡二座。並小。秩父神社。椋神社。

兒玉郡一座。大。金佐奈神社。名神大。

大里郡一座。小。高城神社。

比企郡一座。小。比古乃速御玉比賣神社。

那珂郡一座。小。瓺婺神社。

○和名類聚抄五

武藏國。國府在多磨郡。行程上二十九日。下十五日。管二十一。田三萬五千五百七十四町七段九十六步。正公各四十万束。本稲百一万三千七百五十束五把。雜稲三十一万三千七百五十束五把。

久良。久良岐。都筑。豆々岐。多磨。太婆。國府。橘樹。太知波奈。荏原。江波良。豐島。止志末。足立。阿太知。新座。爾比久良。入間。伊留末。高麗。古末。比企。比岐。横見。與古美。今稲二吉見。埼玉。佐伊太末。大里。於保佐止。男衾。乎夫須万。幡羅。原。榛澤。波牟佐波。那珂。兒玉。古太万。加美。上。秩父。知々夫。

和名類聚抄六

武藏國八十三

多磨郡

小川。乎加波。川口。加波久知。小楊。乎也木。小野。乎乃。新田。爾布多。小島。乎之万。海田。安万多。石津。伊之都。狛江。古万江。勢多。

覃按、今の布多村は、謂布多の上略歟。調布をつくれる所とは附會の說歟。小野は小野宮也。小川村なり。小楊は青柳村也。上布田の隣村に、小島分と云所モアリ。勢多は世田ケ谷歟。

○青梅常法禪寺雪洞立岩禪師詩

仙谷山寺

神仙之谷邃如藍。絕頂烟霞非易探。香篆將薰雲涌閣。龍燈高掛雨過龕。金經長逗英雄筆。玉軸難尋羽客函。尤怪不傳彈法曲。連峰香夜舞松嵐。

又

稻毛山畔谷名仙。聞說仙人住歷年。從鶴白雲遊瀚海。猶餘黃鶴哭芳田。星司壽福增高壽。神護象龍蹤踊筵。鷲嶽峯騎如換骨。遠離世界舊風烟。

さみたれの旅の衣もよもぬれし夢のみてらを笠にきる夜は(寺は夢村にある故に云)

一ト谷でせんこくみのる秋ならは稻毛八万石の上出來

二月廿八日、仙谷山壽福寺にて衛山和尙にきく所也。

○在唐記 慈覺

良日者謂甘露日及金剛峯日者。當時無上月(日カ)所在宿與今日曜合。以爲良日。

長跪者、雙膝著地(冨クハタツ。企也。秀旭自。)足指也。

萆油者謂胡桃之油。名爲菓油。(久留彌。)

皂莢者其形似沙、其色青黃、其汁黑色、以染衣等、皂字、草音。

魯地羅者人血也。

寶嚴大德云、此本從山門某院(禪定院歟)來。與奥抄所引重可尋求矣。

享保十一丙午年秋八月寫得了　　寫手　惟圭　卅九。秀圓　廿四。

右善明寺文庫本ヨリ抄出ス。

○憶昔於二靈雲寺道場一入二灌頂一時、投二華八葉文殊支利菩薩一也。阿闍梨曰、八葉文殊是即中臺大日也。因レ之佛頂法常恒勤レ之。寛延三年庚午四月十四日夕忽然而思レ之。既投華在二文殊一自レ今而後亦應レ修二文殊呪法一也。翌十五日開白修二文殊呪法一。此日見二大經王經一有下四月十五日到二五臺山一之語上矣。感喜有レ餘。是亦好相之一也。因記レ之者也。

庚午四月十五日得無爲解脱謹志

右番場宿矢島忠兵衛所藏

○武藏國葛飾郡彥成村の土手に生る初茸を食へば即死す。札をたてをくといへども、折々食ひて死するものありといふ。此村は俗に八彥といふ村の中の一なり。

○二月晦日、もろ人にいざなはれて小金井橋の花見にゆきしに、橋のほとりなる柏屋の高どのに上りて見る。花の詩歌といふ帳あり。其中に、

武藏野十二景其一

金橋は玉川御上水に、公より掛たまひ、江府へ六里あり。往古の鎌倉街道にかゝるを留橋といひ、近來御取崩になりぬ。享保中和州吉野、常州櫻川の櫻の實を蒔植よとの公命を奉り、新田掛大岡越前守、新田方川崎氏の掛にて、木數一萬株、小川村地内より千川上水口まで六十町の間、兩岸に植え、元文延享の頃までは年々御植次あり。其後はなき故、年を追て木數減ず。されど外の木はなく櫻の大木蟜、立春より五十四五日めさきはじめ、六十日より滿花になり、七十日にいたり落花す。夏は水面の流螢、秋の紅葉は楓の先立、堤の巾三間づゝあり。外にひろき道あり。川上より來るものは境新田にいたり、保谷新田にうつり、小川村に戻り、川下より來るものは上鈴木留橋にいたり、兩岸を往來な

し、花の間に富士聳え、また連峰數十里、金橋の袂の酒店柏屋、好に隨酒食をひさぎ、聊興をなす。こゝに海岸寺（黄檗宗なり）といふ禪刹あり。暮におよび一宿をこへば、是をゆるす。川邊南北の民家は、享保中の新田なり。

何人のかけるにや。名なし。或云、下石原村月の都といへる茶店あり。この主人、十二首のすり物をくばりし事ありといふ。

武野遊草　蒲塘　圖　云、小金井村といふを過るに、一の橋あり。小金井橋といふ。此橋の下流は則かの玉川分水の流也。兩岸前後二里餘りの間に、一圍二圍あまりなる櫻樹たてり。凡千株と云。櫻のある村々は南のかたは、野中、貫井、小金井、梶野、北のかたは關田、野中、鈴木、是政、關野にまたがるよしなり。且村老いふ。元來櫻は川崎平右衛門といふ人の植し所とぞ。かの川崎氏は元文の頃の人にて、此地の産なるよし、橋をわたり鈴木村に入る。橋邊に酒家あり。柏屋勘兵衛といふ。亭の主云。春の末かくまで立る櫻の此水面にちりかゝになりたるさま、ことにあはれなりと。こゝを出て又林に投じ、或は原野に出づ。此あたりすべて新田なり。やうやく小川村に至る。府中よりこゝに至る凡二里弱の道なり。三月朔登戸村に書し

（）大藏村にむかし地藏寺といへる古寺あり。今は鎌田村にうつれり。故に大藏村の畑より布めある古瓦を堀出す事多しと、名主石居市郎右衛門かたりぬ。行基菩薩の作れる地藏尊あるゆへに寺号とす。今は無住なり。大藏村に今地藏屋敷といふあり。玉川の岸にそひて、大藏村鎌田村六七ケ所も入相てあり。地藏寺吉祥院の縁起は、調布日記にうつし置ぬ。名主市郎右衛門古瓦ツな贈れり　三月四日

（）見沼井筋の川普請の中、武州山崎組といふ村に寶藏院と申庵室の墓所に有レ之板佛の年號。

〈永德元年　當巳年迄四百四十一年

〈寶德三年　同　三百七十三年

〈文正三年　同　三百五十六年
〈文明五年　同　三百五十三年
〈彌勒二年
道修秀永阿闍梨ト有レ之。

覃按、會津舊事雜記にも、彌勒の年號あり。（會津舊事雜記、耶麻郡新宮神器銘、彌勒元辛卯二月二十二日とあり。）三河万歳のうたに彌勒十年辰のとしといふも是歟。

○上利根川堤通羽生騎西領、
南縁名村地先
二位殿大權現　三位殿大權現
北縁飯野村地先
一位殿大權現
右三社往古時代不明、公家三人流罪之由、其後、神に祭り候趣申傳のみに候。

○赤堀川通り北縁前林地內、
結ひ柳　靜女道の印に結ぶといふ。　思案橋　義經高館の最後を聞、都へ歸らん歟、尼にならん歟と思ひ廻せしと云。
靜返し　此處より栗田廿田へ趣きし歟。

○同川通關宿領水海村名主要右衞門所持の鰐口、さし渡壹尺四五寸、形、かはりなし。但横切立なり。右者梁田河內守城跡あり。右城の鎭守の社の鰐口之由、銘、文龜三癸（マヽ）亥年八月日、大旦那平右京亮政助とあり。並權大僧都良嶽法印と有レ之、鑄物師の名にても有レ之、大道之何々之守とは見へて分明なり。

○同川通り川妻村
往古の墳墓あばき候跡歟。內に小石を以て疊み、右墳中より藥師佛堀出し、今庵有レ之、脇に藥師堂

有レ之。里人呼レ之隣里といふ。

○同村名主太郎兵衛所持。右隣里より借受候よしにて膳椀一ト通有レ之。

平



差渡五寸二分

成り四寸六分

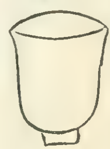
坪



渡り三寸三分

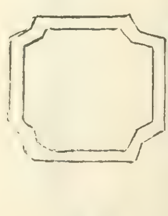
成三寸

椀



渡り四寸

成三寸



八寸五分四方

朱塗

古物也

右小山氏文通ニ見ヘタリ。

○金澤千秋のうたに、

　川水の心のとけき春にあひてきみか恵みの深きをそしる

水神の社のおまへにて、

　國民の豊にすみて川水のこゝろ直にと神や守らん

○小机村泉谷寺の大門に両行の櫻樹あり。これは恵頓上人の植られしなり。もとは杉の木ありしといふ。花は一重にてはやちりぬと、使僧の物がたりなり。三月十一日。

○小机村の客舎に掛幅二ツあり。一ツは崇明山翠近、地静葉聲多。藤宣卿、（藤宣卿ハ大曾根村ノモノナリ、六歳ノトキ書シ三社ノ託ヲ見シニ、奇ト云ベシ。當時江戸中橋ノ醫者ノ處ニアリ。名ヲ桃僊ト云フ。二十四五歳ナルベシト、小机農家云ヘリ。）とあり。又一ツハ三社の託宣なり。

八幡大神

　鐵丸を喰といへども、心穢の人の物をうけず。

　銅炎に居といふとも、心汚の人の所に到らず。

天照皇大神

謀計は眼前利潤たれども、必神明の罰をあたる。

正直ハ一旦の依怙ならねども、終には神明の憐を蒙る。

春日大明神

千日注連を曳といふとも、邪見の家にはいたらず。

重服深厚たりとも、慈悲の室に赴くべし。

神朝庭祠官正四位上荒木田神主尙德謹書 □

三月十一日雨中に寫。

○蝮蛇に螫れたるには、熟柿に酢をいれたるをつくれば、即功ありといふ。秩父山中にて蝮蛇をとりて、五八霜をつくるもの、此藥を腰につけ置用ゆ。又己が小便したる土をとりてぬりつくれば、即座に愈ゆと云。

○嵊州遺稿三卷 東都書舖雁金屋伊兵衞發行

東都春望

天台霞色動。都下又芳菲。城漁通ニ新水一。樓臺媚ニ曙暉一。苑花迎ニ寶馬一。橋柳拂ニ春衣一。日暮人迴避。飛ㇾ鷹千騎歸。

清明後一日諸子會ニ嵊州園一

清明寒食過。未ㇾ可ㇾ把ニ杯酒一。爲有ニ問ㇾ春人一。新栽ニ繋ㇾ馬柳一。風輕花點ㇾ衣。座久鳥窺ㇾ牖。城市紅塵窓。亦知ニ此趣一不。

九月十三夜

已落ニ龍山帽一。後逢ニ蟾窟秋一。長風吹ニ海嶠一。淸影滿ニ城樓一。滕相千金憤。菅公万古愁。浮沈誰可ㇾ道。把ㇾ酒不ㇾ辭ㇾ酬。

秋末同ニ友人一登ニ東豐山一（頭書云、東豐山新長谷寺、所ㇾ謂白馬臺也。）

蕭條秋色盡。載レ酒問ニ豊山一。清梵鳴泉外。丹楓返照間。水禽迎レ客慣。野老飲レ牛還。莫レ謂鄰ニ城市一。一臨レ此得レ閑。

送下井子叔之ニ牛窓一接中韓客上。（頭書云、井通熙。字子叔。）

揮レ鞭意氣有ニ光輝一。万里春風馬上衣。座下爲ニ藩侯一誇中照乘上。好從ニ槎客一問ニ支機一。天閣ニ三備一城樓壯。海霽ニ九州一雲樹微。知汝文章驚ニ異域一。待看更賦ニ遠遊一歸。

和ニ謙亭源昌世見レ寄。（頭書云、謙亭稱ニ小宮山杢進一）

聖代誰爲ニ隱士吟一。閑居君却惜ニ光陰一。吏材嘗荅ニ殊恩渥一。稅政猶傳ニ惠愛深一。自レ古官途徒巧拙。于レ今世態有ニ浮沈一。已教ニ三獻能知レ璧。何必陵陽淚濕レ襟。

初春謝ニ諸子見レ過

春來車馬問ニ柴門一。倒レ屣相迎日暖昏。豈有ニ鶯花供ニ彩氣一。漫將ニ雞黍一對ニ靑樽一。松杉雪薄山々樹。楊柳風輕處々村。歡笑近郊多ニ好趣一。飛レ觴好更到ニ黃昏一。

新嫁娘

昨日不レ知レ郎。今日初嫁レ郎。紅絲千万縷。不レ比郎情長。

傚ニ明袁景文八新詩一。詩略

新烟　新水　新燕　新蚪　新鶯　新柳　新蝶　新月

迎春曲　三首節一首

春風都下醉ニ誰家一。擧レ策暫停白玉駒。平樂人催ニ新釀酒一。杜陵鶯囀ニ未開花一。

春雨

山中無事掩ニ柴扉一。暮雨沈々晴ニ翠微一。不レ識南溪花發不(ヤイナヤ)。呼レ童燈下試ニ春衣一。

右嗛州遺稿三卷借ニ抄于小机泉谷寺一。三月十二日於ニ市場村一書レ之。

草云、昔者吾及南條山人愛ニ此詩ー轉
落ニ甚。今而思レ之殆三十餘年。

○安中侯板倉豫州詩

綺閣新開ニ詩宴一宜。衆賓歡笑醉ニ瓊巵一。千年白鶴翔ニ青嶠一。萬歲玄龜遊ニ綠池一。簷竹竿々添ニ老節一。窓梅
幹々秀ニ孫枝一。太平樂事遐齡在。喜染ニ彩毫一草ニ祝詩一。

賀ニ川崎老嫗八十一　　諧川錄

源　字曰仲行

市場村の宿は、金十郎とて飯田氏なり。此家の母八十のとき、賀詩をたまはりしとて、黄絹に書し詩を示す。此母、今年八十二歲なり。

○加瀬山は北加瀬村にあり。こゝに夢見が崎といふ所あり。太田道灌、此所にて靈夢ありて、今の西丸の所に城を築かれしといふ土人の說あり。了源寺といふ日蓮宗の寺もありと、川崎の里正青木甚四郎物語也。

三月十七日到ニ須龍山了源寺一。杉田妙法寺末なり。門前に題目の碑あり。當山十四世日康とあり。七曲といへど、五曲ばかり山に上るなり。夢見が崎も今は麥畑とす。石あり。八幡宮と彫る。北ノ根村講中とあり。此寺三百年前上加瀬村より引しといふ。

○三月十五日中丸子村にやどりけるに、村の中に神樂の音聞ゆるを何ぞと問へば、此村に原右左郎といふ農夫あり。先祖は梶氏の女をめとれり。梶半兵衞といふ武士、大阪御陣の時に打死したるものなり。その武器の類、あまた此家に傳へもちしを、さきのとし、銷鑠して農具となし、または賣しろなせしもあり。その祟にもやありけん。先の年玉川の岸くずれて、田畑あまた失ひ、舊き書物も一箱水に流し失ひたり。よりて其先祖を神にいはひて大原大明神とし、年ごとの正月必祭りしが、ことしは川普

請等にて祭らざりしゆへに、今日その祭をなすといふ。古風なる事なり。家に傳へしものとてはたゞ刀一本あり。無銘なり。古くて銹甚し。

社鼓祭村笛。喧々綠樹中。晩來人盡散。閒鐘暮春風。　覃

○東坡詩　達人羅水旱。王命釋僧囚。分縣傳明詔。循山得勝遊。蕭條初出郭。曠蕩實消憂。薄暮來孤鎭。登臨憶武侯。峥嶸依絕壁。蒼茫瞰奔流。半夜人嘷急。横空火氣浮。天遥殊不辨。風急已難收。曉入陳倉縣。猶餘賣酒樓。煙煤已狼藉。吏卒尚呀咻。(公自注、十三日宿武城鎭。即俗所謂石鼻寨也。云孔明所築。是夜二鼓寶雞火作。相去三十里、而見於武城。)雞嶺雲霞古。龍宮殿宇幽。(公自注、縣有雞爪峯龍宮寺。)下略。

覃云、今歳己巳元日宿於多磨郡是政村。是夜初更都下日本橋火作。相去六十里、而見於是政村。偶觀此詩、宛然爾時光景。三月望寫於中丸子村客舍。

○東坡年譜

熙寧二年己酉先生年三十四。還朝監官告院。按、烏臺詩話云、熙寧二年某在京。授差遣與士詵寫詩賦及蓮華經。

元豐五年壬戌先生年四十七。在黃州寓居臨皐亭。就東坡築雪堂、自號東坡居士云々。

元祐二年丁卯先生年五十二。爲翰林學士、後除侍讀云々。又有書子由日本扇後云々。

元符元年戊寅先生年六十三。在儋州云々。又有記諸說云、海南以藷爲糧。幾米之十六。今歳藷業不熟。以寄面方至市有米也。乃戊寅十月二十一日書。

右施注東坡集ヨリ抄出ス、三月十八日峯村雨中記。

○瀨田村名主四郎右衛門氏(長崎)所藏書畫目。

○性容上人大般若經一卷

大般若波羅蜜多經第一百一十三
初分校量功德品第卅之上、三藏法師玄奘奉レ詔譯。
世尊、云何以二眼處一无二爲二方便一、无生爲二方便一。

。黃檗詩禪書卷一卷

草食勝二空腹一(所缺カ)。茆堂過二路居一。人生方知レ足。煩惱一時除。
有□□　隱元具

兩宗同二一所一。原不レ有二分阿一。古朴知二賢者一。端然脫二俗窠一。人天析二兩得一。雲水見二無多一。既爾情非レ絜。更淡灑二法波一。
黃檗木庵山僧書

兩岸紅塵江隔斷。一灣流水繞二孤□一。畫船泊盡僧初定。刀上二前峯一□(マヽ)幾浮。
仲夏宿二寺日伯宅一　壽山卽非書

漫居超二苦海一。平等一慈心。□識由二衷篤一。懷□豈外尋。障澄滋二智力一。垢離□二香林一。所レ濟無窮筏。靈源本甚深。
佛月慧林書者(マヽ)

妙道虛空是祖宗。分身應化不二相同一。若人悟得眞常道。便識從前舊主翁。
辛丑孟春日黃檗大岳書

諸惡莫レ作。衆善奉行。
湛道人

詩

永祝一

皇王萬々春一。

丙午秋　法苑高泉手書

萬般施設不レ如レ常。久永鎔人又久長。如レ常恰似二穠風至一。無レ意レ涼人々自涼。　檗林曉堂書

却喜半朝晴。扁舟趁二野情一。無レ涯多二怪行一。卽レ景話二無生一。

季春望前　黃檗自吼道人書

山中晏坐若二忘レ懷。笑看庭花次第開。樹底風搖瓊蕋墜。却疑帝釋散收來。

丙午夏日　黃檗南源書

一衲惺々老比丘。天涯踏破草鞋兜。十年方外人間世。短髮何堪雪更稠。

閒中偶語　天間獨立草

閒亭獨坐自忘レ言。萬頃煙霞足下屯。一片風光雙眼富。大千沙界孰能論。

歲丙午仲春　黃檗龍一賓書

淸苦柴門掩。閒情樂有レ餘。尋レ花含レ露折。種レ竹帶レ雲鋤。天地幾風景。江山繞二我廬一。施爲皆不レ辭。

語默契二眞如一。

己巳初冬分　柴山戒琬書

風來花自舞。春至鳥能言。

辛丑孟春前十日書二於雪軒精處一。

黃檗喜遇併倣二坡僊一

山家八月天。時物自相便。荳莢新垂レ隴。稻花香滿レ田。割レ茅修二舊屋一。斫レ竹筧二淸泉一。世上誰知レ我。優游樂二晚年一。

戊申春王　黃檗無心書

地僻荷光淡。幽軒有二令名一。姿爲（マヽ）甘自素。品乃聖之淸。香膩隨レ風遠。巵（マヽ）盤向レ日擎。非二眞君子至一。未二敢許二相迎一。

丁未春仲白荷軒之作　黃檗悅山書

山來學レ道似レ調レ琴。淸濁高低在二自心一。聲太促時絃又斷。指纔停處韵遂沉。一塵不レ到山當レ戶。萬籟俱消月滿レ林。拋二却絲桐一勤二念佛一。子期未二必是知レ音。覃云、此詩眞是無瑕之玉。可レ爲二壓卷一。書亦然。

黃檗無瑕筆　印（無瑕）（明智之印）

入レ境悠然古帝都。居民渾朴一二賢愚一。千年不レ改仁皇化。山鹿隨レ人滿二道途一。

甲辰夏隨喜南都入境之作　黃檗曇瑞草

昨陟二不老峯一。放レ意嶺之杪。眼底廓二四維一。胸中沒二朕兆一。松不レ待レ春蒼。光必因レ日皎。印二破千山色一。以レ茲壽二老趙一。

幻寓柏巖書

聳出靑雲外。乾坤不老松。深山滿地覆。卓立任二隆冬一。

錄二山居之作一　道人軸賢

○探信筆　富士　松櫻　立軸

○岑信筆　春秋瀧　櫻 紅葉　彩　立軸　双

○雪村　福祿壽　墨畫　立軸

○一休自畫贊　六祖　立軸

惠能入二碓房一開悟、爲レ迷處レ汾向二杵臼一

東海純一休書

○養朴布袋 墨畫 八十二翁春山杜多賛　立軸

○山水 雲谷等益　横卷 小屏風ノマクリ也

○小堀遠州書狀　横軸

返々明晩之儀不レ及二御斷一候。入二御念一預レ示忝存候已上。

尊書拜見申候。明日板周防殿へ御出候樣にと大美濃殿野丹後殿より被二仰越一候に付而、明晩之儀御斷被二仰下一候。委曲相意得存候。殿より不レ申候。御祝言之儀ニ御入御座候ハヾ、何時も被二仰越一候樣ニも申合候。御書中之趣尤ニ存候。拙者も主用ニ而今朝可レ上二於京都一貴札拜見申候間、早々及二御報一候。恐々謹言。

五月十三日　小堀遠江守 

中市正樣

○相阿彌 蓮鳥 墨畫　立軸

○狩野種信筆 富士櫻 春色　横軸

○隱元禪師書　立軸

水邊龍蛇動。　黃檗隱元書

○海北友松畫 翡翠三 長春花

右己巳三月廿一日於二瀬田村一一見。雲烟過眼、百鳥鳴レ耳。聊記以自樂云。

○周防國山口大内二位義隆家代々重器

北辰鏡　破軍星　長命　妙見　富貴　（此圖別寫）

梵字鏡　遍照金剛

兩屏　空海筆讃　菅家眞筆　二枚　添書　枚

右當時所藏　駿河臺　齋藤源太郎殿内用人　宇都宮多宮

這多宮ハ宇都宮彌三郎後裔之由、毎年六月風入トシテ、一度ヅヽ開屏ス。兩屏ノ内、右ノ屏燒失ス。左ノ屏、其時之儘ノ由、千年餘ニナル。

○程赤城書、宇奈根村屏風におしてあり。

雨餘花滴滿ニ紅橋一。柳絮粘レ泥夜不レ消。曉霧忽無還忽有。春山如レ近復如レ遙。

呉趨程赤城

此比のけしきに似て面白き詩なり。三月廿二日。

○駒井村猪ノ形村邊の河原を直江河原といふ。その向ひの村を長尾村といふ。謙信兼續などの古跡にてもあるや未レ詳と、彦藩の臣荒井一兵衛（宇奈根村に住居也）の話。三月廿三日。

○和泉村猪形村邊より布田村までの間、所々に大きなる塚多し。折々あばきしものあれば、中は石にて疊みて太刀矢の根などさびつきたるあり。いかなる人の墓といふ事をしらずと、同人の話。

○世田ケ谷領、一萬三千石彦根侯拜領ありしは寛永十年癸酉なり。宇奈根村はもと見取場なり。此時よりして村となるといふ。

○宇奈根村長立山常光寺日蓮宗、身延山末寺の主僧、二十一歳より七十餘歳まで住持して衣食ともに心を勞せず。有無にまかせていさゝかもかゝはらず。天性植木をこのみて、多く作るといへども、あながちに利を求めず。米もあれば有にまかせて一度に食ふといふ。三月二十三日ゆきてとふ。庭に紅牡丹あり。

喜多見家の石の手水鉢あり。淺野内匠頭の奥方のもたれしといふ三方あり。黑漆にて鶴に松の蒔繪葵御紋つきなり。至て古くみゆ。三月二十三日常光寺を訪ふ。如松の二字篆字にて廣澤の書なり。東坡詩所ㇾ謂奔走煩二郵吏一、安閒愧二老僧一といふべし。春ごとに谷中瑞輪寺に出るといふ。先年此村に不受不施の徒ありて、領主の施物をうけざりしかば、村中こと〴〵く日蓮宗を擯出して、農家より判をとりし故に、此常光寺も無檀なり。甲州道中烏山といふ所に、少々の檀家あり。畑少々除地ありといふ。

○天文年中上野國新田郡より出て小田原に仕へ、其後陣中に在て疵を蒙り、宇奈根村に遁れて民間に交る。

荒井對馬治義　　元龜四年癸酉年病死

此後代々の墓は宇奈根村觀音寺にあり。（天台宗。）此寺に行基菩薩の作の藥師如來、木像、傳教大師作の十一面觀世音菩薩あり。此寺、もとは小田原にありて圓正寺といひしが、兵火のために燒かれて後、エンシウヤの音、炎上ときこゆるを忌て、觀音寺と改しといふ。

○馬引澤村大教寺、（日蓮宗、）淺野内匠頭殿奥方の寺也。此寺に奥方の調度みなおさめありしを、近頃所々にわかちしといふ。宇奈根村常光寺にある黑漆の三方も、此寺より分ちし也。常光寺は大教寺の組合なり。（三月廿三日常光寺にて所ㇾ聞。）

○鶴見川の水源を尋ねしに、左のごとし。

鶴見川の末、海に落口より小机村まで川丈四里。

小机村より川向橋迄、（二十一町程。）　川向村橋より池邊村地境迄、（十三町程。）　池邊村地境より佐江戸村地境迄、（十七町程。）　佐江戸村地内川和村境迄、（二十町程。）　川和村地内市ケ尾村境迄、（三十町程。）　市ケ尾村地内大場村境迄、

三十町程。大場村地内下鐵村境迄、六町程。下鐵村地内上鐵村境迄、八町程。上鐵村地内早野村境迄、八町程。早野村地内麻生村地境迄、六町程。麻生村地内より熊ケ谷村境迄、三十六町程。熊ケ谷村地内より大藏村境迄、十五町程。大藏村地内野津田村境迄、二十町程。野津田村地内圖師村境迄、三十町程。圖師村上下地内合て小山田村境迄、十五町程。下小山田村地内上小山田村境迄、十六町程。下小山田村境より上小山田村境迄、十八町程。

此上小山田村の山よりわき出るなり。

小机より上小山田村迄通計三百拾町なれば、八里廿二町程なり。

三月廿三日記、立夏節、　右若林氏所ゝ示。

○喜多見村慶元寺、御朱印拾石、喜多見若狹守在世の時寄附せし五石、今にあり。

上卿阿野中納言
寛永三年八月十九日　宣旨
若狹守平勝重
宜令叙從五位下
藏人頭左近衛權中將藤元親奉

此口宣ノ文、板ニホリテ寺ニアリ。

○喜多見氏戒名寫　　喜多見村　慶元寺

洞雲院殿常仙居士　十日　江戸信濃守

法岸院殿心譽清圓大禪定尼　慶長七壬寅年八月朔日、江戸攝津守女、間宮三郎右衛門妻、

正諸院殿理覺法心信士　慶長十七壬子年十一月七日、刑部小輔嫡男江戸攝津守朝忠、

宗璞院殿生無空花童女　慶長廿乙卯年四月五日、喜多見若狹守女、號二紀伊一、

玩極院殿出過興業齋　元和五己未年八月十日、江戸信濃守二男江戸刑部少輔賴忠、

前朝散大夫月山舊學了達公　元和六庚申七月八日、若狹守嫡子號二喜多見主水正正忠一、

若甞院殿桐覺春慶大禪定尼　右同年八月九日、間宮主水佐女、嫁二江戸刑部少輔一生二攝津守一、

前若州大守華林宗珍公　寛永四丁卯十二月廿六日、江戸攝津守嫡男喜多見若狹守勝忠、（日光ニ勝重トアルハ是歟）御當家依二江戸御在城一改二姓喜多見一、

慶德院殿心岳宗琳大禪定　寛永十九壬午年二月七日、間宮若狹守女、嫁二江戸攝津守一生二喜多見若狹守一、江戸彥八郎間宮三郎右衛門妻、

凉峯院殿覺嶽清玄大禪定門　正保三丙戌年七月八日、寶藏院殿父公、

了性院殿春覺智貞童女　正保四丁亥十二月廿六日、俗名オカシ、

高巖院殿理月慶壽大姉　慶安元戊午年八月十一日、喜多見小太夫母公、

桐香院殿月鑑智光童子　右同年十月廿三日、喜多見小太夫事、

[illegible]院殿[illegible]理白童子　承應元壬辰二月七日、喜多見喜六[illegible]事、

萬[illegible]院殿[illegible]周伯童子　同二癸巳閏六月朔日、喜多見彦左衛門事、

華雲院殿梅窓永壽大禪尼　明暦三丁酉八月六日、喜多見若狹守妻、

周光院殿智覺性榮大姉　延寶四丙辰七月二日、
心空院殿玄歇宗幽居士　同七己未六月廿一日、
宗宛(マヽ)院殿十月惠法童子　天和元辛酉二月廿日、
寶龍院殿圓㵎珠光大禪定尼　貞享元甲子十二月四日、喜多見宗幽室、
法性院殿宗源且理童子　同二乙丑三月十七日、
松雲院殿性榮華石居士　貞享二乙丑九月廿五日、喜多見久太夫、
松壽院殿然譽詠薫大姉　同三丙寅七月廿四日、
雲晴院殿了月性圓居士　元祿二己巳正月三日、喜多見小隼人、
心光院殿出透淨諦大居士　元祿六癸酉七月廿三日、

喜多見氏斷絶之由來

一常憲院樣御代　近代劄花菱三巻に曰、

喜多見若狹守切腹之事

爰に喜多見若狹守といふものあり。初は御書院番にて貳千五百石の祿たりしが、段々立身して當時貳萬石を給りて御側御用人たり。然る處、御小姓淺岡伊豫守といふもの、御意を背て御預ケと成、若狹守伯父喜多見義兵衛は伊豫守親類なるによりて、伊豫守妻幷に諸道具まで引取申候。然るに豫州妻と義兵衛密通したり。豫州儀は御預ケの先にて病死しける。依之憚所なく己が妻の如くなしにける。

一兩年經て淺岡忠次郎伊豫守御免を蒙りければ、早速義兵衛方へ至り、母諸道具渡し呉候樣申候得共、一向義兵衛取あはず、剰へ悪口に及びければ、忠次郎無念に思ひ、奥へ切こむ所を、用人山田金藏早速組伏せ、亂氣之由申立、押込置けり。是皆甥若狹守が仕業のよし、誰いふものとなく、公聞に達しけ

れば、不屆に思召、山田金藏儀は牢舍被ニ仰付一、喜多見義兵衛は石川主水御勘定、後土佐守、に御預ケとなりけるが、段々惡事露顯して、義兵衛も揚り屋へ行、終に義兵衛金藏兩人死罪に被ニ仰付一。且又忠次郎儀理不盡の仕方不屆に思召、御改易に被ニ仰付一、若狹守儀重き御役人として、內緣の取捌不屆至極に思召、松平越中守へ御預ケとなられける。本國勢州桑名に至りてより先非を悔んで、朝夕廉上下にて江城の方へむかひて御詫被レ申けるが、後年病死ありける時に越中守より訴ければ、御撿使桑名に至り事相濟ければ、越中守家來奧平藤右衞門御撿使に向ひ、御死骸は如何可レ仕哉と窺ひければ、野に捨よとの事ゆへ、奧平もあまりいぶせく思ひ、押返して伺ひけれども、野に捨よとの事ゆへ、是非なく越中守死骸を取納、石塔を立させ念頃に弔ひける。抑此喜多見若狹守先祖は、延文年中畠山入道に誓計りて、新田義興を矢口の渡しにて殺せし竹澤何某が後流なりしが、今若狹守が代に至り、忽斷絕しけるこそはかなけれ。

亦一說

武林隱見錄七之卷に云、　寫本なり。

喜多見若狹守御預并喜多見義兵衛御成敗之事

喜多見氏兩家滅亡せし事は、喜多見義兵衛當に不行跡ゆへなり。扨喜多見若狹守は、元五郎左衞門と云て、常憲公の御代御小納戶相勤、段々立身御加增にて壹萬石被レ下、若狹守重政と改め、御側御用人被ニ仰付一追々繁榮なり。然るに喜多見義兵衛姉聟淺岡伊豫守は前御小納戶相勤、後御小姓に被ニ仰付一、初の名は權三郎と云し故、惣領を又權三郎と號す。然るに伊豫守御意に背き御預の處、追付又被ニ召出一候。伊豫守右御勘氣の內は妻子をば喜多見義兵衛方へ、家財ともに引取置申候處、伊豫守被ニ召返一屋敷拜領移徙に付、妻子家財引取可レ申旨申遣候處、家財も妻も差越し不レ申候に付、伊豫守不審に存、惣領權三郎を同道致し、義兵衛宅へ參り右之樣子承り候處、義兵衛段々不埒の返答にて喧嘩に及び、

終に伊豫守を切殺す。尤其身も手負候て、依レ之段々評定所におゐて御詮議之上、淺草骨ヶ原礫場にて斬罪被二仰付一。扨若狭守は遠慮之內下屋敷へ罷越、其節御側御用人衆忠御用有レ之しに、下屋敷に罷在有御請早速間に合不レ申、不調法の仕方不屆に付、知行被二召上一御預に被二仰付一候。扨又喜多見家菩提所淺草遊行派日輪寺なり。時に日輪寺、公儀え早速罷出、義兵衛死骸拜領仕度段相願候。則達二上聞一候處奇特に思召候。乍レ然ケ樣之死骸は野捨に被二仰付一候法なれども、尤之儀に思召候に付被レ下候間、取置回向可レ申旨被二仰渡一しとなり。

一矢島傳太夫物語左之通

喜多見氏家斷絕之事は、元祿二己巳年なり。此時若狭守に嫡子一人あり。二歲の時なりければ、其乳母生國下總國香取郡古內村のものにてありけるが、嫡子を連行養育す。生長して喜多見仁左衛門と名乘、妻をむかへ一男子を生せり。年を經、生長して江府に出で、矢島氏を相續して名を傳太夫といふ。御家人となりて御寶藏番役を相勤む。然るに公務を致しながら佛道信仰淺からず。靈場へ詣で渇仰す。時に目黑祐天寺、祐天上人の御遺跡なれば殊に歸依淺からず。毎月十五日月次百萬遍執行有レ之候へば怠りなく參詣す。また七月十六日より例年開山御遠忌の千部執行あり。是又日々あゆみをはこんで敬禮す。終には世話役の講中に加り佛に奉事す。或夜止宿せられける。予は夫とも知らず外講中と物語するを聞れて、傳太夫申され候には、喜多見と承り候へば、いともなつかしく存候と、夫より喜多見氏の儀段々と委しく互に物語いたし候へば、符節を合せたる如くなれば、傳太夫感心いたし、扨も／＼難レ有や、今まで稻毛邊に菩提所あるとは承り候へ共、道法不案內ゆへに疎かに罷過候に、今般成事を承り候は、昔の先祖に逢ひたるが如しと落淚いたし、是誠に祐天上人の御引合被レ下、偏に有がたくと被レ申候。其翌年寬政七卯年四月十三日に、當寺へ參詣被レ致、御位牌前へも參拜被レ致候。扨視仁左衛門は、傳太夫江戶表へ出られて後命終して、法名を西光院順譽道善居士と云へり。此仁左衛門

跡敷は、乳母の親類某に譲り與へて今に繁昌せりと、傳太夫事も終に文化三寅年七月十日に命終被レ致候。

一傳太夫方に若狹守委細書物は有レ之候得共、系圖は無レ之候。系圖は下總國結城小々七郎左衛門と云ものあり。此家に持傳へ有レ之候由、當所宮原丈右衛門咄に承り候。此七郎左衛門は郷士之由、皆共所之ものども七郎左衛門樣と呼申候由、只今强家之由傳へ承り候。此家に系圖有レ之候譯は、若狹守御繁昌之節は結城にも御知行有レ之候由、依レ之奥方は結城ゑ落て御出被レ成候由、其時に系圖御持參被レ成候趣に相聞へ申候。

右之由來書、今何にも不レ入事に候得共、予住職以來、若狹守由來を村内古老之者に相尋候得共、誰有て如レ斯と申もの壹人も無レ之、いかにも〱歎かしく存、當村に當時役人たるものは、皆々若狹守の御家臣の者共なり。然るに主人斷絶に被レ及候を無念に存、記錄致さぬ事と相見へ申候。然共其譯合を子孫へ申傳へざる事は、是もまた餘り無慚の事共なり。程遠く經たるにもあらず、漸く百年少し餘の事なり。當山は其菩提寺と申事なれば、責ての事と思ひ承り候事をば、爰に記すものなり。然れ共兩說ある事なれば、何れをか是とせん。後見の人之を訂正せよ。

文化四丁卯歲二月記レ之。慶元寺十八世、貞譽鍾仰。

右慶元寺當住は祐天寺の弟子なりといふ。三月廿三日喜多見村に宿せし夜、灯をかゝげてこれを寫す。

われおほくの寺社にいりて、そのことのよしを問ふに、多くはしらずと答ふ。あるは水火のためにうしないぬ、又はかくして出さゞるもあり。今この喜多見家の跡たえし事をあつめて書置る慶元精舍の大德のこゝろざし感ずるにあまりあり。ことに矢島氏の事などは、人の知る事まれにして、野史の闕文を補ふに足れり。なべての寺社を守れるものは、かくこそあらまほしけれ。旅のやどりのともしかゝげて筆とくうつしてかへすとて、

若狹路にありといふなる後せ山のちみんためとかりし推柴　杏花園

己巳三月念四淸晨於二喜多見村里正西山宇左衞門旅寓一染レ筆了。

又開山の事を慶元寺に尋ねしかば書付。左のごとし。

喜多見村　慶元寺

永劫山華林院慶元寺

開山眞蓮社空譽上人　元祿元壬辰年十二月六日

右之通にて因名は相知不レ申候。入寂より當年に至て百十八年に相成申候。

一心光院殿之事

右心光院殿御石塔、堺之南照寺と申寺に有レ之候よし、乍レ去是は聞傳にて慥成事に無二御座一候。

三月廿四日　慶元寺住　眞譽練仰

今の住持、此寺に住する事十餘年といふ。三月廿四日。

○是政村の枕流亭にてみし詩、海庵といふものゝ書也、潮來郎不レ歸。含レ恨立二漁磯一。白鳥驚二何事一。雙々相對飛。

右江南山

○渡唐之蕉翁　鄭培畫也

いかめしき音やあられのひの木かさ　沈萃亭書

此小像世所レ稱之渡唐芭蕉者也。日光山閼氏功山藏レ之。予遊二日光一就見レ之。書畫不レ凡。濃淡可レ愛也。因請摹レ之歸勒二諸石一。普傳二同好之士一云レ爾。（云爾舊作二示云一誤。）

癸丑夏　龍涯識

此墨本も枕流亭の掛幅なり。崎陽の譯司、往々華人の書畫に託して欺く事多し。其眞跡を見されば眞

覽はさだめがたし。三月二十五日。

○三澤村の農家に小田原北條の古文書多く持しものあり。その中に三澤の七騎衆といふ事ありと、日野本郷の里正彦右衛門語る。三月廿六日。

○狩生村、平山村は御嶽山のきはにして、拜島より三里ばかりあり。こゝに平山武者所の書畫あり。その文よみがたきもの也といふ。これを見んと思へど力なし。三月廿八日。

右玉川在役中所レ記也。

文化己巳四月十七日、雨窓岑寂流覽一過。　遜櫻主人

○補遺

寛永十八年辛巳正月十一日、曾根源左衛門吉次を御勘定頭になさる。（これよりさき、松平右衛門大夫此事を司り、しかも正しく其役名も定ざり）し也。鈴木文猗人の日記摘要にみゆ。同十九年壬午三月三日、伊丹播磨守康勝、酒井紀伊守忠吉、杉浦内藏允正友を御勘定頭になさる。同書に。

斗銘　　覃

大道之行、料量自平。輕清重濁、多レ權無レ衡。

畫芝讚

顯則產二大同之礎一、隱則療二商山之飢一。明々其瑞、燁々其芝。

○己巳四月十一日芙蓉館徐君懿德卿□館

○秦名二夫子室一曰二長山一、漢曰レ陵。故通名二山陵一。（清高澹人天祿識餘。）

○食單（コンダテ）出二鄭望膳夫錄一、韋僕射巨源有二燒尾宴食單一。同上。

○女子七々四十九陰絕、男子八々六十四陽絕、過レ此爲レ婚爲二野合一。時叔梁紇過二六十四一娶二顏氏小女一、

故曰二野合一。同上。

○二十四橋、說□揚州在唐時最爲二富盛一。舊城南北十五里一百一十步、東西七里三十步有二二十四橋一。最西濁河茶園橋、次東大明橋。入二西水門一有二九曲橋一、次東正當師衙南門有二下馬橋一。又東作坊橋、々東河轉向レ南有二洗馬橋一。次南橋、又南河師橋、周家橋、小市橋、廣濟橋、新橋、開明橋、顧家橋、通泗橋、太平橋、利國橋、南水門有二万歲橋、靑園橋、自驛橋一。北河流東出有二參佐橋一。次東水門東出有二山光橋一。又自二衙門下馬橋一直南有二北三橋、中三橋、南三橋一。號二九橋一不二通船一不レ在二二十四橋之數一。同上。

覃按、通計二十二橋蓋闕二二橋一。

○雞冠　雞冠花、佛書謂二之波羅奢花一。又汴中謂二之洗手花一。中元節前兒童唱賣以供二祖先一。同上。

○浣花天　放翁詩已遇二浣花天一。注四月十九日也。蜀人以二是日一遊二于浣花溪上一。故云。同上。己巳四月十九日抄。

○鈴の屋本居春庵を嘲るうた、よみ人しらず。

すゞの屋がすゞろのことを書ちらし今ぞしりぬる伊勢のひがごと

○高家大澤侍從、下總守、藏書萬卷、每月會日ありて人にみせしめ、そのこふ所にまかせてかす事をおしまず。本朝通鑑二百卷自筆にて寫され、法華經一字づゝ石に書寫して、塚に築きなどせし人なりき。禮儀類典も藏書となりて悅ばれしが、文化四年丁卯の春より病を得て、九月頃よりあしく、つゐに十一月十七日に卒去なり。同十九日、新丸山淨心寺に送葬ありしとぞ。

○宋李邈、字夷曠、公擇子也。宋學士集。字典人所レ登也。唐韵、集韵、愚袁切、等韵、宜袁切、並音元。說文、廣平之野、周禮、夏官邍師掌二四方之地名一。註、邍地之廣平者。

○武州瀨田谷領喜多見村之內御林之儀、先規瀨左衞門と申者百姓の持分下々畑之場に御座候處、先地頭喜多見若狹守領地之時分、彼瀨左衞門不屆之儀御座候而追放申付、田畑取上げ、惣百姓に預ケ申候。然る處八年已前巳の春、(元祿二年己巳ナリ)若狹守知行上知に罷成、間瀨良太夫御代官所に被二仰付一候。上下略。

右元祿九子年七月御代官永田作太夫より出候古文書、先年會計府中にて見し事ありて、竹橋蠹簡卷四に抄出せり。

ことしの春、此地を過て此御林をみしに、松のなみ木たちつゞきて、よこおりふせる山なりき。己巳九月七日晨書、時初霜滿ゝ瓦。

○武州田東之郡小机之庄鳥山村三會寺領拾石は、先規令二寄附一畢。略

慶長四年己亥二月十日御朱印、元和三年三月十七日、寛永十三年十一月十日、寛文五年七月十一日

御朱印には都築郡とあり。

寄進寶生寺武藏國多西郡大幡之內拾石之事。下略

天正十九年辛卯十一月日

寄進瑞雲寺山田村武藏國多西郡秋留鄕山村之內八石之事。下略

天正十九年辛卯十一月日御朱印

武州田東之郡小机之庄之內雲松院領貳拾石、如二先規一令三寄附一畢。下略

慶長四年己亥二月十日御朱印

○府中高安寺に十寸穗の薄あり。その穗いたりて長し。今年の秋、ある藩より求めにつかはされしに、其種、本堂のわきにいさゝかあれども今はなし。春にいたりて生ずる由、寺僧云りといふ。己巳九月十四日書。

○武州小机村泉谷寺は橘樹綴喜二郡の境なり。庫裡の方は綴喜郡に屬し、本堂の方は橘樹郡なり。故に小机村は橘樹郡といへども、寺之方にては綴喜郡と書出す也。當住持の物語なり。庚子五月三日來話。

○小田原北條家知行分限之內、去年玉川の邊にて聞し地名左のごとし。永祿二年己未の頃也。

江戶衆六鄕大森分　六鄕殿　小机下丸子　稻毛溝之口　江戶 川崎　小机 末吉　江戶 六鄕

大師河原共　多東郡 符田鄕　小机 上丸子　宇名根　多波川北駒井本鄕（今駒井村アリ）　同 同所 登

戸　小机潮田地頭方　小机潮田　小机鳥山　庚午五月七日記。

向岡閑話終

遠櫻の翁こそ、水ゆく川のすりうけたまはり、このころ防河のことなりぬ。旅ごろもかさねし日數もも〻かあまりむゆかとたちて、庭なかのあすはの神にさしたる小柴の垣に咲出し、卯づきのはじめつかた、家には歸りぬ。山ほと〻ぎすの初聲まちえたるこ〻ちしてめづらしきに、おきなのがりとひゆき侍り。かたみによろこびいひかはし、まづ月比のものがたりくつし出るなかに、さは御らんぜよとて、行李のうちよりとう出たる隨筆日記のたぐひ、河原のさゞれに玉をひろひ、野もせの小草に花をつみてかきよせし調布日記二さつ、同附錄一さつ、玉水餘波一さつ、家傳一さつ、玉川砂利一さつ、さてはこの向岡閑話三さつ、又神社御寺のえぎのたぐひ、そのわたりにつたはれる調度めくもの、古き新らしきをえらばず、あるは石にえり、木にきざみなどやうのくさ〲のかたち、紙に寫し繪にうつし、玉川披砂と名づけて、これもその數島の子の十づ〻とをかさぬ。すべてみるものきくものにつけて、もらすことなく、歌によみ詩につくり、おもひを遣心をやる。旅の舍りはつかれこらじたらんを、これはうけたまはりたるおほやけごとゞもしげく、何ばかりのいとまもなかるべきを、いつのひとまにしかはかきつみたるらん。なまつこと〲のめづらしきはをきて、これなん不可思議のことにぞおもひ侍る。こちたきさいのほどは、誰も〱よくしれ〻ば、いひたてんもくずか〻しくおもふたまへながら、かへす〲不可思議にも侍るかな。むらさきのひともとゆへこそ、世はみながらなつかしけれ、まして千種の言葉の花にほひくは〻り、汀の千鳥のあとさだかにとゞまれば、き山の池のみく〻りたはくりかへしつ〻、むかひの岡のむかひ見るに、あかぬは此卷〻なりけれ、おかうちおもふま〻をかきつけ侍るも、れいのおきなの需にまかせて。

同じ年のうづき

ま彦

南畝大田翁、行役之暇、所ニ手錄一調布日記、玉水餘波、玉川披砂、向岡閑話、各若干冊、圖若干幅、他人以ニ三年之久一所レ弗レ能レ成焉。而翁則十旬之行、能爲レ之。他人以ニ十夫之雇一所レ弗レ能レ給焉。而翁則一人之手能書レ之。雖ニ終夜不レ寐、兩手幷下一尙恐レ不レ足。況職事之暇乎。能者所レ爲、不能者固不レ可レ測也。予就ニ其傍一取而閱レ之、凡其所ニ履歷一細瑣不レ遺、玉石倶收、殆使四閭流之珍、鮫人之秘、無三復所ニ韜藏一焉。吁、其悉矣。或詰レ之曰、翁不ニ是河堤使者一乎。何意乃爲ニ探勝使者一也。不レ然十旬之役、尋レ奇討レ幽、何暇及ニ職事一。又有ニ非レ之者一曰、尋常俗吏之態、奉ニ役郊關一、必挾ニ威力一以驅ニ使民一。甚レ之至下於揮ニ鞭笞一棄中賄賂上。而翁則吏之隱者、固亡レ論ニ於此一已。但吏之隱也。乃欲レ擿ニ眞境之祕一、恐レ之使下民不レ免ニ乎驅使一。其於ニ雅俗一雖ニ適異一、而在レ民則均是一累。予笑而解レ之曰、是何傷焉。擲レ筆以爲ニ鞭笞一、蠶レ紙以爲ニ賄賂一。觸レ之而人不レ怨。貪レ之而名不レ汚。且使下不レ識ニ一丁一之民、懷中篤ニ於古一之心上。此亦布化之一事。若夫藉レ此而疑ニ職事之或廢一焉、則固不能者之所レ怪焉。予豈阿ニ於所レ好乎哉。予豈阿ニ於所レ好乎哉。己巳初春印南野樵識□□

起ニ于仲春廿八日一五宿中布田村

撈海一得

撈海一得序

海渚漁人有沒海捕獲爲恒產者。曰。將沈沒也。數十步間。顧視一物。指爲標準。以記其所而出也。未嘗失尺寸焉。然後可能窺於驪龍窟矣。且生長於水。視淵若陸。輙蹈之而不知所畏焉。彼水族異類。與之游而不亂。雖左右取之。似不復難者。習之所致也。然不專心致志。則不能得也。是以先得者未必美。後得者亦未必惡矣。寶珠珍貝。或有遺而不取。乃後來者從而利之。余聞斯語。輙自喜謂我將用之於學問之道。若夫古今編纂。多々益有矣。其蒐羅群籍。充於藝苑大觀者。孰不謂天地英華盡於此書而已。雖然比類論之。尚不免乎彼有所謬。此有所遺。探討之難如此。豈備於一書哉。於是述作者續起。欲自伸其業。余故有取研漁人之言。友人木君子煥。家藏墳典。殆比二酉之富。所以於書無所不窺。博洽而文。猶口誦手披。不知老之將至。遇欣然與意會處。必筆之于簡。裒成祭帙焉。此亦其一也。蓋其意在欲覺後覺而辨其惑。則提要鉤玄。裨補前修之不逮。訓詁以傳。使易通解。至其論舊詁與今異者。合于古義。辨履歷適相似者。非爲沿襲之類。多有益學者。可謂卓見矣。賢於世儒厚默自重。專持性命之說。抗深。欲以名教爲己任者遠矣。問序於余。々辭曰。脩齡不才。無聞於世。況不腆之文。不能使之不朽。恐爲之所汚。人皆掩鼻而過。子煥笑曰。焉知不有逐臭者邪。請子莫辭。遂引其端云。

明和辛卯秋七月　松窓　關脩齡譔

撈海一得自叙

瀛莫有鳥。名漫畫。終日奔走水上。撈捕小魚而食之。猶不能飽。又有鳥。名信天翁。立水上。屹然不動。游魚至前。因以食之。而不饑云。余性弗靈。琴棋書畫。凡百技藝。莫一所能。又不解飲。因與人不款曲。越在僻邑。無可與語者。唯有讀書而已。而亦不必爲章句。終日汲々唯多之貪。所謂如漫畫然。而細々藝海。其所撈得。何是何乎。當爲信天翁所哂矣哉。曾貫一冊子於凡案間。隨得輙錄。以備遺忘。已二十年于茲矣。丁亥夏致仕。家居無事。含飴弄孫徒消日月。乃取廢簏中之物。稍々整頓而得百十數事。謂不嘗備吾忘。亦將傳之兒孫。因以國字錄之。名曰撈海一得。諺曰。知者千慮而有一失。愚者亦有一得。如武侯之於馬謖。固知者之失耳。愚者則千慮萬慮。焉能所得乎。苟有所得者。唯在於讀書已。語不云乎。吾嘗終日不食。終夜不寢。以思。無益。不如學也。此之謂也。雖然。此自愚者之得。豈得無非宋人之九襲以享珷玞乎哉。若有子姓以此是正焉。則可謂猶能讀父之書也已矣。明和強圉大淵獻南至日書于巢丘之閑齋

木煥卿

撈海一得目次

巻上

卷　下

目次終

撈海一得卷上

澶州　木煥卿　著

○壒嚢抄ニ曰、應神帝第四ノ皇子ヲ大鷦鷯ノ尊ト號ス。第八ノ御子ヲバ隼總別尊ト云。兄弟常ニ戲レテ、鷦鷯ハ小鳥ナリ。隼ハ鷙鳥ナリト爭タマヒテ、隼ノ名ニ勝タマヒシガ、大鷦鷯ハ仁德帝トテ、サシモ賢王ニテソダラセタマヒシカド、曾孫武烈帝ニテ嗣絶シカバ、隼總別四世ノ孫繼體帝ゾ天日嗣ヲ受シロシメシテ、今モ其御裔ゾカシト云。」按ニ、晉ノ穆侯ノ二子ニ名ヅケシ、兄ヲ仇ト云、弟ヲ成師ト號シヲ君子刺レリ。果シテ文侯仇ノ子孫衰テ、弟曲沃ノ桓叔成師ガ孫武侯晉ヲ奪、其孫文公コリ中國ニ覇トシテ春秋ヲ終ル。是ト同日ノ譚ナリ。サレバ名ハ猥ニ命ズベカラズ。今ノ人名ヲ翻切スルハ俗ナル事ナレド、昔ヨリ有シニヤ。羅浮子ノ說ニ、崇德帝仁平元年詞花集ヲ撰ル。詞花ノ二字邪ニ反ルト云テ難ゼシ、又日次ノ記ナドニモ名ヲ反ス事アリト、東見記ニ見タリ。後世其事盛ニナリ、今ハ天下ノ人反切セデハナラヌ風ニナリタルハ、イツノ頃ヨリニヤ。僧玄昉、明雲僧正ナドハ反切ニ關ニハアラズ。日次記二百二十冊、九條道長公及ニ兼實公ノ書ナリ。

○老子曰、雖レ有ニ拱璧一以先ニ駟馬一。左傳鄭ノ商人弦高以ニ乘韋一先ニ牛十二一。」又東錦加ニ璧一乘馬一、先ニ吳壽夢之鼎一」杜注、古之獻レ物必有ニ以先一。今以ニ璧馬一爲ニ鼎之先一。」又鄭伯賜ニ子展先路三命之服一先ニ八邑一。」疏曰、皆以レ輕先レ重也。非ニ以レ賤先レ貴也。」按ニ、此先ノ字ハ輕キ物ヲ持出テ、重キ物ヲ

進ルヲ表スナリ。今獻上ニ眞ノ劍ト進ル馬ノ毛ヅケヲ目錄ニ記シテ馬ヲバ厩ヘ送リ、又ハ儀刀ニ目錄ヲ添テ、馬價ハ少府ヘ納ルガ如シ。劍ヲ以テ馬ニ先ズト云モノナリ。獻物必有以先ト云事、初學ノ疑事ナリ。此先ノ字ハ目錄ノ義トナシテミルベシ。

○請ノ字、今俗ニハ請取事バカリヲ用テ、招請ナドモ客ヲ招キ受ルト覺タル人多シ。集韻ニ、平聲ニテ受也ノ註モアレドモ、多クハ求也、乞也、問也ニテ、請ヒ求ル正義ナリ。平聲圏發シテ請取ト讀べシ。

○使人憂、凡人ヲシテ何セシムト云事多アル事ナリ。是ハ今ノ俗語ニ、人をばかにするの、人を踏みつけにする、ノト云人ノ字ニヨク當レリ。

○今人患難アル時ハ、親戚朋友社ヲ結ビ金ヲ聚テ相救ヲ頼母子ト云。唐ニモ有事ナリ。淸ノ趙恒夫ガ寄園寄所寄曰、近時邑無頼子邀百人作百子會。人出銀幾兩、搖骰子、點多者先收。毎月一應、八九年而百人畢收。然其先收者冀其不能終局渙社。是欲圖賴之耳、ト是ナリ。先ニ金ヲ收ル者ハ、會ノ渙ン事ヲ願フ人ノ黠智、和漢同情ナリ。

○又曰、江西有一僧、創千佛會、人出銀一兩、投木櫃、搖骰、點多者得百金歸。不必復應、而往來之行人圖僥倖、不過二三日即聚千人。僧則利其一會得抽分數金耳。此ハ今ノ百兩富ナリ。

○唐詩選、金花臘酒解酴醾。此句ハ數説紛々正解ヲ得ズ。按晉書劉伶傳、一飲一斛五斗解酲。此ムカイ酒也。又醫書、有葛花解酲湯。酲ハ酒疾ト訓。醉ヲ醒ス也。夫紅粉女當垂柳壚、酌金花臘釀之美酒、長安輕薄兒、以爲除酲之解酲也。玉篇曰、酴醾麥酒。不去滓飲也ト、以除酲謂美酒、

唐仲言之妾也。

○論語曰、邦君之妻、君稱之曰夫人。夫人自稱曰小童ト、我邦ノ貴女、自稱シテ童ト云ハ論語ニヨル也。古ハ制度云爲咸漢唐ニ沿ル也。先儒未言及乎。

○俗語、上ハ大名より下は賤きうら店住の者までも、毎日擂槌を吃ぬ者はなしと云り。田汝成ガ委巷叢談ニ曰、杭州ノ人一日吃三十丈木頭。以三十萬家爲率、大約毎二十家吃擂槌一分。合而計之則三十丈矣ト。是杭州ハ湛蕃昌ノ地ナレバナリ。吾國ハ味噌ヲ用レバ、擂槌ヲ用ル事モ　キナラン。此率ヲ以テ計ルニ、江戸ノ家々ニテ擂槌ヲ吃滅ス事、凡一日ニ幾十丈ナランヤ計ガタシ。

○明ノ藤尚大爵堂筆錄曰、史記漢王約法三章、約之爲言節也。言父老苦秦苛法、悉除去秦法、則秦法極繁、沛公特節之而爲三章而已、非相約也。」ト按ニ、此說新奇ナリ。後ニ始皇紀ヲミレバ、大史公秦ノ二世帝ヲ論テ曰、以佐百姓之急、約法省刑。」又通志畧食貨曰、漢高帝懲其弊、於是約法省禁、輕田租。」此約ト省トノ字法、イカサマ相約スルニ非ルニ似タリ。

○紫芝園翁ノ論語古訓曰、荻先生論語適莫ノ解ニ引レタル蜀志諸葛亮ノ語、今ノ三國志ニ不見ト、南郭ノ云レシヨシ也。煥卿按、魏志李豐傳ニ、曹爽專政。李豐依違二公間無有適莫」ト。是ニテ適莫ノ義明ナリ。

○村學師ノ學童ニ授ル手習狀ニ筆ハ、打物太刀長刀ノ如シナド云ヲ拙ナキモノカト思ヘバ、是モ古ノ書家ノ據アリテ作リシ物ナリ。王右軍筆陣ノ圖贊曰、夫紙者陣也、筆者刀稍也、墨者鍪甲也。水硯者城池也、心意者將軍也。本領者副將也。結構者謀畧也。出入者號令也。屈折者殺戮也。

○秀卿ノ龍宮ヨリ誂レテ蜈蚣ヲ射タルハ、其善射ヲ美ルノアマリニ、何者ノ狡兒ガ作リ出セシ。淵鑑類

函ニ曰、歙縣ノ皇墩湖其中ニ有蜃、常與呂湖蜃鬪、程靈銑好勇而善射、夢蜃化爲人告之曰、吾爲呂湖蜃所厄。君能助我、必厚報。東ニ白練者吾也。明日靈銑彎弧助之正中。後蜃不知所之、後人名其所爲蜃灘。按、此人ハ通鑑梁記、程靈銑新安人、救王僧辨戰石頭西門。陳霸先愛其勇招諭之爲蘭陵大守ト、サバカリ武名高キ人ユヘニ、カヽル說ヲ設タルナルベシ。後世ニハ灘ノ名トサヘ成タレバ、實ニアリシ事ノヤウナリ。俵藤太モ園城寺ノ鐘ニテ誠シヤカニナルナリ。

○頼朝ハ晋ノ文公重耳ニ似タル事多シ。頼朝適居二十餘年ニシテ天下ニ覇タリ。重耳、諸國ニ間關スル事十九年ニシテ、諸侯ノ盟ヲ主ル。重耳ハ姻親秦穆ノ助ヲ得、頼朝モ時政ガ力ヲ得タリ。頼朝杉山ノ敗七騎ニシテ遁ル。重耳ノ狄ニ奔ル、七臣從フ。天子ヲ尊ミ天下ヲ正トイエドモ、重耳ノ後世々諸侯ヲ主リ王室ヲ蔑視ス。晋亡ニ至テ周モ亦振ハズ。晋ノ文公七臣僖二十三年左傳、重耳逃狄、從者狐偃、趙衰、顚頡、魏武子、司空季子、杜註曰、狐毛賈佗從而獨擧此五人、賢而有大功。頼朝覇府ヲ山東ニ基シテヨリ後王室終ニ微ナリ。

○源大將軍建言シテ曰、諸國ニ追捕使ヲ置テ盜賊叛逆ノ徒ヲ制シ、段別ニ兵粮米ヲ宛テ此武士ヲ養、其首領ヲ地頭ト云、一州ノ統領ヲ守護ト云。六十六州ノ追捕使ノ總統ヲ自ラ主リテ、日本總追捕使ト云ント、是國司ノ權ヲ奪ノ始ナリ。此地頭ノ名目ハ、新ニ作リタルカト思ヘバ、唐書ニ曰、大曆元年有地頭錢毎畝二十トアリ。是ヲ據トシテ、田一反別ニ米何ホドヅヽト割付テ取ナリ。是ヨリ兵農別レテ、兵ハ民ニ養レテ民ヲ守リ、民ハ兵ヲ養テ盜賊ノ憂ナシ。今太平ノ基ヲ開シハ、皆是ニヨレリ。善信入道、廣元朝臣ナド經濟有用ノ學ト云ツベシ。保元平治以前ノ風俗ヲ思フニ、諸國ニハ山海ノ賊充斥テ、國司ノ舟トイヘドモ、海賊ノ戒少カラズ。江談抄、土佐日記ナド思ヒ合スベシ。京師輦轂ノ下ニテモ、保輔、袴垂ナド云强盜、黨ヲ結テ搢紳ノ第宅ヲ剽掠スレドモ制スル事アタハズ。大

江山、鈴鹿ナド山賊ノ巣窟トナル。近國スラ如是。況遠國ヲヤ。諸國ニハ私ノ遺恨ニヨツテ相殺ノ事絶ズ、國司是ヲ制スレバ、貞任、武衡ゴトキ大亂ヲ激シ成ス。是皆武威輕ク、國司三四年ノ任中苟且ノ政ノ弊ニヨツテナリ。封建ノ太平ヲ致ス事ハ、秦漢以後ノ人ノ知ヌ事ナリ。ア、九原起スベクンバ柳州ナドノ人ヲシテ、今ノ制度ヲ見セタキモノナリ。

○宋邢凱坦齋通編ニ曰、春秋書夏五郭公、人皆以爲闕文。夏五固無可疑矣。郭公胡氏以爲郭亡。蓋齊威有郭、何故亡之間、然以公爲亡。疑其未然。按春秋有蜮、有蜚、謂昔無而今有也。至螽之一字、係文宣襄之世、凡六書之而無他說、以此爲例、恐郭公亦止是一物、直書之以記異爾。本草衍義條、江東呼爲郭公、豈此物邪。煥卿按ニ、是モ亦一說ニ備フベシ。邵堯夫ノ天津橋上ニ杜鵑ヲ聞テ、南方ノ氣北ニ遷ハ亂世ノ兆ナリト歎ゼラレシ。邢氏アンニ是ヲ思フヤ。江東ノ禽、山東ニ從ル。興人異ヲ記ト謂カ。

○同書曰、孟子去齊宿於晝。晝當作畫字之誤也。史記有畫邑人王蠋ト、予按ニ、後漢書ニ、耿弇討張歩道軍畫中ト、是モ齊ノ地ナリ。水經註曰、澅水去臨淄城十八里、所謂澅中也。孟子去齊三宿、而後出澅、世以此水名爲宿留水。邢凱ガ說ノ徵トスベシ。

○孟子ノ生卒歲月ハ、中華ニモ知レヌ事トミヘテ、明ノ都穆ガ聽雨紀談曰、孟子傳不書其生卒歲月。予嘗觀孟子譜云、孟子周定王三十七年四月二日生。今二月二日。赧王二十六年正月十五日卒。即今十一月十五日。壽八十四。鄒邑人至今遇冬至日廢賀節之禮。蓋有自來矣。又按、譜云、孟仲子名睪、孟子之子也。四十五代孫、寧嘗見一書於嶧山道人曰公孫子。內有仲子一篇。乃知仲子實孟子之子、而從學於公孫丑者。朱子註孟子、從趙氏以爲仲子、孟子之從昆弟與譜不合。按ニ、是

モ亦漢高ノ父母ノ名ヲ史漢ニ言ザルニ、後人ヨク記スルト同日ノ談ナリ。譜豈徴スルニタランヤ。

○笠澤云、史記孟軻字子輿、是軻軸ノ義ニ取ルナリ。然ニ廣韻注ニ、孟子居貧轗軻、故ニ軻字子車、又孔叢子ニモ、字子車、注一作子居、居貧坎軻、故ニ名ト。煥卿按ニ、子輿、子車何レモ軻ノ字ニ愜ウ。然レドモ周人多ク名ハ用、字ハ題ヲ用フ。顏回字子淵、仲由字子路、顏繇音由モ同字。冉耕字伯牛、司馬耕字子牛。此ヲ以テ意フニ、孟軻字子車ノ方幾シ、或子居ト云モノハ、車ノ古音居ナレバナリ。居貧ニ依テ名ヅクルニハ非ズ。蓋子生テ三月ニシテ父母ノ命ジタル名ハ終身改メ替ヘズ。國諱ナドニサハレバ字ヲ以テ行テ、外ニ名ハツカズ。サレバ父貧ナリトテ、子ノ名ニ坎軻ノ義ヲ命クベキニアラズ。又十五ニテ冠賓ガ人ノ子ニ居貧ノ義ニテ字スルハ人情ニアラズ。今表字ハ君上ヘ訴テ替ルユヘニ、ムザト改ル事ハナラネドモ、名乘ハ通用ニナキヿヘニ、仕合ガワルイトテハ一年ニ二三度ヅヽ改ルトハ同カラズ。

○廣韻ニハカヤウノ杜撰ノゴトキ事多シ。夫子ノ姓ヲ注シテ曰、契ノ母呑乙卯生契、後賜姓子氏、至成湯以其祖生乙卯、曰名履字天乙。後代以子加乙始爲孔氏、至孔父嘉子奔魯。孔子魯人也ト、巧說ト云ツベシ。

○今清刻ノ書ニハ、丘ノ一畫ヲ省テ丘ニ作ル、漢ヨリ明ニ至テ殆二千載。我夫子ヲ尊事ヲ知ラズトテ、孔子ノ爲ニ諱ト九經補註ニミヘタリ、ト井金峨ノ話。

○楊子方言ヨリ後、世々ニ方言ヲ記スル事多シ。日本ニモ諸國ノ言同カラズ。鶩ヲたまげト云、上總ノ人ノふどしヲたふさぎト云、美濃ノ人ハ病ニテ呻吟スルヲによふト云。徒然草ニ、クチナシ原ニによいふし」トアリ、うなりてふすナリ。鄙ニハ古言ノ殘タル多シ。腫物頭痛ナドヲ在鄉者ハやめる

ト云。此病ノ字ナリ。左傳成公二年鞍ノ役ニ、郤克傷於矢曰「余病矣」ト、此ハ痛ト云事ナリ。下文ニ張侯曰、「豈敢言病」ト、痛トナシテ見テ穩ナリ。疾病ノ義ニアラザルニ似タリ。

○犢鼻褌、順和名抄ニ、太布佐幾ト云、今上方ノ人ハふとしト云、關東ニテハふんどしト云、上總アタリニテハたふさぎト云。或云、和名ノ太布佐幾ハ股ふさぎの上畧ナリト云ハ、萬葉假名ヲヨミエザル後人ノ強說ナリ。永久記ニ、佐々木ガ宇治川ヲ渉セシニ、裸になりたふさぎばかりをかきてトアリ。古ハ太布佐幾トテ、中華ノ犢鼻褌ノ制ノゴトキ物アリシニヤ。今ノふどしハ賤者ノ服ナルベシ。史記相如傳ノ註ニ、「釋名曰、犢鼻褌ハ貫也、貫兩脚、上繫腰中、下當犢鼻」ト、犢鼻ノ穴處ハ足ノ三里ノ上ナリ。此制ヲ思フニ、今ノ猿股引ト云モノニテ、ふどしニハ非ズ。中華ニモ賤者ハ兜肚トテ囊ヲ作リ、前陰ヲ掩フ制アリ。褌ハ袴也ト註スレバ、はかまノ形ナルベシ。

○今ノ言ニ酒ヲさゝト云。養老ノ催馬樂ニ、もたいのちくえふト云、猩々ニ、竹のはの酒ト云、文選ノ張協ガ七命ニ曰、「豫北之竹葉註ニ、酒之名也」ト云。又「唐ノ李賀ガ詩ハ、好デ多ク字面ヲ替換ス。酒ヲ箬葉露ト云」ト徐興公云リ。箬ハ竹皮ナリ。吾國、古ハ文選ニ熟セシユヘ、俗ニモ云慣タルトミヘタリ。

○金錢ヲ多ク儲積タルヲ、うなるほど金を持しト云、古キ諺ナリ。五雜俎ニ、「五代ノ袁正辭積錢盈室、室中常有聲如牛。人以爲妖。勸其散積以禳之。正辭曰、吾聞物之有聲求其同類耳。宜益以錢聲乃止。」是滑稽トイヘドモ俗諺ヲミルニタレリ。

○漢書曰、岸善崩、又尺牘ノ語ニ、不佞善病ナド云善ノ字ヲオヽクト訓ズ。今ノ言ニ、よく病む人じやノ、よく難義にあふ人じやノト云よくニテ、好ニモアラズ。能スルニモ非ズ。たび／＼ト云事ニテ、

數ノ義ナリ。オヽクト云訓ヨク當レリ。よくト譯スベシ。

〇東都ニテ貴家ノ處女ヲ稱シテ、おぢやうさまト云ハ阿娘ノ字ナリ。娘ハ尼良切ニテ、孃ト通ズ。女ノ尊稱ナリ。天子ハ母后ヲ稱シ、宮人ハ皇后ヲ稱シテ娘々ト云。唐ノ高祖ノ長女平陽公主軍ヲ娘子軍ト云、金娟娘、宵孃、韋孃ナド通用ス。俗話ニハ女ヲ尊テ大娘ト云、父母ヲ稱シテ爺娘ト云。此語イツトナク日本ニ傳リテ、貴女ノ稱トナレリ。古ノ人ハ音モ正ク娘ノ字ヲジヤウト唱シヲ、今ハ娘ノ字ヲラウト唱ルユヘニ、別ノ事ニ思フナリ。古ハ姫ト云、今ハ娘ト云。同ク女ノ尊稱ナリ。

〇今小兒、母ヲかゝさまト云。是ハ家々ノ字ナリ。通鑑陳ノ宣帝紀ニ曰、北齊ノ後主泣啓太后曰、有縁復見家々、無縁永別。胡三省注ニ、齊ノ諸王呼嫡母爲家々ト、イツノコロヨリ日本ニ言傳タルニヤ、子ガ母ヲかゝト呼ヨリ、轉ジテ父モ妻ヲかゝト云。

〇むさしのゝにげ水ハ、古歌ニ多ク詠ミタレド、唐山ニ有ルサタヲキカズ。唐陸勳志怪錄曰、深州ノ束鹿縣中有水影、長七八尺、遙望見人馬往來如在水中。乃至前不見水。又周處風土記曰、廣野ノ中ノ陽燄望之如波濤奔馬。謂之水影。此天地之氣絪縕、盪滴、回薄、變幻、何往不有ト、是にげ水ナルベシ。

〇古人晋ノ束晳ノ文ヲ卑俚ナリト評ス。藝文類聚ニ其餅ノ賦ヲ載テ曰、挈器者舐唇、立侍者乾咽ト、ゲニモ今ノ卑語ニ似タリ。

〇溷ヲよふじよ場ト云。厠ヘ上ルヲようじよをたすト云。明ノ胡應麟ガ甲乙剩言曰、客曰嘗客安平。其俗如厠男女用瓦礫代紙。殊爲嘔噦。余笑曰、安平唐爲博陵、鶯々縣人也。爲奈何。曰、彼大家閨秀、當必與俗自異。余復笑曰、齊文宣帝如厠令楊愔執厠籌。是帝王之尊用厠籌而不用

紙也。觀之厠籌瓦礫ト均也。不能不爲鶯々要處掩鼻耳。」五朝小說見タリ。此要處ノ二字、厠籌今厠ヲようじよト云ノ據ナリ。又魏ノ胡太后當爲僧造厠籌。必自試諸頰。是國母ノ尊ヲ以、厠籌ヲ削ル。頰ニ試ルハ其刺アランコトヲ恐ル也。鶯々ガ厠籌ヲ用ル論ナキノミ。崔鶯々ハ唐ノ美人、元愼是ト私シテ會眞記ヲ作ル。西廂記アツテ千古美人ノ口實トナル。後霞洞集ヲ閲ニ、此事ヲ引テ厠ニ紙ヲ用ザルノ據トス。予ハ却テ要處ノ二字ヲ得タリ。是後出ノ者ハ刀ヲナシ易ニヨルナリ。

○本草卄艸ノ集解ニ、其細鞁者唯貨湯家用之。此貨ノ字ハ、尚書ニ、懋遷有無化居。注ニ貨賄、貿易也。家語子貢廢著。呂不韋傳奇貨可居ナド、貨ハ變化ナリ。居ハ買居ナリ。唐ノ小說ニ、煠鱔貨ト云モアリ。貨湯家ハ賣湯舖也。唐山ノ茶舖ハ、種々ノ煎湯ヲ貨ナリ。病ノ爲ニモ非、唯喝ヲ止タメト見ヘタリ。水滸傳ニ、王婆ガ西門慶ニ梅湯ヲ貨ト云、宋江ガ橘皮湯ヲ飲ト云ガ如シ。本艸會ハ多ク草部ヨリ初ム。ユヘニ開卷第一義ニ是ヲ開コト也。卄艸ノ功ニ與ルニモ非ズ。知イデモヨシ。後ニハ知ル事ナレド、狹中ニテ隅カラ隅マデ解事ヲ求ルハ初學ノ、弊ナリト、徠翁ノ語誠ナルカナ。

○今やく病よけの守リトテ、聻ノ字ヲ門戸ニ貼ハ、漢舊儀曰、儺立ニ滄耳。注ニ卽漸耳也。又通典ニ、司刀鬼名聻、一名滄耳。五音集韻、聻子役切、音積、人死作鬼。鬼死作聻。篆ニ書此貼門、則離ニ鬼祟千里。又西陽代醉ナドニ委シ。

○灸ノ四花ヲ點ルニ、足ニテ定ベキ稈ヲ、女ハ腕ニ代ヘ用。是ハ葛可求ガ十藥神書ニ、婦女纏脚者ハ非ニ其生成ニ、故以テ手取之ト云ヲ、謬解シタルニヤ、纏脚トハ、宋ノ中葉ヨリ貴女娼妓ノ類ハ、幼ヨリ足ヲ纏ヒ、緊約シテ、長育セシメザルヲ貴人ノ禮面トシテ、紮脚セザルヲ耻トス。中下ノ女ハ常

ノ足ナリ。纏足ハ甚小ク、穴處ノ則ニナラスユヘ、纏脚ノ者ト別云ヘリ。日本ノ女ハ脚ヲ紮ザレバ、足ニテ取コト論ナシ。昔ハ纏脚ノコトヲ知ズ。女ヲ立テ膺ヘ賢人ノ頭ヲサシ入ルコトヲ[illegible]テ、手ニテ取コト、思ヒ誤ルニヤ。

○今兒戯ニ蝦蟇ヲ捉テ嬲殺シ、地ニ小穴ヲナシ、車前草ヲ襯キ、死蝦蟇ヲ安頓シ、上ニ又車前草ヲ被ヒ、畢テ小兒圍繞環列シテ祝曰、かいるどのゝおしにやつたおんばくどのゝおんとむらいト、斉シク鞋ヲ擊壞テ是ヲ咒ス。須臾ニシテ死蝦蟇蹶然跳躍ス。按毛詩芣苢疏曰、韓詩云、芣苢曰車前草。郭璞曰、今ノ車前草大葉長穗、江東呼ニ蝦蟇衣一。陸璣草木疏云、車前草、一名ニ蝦蟇衣一。」順和名抄曰名オホハコ是也。カマ衣トハカマヲ蓋フノ義。吾邦之童子不レ由ニ人之教一、而爲ニ之戯一。暗ニ合古書之義一。學者因而爲ニ格物之一助一也。凡彼我相同キコト、彼ヲ學デ爲ト思ハ誤也。彼ガ江南、吾國都下ト、北極ノ出地ノ度大ニ違ハザルヲ見レバ、風氣モ亦相同。シカラバ人情モ同ジ。憶フ天正ノ昔、鳥居强右衛門ガ長篠ノ下ニシテ、勝賴ニ答ノ數語、晋ノ解揚ガ楚ノ莊王ニ應ルト、數千載ノ下萬里ノ東ニ一口ニ出ルガ如ク、其英烈ノ氣凛々トシテ見ガ如シ。豈亂世ノ中、虓𤚩ノ夫教ニヨルト謂ンヤ。是レ人情ハ古今異域違ザルヲ知ベシ。醫藥ナドハ支那ヨリ傳タリトバカリ思ヘドモ、此ノおんばこどのを以ミレバ、應神仁德ノ前醫藥ナシト云ベカラズ。少彦名命始テ醫藥ヲ作ル。今歲除ニ、五條ノ天神ニ詣テ、朮ヲ授テ疫ヲ驅除ス。又丹波康賴ノ醫心方三十卷、今人間ニ不レ見トイヘドモ、日本ノ古方往々傳レリ。又伊勢宗廟ノ茅茨ヲ、堯ノ茅茨ニ準ヘ、土鉶ニ啜ヲ供御ノカワラケト思フ。是洪荒ノ時、彼我トモニカク有ベキコト也。擬シタルニハ非ズ。國初以來先儒好デ、彼我ノ故事符合セルヲ表出セルヲ見テ、

後學唯彼ヲ尊ミ此ヲ鄙メ、品川ヘ殺移タキト思ハ、書ヲ好ザルノ弊ナリ。

○五井蘭州ノ瑣語曰、今謂大飲爲上戸、不知何謂。晉王忱嗜酒、自號上頓。上戸ハ上頓之訛轉ナルト、燒卿按、是誤ニハアラズ。呉志曰、孫皓宴人以七升爲限。小戸雖不入、並澆灌取盡、又白樂天詩、戸大嫌甜酒ト、夫飲酒ヲ以テ戸ト稱ルコト、三國ヨリノ語ナリ。後世上頓ト戸大トヲ合テ上戸ト云ニヤ。

○揖弓ノ的ヲ施スモノヲぼうがたト云。是乏形也。大射禮、乏一名容、似今云屏風、以牛革鞔漆之。註曰、乏、獲者所以蔽、以禦矢也」ト、今此形ニ似タルヲ以テ、ぼうがたト云ナリ。

○宋朱弁曲洧舊聞曰、崇寧初、范致虚上言、十二宮神狗居戍位、爲陛下本命。今京師有以屠狗爲業者、宜行禁止。因降指揮、禁天下殺狗。告者賞錢至二萬ト、ア、諛臣ノ言天下ニ禍スル可嘆。狗ニ因テ罪不幸ニ及ブ。徽宗ノ五國ニ死ル不幸ニハアラズ。

○西海上ノ巖ノ窪中ニ、往々ニ鶚鮓アリ。海上ノ人探シ得テ珍味トス。是ハ海鳥小魚ヲ提テ石窪中ニ貯ヘ、潮汐ニ浸漬シテ、自然ニ熟セル物ナリ。丹後ヘ行シ人是ヲ吃タルトテ、鮓ニ鶚ノ字ヲ書テオコセタルガ、讀メヌト云人アリシ。說文ニ、鶚似山鵲小トアリテ、魚ヲトルサタハナシ。關雎ノ註ニ、雎鳩ハ鶚ノ類也。今江東呼デ爲鶚、好食魚トアレバ、鶚ノ字ガヨシ。正字通ニ、鶚ハ魚鷹也。翔水上扇魚令出啖之。故名沸波ト、和名抄ニ美作古トアリ、又鳥ヲ捉ヌ鷹アリシヲ、鶚腹ノ鷹ナリトテ、魚ニテ飼シ事、古今著聞ヤラニアリシ。又太平記ニ、本間孫四郎ガ魚ヲトリシミサゴヲ、尊氏ノ船ヘ魚トモニ射落セシナド、東海ニハ聞ス鳥ナリ。又李日華蓬櫳夜話ニ曰、黄山多

猿猱ハ、春夏採二花菓一、於二石窪中一醞釀成レ酒。香氣聞二數百歩一。野樵或得偸飮。多飮減二酒痕一、覺レ之衆猱伺二得人一、必嬲二死之一。」コレ猱酒ト、鶉鮓ト、山海ノ珍味ニテ、獻立ノ好對ナリ。

○王侯家ニ日用三度ノ厨饌ノ食品、翌朝ノ饌ニ充ベキヲ、前夜ニ豫メ黄漆板ニ書シテ、膳御ノ臣ニ判ヲ乞ヲ、君ニ白シテ其食ント欲ル食品ヲ、板上ニ點貫シテ、宰夫ニ命ズルヲ獻立ト云。是ヲバ食牌ト云ベシ。陳直ガ卑居聽輿ニ曰、温州蕭裳少夢。神人告以二詩止十八一。至二十七一從二父帥一レ蜀。蜀俗主帥大宴、例進二玉筋羮一、毎取二乳牸一、鐵筋鑽二其乳一而出レ之、乳凝二筋上一以爲レ饌。蕭偶至庖見二繫牛一、叩知二其故一、亟白レ父索二食牌一、判免二此味一。又乞增二永字於其上一、已而復夢。有二陰德一不二獨免一レ夭、可レ望二其頤一、果至二九十餘一ト、此食牌ノ事ヲミレバ、今獻立ヲ豫メ書シテ判ヲ乞ニ同キナリ。

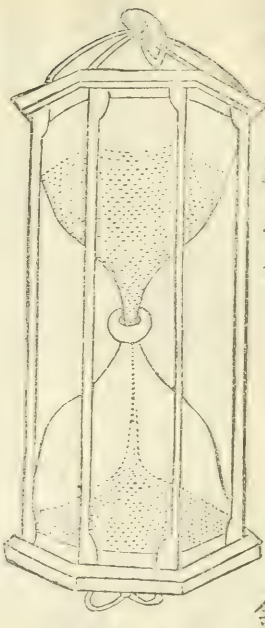
○滄溟尺牘與二王中丞延一書ニ、有レ致レ暦焉ト云ヲ、ムツカシク解スル人アリ。按ニ、是ハ暦本ヲモライタル謝書ナリ。王百穀ノ謀野集ニ、玉暦烏薪拜二命之辱一、暦占二甲子一薪禦レ寒ト、此モ暦ト炭ヲ贈シナリ。日本ノ氣ニテハ、暦ヲ贈物ニスルハ合點ノ行ヌヤウナレドモ、今長崎ヨリ東都ヘ獻ル清暦ヲミレバ、二京、十四省、朝鮮、蒙古、凡正朔ヲ奉ズル國々ノ二十四節、日ノ出入ノ遲速ヲ、其處々ニ割付テ、暦日トモニハ紙カズ三十張バカリアリテ、官ノ大印ヲ拈テ翻刻スル者ハ、刑三族ニ及ト記シ、總裁以下ノ官人ノ連署アリテ、官ヨリ頒行物ニテ、賈人ノ制ル物ニ非ズ。唐山ノ賈人ノ日用ノ暦ハ、小冊子ニシテ、東都ヘ獻ルトハ別板ナリト、長崎ノ人ノ話ナリ。官人ト庶人トハ、頒ツニ大小本ノ別暦アリテ、于鱗王百穀ナド田里ニ飯テ潜居スルトキハ、民間ノ小暦ノミニテ大冊暦ヲ見ザル故ニ、京官ヲ勸

ル友人ヨリ官暦ヲ贈ルトミヘタリ。

○同書ニ、于浙ト云事數處アリテ、浙ニ于クト訓ゼリ。此書ハ田中武助ガ訓シテ、南郭ノ按セラレタレバ能誤アルベキヤウハナシト、人々點ノ如ニ讀テ疑ヲ獻ル人ナシ。按ニ、浙ハカリヲ數〳〵于ト云事疑ベシ。左傳ニ、於越入吳、注於ハ發聲。」詩ノ召南、于沼于沚、朱傳ニ、于於也。周易、毛詩於皆作于、于於古通用」ト、是ヲ以ミレバ、于ハ發聲也。論衡曰、餘暨以南屬越、錢塘以北屬吳、」ト見ツベシ、明ノ全浙ハ古ノ吳越ナリ。是于浙ハ于越ト同意ニテ、夷ノ發聲ナレバ、ユクト訓ズルハ誤ナリ。上卷ノ報襲克懋書ニハ、命鴐之浙トアリ。是ハユクナリ。下卷ニ三處アリテ、皆々于浙之役トアリ。此句法ニテ地名トユクトヲ別ツベシ。于越ノ字ハ、漢食貨志ニ見タリ。

○同書、投枚記里ノ事未詳ト云出セシヨリ、何先生ハカク說レシ、誰ハ崎陽ニテ聞シ說ナド、定カナラズ。中山傳信錄ニ委クミヘタリ。五十年前ハ此書イマダ舶到ザレバ知レヌモ道理ナリ。近ゴロハ寫本モ多ク、人間ニ行ルヽナレバ、明白ニ說ベキ事ナレドモ、今ノ人ハカヤウノ日用ニ益ナキ書ハ、看ザルユヘニ疑事多シ。中山傳信錄ニ曰、定更法、以木柹從船頭投海中、人疾趨至梢人柹同至、謂之合更、人行先於柹爲不及更、人行後於柹爲過更。今西洋船用玻璃漏定更。簡而易曉。細口大腹玻璃瓶兩枚盛沙滿之、兩口上下對合通一線以過沙、懸針盤上、沙過盡爲一漏、即倒轉懸之針盤上。一晝夜約二十四漏、每更船行六十里、約二漏半有零。人行先木柹爲不及更者、風慢船行緩、雖及漏刻尚無六十里爲不及更也。人行後於柹爲過更者、風疾船行速、當及漏刻已踰六十里爲過更也。海中船行里數、皆以更計。或云、百里爲一更、或

云、六十里爲二一更一。或云分二晝夜一爲二十更一。今問二海舶夥長一、皆六十里之説爲レ近二ト、按ニ、是ニテ投枚ノ事明ナリ。玻璃瓶ハ今小兒ノ玩器ニスル物ノ制ト同ジ。圖ニアラハス。



玻璃漏



針盤

○琉球ノ先王舜天王ハ、鎭西八郎爲朝ノ子ナルヨシ、東涯、白石ナド明ニ記セラレタリ。中山傳信錄ハ、滿ノ徐葆光、琉球ノ冊封使トシテ彼國ニ行、淹留シテ委ク記セシ書ナリ。康熙五十九年ニ著ス。即チ享保五年庚子ナリ。舜天ノ事ヲ紀シテ云、舜天日本人皇ノ後裔大理按司朝公ノ男子也。淳熙七年庚子ニ年十五、屢有二奇徴一、長爲二浦添按司一、人爲二其政斷獄不一レ違、時琉球政衰、逆臣利勇秉レ權鴆二其君一、而自立。舜天討レ之誅二利勇一。諸按司推奉即位。年二十二。實宋淳熙十四年丁未也。在位五十一年。壽七十二ニシテ嘉熙元年丁酉ニ薨一ト、按ニ、此丁未ハ日本文治三年ナリ。嘉應二年庚寅

爲朝追討ヲ距テ十八年ナリ。然ラバ舜天王ハ伊豆ノ大島ニテ出生ノ人ナリ。

○又曰、今歸仁府（國語府曰間切）管下親泊村有獲劍溪。昔山北王戰敗、以寶劍自刎不能斷、擲于志慶眞川。百年之後溪至水涸、溪光挾天、伊平屋人得之獻王。今王府第一寶劍也。劍名重金丸。」

按ニ、日本ノ中古丸ヲ以テ劍ニ名ル事、髭切、膝丸、小烏丸、友切丸ナド云。往古ニ此名ナク、後世ニモ聞事ナシ。此重金丸モ爲朝所傳ノ劍ナルベシ。

○中湊ナドノ訓點ハ訛ル事モ多カレド、又文理ノ讀ガタキ處ヲ、オモシロク訓ジタルアリ。凡日用ノ和訓ニモ、其妙ノミル事多シ。乍ノ字、暫也、初也、忽也ノ字註ニテ、たちまちト訓ル事、常ノ事ナリ。今俗ニなかなかト[illegible]ズ、りよぐわいながら、さりながらナド云。此訓ハ字書ニ甫然也ノ注ヲ、オシマハシテリョウニツケタル訓ナリ。甫然トハ、禮記ノ疏ニ、甫且也ト注シタリ。此訓華人ノ用ル事ニ見アタラズ。淵鑑類函四百二十八唐ノ張説ノ時樂鳥ノ賦ヲ載テ曰、形貌乍同鸚鵡類、精神別稟鳳凰心ト。此乍ノ字ながらト訓ズベキカ。又[illegible]陽[illegible]選廣知篇ニ、歷城蓮子湖多蓮花、紅緑間明乍[illegible]疊ト、此乍ノ字もながらト訓ズベキカ。猶多ク有ベシ。後考ヲ待ツ。又此二ノ乍字ヲたちまちト訓テ、ちよつとみればと譯センナレド、ヤハリながらト譯ルガ迂遠ナラズ。此間明ノ字ハ、金綱ノモヤウノシマヲ、各色ノ間道錦ト云間ノ字ニテ解スベシ。〔唐書〕唐書忠義傳曰、程千里欵騎而退、[illegible]坑、爲[illegible]察[illegible]、[illegible]首告諸將曰、爲我報諸將、乍可失帥不可失城、軍人聞之皆下、此乍字、亦如偏字、今ノナガラ也。」

○明暦和蘭ノ人、宮ノ敗ニ、西洋書ハ昔家ノ訓點ナリ。然ドモ十志ニハ點ナシ。然ルユエンヲ知ラズト云。今按ニ、上古訓點ヲ傳來シテヨリ、昔注書篇ノ宗ニ秘シ、相受授シテ金科玉條トシテ、世々守テ替ズ。

十志ハ又深祕別傳トシテ、書ニ點ヲ下サズトミヘタリ。古ノ人ノ學ブニ難キ事、是ヲ以テモ知ルベシ。今ハ新ニ舶到セル書ヲ讀ム事、カナ書キヲ讀ムゴトクナルハ、太平ノ文化ニヨルト雖ドモ、伊荻二先生ノ賜ニ非ト謂ベカラズ。

○左傳宣十二年邲ノ役ニ曰、楚囚二晉智罃一、其父智莊子以二其族一反之戰曰、不レ以二人子一吾子其可レ得乎、射二楚連尹襄老一載二其尸一、射二楚王子公子穀臣一囚レ之、以二二者一還ル。後年遂ニ是ヲ以テ智罃ニ代ヘタリ。元暦生田ノ役ニ、梶原景時ガ我子ノ敵ニ圍レシヲ救ント、二度ノ驅セシ是ト同ジ。親ノ子ヲ思フ至ザル所ナシ。東涯先生曰、南宋周本叔之救レ父事、頗ニ梶原兩驅、但本叔以レ子求レ父、景時以レ父覓レ子、爲レ不レ同耳。

○平家物語檀ノ浦ノ戰ノ日ニ曰、「また鯀といふ魚一二千はふぐ平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿小博士晴信を召て、鯀は常に多けれども、いまだかやうの事なし。勘へもふせと宣へば、此鯀はみ歸りそふらはゞ、源氏亡そふらいなんず、はみ通そふらはゞ、御方の御軍危くおぼへぞふらふともふす。言もはておに平家の船の下を過にはふぐこそ通りける。」是平家ノ亡徵ナリトイヘリ。按、徐氏筆精ニ、周易中孚ノ豚魚ノ吉ヲ解シテ云、草廬ノ吳氏曰、豚魚澤中之物、似レ豬。俗謂二江豚一。澤將レ風則浮二出水面一、有二南風一則口南向。有二北風一則口北向。舟人稱二風信一」ト、此說ヲ見レバ、平家ノ豚モ風信ナリ。亡滅ノ口ニ見ルユヘニ、亡徵ト思フナリ。今ノ人ハ豚ノ風信ナル事ヲ知ラザルユヘ、氣ガツカズ。顧野王曰、䱐魚一名江豚、欲レ風則踊也。和名抄、江豚、以留加。

○齊東野人ノ語モ、拾物ノ一助トナル事多シ。三越奥羽北邊ノ國ニテ、田產ヲ數ルニ何クカリト云、富民ノ產ヲ云ニ、幾千苅、何萬ガリト稱ス。其高ハ定ニ知タルモノナシ。先年越後北鄙ノ老農、奴ニ問フ、

曰、田四百坪ヲ一反ト云、是ヲ百カリトシテ、男一人ニテ五百カリアテニ作ラシム。（田五反ナリ、）百カリヨリ穀二三石ヲ得（上下田ニテ不同アリ。）ト、是ニテ幾カリト云事シレタリ。

○赤城翁ノ鈴錄ニ曰、古制知行割百貫千貫ト云。今ニ奥州ナドニハ此稱殘タリ。田一坪ニ苗一把種テ、百坪ニ百把種ルヲ百日ト云、千坪ヲ一貫ト云。大低十貫ハ百石、百貫ハ千石ニ當ル。上中下田ニヨリテ一定セズ。又曰、知行百石ハ穀百石ナリ。米四十石、又ハ三十五石アルニヨツテ、四ツ物成リ三ツ五分ナド、ナルナリ。

○今ニ都ニ女ノ多集リタル處ニテ、諸女、義ヲ結デ兄弟ブンナド云事、唐ノ崔令欽ガ教坊記ニ曰、教坊中ノ諸女、以氣類相似約爲香火兄弟ト、言ハ香火ヲ備テ、鬼神ニ誓ユヘニカク云ニヤ。此事由テ來ル事尚シ。漢書外戚傳曰、房與宮對食、注ニ應劭曰、宮人自相與爲夫婦名對食、房宮二人之名也」ト、所謂生蠅師父何人カ僞作レルヤ。

○除夜ノ鐘ニ、百八煩惱ノ夢ヲサマスト云事アリ。宋洪邁俗考曰、鐘聲一百八撞以應十二月二十四氣七十二候。又瓦釜漫錄ニ、釋氏念珠一百零八、蓋年有十二月二十四氣七十二候、準一歳之義ト云。水滸傳ノ一百八人モ、此數ニヨツテ星ノ數ニ合タルトミヘタリ。

○支那ニテハ、神ニ酒ヲ供ルニみきどくりニテ供ル事ハナシ。尊罍ニ盛トイヘドモ、供ルニハ爵瓚ノ類ニ酒ヲツギテ供ルナリ。常ノ宴ニモカクノ如シ。酉陽雜俎ニ、李和子ガ冥使二人ヲ饗トテ、酒九盌ヲ索メ、自ラ三盌ヲ飲ミ、二人ノ分六盌ハ、西座ニ設トアリ。コレヲ俗文ニハ餟ト云。酒ノ字ト同ク華音シヤイナリ。惣ジテ賓主トモニ、日本ノ如ク杯ヲ持テ、酒ヲツガスル事、中華ニハナシ。

杯ヘ酒ヲ酌テ客ヘ進ルヲ獻ト云。客飲畢テ又酒ヲ盛リテ返杯スルヲ酬ト云。季漢ノ袁紹ガ鄭玄ヲ送ルニ三百人、獻酬シテ三百盃ヲ飲シムルト云ニテシルベシ。禮記ニ常ニミル事ナレドモ、初學ハ氣ガツカヌナリ。今拳ヲスルニ酒ヲツギテ中ニ置テ、贏輸ヲ爭ガゴトシ。

○或書ニ、李商隱詩、隔レ坐送レ鈎春酒暖。是日本名曰レ拳。負者罰以二巨觥一。拳ノ字蓋出二順和名抄一。由來「尚矣」ト、予云非ナリ。此詩ハ藏鈎ナリ。拳ハ五雜俎ニ曰、後漢諸將相宴集爲二手勢令一。其法以二手掌一爲二虎膺一、指節爲二杉根一、大指爲二蹲鴟一、食指爲二鈎戟一、中指爲二玉柱一、無名指爲二潜虬一、小指爲二奇兵一、腕爲二三洛一、五指爲二奇峰一。但不レ知二其用法云何一。今里巷小兒有下捉二中指一之戲上、得レ非二其遺意一乎。又五代史ノ周紀ノ註ニ委シ。今ノ拳ハ是ナリ。此ノ漢ハ五代ナレバ、唐季ヨリ有シ事ニテ、遣唐ノ諸人傳來セシユヘニ、源順モ記セシナラン。今唱ルスウ、ウウ、チエマ、ハマノ數目モ、其時ノ漢音ナランカ、罰酒ヲ中ニ酌テ置ナド、日本テ制シタル事トハミヘズ。謝在杭ノ頃ハ、明ニハ絶タルトミヘタレド、俗語ノ書ニ打拳ト云コト多アルハ、今ノ拳ノ事ナリ。手勢令トハ、酒宴ニ酒令トテ、種々ノ戲語ヲ云、才ヲ鬪シメ負タル者ニ酒ヲ罰スル事、六朝ヨリ宋明ニ至テ、士大夫ノ爲事トミヘテ、世説其外諸書ニ見エタリ。是モ遊事ノ類ナリ。ソレヲ手指ニテスルユヘニ手勢令ト云。中華ノ酒ヲ飲テイハ拳ニテミルバカリナリ。

○梵語ノ和語ニナリタル多シ。翻譯名義集ニ、摩尼謂二此如意一。天台曰、摩尼者如意也。寶珠也ト、摩尼寶珠トモ、如意寶珠トモ云テ、此珠ヲ得レバ物事思マヽナリトカヤ。古歌ニ、神のまに〳〵、水のまに〳〵ナド、隨レ意如レ意ノ義ナリ。是日本紀ニ、如意ヲマニ〳〵ト訓ゼシニヨレリ。

○釋迦ノ法ヲ正法千年、像法千年、末法萬年ト云事、末法トハ末ノ法ナリト覺テ過シニ、一日東叡山下

ニ遊テ、雜劇ノ講釋スルヲ聞シニ、東岸居士ノ一齣ヲ釋シテ、末法ノ末ハ無ナリ、無法ナリト云ヲ聞テ、始テ解ヲ知タリ。還テ子弟ニ語テ曰、今日山下ニテ末ノ字ヲ一字拾ヒ得タリ。夫學者ハ飛耳長目トテ、未タ見ノ書ヲヨミ、未ル聞ノ說ヲ聞テハ、拱璧ヲ得タル如クニ、日夜孜々トシテ止ムベカラズ。何トナキ卑賤ノ戲語モ、我知見ヲ弘ムルコトアルモノナリ。昔人ノ天下ノ好書ヲヨミツクサントムシヽ、昔ノ東海先生ノ云、少キ者ハ書ノ好惡ヲ擇ズ、宇宙ニアラユル書ヲ讀盡サント志ヲ立テ、マヅ二十歲ヨリ內ニ一千卷ノ書ヲ讀ザレバ、物ノガテンハユカヌ物ナリト敎タマヒシ。ゲニモ此末法ナドハ、其門ニハ雜緝モ知タル事ナルベケレドモ、予ハ佛書ガ不好ユヘニ、牆面ノ恥ヲ免レズ。サレバ宋儒ノ書ハヨマヌノ、和書ハ好ヌノト云テハ、ユキツカユル事多シ。誠哉、細川幽齋公ノ語ニ、學文ハ乞食ノ嚢ノ如ク、欲フカク取コミ置テ撰ワケテ用ヨト敎アリシカヤ。博文約禮ノ聖言ニヨクカナヘリ。

○古ハ人名ニ魚ノ名ヲ號ル事多シ。鮪、烏賊津、淵魚、魚名ナド、云モアリ。大織冠ノ名ハカマスナリ。今ノ俊子魚ノ事ナリ。文字ニハ鎌足トカクナリ。足ノ字タリノトキハスウノ音ナリ。ソクノ音ニテハアシトコムナリ。日本紀ニ、一名鎌子トコレモカマスナリ。金子扇子ノ子ナリ。

○宋ノ曹元寵題村學堂圖曰、此老方捫虱、衆雛爭附火、想當訓誨間、都々平丈我、コノ都々平丈我ヲ生モ解シ得ザルヲ、田汝成解テ曰、杭ノ諺ニ、社師論語ノ郁々乎文哉ヲ、讀誤テ都々平丈我ト敎ケレバ、時人之嗤テ、都々平丈我、學生滿堂。郁々乎文哉、學生都不來ト云事アリト、委巷叢談ニ見ヘタリ。

撈海一得卷下

○本朝通鑑曰、應永十年相國寺ノ僧中正藏主又名仲芳、尤善楷書。明人謂書法第一。令書永樂通寶錢文。今所傳于天下錢文者、中正之筆也。是松下見林異稱日本傳ニモ載セタリ。惣テ支那ハ學問明ナルユヘニ、能善ニ服スルナリ。酉陽雜俎金剛三昧ヲ記シ、鶴林玉露ニハ日本ノ僧安覺ヲ美タリ。謝肇淛ハ日本ノ僧ノ菌毒ニ死シテモ、口ヲ穢ザルヲ稱セリ。夫錢文開元ハ歐陽詢ニ命ジ、淳化ノ艸書ハ大宗帝親ラ書ス。天下ノ鑄範トナス物ヲ、外國僧ナドニ命ズル事、誠ニ公ナル心也。唯此僧ノ幸ノミニアラズ、皇和ノ光ヲ千載ニ輝スト云ベシ。

○白石先生ノ國朝舊章錄ニ曰、寶永五年戊子十當大錢ヲ鑄ラル。表ニ寶永通寶、背文ニ永久世用、又輪郭ニ珍ノ一字ヲ鑄ル。此文字ハ小田原侯ノ臣ニテ、林祭酒ノ門人樋口彌門ガ書シナリ。謝禮トシテ錢座ヨリ黄金一枚ヲ出ス。是ハ寛文年中新錢ノ背文ニ、文ノ一字ヲ弘文院ノ齋ノ門人辻春達書キシ時ノ例ナリ。

○侯鯖錄ニ曰、前代錢文未有草書者。大宗始以宸翰爲淳化之錢文。既成而賜近臣焉ト。按ニ、是今多見在スル淳化元寶ナリ。先人浪華ニ戍セシ日、顧山ナド云賞鑑家ト會シ、多ク奇錢ヲ收藏ス。百錢圖備考ヲ著シテ云、高價ノ古錢ハ贋物多シ。半兩、五銖、大布、直百、永安、大和以下ノ古錢、二千年ニ幾キノ物、洪邁ガ泉志ヲ編トキ、既ニ彼國ニモ多カラズト云。況ヤ大海ノ東ニ見在スル物、豈コト〴〵ク信ベケンヤ。唯開元以下ノ通用錢年々舶到シ、吾國鑄錢ノ擧ヲ煩ハサズシテ天下ニ充ツ。

今諸國地中ニ堀得ル錢宋錢ニ非ザル事ナシ。古ヨリ一ヲ以、一ニ當ルナレバ、僞造シテモ利ヲ見ザルユヘニ贋物ノ恐ナシ。古物ノ眞面目ヲ見テ疑フベカラザルハ、開元以下ノ平錢ニ勝ルハ有ベカラズ」ト、今候鯖錄ニヨツテ淳和錢ノ草書ヲ見ルニ、寔ニ俗物ニアラズ。夫淳和法帖ノ好本ハ人間ニ稀ナリトカヤ。今ヲ距事幾八百年ニシテ、大宗帝ノ宸翰ヲ見テ疑フベカラザルモノ、佗ノ書畫ノ及トコロニアラズ。誰カ愛玩セザランヤ。

○經史諸書ニ桓ノ字ヲ桓ニ作リタル多シ。宋欽宗ノ諱桓ナレバ、南宋ノ人ハ齊ノ桓公ヲ威公ト書、又桓字ヲ用レバ一畫ヲ闕テ桓ニ作ル。宋本ヲ後世翻刻スルニ改ベクシテ改ザル也。文海披沙曰、宋ノ孝宗ノ諱ヲ避テ愼德秀ヲ眞ニ改ム、朱紫陽ノ書ニ、皆愼字ヲ謹ニ作ル。今ノ人ハ察セズ」ト云。又補世說ニ、唐ノ許愼選ヲ宋本ニ謹選トアリシヲ、何元朗ガ改ザルヲ、張文柱ガ增注ニ、未知何據ト云テ、王世懋ニ笑レタル。新語補ノ捷逸門ニ見ヘタリ。世々ノ國諱ニ氣ヲツケザレバ解セヌ事多シ。淸刻ノ本ハ、玄ノ一畫ヲ闕テ玄ニ作ル。燁ヲ爗ニ作ル。皆國諱也。今乾隆ノ曆本ニ、時憲曆ヲ時憲書ニ書ハ、當帝ノ諱ヲ弘曆ト云ニヨツテ也。夷ノ字ヲ大弓ニ作リ、紅夷ヲ紅衣トシ、虜ヲ鹵ニ代ルハ、中國ノ文人ノ諂諛ニ起ルカ。亦胡人ノ小量ナリ。

○酒ヲ盛ルてうしハ注子ノ轉ゼルナリ。拾遺記ニ、元和ノ間謂之注子。仇子良惡同鄭注名、去柄安繫、名偏提。是ヲミレバ、初ハ注子ト云シガ、權臣仇子良ガ鄭注ガ名ヲイヤガリテ、本ハ柄ノアリシヲツルニ仕替テ、今ノ銚子ト成タリ。

○明ノ時ハ二京十三省ニテ、天下ヲ十五ニ分タリ。今ノ淸ハ南京ヲ廢シテ江南省トシ、遼東ヲ陞セテ盛京トス。是滿州ヨリ出テ、始テ中國ヲ奪タル興王ノ地ナルニヨツテナリ。サレバ今ハ二京十四省ニテ、

天下ヲ十六道ニ分タリ。

○王建宮詞ニ、羅衫葉々繡重々。金鳳銀鵝各一叢。每遇舞頭分兩向。太平萬歲字當中。ト、此字舞ト云事解セヌ事ニヤ。皇甫庸ガ近峯聞畧ニ、樂府雜錄ヲ擧テ、舞有字舞、以舞人亞身於地布成也トアリ。此事ヲ劉龍門ニ語シニ、文翼曰、一侯家ニ明朝ノ樂ヲ好タマフ。其舞ノ態、太平樂ノ終ニハ、舞人ドモ各身ヲ地ニ帖テ、太平ノ文字ノ形ヲ成スハ、カヤウノ事ニヤト語ラレシ。

○東海先生西都ニ在シ日、亞相韶光卿ノ坐ニ侍セシニ、山東ノ學者ハ讀法ヲシラズ。汝モ明經博士ニ就テ七經ヲ素讀セヨ。論語ノ亂臣十人モ、亂ノ字ハ除テヨマヌガ法ナリ。此事ハ荻生惣右衛門茂卿ガ論語徵ニモ云リ。又逢坂ノ關ヨリ東ヲ關東ト云、筥根ヨリ東ヲバ山東ト云。又論語疏ヲ著セシ皇侃ヲワウカント唱ガ習ナリナド教タマヒシトカヤ。煥卿按、王應麟ガ玉海ニ、梁王侃トアリ。明ノ黃省曾ガ吳風錄ニモ、王侃論語義十卷トアリ。日本ノ古ニハヨク考究シテ、ヨミクセヲ定置、相受授ケテ後世ニ傳シナリ。今ハ文字ニツイテ心マカセニ讀ナレバ、十人ガ十色ニ讀ムナリ。何トヨミテモ四聲モ別ラヌナレバ、讀ルヤウニ讀テ義ノ害モナキナレドモ、古ヨリ讀來リシニハ、ミナ深意アル事ナレバ、百ニ一モ殘シ傳タキ事ナリ。是モ亦告朔ノ餼羊ナリ。茂卿ヲシゲモチト訓ズルコト、今人知ズ、東海ノ徂來ニ受タルマヽニ記。

○卑賤ノ賈人、價ノ高下ヲ傍人ニ知シメザルタメニ、數目字ノ隱語アリテ、聞者省スル事アタハズ。七をさいなんト云、五をげんこト云ガゴトシ。明ノ田汝成曰、杭州有四平市語、以一爲憶多嬌、二爲耳邊風、三散秋香、四思鄉馬、五誤佳期、六柳搖金、七砌花臺、八覇陵橋、九救情郎、十爲舍利子。小曰消黎花、大曰朵々雲、老爲落梅風。諱低物爲靸。履也。以其足下物也。後又諱爲撤金錢。則又義意全無。徒以惑亂觀聽耳。

○北史韋孝寛傳曰、孝寛爲雍州、改路側一里置一土堠、植槐木代焉。周文帝令天下效之。一里植一木、十里植三木、百里植五木。シカレバ昔ヨリ一里塚ハ有シニ、孝寛始テ木ヲ植タルナリ。

○明ノ文人、元ノ代ヲ指テ勝國ト云。吾國五十年以來ノ文人モ、明文ヲ好ム者ハ、先代ノコトヲ勝國ト云。夫勝國トハ周禮ニ出ヅ。杜氏左傳ヲ註シテ曰、絕其社稷有其土地曰勝國ト。蓋中華ノ歷代、昔人ノ天下ヲ簒トイヘドモ、僞天與人歸ノ名ヲ飾、堯舜ノ禪代ニ摸倣シテ、人ノ社稷ヲ亡スト云コトヲ諱ム。故ニ魏晉唐宋ノ人、勝國ト云コトヲ得ズ。唯商周漢元明ト、今ノ清朝トノミ、先代ヲ指テ勝國ト云コトヲ得ベシ。サレバ今ノ人ノ文ニ、勝國ト云事ヲ書ハ、心得アルベキコトナリ。東涯ノ、勝國ト云コトハ、ムザト云レヌコトゾト曰レシ誠ナル哉。

○古ハ車ヲ駕馬ニ用セシ時ハ、車中ニ立テ轡ヲ操ル者ヲ御ト云、單騎ニナリテヨリハ、馬ヲ牽者ヲ御ト云テ、馬ニ乘ル人ニハ非ルニ似タリ。宋ノ石曼卿嘗出。御者失鞚、馬驚曼卿墮地。從吏扶掖升鞍。曼卿曰、賴我石學士也。若是瓦學士、豈不破碎乎ト、此語ヲ見レバ、御者ハ御人ノ事ナリ。今馬ヲ乘ル者ヲ御馬ノ術ト云ハ、似タル事ナガラ誤ナリ。僕モ御者ノ事ニテ、君ト同車スルナレバ貴キ者ナリ。天子ノ御ヲ大僕ト云。漢ノ夏侯嬰高祖ノ御者ナリ。車廢シテヨリ賤者ノ稱トナリテ、今ハちうげん小ものゝ事ト思ナリ。

○東都民間ノ習俗ニテ、辰祭トテ正月初ノ辰ノ日辰ノ刻ニ、辰ノ年ノ人ヲシテ甍宇ノ屋極ニ、水ヲ潑サシムレバ、失火ノ災ナキノ厭勝ナリトテ行フ。泊宅編ニ、按ニ、天官曆ノ曆日ノ中、治水龍數、乃自元日至辰爲支節ト、此事ニ據ナルベシ。

○城攻ニ竹束ヲ用ユル日本ノ始リハ、誰レモ知リタルコトナリ。中華ニハ五代史死節傳ニ、周世宗束ニ巨竹數十萬竿ヲ、上施ニ版屋一、覆テ爲ニ竹籠一、載ニ甲士一以攻レ之。

○俗ニ亡命ヲかけおちト云ニ、欠落ノ字ヲ用ルハ、古昔敗軍ノ士ヲ落武者、落人ト云タルニヨレルナルベシ。此落ノ字ハ、史記、鄭當時傳ニ、兩人中廢、家貧、賓客益落。注「落猶ニ散落一。」此傳ノ落ノ字ナリ。欠ハ闕ナリ。落ハチリ〳〵ニ落行ナリ。近ロ梓行セル五井先生ノ瑣語ニ、俗ニ戲場ノ看官ガ落タノ、啓籠ノ香花ガ落タノト云落ノ字ニ、此傳ヲ引テ漢語已然ト云レタルハ、本文ノ益ト落ノ字ニヨク合ヘリ。ヨク書ヲ讀ト云ベシ。

○書ヲ版行ニスル事ハ、五代ノ馮道ニ始ル。後唐明宗長興三年二月辛未、初令下國子監校ニ定九經一雕レ印賣も之、二十二年後、後周廣順三年六月板成獻レ之。吾國ハ土御門帝元久年中ヨリ始ルト。始ハ活板ナリ。直江山城守兼續、左傳ヲ活版ニ摺セシヨシナリ。惺窩先生ノ門人中川宗倖、始テ四書ノ文之點ヲ一枚ノ版ニ彫セタリト、東海先生ノ話ナリ。〔頭書〕此ラ唐末ヨリミエクレドモ、九經ヲ彫ハ馮道ヨリ始ル。

○觀應元年三月、獨淸軒法印玄惠沒。此人始講ニ程朱新釋一。古來用ニ漢唐注釋一。唯讀ニ史記漢書一。玄惠始讀ニ資治通鑑一、北畠親房傳ニ受之一ト、續本朝通鑑ニ見タリ。又曰、應永十年儈岐陽自レ明歸朝。詩經、四書集註ヲ取來ト云。其後大亂ニテ禪徒、是ヲ傳ヘタリ。

○西京ノ誹諧師、豫メ題ヲ出シテ、大ニ諸國ノ誹句數萬ヲ集メ、其竪句ヲ選集トナシ、其賞トシテ金屏等ノ什器、或纐纈ヲ贈ル。是ヲ前句附ト云。是レ元朝ニアリシ事ナリ。徐氏筆精ニ曰、元人吳渭月泉吟社ヲ結ブ。至元二十三年丙戌十月望ヨリ、春日田園雜興ト云題ヲ出シ、天下ニ徇テ詩ヲ集ム。其詩五七言律ニ限ル。翌丁亥正月望マデニ、作者二百八十名、詩二千七百三十五首ヲ得タリ。皆本名

ヲ隱シテ僞名ヲ以テ行フ。好紙ヲ以テ楷書ニ謄シ、時ニ詩名アル謝翺ヲ聘シテ考官トシテ選バシム。其三月三日ヲ揭曉ト定ム。選ニ中ル詩六十首ヲ刻集ニシテ世ニ行フ。首名ヨリ五十名マデ詩賞アリ。第一名ニハ公服羅一、縑七丈、筆五帖、墨五笏、第二名ニハ同六丈、筆四帖、墨四笏、三名ニハ同五丈、筆三帖、墨三笏、第四ヨリ十名マデ名春衫羅一、縑筆二帖、墨二笏、十一ヨリ二十名マデハ各深衣布一、縑筆一帖、墨一笏、二十一ヨリ三十名マデ各深衣布一、縑筆一帖、三十一ヨリ五十名マデ各筆一帖、墨一笏、吟箋二沓（沓套通、包也、）ヲ贈ル。第一名ハ僞名羅公福、本名連文鳳、閩ノ人ナリ。其詩ニ曰、老我無心出市朝、東風林壑自逍遙。一犂好雨秧初種。幾道寒泉藥旋澆。放レ犢曉登雲外壠。聽鶯時立酌邊橋。池塘見說生二春草一。已許吟魂入レ夢招。徐興公曰、李西涯詩話ニ、此事ヲ載テ其集ヲ見ズト云。予藏本アルユヘニ其詩ヲ錄出ストアリ。是畢竟一ノ擧トイヘドモ、詩名ノ價ヲ定ル一雅事ナリ。

（一）詩ニ付ての癖は何々と云事アリ。宋ノ莊綽ガ雞肋編、小人之相亦タ有二相驗一者一。有二一絕一、

欲レ識二爲人賤一、先須レ看二四般一。飯遲屙屎疾、睡重著衣難、

蓋焦不レ飽ニトテ。イヅクモ、情ハ替ル事ナシ。屙屎ハ糞ヲ云。仲信齋ノ霞洞集ニ、屙屎ノ字ヲククリヲヒルト云セリ

（一）後漢周澤好レ酒、爲二太常一齋潔。時人語曰、生レテ不レ諧、作二太常妻一、一歲三百六十日、三百五十九日齋。」一日不レ齋醉如レ泥。」又南史、孔覬ガ飮、而明ニ曉二政事一、判決無レ壅、吳爲レ之語曰、孔公一月二十九日醉、勝二他二十九日醒一ト、予按ニ、是酒中ノ周孔、千古人ノ好對ナリ。

（一）宋洪邁封南編日、程子山酒膀ノ其一聯ニ曰、

一月二十有九日笑二人世之太狂一　百年三萬六千場容二我生之長醉一

○或學者ノ曰、日待月待ト云事ハ、庶人ノ爲ル事ニアラズ。天子ナラズシテ日月ヲ祭ル事ハ、却テ非禮ノ罰ヲ受ント云ハ非ナリ。此事、本婦女子ノ戯ニ起テ祭ト云ニハアラズ。今タトヱ巫祝修驗者ヲ召テ、幣ヲ享スルトモ皆戯事ナリ。淵鑑類函採蘭雜志ヲ引テ曰、九爲陽數。古人以二十九日爲上九、初九日爲中九、十九日爲下九。毎月下九置酒爲婦女之歡。名曰陽會。蓋女子陰也。待陽以成。故女子於此夜、爲藏鈎諸戯、以待月明。至有忘寐達曙者ト。是今云日待月待ナリ。十七夜待、二十三夜待ト云、唐山ハ十九夜待ナリ。

○藏鈎又藏彄トモ云。酒飲賭ニスル戯ナリ。三秦記ニハ、漢武ノ鈎弋夫人ヨリ始ルト云。周處風土記曰、臘日飲祭之後、叟嫗兒童爲藏鈎之戯、分爲二曹。以較勝負。若人偶即敵對。人奇即一人爲遊附、或屬上曹、或屬下曹。名爲飛鳥。以齊二曹人數。一鈎藏在手中。曹人當射知所在。一藏爲一籌、三籌爲一都。

○友人某生、人ノ爲ニ蒙求ヲ通トテ、諸註ヲ蒐羅シ四方ニ訪問ス。予曰、蒙求固蒙求ニ應ルノ書、豈考究ヲ煩ンヤ。某ノ曰然ラズ。晉ノ王愷以飴澳釜。此澳宋詩ノ洪澳ナド亦ノクマト訓ズ。新刻本ニモ澳ト點シテ訓ナシ。闇白駒ノ箋註モ、廣韻ヲ引タレド的注ニ非ズ。人ニ逢ゴトニ尋レドモ知レル人ナシ。アマリ求ワビテ、或大儒ノ門人ニ問シニ、是ハシレヌ事ナリ。カヤウノ事ハシレヌニシテ置ガヨシト、先生モイハレシト答タリ。吾子、是ヲ知ヤト云。予憫然トシテ知ル事アタハズ。澳ヲ沃トナシテミレバ通ズト、鄭玄ノ詩箋ヲ引テ、沃ハ滌ナリト云ニ、イヤ〱夫ホドノ事ハ誰モ知タレド、澳沃通ルノ註ナケレバ、從ヒガタシト云テ止ヌ。其頃通鑑ヲ考索スル事アリシ序ニ、晉紀ニテ見當リ、登時ニ通鑑ノ本ヲ生ヘ送リテ疑ヲ解タリ。資治通鑑注曰、餳之濡弱者爲飴。今台明之間謂以水沃釜

爲ニ湊鑊一ト。コレ晉代ノ語ニテ、胡三省ノ時ヲ距事千年ニ幾ク、此時サヘ人ノ知ザル事ナレハ、台州明州東甌僻地ノ方言ヲ擧テ註セリ。說文ニ、粭米蘗煎也。篇海、餳也。濡弱者爲レ飴。正字通ニ釋名ヲ引テ、餳之清者曰レ飴、作レ飴、通ト、シカラバ粭トハ米ノモヤシヲ煎ジテ餳トナシタルモノナリ。飴トハ其餳ノ濡ニ滴メルモノナリ。是水アメナリ。水ノ代リニ水アメヲ以テ釜ヲ滌ハ奢侈ニアラズヤ。後ニ丹鉛錄ヲ閲レバ、以飴浴レ釜ト、是ニテハ弖明ナリ。此事ヲ余ガ嗜トコロノ經史摘語上三葉ニ、載タルヲ疑ウ人アルユヘニ、又今詳ニ記ス。

○宋、[illegible]條ノ下ニ、王愷作ニ紫絲布步障四十里一、石崇作ニ錦步障五十里一以敵レ之ト。此步障ヲ詳說ニ、四十里五十里甚長キヲ疑テ、里ノ字ハ丈ノ字ノ誤カト註セリ。是步障ノ制ヲ解セザルヨリ此疑アリ。通鑑綱目集覽曰、步障ハ今畢罝是也。以ニ小竹一交結爲レ之。衣以ニ布或帛一可レ舒可レ卷。ト是ハ小竹ヲ交結テ、上布カ帛ヲ衣カケテ、舒ビチヾミノナルヤウニシタルモノナリ。車ニ積テ輸ナバ、百里ニモ立テ並ブベシ。況此五十里ハ、日本ノ五里ナルヲヤ、湊釜ノ因ニ拈出ス。

○清ノ康熙聖祖仁皇帝座右ノ聯、其詞曰、

日月燈。　江海油。　風雷鼓板。　天地大一番戲場。

堯舜旦。　文武末。　莽操丑淨。　古今來許多脚色。

明賊晉叔ガ元曲選ニ引戲九色ニ曰、旦ハ當場之妓ナリ。末ハ當場ノ男子ナリ。丑ハ奴僕、傭夫、醜陋ノ人。淨ハ佞惡ノ人ニ打扮スル者ナリ。脚色ハ狂言ノシクミナリ。戲場ハシバイナリ。又副末ハ正末ヲ佐ル者ナリ。捷譏ハ滑稽カタナリ。正生ハ忠義豪傑ニナル。小生ハ風流才人ニ打扮。正旦ハ貞靜ノ女、小旦ハ艷女姿婢ニナリ、老旦ハ嫗母ニナル。唱ハ歌ヲウタウ。白ハ問答シテ脚色ノ部目ヲ

明ニスト云ハ、口上イヽナリ。

〇板ハ今淺草觀音祭ナドニ用ルビンザヽラト云モノナリ。唐紀ノ註ニ曰、玄宗ノ時ニ散樂ニハ、横笛一、拍板一、腰鼓三ヲ用。後人ノ歌舞ニ板ヲ以テ節ヲナス。木カ象牙カヲ以テ、凡八片韋ヲ以テ貫キ、兩手ニ各其端ノ一片ヲ執テコレヲ拍、是ヲ拍板トモ、板トモ云ト是ナリ。今唱ビクニノ鳴シテ唱ヲ節スルモノハ、此板ノ小サキモノナリ。

〇優人ヲさるわかト云。宇治拾遺ニ古ノ戯舞ヲさるがうト云。此類ノ伎ニ猿ノ字ヲ付ル、中華ノ戯劇ニヨレルナルベシ。明臧晋叔ガ元曲選ニ、雜劇ノ九色ト云名目アリ。是ハ今云女形、立役、敵役ナド、云題目ナリ　其内女形ノ惣名ヲ旦ト云、貞女節婦ニ打扮ヲ正旦ト云。小旦ハ猱トモ云テ、美女姿妓ニナル。老旦ハ鴇トモ云。老女嫗媼ニナルナリ。旦ハ狚也。猨之雌者也。姓好淫。莊子注、猵狚喜交猨爲牝牡。故當場之伎、謂之狚。今訛爲旦。又旦一名曰猱。亦猨屬。喜食虎肝腦。虎却愛之而輙負於背。猱乃取虱、遺虎首。虎即死。取其肝腦食焉。以喩少年愛色者亦如猱然。故妓女總稱曰猱。優人名打扮美女唱妓亦曰猱。」按ニ、猨猿同字ナリ。昔ヨリさるト訓ジ來レリ。俳優ヲさるがう、さるわかト云事據アリ。又曰、鴇似鴈大、喜淫無厭。諸鳥求之即就。故妓女老者曰鴇ト、今妓家ノ嫗ヲやりてト云ニ、鴇字ヲ用ルハ、五十年以來ノ譯ナルベシ。

〇徂來先生傔ヲわかとうノ事ニ用ラレタリ。唐封常清傳、傔人注曰從也。今承差也トアルニ據レタルニヤ。職原抄ニ、鎭守府將軍陸奥守按察使ナドノ被官ニ、傔使二人、或按察使ニハ四人ヲ賜フ。將軍判授ノ官ニテ、家臣ノ中ニテ任ズルナリ。義家朝臣ニ傔使助兼ト云臣アリ。サレバ傔ハ規摸ノ任ナリ。北畠准后ノ判授ノ官ト言シハ、晋書、祖逖南渡安東板爲徐州、通鑑注曰、未得朝命、將軍以板授之也。板木簡也。判ト板ト音通ル也。

○天朝ノ鹵簿ノ奴隷ニ火長アリ。司馬法曰、辭辭火火。注唐書府兵十人爲一火。火有長、一火與一火人人殊辭也。俗謂火伴是也ト。按ニ、屯營中十人一房ニ居テ炊爨ヲトモニスルユヘニ、十人一火ト云、其頭領ヲ火長ト云。火夥音ヲ通ジテ夥長トモ云。今用火丁之字。俗話ニハ盜賊ノ落草ヲ入夥ト云。又海舶ノ長ヲモ夥長ト云。吾國ノ官制ハ、唐官ヲ擬セラレタレバ、傔仗火長ナドノ末々ノ制マデモ鑿々トシテ據アリ。

○神拜ニかしわでト云事、其家ニハ深キ神祕モ有ニヤ。周禮春官大祝辨九拜。注振動戰栗變動之拜也。又三國志東夷傳倭人之注ヲ擧テ曰、以兩手相擊而拜。今倭人拜亦如此。古之遺法也ト。按ニ、魏志東夷傳曰、倭人見大人所敬、但搏手以當跪拜ト。然バ神拜ノかしわでハ、上古ヨリ日本ノ風ナレバ、深キ習ノ有ベキハヅハナシ。搏拍音通ルニヤ。又曰、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地爲之恭敬。對應聲曰噫比如然諾ト。蹲ハうづくまる、跪ハかしこまるナリ。據地トハきつと兩手をつく也。今ノ禮ニ少モ替ラズ。又曰、其人壽考或至百年或九十年ト。蓋魏晉ハ吾、神功、應神、仁德ノ朝ニ當ル。神后百十二、應神百十五、仁德百四十三、竹內三百餘歲トカヤ。凡人ノ壽、細民ハ希ニ百歲ニ至ル者アレドモ、高貴ニハ九十ヲ越ル人少ナシ。其頃ハ君相スラ如此。天下ノ人壽推テ知ベシ。是吾古聖相受ケテ外國未通、混沌未鑿、萬民熙々乎トシテ人ヲ壽域ニ躋スト謂ツベシ。可貴哉。其國人壽考ノ文據信ズベシ。其他此傳ニ載ル、吾國葬祭ノ禮秩然トシテ、觀ツベシ。神代以來ノ禮、吾國人ノ知ザル處、今魏志ヲ讀テマノアタリ見ルガゴトシ。是王仁イマダ舶到セザルノ前ナレバ、吾國ノ禮法、彼國ニ假ルニ非ル事明ナリ。吾國ノ古ヲ見ント欲スル者ハ、古書ヲ讀ズハアルベカラズ。サナクシテ日本最負ヲスルハ、ヒイキノ引倒ニテ儒者ノ爲ニ嗤笑セラル。

○人ニ答ルニあいト云ハ、阿唯ノ字ナリ。老子道德經曰、唯之與阿相去幾何。註唯與阿遲速小異ト。阿ハ集韻ニ、慢應之聲ト云、唯ハ論語曾子ノ答ニ唯ト云。曲禮ニ、先生召無諾、唯而起ト。是ヲ見レバ阿ハ、へんじをおそくして、ぞんざいに、あト云ナリ。唯ハ速にへんじをする、今貴人の仰を答るに、はつト云ホドノ事ナリ。今ハ二語ヲ合テあいト云。三國志東夷傳ニ、倭人對應聲曰噫比トアリ。又曾子曰、唯ヲ昔ヨリいひトヨムハ噫比ナリ。加州ノ人ハ敬ム答ヲバいひト云。是神代ヨリノ答ノ聲ト見ヘタリ。又大日經字輪品ニ、阿字ヲ一切音聲ノ根本トシ、∴字ノ三點ヲ一切衆生ノ種子ト尊ブ。然ラバあいト云二音ハ、神儒佛ニ通ズルノ義ナリ。サレバ身毒モ、支那モ、吾國モ、人ノ道ニ異ハナシ。人ノ道ハ卽聖人ノ道ナリ。孝弟忠信ナリ。所謂天下之理、殊塗而同歸矣。予別有論。

○今三都青樓ノ纎妓、綵段鋪ノ童竪ナド、へんじヲ永クヒク事、唐山ニテモ明ノ李如一ガ水南翰記曰、諸司官御前ニ承旨、皆曰阿、其聲引長ト。古ハ禁中ニテモ稱唯ヲ永ク引タリ。稱唯トテいしやうト道ニヨム、御請ノ事ナリ。

○じまんするヲ自贊ト云ハ、唐ノ昔ニアリト云。予曰有ハアレドモ、今ノじまんトハ似タルヤウニテ意味違ヘリ。史記、東方朔自贊注ニ、自進也。蒙求、趙充國自贊モ同義、皆自進ミ薦ルナリ。世說ニ、鄭玄ニ對シテ應邵自贊曰云々。說文ノ注ニ曰、執贄而進。有司贊相之ト、贊者トハ奏者ナリ。贊トハ名ヲ披露スルナリ。奏者ナクシテ、應邵ガ自故泰山大守應仲遠ト名乘テ出タルカユヘニ自贊ト云ナリ。蕭何ノ格式ヲ諸臣ト別爲ニ、劍履ニテ殿ニ上リ、天子ニヲメミヘノ時ニ、奏者ノ披露ニ名ヲ呼ズヌ事ヲ、贊拜不名ト云ニテヨククスムナリ。又大禹謨ノ益贊于禹。家語ノ游夏不能贊一辭ナト

モ、佐也ト註シテホメルニテハナシ。是ミナ進也。佐也ノ本義ナリ。史漢ノ贊、畫贊モ、本文ノ意詁ノ意ヲ佐ルニテ、ホムルニテハナシ。寫眞ノ贊ハ其人ヲ稱美スルヤウナレドモ、其人ノ眞ヲ麟閣雲臺ニ畫ハ、モト讚尊ブ心ナレバ、其意ヲウケテ稱シ佐ル也。此イミ甚マギラハシク迷ヒヤスキユヘニ、和俗自ラホムルトヨミテ、じまんト取チガヘタルナリ。又讃ハ稱二人之美一也。又贊ト通テ佐ニモ用。凡字義ハ假借窮ナキモノナレドモ、其字ノ本義ヲ認ヲケバ、轉用ノ義條理明ニシテ解ヤスシ。歐陽子曰、無レ事則讀二字書一ト、誠ナル哉。

○俗ニれうけんト云ハ思案スルナリ。又怒ヲ解テかんにんする事ヲモ云。古ノ料簡ト別義ノ如クナレド同義也。張湛列子序、今將不レ能レ盡二全所一レ載、且共料二簡世所二希有一者、各保錄令レ無二遺棄一ト。周禮春官、大田之禮簡レ衆也。疏簡二閲其車徒一也。又曰、比二數之一也。張湛言ハ、世ニ希ナル者ヲ擇ナリ。是心料度簡閲事ナリ。俗ノかんにんモ其利害ヲ簡ミ、其對人ノ情ヲ度リ、怒ニ克テ恕スナレバ、れうけんするト云正ニ同義也。

○唐詩選ノ流、黄諸註詳ナラズ。王鳳州宛委余編ノ說モ、初學ニハ明ナラズ。最解ヤスキハ皇侃論語疏ニ、五方間色、東緑、南紅、西碧、北紫、中央緇黄、各加二以所一レ勝色一ト、五行ノ間色勝所ノ色ヲ加トハ、東ノ靑ニ木剋土シテ、中央ノ黄ヲ交テ緑トナル、南ノ赤ニ火剋金シテ西ノ白ヲ加テ紅トナル。西ノ白ニ金剋木シテ東ノ靑ヲ加テ碧トナル。北ノ黒ニ水剋火シテ南ノ赤ヲ加テ紫トナル。中央ノ黄ニ土剋水シテ北ノ黒ヲ交テ緇黄トナル。今ノ茶褐色ナリ。緇流同通用。碧ヲ尤美ハ縹ニ作ル。同色也。和訓はなだ色、今ハあさぎト云。

○同書張九齡送二張說一應制五言排律ニ、原濕軫二皇情一、軫字、諸解ニ註セズ。楚辭九章哀郢曰、出二國門一

而軫懷、王逸注痛念也。近ゴロ唐詩ノ一俗解ニ知ズシテ註スル者アリ。開元二十三年詔曰、間歲已來數失稔、頗致流亢、能勿軫懷、而吏或不畏云々。其餘軫懷之字、諸書往々見、皆本楚辭。

○同書流蘇ハ諸註西京雜記ヲ引ドモ、其制明白ナラズ。通鑑晉紀注、孟晁曰、盤線繪繡之毬、五采錯爲之、同心而下垂者也。蘇猶鬚、又散貌。其蘂下垂故曰蘇。今人謂條頭蘂爲流蘇ト、同心結ハけまんむすびナリ。條ハ物ノひぼナリ。流蘇ハひぼのさきのふさナリ。宋ニテモシレヌ事ユヘ、委ク註シタルナリ。

○同書ニ、李白五言絕句見京兆韋參軍量移東陽、此量移ヲ諸註往々謬ル故ニ、詩意ヲ解事明ナラズ。日知錄ニ曰、唐人貶竄遠方遇赦改近地、謂之量移。開元二十年大赦天下。左降官量移近地。量移字始見于此。以白居易韓愈之量移之詩可見。又宋盧多遜貶崖州詔曰、縱經大赦不在量移之限。今人稱遷職爲量移誤矣ト、コレヲミレバ量移トハ遠地ヨリ近地ニ移ル、ヲ云。近地ヨリ遠地ニ移ルニハアラズ。韋參軍ガ初ハ嶺南ノ日南ニ貶謫セラレシガ、大赦ヲ經テ罪輕ナリテ、婺州東陽マデ量移セラレテ還タルニ、李白ガ逢テ贈シ詩也。唐書曰、姜公輔嶺南愛州日南人ト、是日南ハ南方濱海ノ地、明ヨリ交趾ニ沒ス。東陽ハ一統志ニ、浙江金華府東陽縣也。日南トハ相距コト數千里也。日南豈異地ナランヤ。詩中ノ還ノ字、却字ヲ見ツベシ。唐詩ヲ解者、漢武更東陽名日南ト云、或日南革將往焉、謫官自內地移遠地、亦謂之量移ト云、皆非也。

○同書帝京篇、趙李經過密ト云句ハ、阮籍ガ詠懷ノ詩ニ出テ、顏延年ガ謬註ヨリ諸說紛々歸一ノ義ナシ。王世貞諸說ヲ集テ論ズト雖、倢伃ト經過スベカラザルニ疑テ未審孰是ト云。況訓解等ノ俗註ヲヤ。漢書ヲ誤リ讀テ、上ニ屬ベキ小臣ノ二字ヲ、下ノ句ニ屬シ讀デ、終ニ解ベカラザラシム。顧炎武

ガ曰、趙ハ飛燕也。李ハ外戚傳ニ曰、班倢伃進侍者李平。得幸亦爲倢伃ト、又谷永傳ニ、趙李從微賤專寵ト、又叙傳ニ、富平侯張放、定陵侯淳于長等愛幸侍禁中設宴飲之會、及趙李諸侍中皆引滿擧白談笑大噱。史傳明白如此、而不解何哉。」是倢伃ト經過スルノコトヲ明ニスルナリ。王長公ノ博大トイヘドモ、淸人ノ爲ニ耶揄セラル。

凡此數則ハ、唐詩選中初學ノ疑コトナレバ拈出ス。

○はなだ色ヲあさぎト云ハ、ねぎノ淺キ色也。源君美東雅ニ、蔥ハ和名き、冬蔥ハふゆき也。根ヲ用故ニねぎト云。分種ヲわけぎ、刈取ヲかりぎト云。あさつきトハ蒜ヲひるト云ユヘニ、蔥ノ細キモノヲあさト云、つハ助語也。きハ蔥也。橋ノ道祐ノタメニ冑ル鋼ヲぎぼうしト云ハ、蔥法師ニテ、蔥ノ花ニ似タルヲ云。（擬寶珠ト書ハ擬字也。）玉輦花又ハ輦ニ、蔥花ト云アルモ皆同義也。」サレバきトハ蔥ノ惣名ニテ、其色ノウスキヲあさぎ色ト云。（蔥葱同字。）

○唐ノ小說ニ、宮人紅葉ニ詩ヲ題シテ、御溝ニ流セシヲ拾得テ、後年其宮女ヲ妻トセシ事、凡四アリ。其一ハ本事詩ニ、顧況ガ事詩ハ五絶、又明皇ノ代ト云アリテ同人同詩。其二ハ雲溪友議ニ、盧渥ガ事五絶ニテ別詩。其三ハ北夢瑣言ニ、進士李茵ガ事、盧ガ詩ト同ジ。其四ハ玉溪編事ニ、侯繼圖秋日大慈寺樓上ニ游テ、木葉飄墮上ニ五言律ヲ得シ事、又近ロ宋ノ王銍ガ侍兒小名錄ヲ閲ルニ、一事ヲ記セリ。貞元中進士賈全虛臨御溝得一花流葉上有詩曰、一入深宮裏。無由得見春。題詩花葉上。寄與接流人。街吏白金吾奏德宗。是王才人養女鳳兒作也。上召全虛授金吾衛兵曹以鳳兒賜之ト、按ニ、紅葉題詩四事、又花葉上題詩一事ヲ添出ス。皆詩人ノ游戲也。

○文海披沙曰、不肖子孫不能保不鬻書。得鬻於賞監家代我珍藏。尤勝於無賴子孫架上鼠嚙

也。」又東涯翁ノ蓋簪錄曰、予所藏歷代小史每冊欵謝在杭藏書記、閩距我近。豈其家轉賣而來耶。想當時購求、期之於世、曷識翻覆竟到海外。然亦爲識者所獲亦可以無憾矣。」余今此ヲ讀テ卷ヲ掩テ歎ズ。在杭已ニ識者ニ珍藏セラレン事ヲ百年ノ上ニ云。東涯亦、在杭ノ能憾ナキヲ數千里ノ東ニ知ル。學者ノ心、宛トシテ一堂ニ晤語スルガ如シ。

○徐氏筆精曰、謝在杭富藏書。銳意蒐羅不施點」ト、余友人下條氏ニテ、在杭藏書ノ記ヲ欵セシ輟耕錄ヲ見ル。其書一句讀ヲ施ス事ナク、新ナルコト手未觸ガゴトシ。徐興公ガ言信ベシ。

○俗ニ鬼をあざむく金平ナド云欺ノ義ハ、水滸傳ニ、店小二ガ林冲ニ酒ヲ沽ヌヲ怒テ、汝吾ヲ欺カト云ト同義ナリ。ばかにする事也。冷艶全欺雪モ、此義ニアラザレバ解シ得ルコトアタハズト、關君長ノ話。

○林冲ガ休書ヲカクニ、印ヲシタル上ニ、又手摸印ト云事アリ。岡島ガ譯、水滸ニモ解セズ、水滸傳ノ解ニモナシ。近臧晉叔ガ元曲選ヲ閲ニ、趙盼兒ト云女ガ、男ヲタブラカシテ休書ヲ取タルニ、男覺リテ奪ヒ返サントテ曰、夫休書ハ上手摸印五個指頭、那裏四個指頭的是休書ト、是ヲミレバ休書ニハ、五指頭ヲ印シテ證トスル事トミヘタリ。今ノ爪判ノ如ク也。一丁ヲシラヌ者モ、休書ハカ、テ叶ヌユヘニ、指頭印ヲ後證トスルニヤ。

○戰國策蘇秦揣摩ヲ、史記ニ初委反、シバトカナヲ付タリ。東涯ノ推量ト云事ヲ、揣量ト書レタルニ心付テ、鬼谷子ヲミレバ、必揣諸侯之情」ト、說文ニ量也。度高也。初委反榱。すいりやうナリ。事文類聚朱子與象山書ニ、揣量ノ語見ヘタレド、シリヤウト讀ムユヘニ氣ガツカズ。

凶簑ハ音スイナリ。シト讀ムハ非ナリ。初危反ノグイヲキノ音ニ誤リ、反切スルユヘナリト、和讀要領ニ示サレタリ。字書ヲミレバ、初危反音久等簑也ト、又久ヲミレバ初危反音吹トアリ。是ニテ大宰ノ説ニ服セリ。初委反揣モ同ジ。支韻ノ五七轉ハミナ此例ナリ。カナガヘシニシテハ誤ル也。

○孟子ノ芻蕘ヲ、朱註ニ音初トアルユヘ、しよじやうトヨム。詩經ノ生芻、又芻狗、芻豢ナドハすうトヨム。是ハ學ノ迷事也。芻ハ韻書ニ、虞ノ韻ニ在テ、側隅反すナリ。隅ト虞ト同反切ニテ、和音ニヒヽキノナキ字ナレドモ、隅ハ古ヨリグウト唱ルユヘニ、芻ヲすうト唱フ。又初ハ魚韻ニ在テ、楚居ノ反楚、徂ノ反ニテ楚ノ平聲ナレバ、彼國ノ唱ヘニハ楚ト初ト芻ト平ト上ト別ルレドモ、和音ニテハ同也。魚虞通音サシスセソ通ズレバ、音註ハ初ニテモすうじゆうト唱ベシ。しよじゆうト云ハ誤也。是モ仁齋ノ云レシ簑ノ字ト同例ニテ、カナヅヘシノ誤也。

○山里ニハ引板ヲ用テ山獸ヲ防グ。鳴ル子ニテハ鳥ハ驚ケドモ、野猪ナドハ怖ヌユヘナリ。是ヲ添水トモ云。僧都玄賓ノ山田もるそふづの身こそト詠シモ是ナリ。流落ル水口ヘ板ヲアテ、水ヲセキカクレバ、動テ鳴コト甚響亮ニシテ強シ。ひきいたヲ中畧シテひたト云。是ヲ水碓ト云。宛委餘編云、以板激水以驚之田間防禽獸之器也。

○児女ノ戯ニ、目かくしト云アリ。是唐ヨリ有事也。致虚雜俎云、明皇與玉眞恒於皎月下以錦帕裹目、在方丈内相捉戯。謂之捉迷藏。

通雅後周紀曰、抒厠行乞之人、往取人家之虎子寫去穢惡洗之者也ト、是抒厠ハこいとりノ類也。抒ハ說文挹也。水ニテユリス、グ也。五雜俎、北人不設厠用虎子ト云。西京雜記、以玉爲虎子爲便器、此ヨリ虎子ヲ便器ノ名トス。北地ハ水田ナキユヘ、厠ナシニ虎子ニテ取テ、穴ニ畜積テ

乾用ト云。行乞人トハ花子ノ類也。

○近ロ押上村龍源寺、龍泉寺町正燈寺ナドニ萩ヲ多ク種、敷芳ノ時ニ至レバ、東都ノ士女群遊ス。安濟泊先生ノ（水府士安積覺兵衛）湖亭涉筆曰、仁明帝承和元年九月、曲ニ宴淸涼殿一。謂ニ之芳宜華宴一。芳宜卽萩。倭名抄鹿鳴草也」ト、萩ヲ芳宜ト云、又皇和ニ萩ヲ賞セラレシコトナド、萩寺ニ遊人ヨキ詩料也。

○論語、公叔文子時然後言。」之時字、徂徠翁引ニ學記ニ云、當ニ其可ニ之謂レ時ト、此諸註所レ不ニ言及一、又同篇、要レ君之要、孔安國孝經傳云、要約勒也、可レ謂ニ善話ニ」ト、學者宜ク知ベシ。

○今致仕シタル人、髡髮スルヲ祝髮ト云テ賀ス。祝ハイワヒト訓ユヘニ、賀スルナルベシ。列子湯問篇曰、南國之人祝髮而裸。張湛註曰、孔安國註ニ尙書ニ云、祝者斷ニ截其髮ニ也」ト、シカラバ髮ヲ截ルコトニテ、髮ヲ髡コトニハアラズ。吳越ノ風俗ニテ、裸デクラスコトナレバ祝ベキコトニモアラズ。

○禮ニ古ハ地ニ席ヲシキテ坐ス。（席トハござナリ。中山傳信錄ニ、たゝみノコトヲ云ニ、以草チ包ミ、厚一寸計緣ニ靑布ヲ以テスト云ニテ知ベシ。）尊者ニ侍ルニハ手ヲ拱テ立侍ス。尊者勞シテ坐セヨト許ヲ坐ヲ賜ト云。論語ニ、居吾語レ女ト云是也。尊者ノ問及バ、又席ヲ離テ答フ。孝經ニ、曾子辟レ席曰云々、復レ坐語レ女ト云是也。禮記中ニ、坐皆跪ト訓、跽ト通。故マヅハかしこまるト譯ス。然ドモ詳ニ釋セバ、正字通ニ、朱子ノ語ヲ引テ、兩膝ヲ地ニ著ケ、尻ヲ足ヘ著ケテ安クすわるヲ坐ト云。（是今ノかしこまるナリ。）敬スルニハ身ヲ引起テ腰ト股ヲ伸シテ、危キ形ヲ跪ト云。長跪也。（伸上リテ長ヲ云。）ソレヨリ益〻恭テ首ヲ手マデ下ルヲ拜手ト云、又手ヲ地マデ下ルヲ拜ト云、又首ヲ地マデ下ルヲ稽首トス。前漢マデハ地ニ席シタリトミヘテ、雋不疑傳ニ、登レ堂坐定、不疑據レ地曰、竊伏ニ海濱ニ云々ト是也。據レ地トハ兩手ヲツイテ、今貴人ニ言ガ如シ。頭ヲ地ニ著ハ、其勢キ

ツト地ニ手ヲツカデハナラズ。又跪シテ膝ニテ歩ミ進ムヲ坐行ト云。王世貞ガ坐行ヲ解シテ、古人ハ膝坐故也ト云是也。又喪禮ニハ、稽首ノ上ニ稽顙ヲ用、卽頓首ナリ。顙ニテ地ヲ叩也。罪ヲ謝シ哀ヲ乞ニハ九頓首ス。左傳ニ、申包胥ガ秦伯ノ無衣ヲ賦シタル答ニ、九頓首スト云、甚ニ至テハ額ヨリ血ヲ出スホド叩ヲ、叩頭出血ト云。史漢ニ多アリ。是ミナ變禮ニテ禮ノ常ニハ非ズ。

○日本ノしきゐ、かもゐト云モノハ、支那ニハ無トコロノ物也。彼ハ皆だうみやノとびらノ如ク、樞ニテひらき戸也。清徐葆光ガ琉球ニ至、始テしきゐ、かもゐ、たゝみナドヲ見テ異ナリトシテ、傳信錄ニ記シテ曰、琉球門窓皆無戸樞、上下限皆刻雙溝道、設門扇其中、左右推移以爲啓閉ト是ナリ。上ニ所謂たゝみモ清ニナキモノ也。

○清ニハ磚地床椅ヲ置ナレバ、日本ノこたつハナキハヅ也。尺牘翰海ニ、髮白齒搖、猶把一寸毛錐走數千里、營々一冷炕上ト、此文ニテハ冷炕ハひへごたつト云ヤウニ聞ユ。正字通ニ、北地煖牀トアレドモ、其制ヲ詳ニセズ。後日知錄舶到セルヲ閲バ、北人以土爲牀、而空其下、以發火、謂之土炕。古書ニ不載。（左傳新序ノ似タルコトヲ引テ、土炕ニ非ルヲ證。）舊唐書高麗傳、冬月皆作長坑、下然熅火。蘇武傳置熅火、注聚火無焱者也ト、（うづみ火也）以取煖、此卽今之土炕也ト、是こたつニ似タルモノナリ。古書ニ載ザル故ニ人知ラザルカ

○今婦人ノ名ニ、阿ノ字ヲ冠ラシムルコトハ、（タトヘバ政子ト云ヲ、おまさト云ガゴトシ。）太平記ニ、高師秋ガ菊亭殿ニ在シ阿才ト云女ヲ奪シ事アレバ、四五百年以降ノコトト見ヘタリ。今ノ清ニテモ女ヲ呼ブニ阿ヲ付ルト云。日知錄ニ、隋獨孤后謂雲昭訓爲阿雲。今閭巷之婦亦以阿挈其姓也ト、（姓ヲ挈グトハ、タトヘバ源氏ノ女ハお源ト云、藤氏ナレバ）

云ナリ。又此類ノ阿ヲ、韻會小補ニ音屋トシ、字彙補ニ阿葛切トシテ、入聲ニ呼。今ノ儒生蒙求ヲ讀ト、開卷第一義ニ、阿戎ヲ屋戎ト讀テ、初學ノ聞ヲ悚ス。是モ日知錄ニ、阿字、今南人讀爲入聲非也」ト云リ。ゲニモ輟耕錄ニ、平韻ノ詞曲ニ入韻ヲ通押セルヲ擧テ、中州呼入聲如平聲ト云ハ、方音ニテ紛ルトミヘタリ。其詳ナルハ此方ニテ知レヌコトナレバ、昔ヨリ讀來リシ如クア戎ト讀テ、人ノ耳ヲ驚サヌガヨシ。阿難尊者ヲ屋難尊者、阿彌陀佛ヲあっみだ佛トハ云レヌ也。和讀要領モ、義ニ與ヌコトハ人ノ聞ヲ驚サザルガヨキト云、此條モ余ガ經史摘語ニ載タレド、初學ノ知リ安タメニ、今又諄々ス。東涯先生秉燭譚ニ、孟籫錄ニ出タル事ヲ多ク重複セラレシハ、漢文ヲ解得ザル者ノ爲ニスルノ老婆心ナルベシ。

○孟籫錄曰、三代三正月建經傳ニ據レバ、正月建寅也。今日觀所ノ月正初昏ハ建丑也。諸子ト是ヲ論ジテ決セズ。後ニ沈存中筆談ヲ閱テ、其說ヲ得タリ。沈氏曰、月建謂斗柄所建、不必用此說。但春爲寅卯辰月、理自當然、不須因斗建也。緣斗建有歲差。古正月斗柄建寅、今則正月建丑。隨歲差故也。此說尤明矣。然春爲寅卯辰、本自斗建始。沈氏謂理之當然不須斗建者可疑也ト云テ、卒ニ決セズ。煥卿近ゴロ清雍正ノ初梅文鼎著セシ歷算全書ヲ閱ニ、其說明ナリ。曰、孟春正月自是建寅、其以初昏斗柄指寅者、註釋家未深考也。自大撓作甲子、參同契易大傳皆以十二支配四方四時十二月、靜而有常故曰地支也。天干與地支相加成六十甲子、以紀歲紀日紀時、而皆準于月。以歲有十二月也。此則自然之序、不可動移。是故孟春自是寅、何嘗以斗柄指寅、而後謂之寅月哉、如必以指寅謂之寅月、則亦有寅年寅日寅時。豈亦以斗柄得以謂之寅乎。是故堯典以四時分配四方、而以春爲歲首之證也 既有四仲月、卯午酉子之居四正、則自各有

孟月季月以居四隅。仲春既正東爲卯月、其孟春必在東之北、爲寅月、何必待斗柄乎。故四仲以昏中之星爲斷、未嘗言及於斗柄也。又攷、孔子去堯時已及千五百歲。歲差已二十餘度。若堯時指寅、孔子時必在寅前二十度指丑矣。孔子但言行夏之時、蓋以孟春爲歲首、于時爲止、非以斗柄指寅而謂之寅月。又攷月令、昏中之星已不同堯典、則實測當時星度也。然堯典祇擧昏中、月令兼言旦中。又擧日躔所在、又于四仲月外兼擧十二月備矣。可謂詳矣。然未嘗言斗柄、又攷史記、律書以十二律配月之所建地支、兼八風二十八舍爲其說。而並不言斗柄。惟天官書以杓衡魁言建昏旦夜半。是則衡魁亦可言建。夜半平旦亦有建、非止昏與杓。是以知爲正月寅二月卯一定不可移。而斗之星直之即謂建。非以初昏所指而命之爲何月也。文多不具載。按、此沈存中ノ說ニ本テ其說ヲ敷衍ス。憑據確乎眞ニ新奇ノ論也。蓋東涯先生、沈氏ノ說ニ據ント欲ト雖、理之當然不須斗建ト云ノ語ニ疑アリテ決斷セズ。嗚呼先生ヲシテ此書ヲ看セシムルガ若バ必成說有ン。惜哉、此書ノ舶到ニ及ズシテ、東涯殁耶。後學ヲシテ斷ヲ取ル所無ラシム。

○豪傑ノ士獨得ノ見ヲ發シテ、天下後世ニ則ヲ取ラシムト雖、其憑處ナシト云ベカラズ。續通鑑曰、元ノ李孝光爲文、一取法古人、不拘於世尙、措辭必先秦兩漢語ト、元李至正中ノ人也。是李獻吉ガ嚆矢ニアラザルコトヲエンヤ。又和刻三體詩ノ一本ノ跋ニ曰、伯弼之輯詩、取人于盛唐、而體則人于晩唐。于鱗之選詩、取人于晩唐、而調則盛唐ト云。此跋ヲ爲ル者ハ、江東ノ柳順剛、延寶六年ト記ス。近江州ノ人トミヘタリ。今ノ詩ノ皇和ニ胚胎スル處ニアラズヤ。此歲徂徠先生生テ十三年也。僧玄光ガ護法集モ延寶八年ニ刊ス。太平百年ニ垂トシテ、文化大ニ闡ントスルノ濫ナリ。寶正ノ

前先鞭ノ者ナシト云ベカラズ。

○左傳哀十一年呉子呼叔孫曰、而事何也。對曰、從司馬。杜氏註曰、從呉司馬所命。余按、此註似誤。從司馬言爲魯國之司馬也。非呉司馬也。從如從大夫之後之從也。故下文曰、奉爾君事云々。又晉語曰、黨安子曰、耆其股肱以從司馬、註曰、司馬掌兵也ト、可見言爲趙之司馬也。可以徵。

○爾雅曰、觀謂之闕。廣雅曰、象魏闕也。古今注曰、闕觀也。釋名曰、闕闕也。在門兩傍、中央闕然爲道也。郭璞曰、觀闕象魏一物而三名也ト、觀ハ見つけナリ。闕ハ見つけノ下ノ往來ノ道ナリ。三輔黃圖、古者毎門樹兩觀以表宮門。其上可居登之可遠觀。コレ遠ヨリ見つけテ標トスルノ義ナリ。觀ヲ見るト訓ルユヘ、見つけト云。兩觀ト云、雙闕ト云ハ、門上ノ兩傍ニ樓ヲ上也。皆見つけナリ。象魏ト云ハ、周禮ニ、大宰以正月懸治法於象魏、使萬民觀治象、浹日而斂之。易註曰、治之見於象者爲象魏。兩觀之垂治象者爲魏闕。哀公三年左傳曰、司鐸火。季桓子至于象魏之外、注門闕也。漢季之讖曰、當塗高代漢。コレ魏ノ漢ニ代ルノ謂也。塗ニ當テ高ハ門觀也。魏闕也。天子ノ居ヲ北闕ト云ハ、人君ハ南面ノ位ヲ正シ、百姓ハ北面シテ闕ニ向フユヘニ云。亦北辰居其所衆星共之ノ義也。闕ニ至テ上書スト云モ、門樓ノコト、禁闕鳳闕ナド同義也。周ノ法ニ毎年正月十日ノ間、天下ノ法ヲ書シテ、門上ノ樓ニ懸テ萬民ニ觀セシムルナリ。萬民ノ法トシテ象ル書ヲ、魏々トシテ高キニ懸ルユヘニ象魏ト云。是モ見つけるノ義也。又宮中ノ樓ヲ某觀ト云、道士ノ所居ヲ道觀ト云。皆門觀ヨリ轉ゼル名也。觀ト闕ト象魏ト一物ナルコト、爾雅ノ註ニテ明也。

○水涯ノ船ヲ繫グ處ヲかしト云ハ、牂柯ノ字也。倭名抄ニ、牂柯ヲかしト訓ジテ、唐韻ノ所ニ以繫船也

ト云ヲ引リ。白石先生ノ東雅ニ、かしト云訓不詳。今ハ河岸ノ字ヲ用フトアリ。煥卿按ニ、漢時地理志牂柯郡註、牂柯係船杙也。楚莊蹻伐夜郎、軍至且蘭、椓船於岸步戰。既滅夜郎、以椓船牂柯處、名爲牂柯。元鼎中置牂柯郡ト、此義ヲ取テ牂柯ヲかしト和訓セルナルベシ。古人ノ史漢ニ熟セル是ヲ以モ知ベシ。源順ヤ、白石イカンゾ、漢書據ラザルヤ。

○百年論定ルト云。書畫ナドモ死ナネバ人玩ズ。耳ヲ貴ミ目ヲ賤スルユヘ、我夫子ヲダニ東家ノ丘ト云者アリ。煥卿ガ少時、南溟ノ江氏唐詩句解ヲ著シ、マヅ五絶ヲ梓行セラレシ。其頃ハ享保ノ末ニテ、徠翁ノ歿後間モナケレバ、親炙ノ諸君モ多ク、ミナ句解ノ疵瑕ヲ指摘嗤笑シテ見ル者モ無カリシガ、今纔ド三紀ニシテ、訓解ハ謬多ク、選ヤ、解ナドハ不モ希ナレバ、寒郷ノ上句解ヲ拱璧トス。南溟ノ名ハ句解ト、モニ不朽ニ傳フ。サレバタトヘ笑ヲ大方ニトルトモ、初學ノ小補トモ成ベキ書ハ、世ニ殘シタキモノナリ。元美與于鱗一絶、濟上諸侯才且賢。能將玄草及生傳。野人自愛名山好。不愛區々一世憐。是ゾ子長ガ藏名山ノ大見識也。一世ノ憐ヲ愛スレハ、卑諂ニ至ラザル所ナシ。

撈海一得 終

鈴木基之著

松陰随筆 全

松陰廬蔵

松陰隨筆序

遠都人松乃舍能大人。函嶺仁湯浴之給敝留歸左能保抒。摩蘇我介曾我乃古支蹟覓見牟止其於波之々時。吾族中郁祐兒我家爾宿利賜比。主人乃祐兒。亦波小泉包敎乃老翁那抒爾。布留古止說諭之給敝流乎手著爾天。其道爾人立知。大人之蔭仰倶者出來仁介利。其後大人乃弟子。吾學乃兄。鈴木基之主來末之天何久禮乃書抒毛說支。歌介美文加久介斯那抒。隈奈久敎良禮之介利。今波吾邦古學乃黨少加良壽奈牟。此頃基之主筆須佐備乃一卷著波之天板爾惠良勢。古禮我端書世介登安禮婆。文政三年登云歲乃二月乃上旬爾。佐爾射斯相武乃國。佐々良狄足柄乃下乃郡。夏草乃沼代乃里人。沼後舍乃主人林惟重記須。

星池　桼其藤　書

木だかき松かげによりて、落葉をひろひあつむる人あり。吾友鈴木基之ぬし也けり。そのひろひ集めたる言の葉、やう〳〵かずつもりぬとて、松陰隨筆てふうつし卷にとりなしもたれしを、そゝのかせる人ありて、そが中のせちひとつふたつぬき書し、板にゑらせつとて、余がはし書をこはる。余は學にくらきしれ人也。いかでか此こはしには從べき。しかはあれど、ちはやぶる神田川邊なる常盤なる松の屋の大人の御許に行つどふをりは、友はあれどことなう親しく語らひかはす友にしあれば、いなびはつべくもあらで、拙き筆をば染出るになん。かくいふは蘭室のあるじ源知則。

身を立よ、道をおこなへてふをしへは、つとめていたりもすべし。名を後の世に揚て、父母を天の下にあらはせてふ教は、さとりなきもののいかでか成し得べき。いでや二百とせの此方は、よもの海浪立さわぐ音も聞えず。八島の内のどやかにをさまりて、人みな花鳥に、月雪におもひをのべ、心をなぐさめ、たぬしくてふるおほん世に生れあひて、おの／＼その位をまもるをりにしあれば、何事をしてか身のなり出る、名の成れるいそしはたてん。されど文よむ道にいり立たらん人よ、遂にはこの教のことばのむねをもはたしつべくや。ひと日林惟重ぬしおはして、いにしへ學の道そゝのかされしより、いかで／＼と思ひへぬるをりしも、木高き松の下陰に立よりて物學びせられし鈴木基之てふぬしおはしつとて、惟重ぬしのともなひきましつれば、わたりに船えし心ちして、何くれとゝひはかりかたらひあひぬ。今は二見景敬神主、中村祐兄ぬし、小泉包敎ぬし、飯田雅朝ぬしなどをはじめとして、わが松の屋の大人のてぶりあふぐともいとおほかれど、玉ぼこのみちはるかに隔りすみ、あまひこのおとづれだに藤衣まとほにのみありふれば、たゞ基之ぬしのをり／＼とぶらひきませるに、松風のたより得て、文の嶺にもよぢ、詞の林にもわけいらまくおもひたてるころほひなり。こたび筆すさびの一卷、ふところにしきまして、おのれにはし書くはへよとのたまふを、うひの山ぶみたど／＼しかる身には、いかにぞやといなびつれど、ゆるしなくきこえらるゝことのもだしがたくて筆とれるは、小ゆるぎのいそわの屋のあるじ峯尾數臺なり。

松陰隨筆

目錄

松陰隨筆

武藏　鈴木基之著

〔一〕道興准后の廻國雜記相模の國の名所しるされし條に、足柄山、山彥山、鞠子河、八幡の里、つるぎ澤など舉て、次に蓑笠の杜とて社頭まし／＼けり。しばらく法施し侍りて、

あめがしたまもらん神のちかひとやこゝにきやどるみの笠の杜

とみゆ。この蓑笠の森、今は蓑笠明神とて、足柄上郡下井口村にあり。別當は修驗山伏にて、上井口村にすめり。道興准后は諸門跡譜中卷に、聖護院殿、道興大僧正、後知足院左大臣房嗣公男、後普賢寺關白良嗣公孫、とみえ、廻國雜記に、文明十八とせ六月上旬のころ、北征東行のあらましにて、公武にいとまのこと申いり侍りき。また甲斐國都留郡妙法寺記錄に、文明十九丁未、聖護院甲州武州へ下ル、關東乃至奧州迄下リ玉フ。などもあり。妙法寺記錄は、わが高田の大人、甲斐國吉田の神官田邊重斐がもたりしを寫得られしにて、文正元年より永祿四年までの事しるしたれば、かりに文正永祿間記と名づけられしを、後に都留郡の日蓮宗妙法寺の住僧が記錄なるよしかうがへ得つとて、かく題號を改られしなり。

〔二〕野の舍大石千引翁の說に、堯惠紀行に金澤にいたる。稱名寺といへる律の寺あり。むかし爲相卿

いかにして此一本にしぐれけん山にさきだつ庭の紅葉

と侍りしより後は、此木青葉にて玄冬まで侍るよし聞ゆる楓の木、朽殘りて佛殿の軒に侍り云々。是はおもふにいといぶかしきこと也。爲相卿の御歌の心は、此庭の楓の木の、山よりはやく／＼もみぢした

るがめでたしとよませたまへるを、此楓の木の山に先だつとあそばされしと、あやしみとがめ給ふにやとひが／＼しう心えて、御歌の後はもみぢせざるか。凡て歌は共物を興あるやうによむが本意也。しかるに彼が歌のゝち、秋も青葉にてあらば、彼卿の御心にいかでかはかなふべからん。といはれたり。基之按に、右のいかにしての歌、藤谷集には逸しらずとみゆ。

〔三〕おなじ翁の說に、萬葉集に海の冠辭に勇魚取とあるを、先達みな鯨魚は海中の大魚なれば、鯨を取出て海の冠辭とせるよしいへれど、猶考るに、伊は發語にて漁る海といふ心なるべし。昔かよへりといはれたり。さもあるべきことゝ聞ゆ。

〔四〕輪池屋代翁、わが高田の大人に物語られしは、古人の短冊に細字に書たるはたえてなし。そは御會後にいりて講ずる時、讀師はおほく先達の老翁にて、眼力弱ければ、よみもやあやまつとの心しらひして、ふとく書こと故實也。近ごろの古學者短冊をいとほそくかくは、故實にかなはずといはれき。こは歌よむもの必心得べきこと也。

〔五〕甲斐國吉田人城鶴が物語に、かしこより二里ばかりはなれたる川口村に、澤香山とて小き山あり。そこに本居の神の社ありて、毎年三月三日の祭事には、里の男女つどひて歌舞すといへり。その歌

伊勢をんけ、信濃からむし、うまんずと、うみければ、たまれやたまれ、やつんそなゝつんそは、じやうろのはだつき、とのごのかみしも。

基之按に、をんけは麻笥也。からむしは苧也。和名抄にみゆ。うまんずとは將ゝ績也。たまれやたまれは溜也。やつんそなゝつんそは八廡七廡也。績麻のおほくたまるさまをいへり。じやうろのはだつき、とのごのかみしもは、上﨟女の肌付衣、殿御の上下の衣にせんとの心なるべし。

〔六〕高田の大人の說に、近來の歌集に、人の妻をさしてみだりに某室と書こと、いと／＼いはれなし。本朝文粹に、太政大臣御室家とあり。有職問答に、北政所或は何がしの室などいふ事は、關白の室に

限るよしみゆ。桃花蘂葉には、大臣の妻をすべて室といへる例あり。されば室とは、必三公の北方ならではいふまじき稱也。後室といふも三公の未亡人の稱とみゆ。又北の方とは三公より以下、國の受領の妻にいたるまでにいへること、空穂、源氏、榮花、などの物語書を考へて知べし。小右記寛弘九年六月廿九日の條には、左大臣殿大北方ともあり。榮花物語には權の北方ともみゆ。又右大將道綱母、俊成卿女、など書は、もと大戴禮の婦人三従の義に出たれば、父に從ふ時は某女と書き、夫に從ふ時は某妻と書き、夫死して子に從ふ時は、某母と書べし。また夫死して子なきには某妻とか、某後家とか書べきことわり也。愚管鈔には、平政子のことを頼朝が後家と書れたり。といはれたり。これらは人おほくおもひあやまることなれば心すべし。

【七】おなじ大人の物語に、賀茂翁の說に、呼子鳥は今のかつほう鳥の事也。かほ鳥といふもおなじきよしいはれしはしひごと也。呼子鳥は夫木抄に、陸奥の外の濱なるよぶこ鳥なくなる聲はうたうやすがたとよみて、善知鳥(ウトウ)にもいひたれば、一種の鳥名をさせるにあらず。何にても聲立てよぶ鳥也。かほ鳥も皃(カタチ)のうつくしき鳥をいへるにて、一種のものにはあらず。鴗(ソビ)をかはせみといふも容鴗(カホソビ)の義にて、ほをはにかよはしたる語也。といはれたり。朝皃、かほ花なども、又うつくしきによれる名のよし、はやく著したまへる擁書漫筆にみゆ。基之このちなみにおもひ出られて、腹きるゝばかりをかしきことあり。或わかうどのおのれしたりがほなるが一書家のもとにて、翡翠(カハセミ)の畫の贊を人のこひけるに、

秋もやゝちかき河べの夕かぜになく音すゞしきかはせみの聲

と書つけたり。翡翠は蟬のごとく、聲をかしく鳴ものにあらず。此鳥時として一こゑ二こゑせうびと打鳴てとぶことあれど、その皃(カタチ)には似ず、いとうるはしからぬ聲なるを、いかゞ心得てかくはよめるにや。此わかうど、また夕時鳥といふ題にて、

夕ぐれの軒ばになるゝかはほりかとみれば名のる山ほとゝぎす

とよみたり。こはいかなるひが目にも、郭公を蝙蝠には見まがふべからぬを、いかに心得けん。ひと日郁子園の翁のもとにて、此こと語出て人々わらひどよみたりき。今は世にかはぼりのぬしと呼てつきじろひけり。

〔八〕右の蝙蝠のぬし紀朝臣の日記の註をつくり、あまたのこがねをつひやして、世におほやけにせしことあり。その註釋の中、引おくれ、引もらしはいふもさら也、何くれのあやまり二百箇條にあまりたれど、そをこと〳〵く擧んはわづらはしければ、ひとつふたつをいはん。九日つとめて大湊より那波のとまりをおはんとて云々のつとめての註に、拾遺哀傷部の仙慶法師が、極樂はゝるけきほどゝきゝしかどつとめていたるところなりけり。といふ歌を引たり。又舟子かぢとりがうたふ歌に、夜部の菜をそらごとをして、おぎのりわざをして云々の夜部の註に、古今秋上の詞書の、寛平御時、七日のよ、うへにさぶらふをのこども、と有を引たり。七日の夜上にといふを、七日のようべにと濁てよめるはいかにぞや。

〔九〕赤松知則ぬしが說に、俊頼朝臣の散木奇歌集隱題部に、田上に侍りけるころ、こもりかいねといふ物をもちひにして、とり出て、侍りけるを、またのひみそうづにして侍るをみてよめる、

ほうしごのいねとみしまにもちぬればみそうづまでもなりにけるかな

此みそうづは增水の事也。俗にオジヤともいへり。砂石集にもみそうづとみゆ。尺素往來に醬水をミソウヅとよみ、撮壤集に會水をミソウヅなどよみたるにて知べし。といはれたり。

〔十〕松永貞德の紅梅千句に、紅梅やかの銀公がから衣。といふ發句あり。こは古今栄雅抄春上、

いろよりも香こそあはれとおもほゆれたが袖ふれし宿の梅ぞも

といふ歌の註に、漢仙記云銀袖匂移。木花古情留。といふ漢武帝の后銀公の袖の香、梅花にうつりて匂をとゞめたり。とある故事によれるなり。

〔十一〕鶴津松鷗軒記に、鷹のふぢまき尾に小辨慶集と云。かけとり尾に大辨慶集と云。とあり。按に、大辨慶集、小辨慶集は鷹の羽のふの名也。布のしまおりに辨慶じまなどいふも、ふるくよりのことにや。

〔十二〕高田の大人の上野國山田郡桐生の里人、星野貞暉に書ておくられし多胡郡建置之碑記の語に、給羊はむかし羊大夫といふ人ありて、それに多胡郡を給ひしたらんといふ舊說うけがたし。羊大夫のゆゑよしは神道集に出て、ふるきつたへなれど正しからず。又郡を賜ふ例もをさ／＼物に見ゆることなし。給羊とよめる說もあり。こは歷史に賜田租之半などあれば、それよりおもひ得しなめれど、碑のおもてのさま、うつなく羊の字にて、半の字にまがふべくもあらず。こは給養の養の字を省て書るなるべし。養の字古文には羖とも羧とも書て、いづれにしても羊に从たる字なれば、かたへを省ける也。說文には从食羊聲ともいひたりき。此時新に郡を建て、民に給養せられたりとおぼゆと云々。某之按に、給羊の字學者のながき惑なるを開かれたりといふべし。

〔十三〕旅行家集に、近江の關寺にわづらひてこもりて侍るに、前よりかう院のご石山へまで侍りけるを見て、おひてつかはしける。

あふ坂のゆふつげになく鳥の音は聞とがめてぞ行過にける

後撰集二にも出て、四の句きゝとがめずぞと有。鷄は申の時に夕をつげて塒にこもるゆゑに、夕告鳥といふにや。關市令に、凡關門並日出開。日入閉と見え。史記孟嘗君が傳に、關法鷄鳴而出レ客。ともされば、鷄の夕を告るによりて閉、曉を告るによりて開く定にてもあるべし。かゝれば四境の祭に、鷄に木綿をつけ四關に放つといへると、兩說なりと知べし。

〔十四〕壬生忠見集に、

底にして深しといふはたのまれずあさくてかげのたえせずもがな

此歌友まじはりの龜鏡とすべし。禮記表記に、君子之接如水。小人之接如醴。君子淡以成。小人甘以壞。とあるによく心かなへり。

〔十五〕高田の大人の說に、曾根好忠集に、

さゝきづにすがきさぼせり春ごとにえりさす民がしわざならしも

夫木抄春五にもみゆ。異本にさゝきづにを、さゝきづまとも、さゝみづきともあるは、共にひがごとなり。果の句夫木抄にしづがしわざなるらしと有。こはいづれにても聞ゆ。さてさゝきづは、近江の地名に佐々木あり。ふるく佐々貴山君などいふ姓氏あるもこゝにおこれり。後に宇多源氏、この所に住て佐々木氏といふ。湖邊なれば佐々木津ともいへるなるべし。すがきさぼせりは簀掻晒乾也。竹簀がきの上に雜魚を晒し乾せるなり。さらしのらしを省ていふ。日にさらしなどよめるにおなじ。えりさすは言塵集三の卷に、江に垣をしまはして魚をいれてとる也。とみゆ。今も大津勢田わたりにて、水中に葭簀を立まはして、氷魚或は雜魚をとるを、えりを立るといへり。そのさま品川の海に海苔とらん料のふしざしせしがごとし。といはれたり。又同集に、

をだまきはあさけのま人わがごとやこゝろのうちに物はおもはじ

夫木抄には、初句をだまきに、果句物おもふらんと有。このあさけのま人は朝明の眞人也。古事記崇神の段、日本紀崇神紀、土佐國風土記、などの大三輪の神のことにして、活玉依毗賣が、その衣の襴に閇蘇紡麻を針に貫て刺たる故事をよめる也。といはれたり。共に曾丹集の難義を見ひらかれたる說なり。

〔十六〕源氏物語帚木の卷に、吉祥天女をおもひかけんとすれば、ほふげづきくすしからんこそ又わびしかりぬべけれとて、みな人わらひぬ云々。此ほふげづきといふ詞、古き註釋どもによく解たるはなし。

按に、法氣付の義にて、佛法氣づきて、佛くさきよしをいへる也。

〔十七〕了譽上人の鹿島問答上卷第四の問答に、北野天神御歌云、

心ダニマコトノ道ニカナヒナバイノラズトテモ神ハマモラン

とあり。此神詠たしかなる物にはみえざれど、斑女の謠詞にも出て、中むかしより人口に膾炙せりとみゆ。

〔十八〕本居宣長が玉霰に、後世にはとても云々といふこと有。俗言にとてものことに、とてもかなはぬなどいふとてもなり。いといやしげ也。歌などによむべきことばにあらず云々。按に、家隆卿の壬二集下に、

世中にありなば人にみえぬべしとても身をやるかたぞしられぬ

吉野拾遺上楠正行歌に、

とても世にながらふべくもあらぬ身のかりのちぎりをいかでむすばん

などみゆ。また云、いとどなほはいとどしくといふべし。此なほは俗意也云々。按に、阿佛尼の十六夜日記に、

いとどなほ袖ぬらすとやゝどりけんまなくしぐれのもる山にしも

と有。又云、答へすることをいらへといふは、文章には常の事なれども、古のよき歌にはをさ〳〵みえず。歌におほくよむは近き世のこと也云々。按に、重之集上に、

一人かすかたらひわたるほとゝぎすことのいらへをたれかせざらん

同下に、

くちなしや君がそのにはしげるらんいろめくなるをいらへせじとや

又云、今世人友だちといふをば俗たりとや心うらん。おほく友がき、又友どちとかく。これ中々わろし。古き集の詞書、又物語などにも、皆友だちとこそいひたれ。友がきはことやう也。又友どちといふは心たがへり。すべてどちといふは俗言にどうしといふことなれば、其心なくてたゞ友のことに友どちとはいふべきにあらず云々。按に、此いひざまくはしからず。友だちは友等の義也。二三人以上にはいふべけれど一人の友をさしてはいふべかず。友どちもたちの通音にて同じ。友がきのかきも、日本紀に部曲の字をカキとよみたるをおもへば、一人にはいひがたし。一人の友には必友とのみいふべき事なり。

〔十九〕おのれかの蝙蝠のぬしが家の食客となれりしころ、そこにつどへるなま歌讀等が、高田の大人の歌をそしれるを聞しに、寄秋木恨戀に、

たれにまたゝげてはみせん秋風にかしらけづらずよしみだるとも

此歌たげてといふ詞聞えず。又木のことなし。寄濱恨戀に、

人はかくらどはまなみにおもへるをことこそよしとなどたのみけん

此こそといひてしと結べるは例なきひがこと也。人の六十一の本卦がへりの祝の心をよませけるに、

とをつ川むつ田經てなほ行するゑは一言ぬしの山わけん君

此とをつ川は十市の里の川にや。さては假名たがへり。梅有遲速、

おそくとく見にこん人のためなれやさけるさかざる梅の一山

此ひと山といふ詞なきこと也と云々。此外大人の歌としいへば、目に立てそしりあへり。おのれも朱にまじればあけにそむるならひにて、さることゝのみおもひをりしを、大人に從て後、そのよしを問持りしに、いづれも證ある詞どもにて、さきに口かしがましくいひのゝしれるは、大鵬をわらへるは

らぐろのねたみ心也けり。まづたけててふ詞は、萬葉二の卷に、たけばぬれたがねば長き妹が髮とよみ、かしらけづらずは、辨内侍日記にみえたる木の名なり。ことこそよしは、東遊歌のなゝくさのいもはことこそよしといふによられしなり。とをつ河は十市の里の河にはあらず。夫木抄に熊野の十津川をしかよみたれば也。ひと山は空穗物語の詞によられし也。此比また早春河の歌に、

こほりゐしとみのを川もうちとけてひゞくや春のしらべなるらん

此歌琴の緣なくて春のしらべといへるは拙し。藤のうたに、

紫のを流蘇にまがふさがり藤實をむすぶべくかねてしらるゝ

さがり藤といふ詞なき事也。花頂法親王に隅田川にて奉られし歌に、

しか〳〵とみいらへまうせ都鳥あづまことばに舌たみつとも

此いらへも舌たみも歌詞にあらず。春野歌に、

花さきぬ百鳥なきぬ日に耳にいとまあらせぬ春の野べかな

此歌ぬもじ三所あるはひがことなりなどゝ、言種にしそしりあへりとなん。これも富の小川に鵄の尾の琴をよせ、さがり藤は八雲御抄藻鹽草にみえ、いらへは、重之集、舌たみは拾遺物名などによみ、ぬもじみつあるも、上の二もじは所謂をはんぬのぬもじ、下の一もじは不のなにてくるしからざるを、たゞねたましとおもふひとへ心よりひがなんじいひ出る也けり。こはもと具眼人の誹謗ならねば、いとふべくもあらねど、初學の人たちなどは、そのねぢけ言にあやまられもしつべければ、おのれ師のために嘲を解て、そのゑひさまたれ人をさまさしむるになん。

〔卄〕高田の大人のはじめて類字函といへるものつくり出て、その銘に、

いろは箱かきあつめつつ四十あまり七にたがふちゞのことの葉

と書つけ置れしに、蘆假庵の齋藤翁これをみて、又書つけられし詞に云、擁書箱にひとつの箱あり、五十の引出しに、五十連音をしるしわけられたるは、木の皮草の根など入らるべき、やまひをさむるくすしのわざにもあらず。ふとのまがりかぐのあわなどおかるべき、酒のまぬ猿のたぐひにもあらず。萬のふみにみえたることの葉、もらさず書ぬきて、かしらのもじのたぐひをわかちて、古書のかぎりこの箱にをさむべくものせられしは、みづからのいさをゝもあらはし、世の人のまどひをもはらさしぬんとて、かくはものせられしならん。いまだかゝる器の世にあることをきかず。このあるじのはじめてつくり出されたるなり。あなめでたあないそし。

つぎ〳〵にいつらの聲をゝさめおくこれやはこやのやまとことの葉

基之云。此箱の名を類字函とも、擁書類函ともいひ。和名をばいろはばこといへり。學者古今を包括して覺知するの利器、此函に及ものなし。されば兵家の大筒にたとへて、神器とも稱すべし。

松陰隨筆終

槻之落葉信濃漫録

題信濃漫筆首

方今學者從事著作之場。餘業必及隨筆。隨筆不能掩其學之淺深者也。其辨物也。不擇古今。雜載雅俗。其惠人也。鼓舞初學。起予老成。但其精而小。往々有之。博而不駁雜。難得其人。是豈學之不勤哉。抑年之不長也。五十槻園先生以英邁之資。考万葉集。解書紀歌。一往破的。精義釋紛。在賀茂翁。因爲忠臣。在本居老人。亦稱難兄。自荷田氏之學興。先生蔚々焉。嘗病於信濃客舍。中夜興歎曰。可惜上古辭。微吾誰能解。天地諒此心。使身保數歲。壯哉先生之志。古所謂死而後已。先生有之。其子久守子。出示此漫筆。且泣曰。槭々庭園樹。僅拾數葉落。唯願有人見。或以爲有色。余聞之愴然曰。是先生病間答人問者乎。頗似万葉別記。昔人有續預盛德。性理錯。猶著書者。先生雖病。亦復勉焉孜々。下筆不休。可謂壯矣。惜夫。才高而壽短。業不酬其志。設使先生得及六七十若八九十。其所續惠。無寧唯是。雖然有其子在焉。必復繼之以汎瀾環富之業。先生死而不亡。

文化紀元至日　尾張泰　鼎撰

尾頭脩書

神代のことはくしくあやしくて、おもひはかるべうあらず。言の葉の道もまたくしくあやしくて、解つくされずなむ有ける。こゝろをふかく尋ね廣くかむがへて、此くしくあやしき事どもを、解あかしゝ人、そちこちに出たれど、なほ春の木の芽のことしげく、秋の月夜のくもらはしきも、はたおほかるを、五十槻園の大人は、世にくしくあやしき才ある人にて、世のひとの解ひがめたるも、心得がたなるも、更に考へ出て、證をとり、例を引てぞ、解しめされける。此信濃漫錄は、一とせかしこにくさまくら結ばれける時、かしこのひと〴〵の奇しく妙しくおもふ事ども問言せしを、菅の荒野のあらましならで、筑摩の川のくまも殘さず解明し、かつおもひより給へることどもをも、次手にときさとされけるふみにして、まことにくしくあやしく、まどへることをも　きらめ、ふりにしあとをもしらむたつきに、又たぐひなき物になむ。みむ人これによりて學びゆかば、おのづからみぬ事をもしり、おもはぬことをも悟りて、くしくあやしき才もそはりなむを、こゝろとゞめて等閑にな過しそ。

もんしよう四のとし、しはす六かの日　竹の舍のあるじ　大堀正輔

しるす

槻の落葉信濃漫錄目次

槻の落葉信濃漫録

荒木田久老

享和元年九月、信濃の國に下りけるに、神無月、善光寺にていたく煩ひけるをりしも、同學本居宣長の身うせけるよし聞て、いよ〳〵こゝろぼそうおぼえければ、いのち全幸(マサキ)くて本郷(クニ)に歸りなむ事を、天神(アマツカミ)地祇(クニツカミ)に乞禱奉(コヒノミマツ)りて、

天地の神もうづのへわれなくばたれかとかむよあたら古語

十一月十一日、善光寺を出立て、國にかへりなんとしける道のほども、いとくるしかりければ、吉蘇にて、

ゆくさにはかゝるうきめを見むものと吉蘇路のはしのかけておもひきや

〇莫囂圓隣の歌の訓

諏訪殿の家人千野貞愼とひけらく、日本紀中の齊明紀の童謠と、萬葉一の卷莫囂圓隣之の歌とは、荷田大人の秘言(ヒゴト)ぞと、加茂翁の萬葉考にいはれしより、古學者の衣鉢の如くいひなして、誰(タレ)考るものもなきに、近ごろ宣長の玉勝間に、其考を擧たり。宣長の考よろしきにや。加茂翁の考よろしきにや。又大人の御說もあらはにし給へといふに、己答けるは、齊明紀の童謠は、さきに日本紀哥の解槻の落葉を著して、それが中に釋おけり。こたみ京師の書肆にて印行せれば、彼を見給へかし。荷田翁(東万侶)の考は、今の紀の字次(ジナミ)のまゝにて訓れしは、よろしきに似たれど、すべてしひ言とおぼしきこと多し。上田秋成がいさゝか追考もあれど、猶あかざりけり。宣長の考は、文字數たらはず、紀に引合して正し見るべし。さて莫囂

圓隣の哥、師の考に、初句をきのくにのとよまれしはいかゞ也。紀の國行幸に、きのくにの山こえて行けとはいふべきにあらず。紀の山をこえていづくにゆくにや、また第二句の大相をやまとよまれしも、いかなる意とも心得がたし。是はもと大相土の三字を、やまとはよまれしものならむを、その土の字を、この誤字として、次の言にとられしより、しひて大相の二字を、やまとよみおかれしものとこそおぼゆれ。宣長是をよみあらためて、初句をかまやまとよみしもいかゞ也。もの語ぶみに、あなかまと手かくなどいへるは、あゝやかましと制する言にて、かまは即囂の字にあたれば、かまとよまむには、莫の字行れり。第二句を霜吉兒氏湯氣と改めよめるもいかゞなり。また霜は橋上、野面などに置わたしたらむこそ、哥にもよみならひつれ。山上の霜いかにぞや。〔頭書〕久守云、新勅撰に、かさゝぎのわたすやいづこおく霜の雲ゐにしろきみねのかけはし、と云哥あれど、後の哥なればいふにたらず。二字にて有たし。雪は踏分がたければ、消て後ゆけともいふべけれど、霜はさるものにしもあらねばいかゞ也。ともあれかくまれ、この第二句の訓は、誰もいかゞにおもふべかめるを、別に考出べき才力なきゆゑにもたをるならむ。己が考は、囂ことなきは耳なし也。圓は山の形にて、倭姫命世記に、圓奈留有二小山一云。其所乎都不良止號支、と見えたり。しかれば莫囂圓は耳無山也。耳無山に隣れるは香具山なれば、莫囂圓隣之はかぐ山のとよむべし。大相土は書經の洛誥、大相二東土一とあるによるに、大に相二土一は國見なるべし。兒爪謁氣の兒は、一本允に寫れゝば、爪謁の二字は靄の一字を誤れるものにて、允靄氣はさやけきなれば、第二句をばくにみさやけみとよむべき也。第三句は舊訓。第四句は宣長の訓に從ひて、いたゝすがねとよむべし。がねは集中に多き詞にて、思ひはかり定むる意。第五句を諸說に、嚴橿が本とせるはよきに似たれど、己按に、嚴橿が本は、日本紀垂仁紀に、磯城嚴橿本とありて、倭姫命世記に、倭國伊豆加志本宮八箇歲奉レ齋と見え、〔頭書〕久守云、いつかしとは、神をまつる所をいふことな

るべし。倭姬世記古文解にいへり。『古事記の哥に、美母呂能伊都加斯賀母登とあれば、磯城嚴橿、三諸嚴橿、ともに倭の國にて、三輪山近きあたりに在りとおもはるれば、嚴橿本、紀の國にあらむことおぼつかなし。是は古寫の一本に五可斯何本とありて、斯は期の草の手の誤字也。しかれば舊訓のまゝ、いつかあはなもとよむべし。

莫囂圓隣之大相土兄靄氣吾瀨子我射社爲兼五可期何本

前にも登ニ香山一望國の哥のあるをもておもふに、是も中大兄命のかぐ山に登りて國見しまさむ事をおもほしやり、國見のさやけきをおもしろみあそびおはしまして、紀の行幸に追及ます事のおくれ給ひなば、いつかはあはむと夫君を戀しのび給ひて、よみませるなるべし。

○多鷄蘇我

或人問、近ごろ君の陸奧石湊にて堀出せる田道が碑をよみ給へる哥に、たけそかといふ言のあるを、人々に見せしに、たけそかは、たまさかと同言ぞと舊說にもいひ、宣長もしかいひしを、その意の異なるを、たれも／＼いぶかしみおもへり。「頭書」久守云、古事記の倭建命の吾足不レ得レ步、成ニ當藝斯形一とある、たきといふ名も、このたけとおなじかるべし。』是は御說ありてよみたまへるにやと云ふに、己答けるは說あり。そも／＼たけそかといふ言は、万葉六の卷に、玉敷而待益欲利者多鷄蘇香仁來有今夜四樂所念、といふ哥ありて、他に見えたる事なし。此哥たまさかといふ意にては通ぜず。もとよりたまたけ通音にもあらず。其詞のいさゝか似たりとて、一首の哥の意をも釋得ずして、たまさか、たけそか、同語ぞといへるは、みだり言といふべし。たまさかは、旣に万葉三の卷の解、槻の落葉の別記にいひおける如く、たまは年月日夜の來經行間をいふことにて、万葉第十七に、近くあらば今二日太未と見えたるたまにて、たまさかは間擗るをいふ。源氏末摘花に、たまさかれとあるは、間の隔れるをいふことなり。又たまた

まといふ言も、間經しをいふなり。たまさかりて來たらむには、殊更に玉敷ても待設くべき理なり。「頑嚚」久守云、此たまといへる詞を、千蔭が萬葉畧解に、タミとよめるはひが事也。すべて畧解は、まだしき說もあり。心して見べし。』しからば右のうたたまさかとしては、一首の意通らず。一二の句よしなく聞ゆるをや。頑愚の徒唯舊說にかゝづらひ、近くは宣長のいへる言を、金玉とのみおもひをりて、己より考出むものとしもおもはぬは、いとも〳〵歎くべく憐むべき事也。予が按には、たけは凌礫の意。萬葉七に、八船多氣とあるは、荒海の波を凌ぎて船を撈出すをいふ。土佐日記に、たけども〳〵船はしぞきにしぞきてとあるも、波をしのぎても〳〵ふねの退く也。（是を一說に、たけはこげと字畫の似たれば、こげども〳〵の誤なりといへるは、たけといふ古語のあるをしらぬさかしら言也。古本にはたけども〳〵と書たり。）又萬葉卷十四に、可奈之伎所古麻波多具等毛、（具は淸音にも用ひたり。）和波素登毛波自（わがかなしとする夫の馬は凌來るとも、我はしィとも追まいといふ意なり。）又馬たきゆきてなどいへる類のたきも、たくも凌ぐなり。又武勇の武をたけといふも凌ぐ意なり。そかはひそか、みそか、かすかなどいふ。そか、すか同言にて、さるにひそけき、みゝけき、かそけきと通ふ言なれば、たけそかはたけしけきなり。然れば右の哥は玉敷て待設るよりは、おもひもかけぬ所へおしかけに凌ぎ來ませる今夜か。ゝへりてはたのしくおぼゆると云意也。おのれがよめるうたは、この意もてよみたりといへば、或人はうべなへり。猶いかゞあらむ。後人の考を俟にこそ。

○波太禮

或人古今集に、庭もはだれにふる雪のなほきえかへり、とあるはだれの言に御說ありと聞つれば、このごろ宣長の門人にとひけるに、まだらと同語といへり。しかこゝろえてよろしきや。御說を承たしといへり。己答けるは、はだれをまだらなりといへるは、中古以來哥學者流の說にて、萬葉集の哥を深く考

ずして、音の通ふまゝにいへるみだり言也。はだれ、まだら通音なれば、同言といへるはやすく、さならむとは誰もおもふべかめれど、しからず。萬葉卷十九に、わが園の李の花か庭にちるはだれのいまだ遺りたるかも、この哥斑の殘るとはいふべきにあらず。又卷八に、沫雪かはだれに零と見るまでにながらへちるは何の花ぞも、是も斑にながれちるとはいふべきにあらず。又卷十に、小竹の葉にはだれ零覆とあるも、斑ふり覆とはいふべからず。そのほかにも猶おほかるを、斑としては言の意通らず。宣長はほどろと同言ぞといへれど、夜のほどろあわ雪のほどろ〳〵に降しけば、などいへるほどろは用言なれば、是もほどろのゝころとはいふべきにあらず。〔頭書〕久守云、萬葉卷十に、夜を寒み朝戸をひらき出みれば庭も薄大良にみ雪ふりたり。一云、庭も保杼呂に雪はふりたり、とある哥あり。鈴屋翁はこをおもはれたるか。よくかむがふべし。又後に己きくに、鈴屋翁說は波太禮は薄々と云意のよし、夜のほどろもウス〳〵よの明るよし也。」この言は、さきに難波に在ける時、門人丘岬俊平がいひけるは、はだれのれは、みぞれ、あられ、しぐれのれに同じかるべしといへり。この說をうべなひ更に考けるは、波太は波奈と通言にして、萬葉に皮すゝきとあるを、古今集には　はなすゝきといひ、垂仁紀に見えたる赤髁之伴といふ劍の名を、舊事記には赤花とあり。さてそのはなはだは初をいふ言にて、萬葉卷十八に、鵜河立取らさむあゆの之我波多婆、とあるも、其之初はといふ言也。今の言にも、風はな、汐はなといひ、萬葉にも、水はなといへるはなにて、風の次第に吹しきらむとするはじめを風はな、汐の次第に滿湛むとするはじめを汐はな、水の次第に出かさまむとするはじめを水はなと云なれば、雪の次第にふり積べき始めに零れる雪をはだれ、雪霜の次第にふり覆ふべき始めに置わたしたるをはだれ霜とはいふなるべし。下のれは、すべてふるものにつけていふ言葉なり。今も北國の方言に、雪のはじめて零積れるをはだれ雪といへり。

○かきつばた

波太波奈の通ふ言につきて因に云、かきつばたといふ花の名は、燕の翹る形に似たれば、翹燕花といふ言ぞと、荷田大人のいはれしよし、師の冠辭考に見えたるを、めでたき考とおもひをりしに、近ごろ按は、是は燕子花とある漢字よりおもひよせられしものなり。熟考るに、萬葉七に、墨吉之淺澤小野乃加吉都播多衣爾須里着將衣日不知毛。又同卷に、かきつばた衣に摺つけますらをの服曾比獵する月は來にけり、とありて、上古は今のごとく、染汁を製りて衣服を染ることはなくて、榛の實或ばすみれかきつばたなどの色よき物を、衣に摺り着てあやをなせるなり。其摺着をまたかきつくともいひて、是も卷七に、眞鳥住卯手の神社の菅の實を衣に書付令服兒欲得、とあれば、かきつばたは書付花也。はなとはたと通ふは、いふがごとし。上に着をつとのみいふも古語也。つき、つく、つけなどいふきも、くも、けも、用言に添る言にて、元來つの一言ぞ着の意なりける。船のつく所を津といふにて知るべし。〔頭書〕久守云、一ツには、人の集ひてにぎあふ所をも津といふ事あり。萬葉九の卷、耀合長歌に、わしのすむつくばの山のもはきつの其津のうへにいざなひてをとめ男のゆきつどひ云々。又海石榴市などいふも、是に同じかるべし。又天高市といふちも同じかるべし。『みやづこは宮就子、やつこは賤就子なるよしは、既に日本紀哥解にいひおきしもこれなり。又何津彥などいふつは、之に通ふ言と宣長がいひしは非也。津之とかさねいへる言も、古語にあれば、決て之に通ふ言にはあらじ。是等も何就といふ言とこそおぼゆれ。その就といふ言の古語に多きは、家就、廬付、三諸就、しづく、みづく、底づく、鴨づくなどいふつくにて、輕く添いふ言にて、慥に附着する意にもあらず。古言をよく考て知るべき也。

○三諸就　鹿脊山

有にいへる中に、三諸着は、萬葉卷六四十五丁に、三諸著鹿脊山際爾云々。卷七六丁に　三諸就三輪山見者云々とありて、鹿脊山、三輪山にかゝるまくら詞也。是を師說には、天降就の誤として　冠辭考にて阿の部に收られたり。或人は生緒懸の誤字といへり。世の萬葉學の徒、心得がてなる所は、深く考むものともせず、心にまかせて誤字として、みだりに文字を改むとするは、古へを失へるわざにして、いとも／＼うれたきことなり。今本のまゝにてよまれむ限はよみ釋べきものぞ。さても猶心得がてに誤字にやとおぼしきは、古本異本を探得て照し合せて考、集中或古書古言に慥に證あらむにこそ、文字を改むべけれ。なま／＼のもの學人の心にまかせて、文字を改めなば、いみじきひが言ぞおほかめる。是ぞ萬葉學の第一の心得なりける。さて三諸就は誤字にあらず。三諸は糟交の酒の名。この言は、日本紀哥の解にも、酒の古名區志考の中にも、委しく辨へおけり。三は酒の實を云、諸はもろ／＼と濁れるを云也。つくは輕く添たる言の著歟。又は造る歟。今の言にも、酒なつくるといへり。是等の事も區志考に詳なり。鹿脊山にかくるは食稻の意。ケとの通音、ネノ返せ也。三輪山にかゝるは實湧の意。酒の實の湧くなり。これらの事は、彼區志考にあまた證をあげて辨おけり。併考べし。

○打細　打布裳

この言萬葉の四の卷に二所出て、其外十の卷、十六の卷にも見えたり。蜻蛉日記に、導師のはじめにもうつたへに秋の山邊を尋ね給ふにはあらざりけり。源氏藤ばかまに、らにの花をとみにもゆるさてもたまへれば、うつたへにおもひよらでとり給ふとあり。舊說に、一向の義とし、或は偏の意といへり。集中の哥よりはじめ、中昔の哥まで引合て考るに、偏の意にて、大かたは違はぬに似たり。萬葉四卷に、僞も似付而曾爲流打布裳眞吾妹兒吾二戀目八とある打布の二字も、うつたへと訓て、布は布帛の義もて一たへとも訓べし。一向、或は偏の意　してよく聞ゆるを、今本于都之久とよめるは所由あり。さるは布はしきと訓例なる事、

萬葉二卷に、布栲の手枕纏而あるより、万葉中にはすき／＼見えたり。さて又續日本紀、京職大夫從三位藤原朝臣麻呂負レ圖龜を獻ける時の宣命に、上略歡賜嘉賜氏所思行久者、于都斯久母皇朕政乃所致物爾在米耶云々とあるに、日本紀には顯の字をうつしくと訓たり。しからば于都は乎都々と同言にて、現在をいふ言。集中今のなつゝになどよめる是なり。しくは歡しく、悲しくのしくに同じき語辭也。是によりて按に、打細のたへも、白妙、敷妙のたへにて、輕く添たる詞なれば、この妙を布帛の惣稱としては、白たへの雪、しきたへの妹などつゞけたる意通りがたし。于都之久も、于都多敝も、ひとつ言にて、今の世の文字音のまゝに、現在といふ意の古言なり。

○如是許

この言、萬葉集中にいと多きを、押わたして考るに、卷三に、如是谷裳吾者祈奈牟君爾不相可聞といへる哥に詠せる如く、すべてその驗もなき事を、このやうに云々といふ意の言也。古今集に、ことならばといへるも、如是ならばといふ言にて、此やうな事ならばといへる意や、是に同じ。凡萬葉に見えたる如此故に、如是谷裳、如此而、如是耳之などいへる言、皆この意をもて心得べき也。

○あくかる

去年本鄉に歸りしをり、或人云、

　生出しおのか垣ねをあくかれてふせやにあまる夕顏の花

是は君の御哥にやといへり。しかり。右の哥は、垣ねより夕顏の生出てふせやのうへに這まつはり、猶軒の外までひろごりあまりて、花咲たる緣に哥かきこよと人のいへば、よみて書付たる、おのがえせうた也といひければ、或人言、この御歌のくあがれといふ言は、古哥にすべて月にあくがれ、花にあ

くがれなどいひて、彼にあくがるべき物有て、夫に對ていへる言とおぼゆるを、さるあくがるべき物もなくて、かくよめるは例なきひが言也といへり。この事君の御心にさはらぬやうに申せといへりといふ。おのれ答けるは、かく難を受るは、即おのれが學の師なれば、いと〳〵よろこぼひぬるよしを告給ひねといへば、傍に有ける若人のもだえあらでいへるは、俊頼朝臣の哥に、

梅か香はおのか垣ねをあくかれてまやのあまりにひまもとむなり

といふ哥あり。是もひが言にやといへり。已云、しかり。俊頼朝臣の哥は、千載集に載られたり。俊頼朝臣謬り給はじ。また俊成卿そのひが言を辨へずして、千載集に撰給ふべきにあらず。右の難者は、此人たちにも立こえたる博覽卓識とおぼゆれば、わが學の師といはむに、何の恥かあらむといひければ、或人もゝだをりぬ。その後また彼或人來りて云、難者に俊頼朝臣の哥をいひしに、さる例あらばいふべき事なしといへりとて、猶まけじたましひに、あくがれといふ言をよめる哥も文詞をも、あまた書出して、是が中にあくがるべき物なくていへるは、いと〳〵まれにて、多くはものに對へていへる言なり。例少きを採て例多きを捨べきにあらずといへり。この論頑愚の至といふべし。その書出たる中に、あし火たくまやの住かは世の中をあくがれ出る門出なりけり。又ものおもへば澤のほたるもわが身よりあくがれ出る玉かとぞ見る。此難者宣長が古今集遠鏡に、あくがれはうかるゝなりとあるを、例の金玉とのみおもひて、その廓を出ることあたはず。他にかへり見ざる僻論いふにたらず。抑あくがれといふことは、あくの約めうとなれば、うかると同言とは、たれもまづおもふべけれど、右に引る哥、うかるゝ意にては更に通ぜざるにあらずや。あくのあはあらん、あらじなどいふあにて在の義、くはいづくのくにて處の義、かれは目かれ、かれなてなどいふかれにて離義、在所を離るゝを云也。月にあくがれ、花にあくがれなどいふも、月花をめでゝわが在所を離行事也。此意もて、古哥にあくがれとよめるも、

文詞にあくがれとあるをも引合して考へなば、悉貫通して違ふ事はあらじ。〔頭書〕久守云、貫之家集に、思ひあまり戀しき時は宿かれてあくかれぬへきこゝちこそすれ。』

○歌の風致の論

近ごろ宣長が轍に效へる徒、歌の風致はつゆ辨ずして、たゞいさゝかの難を見出むことをむねとせり。歌は一首の風致、詞のしらべを第一としてよしやあしやを論ずべきを、理を先きにして歌を評するは、風詠の趣をしらぬひが言也。既に宣長、俊成卿の歌にけふといへはもろこしまでもゆく春を、といふ歌を難じて、行春とは春の暮行をいひて、春の來れるはたつ春といふべき理なりといへり。實に理はさることなれど、右の歌はわが東方よりたつ春の、彼土まで行及ぶ意なれば、この一首の趣、必行春といはではえあたらぬ哥なり。右は理をさきにして、一首の風致をわすれたる論なり。〔頭書〕久守云、加藤千蔭この一冊を見て、宣長が哥の御論など、千蔭存寄と的當仕候云々といへり。』卿の難を求めなば、定家卿、家隆卿といへども、難歌あるべき也。いかに難歌ありとて、此卿たちを下手とせむ。かにかくに歌は、一首のしらべ風致をもて善惡を評すべき事なり。宣長は博覽卓識にして、その考も論も、先輩のおもひ得ぬ考、後進の企及ばぬ的論多かれど、夫が中にも强言なきにしもあらず。また定家卿の歌に見わたせは花も紅葉もなかりけり、とよみ給へるは、なかりけりとつよくいひ捨たる所に風致有て、浦の苫やのさびしさも、見るがごとく身にしみていとめでたきを、宣長この歌を論じて、上を花ももみぢもなにはがたとかへたるは、いとよわく一首の風致を失へり。下をも苫のまろ屋とせる、難波がたに苫を取出たるはよし有て聞ゆれど、浦の苫屋のさびしからむさまにはいたくおとれり。歌ちふものは、この風致に言外の餘情あるをめでたしとすべきなり。この風致といふことをしらで、たゞ理のみを先にして、緣語言葉のいひくさりを求て、自らよむにも他の歌を評するにも、此風致をわすれたるぞ多かりける。緣語詞のいひくさりを專とせる歌は、必丈みじかく餘情なくてめでたからぬものをや。或人甚俊、俊頼

の歌はよからず。好ましからぬ歌ぞといへり。是は基俊朝臣、俊頼卿の歌には古風の詞、或は國々のか言のめづらしきを取まじへ、古人の糟粕をなめず、めづらしき風情をつとめてよまれたるが多きを、理をのみ先にして、いひくだせる筆などのあるは、宣長が論に埋せられて、其廓をいでざるもの也。〔頭書〕久守云、風致をしらずといふことを、猶いはゞ新古今集みのゝ家づとに、定家卿の哥、大空は梅のにほひにかすみつゝくもりもはてぬ春のよの月。といふを改て、大空はくもりもはてぬ花の香に梅さく山の月ぞかすめる。とせられたり。かくては理りは正しきやうなれど、たけもなく風致もなし。さて又、定家卿の歌は、全躰庭の梅などをよめるさま也。さるを山の梅としては、作者の趣意たがふべし。』

（）詞に近古なき論

宣長が詞に、近古の差別を正しくして、後世風の歌に古言をまじへ、古躰の歌に後の言のまじれるをぬえ歌といひて、えせ歌とせり。げに木に竹を續たらむやうに、後の風の哥に古言のまじれるはいかゞなれど、詞は前後の調練によりて、古言も後の風の歌に取まじへて、後の言となれり。うつたへは古言なるを、萬葉卷二に、榊にも手はふるといふなるうつたへにひとつまといへはふれぬものかも、　定家卿の歌に、

おのれのみあまのさか手を宇都たへにふりしく木の葉跡たにもなし

松かねを磯邊の波のうつたへにあらはれぬへき袖のうへかな

かくよめる時は、うつたへの詞、古言とも聞えず。萬葉七卷に、しほみては入ぬる磯の草なれや見らくすくなく戀らくのおほき。定家卿の歌に、霞隔遠樹と云題に、

みつ汐にかくれぬ磯の松の葉も見らくすくなく霞む春かな

見らくすくなくのことば、古言のやうにも聞えず。日本紀雄畧紀の歌に、あたらしきいなめのたくみしかなけはたれかかけむよあたら墨縄、と有。あたらはいたく古語なるを、後の歌にあたら夜の月とよめるは、古語とも聞えず。是に准じて後の言を古躰の歌に取まじえむも同じきを知るべし。しかれば詞は

前後の調練によりて、近古の差別なきを、近ごろなま〳〵のもの學の徒、此意味をも辨へず。近古混雜といふ名目を立て、他の歌を難ずるこそうれたけれ。近古混雜を難とせば、名人の哥にはあまたあるべし。

○おかしをかしの假字

玉勝間に、可賞はおむかしの畧語にて、おかしの假字、又可笑は字鏡によりてをかしの假字といへるは、無證の臆論といふべし。可笑も、可賞も、をかしといふ言は同義にて、字鏡によりてともにをかしの假字と定むべし。〔頭書〕久守云、猶をかしの假字の論は、釋紀の私記に、乎加志とあるを引て、日本紀哥解に委しく論はれたるを見て、乎の假字なるをおもひさだむべし。』蜻蛉日記に、

みちのくのちかの嶋にて見ましかはいかてつゝしのをかしからまし

羊躑躅の岡とかゝれるにて、可賞もをかしの假字なる證とすべし。又曾禰好忠集に、

にほはねとほゝゑむ梅の花をこそわれはをかしと折てなかむれ

是にて可賞も可笑も同義にて、共にをかしの假字なる證とすべし。〔頭書〕久守云、村田春海父の許への文通に、御著作之病床漫筆熟覽仕候。さて〳〵御精細の御考ども、こと〳〵く感服仕候。貴著にしるされ候如く、近來は本居の學流廣り、其徒の人は彼が申候事を皆よしと心得、他を不レ見候勢にて、甚如何敷事ども有レ之候云々。をかしの假字の事は、小子もとく心付候て、本居存在之内に疑問申遣候所、とかくおむかしの略語と思込候ニなづみ、承知無レ之候キ云々、とあり。』

○犯の假字

大祓詞後釋に、犯をおかすの假字とせるは、是も證なき臆論なり。萬葉卷七に、倭の字を遠の助辭に假しを證として、をの假字と師の定めおかれしによるべし。吾郷の方言に、うかつな事をすな、うかめた事をした、などいふうはをに通ふ例なれば、（うさぎなみさぎなどいふ例多かり。）うかつはをかすと同言とこそおほゆれ。

○臨時大祓建禮門にて行るゝ明證

予が門人阿波國人永井精古、大祓詞後釋存疑といふを著して、宣長が師說を破して、かへりてひがごとせるは、甚しき罪なりとて、いたく憤りて何くれと論じて見せにおこせし。其初の條に、加茂翁の考に、臨時大祓は建禮門にて行はるといはれしは、貞觀七年七月廿九日、先レ是武德殿前有二人死一。仍大二祓於建禮門前一、とあるを見ていはれたる也。是は內裏の穢なる故に、殊に建禮門にて行れたるにこそあれ。おしなべては臨時のも、朱雀門にて有し也と後釋にいへるは、かへりてひが言にて、臨時大祓は建禮門定れる事也といへり。故考るに、三代實錄曰、元慶六年夏四月甲午、於二朱雀門前一修二大祓一。以三去八日大膳職二人死一、平野、松尾、加茂等祭停止故也。臨時大祓於二建禮門前一行レ之。因レ穢不レ可レ用二大藏幄一。仍用二朱雀門一也。と見え、延喜式にも、大祓調度に朱雀門前にて行るゝ二季の大祓は幄なく、建禮門にて行るゝ臨時大祓には幄あるをもて、その行事所の別なるを見つべし。八省院東廊大祓と云は、元來建禮門大祓雨儀の時、東廊を用ひられしを、中古內裏燒亡建禮門未レ作之間は、彼の雨儀の行事所を用ひられて、八省院東廊にて行れしを云也。八省東廊の大祓も、八省院燒亡の後は、又於二建禮門一被レ行レ之。その事百練抄、文曆元年、仁治三年の條に見えたり。さてこの建禮門にて行ると有るは、其門の跡にて行れしなるべし。此門廢れたるもいつばかりの頃よりにかあらむ。百練抄に、承久元年大內裏源賴茂が兵火に罹り、時南門に承明門のみを擧て、建禮門をいはぬは、夫より以前廢たるなるべし。まして文曆、仁治の頃は、大內裏廢絕なれば、建禮門の跡なる事疑なきをや。又臨時大祓にも差別ありて、除服諒闇の終大甞前八月晦、十月晦、同十一月晦、伊勢齋王(宮カ)卜定、同群行等は朱雀門にて行はれ、其餘は建禮門にて行るゝ也。委は文德紀、北山抄等に見えたり。二季の大祓も、應仁亂以前までは行はれしなるべし。薩戒記曰、應永卅年六月廿九日、丁酉、六月祓如レ常。大祓參向人々可二尋註一。同卅三年十二月卅日、己丑、

大祓被レ付ニ所司一歟。可レ尋。又康富記、文安四年六月條に、大祓被レ行事見えたり。其頃は朱雀門の跡にて行れしなるべし。大内裏は承久以來廢れたればなり。

○海川に越といふ例

或人云、近ごろ宣長の玉あられといふ書を、諸人のもてはやして規鑑とせり。彼論、悉くよろしきにやといへり。答、いかゞあらむ。宣長は世にすぐれたる俊傑なれば、實に世の人のいぎたなき眠を覺せる論にて、企及ぶべからぬ事なれど、ひとつふたついはゞ、彼書中に、山にはこゆといひ、河にはわたるといふが定りにて、海川に越といふ事はなしとあれど、萬葉卷十二五丁左に、保里延故要等保佐刀麻弖於久利家流伎美我許々呂波和須良由麻之目。是等河に越ゆといふ例ならずや。又卷十一八丁に、淡海海奧白波雖不知妹所云七日越來。是は海に越ゆといふ例ならずや。又もじあまりの句は、あいうおの内のもじある時にかぎれる事なり。西行、慈圓など、此格を犯して、みだりに文字あまりの句をおほくよまれしより、近き世になりて殊に多しといへり。久老考るに、萬葉卷二に、柿本大人哥に、

けころもを春冬片設而幸之うだの大野はおもほえむかも

この第二句、九言一句とせり。此餘あいうおのもじなき八言の句、六言の句等、萬葉集中には多し。又後撰集にも、あいうおのもじなき字あまりの哥あり。たま／＼古今集になきのみなり。宣長の廓を出ぬ輩はとまれ、かの廓を出て見る時は、西行、慈圓は、万葉に法則し、後撰集に准據せるものとすべし。しかれば右の論は宣長が一家言といふべき也。かにかくにもの學せん徒は、先輩の言をたのまずして心にもとむべき也。

○清濁音便

ことしきさらぎ本郷に歸りて在しをり、京師の人、病床に訪來一いひけるは、遠江人の著せる清濁考、近

ごろ印行なれり。見給へりしや。御評いかにといへり。答、彼書はさきに京に遊べるをり、門人城戸千楯手より借りてよみたり。專宣長が古事記傳にいへりし所を主張して、古書を拔出たるものにて、めづらしげもなき書也。宣長が說に協へるを正とし、其說に違へるは古書といへども不正とせり。古へを誣るの甚しきにあらずや。已既に古語淸濁論辨一册を著して、門人御園主計助常言に附託し置り。已が論は古書のみに證せるを、常言のいへるは音便にくづれたる後の物語ぶみまでも、詞には平言音便多けれど、哥には音便なく、濁音なき證もあまたあれば、後の言まで書加へなんとあれば、さるべき事也。猶よく考て書加へてよとて託しおけり。歌は雅言を撰むものなれば、歌に音便は上古も今もなきことなり。濁音の音便の訛音にて、正音ならねば、後の哥とても、必淸音なるべき證は數多有べき也。濁音の音便なるは、ふたぢやわん、よつばしと濁れども、もとぢやわん、ばしと濁る言にはあらず。ちやわん、は。し也。しからば濁音にて正音にはあらず。是に准じて餘も知るべき也。近江の僧海量云、今雅樂家に傳へたる風俗神樂哥を謠ふに、濁音半濁音はなしといへり。又哥を書に、今のひらかなにも濁り點をさすことなきは、元來哥に濁音なき故なるべしといへり。この論、已が考によく符合せり。〔頭書〕久守云、淸濁の事は、古言淸濁考も、父の論もよろしからず。委考あり。」猶考るに、後世とても哥に音便はなければど、ハ。をわのごとく、ひ。をいのごとく唱ふるは、やがて哥にも音便の自然に交り來れるもの也。假字のみだれたるも、この音便よりみだれたるなるべし。譬ば筋向を正音にすちむか。ひ。と唱ふるときは、假字みだるべきにあらず。然るを音便にすぢかいと唱ふるより、すぢ、すじの假字みだれ、むかひ、むかいの假字もみだれたり。上古東人の哥とても、假字にみだれなきは、音の正しかりし故也。故上古は假字を用ふるに、淸濁には論なきことゝ見えて、今古學者の濁音と定むる字を、古書に淸音に用ひたるも多く、淸音と定むるも濁音に用ひたる數多ありて、委しくは分ちがたし。古事記の假字に違へりとて、萬

葉を不正といふべきにあらず。強てこの淸濁音の假字を分むとするは、かへりて古を誣るひが言也といへば、京師人云、吾輩は、君の上古は正音のみにて、濁音なしとのたまへる御說を、こゝろのそこひうべないをれゝば、彼淸濁考は、無益の贅言とおもへれど、その勤たる所は可賞也といへり。實に勤たる所は可賞れど、その無益の事に力を盡せるは、いと／＼惜べし。宣長が鄙を出て他事にかくまで力を用ひば、先輩のおもひ明らめぬめでたき考も出來なむものをといへば、京師人も可惜／＼とて去れり。

門人信野國人藤井春蔭が冠辭考の中を取出て、ひとつふたつ問へるに答へしをぢ／＼。

〇ころも手の大分青駒

是を今本にあしげのこまとよめるは、ころもての言のかゝるよしなし。さるをいぶかしみて、師のましろとよまれたるもいかゞ也。靑と白とをひとつ言の樣に、師は常にいはれしかども、さるは白馬の節にかぎれることにて、他に例なし。馬に靑といふは、白馬のあし毛なるは、靑き色をふくめれば、あし毛の白馬を靑といひ、あし毛なきは赤色をおびたれば、さるをつきげとはいふなり。（つきは桃花いろなり。）もとより白と靑とその色異なれば、大分靑と書て、ましろと訓べき理なし。〔頭書〕久守云、靑馬は靑色ノ馬を昔は奉りし也。後に白馬になりし也。されどよみはもとのごとくあを馬とよむ也。『又大分の二字をまとよまれしも心得がたし。右の一條、師說は惣てしひ言にてうけがたし。かれ久老考けるは、此歌は萬葉十三に出て、三野王を葬れるをりの歌の反歌にて、其長歌に、百小竹之三野乃王金厩立而飼駒角厩立而飼駒、略、何然大分靑馬之鳴立鶴、とありて、反歌に、衣袖大分靑馬之嘶聲云々、と見えたり。この金厩、角厩と書て、にしひがしとよめる書ざまをおもふに、靑もひがしの意に假れる字ならむ。しからば大分の二字も、泰の一字を誤れるものにて、泰は、爾雅に、西風を泰風といふと見えたれば、泰はにしの意に假たる字、さてにしは右、ひがしは左なれば、みぎのうまや、ひだのうまや云々。衣手のみぎひだのうまの云々と訓べし。ひだりをひだとのみいふは、みぎりを右といふに同じ。葬馬を左右に

立たるをよめる哥也。

〇神風のい勢

考に、風は神の御息なれば、神風のいきと　ふ意にて、いの一言につゞけたる詞也とあれど、さてはのゝ助語語に違へり、さることゝならば、神息の風といはではあらぬ語格也。よく味ふべし。四とせ五とせ以前、京師にて日本紀哥解書けるとき、此ことを疑ひておもひけるは、神風は假字神饌稲にて、飯米といふ意にかゝる言にやあらむと、門人長谷川菅緒にかたらひしに、例の奇説ならむといひしかば、人にもいはでもたをりしに、こたみ善光寺に在ける程、門人岡田村小泉好平がいひけるは、彼里人、飯米をけしねといふといへり。是は上世の言の遺りしものにて古語なり。かゝる方言の今も遺れゝば、いよいよ加牟加是は神饌稲なる事うつなきをや。伊勢の國號も飯稲ならむとおぼゆるは、郡名に飯高、飯野など、飯によしあることおほかりけり。いはまくもかしこき大御神の、こゝに御鎮座も、五十鈴の狭長田によしあるべく、豊受大御神の遷座も飯によしありとおぼゆる論は、さきに撥霧集問答打聴といふ一冊を書て、それが中に辨おけり。披て見るべし。

〇いもか髪　あけさゝ葉野

萬葉巻十一に、妹か髪上小竹葉野之。このあけさゝ葉といふ地名、他に見ゆることなく、つゞけさまもおだやかならずおもへりしに、京師の門人城戸千楯がいひけるは、是はあけたか葉野とよむべし。巻七に、夢のみにつきて見ゆれば小竹島の礒越波之しく〳〵おもほゆ、といふ哥も、今本にはさゝ島とよみたり。契沖はしぬ島とよみて、伊勢とすれど、次下の哥に、竹島乃阿戸白波者、〔頭書〕久守云、今本白波とある白は、河の誤と父云へり。といふ哥見えて、近江の國の地名也。しからば右の小竹島も、たかしまとよみて、近江の國とすべき由。是によるに、上小竹葉野も、あけたかばのとよみて、あけたか

ぬといふ意にかゝる詞なるべし。同卷一に、たけばぬれたかねば長き妹か髪このごろ見ぬにかきれつらむか、と見えたり。

〇あられふり　遠津近江のあと河柳

遠江にあと阿をよみ合せたるいかにぞやおぼゆるに、門人御園常言がいはく、日本靈異記に、近江國坂田郡遠江の里とあるを見れば、坂田郡と高嶋郡とは、もと隣れる郡にて、あと川は兩郡に跨がる川にてやありけむ。故に遠江のあと川とも、竹嶋のあと川ともよめるなるべしといへり。

〇しきもあふ

是は師のひが訓なるべきよし、前つ年宣長にかたりしに、宣長己が考をばいたくめでよろこぼひて、その門人にも常に稱美しけるを聞とりて、千蔭が略解にも、眞幸が佳調にも、己が訓のまゝに舊訓をかへたり。その訓は、靡相之嬬乃命乃多田名附柔膚尙乎、柔は和胡とよみて、也八とよむ例なし。劒刀於身副不寐者烏玉之夜床母荒良無所虛故名具鮫兼天 兼今本に魚に作りて、鮫魚の二字にて、さめとよめるはひが言也。氣多敷藻、今本多を留に作りて、けるとよめるはひが言也。相屋常念而玉垂乃越乃大野之云々、かくよむべし。卷十七に、氣太之久毛安布許等安里也等云々、とも見えたり。

〇あさり　いさり

この言の解、万葉二の卷槻の落葉にいひしはまだしかりけり。そもそもいさりはすなどりと同言にて、元來いさなとりの畧語。舊說にいさなを、鯨魚の事として、海にかゝる發語ぞといへど、卷二に、鯨魚取淡海の海ともあるは、湖にしてはよしなくおぼゆれば、鮫魚は必假字ならむとおもひて考るに、不知魚取と書るぞ正字なるべき。さるは萬葉集中、いさといふに、不知の字を用ひたるがおほくて、即いさといふ言は不知義也。なは魚をいふ言なり。可食物な奈と云も、肴なり多可牟奈といふ奈も是。しかればはかり知るべか

らぬ水中に入居る魚を網してとり、或は釣して取るを不知魚捕(イサナトリ)とはいふなるべし。是を又畧きてすなどりといひ、いなはぶき、さなすに轉せり。またいさりといふ。さなノ約さにてとなを畧せり。かくてあさりは、このいさりの對語、あさは不知の反にて、顯出たるをいふ言なり。しからば地上に顯いでたるものを取を、あさりあさるとはいふなるべし。あざやか、あざるなど云あさ也。あざるは紫式部日記に見ゆ。

○麻裳吉(アサモヨシ)　木道

この發語、師說はうべなひがたし。こゝの字の意にて、麻もて作る裳なるべし。萬葉十九、直佐麻乎裳(ヒタサヲモニ)者織服而(ハオリキテ)、とある是也。よは呼かけたる言、しは助語にて、麻裳(アサモ)よ着(キ)といふ意にかゝれる發語也。

○やきたちの　へつかふ

是は萬葉四ノ卷の考、槻の落葉に出せり。今そのかたはしをいはむ。師說に、隔の意にかゝるとあれど、しからば劍(ツルギ)大刀(タチ)と歟、太刀(タチ)の鞘(サヤ)とかいふべきを、燒(ヤキ)太刀としもいへるは、燒といふ言に意あるべき辭也。隔の意にかゝるといひては、燒といふこと無益の言となれり。今の世古學みさかりにおこりて、天の下に古風を唱ふるものも多けれども、万葉に力を用ひ、委く解得るものゝ獨だになきは、いかにぞや。是をしも隔の言にかゝる詞として、舊說に隨ひ聊うたがひなきは、古言を委しく釋むものともおもはで、等閑(ナホザリ)に見過しをるゆゑ也。己が常にいふごとく、すべて舊說にかゝづらはで、自らの心に求むべきなり。さらずは古語を明らむることはかたかるべし。この燒といふ言は、燒刃(ヤイバ)をいひて、へつかふとは双(ヘ)つくといふ意にかゝる言也。倍(ヘ)と波(ハ)は常に通ふ言、つかふはつくの延言也。さてもとの語のへつくは、今ひつゝくといふ言なるを、双付(ヘツク)の意に轉(ウツ)していひかけしは發語の常なり。猶委しくは四卷別記にいひつ。

○たくふすま　しら山風
しらきの國

是も栲布の衾の白きといふ意にかゝる發語なるよしいへれど、しからば栲の穂とか、たくづぬとかいひて事たりなむを、衾としもいへるは無益の言にあらずや。故考るに、しらとは領の字の意にて、卷の十六に、商變領爲跡之御法有者許曾吾下衣變賜米。卷の十に、吾衣於君令服與登霍公鳥吾乎領袖爾來居乍。この領の字を書るをもておもふに、しらきへつゞけたるは領着の意なるべし。又卷十四に、たくふすましら山風のねなへともころかおそきのあろこそえしも、とあるは、栲衾は領着て寐ざれども、子等が襲着のあるがよきといふ意にて、領といふ意と聞では、しら山風のねなへどもといふつゞけ、いかにとも心得がたし。かくてぞ衾といふ言用あるにあらずや。

○こもまくら　高はし過
高みむすび

是も舊說に、以蔣爲枕高之眼目、故欲言之始有此言乎。と釋紀にいへるによりて、高きにつゞく言とのみいへるは、蔣といふ言、無益の言となれり。木枕にても、手枕にても、眼目は高くすべければなり。是もたかねといふ言にかゝる言也。たかねは束ねの古言。卷一、卷五に見えたり。蔣は取束ねて枕とすれば也。

○こもりくの　はつせ

師說に、隱り國なりといはれしかど、山隱れる所もおほかるに、泊瀨のみに冠らせたるも疑しく、亦倭姬命世記には、許母理國志多備之國、ともつゞけたれば、異意あらむとおもひて、集中を考ふるに、卷三四十五丁、吾大王者隱久乃泊瀨乃山爾神左備爾伊都伎坐等。同四十七丁、隱口乃泊瀨越女我手爾纒在玉者亂而有不言八方。同同丁、河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾似人母逢耶。同四十八丁、隱口能泊瀨之山之山乃

際爾伊佐夜歴雲者妹鴨有牟。巻七四十一丁、隱口乃泊瀨山爾霞立棚引雲者妹爾鴨在牟。同丁、狂言香逆言哉隱口乃泊瀨山爾廬爲云。同廿六丁、隱口乃泊瀨之山丹照月者盈昃爲焉人之常無。右等の哥をつら〳〵考れば、泊瀨は上古の葬所にて、山城の都の鳥部山の類としられたり。又巻十六に、事之有者小泊瀨山乃石城爾母隱者共爾莫思吾背とある石城は、巻五に、石木をも問さけしらすとあり。岩がまへの陵墓をいふ言にて、城はみさゞきの伎に同じ。取圍む所を言也。石城にこもるとは、死して葬埋せらるゝを云也。此歌の意を上の哥どもに引合て考れば、隱口は隱城の轉語なるべし。久と支と常に通ふ。さて泊瀨にかゝるは終といふ意につゞけて則墓也。俗言にはかゞゆく、はかどらぬ、又哥調に、いつくをはかなといへるも、終處の意なるなどをおもふべし。又倭姫命世記のしたひにつゞけたるは、下部の意。部は備とも倍ともよむ例也。下部は、萬葉五の巻の古日が死をかなしめる。哥に、之多敝の使於比豆とほらせと見えて、地下黄泉を云也。かくおもひさだめて後、古事記輕皇子の御歌に、このことのいでたるをもおもふに、ともに葬地をの給へる言とおぼしきなり。猶委しくは、萬葉四巻解の別記にいへり。〔頭書〕久守云、輕皇子御歌は、古事記允恭天皇段、こもりくのはつせのやまのおほをにはゝたはりたてさをゝにはゝたはりたておほをにしなかさだめるおもひつまあはれ、つくゆみのこやるこやりもあつさゆみたてりたてりものちもとりみるおもひつまあはれ。又こもりくの波都勢の加波のかみつせにいくひをうちしもつせにまくひをうちいくひにはかゝみをかけまくひにはまたまをかけまたまなすあかもふいもかゝみなすあかもふつまありといはゞこそいへにもゆかめくにをもしぬはめ。』

○餞

餞をうまのはなむけとよむ。土佐日記に、船路なれど馬のはなむけすとありて、諸註、馬の鼻をかなた

にむけしむるをりの宴なりといへど、萬葉卷十六に、馬にこそふもだしかくもの牛にこそ鼻繩波久例、とありて、牛には鼻をむくともいふべきを、馬に鼻といへるはいかにぞや。またたゞ馬の鼻むけといひて、宴する事といへるも言たらず。是は驛の初に設する事也。初をはなといへるは、上にもいへるごとく、萬葉十九卷、うの花をくたす霖雨の始水爾、とある始水を、今本にみつはなとよみたるはな也。かさはな、汐はなのはなも同じ。むけ、設はひとつ言にて、むけは備ふる意、みけむかふなどいへるも、御饌に備ふる意也。饌飲を設備て饗するをいふ言なれば、則饌宴なるをしるべし。

〇刈婆加

萬葉四卷、秋の田の穗田の刈婆加香緣相は、卷十にも、秋田吾刈婆可の過去者雁鳥之喧所聞冬片設而とあり。田中道麿が說とて、尾張美濃などにては、田を刈にも殖るにも、いくはかといふ言ありて、たとへば三人して三はかに殖、五はかに殖、或は五人して三はかに殖などゝいへり。さて其一はかは三人にもあれ、五人にもあれ、男女打まじりて殖も刈もするゆゑに、かよりあふの序とする也といへり。この說、右の哥どもにては、さも有べく聞ゆれど、卷十六に、天爾有哉神樂良能小野爾茅草々刈々婆可爾鶉之立毛、とあるは、さる意とも決定がたし。又卷十四に、信野道はいまの波里道可利婆爾あしふましむな久都波氣わかせと、見えたる刈婆爾は、やゝ同じ言なるに、いよゝ上の意にては心得がたし。今この哥によりて考るに、刈はねは新に墾し道に、木艸或は細竹などの根の殘り立るをいふ言なるべく、その刈婆は鎌をいひて、卽鎌は刈双の畧語とこそ覺ゆれ。麻と婆と相通ふ古言の例は、三卷解耶麻登の別記にあり。さて刈婆加の加は處をいふ言にて、あらか、すみか、其處此所のかもこも、所をいふ言なり。鎌入る所をかりはかといひ、刈殘せる根をかりはねとはいへるなるべし。故稻にても、萱にてもいふべき也。かくてこゝに加緣合の序とせるは、鎌入べく熟る

稲穂は、片よりによりあふものなれば、しかつゞけたるなるべし。

○あし曳の　やま

萬葉四ノ卷別記に出。

○浦回　磯回島曲

このこと、師は和と訓れ、宣長は廻とよみたれど、萬葉集中に、和とよめる例も、廻とよめる例もなし。すべてみと訓べき也。たま〳〵方とよむべくおもふは、磯未、浦末と書る所あるのみなり。こは未を末に誤れるにて、今本の訓はひがこと也。また卷十五に、伊蘇乃廻由とあるは、石の間にて回の意とは別也。其證は、卷三に、礒前榜手回行者とありて、回を美の假字に用ひたり。又四に、稲日都廻浦箕乎過而など、猶委しく万葉四卷別記にいへり。

○あまさかる　ひな

是は天に放りまします日といふ意にて、ひの一言にかゝる發語也。神后紀に、天照大御神の宣ましゝ大御言に、天離向津姫と宣ましゝは、即日の御ことなるをおもふべし。

○みけむかふ　きのへ

是は區志考に擧たり。大御饌に備ふる區志といふ意につゞく言也。區志は酒の古名、久志の約め幾也。むかふは備ふるといふ意にひとしく、手向のむけに同じ。

○著むかふ　なせ

著備ふえなといふ一言にかゝれり。なは魚にまれ、菜にまれ、食ふものをいふ。肴より出たる言也。萬葉三卷解の別記名ぐはしの條に、いひしを見るべし。

○なまよみの　かひの國
○うちよする　するか
○さくゝし呂　五十鈴
○しゝくしろ　よみ　うまい

右の四條は、區志考に出して委しくせり。猶おほかれど、萬葉考槻の落葉にすき／＼いへれば、めづらしげもなきは省けり。

○見常衣

門人小泉好平が問けるは、萬葉卷十二に、希將見君乎見常衣左手之執弓方之眉根掻禮。この哥、曾は留にて結ぶ例と承りつるに、禮とととぢめたるはいかにといへり。右は宣長が詞の玉の緒にも、手仁遠波違へる哥の中に出せり。宣長皇朝學の達人といへども、萬葉においてはいまだ盡さず。是は第二句を見常衣とよむべし。下をとゝ受るは躰語より受る例なれば、見はみとよむべき也。常は登古の訓を假れる也。こそは禮ととぢむる格なれば、右の哥手仁波違へるにあらず。今本の訓の誤れるを、等閑に見過していへるひがことなり。

○阿由　志太

豐後國佐伯の書生柴田三滿の己がもとに在しとき、予が齒の拔たるを見て、先生お齒があえましたなどいへり。おのれとひけるは、あえたとはいかなる意ぞやとゝひしかば、三滿がいひけるは、西國にて菓の類の梢に在るを落し取るをあやすといひ、おのづから落るをあえるといふ。すべてものゝ落こぼるゝをいふといへり。是古言也。今血をあやすといふも、こぼるゝ意也。萬葉卷十八に、橘の哥、阿由流實

は多麻にぬきつゝ手に纒て見れともあかす云々。とあるは、落たる實は玉に貫手に纒也。又卷八に、安要奴かに花咲にけり、とあるは、こぼるゝ程に花咲たる也。又卷十に、水草の花の阿要奴蟹云々。是も上に同じ。源氏にあえかに見え給ふとあるも、愛のこぼるゝやうに見ゆといふ意と見て聞ゆめり。方言には古言の殘れるぞ多き。さきに二男正睦の病る時、難波に連行て、門人土佐の國人小松親枝の療治をうけしをり、その藥の書付に、この丸藥寐しだに用べしとありしゆゑ、しだとはいかなる意ぞと問ければ、土佐の國にては行しだ、來しだ、寐しだなど云といへり。是はこの方にて行しな、來しな、寐しななどいふ言也。雅言にゆくさ、くさなどいふさも、此しだの約言なるべし。あしたといふもあけした也。そのしだをつゞめてあさともいへり。した、しなの通ふ例は、はだすゝき、はなすゝきの例あり。上かきつばたの條にいへり。しだは古言也。萬葉卷十四二十二丁に、とほしとふこなのしらねにあほしたもあはのへしたもなにこそよされ。同卷に猶あり。卷廿にも、ひなくもりうすひのさかをこえしだに、とあるも越しなに也。

○中やま　さやの中山　象の中山　吉備の中山

門人甲斐國早河廣海云、右等の中山は長山なるべしといへり。中と長と同言なるよしは、己既に清濁論辯にあげつらひおきつ。その證は雄略紀に、中蒂姫の皇女、更名ニ長田大娘皇女ニと申よしいへり。蒂を今本にしとよめるは誤也。へたのへを省ける言にてたとよむべし。しからば中蒂長田全同言也。長のか、上古は清音なる證とすべし。長く横たわりふせる山をいふならむ。古今集に、横ほりふせるさやの中やま、とあるもて、他もおしはかりしるべし。

○中まな

萬葉卷十四、信濃國水内郡の哥に、中麻奈爾うきをる船のこきてなはあふことかたしけふにしあらずは、

といふ哥あり。舊說に、麻奈は眞砂子にて、今の河中島をいふならむといへれど、まな子に船の浮をるべきよしなければ、いかにぞやおもへりしに、彼國人小泉好平がいひけるは、こは水内郡に中俣といふ村あり。そこなるべしといへり。俣麻那のたとなの通ふ例は、上の條にいふがごとし。さてその地は、千隈川へ犀川とすゞばな河の流れ落る河股なり。是も長股なるべし。今も上古船を繋し木ぞとて、大樹の株の殘れる村の內にありといへり。

　○山とりのを呂のはつを

萬葉卷十四に、

　夜麻杼里乃乎呂能波都乎爾可賀美可家刀奈布倍美許曾奈爾與曾利雞米。

此哥、舊說に、魏時南方獻二山雞一、鑑レ形而舞といふことあれば、その古事をよめる哥といひ、はつをは最末尾也といへども、末尾にいかで鏡をかくべき。すべて舊說はおしあての强說也。久老考るに、十四の卷は、師說の如く、岡本の宮の末、藤原の宮の初めころの哥と見えて、其證、集中にこゝかしこに見ゆれば、いとふるきを、その頃都人の哥にも、から國の故事などよめるは、をさ／＼なきを、まして東の國人の哥に、さる故事よむべくもあらず。師はその頃京師人の東に下りをるがよめるなるべし、と舊說をたすけられしは、異なる考もなかりしなるべし。近ごろ畧解といふものに、或人の說とて、山鳥の尾呂の鏡とは、山鳥の尾に光あるをいひて、下の刀奈布倍美を、とらふべみの誤にて、山鳥の尾の末の光を見せて、人をたぶらかすをいふといへるは、いと／＼うきたる說にて取に足らず。尾に光明あるをいかで鏡かけとはいふべきや。古學者の萬葉を解得ぬ可レ憐可レ歎。右の哥は、初めの二句はゝつをといひ出む料の序也。はつをは終の尾にて、墓をいふなるべし。はかといふも終處なるべし。今の言にはかどらぬ、はかゆきがせぬ、又哥にいづくをはかなどいふも終處也。その終をはつといふは、上に委しくいへるご

とく、こもりくのはつせとかゝる發語は、隱城之終とかゝる言にて、墓をいふ事なり。こもり城は、十六卷に、事しあらは小はつせ山の石城にも隱らはともになもひそわがせ、と見えたり。隱城、岩城の城は、奥津城、みさゝきなどいふ城也。幾を久に通はせて、こもりくとは言なり。さて墓所に鏡を懸る事は、上古のならはしにて、豐國の鏡山、河内王を葬れる墓也。山科の鏡山天智天皇の御陵也。などいふも、墓に鏡をかけしより名におへるものなるべし。大和國成務天皇の御陵をも、今猶鏡山といふといへり。となふべみは兒屋根命の故事になずらへて、祝詞となふるをいふなるべし。すべて上古の葬儀は、いはまくもかしこけれども、天照大御神の岩戸ごもりのをりの神事にならへる事おほし。さるは大御神の岩戸を出まして、再世を照しましゝことの如く、再世に出まさむことをねぎいのれる上古のならはし、儒佛の説にまよはされぬいにしへの人情をおもひ明らむべし。しからば右の哥は、墓處に鏡かけて祭らるゝまでも、他に心を移さず、海にこそ心をよすれといふ意ならむとおぼゆるは僻説にや。識者のさたを俟ものなり。

○かまく

萬葉卷十六に、

端寸八爲老夫之歌丹太欲寸九兒等哉蚊間毛而將居

さきにこの哥の註に、日本紀皇極紀に感をかまけとよみしによりて、感服して居らむといふ意ならむといひしに、善光寺の邊にて迷惑がるといふやうのことを、かまけるといへり。是古意にて、右の哥、其意にてよく聞えたり。おなじ國内ながら、上田邊にては働くやうの事をかまけるといへるは、古意にたがへり。

○蒸被　爾胡也我下

これを萬葉集今本にあつぶすまとよみたるは、火氣上行也と字註のあれば、熱き意にてしかよみつるなるべけれど、こは古事記に、阿夜訶岐能布波夜賀斯多爾牟斯夫須麻爾胡夜賀斯多爾多久夫須麻佐夜具賀斯多爾とあれば、蒸は牟斯と訓べきに決れり。さてこの言の意を考るに、まづ古事記の哥の阿夜訶伎は綾垣にて、幔帳壁代の類をいふなるべし。細垣といふ稱これに似たり。牟斯夫須麻は莚被にて、下に引敷被也。莚は身代也、敷に同じ。代は多久夫須麻は上に襲着る衾なるべく、おもふよしあり。さるは古事記の哥の注にも、又萬葉十四、多久夫須麻志良夜麻可是能宿奈敝杼母古呂賀於曾伎能安呂許曾要志母、といふ哥にいへるを併せ見るべし。栲衾新羅とかゝる發語を、栲の白きとつゞく言と、師はいはれしかど、しからば栲の穗、或は栲布といひて事足なんを、衾としもいへるは、たゞ白きにかゝるのみの發語ならぬを知べし。古言はしかえうなき言をいふものにあらず。この新羅冠らせたるも、支と着の意あり。又卷十四なるも、子等が襲着といふ言に意あるを按べし。猶志良といふも領にて、着をいふなるべし。かくおもひて後立かへりて、かのあつぶすまと訓るをおもふに、是も古言の残れるものにして、上つ衾なるべし。上を阿と約る例あまたあり。即莚衾に對へるの名にこそ有けれ。さて今本に、次の句を奈胡也我下丹とあるは誤なり。集中柔の字を爾岐、爾胡とよみて、奈胡とよむ例ひとつもなきに、卷二柔膚とあるも、必爾胡波太なるべきなり。まして古事記に、爾胡也とあれば、奈は爾を書ひがめたるものなるを、おもひあきらめてよ。下は裏の義なるよしは、卷十六竹取翁哥に、下咨を裏咨と書るを打かへして心得、卷二天雲之五百重之下丹とあるも、裏なるを知べし。猶この言は、竹取翁の哥の解にいへるをも見るべし。

○みあれひく

村田春海とひけらく、みあれひくといふこと、順朝臣の哥にも、俊成卿の哥にもあれど、其義わかりか

ねがたし。本居にも聞しに分明ならず候也。御説いかゞ。〔頭書〕久守云、貫之集、あれひきに引つれてこそ千はやふるか茂の川波うちわたりけれ、とあり。あれとのみいへるめづらし。』久老答云、まづこれをみあらとよむべきか。禮の字をレの假字とのみ世の人心得れど、ラの假字に用ひたる例、萬葉中に所々見えたり。是は漢音レイなれば、レの假はもとよりにて、又呉音ライなれば、ラの假字にも用ふべき也。さるはあら禮松原、つふ禮石、さゝ禮石、さゝ禮荻の類の禮は、みなラとよむべき也。〔頭書〕久守云、禮は盧啓切也。』その訓の例證萬葉四の卷別記に悉く擧おけり。さるを禮をレとよみ來りしより、禮と羅の訓の混し事あまたありて、和名抄にも混じたる事見えたり。さて延喜式加茂祭の條に、下社上社松尾社別阿禮料五色帛各六疋、（下社二疋、上社四疋、）盛二阿禮一料筥八合、（下社三合、上社五合、幷方一尺六寸、）云々。明櫃四合、（已上官物。）又一國韓神三座祭條、荒筥八合。又二、鎭魂祭條、麁筥一合。又三、御禊條、麁御服一具料布二段五色薄絁云々。右に所引の麁筥、麁御服（アラミソ）。又三代實錄宣命に、加茂齋院を奉らるゝ事を、阿禮鳥等（アラヲトメ）咩止奉（タテマツリ）給（フ）といふ言あり。是等を合せ思ふに、あらは明白清淨の言にて、明（アカラ）の略語也。しからば是は伊勢にて明衣（ミヤウエ）といふ物にて、朝廷にて齋服といひ、加茂にてはみあらといふなるべし。齋院をあれをとめといふをもて、あらは齋の意なるを知り、齋服を伊勢にて明衣と云にて、あらは明白（アカラ）の略語なるを知れり。さてこの祭は、神祇令云、一月齋爲二大祀一、三日齋爲二中祀一、一日齋爲二小祀一、とありて、加茂祭は中祀にて、午未申の三日也。その初の午日みあら也。しからばその日。明衣を下上社、松尾社に奉り、神人氏人まで齋服を着なれば、これを分配するを、みあれひくとはいふなるべし。ひくとは今の世盃をひくなど云ひく也。〔頭書〕久守云、大和物語に、流るともなにとか見えむ手にとりてひきけん人のぬさとしるらむ云々。古今集に、大ぬさの引手あまた、とよめるなど、ぬさは拔麻（ヌキアサ）の略語なるべし。』京師にては、今も朝家の官服

をはじめ、下々の衣服もこの祭の口より夏の服にかふるは、是が故なるべし。右にひける麁菅のあらは、明櫃の明にて、明白淸淨の意也。また明櫃の明は韓櫃といふからと同義なり。からとあらとひとつ言なる證は、古事記に、虵の韓鋤といふを、日本紀には虵の荒正とあり。もとあからまさひといふ言なるを、古事記には、アトマとを省き、日本紀には、カとヒを省けるもの也。あからはもと明白淸淨の意なるを、一轉してよろしきものをいふ襃詞となれり。このからといふ言に三くさ有。からあゐ、からもゝなどいふ類のからは、彼土より渡りこし物をいふなり。から玉、から衣、から櫃などの類のからは、あからの略語、明白のほめ詞也。から梶、からさを、からかさの類のからは、からくりのからにて、撥發のあるをいふ也。

名古屋のさとに物して、歌よみふみときてあそびけるほどに、父のかきのこしおかれし信濃漫錄槻の落葉を、友だちのすゝむるによりて、板にゑらすとてよみてそへける。

ちりのこる槻の落葉をかきつめつ色ありけりと見ん人も哉

文政元年十月　荒木田久守

槻の落葉信濃漫錄 終

前暁晴翁撰
松川半山畫

全部五冊

蒹葭堂雑録

攝都書肆
五書房合梓

緒言

夫學做詩學做賦學詠和歌而雖欲成名於天下非由此而識字由此而明義由此而知聖賢之道可至此道難焉先哲皆以明經爲最末文學也宜哉蓋此書所載者吾邦所有之靈社异塲珍說奇談所見聞之及所口碑之傳擧而成編也實蒹葭堂之賜而書肆文斛堂之成功也閲者或誹謗此書而謂不是用歟然天下之支是中有非非中必有是無全是無全非也因是見是被叫風雅奇人者必讀了此書豈謂無于小補哉

竹敷

蒹葭堂雜錄概略

蒹葭堂遜齋翁は浪花一奇の人たる事、世に普く知ところにして、四方の旅客當津に遊ぶ者、此を訪はずといふ事なし。さる程に海內の國々において知己あらずといふ事なく、其數擧て枚ふべからず。故に其遠近より、産物の稀品を贈り、或は圖をうつし、其餘奇談珍說何にまれ見聞の珍らしきは、悉く告來るをもて、書翰の往復毎に繁く暇日さらに有ことなし。されば其家に藏する書翰繪圖或は自ら見聞の筆記等、今尙櫃に充滿せり。一日當時の蒹葭主人四代目吉右衛門予に語て云く、先々よりの書畫筆記、疎にせず祕藏せり。さりながら吾年來思ふに、其多かる中には必らず家に祕をきて益あるもの、或は世人に見せて慰めとなるべきもの、將益なくして反古となすべきものも、無にしも非ずかし。然れども我活業に事繁くして、これを調ぶるの暇あらず、空しく月日を送りぬ。足下幸ひに老の慰みかた〴〵撰み給はゞ、こよなきわが悅びなりと、只管の賴みに任せ、殊に好めるわざなれば、五月雨降そゞく徒然。彼もとにいたり取出させ、其あらましを差別なす折から、書肆文魁堂の訪ひ來りて、此ありさまにいちはやく、其珍らしき事どもを梓にものせんと、主人をすゝめ予に談ふ。實其趣向もつともなり。されば其志あらんには、凡天地人事の部をわけ、次列をも糺して後、然るべしと諭するに、書肆の風にて唯其遲々するを好まず、片時もはやく刻せんことをはかるのみなるに、制しがたくて其意に應じ、手にあたるまゝ分

たるを、直に寫しつゞけて草稿をなし與へぬ。されば木に竹を繼たるごときの事あり。又年歴の前後たすものあり。見容其杜撰を見許し給ふべし。且享和年間より後なるものは、二代兼葭堂石居の、たくわへる所なり。是亦あやしむべからず。原來予が撰集などしるさんは、おこがましきわざなれば、數固辭といへども、書肆の許さずして、終に畧名を書添るにこそ。

安政三年辰水無月　　暁晴翁誌

蒹葭堂雜錄總目錄

○壹之卷

○二之卷

蒹葭堂雜錄卷之壹

浪華　前鐘成　曉晴翁撰

○蒹葭堂名は孔恭、字は世肅、又巽齋、遜齋とも書、木村氏、小字太吉郎、家名を坪井屋と號す。其初堀江に居住し酒造を業とす。一時庭中に井を穿に不圖蘆根を得たり。是則ち浪速の蘆なり。是よりして蒹葭堂と號すとぞ。中頃船場呉服町に移住す。世肅幼きより物産に心をよせ、珍奇の藥物を初め、古器地圖、金石の碑文、古人の書畫、經史、詩文、諸の書籍を集、萬端あらずと言ことなし。原來博學にして書を好みて能す。しかれども榮燿放蕩の所爲にあらず。實に無双の奇人といふべし。今尙家に自筆の遺書あり。こゝに寫して其傳を詳にす。且肖像を縮圖し、所藏の木猪を摸寫し、幷に記を著し、雜談淸話の一とする事爾り。

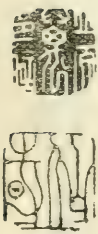
○巽齋翁遺筆

余幼年ヨリ生質軟弱ニアリ。保育ヲ專トス。家君余ヲ憐テ草木花樹ヲ植ルコトヲ許ス。親族ニ藥舖ノモノアリテ、物産ノ學アルコトヲ話シ、稻若水、（物産家中興、名宣義、）松岡玄達（字成章、號ニ恕菴ニ、平安人、以ニ物産學ニ繼ニ若水ニ而興、）アルコトヲ聞ケリ。十二三歳ノ頃、京師ニ松岡門人津島恒之進、（名久成、字桂菴、號ニ彭水ニ、又如蘭軒、受ニ業松岡先生ニ、越中高岡人、法橋津島玄俊弟宜々リ）松岡學物産ニ委コトヲ知リ、コノ頃家君ノ京遊ニ從ヒ、始テ津島先生ニ謁シ、草木ノ事ヲ問フコ

嗟乎是天下著名蒹葭木
世肅之長取世用之沒後
世無斯人矣博物多識情
誼淳厚人之稱讚不容于口
天下讚之之焉用經兩余

嘗西遊交誼凋傷世肅
相識甚親不億今為多
圖殊以色余家人泥墨
文雅聲光之華與有心得永
存交情

文化十一年甲戌七月
友人水戸翠軒老人
立原萬誌
時年七十一




徹山謹寫

ト一會、翌年余十五歳、家君ノ喪ニアイ、十六歳ノ春余家母ニ從テ京ニ入、再津島氏ニ從學シ門人ト成ルコトヲ得タリ。之ヨリ屢書ヲ通ジ物產ノ說ヲ聞キ、津島氏モ毎歳浪華ニ下リ本草ノ會アリ、數出會ス。寶曆四年甲戌津島氏客中ニ卒ス。同社戸田齋、（號ニ旭山一、備前人、）江戸田村元雄、坂上〻、（號ニ藍水一、）平安直海元周（名龍、越中人、）ナド、書ヲ通ジ考索ヲ事トス。近キコロ平安蘭山（小野希博、字以文、）ニ從テ、益名物ノコトヲ究ム。齋藤彥哲モ親ク交ルコト得タリ。

余五六歳ノ頃ヨリ頗ル畫事ヲ解、我卿ノ大岡春卜狩野派ノ畫ニ名アリ。因テ從テ學ブ。春卜嘗テ芥子園畫本ニ倣イ明人ノ畫ヲ摸寫シ、明朝紫硯ト云彩色ノ繪本ヲ上木ス。余コレヲ見テ始テ唐畫ノ望アリ。頃家君ノ友人ノ家和州郡山柳澤權太夫、（郡山公族、始名下野、名柳里恭、字公美、號淇園、幾内ノ雅伯ナリ。南郭集ニ郡山柳太夫ト云コレナリ。）毎々客居ス。因テ友人ニ托シ柳澤ノ畫ヲ學ブ。然ドモ郡山ニ從學スルコトエズ。紛本ヲ學ベリ。十二歳ノ頃、長崎ノ僧鶴亭ト云人アリ。浪華ニ客居ス。長崎神代甚左衛門、（熊斐、字淇瞻、號ニ繡江一、沈南蘋ノ門人ナリ。）ノ門人ナリ。始テ幾内ニ南蘋流ノ弘タルハ此人ニ始レリ。（名淨博、字惠達、號鶴亭。今改名淨光、字海眼、黃檗寺中紫雲院住職ナリ。）余從テ花鳥ヲ學ビ京ニ入リ、池野秋平、（池載成、字無名、號九霞、號大雅堂、平安人。）ニ從テ山水ヲ學ブ。コノ頃交友甚多シ。余十一歳ノ比、親族兒玉氏、片山忠藏、（片猷、字孝秩、號北海、越後新潟人、宇明霞先生門人。）ノ門人タルヲ以テ、余ヲ引テ名字ヲ乞。片山余ガ名命ジ、名鵠、字千里トス。其後片山氏京ニ住ス。余十八九歳ノ頃、片山氏再浪華ニ下リ立賣堀ニ住ス。余從テ句讀ヲ受ク。四書六經史漢文選等ヲ讀コトヲエタリ。此後數々京ニ遊ビ、片山氏同門梅莊禪師、（顯常、字大典、慈雲庵ノ長老ナリ。）相國寺ニ謁シ、岡太仲、谷左沖、伊藤惣次、淸田文興、江村傳藏、良野

平助、篠三彌、林周助、芥川湯軒、龍彥次郎、山脇、香川、後藤ノ先輩ニ交ルコトヲ得タリ。余嗜好ノコト專ラ奇書ニアリ。名物多識ノ學、其他書畫碑帖ノコト、余微力トイヘドモ、數年來百費ヲ省キ、收ル所書籍ニ不足ナシ。過分ト云ベシ。其外收藏ノモノ、

本邦唐山金石碑本、本邦古人書畫、近代儒家文人詩文、唐山人眞蹟書畫、本邦諸國地圖、唐山蠻方地圖、草木金石珠玉蟲魚介鳥獸、古錢、古器物、唐山器具、奇ヲ愛スルニ非ズ、專ラ考索ノ用トス。蠻方異產。

右ノ類アリトイヘドモ、ミナ考索ノ用トス。他ノ艷飾ノ比ニアラズ。

余平生茶ヲ好ム。酒ヲ用イズ。烹茶ハ京師賣茶翁親友タリ。故ニ其烹法ヲ用ユ。老翁ガ茶具、余ガ家ニアリ。抹茶モ好デ喫ス。彼茶禮ノ暇ナシ。

余幼年ヨリ絕テ知ザルコト、古樂管絃、猿樂俗謠、碁棋、諸勝負、妓館聲色ノ遊、總テ其趣ヲヱズ。況少年ヨリ好事多端暇ナキ故ナリ。勝ヲ好マザルハ余頤養ノ意ナレバナリ。余弱冠ヨリ壯歲ノ比マデ、詩文ヲ精究ス。應酬ノ多ニ因テ贈答ニ勞倦シ、況才拙ニテ敏捷ナルコトアタハズ。大ニ我胸懷ニ快ナラズ。交誼ニ親疎アリ。陳アルヲ覺フ。幸不才ニ托シ、限テ作爲セズ。偶興ノ到ニアヘバ、佳句ヲ得バ快樂ノコトヽス。

寶曆六年丙子余廿一歲、森氏ヲ娶ル。生質微弱ニシテ、余ガ多病ヲ給スルニ堪ヘズ。況十年ヲ歷トイヘドモ、一子ヲ產セズ。故ニ家母甚コレヲ愁。明和二年乙酉家人ニ命ジ、一妾山中氏ノ女ヲ娶給仕セシム。妻森氏ト和好ニテ妒忌ノコトナシ。山中氏モ侍婢トナリ、敢テ當夕ノコトニ非ズ。三年ヲ歷

テ、妻森氏、明和五年戊子冬一女ヲ産ス。（幼名ヤス、安永三年甲午六歳痘夭。）又明和八年辛卯一女子ヲ産ス。（幼年スヱ、無恙生長ス。）山中氏ヨリ妻ノ微質ヲ助ケ、二女ヲ憐愛ス。故ニ妻妾反更和好ニシテ嫌悪ノコトナシ。家事ヲ勤儉シ、小女ヲ養育シ、數十年ノ閑居ニテ、余ト小女妻妾ノ外一小婢ヲ仕フ。家内五名ノ外ナシ。故ニ來賓多シトイヘドモ、禮節饗應ヲナスコトカタシ。

世上名本分士農工商アリトイヘドモ、余微質多病ニシテコレニ堪ヘズ。故ニ父母ノ遺業ニテ頗文字ヲ知ル。實ニ昇平ノ一樂ナルベシ。然ドモ世上游惰放蕩ノ徒、文字ニ托シ一種ノ無頼漢多シ、余ガ愧ル所ナリ。因テ閑居ストイヘドモ、名物ノ學ヲ精研シ、不朽ノ微志アルノミ。

余家君ノ餘資ニ因テ、毎歳受用スル所三十金ニ過ズ。其他親友ノ相憐ヲ得ガ爲ニ、少文雅ニ耽ルコトヲ得タリ。百事儉省ニアラズンバ、豈今日ノ業ヲ成ンヤ。世人余ガ實ヲ知ラズ。豪家ノ徒ニ比ス。余ガ本意ニアラズ。

右は一幅の裱褙となし、家に秘藏する處なり。

蒹葭堂嘗て蜜柑酒を醸す。一時舶來の清人に贈る。彼國において大にこれを賞美し、賛詞を述て報す。實に家の譽といふべし。其文を寫し次に出す。

蒙
賜橘酒業已咨人可沾嘗其味有江南之
福貞酒之風福貞酒用福橘女貞子二味
釀成但色渾而味濁故有不及又似乎浙
江之狀元紅然狀元紅無福橘之馨香又無
此橘酒之清潔維揚州葡萄酒稍有彷
彿其葡萄酒着名已久無人不知其美者
唐詩有葡萄美酒夜光杯之句但葡萄
酒雖清潔稍似惜其味帶酸終不若今
之橘酒醇香清美真絕世無復上佳釀
也弟等叨在愛下將来回棹之船備家給
賜帶往唐山諒無不人人爭羨也爾此謹
覆並申謝悃

諸名另具

蘇州程赤城
山西張兵逵
蘇州彭飛參
杭州朱蒼岩
全　許容光
山西崔輝山
松江程劍南
蘇州馮聲遠
雲間顧舒長
山西王東山
福建黄永泰
廈門龔允謙
杭州汪竹里
湖州周玉祿

賣茶翁ハ西肥肥前国
蓮池の人也姓ハ柴山氏諱ハ
元昭月海と号ス早年より
薙髪して禅を学びて
黄檗山に上ル然れども
世の修行を好まずに
あられして後に寺を遁れて
茶を売て飢を助く凡春ハ
花によしあり秋ハ紅葉におもむき
所をえらんで自ら茶具を荷ひて到る
席を設けて客を待洛下風流の徒
よろこびて其所にたどりされば儀程なく売茶の
名高く世に聞ゆ中自ら氏を改めて高と号ス名ハ
称かしと云て宝暦十三年癸未七月十六日没ス寿八十九



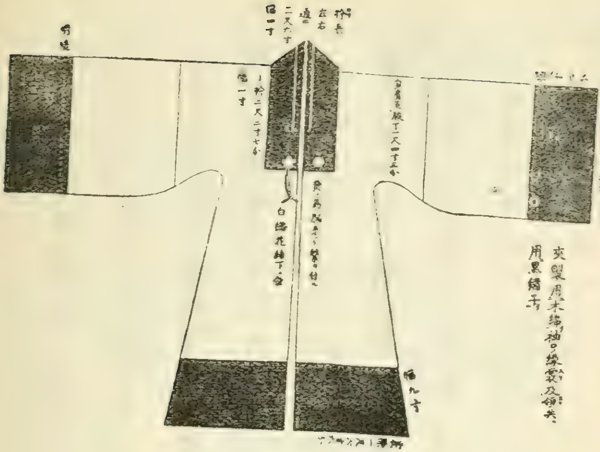
賣茶翁畫記

貴者君子之器也。富者豪家之器也。學行得貴之道也。勤儉得富之道也。有人徒知富貴可悅、而終日營々未得所望、學行勤儉有既修雖未得富貴、猶有名利從身有誠信令然也、今於賣茶翁有感、余友谷田氏應蒹葭翁之需而寫此圖焉、畫中無一點俗氣、高尚之氣動於紙上、雖筆墨之妙亦骨相令爲也、余少年時聞長老談、翁好茶去今四十年、翁一匹夫非有子孫。門生傳其佚、而世人好之、至圖其像誠信故也。

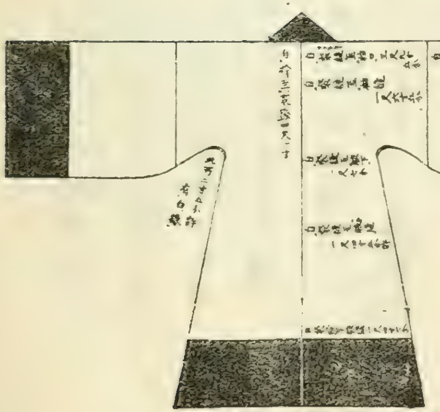
寛政九年秋七月

江州日野外池義府記

鶴氅衣之圖 明人僧所製 小野田東川所蔵

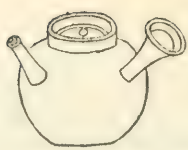


同後之圖



心越禪師名は興儔、明の浙江金華府婺郡浦陽蔣氏の子なり。壽昌無明禪師の法嗣にして、始は杭州の永福寺に住職せしといへども、明末の兵亂を避て、吾邦延寶九年に投化して後、天和元年東武に至り、元祿五年常州水戸岱宗山天德寺に住職す。同八年九月晦日遷化す。行年五十七歲。水戸に於其舊地を佛刹とし、壽昌山祇園寺と號す。禪師をもて開山とす。壽昌の一派吾邦に傳承する初なり。禪師嘗て書畫を善し、七絃琴を彈ずるの妙手なり。

○煎茶に用ゆる「キビシヤウ」といへる器を、高芙蓉の撿出して大雅堂に語られしが、殊に歡びて是を同志の徒に知しめんとて、其事を上木し弘められしとぞ。風流の深切といふべし。



急燒 又名亙興鑵

右見清人呉成充船中饗和客

金右衛門八僊卓式記

高芙蓉撿出

右 次て丙子冬十月、大雅堂印施と有。此丙子は寶暦六年にして、大雅山人三十四歲、高芙蓉は三十五歲の時なり。

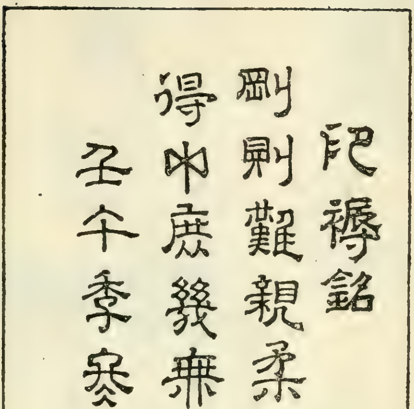
芙蓉名は孟彪、字は孺皮、芙蓉はその號なり。甲州高梨の人にして、高氏なり。父を尤軒といひて、嘗て德本氏に從ひて醫を業とす。芙蓉醫を好まず。弱冠の頃より京師に遊び書畫を愛す。好事の一奇人なり。篆刻の妙絶にいたり、海内に其名を知ざるものなし。俗稱後に大島逸記といふ。天明四年四月二十四日東武に歿す。行年六十二歲なり。

○大雅堂名は無名、字は貨成、九霞と號す。或は九霞山樵の字を省きて、霞樵とも書り。姓は池野、俗稱

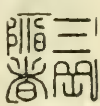
秋平、京師の人なり。來舶の清人伊孚九に倣て山水を畫き、又書に名あり。書畫ともに一家をなす。一時の人物たること世の知ところなり。大雅常に愛玩の印褥あり。地白光なり。

寸法故レ圖　地白光

表



裏、三岳道者ノ印アリ

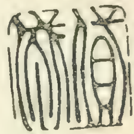


右の銘は悟心禪師なり。悟心名は元明號一雨庵、又荷庵といふ。裏の三岳道者の印は大雅堂の印なり。

大雅堂印譜



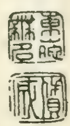
无名之印



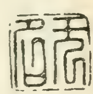
貨成



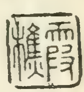
大雅



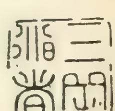
東山池無名貨成



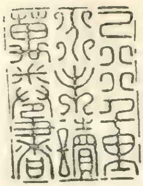
无名



霞樵



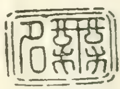
三岳道者



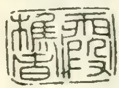
己行千里路未讀萬巻書



茂松清泉



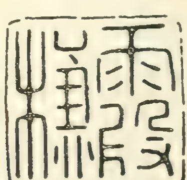
無名



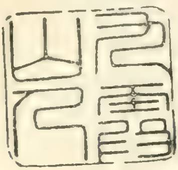
霞樵者



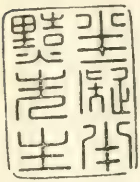
池無名印



霞樵



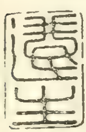
九霞山人



半癡半黙先生



池無名印



遵生

大雅堂年譜

享保八年癸卯五月八日生　父池野嘉右衛門　母
九　二歲
十　三歲
十一　四歲
十二　五歲
十三　六歲、當年ヨリ十一歲迄三條寺町養拙門人、淸光院淵ニ書ヲ學ブ、古門前茅庵ト云人ニ素讀ス、
十四　七歲
十五　八歲、薩摩人山名主計、號潜龍養拙流、此ニ從テ書ヲ學ブ、
十六　九歲
十七　十歲
十八　十一歲
十九　十二歲、綾小路鉄屋町通内藤靜舟ニ素讀ス、纔ニ一年也、
二十　十三歲、三條梅檀王院寺内淸光院一井ト云人ニ書ヲ學ブ、一井ノ門人、故ニ一井ハ養拙門人三上次郎右衛門門人ナリ、［池野子井］ト云印アリ、

元文元年丙辰
二　十五歲、友人望月照溪ノ好ニ因テ書法ヲ學ビ、爲溪ニ書ヲ學ブ、書店ヲ開キ書扇ヲウル、初テ唐畫ヲ扇ニ畫ス、八種畫譜ニ倣フ、袖亀堂ト號ス、二條樋ノ口ニテ母子二人也、池耕、字子職、號爲龍、
三　十六歲、當年初テ柳太夫ニ逢、
四　十七歲
五　十八歲

寛保元年辛酉　十九歲、當年高孟典ト友トナル、孟典ハ芙蓉ノコトナリ、
二　二十歲、聖護院ニ移ス、大雅堂ト號ス、池勤、字公敏、號九霞、俗稱菱屋嘉左衛門、
三　廿一歲

延享元年甲子　廿二歲
二　廿三歲
三　廿四歲
四　廿五歲

寛延元年戊辰　廿六歲、當年蒹葭堂十三歲、初テ面會ス、
二　廿七歲、初テ富士山ニ登ル、東都ニ遊ビ、松島ニ到ル、
三　廿八歲、越中立山ニ登ル、

寳暦元年辛未 廿九歳、白山ニ登、

二 三十歳、當年熊野ニ詣テ、南海先生ニ謁ストモ云、

三 三十一歳、始テ南海先生ニ書法ヲ受ク、

四 卅二歳

五 卅三歳

六 卅四歳

七 卅五歳

八 卅六歳

九 卅七歳

十 卅八歳、六月廿十日ヨリ白山、立山、戸隱山、淺間山ニ上ル、

十一 卅九歳、六月十八日富士山ニ登ル、七月六日歸路、秋葉、蓬萊寺、伊吹山ニ登ル、荒舟山、富士八紋ニ至ル、芙蓉、大年同伴ス、

十二 四十歳

十三 四十一歳

明和元年甲申 四十二歳 自二年至八年此間無奇話

安永元年壬辰 五十歳

同五年丙申 五十四歳、四月十三日罹レ病卒二于葛原艸堂一、葬二于船岡淨光寺一、

異名 池亮 字爲龍、袖龜堂、 池耕 字子職、

號二爲龍居士一、號待葭菴、待賈堂、芥燠ノ名ヅクト云、

池勤 字公敏、號霞居、又竹居、大雅堂、玉海、

池無名 字戴成又貸成、廿七歳ノ時、東武松島ニ遊ビ、翌年加州ニ趣トキ、池無名ト改ルト云、或ハ加州ニテ改名ストモ云、

> 平安大雅池先生以享保八年癸卯五月四日生于都下某街今茲安
> 永丙申四月十三日罹病卒于葛原草堂享年五十四葬于船岡南淨
> 光寺先輩之側爲寅告遠近 諸君
> 丙申四月 平安門人 等頓首

是は大雅堂の歿せられしを、遠近の知己に告んために此文を上木し、門人より四方に配りし切紙の寫しなり。

こゝらはれ
[illegible]一寸
をとめ乃
[illegible]

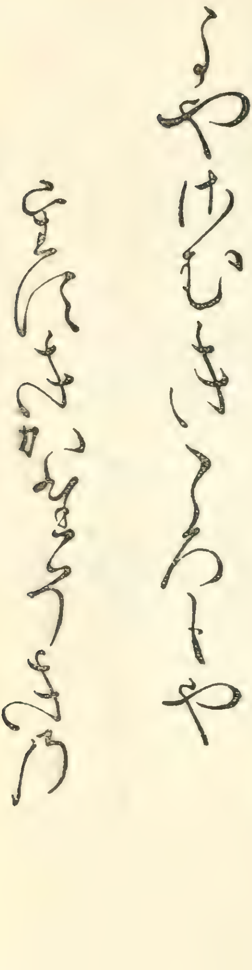


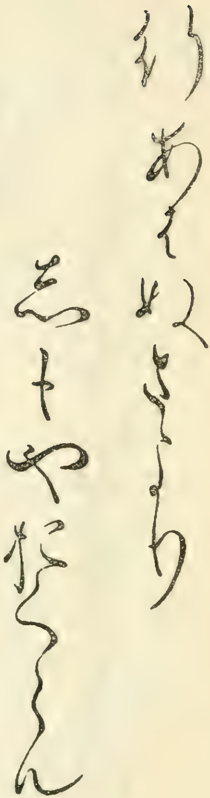
[illegible]

奉賀
大雅先生知命之壽
大衍れ数ハ[illegible]
七十三叟 恵達信
性舟の津そのゝけ [illegible]
蒹葭堂孔龔
みな出て[illegible]
米洲義方
青[illegible]の[illegible]
[illegible]
寉亭光

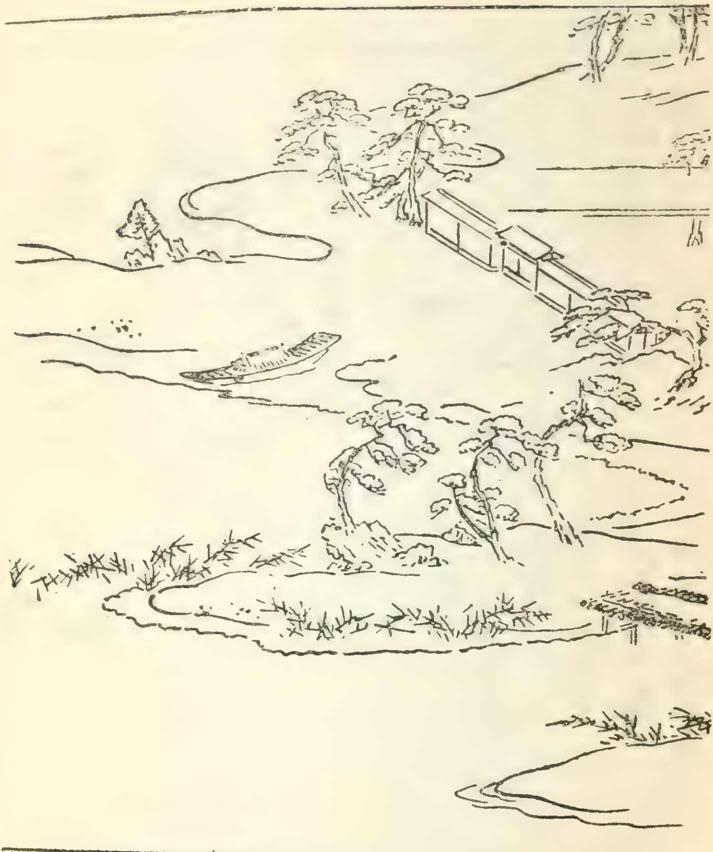
右掌痕帖は大雅堂五十賀を祝する所にして、蒹葭堂の所藏也。

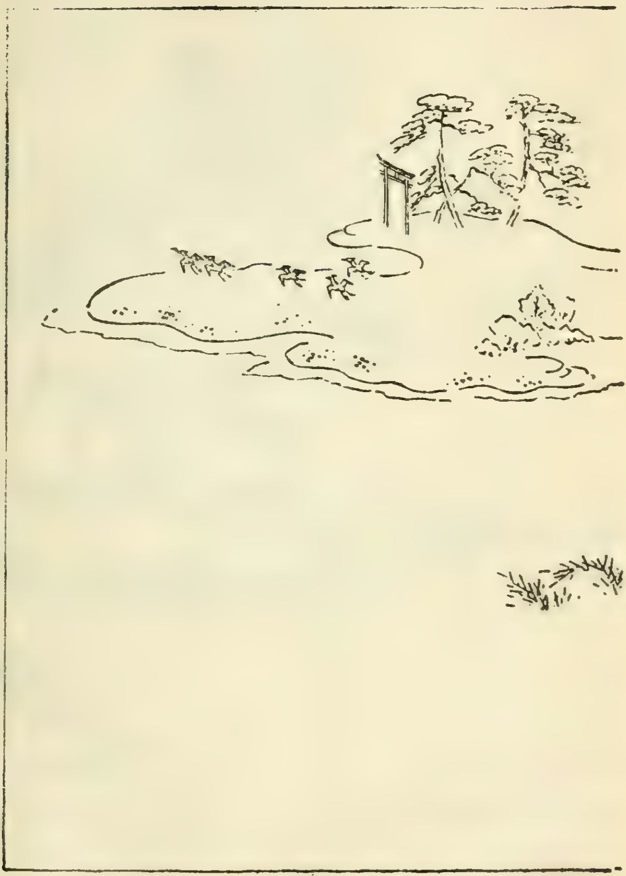
(一)京師下鴨の神庫の所藏に、三十六歌仙の繪卷物あり。書は後京極良經公、畫は左京大夫信實朝臣なり。尤おの〳〵肖像を畫たれども、其初住吉の一首は風景を畫たり。其光景古風にして今の圖とは違ひて奇らし、こゝに摸寫す。











立壹尺一寸四分
横壹尺八寸四分

（）南都春日大宮の例祭は、二月十一月兩度上ノ申の日に行はる。皇都より御勅使參向し給ひて、最其式嚴なり。其中に黑木の御棚黑木机 楉棚楉案ともいふ、とて、神供の種々を列る案あり。皮つきの木を藤蔓にてからみ製せしものにて、その形頗る古雅なり。木は黃櫨の楉だちたるなるべし。

江家次第ニ云、上ノ申日春日祭事、中畧、氏上卿以下賫レ机次第陳列云々。

延喜式ニ、楉案一脚、楉棚四脚と書たるも、則此事なり。いづれも皇都大膳職より調進の品なるよし。黑木棚と號することは、總て皮のつきたる木をさして黑木といふ事にして、一種の木の名にはあらず。源氏榊之卷に、黑木鳥居の事あり。花鳥餘情に、黑木は皮の付たる木を云べしとあり。

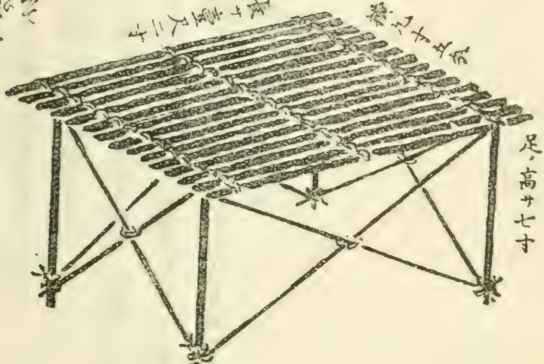
案一脚は祓戸社、棚四脚は大宮四所に供じ給ふ。悉くは春日祭禮圖會ニ見へたり、こゝに畧す。

春日社黒木机之圖

小の方ニ脚ハ祓戸ノ社ニ供じたる
祓戸社ハ二の鳥居の内の傍ニ有
祭神ハ瀬織津姫なりとぞ

伊勢の祭式ニ結机とよへりもの
是尚ド亭を以て古世ニ
檜葉を結ひつくる 神供ニハ用ひバ
官使の饗應ニ用ゆと聞も

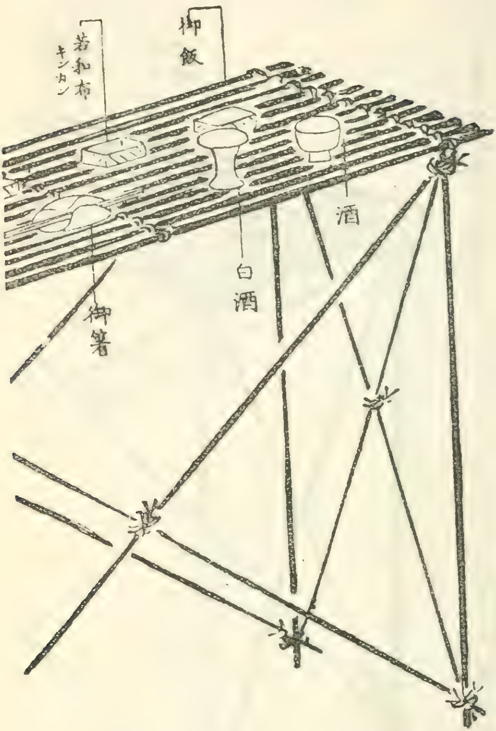
皮つきの木と藤かづらにて
結ひつくる製れ

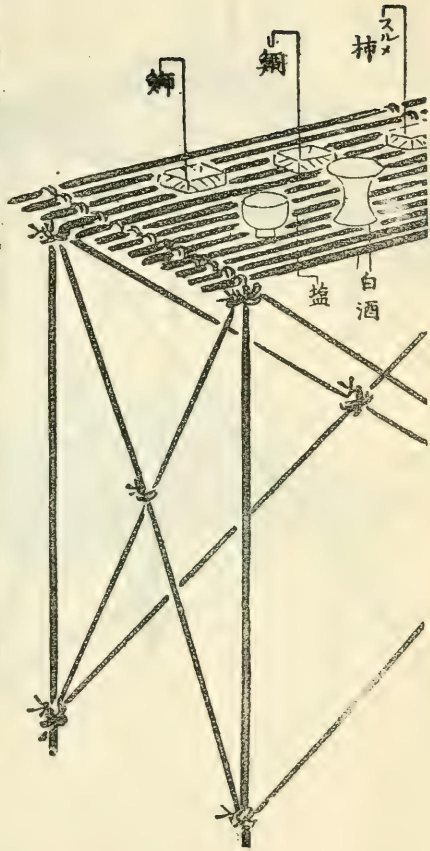


同大机之圖

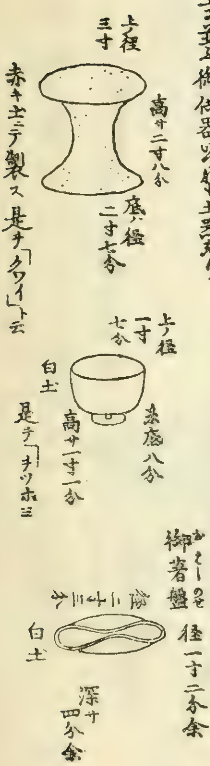
幅壹尺二寸許　長サ三尺許　惣高サ三尺八寸余

製作前ニ同ト



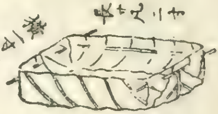


据棚の上に並ぶ御供器いづれも土器あり



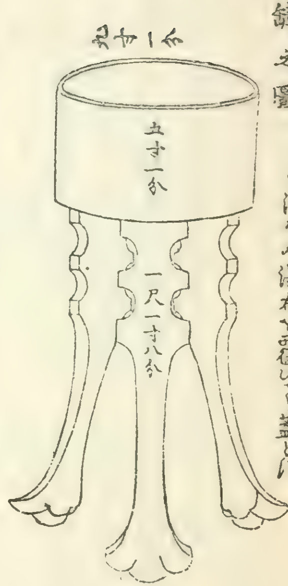
榊御膳又榊御供ともいふ

榊葉を筥の如くに折て細き竹をもて縫著ぶ



罇之圖

白酒を入瀑布を覆ひて蓋とし



缶之圖 土器之

是も神酒を盛て瀑布を以て蓋とし布二尺を二ツ折にして藤蔓へえくむとる



江家次第ニ云上略 神酒一樽立ニ二殿間ニ一樽立三四殿前ニ与御机一相並又社醸酒四缶立中重云云

倶ニ此器あるべし

罇は、延喜式に、大酒罇、中酒罇などいへる是なるべし。罇はすなはち樽なり。三才圖會曰、缶、音否、缶ハ土ノ音、立秋ノ音也。虚ニシテ而善容レ外、員ニシテ而善應ズ。中聲之所ニナリ自リ出ヅル。字彙曰、缶ハ瓦ノ器、所以盛ル酒漿ヲ也。秦人以テ節ス歌ヲ。詩陳風云、坎其撃ツ缶ヲ是也。前に圖する「おつぼこ」といへる土器は、延喜式に春日祭料土埦十合といへるものなるべし。槲の御供は、圖するごとく槲葉を筥のごとくに折て、細き竹にて釘製せしものなり。

帝都白河家神祇官にて行はる鎭魂祭十二月中ノ寅日、にも、槲葉を八枚圓く重て、細き竹にて編つけ、盆のごとくに製し、中に飯を盛て神に供ず。是をひらでの御供と稱す。其製小異ありといへども、槲の御食に同じ。是なん上古より葉椀、葉手といへる器なるべし。和名鈔祭祀具、葉手、漢語抄、葉手比良天、延喜式に、葉椀、久菩豆、葉盤比良豆、類聚三代格に、柏十五把、枚手十六枚料、釋日本紀、葉盤、柏葉衞盛ル物ヲ也。今の世に團子をつゝみて槲餅などいへるも、此遺風なるべし。

○衡重といへる臺は、賀茂祭には必ず入事なるが、其製傳はらざりしを、元祿七年賀茂祭御再興の時、いろ〳〵僉儀ありて出來たりしとぞ。通例の三方ぐりの臺の横長にして低きものなり。白く塗て模様を畫く。是をうつして茶道に紺青を以遠山を畫き、俗に遠山臺となづけ、早春の熨斗臺などに專ら用ゆ。故に有職の道に心あるものは、衡重といひて豫て知といへども、余人はしらず。只遠山臺といへる物と心得たり。原來有職の方には、遠山は畫かず。若松あるひは松に鶴、錦花鳥四季の花等なり。尤衡重といふは、急の設に筥の蓋を仰むけてのせ用ひしゆえに、つい重たるといふよりして、衡重とはいふよし、衝立の屏風なども、其時にのぞみてつい立たるよりして號くるといへり。胡粉にて白く塗たるを様塗といへり。公事根源臨時客の條に、朱器様器といへる事あり。様器といへるは、木地

の器のことにして、様塗といへるは生地にて用ゆるを、踈き木理を隱さんために白く塗し物にて、生地と同樣なりとぞ。寸法は普く知る所なれば是を贅せず。折敷の面に册木とて、柳あるひは樺にて册たる結びあり。是なん盃を仰むけて筒に册つけたる形なり。又筒の打合せと折敷の打合せと左右の違ひあり。則ち翻したる證なりといふ。

○和州郡山の鴻儒谷口元淡老の製せられし圓燈あり。其製式に云、

上下圓蓋小坂建三柱連接之別如前式少大而牝牡之半面各貼紙下設圓臺安牡若其牝回旋如輪藏樣闔則柱々相對開則重複上釣鐵鉉提之架細鐵挺於牡之兩柱攀出鐵環轅釘起植纖牙插燭臺設抽匣而施小環內納燈心發燭之屬臺柱鐵器皆漆焉上下板相去壹尺八九寸下板去臺二寸許臺高二寸餘圓徑九寸左右

沙門英辨書

○洛西嵯峨清涼寺本尊釋迦如來の尊像は、天竺毘須羯摩の作にして、赤栴檀の香木を以て彫刻する所なり。乜天竺より唐土に渡り、爾後日本に渡るを以て三國傳來と稱す。或云、三國傳來にあらず。第三傳の佛像なり。其證は、法苑珠林廿一、梁ノ武帝天監元年、夢ニ檀像入ルト國ニ因テ發シ詔ヲ募ル往迎ヲ。決勝將軍郝騫、謝文華等八十人、往キ逢テ具レ狀。舍衛王曰、此中天ノ正像不レ可レ適レ邊、乃令下ニ卅二匠ニ更ニ刻中紫檀ニ上。十年騫等達ルニ于揚都ニ。

扶桑略記、永延元年二月、入唐奝然歸朝。靈山第三傳釋迦等身像、十六羅漢畫像持來ル。

元亨釋書奝然傳、然於ニ汴都西華門外ニ、啓聖禪院ニ禮ニ優塡第二摸像ニ、乃雇ニ佛工張榮ヲ摸刻而得レ之ヲ、其像今在ニ嵯峨清涼院ニ。

百練抄、永延元年二月、入唐僧奝然歸朝。隨身第三傳釋迦像十六羅漢畫像並摺本一切經到ニル蓮臺寺ニ。

大臣公卿以下之車奉拜之。

無題詩、藤原敦基、春日栖霞寺、即事、自注曰、茲寺安釋尊第三傳之像。栖霞寺は今の清涼寺なり。

されば天竺毘須羯摩の作りし尊像を得んとて、梁武帝使を遣し所望ありしかども、舍衛國の王これを許さず。更に佛工に命じて紫檀を以て刻ましめ、震旦に送りしなり。然るを亦日本一條院朝、東大寺の奝然法橋宋國に入て聖禪院に於て、天竺より摸し渡せし紫檀にて、彫刻の第二の摸像拜禮す。これによつて佛工張榮を雇ひて之を摸刻なさしめ、携へて鄭仁德が船に乘て歸朝す。則今清涼寺に在所の尊像これなり。斯有は三國傳來にはあらず、第三傳の摸像といふべし。

和漢三才圖會云、天竺優塡王在祇園精舍、誂毘須羯摩以赤栴檀摸刻生身傳尊容、然佛滅後有弗舍密多王亡天下佛法、於是鳩摩羅炎取佛像迯至北天竺龜慈國、其後入震旦國、而奝然入宋時、因夢想取來。蓋彼像在汴都聖禪院、奝然令佛工摸刻、新古換之取眞像來矣。此說に據ば、三國傳來の眞像といふべし。然れども何書にかゝる說ありや詳ならず。尚後人の考へを俟のみ。

○南都弘仁寺の什物に、小野篁朝臣像空海筆、弘法大師像小野篁筆、二幅あり。俗に互の御影といふ。谷文晁大和紀行云、寺僧云、此像を寫せば忽毫澁目くるみて死すと。古來より寫せし人なしといふ。予云、此像何の爲に作らん哉。後世に傳んが爲に繪きしなり。今已に糢糊せり。百年の後には愈損じて全形を見る事あたはず。乃ち一本を寫して寄附すべし。然る時は此像を繪きし人の意を永くつぐなり。いかでか死すべけんと申ければ、寺僧もうなづきて許して寫させけり。乃ち寫して一本を寄附し、一本を携へかへる云々。

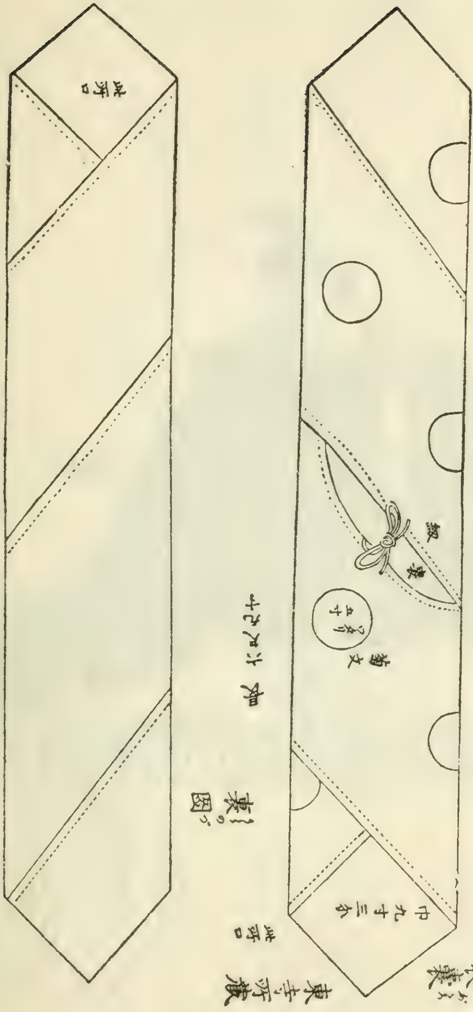
小野篁朝臣之像

南都弘仁寺所藏



弘法大師三衣嚢(えとぶくろ)
東寺所藏

菊文錦地丈
太紋深青色
裏絹



此像を文晁子の寫し得たる事は、今も尙南都の人の言傳へて美談とせり。

○模糊は 字義五十六丁右云 漠湖也。ばつとしてあやの分らぬ湖の事にして、はつきとせぬ貞などに用ゆ云々。

○南都東大寺の大佛供養の時、平家の侍惡七兵衞景淸、衆徒の姿に身をやつし、賴朝卿を討んと計し事、人口に膾炙して專實說の如く言はやす處なり。且後に盲目となり、日向の國に下りしなどいへる說あり。兩段ともに其證なし。

長門本平家物語云、平家の侍惡七兵衞景淸、鎌倉殿へ降人に參りたりければ、和田左衞門尉義盛に預らる。昔平家に候し樣に少も口へらず。和田左衞門に心も置ず、一座をせしめて盃先に取、或は本ノマヽ挺の脇に馬引よせて乘などして在ければ、持あつかひて他人に預させ給へと申ければ、常陸國住人八田四郎左衞門尉知家に預らる。」鎌倉殿大佛供養の隨兵の守護の爲に、建久六年二月に御上洛、同三月十二日南都へ入せ給ふ。大衆恐て引たるが、悉ある中に怪しばみたる者見へければ、梶原を召て入せ給ひつる。南の大門の脇に怪みたる大衆の中へ搔分々々入て、頭囊たる袈裟を引剝て見れば、髭をば剃て頭をば剃ざりけり。何者ぞと問に、平家の侍薩摩中務丞宗助と申者にて候也。夫はいかにと問に、若やと君をねらひ參せ候とて也と申せば、鎌倉殿打うなづかせ給ひて、汝が志神妙也とて召置れて、大佛供養果て都へ御登有て、宗助をば六條河原にて斬れにけり。同書云、上總惡七兵衞景淸降人に參たりけるが、大佛供養の日を算へて、建久六年三月七日まで有けるが、湯水を止めて終に死ける云々。

同古寫眞字本云、上總本ノマヽ七郎兵衞。爲ニ降人一、被レ預ニ和田左衞門尉一ニ、義盛子細申被レ預ニ八田四郎知家一ニ、

成二法師一在二常陸國一、大佛供養聞二三月十三日一、先立自二七日以前一斷二飮食一、湯水喉不レ入、供養日死。彼意趣人不レ知。

按ずるに、長門本十九に、知盛の子知忠が、法性寺一の橋に忍び居たるを、後藤基清が攻寄し條にも、越中次郎兵衛盛次、上總惡七兵衛景清も、例の生上手なれば、皆落にけり云々。山城志云、景清宅、東福寺門前二橋北、文永七年施嵬文在三厘寺、蓋當時寓居。然れば方々の殘黨に荷擔して、復讐の志は有けるなるべけれども、其本意達せざれば、飮食を斷て死せしなるべし。大佛供養および日向の說は、正しく後人の僞作なること明也。

○梶原源太景季が生田の合戰に箙の梅事、世に名高し。然れども是は櫻なりといふ說あり。兩段いづれを是とせん哉。引書をこゝに著す。

長門本平家物語云、梶原源太かゝる時は旗を指て母衣をかけ、引時は旗を卷て母衣を脫、度々替々戰けり。武藝の道勇々しく見へける中に艶しき事は、片岡なる梅のまだ盛なるを、一枝折て箙に指具し、敵の中へ駈入て、戰ふ時も梅は風に吹れて颯と散ければ、敵も味方も是を見て感じける所、城內より齡廿ばかりなる男の褐衣の直垂に洗革の胄著て、馬には乘ず弓脇に挾みて進出申けるは、本三位中將殿の御使にて候。梅かざせ給ひて候に申せと候。

　こちなくも見ゆる物かな櫻狩、

源太馬より飛をりて暫し御返事申候はん迚、

　いけどり取ん爲とおもへば

とぞ申たりける云々。

同眞字本云、文安四年寫本、井辻氏藏、此源太者乍レ云二同武士一、有二于內恂一有二于外色一之男子、好合戰庭、而斯事、二月上旬之頃也、初櫻一枝手折、箸レ箙戰。懸時颯散復引時颯散、甲鉢鎧之左右袖上ニ散登、有レ情無レ情皆人附レ目見。」連歌なし。

按ずるに、長門本に櫻狩の句あるを、前條に梅といふは、流布の說によりて後人猥に改めしか。されど二月七日にまだ盛なるといふ詞、梅めきたり。また風に吹れて颯と散は櫻と覺ゆるにや。所詮眞字本の詞によりて、櫻と定むべきか。考ふべし。

蒹葭堂雜録卷之二

○安產草、蕃名「ロースハンエリゴ」といふ、此語、安產草といふにあらず、地名なり。古人の說に、此草「エリゴ」の外、他所に生ぜず。「アラビヤ國荒地の紅海の濱砂中より產す。其大さ手の如し。形狀は圓く、多枝ありて相纒るごとくなり。狹く小き葉あり。其中に粒々たる花實の如きものあり。常に凋て開くことなし。然れども彼土の齋日に、「ケルスダク」といふあり。此夜はじめて開くと、「ケルスタク」は毎年彼が四月にある日なり。然れども是古人一偏の說のみにて、誰か是を見たる者なし。藥肆及賣藥の徒、商賈の爲に褒賞して、是を四方に流布せしむ。一說に催生の時に及で、是を酒中に投じ、其產期を考るに、將に產せんとする時、自ら開と、溫湯の水を陶器玉盞に納れ、此草を能浸せば一時計を經て開く、又是を水より上て乾燥すれば、元の如く凋む。如是すること許多なりといへども、燥後其形狀等しくして、終年曾て變ぜず。催生の期これを頭上、或は背上に置、又は掌中に持しめて後、陶器に水を貯、自投ぜしむるに、須臾の中其開くときは、是安產の兆なり。時を移すといへども、開かざる時は難治と知べし。「ジュデヤ國、又亞細亞州の女、催生の期に及んで產がたき時は、是を酒又は水に投じて飲せしむ。右は蕃書に著す所を譯する者なり。

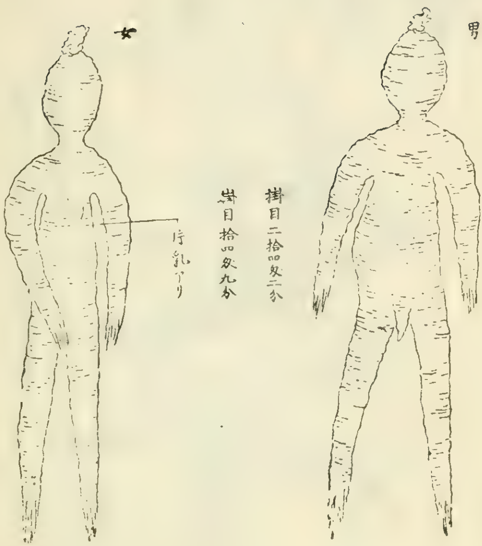
○一書ニ云、蝦夷國の產に百合に黑き花の物ありと、又和漢三才圖(會脫カ)云、黑百合、凡花黑色者絕無レ之。惟此紺色可レ愛。本出ニ於奥州一。畿内移ニ種之一、而花甚希也。土地不ニ相應一然矣。

黒百合之圖(くろゆりのづ)

一莖七八寸葉三層毎層五葉
莖上分二叉花六瓣



人像人参之圖　延享四年丁卯六月卯四番暹羅船持渡る所なり
唐山廣東の産といふ

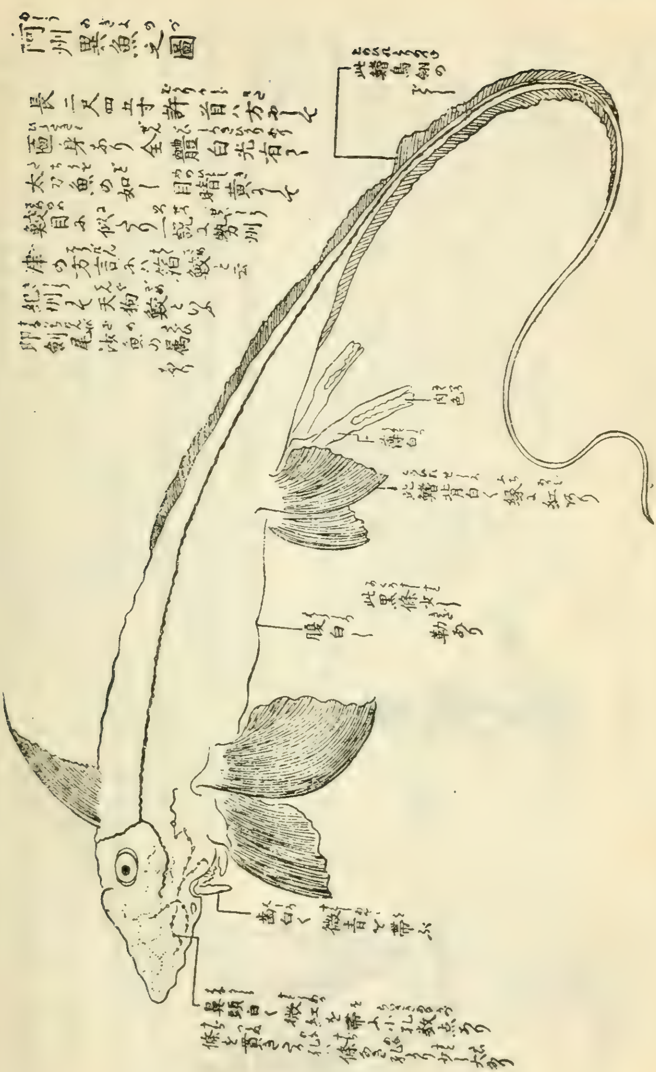


本草綱目人参爲薬切要與甘草同功有人参處上有紫氣揺光星散而爲人参實神草也枝有手足面目如人者爲神云々

「ヲ、リヨアプセンテ」といふ草ありと、按ずるに、「ヲ、リヨ」とは、藥油の通稱なり。「アプセンテ」、此草茵陳に似たり。紅毛國の中「イタリヤ」といふ國の河海邊に多く有よし、主治惡蟲を殺す。此草の油を二三滴も殺蟲の藥湯の中へ加て服すれば、腹内の惡蟲こと〴〵く消去。兼治金瘡臭爛、楊梅瘡臭穢にて近づき難きもの、水にて煎じ温め洗へば、陳府を化して良肉とす。眞に古今無上の奇藥なり。紅毛人いへらく、往年其國合戰ありて、戰場に刄傷の人、此草の中へ倒れ死せるが如くなれども、凡十五六日を過て、或人行て見しに、刄傷の疵も痛まずして、逐漸に平愈し、死人は全身腐らずして完かりしとなり。此時より紅毛國にも、かくの如きの神藥あることを始て知しとなり。吾日本國にも亦此草ありや否哉、後人の考へを俟のみ。茵陳は艾蒿の種類にして、畿内の河原に多し。

○攝州河邊郡滿願寺より坤八丁許に、西明寺の瀧といへるあり。高五丈餘り、岩に添て落る瀑布なり。此瀧の上の方道路の傍に、佛足石の左の片足あり。長さ壹尺三寸、巾五寸、凹凸の岩上に鐫たれば、些詳ならずといへども、世人足形石と言ならはせり。此石の足形の石は、谷を隔て向ひの嶺にありと言傳ふれども、誰あつて見に行し者もなく、全く好事の者の僞說たらんと思ひしに、鑒眞東征傳云、寶山東南嶺石上有二佛右跡一、東北嵒上復有二佛左跡一、世傳二迦葉佛之跡一也云云。しかれば西土の例を以て、爰にも山を隔て造り置しならんと、山川正宣の說話なり。




阿州異魚之圖
長二尺四五寸許首ハ方ニして
匾身あり全體白光有て
太刀魚の如し目睛黄ニして
鮫目ニ似たり一説ニ勢州
津の方言ニハ箱鮫と云
紀州ニて天狗鮫といふ
即剣尾波魚の屬なり
此鰭鳥翎のごとし
肉色
薄白
此鰭背白く縁ニ紅あり
此黒條少し勒あり
腹白し
齒白く微青を帯ぶ
鼻頭白く微紅を帯ぶ小孔数点あり
條を貫きて孔ハ條あき孔より少し大なり

〇出羽國秋田領雄勝郡の水邊三四里の間、暑中虫ありて人を刺す。形小にして人の眼に見えず。刺たる痕、蚤のごとくにして大熱を發す。稀に治するも有といへども、十に七八までは三日を過ずして死す。されば年每に二三人、或は四五人死ざるといふことなし。居民恐れて此に至るに自然と怠慢を以て、其邊の田圃大に荒廢す。縣吏これを愁ひ、しば／＼心を盡さるゝといへども、治療誰あつて知れる者なしとぞ。

本草綱目に、沙虱といへるありて、其形勢よく相似たり。此條下に、凡遇下有二此蟲一處上、以レ火炙レ身則出。隨レ火去也云云。しかれども是等の法にて治すべくとは見へざるよし。或曰、此水邊三四里に限りて此虫を生ずるは、此水上高松村の近邊に硫黄山あり、其毒水ながれて酢川村といふ所の川に入、其水の味酢のごとくなるによつて酢川と名づく。此水、大河に落合て毒虫を生ずるかと言り。本草によりて萵苣の汁を用るに驗なしと聞ゆ。

竹筍化二茯苓一　大サ七寸餘、色茶に少し黑し。　栗津家所藏



本草綱目、茯苓出大松下、附根而生云云、或云、松脂變成、或云、假二松氣而生一云云。然るに竹筍化して茯苓となる事奇といふべし。石に化したるものは、往々見及べり。按ずるに、強ちに茯苓と決するにも有べからざるか。石質の柔弱なるに化したるなるべし。

○飛驒の國の山中に生ずる篠ありて、春の下旬にいたりて、篠の節よりして筍を生ず。其形恰も魚の如し。斯て五月雨ふりつゞく頃、自ら落て溪に入、化して魚となり、水中を游ぐ。是を岩魚といひ、篠魚といふ。大概鱒の二年ばかり歷たるが如く、漁て食するに、味ひ又鱒に彷彿たりとぞ。先年加賀の國人、溪水に竹の葉の半魚となりて游ぐを見しと語りしも、是等の類なるべし。山薯蕷の鰻と化し、腐草の螢となるの類ひ、又なきにしもあらず。風土によりて奇なる事の有ものにこそ。飛驒人何某の先年持來りしを寫し置ぬ。尤大小さま〴〵有べけれども、此には正しく見たるもの斯のごとし。彼國

篠魚之圖

長サ凡九寸
頭ノ廻リ凡二寸





に因ある人に、豫て見もし聞もしつらんかし。

篠魚の記

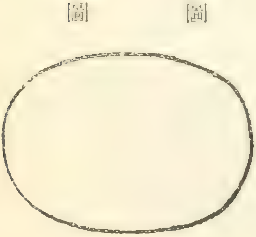
篠魚こそあやしき物には有けれ。荒城郡高原の里の奥なる平湯の村てふ地の山にのみ有て、此飛驒の國内にても、餘所に有てふ事おさ〳〵聞えず。篠のもとの節に、枝にはあらで魚の形して成出たり。五月雨のあめを得て、谷水に落ひたりて、やがて鰭ふり出て、ついにいはなといふ物にはなれりといへり。其岩魚てふものは、鱒の子の二年經たるばかりにて、喰たる味も見たるさまも、大かた鱒子にかはる處なし。唯いさゝかあやの違るのみなりけり。山河の岩間の淵にすめば、然ば名によぶ成べし。竹の根の蟬となり、山のいもの鰻と成てふたぐひ。魂なきものゝたましい有ものになれる例すくなからねば、是はた空言とあながちにいひくたすべきかは。こは荏野翁の物せられたるを俊香がしるす。

岩魚にはまだならずとも篠魚のさゝをすゝむる一ふしとなれ

○寛政九年三月十五日、備前國兒嶋郡波知村の民長吉弟小次郎と共に、其村の後なる鴻の峯といへる山にいたり、礎石をとるに餘りに大なればとて打碎きしに、石中より一顆の白玉あらはれたり。是を得て家に皈り、燈前に置時は方三四寸をてらす。玉の大さ圖のごとし。同年六月市令湯淺某より一首の哥を添て寡君に呈す。仰ぐぞよこのあら玉の光より猶明らけき君が惠みを。

白玉之圖

大サ如圖



本草綱目、有二山石、水石二種一、石縕レ玉則氣如二白虹一、精神見二

於山川也、凡石韞玉。但將石映燈看之、內有紅光明、如初出日、便知有玉也。山有穀者生玉。水圓折者有珠。方折者有玉。玉之精如美女。凡產玉之處、多中國之玉、則多在山。

異魚之圖

天明四年の冬、下總國小堀と布川の間ゑそうし河岸の鮭網にかゝる所の異魚なり。魚名詳ならず。

魚の形狀五角にして背⌂腹斯のごとし。背黑くさめのごとし。星高く出て大粒なり。惣長七尺五寸餘、周廻り五尺余、口提燈のごとく、爲縮ありて、口さきに釘のごとくなるもの有。長サ五六寸、赤く番椒のごとし。腹白し。脇の釘のごとくなるもの廿二本、釘の本に丸き座あり。恰も金具に彷彿たり。腹を拔て鹽漬とす。凡四斗樽に滿たりと云。

○攝播の海邊に生筆草といへるあり。初春より青葉を生ず。其葉細長く緣に細かきざあり。小なるは葉の長さ七八寸、大なるは二尺三四寸もあり。大概菅葉の如し。冬に至つて葉枯、又春を迎へて葉生ず。年々如此にして根絕る事なし。冬の頃風烈しく吹て、海あれ濤岸を穿ち、磯邊の土砂を吹上るときに至つて、自ら草の根あらはれ出る。是を採て乾からし筆に製す。筑前國にては天生筆といふよし、伊勢國の海邊にも生ず。又信州安曇郡千國村の山中にも生ず。是は夏の日とりて日干よし、北國に





ては蓮如筆と稱す。是は蓮如上人始めて此草にて書せられし故斯は號くといふ。尤北國に生ずるものは長みぢかし。全く寒氣強きゆへなるべし。尙石州の海濱よりも出す。播播の海濱に生ずるもの圖のことし。

○甲斐國保坂の牧の馬、野飼の牛と交て出生せし者とて、頭は馬にして全身は牛なり、四足も左の爪は馬にて、右の爪は牛の如し。明和二年酉の正月、甲斐國より牽來り、浪華に於て觀物とす。實に古今の奇畜といふべし。本草綱目に、牡驢馬に交て生ものを即騾といふ。牡馬驢に交て生ものを駃騠とす。牡牛馬に交て生ものを駏驉とす。牡牛驢に交て生ものを𩦺𩧲といふ。



牡驢牛に交て生ものを駃騠といふと有。然れば此馬も駃騠の類なんか。實や生あるもの、氣を父に稟て生するを天性とす。故に此馬も頭は父のごとく、又左の脚の陽たるは父に似たるこそ、自然の道理といふべし。

○播磨國多可郡富田莊に和多山西仙寺といふ古刹あり。當初白雉年間、天竺より法道仙といへる法師わたりて、建立せし處にして、今本堂と稱するもの八間に七間（おの／＼八尺間と云）にて、開基のまゝにて數回の兵火にも免れ、雷の爲にも損せず今に存せり。此堂の大檀の前に二本の楹あり。右の楹は躑躅にて、加西郡木谷より曳來るところ、左の楹は萩にして、當郡西脇村萩が瀨にて伐得しとぞ。（故に萩が瀨の名ありとぞ。又柱を伐しあとに松を植て古跡とす。）楹の經凡一尺三寸餘も有よし、尤此木は神代より生る處なるを、右堂の經營の折から用木とせしと也。さる程に正慶年間、赤松則祐此堂を修補し、屋上梁柱等を造替られしかども、堂内の雙楹は故ある古木とて、是を改められざりしが、既に白雉年間より千百有餘年の星霜を經て、大に破損に及べるにより、明和のはじめ修理を加ふ。此時双楹の蠹損ぜしを、處々伐捨て餘木を繼り。衆人是を白雉木と稱して、伐除きたる古木の端を風流の器物に作りて數もてはやせりと。當住杜多道源の物語なり。或云、萩は榛の誤なるべし。胡枝花の萩にては有ましく覺ゆと。按に、和漢三才圖會、有下山萩有ニ白花一者（有カ）白紫開分者上、北國山中有ニ大木一可ㇾ爲ㇾ柱者、四國山中有ニ南天燭大木一、俱叢內人參、伯耆山萩（又名眞萩）、葉大團有ニ大木一云云、されば強て榛ならんとも言がたかるべし。

○昔日巷に風流を好みて歌誹諧を善せり。庭前の草木なども、其名所より取よせなどせられて、所謂井出の山吹、野路の萩、在原の薄をはじめ、あらゆる名所の草木を集めて樂とす。一時家僕に參河の國

の產なる者を遣ひたりしが、此男のさり難き用ありて、暫く暇をこひて故鄕に皈らん事を願ふ。主人これを免して皈らしむるに、幸の便なれば、彼八橋の古蹟に生る燕子花を一本携へ皈り吳よと誂ゆるに、僕もいと安きことゝて承引つゝ、急ぎて故鄕にかへり。彼此と用を調へ終に皈路にいたつて、彼燕子花を求め得て、主人の家土產にとて大切に持かへりしが、途中の渡船にて、此に水そゝがんとして、過て水中に墮しぬ。あれよと言間もなくして、遠く流、いかんとも爲方なければ、數こゝろを痛めながら、空しく浪花に皈來つ。主人に如此のよしを語りて、只管にわびけるが、主人大に感嘆し、我年來あまりに無益ものこのみに耽るにより、天必らず禁め給ふなるべし。何ぞ是を咎めんやとて、先非を悔まれける。其ときの狂詠に、望みをも餘り滿ればかきつばた三河のつとに見ぬも花なり

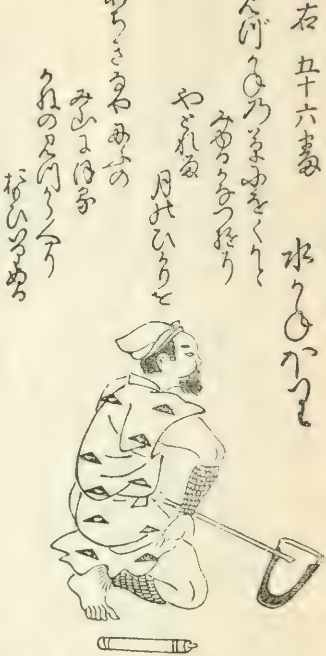
此事やんごとなき御方の聞しめし及ばせられ、甚面白とて、其頃和歌の御會ありける御題に、不見花と遊ばされしぞと。

○日本にて輕粉を燒はじめしは、京都住原屋某といふ人なり。故に輕粉を、俗にはらやと號せり。室町時代以後の事なりとぞ。

本草綱目、水銀出ニ於辰砂一者。取レ之法、用ニ瓷瓶一盛ニ辰砂一、不レ拘ニ多少一、以レ紙封レ口、香湯煮ニ一伏時一、取入ニ水火鼎ノ內一、炭塞レ口、鐵盤蓋定、鑿ニ地一孔一、放ニ盌一个一盛レ水、連レ盤覆ニ鼎於盌上一、鹽泥固ニ縫周圍一、加レ火煆レ之、待レ冷取出、則汞自流入レ盌究云云。

○一說に草より汞を取法あり。又拂林國の水銀は海中に有といへり。本邦往昔は山中より堀出せし物と見へて、和銅六年伊勢國より水銀を獻ずること、續日本紀に見たり。又延喜式に、伊勢國の貢の藥中に水銀あり。又百練抄に、承曆元年五月宋國へ賜水銀五千兩と有。然は當時水銀を採得ること盛大な

七十一番職人盡歌合水銀𨫼之圖



ること證なり。又草根集に
題名所杣、
　根を絶てきらぬ草木も
あれぬべしみづかねほ
る丹生のそま山
又七十一番職人盡歌合の中に、水銀堀あり。其圖中に携る所の竹筒の如き品あり。恐らくは之を以て岩間より走下るを受るものなるべし。

今市店に沽ところの水銀は、朱砂の製にして、生汞の産あることを聞ず。

○清李勇卿名爲著す普救堂藥方三卷あり。其中に計粒匙といへる匙の圖あり。匙の舌の所に二十箇の凹穴あり。一匙とりて丸藥をかぞへずして、則廿粒あり。いかさま巧なるものなり。此は甚だ珍書にして、日本の俗用療治調寶記の類の書なり。就中此匙ばかり珍奇といふべし。

計粒匙、吾家始製レ之、抄二丸粒一匙一而微搖スレハ、則餘物皆趨去ル。住スルモノ二凹穴一者不レ計シテ而二十箇云々。



○盲人に撿挍といふ官名は、本よりなき事なり。撿挍勾當など稱するやうに成たるは、世下りての義にして

甚だ謂なき事なり。僣上といふべし。二水記云、永正十四年五月七日、向二于庭田亭一、朝飯後萬松軒入御、福一建業、語二平家一、無双之音聲也云々。按るに、建業といふ文字は、先生あるひは師匠といふが如し。其業の成就したるをいふ家言なり。何の頃よりか僣して撿挍と書しにやと考ふるに、康富記文安元年四月六日の條に、珍一撿挍とあり。然れども室町殿の頃より盲人を愛せられて、明石建業覺一等出頭すと古記に見へたり。されば室町家より盲人も出頭のことありて、遂には室町家の中葉より、撿挍と書ことには成しなるべし。次て勾當などの稱も起りたるならん。一の字をつくることは、俗家に通字を名つくる如く、上々にては室町代二義の字を用ひられし。同じ城の字を通字につけしは八坂方といふ。今は唯一の字をのみと衆人思へり。一に段々の階級ありて、市都の次第あり。是は盲人に一をつくる事は、定例と心得しよりの義なり。一と音に呼べきを、市都の二字は訓讀なり。剰へ岩市秀都など々訓のみして、舞妓哥妓のごときの名と一般にはなりぬ笑ふべし。一一と僧名のごとく音にて稱すべき事、彼家の本義なり。盲人に五流あるよし聞り。一方三流、志道派、戸島派、玄正派、城方二流、大山派、妙文派城方と書て、やさかたと稱呼することは、城一建業の末派、城元八坂郷に住し、末の輩も城の字を通字にせし故に斯は稱り。今も間々城の字を付る盲人あり。是市都の例にはかゝはらず。

生佛坊（建久年中始語二平家一）──如一建業──┬─覺一建業──┬─通一
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　├─靈一
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　├─景一
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　└─清一
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─城一建業──城元（住二洛東八坂郷一謂二／此流二稱二八坂方一）──城眞──城存

檢挍といふ事は、推古紀云、自今以後任僧正僧都、應檢挍僧尼、とあれば、僧分の官也。僧正僧都たる人、普く僧尼の進退を司る趣なれば、兼官といふべきか。禁祕抄云、掌侍六人、正四人、權二人、權官上古有之、此內以一內侍爲勾當云々。職原大全云、內侍則指掌侍也。此四人內第一日勾當內侍、今長橋局是なりと有を見べし。勾當の盲人も檢挍にひとしく、衣を着する由緣不審なり。

○藤原宇万伎云、和銅の和は熟和の義なり。都て金銀銅鐵は土中の石に混じ、或は沙中に交りたるを鍜冶鑄して吹わけ作りなして其ものを得る。しかるを作り成さずして、おのづからなるを秩父のあたり土中より今もたま〳〵得ることあり。こを自然銅といへるとなん。其自然銅を得て、秩父郡より獻りしなり。よつて其時の詔にも、東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而獻焉と、よるを和銅の和を皇朝惣ての名とおもひて、此時はじめて皇朝より銅を出せりとおもふは、いと〳〵誤れり。和の字を皇朝の名に書るは、いとも後世の俗なり。いかにとなれば和銅六年詔して、國郡村里の名をこと〴〵く二字に改め佳字にしたがふと、此時すべて文字を改らる。猶夫より後、又改りしも見ゆれど、倭を大和と改められしも此時と見ゆ。それよりさき和と書しこと曾てなし。さてやまとは一國の名なることもとよりなれば、國初より世々皇居となれば、おのづから皇朝の惣名ともなれり。されども文字は倭又日本と書て、やまとゝ稱たり。和の字を書てやまとゝ稱、皇朝の惣名とせることは、和銅六年の後の書にすらなし。ましてそより前、皇朝の惣名に和の字を用ゆべきかは。古書のおもてに顯然。且金銀を皇朝にして出せしは、しばらく後の事と見ゆれど、鐵銅は神世にしも出しと見ゆ。古事記云、取天金山之鐵、今案鐵借訓也、古事記、作鐵、神代紀有白銅鏡、而求鍜冶天津麻羅而、科伊斯許理度

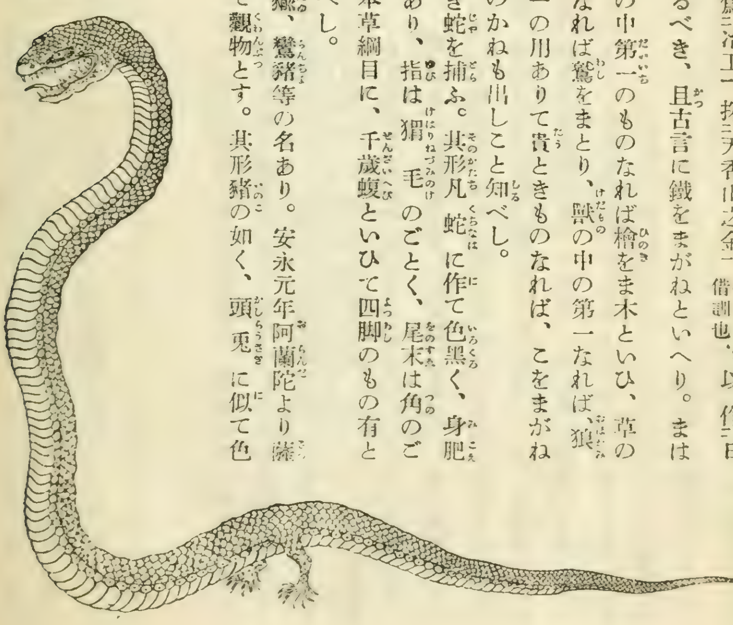
賣命ニ令レ作レ鏡、神代記云、以ニ石凝姥一爲ニ冶工一、採ニ天香山之金一、今案、金借訓也、以作ニ日矛一と、鐵銅なくば、なにをもて矛鏡を作るべき、且古言に鐵をまがねといへり。まは

眞　五眞木

またまきのまと同じく美稱なり。木の中第一のものなれば檜をま木といひ、草の中の第一なれば萱をまくさ、鳥の中第一なれば鷲をまとり、獸の中の第一なれば、狼をまかみといへる思ひ合すべし。鐵は第一の用ありて貴ときものなれば、これをまがねと稱わけしにても、いと上つ代より種々のかねも出しこと知べし。

○寶曆五年亥の夏紀州在田郡湯淺に於奇しき蛇を捕ふ。其形凡蛇に作て色黑く、身肥勢壯んなり。長六尺三寸、圍七寸二足あり、指は猬毛のごとく、尾末は角のごとく突刺あり。舌は獸の舌のごとし。本草綱目に、千歳蝮といひて四脚のもの有といへども、二足の蝮は更に載ず奇といふべし。

○豪豬、俗云也未阿良之、山豬、蒿豬、豲貐、鸞豬等の名あり。安永元年阿蘭陀より薩摩國へ傳來し、翌二年巳の春、浪華に來りて觀物とす。其形豬の如く、頭兎に似て色白し。身毛長く平くして髮搔のごとく、恰も管を以て作し簑を着たるが如し。身を奮ひ動かす時は、鳴音金具を打合すがごとし。毛の色白き中に所々茶色の斑あり。實に奇異の獸なり。一說に、唐土南



陽の深山に生ずる「サルマントウ」是なり。又靈獸目鑑に見へたるは、身毛其年の氣によりて變ず。唐人其色を見て、歲の運氣を考るといふ。當時の豪豬は、咬𠺕吧國の産なるを、蘭人捕獲て持渡しといふ。本草綱目にいへる豪豬の說とは、大同小異あり。畧之。

○食火鷄、一名駝蹄鷄、骨托鳥トモ云、蘭語に「カスワル」といふ。又俗に駝鳥といふ。然れども食火鷄と駝鳥は別なり。寛政元年酉七月、阿蘭陀船にのせて長崎に來り、同二年戌五月より浪華に於て觀物とす。此食火鷄は西南の天竺より出る奇鳥にして、常は米麥をくらひ、性

豪豬之圖



食火鷄之圖



なる時は鐵石瓦火炭などを喰ひ其儘糞に出す。尤鳥にして鳥にあらず。大小便二穴あり。鳴聲地にひゞき雷の如く、惣毛逆立おそろしき事いふばかりなし。身の後形狀凡土佐駒のごとし。餌飼重さ拾八貫目ありといふ。一日に握飯一升五合餘食すといふ。

本草綱目載二諸書一云、其說有レ不レ同、鶴身駝蹄蒼色、擧レ頭高七八尺、張レ翅丈餘、食二大麥一、或食二鐵石火炭一。足二指利爪。能傷二人腹一致レ死。日々行七百里、其飛不レ高、卵大如レ甕。此鳥出二波斯國三佛齋安息等西南天竺一。和漢三才圖會云、按阿蘭陀人貢二咬𠺕吧國火鷄一。彼人呼曰二加豆和

留崑州長崎或番之。形畧類雞而、丈高三四尺、能食火燼及小石、其糞乃炭或石也。人近則赴而傷啄。

按ずるに、萬國新話云、食火鶏は番達に産す。其名を「エメウ」と云。大さ鵝の如古なく翼なし。羽毛黒く頂下に瘤あり。其質髄蕨のごとし。爪は甚するどく、物に觸れば後さまに蹴こと馬の跳るに似たり。燒たる炭、磁器の缺といへども投あたゆれば則ち食ふ。是「エメウ」なるものなり。所謂食火鶏なり。俗人やゝもすれば、食火鶏と駝鳥と取違へて覺へたるものあり云々。然るときは此に渡りしは食火鶏にして、駝鳥といふには非ずかし。

〔一〕老人雜話に云、世上に金銀澤山になること五十年以來なり。台徳院殿の御時、中畧、今の代と甚相違す。南都東大寺の奉加に、頼朝金五十兩を寄進せんといはれけれども、其年旱にて都合とゝのはざりしと云事、東鑑に見へたり。

按、江村專齋宗具の説、右のごとくなれども、甚しき僻言なり。其證は、東鑑、建久五年三月廿二日、被奉沙金於京都、是東大寺大佛御光料也。被下佛師院尊支度可被進二百兩許。有御教書云々。五月十日、被進砂金百三十兩於京都、且可傳獻由被仰遣上一條前中納言能保卿之許云々。是東大寺大佛御光料去春之比被進之殘也。三百兩可入之由云々。〔今日大佛供養也〕同六年三月十一日、將軍家令施入馬千疋於東大寺給。義盛、景時、成尋、昌寛等奉行之。凡御奉加八木一萬石、黄金千兩、上絹一千匹云々。

右の如く見へたれば、專齋翁何によりてかゝる妄談を記されたるや。雜話に、山崎合戰は秀吉上洛以前の事なりし由なれども、すべて此書の說は信用なしがたかるべし。又ある隨筆に、武藏房辨慶は東鑑に載ざれば人の有無疑しきよしいへど、正しく彼書に見へたれば、是等みな東鑑版行以前の僞說を受つたへしるにや。

○小松內府が宋の育王山に黃金を贈られし事、平家物語、盛衰記等に記せども、同書に、病革の時、宋國の醫の治療を受ること、我國の耻辱なりとて近づけられざりしと事矛盾せり。蓋是よりさき宋商の方物を公へ奉りし時、沙金染革等を給ひしこと、承安中の玉海に見へたり。然る時は當時此人、納言にて奉行せられしを以て、後人の附會せるにやあらん。津國法樂寺の佛舍利も、彼宋商より得給ひしにも有べし。

又云、一侯家の所藏に、育王山金渡の墨跡ありて、昔より世に名高し。其文を見に、當時彼寺の佛照禪師が弟子に與へられし法語にして、聊施金の事なし。人迷ふべからず。自餘此金渡の說みな僞妄の事どもなり。老人雜話以下山川正宣の說なり。

○高野山寂靜院に弘法大師の眞蹟あり。實に紛なき所にして稱すべき者なり。故に摸寫してこゝに出す。



○寶曆十三年癸未四月望日、京師東山芙蓉樓において、産物の會を催すことあり。會主は鑑古堂、不礫齋等なり。其品目左の如し。

○銀蛇　鏡魚　漢渡大蘆擇　變生松花二品　海松毬　李堇治　レイシキ螺　龍宮螢介　鴨脚螺

紀州田邊　岡田伊左衞門

○介品十五種　龍宮冠介　大石蛤　菊文石　尾州代赭石　美濃代赭石　近江代赭石　枸骨木化石　全蝎二箇　海カモジ　異品龍膽　一種清政人參

○柳品十一種　宮柳　垂柳二種　鬼柳　長壽仙人柳　漢渡蒲柳　和蒲柳　滲柳二種　青楊　白柳

鑑古堂

○竹品十二種　漢竹雌雄二種　苦竹　冬竹　紫竹　佛眼竹二品　箭竹　朝鮮製箭幹竹　スヾ竹　鳳尾竹　方竹　松前産淚竹　朝鮮假湘妃竹　黃金嵌碧玉竹大小二種　衰竹　猴竹大小二種　天親竹筍　秋蘆竹　邊白竹　千里竹大小二種　蒻大小二種　踈節竹　慈竹　無葉竹　桃枝竹　業平竹　實心竹勝山　竹蔗　伊豫篠　漢渡蒻葉　漢渡大蘆　二力竹　雄竹　竹篠

○雷刀七種　鎌　鎗　釿　斧　鑽　燧　菜刀　○石鏃品出羽、陸奥、出雲、越後、土佐、美濃、能登、　雷墨　出羽元相介　豐後柴石　水精顆　楓　大葉楓　波枕　鐔枕　千年ミル白色　珊瑚樣海絲爪　海椹　白海檜葉　紅石帆　黃欄榔

不礫齋

魚品七種　虎斑鮫皮　蜀江螺　硫黃假山　博古圖商父乙爵　同漢鳥穴壺　古鏡四　宋錢一　博古圖海馬蒲萄鑒　同漢長宜孫子鑑　同漢尙方鑒　唐八花鑒　唐小八花鑑　潤濱雲磬　大車渠　黑石英　假山　松楠石

一薔薇品十五種　紅ノ薔薇　黄ノ薔薇　重辨七姉妹　大葉單辨七姉妹　清渡千葉玫瑰花
淺紅千葉ノ玫瑰花白　白玫瑰花　粉紅金罌子花　白金罌子花　白荼蘼花　白ノ野薔薇花
粉紅ノ野客　紅月季花　粉紅月纈花　鬬雪紅　　村上謙益
○白微品八種　紫花白微　白花白微　黄花白微　蔓生白花白微　カモメツル　蔓生紫花白微
蔓生大葉白微　竹葉ノ白微　　豐島宗義
猪膽　猪肺　猪肝　　武藤道竹
タカマツノ牙　鯨魚ノ牙　鈴松毬　　吉永春治
播州舞子濱産海へり　　橋本重左衛門
アマツバメ　　末吉八郎左衛門
象皮二片　烏賊魚ノ隱レ足　鷄冠雄黄　虎頭骨　玳瑁　　和州南都　古梅園
海牛四品　品字梅　　同　藤田七兵衛
カセブカ　讃州産蝦ノシ　長尾隱鼠　水蟲二種　　同　安倉茂左衛門
天梅　狂言バカマ　紅毛黒石脂　春日山産青石脂　和赤石脂　金峯山産赤石脂
同　和角養軒
牛扁二種　章魚石　春日山産禹餘粮二品　　同　井上平五郎
薑石　カワタケ石　土佐ノ石蛤　漢種白斂　　同　内田七左衛門
松品二十一種　黒松　朱松　矮松　海松　金錢松　五粒小松　五粒白松　江戸白髪松　五鬣松
柴松　長鬣松　鷓鴣松　水松　杜松　金松　羅漢松　鳳尾松　檉松　松上寄生　松上藤　千年松

鬼蟹　勢州津　山村順恭

柹介　和土茯苓　同松坂　丹波玄孝

藻虫二種　ハラキレ　クジラカキ　紅絞九輪艸　同州　桐上友仙

魚虎　タコノフン　勒魚　月ノ糞　一種ノトクヒン　同津　濱田春菴

松脂化石　玉蘭　和州南都　藤村佐兵衛

穿山甲　ヘイサラバサラ　蜡蛛　鮓荅　天人花　朝鮮星ケイ　植木屋助五郎

朝鮮姫杉　絞琉球　同　祐十郎

通計二百四十餘種

○寛永の初の頃、尾州熱田白鳥の住持慶呑和尚、濱松普濟寺の住職に當り入院せられ、一兩日過て町の徒、薄黑色の犬を一疋連來て、寺に飼給へと勸む。和尚見て毛色いと珍しき犬なりとて、留置て飼給ひしが、年限すみて退院せらるゝ時、彼犬も又用なしとて本つれ來りし男の方へ飯されしが、其夜和尚の夢に、彼犬來りて我は足下の親なり。連て行飼べしといふ。和尚夢さめて翌朝僧衆に向ひ、扨々犬と言ども油斷のならぬ者かな。我親なる程に連て行よと告るなりと笑ひて語られけるが、又次の夜の夢に、同じく犬來つて、我實に其方の親なり、若連て行めされずば、御身の命を取べしといふ。時に和尚夢さめて大に驚き、今は疑ひを晴し、彼犬を呼かえし連て熱田へかへられしが、白鳥にては此犬地を踏ず、座敷にのみ居て、飯を喰にも和尚と相伴にして、夜は和尚の閨に臥す。寛永十年の頃江湖を置れしが、彼犬、和尚と同く一番の座の飯臺に付ゆへ、大衆見て數々嗔り、何の譯ありて斯畜生と一所に飯臺に付ことあらん哉。是を止給はんずんば江湖を分散せんといふ。和尚きゝて大衆に對ていはく、

其慣所理なり。去ながら此犬は我親なり。其故は如何々々なり宥し給へと侘言せられしかば、大衆も漸く承引て堪忍せり。彼犬、江湖の次の年死す。其時龕幡天蓋を拵、念頃に送り、三日の中懺法を修し弔らはれしとぞ、本秀和尚のたしかに知て語られしとなり。江湖會といへるは、彼宗において假初ならぬことにして、大勢の禪僧其寺に集り永く滯留して勤る也。

○江戸糀町常泉寺へ他所より犬來つて子を三疋うむ。然るに中にて一疋の子を、母犬の數々惡みて乳を飲することを疎し、故に其犬は痩て見苦しかりが、或時住持の夢に、母犬來つて告て曰、我は前生遊女の身なりしが、後に男を持て二人の子を産り。然るに又先妻の産し繼子一人有しが、因緣のあしくして、我身を初め二人の實子も、一人の繼子も打つゞきて病死せしが、思ひもよらず犬と生れ三人の子も、又但に犬となつて我子となれり。扨亦其繼子の父は存らへて今尚世にあり。必ず來りて此犬を乞求むべし。速に與へ給へと言て夢覺たり。翌朝夢に告し如く、外より男一人來りて寺中を見めぐらし、此犬の子を見出し、一疋所望しけるにより、住持はいと安き事なりと心よく承引ければ、男はよろこびて、彼乳を飲せざる痩犬を所望して連かへりしとぞ。時に寛永十五年の事なりと聞ゆ。



()延寶年間浪花において、生ながらにして兩手のなき者あり。足を以て用を辨じ、且字を書弓を射る。芝居に出し觀物とせしよし聞ゆ。是は寺島良安の正しく見たるよし、和漢三才圖會に見へたり。是を證とすべし。俗に缶兒と云。酉陽雜俎云、大曆中東都天津橋有二乞兒一無二兩手一以二右足一夾レ筆寫レ經乞レ錢。欲レ書時先再三擲レ筆、高尺餘未二曾失落一書跡官楷手書不レ如也。

○「フラスコ」は不落子と書べきか。清異錄云、不落酒器也。樂天送春詩、銀花不落從君勸、馮王家有二水晶不落一隻一。しかれば不落は酒器なり。强に硝子の酒器には限るまじく覺ゆ。

○指物に作る島桐といふは、隱岐島などより出る一種の桐なる故に島桐と號く。キリの訓は木理なり。木工目を賞翫して付たる訓なり。

蒹葭堂雜錄 巻之参

○本草綱目云、石蟹は南海に生ず。是尋常の蟹、年久しく水中に有て終に石と成物なり。尚石蛇、石蠶、石髓、或石燕の類ありて、多く物の化する處なり。楠の石となり、或栗柹の老樹石に化するもの、往々見及びて珍からず。又溪澗の激湍水活々と相激て終に形を成す。其似る處の物准じて以、之を名るもの數ありて奇とするに足ず。こゝに蒹葭堂所藏の木猪といへるあり。是は往昔地を堀ことを有て得ところにして、朽木の化せしものにて、其大さ凡二尺餘あり、則耳、目、鼻、口こと〴〵く具り、且蠢蝡全體に有て、恰も毛のごとく、其自然の妙、言語に絶す。故に公侯貴族の獻覧にそなへ、賞美にあづかる處なり。今尚家に秘藏す。幷に僧義端の記あり。倶に摸寫して次に出す。



木猪之圖

蒹葭堂藏木豬記

浪華蒹葭堂藏木豬一頭蓋古朽木之所化者其大二尺有餘而耳目鼻口宛乎悉具且蠹痕歷歷遍體昭若畫其自然之妙偃師之倡魯般之鳶

不啻也其主人本世肅謂予曰初吾先人將營吾堂也適掘地得之乃蔵居諸庭樹之間視者賤能未嘗不曰豬子何莫如之風雨暴至竹樹飄搖則身毛竦豎勢乎走因奇

之而寧藏之又以延享丁卯之夏嘗

辱吾張蒹葭留基臺巢勢州太守

阿部公之覽愈益深藏以至于今

矣而未得其説敢請道人為詳之

耳同唯々失緒也在脩應寶星室

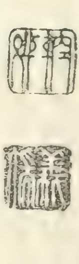
星爲營制宅室之應故夏時徽
曰營室之中土功其始則知當
乃先人始乃土功而得之者是乃先
人營乃堂得其時而案其功之祥
築鳥庠乃先人之功果既案而乃

子孫永受厥賜焉則宜藏之以俾乃子孫知乃先人嘗有得其時成其功其祥如是也世肅曰善因記焉以備識之

寶曆辛巳冬十月

墨浦雲樹寺沙門義端記

沼藩西東錢貞書

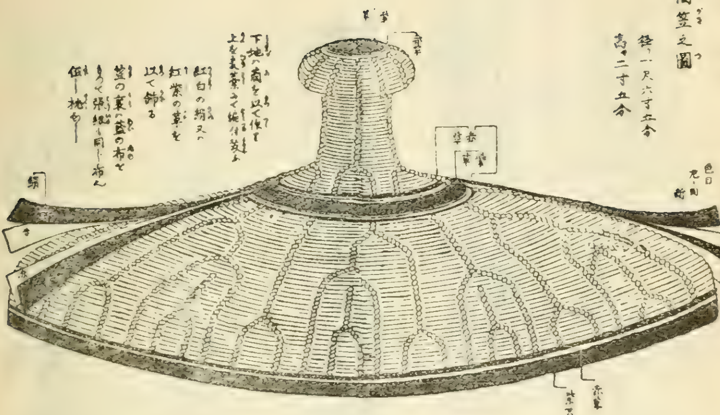




〇南都東大寺八幡宮の神庫に納むる所の綾藺笠といへるあり。是はいにしへ天平勝寶二年より天文八年の頃まで、轉害會といへる祭禮行はれし時、渡御の節に用ひし物とぞ。其形最古雅にして藺を以て作り、麥藁にて上を裝ひ、紅白の絹、紅紫の革緒を以て飾り、裏は藍染の布をはり、紐も同じき布を用ひ枕を付ず。是は烏帽子などの上にも着たるものなる故とぞ。玉函叢說綾藺笠の條に、もろ〳〵の笠の中に綾藺笠のごとくたはやか成はなし。されば弓射るときさはらず、搔て馬など走て射には、笠の右の緣ひるがへりて、弓の弦つゆ障らず。さればこそ流鏑馬には必ず是を用ゆなり。昔の武士は常に心用意ふかくて、あからさまに馬にのりてものみに行にも、胡籙お

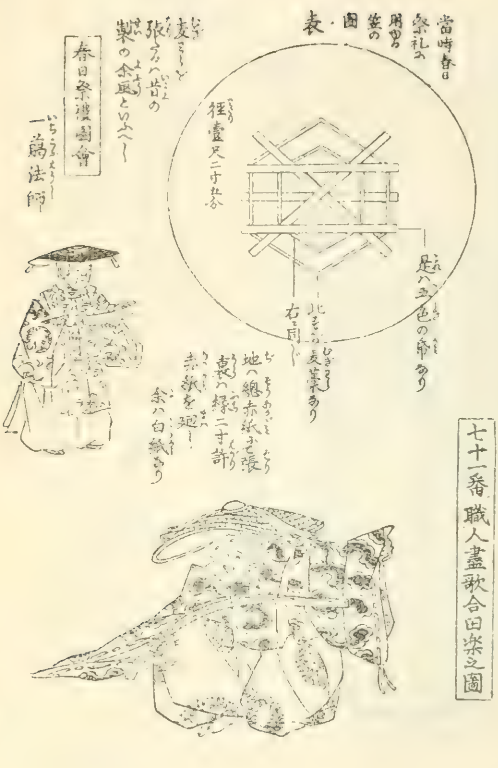
綾藺笠之圖

徑一尺六寸五分
高二寸五分



ひ韘さし弓もちてこそ有つれ。旅はさらなり、かゝる道の程あるには綾、藺笠を着たるべし。此笠もつはら雨よくる料にはあらず。日をさくる料なり。久しく日に照さるれば目かすみなどして、弓なども射にくければなり。石山の記録の畫には、雪うすく積りて、今もやゝ降さましたるに、綾藺笠着たるを書たれば、堪んほどは是を着てや有けん。されどいたく雨ふらんには着つべうもあらず。今昔物語に、平惟茂の藤原の諸任に夜討にせられて、女の姿になりて難をさけて後、郎等の外にある五六十人馳付たるに出合て、諸任が戦かちて、道にて酒のみ寝たるべしと量りて、押よせける出立に、紺の襖に山吹色の衣を着し、夏毛の行縢をふみ綾藺笠を着、征矢三十に雁股ふたつならびたる胡簶を負、握ぶとなる弓のかは、所々に卷たるを持、うち出の太刀はきて、蘆毛の馬の七寸ばかりにて進退逸物なるに乗たりけり云々。且前九年、後三年などの畫にも、戦の場に此笠を用ひたるを、所々に書たり。猪狩とても軍にくらぶれば事ゆるし。又流鏑馬は猪狩にくらぶ

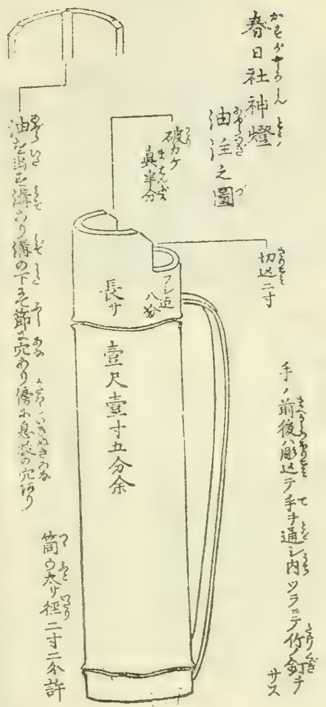
れば猶ゆるきに、戰の場にも着、やぶさめにも着たるなるべし。亦同書に、東國の人花山院の御門を過て無禮を語るといへる條に、東國の人の綾藺笠着たるあり。宇治拾遺に、信濃國つくまの湯に觀音の沐浴の事といへる中に、年三十の男ひげ黑きが、綾藺笠を着てと有。されば往昔は旅行などにも用ひし、今の菅笠にひとしかりしなるべし。其形尤圖する處の物に限らず。其人の好によりて種々ありしならん乎。七十一番職人盡歌合の畫に、田樂法師の着たる笠も此綾藺笠なるべし。



春日祭禮圖會

七十一番職人盡歌合田楽之圖

春日祭禮圖會云、一﨟法師裝束括袴綾藺笠偏木役云々。當時祭禮に用ゆる處は、いにしへの綾藺笠をうつして、只色紙にて張し笠なり。後世略せしものなるべし。或云、綾藺笠は烏帽子の上に着るときは、もろ〳〵の笠に超てよけれど、直に着るときはさま〴〵あしく、馬など馳れば後さまにぬけやすし、當時は猪狩に烏帽子着べくもあらぬは、騎射笠こそ相應すべきとぞ。



因に云、曾我物語に、富士の牧狩の所には、薄紅のうら打たるひやうもんの竹笠また鈔金に一裏うちたる浮紋の竹笠など見へたるは、竹の皮など薄くして編たるを、中に裏表を張たるものにや。されば綾藺笠のごとく、たはやかには有ざるべけれど、殊なる晴なれば、風流にしたるか。いかさまにも常の狩の例にはあらざるべし。

〇南都興福寺の大湯釜は、往昔當寺において懺法修行ありし時、湯を沸せしものなりとぞ。永久五年に作りしよし、寺記に見へたりと云。

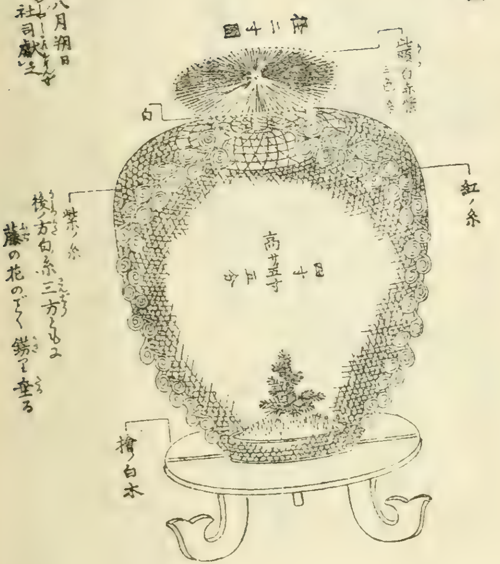
三才圖會云、歷代之鼎形制不レ一。大ナル者謂二之鼐一。圓ク弇レ上謂二之鼒一。掩二上小口一也。附レ耳在ル外ニ謂二之釴一云々。

興福寺大鼎之圖　俗ニ大湯釜ト云

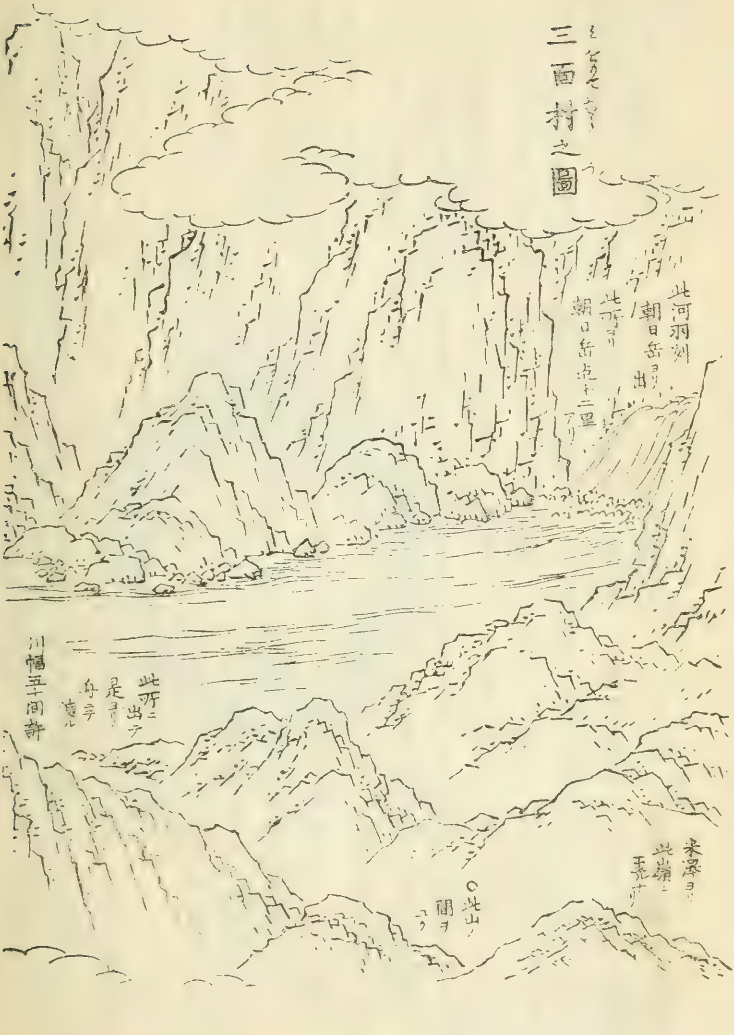


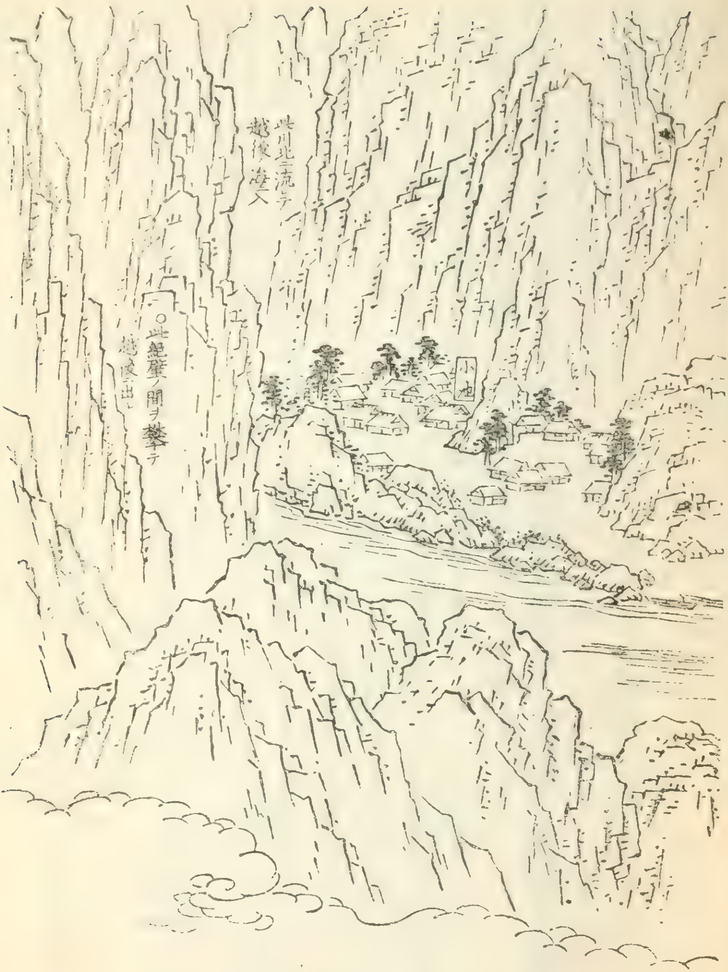
○公事根源云、撰虫、是はあながち式ある事にはあらず。殿上の逍遥とて、殿上人ども遊びて、嵯峨野などへむかひて虫を籠にゑらび入て奉る。是は堀川院の御時より始。おほよそ松むし、鈴虫などは、誰人も内裏に奉る。又賀茂の社司などに仰られてもめされけるとなむ云々。按ずるに、今尚例年賀茂の社家より、八月朔日内裏に虫を献るは、此舊例なるべし。其虫籠といへるは、左に圖するごとく、檜の臺の上に曲物を置、苔を敷、檜葉を立、これに虫をやどらせ、上より萱に似たる籠を覆ひたり

虫籠之圖



○出羽國米澤の北二十里許に小國といふ處あり。是より三里北に折戸といふ村あり。家數七軒ばかり有。此處より又三里絶壁を踰て、三面といふ處あり。其往返溪を渡り岸を躋、路絶て有ことなし。只岸の畔を千轉百折して之を攀、これを約なるに、凡五里許を經て大河あり。向に家數廿軒許まばらに有。是則三面なり。獨木船一艘を以てこゝに往來す。此里に小池大炊助といふ隱士ありて、池大納言三十二代の孫なりといふ。所持する雜器武器の類、皆數百年の物にして、今の制にあらず。原此處は民家五十軒も有しかども、救年に遇て今の如く僅になれりとぞ。此地一町四方許にして、四面皆萬仞の絶壁雲を侵して、天を管中に窺がごとし。地は越後國村上の領内にて、侯より毎年飯粒數石を賜り、又米澤侯よりも年々米二十俵を賜る。米澤は小國より極月にいたり、雪の上を踏物を負て至る。然らざれば通路すべき道なし。村上までは絶壁にして更に道なし。十里ばかりの間、雪五七丈も積りて凝て石の如くなる上を通路す。五月の末に至れば、雪消て通路とすべき道なし。秋九月に至れば冷氣催し、男女ともに熊皮および諸獸の皮を服す。男子は深山に入て鎗にて熊をとる。熊膽及其皮を村上へ出し、年々の鹽噌等、其他もろ〳〵の入用の品に代なすなり。一ケ年に熊三五十獲といへり。これを貨て凡百金餘に及ぶ。尙二侯より賜るところの飯粒を貯き、二十餘軒に配分し、聊の田圃に野菜を作、これを以て露命をつなぐとぞ。夏は男子は麻布の短衣を着し、女子紺色の短衣、白布の脚布、其髮は唐土の婦女のごとしと、都て聞傳ふ蝦夷人にひとし。南部の山中及び肥後國にも此類ひあり。遠き異國の事とのみ聞ながせしが、近き吾邦にも、かゝる形勢のあるなるにこそ。こは米澤の藩臣某の物語なり。


三面村之圖
此河羽州朝日岳ヨリ出
此所ヨリ朝日岳迄十二里アリ
川幅五十間許
此所ニ出テ是ヨリ舟ヲ渡ル
○此山ノ間ヲコク
米澤ヨリ此山嶺ニ來ルナリ


此川北ニ流テ越後ノ海ニ入
○此絶壁ノ間ヲ攀テ越後ニ出ヽ

○玉譽上人琢淳和尚の傳に云、咽喉に魚鳥の骨の立たるには、盃に如是相と墨にて書、文字の倒にならざるやうに印をつけ、此盃に水を入て文字の筋より呑すべし。忽ちに拔る事妙なり。



○小兒の胎毒頭瘡には、桐の葉を煎じ、銅盥に入て火鉢にかけ置、餘程あつくして瘡を洗ふべし。七日にして悉く吸出し、蓋落るなり。其あとも度々洗べし。濃汁出て治するなり。尤押藥にはあらず、疑ことなかれ。

○小兒鵞口瘡をわづらひ乳を飲かぬる時は、死に及ぶこと少からず。是には天南星を末にし、粘にてねりて紙にのばし、足のうらの土ふまずに張べし。二時或は三時ばかりして乳を吸なり。

○血止の方幷金瘡に用ゆ。反鼻、キリンケツ此二味を青木の汁にて解、奉書の紙に刷毛にて引なり。疵の大小によりて切て附べし。奉書の紙を蒸籠にてよくむし、粘て藥を引べし。さなき時は紙かたくなりて用ひがたし。蒸て乾しもむ時は、綿のごとく和らかになるなり。

○口中あれたゞれたるには、松葉三十本、山椒十粒、鹽すこし入煎じ含てよし。

○湯火傷はさま〴〵有ものなれども、別て女子の顔などに燒所ありては、生涯の心痛なり。此方は疵つかずして痛を止め、皮肉故のごとし。

唐黑砂糖少し、鷄卵の白實の汁をとり、右砂糖と能交あはせ、鳥羽にて幾回もつくべし。但し卵汁ねばりて羽につきがたき時は、水をまぜて和にしてつくべし。

○小便閉て通じ難きには、枇杷葉、麻黃等分、甘草少し加へ煎じ服すべし。

又杏の黒焼大によし。但しあんずの實を丸のまゝにて黒焼にすべし。右兩法ともに水腫病に用ひてよし。

老人の小便閉には、麥のもやしを服してよし。

又茄子花の陰干十ヲ、甘草二分、此二味を刻み煎じ服するもよし。

又茄子の蒂心をとり、皮ばかりを黒焼にして細末し、少し臍の中へ入、紙をぬらし蓋にしてよし。

○蒲風には、厚朴、陳皮、半夏、葛根、大腹皮、白朮、升麻、茯苓、柴胡、右各二匁ツヽ、藿香壹匁五分、紫蘇六分、甘草、小人參各一匁、奇効の方なり。

○破傷風、竹の横に土中を這て、其根の先より出たる筍をとりて、土をさり搗摧き、粘を少し入て能ねり、疵口を少し除て、ぐるりへ塗つけ、紙をもみさきて、上より張て蓋とす。三時ばかりの中に悉く吸出すなり。

○手負又は怪我にて大に斬たるには、生馬を一味粉にして疵口にふりかけ、木綿にて括おけば、縫ずとも疵愈なり。又牛馬の煩には、何病にても生馬を用てよし。

○婦人乳汁の出がたきには、黒餅米五合、大麥五合、牛房實六匁、苣實四匁、蜂巢十匁、都合五品煎じ用ゆべし。

○瘭疽、つまはらみともいふ、梅肉、酸漿實、鼹鼠黒焼、薄き粘にて交あはせ、能練て木綿きれに塗て、指の爪先をよけて指を卷べし。熱にて乾く時は湯にてしめし、一日に一度づゝ卷かゆべし。

○腹痛連年毎日いたみて息むことなく、虫にあらず、癪あらず、〔に脱カ〕病名しがたき證あり。此藥を用ゆる時は、黒きもの下るなり。痛やむを期として藥を休むべし。

紅梅實十匁、藍葉七匁、莙薘草五匁、右いづれも黒焼にして白湯にて飲下す。

又酒毒の痛、留飲の痛の者に與へて速功を得たり。醫術驗なき者に與ふべし。

○陰門陰莖などの痒くして堪がたきは、終には毛髮の拔るに及ぶものなり。是には蛇床子の細末に布苔を少し入、大指ほどの枕の如きものを縫、其中に藥を入、土堝の類にて煎じ、能ほどに溫して、陰門にさし込こと四五度にして治す。外の痒きは、蛇床子を澤山煎じ度々洗ふべし。速に治す。

○齲齒には百足の黑燒を虫くひの穴へ入べし。治すること奇なり。



○痢病の熱毒をさるには、粳白米寒に晒十匁、餅白米同上、挽茶三匁、胡椒上品四匁、甘草三匁、右五味各細末にし、水、白湯、茶何にて用ひてもよし。萬さし合なし。此藥は上々樣暑中に召上らるゝ靈方なるを、玉譽上人授る所にして、利疾の毒を去、快く通じ、腹中を温め、食毒を解し、霍亂寢冷によし。

○金具釘鍼の類を踏抜し、又は折て肉深く入たるには、韮の葉を唾に潤し、是を其立たる口へ多くつけ、其上を木綿にて括り置ば、自ら拔出るなり。又錢、釘、針の類をあやまつて呑たるには、此薤の絞汁か、又は浸物などにして澤山に食すれば、金具を能からみ纏て大便に下るなり。又小兒の錢など呑て喉に止り、指も入がたき事あり。是にも薤をよくもみて汁を口へいるれば、忽ち喉をこして腹中に通じ入なり。其後薤を多く飲すれば、大便に下るなり。此方は或公の授給ひし御祕傳なりと聞ゆ。按に、韮、薤一類にして大小二種あり。韮葉は七六寸、麥門冬に似たり。薤葉は一尺半ばかり、小き水仙に似たり。此藥に用ゆるは薤なり。韮と混ずべからず。尤食して能よきものなり。空地あらん家には種をきてよし。

○大能膏、黄蠟大、唐蠟小、白蠟中、松脂見合、蓖麻油同、古き油を用ゆべし。一切の腫物の痛をとめ、濃水を吸出すこと即功あり。

○和黄膏、和白蠟、黄柏、唐土麻油各等分、一切の腫物を散す藥にして、痛をさること頗る妙なり。右兩方は長崎道悅の傳。

○輕粉の毒を去には、山椒を六君子湯に入、四五十服用ゆべし。白朮を去和の蒼朮をよく〳〵炒て用ゆ。又藥用も仕がたき者は、山椒ばかりを常に食事の時に用ゆべし。粉毒を去妙術なり。同上。

○如神散、川芎、大黄、忍冬、各四錢、土茯苓三錢、橘皮一錢、茯苓一錢、羌活三錢、反鼻二錢、右

細末して白湯にて下す。諸くの瘡の毒結て、裡にありて骨痛、又は痔瘡、便毒、疳瘡、黴毒等、これを服すれば穢毒おのづから下るなり。

○木通大、當皈八分、川芎八分、黄連二分、黄精五分、甘草三分、鹿茸三分、右瘡毒を去て身體を回復せしむる奇方也。右兩方、養壽院家の傳なり。

○疥瘡の内攻したるには、伊勢鰕を煮て喰べし。又干たる伊勢鰕を煎じて飲もよし。

○河豚の毒にあたりたるには、烏賊魚の墨を呑べし。又河豚の善惡を知るは、肉を少し火に炙て試るべし。燒やすきものは毒なし。燒がたきものは必毒あり。食すべからず。干鰒に製するも、毒ある魚は乾きがたく、乾き安き毒なしとぞ。

按ずるに、河豚の說區々ありて詳ならず。尤浪華に於は怖るもの半に過たれども、兵庫の津の邊にては恐るもの些し。是は其料理を能心得たるが故に、中毒ものなしと云。則腹中にある臟腑の類ひを殘らず取すて、肉の餘は食せざるがよし。本草綱目に、其肝及子有二大毒一といへるに符合せり。一說に、眞鯸に毒ありて白鯸には毒なしと云。其形鯛鯸に彷彿たり。故に一年利潤に惑へる賤き魚商賈、鰒眞鯸を鯛鯸の僞り賣しを、其價の賤を以て需て食せし者、忽死せしとなり。是によつて其魚賈も咎を蒙りしよし。すべて諸魚とも、鯸は煮がたきものなれば、再三煮たゝせざれば、人にあたること河豚のみにあらず。又或云、播州赤穗の邊には、只一個も食する者なし。必ず毒に中といひて、若漁夫の網に入こともあれば、則海に放つとぞ。此故は赤穗郡の山中に樒の多く生る處ありて、其子自然に谷に落、爾して海に流れ出ぞ。其子を喰ひし河豚は齒黑く染となり。是を喰へば忽死す。尤其實をおの／＼喰ふにはあらざれども、其子其葉のおち散て流るゝ水、海に入ゆへ、いづれも此水にて育し鰒なれば、すべて毒あるに決すとい

ふ。樒は至つて河豚に合すれば、毒を發する故、樒の木にて鰒を煮焚することをも禁ずとなん言傳ふ。又長州赤間ケ關の邊にては、河豚は福の音義なればとて、祝儀事の贈物に用ひて、大に珍重するよし、斯有ば一概にも言がたし。其中る者は料理の精疎にもより、又時候にもより、又食する者の身體壯健と不快とにも寄べし。既に時候を辨へず、利潤に惑ひて賣ことを禁じ給ふ御觸わたしもあれば、時候の心得第一なるべし。又本草綱目に、河豚に二種あり。其色炎黑文點あるものを斑魚と名く。毒最も甚し。凡これを煮に、煤灰中に落るを忌とあり。且此魚を樹に掛ば、立どころに其木乾枯。又是に狗の膽を塗ときは、其枯たる木復葉盛と云々。是を喰たる日は、一日の内は湯藥を服すべからず。尤其毒に中たるものは、槐花を微炒、乾臙脂を等分にあはせ、細末とし、水にて服すべしといふ。

飲食禁忌に、河豚は煤炲、荊芥、防風、菊花、桔梗、甘草、烏頭、附子等を忌と云。既て食するものにはあらざれども、若食せんと欲せば、魚の鮮を撰、料理を第一に精密にし、食合をよく／＼忌べし。尤肝鮞の類は取捨べし。尙同じくは食せざるにしかず。其煮たる汁など、翌日は臭氣甚しきを思へば、惡魚に違ことなし。されば心あらん者、食すべきものには非ずかし。

○安永三年東武より曲屁福平といへる者、浪花に上り道頓堀において、屁の曲撒を興行し、古今無雙の大當なりし。尤屁の曲といへるは、昔より言傳へし階子屁、長刀屁などいへるものは更なり。三絃、小唄、淨瑠璃にあはせ、面白く屁を放わけたり。實に前代未聞の奇觀なり。委くは風來山人の放屁論に見へたり。是を以て證とすべし。放屁男に云、先頃より兩國橋の邊に、放屁男出たりとて、評議とりどり町々の風說なり。夫熟惟ば、人は小さき天地なれば、天地に雷あり人に屁あり、陰陽相激

するの聲にして、時に發し時に撒こそ持まへなれば、いかなれば彼男、むかし言傳へし階子屁、數珠屁は言も更なり。砧、すがゞき、三番叟、三ツ地、七草、祇園囃、犬の吠聲、鷄屁、花火の音は兩國を欺き、水車の音は淀川に擬す。道成寺、菊兒童、端哥、めりやす、伊勢音頭、一中、半中、豐後節、土佐文彌、半太夫、外記、河東、大薩摩、義太夫節の長き事でも、忠臣藏、矢口の渡のぞみ次第、一段づゝ三絃淨瑠璃に合せ、比類なき名人出たりと、聞よりも見ぬことは咄しにならずと、いざ行て見ばやとて、二三輩打つれて、横山町より兩國橋の廣小路を渡らずして右へ行ば、昔語花咲男とこと〴〵しく幟を立て、僧俗男女押あひへし合ふ中より、先看板を見れば、怪しの男尻をもつ立たる後に、薄墨に隈どりし彼道成寺、三番叟なんど、數多の品を一所によせて畫きたるさま、夢を畫く筆意に似たれば、此沙汰しらぬ田舍者の、もし來かゝりて見ならば、尻から夢を見とや疑はんとつぶやき乍ら、木戸をはいれば、上に紅白の水引ひきわたし、彼放屁男は囃し方と共に小高き處に座す。其爲人中肉にして色白、三日月形の撥鬢奴、縹の單に緋縮緬の襦袢、口上さはやかにして憎氣なく囃に合せ、先最初が目出度三番叟屁トツハイヒヨロ〳〵、ピツ〳〵〳〵と拍子よく、次が鷄東天紅をブウブウと撒わけ、其あとが水車ブウ〳〵〳〵と放ながら、己が身を車がへり、さながら車の水勢に迫り、波ては移す風情あり。サア入替り〳〵と打出しの太鼓と共に立出云々。

是は浪華へ上る以前、江戸兩國橋の邊にて興行せし評判なり。右にて其藝品の大槩を推て知べし。尤大入大繁昌にて、諸の芝居を撒潰せしよし、同書に見へたり。放屁論云、上略、加樣の曲屁を放ことを聞ず。又仕掛ならんとの疑ひ、尤に似たれども、竹田の舞臺に事かはり、四方四面のやりばなし。しかも不埒の取しまり、何に仕掛の有とも見えず。數万の人の目にさらし、仕掛の見えぬ程

たれば、譬仕掛ありとても、眞に放と同前なり。衆人眞に放といはゞ、其糟をくらひ其泥を濁らして放と思て見かよし。扱つく／＼と按ずれば、斯世智辛き世中に、人の錢をせしめんと千變万化に思案して、新しい事を工ども、十が十餅の形、昨日新しきも今日は古く、固古きは猶古し。此放屁男ばかりは、唱には有といへども、眼前見ことは、我日本神武天皇元年より此年安永三年に至つて、二千四百三十六年の星霜を經といへども、舊記に見へず、言傳にもなし、我日本のみならず、唐土朝鮮をはじめ天竺阿蘭陀諸の國々にも有まじ。於戲思ひ付たり能放たりと云々。

○安永七年戌の春、豐後國の産なりとて、耳四郎といへる者を觀物に出せり。其藝といふは、耳にて物を言を一奇とす。先始め耳より聲を出し、或は大文字屋の歌を謳ひ、大聲を出せば竹細工の象獨樂のごとく聞へ、夫より種々哥を謳ひ、三絃に合せ、見物を嬉ばしむ。若や口の中に笛など仕掛あらんとの見客の疑ひを晴さんため、田葉粉を吸々聲を出せり。實に稀代の奇藝なりとて、大に繁昌せり。耳は聲を聽を主る者なるに、耳を以て言語を發すること、其類あることを未聞ず。

○寬政四年浪花道頓堀において、水豹といへる獸を觀物とせり。其長凡四尺許、頭の形鼠のごとく、耳至て短く、脇に翅のごとき鰭あり。其色灰より少し黑し、能人語を覺へ、水中に生たる鮒泥鰌の類を投入れば、忽水中に飛入、水をくゞりて、是をくはへ水上に浮上る。又口上に隨ひ船の形をなし、或は横に寢たる姿をし、其餘種々面白き曲をなすこと奇觀なり。其皮水に濡る時は、恰も繻子の如く至てよし。按ずるに、此獸は水豹にあらず。水豹は海中の豹にして、虎に類するものなり。蝦夷の海中に有て、丈四五尺、灰白色にして豹の文あり。和名阿左良之といふ。本草綱目に、豹に水陸の二種ありて、海中の豹を水豹と名づく。文選西京賦に、搤水豹といふもの是也とあり。此に觀物



とする物は、正く海獺、海鹿、胡獱の類なるべし。獺に三種あり。川におるを川獺、山なるを山獺、海なるを海獺といふ。一說に、海鹿は即ち海獺なり。紀州に海鹿島あり。多く群居す。毎に眠を好んで島の上にあがり鼾聲をかく。唯一疋四方を檢て、漁船來れば則ち誘ひ起し、悉く水中に傳入、くゞり游ぐこと甚だ速くして捕がたしと云。此に圖するものは、此說に能符合せり。然れば全く水豹には有べからず。海獺といふべし。

○扶桑見聞和記辨僞、安永五年丙申冬十一月廿五日、江府扈従隊士、伊勢平藏貞丈述、扶桑見聞私記七十六卷、平治元年より建保元年に至る迄の日記なり。序文ありて正四位下毛利大膳大夫大江廣元入道覺阿と姓名を記たり。年月をば記さず。其序に廣元見聞する所を記せるよし見へたり。然れども實は廣元の記にはあらず僞書なり。或人曰、享保年中加藤仙安といふ者あり。古戰の故事を談ずるを以て、水野監物に臣とし仕しが、後に

仕を辭し、去て浪人となりて江府青山に居住し、姓名を改て須磨不音と號す。此不音、扶桑見聞私記、藤九郎盛長私記を僞作して古書なりと欺き、これを賣て莫大の金銀を得たり。見聞私記初には大江廣元日記と題號を建て賣しが、松平大膳大夫（毛利家也）より咎められて、後に扶桑見聞私記と題號をかき改めて賣しといふ。然るに其僞書なりといふ事を知ずして、廣元の實錄なりと思ひて信仰する人多し。彼不音は僞書を作て、人を欺き金銀を貪り取大賊、其罪死刑にも當るべからん奴なれども、事顯れずして刑を免れしは彼が大幸なり。不音が爲に誑されて、其僞書を信仰するは傷ましき事なり云々。

○洛西嵯峨清凉寺の什物に、牛の華鬘といへる有て、緣起に云く、或皇女の母后の生れかはりて、御車の牛と成給ふ。其罪障消滅菩提のためとて、其牛の皮を以て華鬘を製し、佛前に納め給ふよし、是大なる僞作なり。駿牛繪詞云、唐庇は安嘉門院の御牛北白川育なり。初生の始よりさま〲にいたはり立られしかば、背も大に容儀も類なき程の牛なり。女院御祕藏の次第のべ盡し難きものなり。眞影を華鬘に寫されて、清凉寺の本尊帳にかゝげて今にあり云々。

和漢三才圖會云、牛華鬘　安嘉門院（高倉帝之皇女）御車牛、名唐庇、肥大美毛、而女院最所愛。寫其牛像於華鬘、掛清凉寺本尊之帳（見駿牛繪詞、△按、牛死哀慟之餘寫其形弔菩提矣。然好事者立異說示因果、恐妄誕也、女院不幸耳。）されば女院の年來愛し給ふ御車牛の死せしを悲嘆の餘、其牛のすがたを寫し華鬘に畫かせ給ひ、菩提の爲にとて、清凉寺の佛殿に寄附し給ふものなり。然るを後世好事者の因果を示して、さま〲と異說を作せし也。

○今世火燵の木の面に 本家明珍 と記せることは、一說に、享保九年辰三月廿一日、大阪堀江橘通二丁目金屋喜兵衛借屋妙智といへる老尼の宅より火出て大火に及しより、妙智の火は能出るといへる譬

よりして、文字を書更、明珍とせしよし言傳ふれども、是は正しく無稽の者の妄説にして左にはあらず。明珍は鍛冶職の名字なり。甲冑溫知錄云、一明珍家傳冑之事云々、傳云、明珍家傳の冑の名八有。

獅子尊靈冑　二方白明冑　四方白尊冑　白星靈冑　金剛不壞冑　穂迷盧山冑　五徳之明冑　鬼毒之珍冑　是を天下に八ツの冑といふ云々。

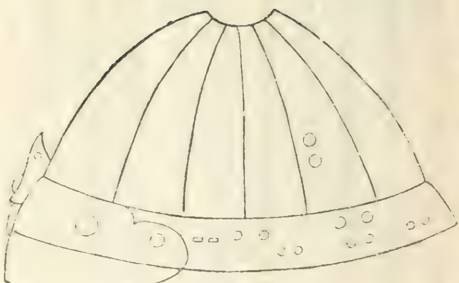
（一）宗介—宗清—宗行—宗益—宗重—宗忠—宗綱—宗光—宗政—宗安—
　宗介—宗良
　宗介—宗秀
　宗介—宗秦
　宗清—吉清
　宗清—吉次
　宗行—宗眞
　宗益—宗兼
　宗益—宗隅
　宗重—宗遠
　宗忠—重家
　宗忠—吉重
　宗光—宗則
　宗安—宗時

—義弘—義紀—義則—義長—義有—義保　宗久—吉久—吉重—信家—貞家—
　義則—高義
　義長—義久—成國—義通—勝正
　成國—國近—成近—成重—國久—久家
　國近—勝義
　義通—房信
　房信—房宗

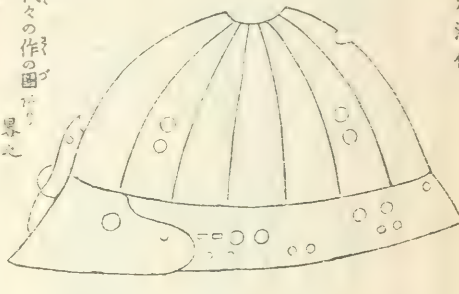
—宗家—宗信—邦道—宗介
　宗家—宗清—春信
　宗家—宗長

明珍、初は越前に有しが、鎌倉の雪の下へ行、又伊豆の韮山北條早雲へ行、夫より小田原へ行、故に雪の下小田原鉢などゝいふ有、何も明珍作也。

元祖宗介作



宗清作



此余代々の作の圖略之

按するに、明珍は冑の鉢の鍛冶職なり。後世火燧をも錬て販しより其名残れり。尤餘の鍛冶に勝れて、明珍の火燧は錬よきを以て、世に名高かりし故、終に火燧の銘とはなれるなり。然るに後世其火燧と共に火口をも商ひて、是にも明珍の名を袋にしるせしより、今は火口の製法家の名と心得し人も有て、其濫觴を知人少し。

○京師北野上七軒、西方寺眞盛庵（江州坂本西教寺末派天台律士宗尼僧住ス、）は、往昔眞盛上人の開基也。當寺の尼僧、例年蘿蔔の青葉を寒氣に陰乾とし、極干乾して後細末とし、青き粉に製し、黒大豆を煎て鹽水に潤し、而して大根葉の青粉を衣にかけ菓子に製す。則諸方の檀家に送て時節の音物とす。俗に是を眞盛豆と號し、當寺の名物とせり。然るを洛中の菓子屋等、これに擬して黑大豆に砂糖を塗、青豆粉を以て衣とし、或は青苔などを衣として眞盛豆と號し、京都の名物とす。今は浪花にも是を學びて、眞青豆、新青豆など號して販ぐ事とはなれり。尤其製して販ぐ者も、需む

るものも、更に京師の眞盛庵の濫觴を知ものなし。浪花はさも有べし。其原なる京都にも知人希なりと聞ゆ。

○稽古といへるは、古を稽の事にして、尙書堯典曰、若二稽古一帝堯。孔安國傳云、若順稽考也。能順二考古道一而行レ之者と、さて舜禹皐陶もまた同じ。後漢桓榮傳にも太子の傅となりし時に曰、今日所レ蒙稽レ古之力也、可不レ勉哉と見え、くだりて北宋徽宗帝が、宣和殿の傍に、稽古博古尙古の三堂を建られしも、稽古なくては博古たらず。また尙古もなしがたし。かゝる專要の稽古の二字を、我邦の近き世にはいかに傳へ誤けん。諸藝の講習のみを稽古とこゝろえ、稽古能、稽古角力と唱へ、是等は猶未た卑しからず。稽古淨瑠璃、惣稽古より移りて、戲場の修練所をば稽古場と號、又是に百倍せるは市中に充たる稽古屋なり。其主必ず寡婦多く、專兒女を門子となして、在爺三絃子を教道し、或は鼓太皷のちりからに俳優めきたる媚態をなす。稽古の二字を過つもの殆爰に窮れり。堯舜もし靈あらば、それ是を何とかいはん。能ついであらば童蒙に此故よしを告知らしめ、稽古々々と徒らに言ながせる輩にも、馬耳の東風牛前の彈琴ながら、傍其汚濁を諷し、稽古の二字を淸めなば、おくればせにも堯舜の爲、名をば正すが忠なれば、是も稽古のひとつならんと、正宜翁の慷慨して語られぬ。

○狂畫師耳鳥齋は浪花の產にて、京町堀三丁目に住し、俗稱松屋平三郎と云。其始酒造家なりしが、後骨董舖を業とす。狂畫を得て世に名高し。就中俳優角觝の姿を畫くに、あらぬ樣にうつせども、其情態をよく摸して頗る雅致なり。又滑稽の才ありて戲作をもなせり。義太夫の道外淨瑠璃に達し、松平と稱せらる。浪華一畸の人物といふべし。

○司馬芝叟は俗稱芝屋勝助といふ。原は肥前長崎の產にして、母は圓山の遊女なり。父は來船の清人なりと聞ゆ。儒にあらず、醫にあらず、所謂一畸の人物なり。享和の頃浪華に來つて淨瑠璃を作る。箱根靈驗躄仇討、新吉原瀨川仇討等なり。又讀本をも著述し、哥舞妓狂言の作をもなしたり。常に長話とて小說稗史を綴り、自ら素人の好者を集てこれを講じ、又此連中を組て、其輩話の種を譚る時は、夫を趣向として一段の長話として、重の席に講じ、一夜讀切にせしが、此事大に流行して次第に社中多くなりて數繁昌せり。其長話若干の中に、蕣、朝良日記の讀本となり、けいせいは筑紫䟽と題して哥舞妓狂言にもよりくみ、又義太夫の淨留理にも作せり。油、油屋與兵衞の讀本とし、又哥舞妓狂言にも作れり。櫛、玉のさし櫛と題して讀本に作り、又哥舞妓狂言にもいろ〳〵作りなして興行す。其餘話あまたあり、畧之。

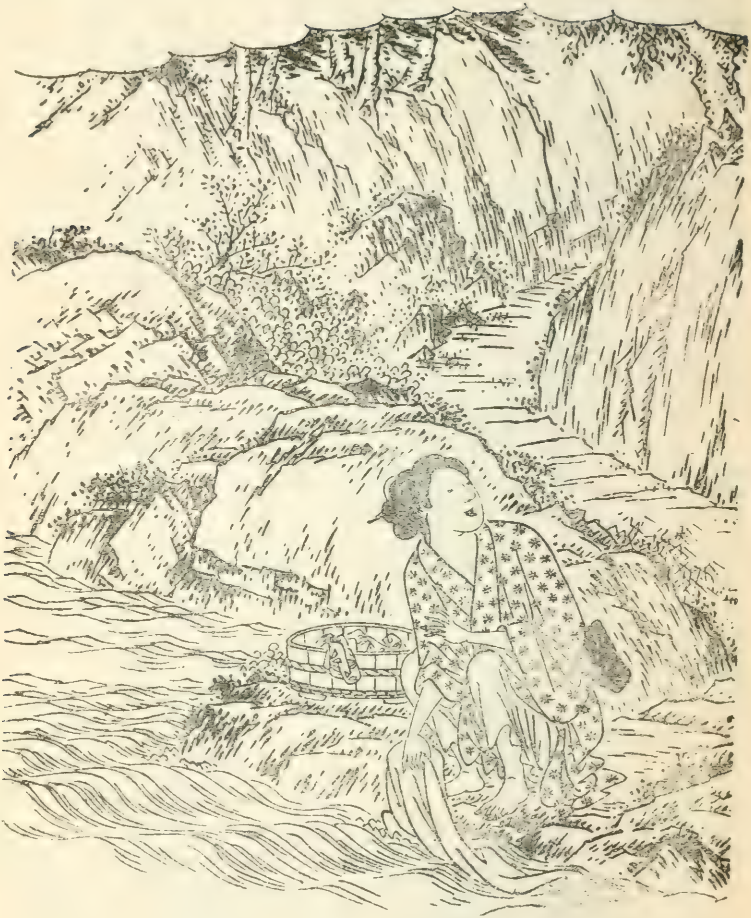
○一說に、讀本小說は眞の位、淨瑠璃の作意は行の位、歌舞妓狂言の趣向は、草の位なりといへり。如何にも其說のごとし。故に讀本は讀本だけの世界、淨瑠璃本は淨瑠璃本丈の世界と立て見べし。哥舞妓の正本、又是に准じ知るべし。

蒹葭堂雜錄卷之四

○筑前國遠賀郡の浦人どもの中に、伊万里の陶器を船に積て、諸國を廻り渡世となす者あり。（一説ニ姪の浦作右衛門といふ者と有。）天明二年寅の五月、奥州津輕にいたり舟宿に滯留し、乘組の者銘々、日每に荷をかつぎ、市中在々を徘徊して賣めぐりけるに、其内に有し一人、（此者は遠賀郡芦屋の住人、稻荷丸といふ船の乘組なり。）或日山路に踏まよひ、そこはかとなく吟ひけるに、谷川の水にしたがひて、野菜の屑の流れ來るを見て、偖は此水上に人里ありけるよと力を得て、川に添ひ尋ねゆきけるが、數十町を經て女房の洗濯し居たるに逢ひ、我は旅の者に候が、道にふみ迷ひて東西を分ず、漸これまで瀏りて參候ふ。いづ方へ行たか里に出候はん、教へ給り候へと申ければ、女房答へて、此處は深山がくれにて、商人などの參り通ふ處にも侍らず。いかゞして踏あやまり給ふにや。是より里まで出給はんには、道の半途にて日も暮はべるべし。痛わしさよと言ことばにすがり、いかにも晝の內だに前後を忘じ候に、まして日もくれなば、狼のゑじきとも成ぬべし。あはれ養子のはしに成とも、こよひ一夜を明させ給はらば、一命を助け給ふにひとしかるべし、偏に賴み入候と手を合せて賴みければ、女房のいはく、商人には何國の人にて侍らふやと、商人答へて、われは九州筑前のものなりと、此女いとおどろきたるさまにて、あらなつかしの筑紫人やと、うち淚ぐみけるに、いかなれば五百里あまりも彼方なる筑紫の者と聞て、ゆかしきさまに見へ給ふ、不審さよと申ければ、鼻うちかみて、されば自らはもと筑前の國の庄の浦といふ所の者に候が、（此女、生れは遠賀郡芦屋にて、十七歲にて博多へ緣付せしに、不緣にて其後鞍手郡八尋村へ緣につき、其處も不緣にて廿五歲にて庄の浦へ緣付、男子女子持けるとなり。）不思議の緣にて本國の人

に環會も、一かたならぬ縁にしなれば、今夜は見ぐるしくとも、草の席に休ませ給へ。終夜寝物かたり申侍るべし。いざゝせ給へと、盥をかづき先に立て案内し、我家に伴ひけり。さのみ住侘たる躰もあらず、亭主は他行にて男女二三人も有て、したゝめなど取まかなひ、いかに草臥給ふらんいざ休らひ給へ。されど故郷の親兄弟にも逢し心にも候へば、夜とゝもに御物語申侍るべし。甚怪しくもおぼすべけれど、御國へのみやげとも思ひ給ふべしとて、灯火かゝげ枕さし寄て語りけるは、抑わらわは山鹿の傍庄の浦（山鹿より十六丁許）といへる處の賤しき海士の子にて候ひしが、其頃庄の浦は山鹿刑部丞と申殿の領地なりしに、壽永とかや申年の頃、安徳天皇と申奉りし帝、みやこを落させ給ひ、西海に漂泊ましく〵、刑部どのを頼給ひて、山鹿の東なる山奥に、假の皇居を搆へおわしませし時は、わらわもかづきの海士の手馴し業なれば、礒の物など取て御所にも折々捧げはべりしなり。一とせ我病にふしけるに、日にそひ夜にまし食事も減じ痩おとろへしが、片鄙の事にて藥を服する便宜もなく、ひたよはりによはりて、今は中々生べくも侍らざりしが、男子女童二人持はべりしが、最孝心にして枕に附そひ歎き侍りしに、或日礒に出て一のほら貝を拾ひ歸り、これをよく羹調へすゝめ侍りしが、其味ことの外よろしく覺へしより、少しづゝ食事にもとづきけるゆへ、朝夕二三日の間、其貝をさいとなして、終にことく〵く食せしが、頓て病本復せしより、身體もとより倍て健になり、其後は更に病といふ事を知ず。幾春秋を重て老衰の貌もなく、所謂不老不死の藥にてもや侍りけん。今思ひ巡らすにはや六百餘年と申昔語にて、我ながらいといぶかしき身上に侍なり。然れども人の命は限あるものなれば、夫となりける人も世をさり、子供をうしなひ、孫も皆死し、曾孫、玄孫も次第になくなりぬれども、唯我ひとりつれなくも、數回の憂歎にあひて苦しき事の多かりし。され





ど面影かはり衰へることもなく、斯存命ぬること、我ながらいとうとましく、海川へなりとも身をしづめやせんと、思ひ立し事も度々なりしが、ある時は人にさゝへられ、又ある時はいかなれば斯は侍るらん。唐土の仙人とやらんこそ、我がごとく長生もするよしなれば、よしや存ふるまで生て見ばやと思ひかへす事も侍りて、幾代を經まゝに、我住里のわたりなる水莖の海も隈々に干潟となり。往古神功皇后の御船を繋ぎ給ひたりし所も、いつの程にかは田圃となり、いはし山、若瀬、岩瀬などいへる處も、皆名のみ殘て、昔の蹟形も見へず侍りしかば、今は尙更、飛鳥川の淵瀬もかはりし海山川里のけしき思ひやられ侍る。されば其間には、亂れし世もあり、治れる時もはべりて、種々さま〴〵の事ども侍りしかど、女の身なれば能も覺へず。さる程にいつしか住馴し故郷も住うく覺へければ、國々の宮々寺々など、拜しめぐらばやと思ふ心の只管に起り侍りければ、子孫のもの所の人々に暇を乞て、先豐前の國をめぐり、豐後の三穗の浦とかやいへる處に年を經て、其後伊豫の國へ渡り、こゝにも多くの年月を越、それより土佐讃岐阿波など、弘法大師の尊き靈場を拜めぐり、船に乘て長門の國へ渡り、出雲伯耆石見などにも年を經て、因幡の國へまかりぬ。こゝに法美の郡とかやに、御社のおわしけるにぬかづき侍りけるに、所の人詣で來りて、旅人は何國の人にやと尋ければ、筑紫の傍邊の者にて侍ふ。此みやしろはいかなる大神にて渡らせ給ふにやと尋侍りしに、是こそ彼六代の御代に仕へ給ひし、三百餘歲を保ち給へりし武内の大臣にておわしますなり。御身も若き人なれば、壽を祈り給へよと聞へけるに、わが身上のいとゞ氣疎くうとましく候ひし。然れどもたゞ何氣なくもてなし、實々愛度御神の御ことぶき類り申たきたどいひて、何くれと物語はべりけるに、若き女性はひとり何國へ行給ふにやと有しに、極めしあても候はず、唯諸國の尊き神社佛閣など拜巡り候なりと答けれ

ば、急の道ならずば、暫らく我許に止め申べしと有しに任せて伴はれしが、家富さかへ賤しからざる農家にて候ひき。此人鰥男なりければ、所の人々に進められ、妹脊のかたらひをなす事年久しかりしに、夫は年にしたがひ老さらぼへども、我は更に面影かはりもせず侍りしかば人々奇しみ化生の者にや有ん。又は切支丹などいへる者にやあるらんなど密語わたるを、風聞はべりけるより、爰にも止りがたく、暗にしのび出て都の方より吾妻の國々を徑歴、さいつ頃より此陸奥の津輕の郡にまいりしが、又もや人々のわりなく申給へるに固辭がたく、此家のあるじに嫁づきはべり。我身筑紫に有し時までは、今の綿といふものなかりし故、麻をつむぎ布を織こと千反餘りに及べり。故郷を出し頃、かの哱囉の殼を我命の親なりと思へば、所の神職なる人を頼みて、小き祠の有しに祝おさめて、我姿とも形見とも見よかしと申殘し候ひしが、今は限りもなき年月に候へば、いかゞ成行はべりしやらん。爾有ど、其小祠のわたりに舟留の松とて、大なる木の一もと有しなり。松は千歳のものなれば、今に朽木ともならで有なんもはかり難し。若彼處にいたり給ひなば、是をしるしに万が一、わが子孫の末のものなど候はゞ、尋ね出して此物語をも聞せて給はり候へとて、夜すがら語あかしけるよし、此商人ことしの神無月、庄の浦に尋來りて、傳治郎といへる者の家に、かのほら貝の傳はれるを見つゝ又小祠の傍に彼松の有を見て、いとゞ奇異の思ひをなし、如ㇾ此のよしを傳治郎へ物語けるとなり。

按曰、舟留の松といふ往古神功皇后の御船を繫がせ給ふ所とぞ。此樹下に、今貴舟社といへる小祠あり。是なん彼貝を納めたりしといふものなるべし。古記曰、神功皇后三韓征伐の時、此所において御船すわりて進む事を得ず。此時御船を留たまひて、神八井耳命の遠孫多氏をして舟神を祭らせ、自松を植させられて、後のしるしと成給ふといへり。其苗裔多武乙隅の子多諸乙麻呂といふ人、

天喜の頃此所に住するよし、今に多氏屋敷といふあり。諸乙麻呂の住居の跡なればとて、今乙丸村と號するとぞ。是則庄の浦の本村なり。

此家むかしより流行病に染事なく、たま／＼病ある時は、かのほら貝に水を入て飲時は忽ち快氣すとぞ。此故に古來より醫藥を服せし事なしといへり。又近村に流行病ある時は、此貝を吹て祓しが、いつの頃よりか此事やみしと聞ゆ。又明和の中頃の風說に、因幡國に筑前より來れる女とて、いつまでも年よらざる者あり。皆々怪みて切支丹宗にや有んとて、役人より國へ返させしといふ話ありしが、是を思ひあはせば、いよ／＼此女に違ふ事なし。然ば奧州へ行しい、餘久しき事には有ざるべし。岡部久伯、山鹿に滯留せしうち、此物語を聞しより、庄の浦へまかりて彼ほら貝を見しに、いかにも古物と思しくて、口のあたり所々かけ損じたりと語れり。

遠賀郡乙丸村庄屋儀平より　御役所へ申上の口上之寫

當村鄕庄の浦へ古來より持傳候ほら貝、此節　御上御用に付、御役所え差出候樣被ニ仰付一、則ほら貝主傳次え爲レ持差上申候。右ほら貝持傳候次第申上候樣被ニ仰付一候得共。何分村方に慥成書付等無ニ御座一候。併往古右ほら貝之肉喰候女、今以、遠國に致ニ長壽一居申由、六十年已前に風說有レ之由、老人之咄に承及候處、又々三十年已前同樣之風說御座候得共、村方に趣意存候儀、少も無ニ御座一候。尤村中流行病、又は牛馬相煩候節など、次第者存知不レ申候得共、右ほら貝持廻來申候。其後天明壬寅年同樣の風說專御座候而、世上より取々咄候に付、咄之趣寫留所持仕候者隣村に御座候、是以、御役所え難ニ差上一奉レ存候得共、爲ニ御內見一ほら貝に相添差上候。何れ共御奉行樣御前宜被ニ仰上一可被爲下候。偏に奉ニ願上一候、以上。

寛政九年十二月　　乙丸村庄屋　儀　平

坂田新五郎様
御役所

遠賀郡乙丸村の內庄の浦百姓傳次乍レ恐申上口上之覺

私家に持傳申候壽命貝と名付候保良貝壹、此節差出候樣被ニ仰付一則差出申候、右之貝、何れの時代より持傳候哉と御吟味被ニ仰付一奉レ畏候。私儀者代々乙丸村百姓に而纔計之高を抱、年久敷庄の浦に相住居候而、右之貝持傳居申候得共、何れの代よりと申義不ニ申傳一、何分書付之類も無ニ御座一候、私曾祖父ヲ彌右衛門と申、八十四歲迄存命居申候。其子權治郎、私爲には祖父に御座候。私親ヲ權市と申、此兩人も八十餘歲迄存命に有レ之、又巳前より惡病流行仕候ても、私家內には相煩候儀無ニ御座一候。加樣之故共に哉、右之貝を壽命貝なと申習はし候、外には何とも相氣付候儀も無レ之候、乍レ恐右之段宜御聞遣被ニ仰付一被爲下候樣偏奉ニ願上一候、以上。

寬政九年十二月四日　乙丸村庄の浦　傳次

坂田新五郎様
御役所

按ずるに、此長命の婦の物語の內に、壽永の頃、安德天皇西海に漂泊し給ひて、山家刑部丞を賴ませ給ひて、山鹿の東なる山奧に、假の皇居を搆へおわしませしといへること甚不審。尤西海の戰場をのがれ落させ給ひしといふ事は、玉海、醍醐寺雜事記等にて思ひ合さるれども、其皇居を營み給ひしことは、諸書に散る處しば〳〵ありて詳ならず。因によりてこゝに出す。

玉海、月輪兼實公日錄、元曆元年四月四日。義經、去夜進ニ飛脚一申云。去三月四日午刻。於ニ長門國團浦一合戰。於ニ海上一合戰云々、自ニ午正一至ニ晡時一云。伐ニ取之一者云。生取之輩不レ知ニ其數一。此中前內大臣。右衛門督淸宗、

内府子也 平大納言時忠、全眞僧都等爲二生虜一云々。又寶物等御座之由。同所二申上一也。但舊主御事不二分明一。云々。

醍醐寺雑事記、去三月廿四日於二長門國一平家與二源氏一合戰。平家被レ討畢。源氏大將九郎判官義經、生二取内大臣宗盛、右衛門督清宗一。畧中降人源太夫判官季定。攝津盛澄。自害中納言教盛。中納言知盛。能登守教經。殺人左馬頭行盛。小松少將有盛。中略刎レ首者八百五十人不レ知二行方一人先帝、八條院、修理大夫經盛云々。此兩書ともに、安德天皇は落させ給ひて、御行方しれざるよし詳なり。

又諸書に載るところの先帝の御舊跡といへる處、左に記す。

○阿波　祖谷の奥。木屋平劔　權現　安德帝御出家にて、此處にましましける故、後に御劍と御懐劍を祭れりといふ。

○豐前　かくれ簑の里。安德庵　此處にて、御落飾あつて四十餘才までましませしと云。

○肥後　神璽寺〔地名欠〕開山神璽和尚は、安德帝なりと云。

○同　五箇山　此地の氏神は、安德帝にして、神體は寶劍なりと云。尤一村皆平家の落人の末葉なりとぞ。

○日向　院社。院塚　安德帝の御廟幷御陵なりと云。

○因幡　安德寺〔地名欠〕一門皆こゝに世を終りしと云。

○對馬　世に普く言傳ふる處なり。畧。　右六ケ國皆いづれも、安德帝のしのばせ給ひし舊蹟と云。

然るに又、文化十四年三月、攝州能勢郡出埜村農民辻勘兵衛といふ者の居宅の棟木に、一箇の竹筒の結つけ有しを、修理のついでに見出し取下しつるに、長さ壹尺餘の竹を二に割しを、針金にて堅く卷たるなり。是をひらくに、中は石灰のごとき物をもて埋たり。拂ひ除れば、古文書五行あり。其中に一片は

和歌、四行は遺書ならびに系圖等なり。藤原經房建保五年に認むる處にして、則安德天皇を供奉し、西海の戰場を遁れ、後終にこゝに崩じ給ふのよしを詳に記せり。是又一奇談なるにより、池田なる山川氏より委く寫し送られぬ。古文書に曰、

ことし建保五年仲ふづき五日、源のすけみまかりたまへり。御年は五十まり五とせに南ありけり。いまだおしかえべき齢にこそ。およそ人の世のさだめなきぞはかなし。種長は十とせあまり九とせまへに身まかり、景家は十とせまり三とせまへにおはりぬ。種長のわすれがたみに、刑部太郎廿八才、景家の子小次郎平三、皆はたちにあまれり。我子左吉麿廿六才なるが、よく田がへし畑うちして、わなみに世をぞいとなみすぐしぬ。これらはことのもとをだかにもしらず、われも今はたいそぢになりぬ。けふにも身まからば、するの世の子孫にもしるものたへてなかるらんかし。是までは口づからもかたらずいましめぬ。よにもれたりとて、首うしなふ程にはあらんとも、しらぬ嶋〳〵へさすらへ、むかし檀の浦にくちにし名より、うき名を後のよにとゞめしるされなんとぞおもひしめぬ。すぎし昔はおもひ出るさへ、なみだのみはふり落て、いさゝかおもひいでず。あとやさきなるすさみなりける。壽永四年乙巳三月廿四日の日、二位どのひそかに典侍大納言局、□勾當内侍、阿波内侍、右少將基道、われ經房、太輔判官種長、典司景家をめされ、我家の運命けふにつゞめたり。されど家の弓矢つきたりとて、主上門院同じ道に御幸なし奉らんも空おそろしく、何國の浦、いづくの山の奥にも御幸なし、後の世の手だてをもなさせよと、砂金いくらも取いださせ、又のたまふには、たとへ源氏とり奉るとも、いかで玉躰を脳ませ奉らん。ひとつ□□一門のやからはとらわれなば、命あるべうもおぼえず。扨ぞ巽氏のものばかり供奉さするなれと女院へわかちつけたまひける。此ものらはひみづ

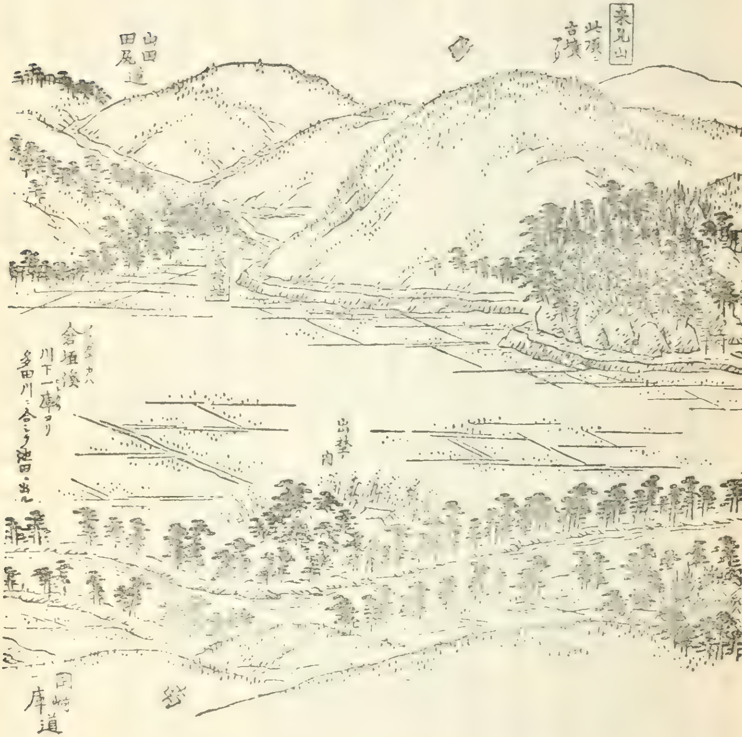
摂州能勢郡出埜村 岩嵜八幡宮

八幡宮ハ勘兵エの家より三丁ばかり西にあたり方境のところ本文と符合せり神殿の中にハ小社有のミにて昔より其中をひらきける者なし近年本社再建の時地形も平均せんとほりけるに土中一面に大石覆ひ有しゆへ驚き恐れて其まゝに御本社とたておかれしとなん社地すべて岩山にて下に川岸あると覚ゆ



出野村より岩嵜へ凡三丁
同村より來見山經房の
墓へ凡五丁
同村より大原村
來見權現へ凡十五丁
同村より地黃村
機姫ノ宮へ凡十丁余

○辻氏持地
道書ニ大岩山ノ
半四ニ分レテ云ハ此
所ナレハ辻ノ宮モ
此所ナルベシ



の中までも供奉すべきとおぼしはかり給へるなり。心強く供奉し奉れと、ねもごろにおほせあれども、みな泪のみ落てきと御いらへも申さでありける。あやしの小舟に人々身をやつして、其心がまへておりぬ。主上、典内侍、經房、種長うちのりて磯へ漕、またの小ぶねに女院、大納言□、勾當内侍、阿波内侍、基道、景家のりてこなたへこぐ。あひは廿段ばかりも有ぬらん。磯には源氏いくらとなく船にも陸にもみあまりて、のがれはつべくもなし。一門の人々あるはうたれ海にもしづみ給ひしに、二位殿は知盛卿の乙の御子にみぞ□けて、須磨の内裏にて亡びさせ給へしときこえし。御劍めきたる物をもたせ給ひ海に入給ふ。見るに心もきえ闇へたどるこゝちして、かたきもみかたも涙□ころをのみこ、佛の御名のみとなへつゝ、かづき上奉らんとさはぐ。此ひまにありそにつけ、種長おひたてまつり、足ばやにはしりてかへり見れば、女院の御船はありそに着たるを、はや源氏取かこみ□り、典侍は玉ぎり給ふ主上にしらせ奉らじといさめまぎれて遊くほどに、いかにしてのがれ來に劍。景家はやく參りたる、なげきの中に力をそへ、三里ばかり山ぶみして、あやしの木のした廬に着ぬ。主上は二位いまだ來まさぬかとのみおほせごとありつるに、たれ／＼もたがひにおもぶせして、なみだとゞめかねて、こしかたゆくすゑまでおもひつゞけ、さだかに御こたへ申かたもあらざれば、主上は御泪にくれさせ給ふぞかしこし。三日とゞまり景家は身をやつし、一門こなたさまのなりはて給ふさま／＼をきゝさだめ、三月廿八日といふに、石見の國をさして、菅家の公達、筑紫もうでしてかへらせ給ふといつはり、往還は人目つゝましとて、山より山里を經て、所々いとわづらはしきことも多かれど、さすが一天の君にて、天照すおゝん神の御すゑにてわたらせ給へば、あやしの賤までもなびき奉り御幸なしたてまつる。きのふとくれけふとあけ五月十日あまり一日の日、伯耆の國はにの山里に

つかせ給ふよ□りは、様々と身をつくし心をひとつにしてつかふまつれり。わびしさたとふるにものなし、五月つもごりたじまの國府につく。都も近づけども門院の御事はさらにも聞えず。水無月十三日せつゝの國天王といふ山里にいらせ給ひ、此より山をわけつゝ、十五日能勢の長尻といふ所より、此のまの郷へわたらせ給ふ。主上はおと夕より供御をつや／＼めさず、いかさまにも此はるよりこのかた朝ぎり夕露に御衣もそぼちつゝ、まゐて此ごろのあつさ、わなみらさへ心もくらき折なれば、なやませ給ふも御ことはりにこそ、けふは御腦しきりにわたらせ給ふに、くすしも□なくて、道のかたへに御しとねもうけ、御藥など取いで、和氣賴職が奉れる御藥を上るに、二位殿のこゝろつくさせ給ひしをおもひ出奉りて、いと／＼かなし。御藥も絶々なればとて、種長、景家とたがひに左右へわかれはしりぬ。景家は程なく御藥とゝのひたりとて、例のごとく奉るに、恭くもいましいさゝ御心よくならせ給ふなど、心に祈かひなし。種長ははるかにして行つゝ里なければとて、むなしく歸りぬ。扨しもこよひのもふけせぬとて、雨皮など取出、假の四阿などまうけしは、いとはかなくて見にだに涙のおさへかねらる。景家はまた夕餉のもうけせんとて、ともにまもりぬ。しかはあれど、大岩山てふ中ばも四つにわかれて、行かふ人もやと心のほどやるかたなきぞかなし。たゞに日を重ねて御腦すくやかにならせ給ふ御氣しきもおはしたまはぬぞ力なし。そのむかし木のまろどのゝことなんどおもひ出て、埴生の廬をしておましとなし奉り、ふづき二日にはやゝ日ごろとは、御心ばへもすくやかに、いさましう思召たりとて、朝餉もしか／＼めさせ給ふぞ、みな／＼うれしなんどいふばかりなし。この山ざとのものとては、與三丁太とて家ふたつあり。このふたりはまめ／＼しくつかふまつり、このゆふべ月のほのかにさし出ければ、おかしくおぼしめして小峯に御幸なし奉り、山の尾づたひに行つゝ川の原





へ下りぬ。此邊にさし出たる大なるいはほ有。そのほとりは水たゝへて、青みだちたるはいとおそろしかりき。さと人はこゝを岩さきとかいふ。此邊はことにおもしろしとてめでさせ給ひ、しば／＼みゆきなさせ給ふ。主上、故院に似させ給ひて、御心いとうるはしくわたらせ給ふにより、里人らもいみじう心にうれしみつかへ奉り、さと人は辻の宮、あるは八つの宮とも申奉ける。主上日にそひ御膳も常に復し給ひければ、皆人よろこびにあまれり。種長申やう、山ふかけれども、都へ二日路、神崎大物の浦へも二日にこえぬ路なり。何所をさして御幸ともなし、さと人らもおもひ出て、此山里にしばし世の有さまをも御覽ぜばやなど申。いづれもはる／＼の羇旅にうみて申やう、此黒木の御所を、共むかしの金樓玉階とうれしきばかりにおもひける。されば里のものもいふなる、來る年のもふけせさせなどおぼす。此わたり田しろ尋ねて定かになんみゆ。さと人のいふ。こは川原のみひろらかに、田畑はそふの山根にありて、わなみそかゝ（本ノマヽ）ゐにつくれる外にはあらず、川原を田代にせんは、今のことにはあらず。ひんがしの中の嶋に家居十畑二つ三つ（本ノマヽ）、そのかみにたいらかなる原あり。人たらねばうへず。それにより給はゞ、くるとしのかてはゆかに有なんといふ。さはとてふたりは、はらに行て（た脱カ）さと人にならひ、さゝやかなる庵つくりて、たつきをはかりける。げにも二位殿の御心にたがはず、種長、景家、ならはぬ賤がやつことなりて、まめやかに日まぜにかはる／＼内へまいり、秋草くだものとり／＼奉れる心ざし、今しもおもへば感涙せきあへず。長月廿日あまり木々の紅葉御覽ぜめと、河合へ御幸なし奉る。まづ此地のひらけたるさま、横さまたてさまにして、水は東より西に流れ、また北より南へ落合ぬ。廻りは山々外山の梢茂り、うちは川原のみ廣くうちひらけ、河合にいとおほきなる澤ありて水よどめり。澤の中島に市目が笠てふものに似たる、いとうるはしき木のもみぢせし有。西の山のさとに家ふたつ

見へたり。川原を北へのぼりて、東の山ざとに家十ばかりありて、色こき木々も見へたり。いさご疊しごとく川原を見わたすに、水もあらねばやすけくむかふに至る杜ありて、そはあけのみづ垣神さびたり。丁太ははた姫の宮となんあがめまつるよしまうす。しばし御らんじて、

　冬近し木々のこのはも色よきに戀しき君のいつに來まさぬ

經房なみだにせきあへず

　色ふかくそむる紅葉のなかにもぞまつは時雨のかひなかりけり

典侍けうのおもゝちして

　はた姫は秋のにしきをおりなして君がみぞとぞ霧はたちぬる

ことばのおかしきに、君のけふじさせ給ふ、はるかの山のそがひに家あり、丁太云、僧ひとりおれりと、日もかたぶけば還幸なしたてまつらんと、もとの道にかへる。ひだりに夕霧のたえ間に、家いつゝむつ見ゆるあれば、いかにといへば、例の丁太、きゐの里とことふ。日いらせ給ふころ還幸あり。今日は日もうらゝかにて、主上ことにうるはしければ、うれしくもまうでぬ。十月廿四日はつ雪ふりて、常にあなれし山々の、いとゞめづらしくいつもの峯に御幸ありて、

　はつ雪をめでつゝこゝにくる見れば峯はきのふに似ずも有けり

此みねをきと人は來見やま、あるはくるみが峯ともいふ。霜ふり月よりは山々の雪つもり、心のあともつけかねたるを、種繼、景家らは、しの□〳〵に都大物へ、主上の供御の料御調度などしろなしかへて備へさせまいらせし。都に君を安徳天皇とまをしたゝへまつりぬ。女院は北山大原に入御あるよし、景家かへりて申。□〔主カ〕上の中々にしゝせ給はゞ、君の御心おだやかならじと、これも心にしめぬ。

此としもくれて、壽永五年、都は文治三年(本ノマヽ)となれり。春はことにさえかへり、朝な〳〵水はこほりて、川の瀧つせもつらゝゐてうるはしく、玉の枝に玉の花をめでけふじさせ給ひ、日ごとに岩崎に御幸ありて御らん有。彌生の中過るより、その梢とも見へざりし山櫻、きゞす山ざとものどかに春のこゝちうつりける。卯月はじめつかたより、ふと御惱しきりなればさわぎつゝ、こやによきくつし(本ノマヽ)あるをかろうじてむかへ、御藥調進□□□上れは、五日ありてほとおりさめさせ給ひたれども、色なをしつゝ冬のさむさにあたらせ給ふとしりていとかしこし。されどれいにかはらせ給ひ、いとお□□へさせ給ひ、五月にうつりて日に〳〵たのみすくなふ見へさせ給ふ。わなみ□はいのらぬ神もなく、かはる〳〵いだき奉りかなしむ。同じき十七日朝、玉くだけ香ちりて登霞し給ふ。よたりは海にも山にもたのみ奉る君におくれ奉り、手にもたるをむなしくせしより、氣うとく涙もいでず、ものもゑいはで守りける。さとは西の里なかの島までもつどひ來つゝ、母におくれしみどり子のやうに、ぐだ〳〵なげきおしみ奉れば、是ぞ少し心やりなりし。こはわさ田うへたりし日なり。日く□御衣御調度のこりなく、つねに御心にめでさせ給ふを、岩崎にいはゐしづめ奉る。みやこの沙汰たゞによをはゞかり八つの宮とぞ申せしを、若宮八幡宮とあはせいやまひ祭れりければ、さと人もともに悦びをなしていやまひまつれり。典侍もわれもさまかへて都の大原にまゐらん□ようゐしあへど、種長、景家しゐてとゞめ、さまかへば後たへん典侍をゐとりて、遠ながにつかへ祭るこそ、臣たる誠なれといひしらすにぞ、御社はなれん心うく、里のものになりて小家しつらひ、田がへしのわざをみて、川しろをひらき、未のとし御國忌もすぎはてゝ、典侍にかたらひ御社につかへ奉る。種長は、君の來見の御つくり哥を原にもて、來見權現とあがめ奉れり。あなかしこ、此ふみ、人に見することなかれ。

建保第五丑年九月二日　　從四位上侍從行左少辨藤原經房

元仁元年壬申八月七日逝　行年五十八才
葬ニ來見山邊辻杜社一　此二行は後人の筆也

左古麿へ

二 經實　左近　文永八年未三月二日　行年八十三才

三 經久　勘解由　延慶元年申十一月十八日　行年七十七才

四 經冬　勘太　延慶三酉年十月十三日　五十七才

五 恒助　中六　永和四午年　九十一才

六 助實　介□　應永六年己卯八月十二日　行年七十一才

七 經成　常七　永享九巳三月廿九日

八 成實　右衛門　長祿二年寅五月　四十才

九 經吉　吉右衛門　永正十五寅五月　六十九才

十 經彌　彌左衛門　永祿五戌三月　七十四才

十一 經春　勘兵衛　文祿二亥四月十五日　三十三才

十二 經一　市良兵衛

一 經忠　下辻忠左衛門彌左衛門弟　永祿元年午十一月三日

二 經久　久右衛門　天正十五亥四月十八日　五十二才

三 彌一

○此間料紙切て上の文を失す

たてまつりける　　左少辨藤原經房

かきくもる雪げの空を吹かへて月になりゆくすまのうらかぜ

此書、數百年を經たれば、蠹損磨滅等のために、よみ得がたき處々すくなからず。然るをしゐてよま

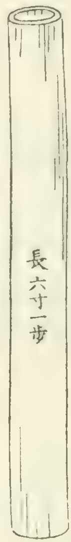
ず、唯ありのまゝにしるす。又假名づかひのみだりに、てにをはの調らざるをも、聊わたくし心を加へず。あるは基道を基通とも書、晦日をつもごりとなせる類ひも、みな本書のまゝに記して、後の考の一助に備ふ。見人疑ふ事なかれ。

勘兵衛の家族、世々別て御社に奉仕して、尊敬すること日々おこたりなし。然れどもいかなる故とも、今までは知ざりしなり。又勘兵衛の家世本文系圖より以來、今に至るまでの續も、家譜に詳なり。扨この外、勘兵衛が家に持つたへたる物は、小長刀一振あるばかりにて、其餘は何の傳說もなし。安德帝行宮の跡、ならびに經房朝臣の墓地、來見權現の社も、皆本文に言ごとく、今に舊跡あり。すべて土地のありさま、舊地と今と聊もたがはず。岩崎の淵は洪水の後、川の瀬かはりたれば、今は東の山の麓を水流るなり。此川、國崎を經て一庫へ流れ落る。景家、種長等の末葉も近邑大原村にあり。是等は平家の餘類とむかしより言傳へたれど、原來家に持つたへし物もなければ、其謂は今迄は知ざりしとや。按ずるに、經房朝臣の傳所見なし。然るに吉田大納言の祖なり。勸修寺家と同時同名なるをもて、混亂の說世に多し。されど此地にて終られしこと明白なれば、別人なること疑ふべからず。又曲亭子の玄同方言に、此事を擧て好事の者の所爲なりといへども、强に爾いふべきにも非ず。其舊跡土地の形勢、本文によく符合せり。

○攝州島下郡粟生福井の兩村に作る所の米は、無雙上品にして、伊丹池田の酒を釀する本米とす。俗に粟生米と稱す。此等の故にや。攝陽群談名物土産の中に神井酒と有。又此福井村に於て酒造をはじめしは、當村に福井重治郞といへる農家代々村長の役を勤む。あり。其先祖宗賢、これを始むといふ。抑此宗賢の遠祖は、人王五十九代宇多天皇の皇子淳實親王九代近江源氏佐々木源三秀義の三男佐々木三郞盛綱後胤なる宗賢、幼稚の頃より出家し、先祖親族戰死の菩提をとむらふ。中年にして同村麒麟山眞

龍寺に登りて、眞乘坊の主となる。然るに元龜の頃、織田信長の爲に亡され、伽藍こと〴〵く廢するにより、據なく還俗して農夫となり。活業の術に心を竭し、しば〳〵神佛を祈りけるに、一夜の夢に、神童來つて、竹の切たるを授けていわく、是を以て業とすべしと、忽夢さめて枕邊を見に、右の竹あり。手にとりてよく〳〵見に、竹の槩なり。是によつて枡を用ゆる活業を爲んと心づき、終に酒造を始めける。時に其酒類なき上品にして、普く世にもてはやせし故、益々家繁昌し、福井酒の名、世に高くなりしとぞ。代々此枡搔を祕藏し、天授の槩と稱す。

槩之圖

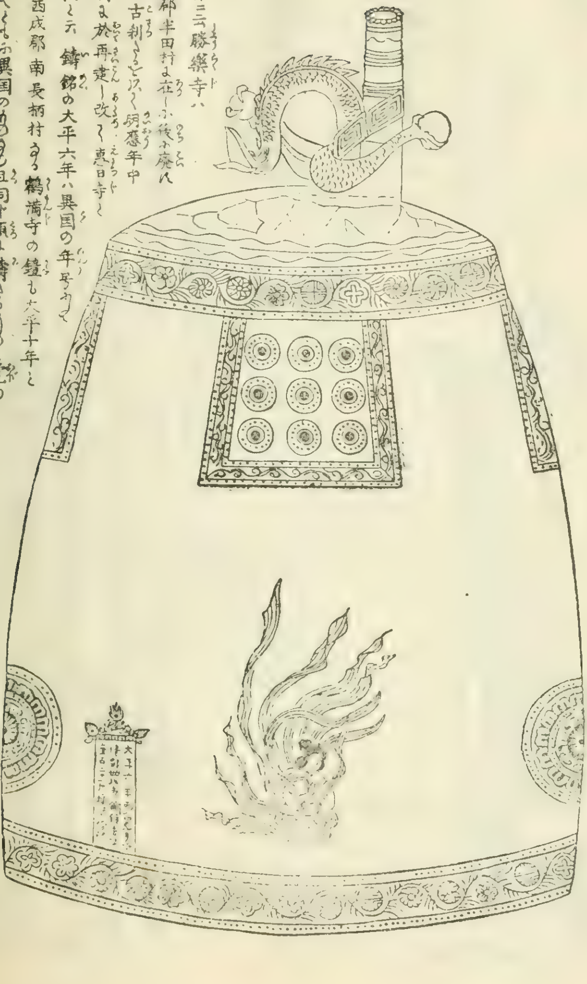


○肥前國松浦郡鏡村惠日寺に皃鐘あり。其形播州尾上の鐘に彷彿たり。大平六年丙寅九月日云々鑄銘あり。又奉施入勝樂寺云々。應安七年甲寅十一月日願主沙彌妙賢敬白の彫銘あり。高サ二尺六寸六分半、口徑一尺四寸七分、律中平盤、百二十一斤、今量を以てこれを計るに、十八



貫六百目なり。

古鐘之圖



彫銘ニ云勝樂寺ハ
旧同郡半田村ニ在しか後ニ廃れ
然ニ古刹なるを以て明應年中
饒村ニ於再建し改て恵日寺と
号しとぞ　鋳銘の大平六年ハ異国の年号ニて
扨又西成郡南長柄村なる鶴満寺の鐘も大平十年と
ありしもニ異国のものニして且同じ頃ニ鋳たるものと覚ゆ

○河内國石川郡南別井村に、慈眼寺といへる黄檗派禪宗の尼僧寺あり。本尊は聖觀音にして、聖德太子梅の木を以て作り給ふよし。又自然石の彌勒佛、別井の古跡等有。當寺に楠公自筆の書とて、紙員六十三枚の冊子あり。たゞ六寸許の小本なるが、書名はなくて、跋に軍檀日鏡と有。すべて軍用の事のみを記して、終に建武二年八月日とあり。傳云、楠公嘗て軍事の暇にこれを筆記し、一子正行に與給ひしとなん。後世に名高き櫻井の宿にて、正行に附與し給ひし軍法の書といへるは、是なるべしといふ。左もあらん乎。近來諸侯方、當寺を訪ひて披見し給ふこと數あり。就中小田原侯披見し給ひ、稱贊のあまり、此冊子の筥をしつらひ、其蓋の裏に、自筆を下し給ふ、其記に云。

河州石川郡南別井村有尼刹。日慈眼寺。什器有。故河攝泉三州守贈正三位近衞中將楠公筆錄眞蹟一冊、裝釘爲小冊子、無外簽、又無書名、跋有。軍檀日鏡云々。建武二年八月日正成著干字又有花押。筆力遒勁、班々有[illegible]。公之用兵韜畧可端倪、公之威武可以相見焉。嗚乎距今四百八十年、其人則無、其書則存。好無意乎可喜矣。余時爲大阪城守、村即今隷於小田原。以故得親爲觀覧焉。此冊子原當以在國商賈蔵之不讓、何以爲守備。適別遣其國、閲局鎬而歸之日、可以善藏之、不欲公諸非其人矣、蓋公之志也。

文化十一年歲次甲戌夏五月

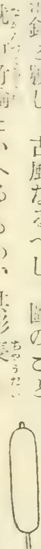
小田原城主從四位下大久保加賀守藤原忠眞 花押 識

印□ □

○同郡大簡塚の東に、梅川といへる流れあり。水源は竹谷より出て、河内村を過加納に至り、白木湊と合流して、終に石川に入。此水邊に夏月螢多く生ず。尤長大にして通例の螢に倍せり。名に高き宇

治石山にもおさ〳〵劣らず。頗る喜觀なり。
又大箇塚村より七町許東の山分に、金蓮山大寶寺といふ佛刹あり。本尊阿彌陀佛の座像長凡一丈許、後光に數多菩薩を彫刻す。總長一丈七尺許、國中の大佛といふべし。

○肥前國天草にて製する魚餅の形、長さ五寸餘、徑七八分許、細篠竹につけて所謂蒲の穗の鉾のごとし。是こそ其始蒲の鉾に似たるよりして蒲鉾と號し、古風なるべし。圖のごとし。



畿內にては其名のみにて形を異にす。就中竹輪といへるもの、其形長なりといへども、大同小異にして、大蒲鉾とも言べきものなり。是は切たる處竹の輪切に似たるを以て、竹輪とはいふなるべし。さるを又、此太き竹のごときを二に割て、半分を板につけたるを半片といひしなり。然を後に尙蒲鉾と言ならはせしが、京師には其名のこりて、半平といふものあり、浪花にて揖身といふものなり。されども眞の半片は蒲鉾と言ならひて、其切たる形をも表して、蒲鉾行燈、蒲鉾窻などいふこととはなれり。其上京師にて半片と號くるものに、浪花にて葛餡をかけて販ぐに安平と號せり。是半片に餡をかくるよりしての名なるべし。然れども是を商者も、求めて食するものも知で過行ものならし。

蒹葭堂雜錄 卷之五

○徒然草第百十九段云、鎌倉の海にかつをといふ魚は、彼さかひにはさらになき物にて、此頃もてなす物なり。夫も鎌倉の年寄の申侍りしは、此魚おのれら若かりし世までは、はか〴〵しき人の前へ出ること侍らざりき。頭は下部もくはず、切て捨侍りしもの也と申き。かやうの物も世の末になれば、上ざまゝでも入たつわざにこそ侍れ。隱解の論云、此章堅魚の事をいふて、古今の變俗をのぶるといへども、全く堅魚の事をいふて、堅魚の事にあらざるなり。夫堅魚は諸所に有て、別て土佐を上品とせり、能々考ふるに、鎌倉とさしつけたるは詞によつて見れば、鎌倉武士をさして、堅魚といふと見へたり。當時太平記の亂にて、武家威勢をふるひ、帝徳を犯し給ふことを歎きて、堅魚に比して斯いふならん。萬乘の君といへども、世の盛衰のがれ難き事をあらはして、衆人の盛衰歎くまじとの教なり。尤兼好、その世にあれば、當日の武家を批議せしむることは、愼の第一なるゆへ、堅魚にことよせて已事を得ざるの情を述るなり。蓋鎌倉の海に堅魚といふ魚は、彼さかひにはさら(た脱カ)なき物にて、此頃もてなす物なりとは、鎌倉武士は、彼鎌くらの境地におゐて、威勢をふるひ無双ものにて、今此頃は下の人々も持賞もの也と、當時の盛んなるを擧ての詞なり。夫も鎌倉の年寄の申侍りしとは、人の物語になして、兼好みづから意趣をのぶるなり。此魚、おのれら若かりし世までは、はか〴〵しき人の前へ出ること侍ざりきとは、今擧日の武士ども、已等が若年の時までは、はか〴〵敷決斷して、上朝家の前へ猥に出ることは侍らざりしにとなり。頭は下部もくはず切て捨はべりし物なりと申きと

は、頭といふは相撲入道をさして言ならん。此入道甚無道にして、放逸無慙のふるまひなる故、天下の人うらみを結び、終には天の罰をうけ、尊氏、義貞、赤松など倶に起りて、鎌倉両六波羅を打破しなり。頭たる入道の命令を聞うくる者なく、下部に至まで入道の下知を甘く喰ざる故、罪きはまりて切に捨はしりしとの物語なりとぞ。かやうの者も世の末になれば、上ざまゝでも入立わざにこそ侍れとは、兼好年代の物語を受て意を述られしなり。抑相撲入道悪逆日々に長じ、天下の大傷と成て、尊氏、義貞是を亡し、一旦天下一に定まらんとせし時、又尊氏の勢強くなりて、大塔宮をはじめ其外宮方を押こめ、終に後醍醐天皇を追奉る。これに依て新田、楠しばらく支ゆるといへども、御運つたなく御方の兵士こと〴〵く亡、帝の御勢おとろへさせ給ひ、尊氏の勢日々に募、鎌倉はいふに及ばず京師を犯し、上ざままで入立事に成はべるとなり。此入立わざにこそ侍れとの一句を味ふ時は、全く堅魚の事たらざるを知べし。肉食の事のみならば、入立と言ずとも、外に書様も有べし。入立との一句にて、武門の帝土に入立て我意をふるひ、天下に令を出し、王命いつとなく消衰へたる事を歎きての文法なり云々。

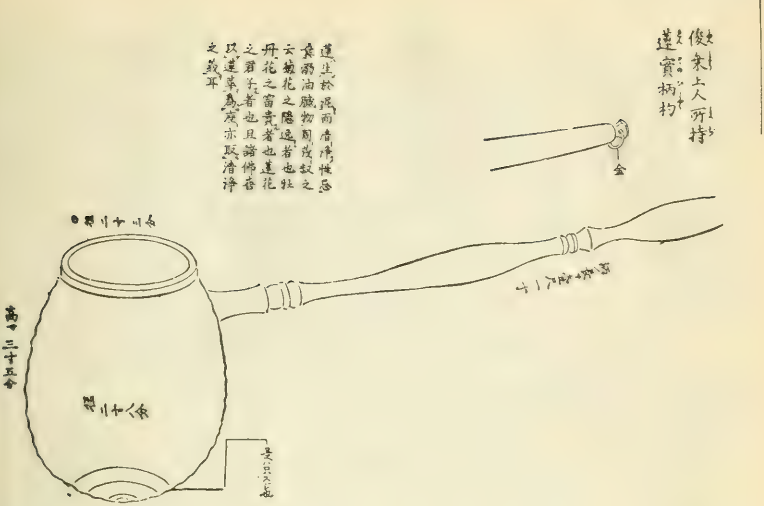
此論諸鈔に見へず。實さも有べく聞へて珍しきまゝこゝに出せり。

○四位侍従正則、稲葉丹後守三寶を信敬し給ふ事浅からず。職に有の日、經説に依て偶思へらく、天竺の尼蓮河の蓮實を得て、百八の念珠となして持たばやと、當時肥前長崎の執事黒川與兵衛正直後號丹後守に此事を談ず。正直、長崎において蘭人に求め給ふにいはく、尼蓮河は水深く、速に流れて跋提河に落、蓮は河岸の入江の如き所々に生じて、花の大さ三尺に過ぐ。實も又随て大なり。よつて念珠となすべき小なる物すべて有事なし。大なるも實熟し、乾きて後水上に落れば、河水甚だ早くして暫

も留る事なき故に、人取得る事希なり。我輩利買のために、彼國界にも往なり。多少は知べからず、手に入なば奉るべしと約して後、七年を經て日本に來る時、わづかに一顆の外は求め得る事の難きよしを述る。黒川侯、即江府に持來つて稻葉侯に贈る。太守昔日の意樂は念珠に有といへども、今大にして而も一顆なるを以て、塗香を入る器となして、腰に帶して常に離たず。致仕閑居し給ひて後、號秦嶺居士命終の期漸近きに臨て、故あつて是を寂紫居士吉永升庵に授與し給ふ。時に元祿丁丑年なり。升庵平日念する毎に、彼冥福を祈りて、口に彌陀の號十聲を稱す。正德五年乙未の夏、是を至軒中川常字に與て曰、我殘生餘なし。故君の回向を生涯に限る事、元より期する所なりといへども、願らく猶しばらく相續せん事をと、常字受ずして曰、先生は其來由あつて讓也、我何ぞ據なきに是を受繼ん哉と、再三辭すれども、宿緣なくんばいかで爰にいたるべき。又思ふ所あればなりと、其求め切なる故に、辭するに言なくて是をうけ、莊嚴を加へて家に傳ふ。色形李毬に似て、長さ一寸三歩、回り二寸七分、朝夕念佛して湖信院秦嶺玄如大德と、常字が一生回向せしは上來の謂なりとぞ。

按ずるに、天竺の蓮の大なること、豫て聞及びたり。南都東大寺の什物に、俊乘坊重源所持の蓮の實の柄杓あり。其大さ口徑一寸三分、廣き所徑二寸八分、高三寸五分、杓の頭とす。上の緑金の金具、柄黑檀壹尺壹寸、次に圖あり。俊乘坊、名重源、姓紀氏、瀧口左馬允季重之三男、刑部左衛門尉重定、出家シテ仁安二年入レ宋、與ニ榮西ニ遇ニ于四明州ニ、相伴上ニ天台山ニ、翌年ノ秋偕ニ榮西ニ歸、後爲ニ源空上人之弟子ニ、改レ名曰ニ重源ニ、後白河法皇勅ニ源空ニ命ニ東大寺再興ニ。於レ是可レ爲ニ源空大勸進職ニ也、源空固辭、重勅曰、門徒中宜レ撰ニ器量者ニ、因以ニ門徒俊乘坊ニ令レ應レ詔。而令下ニ重源ニ領ニ其事ヲ、乃ニ一輪車ニ。大可レ容レ身、車之左貼ニ詔書ニ、右貼ニ辭疏ニ、巡ニ行ス縣ニ、勸ニ萬民ニ、經ニ十餘歳ニ成就焉。元久二年六月五日寂、或云六日、壽八十六。

○永祿十年東大寺大佛殿燒失す。松永久秀が所爲なりと言傳ふ。さにはあらず。和州諸將軍傳卷三云、永

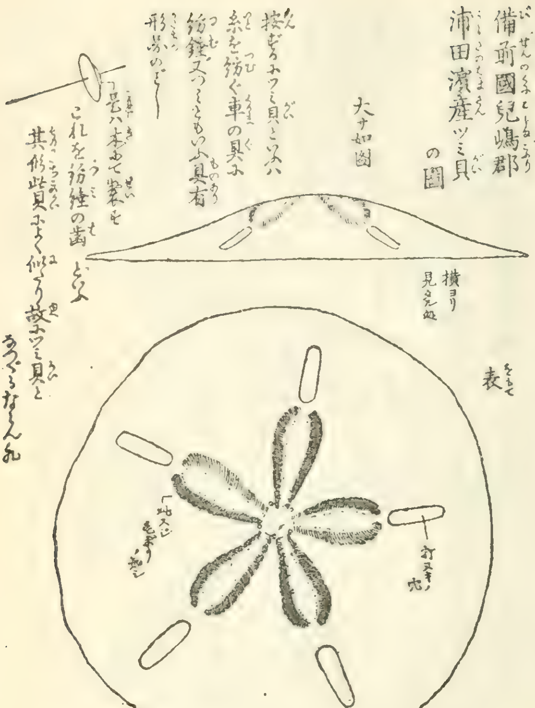


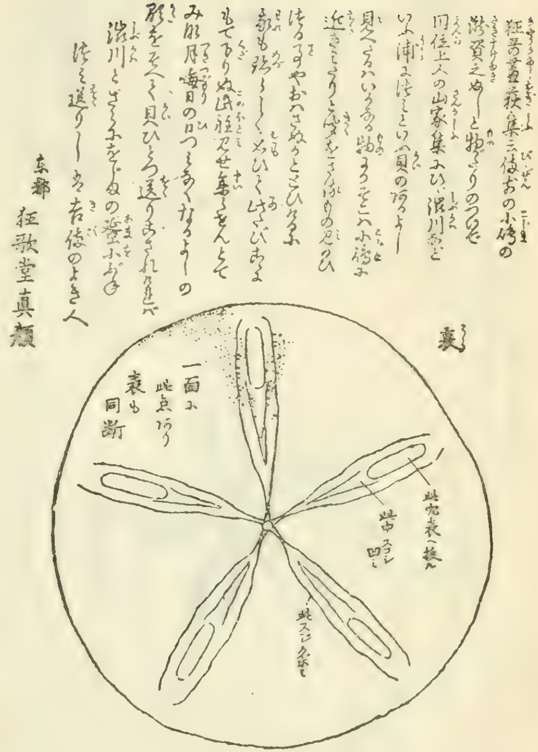
禄十年冬十月十日、南都東大寺大佛殿燒失せり、其故如何となれば、同年六月下旬より松永久秀、奈良多門の城を築て在住す。三好左京大夫源義迷、是を聞安からずと思ひ、一族の三老臣三好山城守康重入道笑三、同下野守慶久入道釣閑、日向守長縁、並に麾下城州淀城主岩成主税頭慶之、細川六郎氏元、松山藏人久清入道新入齋、中村新兵衞高次舎弟新助高之等五千餘人を遣し攻掛たり。細川六郎松山入道は二千餘人にて、右衞門佐久道が信貴山に在城せしを押へ、殘る三千餘人は南都に通り、十日の晩に大佛殿に宿陣す。久秀是を聞、夜討に馴し兵五百餘人を率し多門の城を出て、亥の上刻に大佛殿に夜討して、遂に切勝追崩し、鎗中村兄弟を始め六百餘人を討取。この時三好方忙て防ぎ戰ひしに、篝火あまた燒捨置けるが、三好方の鐵砲の藥に火移り、折ふし寒風の事なれば、大殿講堂中門兩 西門回 廊等こと〴〵く火となりにけり。松永久秀、火をかけ大佛殿等燒亡せしと世間に言說はあしし、審に考ふべし云々。

○山家集云、澁川のうら田と申所に、おさなき者どもあまた物を拾ひけるを問ければ、つみと申ものを拾ふなりと申けるを聞て、

をりたちて浦田に拾ふ蜑の子はつみよりつみを習ふなりけり

一說に、此つみといへるは貝なりとぞ。然れども未だ其形をしらざれば、彼國の知己に此事を言や



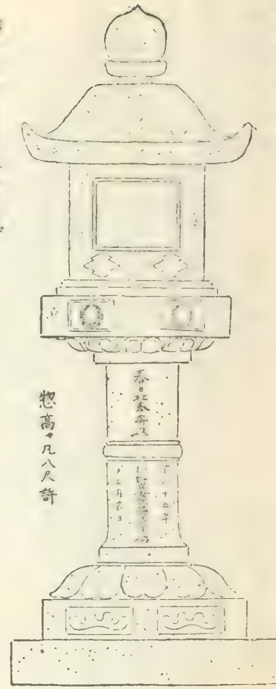


りしが送りこしたり。浦田といふは備前國兒島郡澁川村にありて、浦田の濱とて海邊なり。此つみ貝、何の能益ありやしらず。只童の手遊びに拾ひおりしたらんか。尤大小ありて一様ならず。こゝに圖するものは、就中大の部なり。小なるは徑一寸許なるもありと聞ゆ。

○南都春日神社の境内には、古物の燈爐あまた有て擧て數ふるに暇あらず。就中石燈籠にしては祓戸、

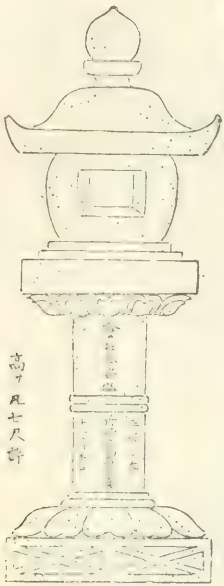
探幽之燈爐之圖

狩野采女正藤原守信
寬永十五年寅三月吉日



尙信寄附之燈籠之圖

正保二年十二月吉日
狩野主馬藤原尙信ト右



金燈爐には蟬の燈籠、淺野侯の燈籠など世人擧て見處なり。こゝに若宮御供所の傍に、狩野探幽の寄附せし燈籠一基、又狩野尙信の寄附一基、同所にならびて建たり。人物一覽云、寬永十三年探幽齋任ニ畫所法眼ニ云々。書畫一覽云、守信初采女と稱し、探幽と號す。法印の位に叙す。孝信の長子なり。丹靑の妙は世の知ところにして、狩野のみならず、海內の畫風此法印出て一變し、今に至て其粉本を準的とす。延寶中に歿す。七十三歲とあり。燈籠の年號は寬永十五年とあれば、歿期より三十五七年も以前なり。尙信は初名一信、自適齋と號し、主馬と稱

す。探幽の弟にして、又妙手の聞高し。慶安二年三十四歳にて卒すと同書に見へたり。燈籠は正保三年と鐫しあれば、死期より漸々四年以前なり。兄守信に先つ事又廿五七年。嗚呼定ざるは世のならひ也。正保三年より今年安政四年迄二百十餘年に及べり。

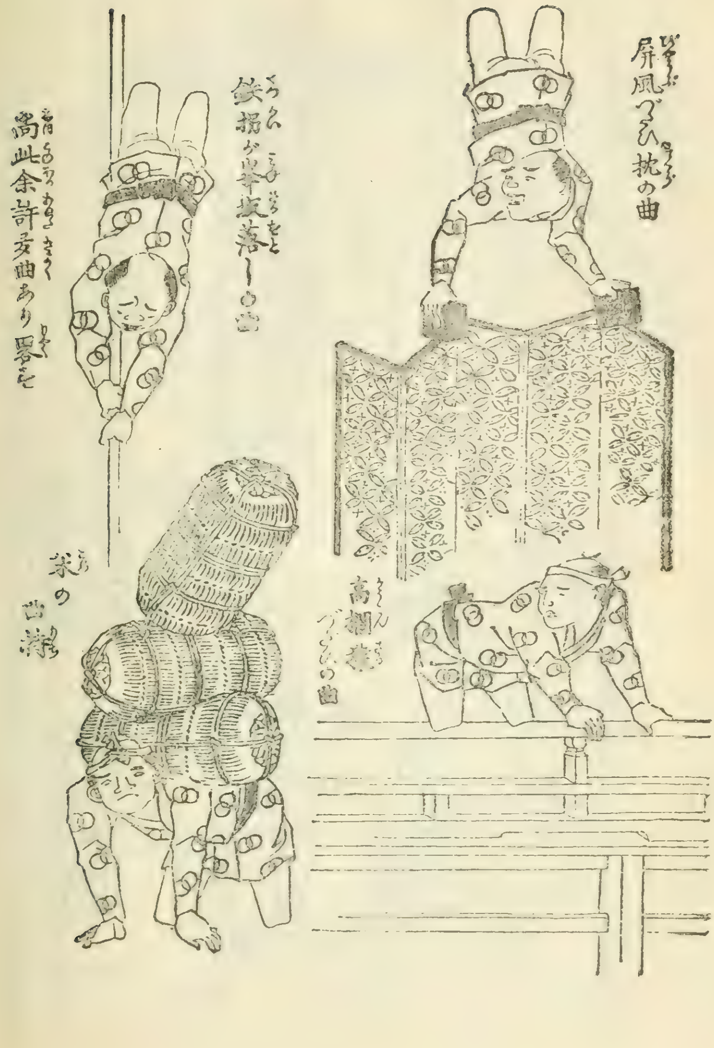
○佐久間右衛門尉信盛は、織田家の老臣にして随一の人たりしが、大阪本願寺を攻んため、天王寺に向城を構へ、今の月江寺の地、世人尼寺と云。又俗に眞田のぬけ道といへり。信盛を大將として、一子甚九郎とゝもに三千餘騎にて籠置しに、此信盛、一宗の根元を滅却せん事よしなき事と思ふが故に、無事に城をだに渡しなばと思ひて、數月對陣のみして茶湯などを翫び、更に合戰せざりし程に、織田信長公大に怒つて追放せらる、信盛浪人と成て、終に播州釜井の山奥五加木が谷といへる所に閑居し、同伴の老翁四人と共に住居し、平生に五加木を食として、更に他物を喰はず。百十餘にして壯健なりとて、孫なる佐久間久左衛門といへる士扶持するに、金銀米絹の類ひにあらず。只朝鮮人參を調へて送りけるとぞ。久左衛門へ送りける短册に、仙家花といへる題にて、

こひしさを慰むやとて山がつもをのが心の花のみやこ路　經盛

又裏書に、慶長十七年三月十八日とあり。此幽谷といへるは、二丁四方が程は五加木ばかり生繁りて、頗る難所を經ずしては行がたき山分なりとぞ。實に末世の仙といふべし。此久左衛門は君公その孝慈を感ぜられ、御あげ用ひ有しとなり。

○寶曆九年、四國路の産なるよしにて達磨男と號せし者、浪華に登りて道頓堀に於て觀物とせしが、大に評判高く繁昌せり。抑、此達磨男といふは、兩脚ともに膝頭より下のなき支離なり。然るに種々の藝をなして諸見物を嬉ばしむ。實に前代未聞の人物なり。さる程に遠近に聞えて、是を見物せさる


達磨男藝品畧圖
雨中の曲
吹貫の曲
故人滄川公佐画
擔桶に水を入腰をろし
荷ひ手をはなちて
天秤うけの曲
板を立て其上に
逆立の曲


屏風づたひ枕の曲
鉄拐が峯坂落しの曲
高欄づたひの曲
尚此余許多曲あり畧之
米の曲持

者なく、近來前後に雙なき大繁昌なり。されば延寶の缶兒は、手なくして足を以手の用をなす。當時の達磨男は、足なくして手を以て足の用をなす、實に一對の奇觀といふべし。

○文化六年冬、浪花道頓堀において猨を觀物とす。昔より其名を聞および、畵きたるを見といへども、生物を見し事なき物ゆへ、見客山をなして流行せり。凡其形狀猿の大なるものにして、面躰毛色等大同小異あり。面色黑く、毛色鼠色に茶を帶たり。其頃在留の蘭人加比丹「ヘンテレキドヲフ」人名の云、此猨は爪哇國に產するものにして、「ヲーヲー」と號くとぞ。實に稀代の觀物なり。



狙仙寫
縮圖

本草綱目、猨猴は川廣の深山の中に產す。猿に似て長大なり。其臂甚長くして能氣を引ゆへに多壽なり。其臂骨を笛に作るに甚清亮なり。其色青白玄黃緋の數種あり。其性靜にして仁慈なり。好んで果實を食ふ。其居事多く林木にあ

り。能數丈を越て地に着泄瀉して死す。惟に附子汁を飲ば免るべし。其行に多く群る。其鳴こと善啼一鳴三聲凄切にして人の肝脾に入。或云黄なるは是牡にして、黑きは此牝なりと。按ずるに、當時の猨は面手足とも黑かりし故、正しく牝なりしならん。

○浪花の俳優先代竹中綱八（自明和至寛政役者）の幕内に、忠信の喜助と異名をつけし囃子方あり。旅芝居に西國へ下り、難船して衣裳道具は言に及ばず、一統に衣類まで失ひ、怪我なく歸りしを悦ぶほどの事なりしに、此喜助一人鼓を放さず携へかへりし故、斯は號しとぞ。此者度々西國に下りて難船にあひしよし、一年長州へ芝居に下る折から、澳にて丑寅の暴風にあたり、一天墨を流せし如くにかき曇り、波濤頭上に踊り、船は數十丈も上り下りて、船中の人恰も米俵をもてあそぶごとく、右にころび左にまろび、今や此船海底に沉みなんと思ふばかりなり。原來雨は車軸を流したり。船頭水主は帆をおろし、命かぎりにはたらきて、何方にも漕付んとす。時に一統祈誓をかけし神佛の加護にや。少し風やみ波おだやかになりけるうち、松風の音しきりに聞へければ、船頭是を考へ、是は島か山かに近づきたりとて、風の音を的となし、めい〳〵に櫓をもつて、腕をも折よと漕ほどに、次第〳〵に諸木の葉音近づけば、皆々是に力を得て、島はいづくと尋ぬるうち、風大にやみ浪しづかになりて、闇夜のごとき空さへも、見うちに晴わたり、日の光かゞやきたり。船中一統蘇生のこゝち何に譬んかたなし。時に近づきし山を見れば、何國ともしらぬ島山にて、更に人家の有とも見へず。されども命助りしこと、ひとへに神佛の加護なりと悦びつゝ、船に入たる淦をかへ出し、船の破損を修理するうち、島山の松の枝に猿一疋顏を出し、此船を見つけ驚たるにや。忽ち枝をわたりて奥山へかけ行けるが、暫くするうち追々に數多の猿出來り、次第〳〵に群て其數あげてかぞふべからず。猿は礒邊になら

び、木の枝に上りて船中を指ざし、キャツ〳〵とかしましく啼立けるが、又暫く有てのこらず山奥へかけ入たり。皆々是を見て何事にやあらんと不審おもふ處に、又數多の猿出來りしを見に、今度は人よりも少し大きく覺ゆる猿の、毛はところ斑にはえ、口は牙長く生出、いかさま老猿と思しきを、十四五疋の猿手がきにして連來り。扨又以前のごとく磯ばたに列び、此度は聲を立て辭義をする形勢にて、彼大猿をおしへ拜みては、又辭義をすること數回なり。皆々大にあやしみ、言語通ぜざれば其趣意わからず。一人の云、彼親猿を敎る禮は、全く食物を乞ものならん乎。然れども斯る邊土に漂ひ、幾日を經て人里に出んやはかり難きに、聊にても食物を減さんこと思ひもよらずと、船中評義區々なりしが、向ふを見に栗柿などの果樹ありて、ことごとく實生たれば、食を乞にもあらざるかと、めい〳〵浮漂けるが、先試みに握飯を投て遣すべしとて、直に握飯をこしらへ、二箇三箇ほりて遣ければ、是を取て岩の上に置て、又もとの如く物たのむ形勢なれば、何とも一ゑん合點ゆかず、時に此中に吉藏といへる衣裝元、才智あるものなりしが、不圖こゝろつきいふやう、猿は人の心を能さとるものゆへ、何さま此船を芝居の船と見つけ、我々に狂言を好むにや有んと、皆々大に笑ひ、何とて猿のかゝる事を知るべきやといふに、吉藏重てさにあらず、斯のごとく道具などあるを見つけ、且よく其氣をはかるものなれば、其いはれ無にしもあらず。さればとて猿の爲に狂言もなるまじけれど、思ふにかやうの畜類は、よく其恩を知るものなれば、所望をかなへなば、我々故郷へ歸る便とも成まじきとも言がたしといふに、一統横手を打て實もつともなる事なりとて同じければ、吉藏の思ひ付にて、三番叟の衣裝を出し、烏帽子鈴など取そろへ扇をもてば、めい〳〵笛太皷を出し、囃子にかゝるに、互に顏を見合せ、是はいかなる事にや。前は已に海中に沈み、魚の腹中に葬られんと





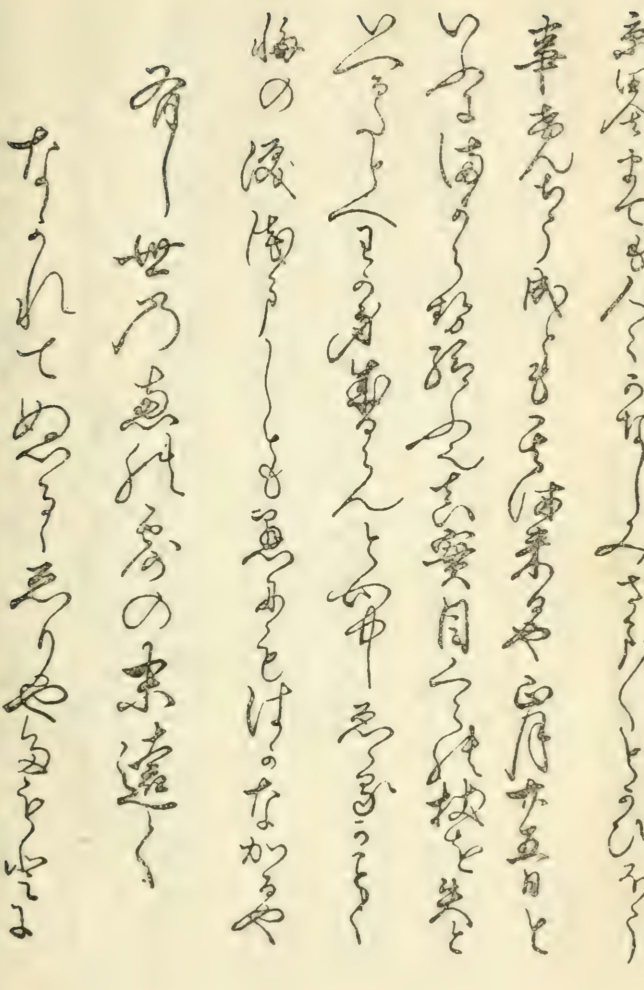
せし身の、不圖も命助り、今又、猿の爲に打はやしをなすこそ可笑けれといへば、又一人は是ぞ命を助りし悦びの舞にてこそあれと、おの／＼思はず笑を催し、興に乘じて囃子立れば、吉藏は三番叟をむやみに、只おんは／＼と烏とびやら鳶のまねやら、拍子にかゝつて舞ければ、猿は是を見て大猿を向ふへ又々かき出岩上にのせ、めい／＼聲を立て歡ぶありさま、彼老猿も手を上ておふ／＼とうめくが如く悦ぶていに、船中の者ども、さればこそとて囃子をおかしくなせば、水主船頭も浮れ出て、鉢をならし、舟板をたゝきて合すれば、吉藏は益浮れ、鈴と扇を打捨て、花笠を兩手にもち、三番叟なりの鐘が岬、めい／＼腹をかゝへて可笑がり、是にあはせて囃し立、漸く舞終りければ、猿は以前のごとく頭を下て辭義する如くなし、又彼大猿をかきて山奥へはいりぬ。一統顏を見合どつと一同に笑ひつゝ汗を拭ひけるぞ可笑けれ。かゝる處に又むら／＼と猿出來り、めい／＼何かは手に／＼携へ來り、岩の上に搔上りて、舟の舳を見かけて打こみ／＼禮する如くして、又山に入ぬ。おの／＼是を見に、則章魚にて何の用捨もなく乾たるものなり。曾て聞及ぶ、猿は海邊にて蛸をとり、木の枝などにかけて乾食物とするよし符合せり。正しく是を禮に持來りしならんと、其志を感賞し、思はず落涙しける。畜類さへ吉藏が無法の三番叟の價とて、許多の干章魚を惠みたり。夫に引かへ浪華にて無錢の多き事はと、又笑を催しける。時に又壹疋の猿出來りて、今度は高き松の枝に上り、遠方をおしゆる形勢、いかさま是は湊ある方を敎ゆるならんと、磁石を取てふり見れば、則東の方を敎ゆるゆへ、めい／＼承知のていに點頭つゝ、夫より東をさして行けるが、折しも西風吹出て、三日にして山を見つけ、爾後長門國に着けるとぞ。

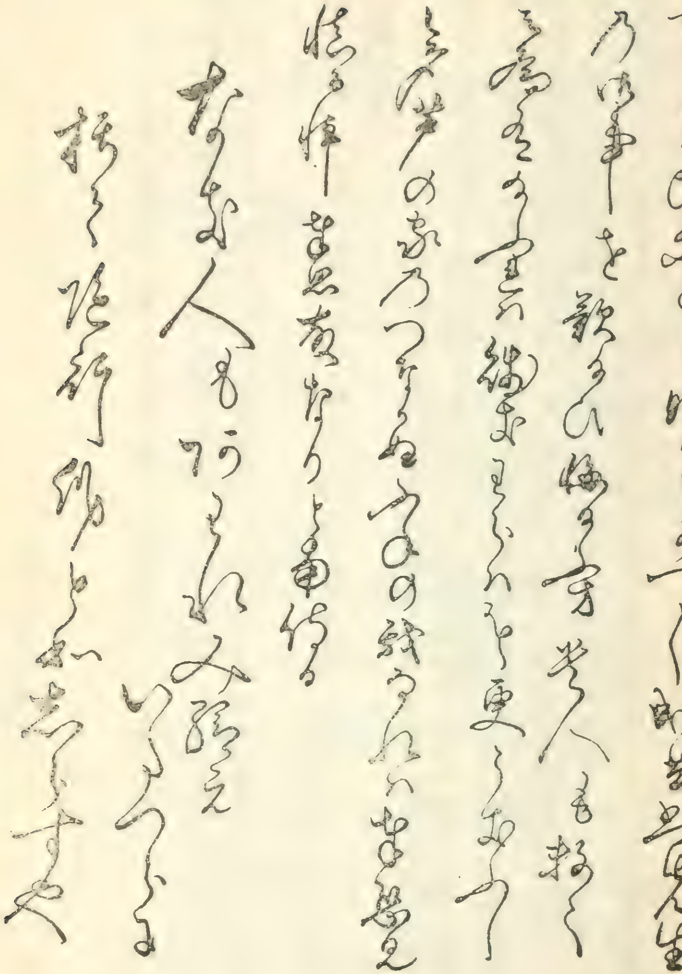
○三好正慶尼（俗名又奴の小万といふ 浮瀬茶屋雪）蒹葭堂主人の死を悼みて贈る文に云　自筆写

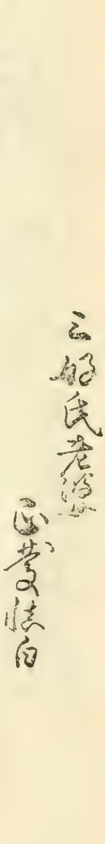
浪花にかくれし浪人菩薩蔵と申し人生涯中
御方行の御身の方にものにわかれ
なる生得乃心よしハ普く世のひとしる
事なれ共思議の世縁有てちるつきせぬ御あるよ
わかれの時紀葉なる焼なくとも其河しお
を思ひはへるなりすらむとも折さるゝ人はて
すゝ縁をいとおしむころすまめでたく数々縁の

としもか花色あるなくなりていかの河郡山柳里
来まひとしかへしみえ書承女とせは
其ハ婦きよ幼より四安なしみなたらちね
こゝろみの書ともは孫あまりしくゆかしかし
其後姫みくとせりていと若き少女婚しそとの
吉村氏へ嫁しまうせしとく好よ節あのこゝろも
当初せしハわれハ祖母いまた世にいますにて侍りき へ
家内に残りて住ひもあるされハ世よ有よ

孫婿蕉意の画をよみ其人ハ老たる親をもち
後の世の事とも歎き悲しみ居しに程なく世をさりしひ
享和二年むつ月の中ころまで乃姫の喜びなかりける
とて酒のみまへより例よりも藝を好みしく
お依て世にかし孫へるりんきなる程うたがひ
その道有ていと去りく思ひ常にふかくいとつよ
やうよその多くへとやかくなしにも事なるへしやと
扨この孫婿をはしめて写る書画を拝見しなる





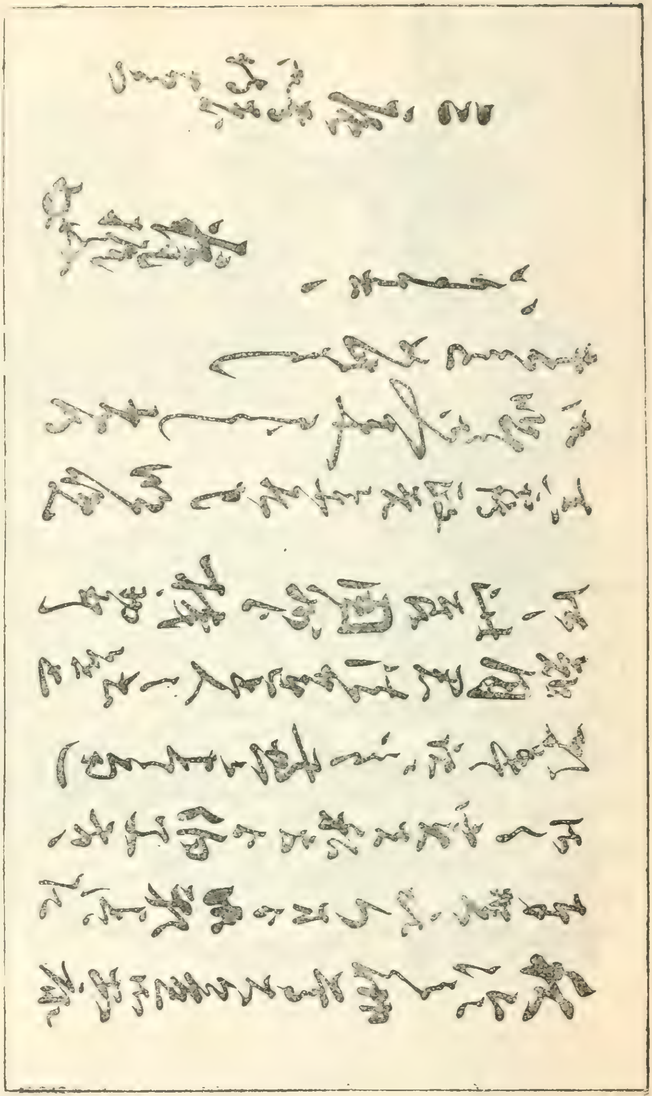


按ニ、正慶ハ文化三年ニ歿、行年七十八才、然當享和二年ハ七十四才ノ時也。

○相撲の關取たる谷風梶之助は、古今無双の力者なることは、世人普く知る所にして言ふに及ばず。和歌の心がけなど有て、手も拙ながらず。是等の事は人しらざる處なり。或人の藏せる眞跡を乞得て寫せるを次に出す。

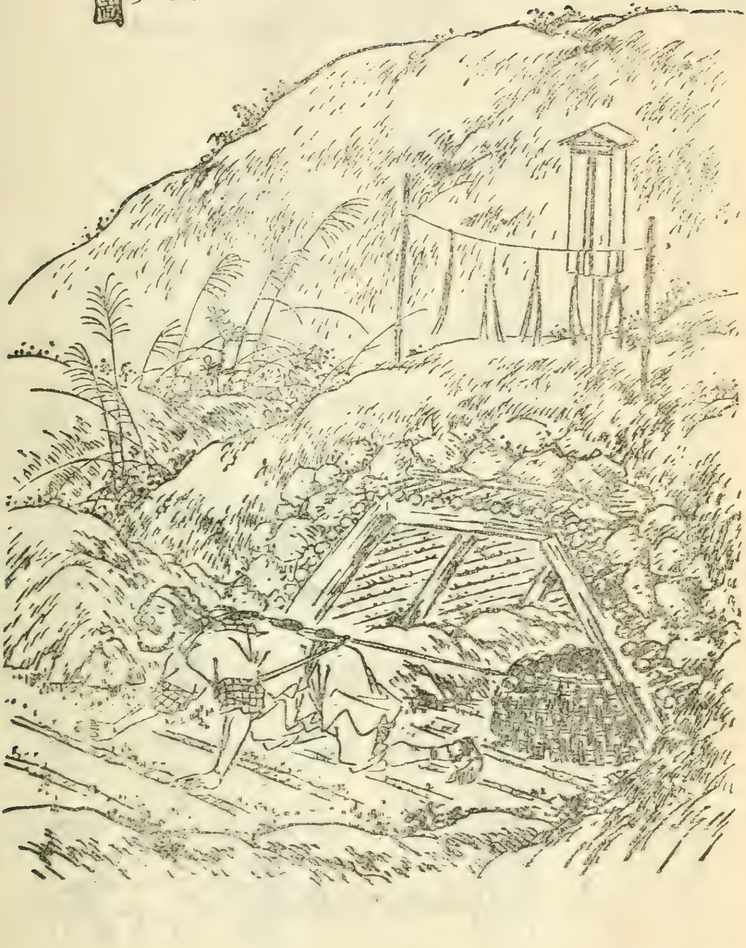
生年は寛延三年にして、寛政七年乙卯正月九日流行の風邪に染て病死す。行年四十六。法號釋姓谷響了風。

○信州松本の城は、いにしへ武田信玄の居城にして、深瀬の城と號せし所なりとぞ。當時例年正月十一日鹽市といふ大法會あり。生土宮村大明神の社司、當日市神（或は鹽市大明神云）と號し、城下の市中に社檀をかざりて神事を執行ふ。遠近よりこれに群參して賑へるゆへ、觀物放下師など夥く有て、隣國に無雙紋日なり。然るに亦城下の富家よりして、鹽を些づゝ紙につゝみ參詣の多勢に施す。おの〳〵是を受得て家土産とし、或は神棚に供ふ。此事往昔より有て、其初ること最久しとぞ。里人傳へて云、往昔戰國の折から、敵方よりして當國へ鹽運送の道を塞ぎ、國兵を苦めんとす。さる程に自から鹽乏しく、漸に盡て國兵しば〳〵氣力を失ひ、幾難儀に及べり。然るに隣國の好みを以、越後の長尾謙信より鹽を運送す。國兵これに力を得て戰ひに敗せず。頗る勝利を得たりとぞ。その吉例によつて、



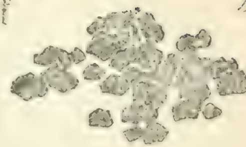
後世にいたりても尚鹽市と號して是を祝ふものなりと聞ゆ。資鹽は五味の中にして、一日も缺べからさるものなり。

石炭堀の圖



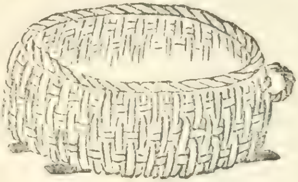
石炭

細き堅炭のごとし

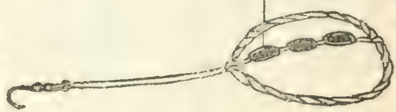


簣

石を盛て引出るかごなり竹にて制す



是ハ鉄の金具にて穴口低き処へ入れ出るに上の丸木にて綱のすべらざる用心なり

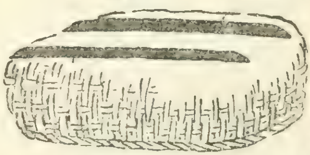


山をうがちて石を取具なり



底の図

底のさんに鉄の板金を打つけ有り是も引出るにかごの底の破れざる用意也



近代正說碎玉話云、北條と今川と相計て、遠州武州の鹽商人を留て、甲斐信濃に鹽を入ず。此を以て信玄の兵を困んとす。謙信これを聞て、領國の驛路に令して、鹽を甲信に運ばしむ。我は兵を以て戰ひを決せん、鹽を以て兵を窮せしむることをせじと言送られければ、信玄受られたり。是謙信の義にして且勇なる所なり云々。則此時の事を言傳ふるものなるべし。

○石炭は中國九州等より多出せり。俗に五平太といふ。按に、其初五平太といへる者の堀出せしものならん乎。鹽濱の薪に代てこれを用ゆ。其石炭を取こと金銀を堀出すに同く、山を鑿穴を爲て、左右上等に丸木を以て圍とし、漸に鑿入こと數十丈、取得て外に出るに、穴の口上低きゆへ、石炭を入たる籠を引て、四這になりて出る。其形勢圖するが如し。尤此堀出す者は、其土地の産の農民などには非ず。五平太鑿とて別にありて、諸國を廻て石炭ある山を鑑定て、價を極め買切て鑿ち取事のよし聞ゆ。尤此石焼とき臭氣ありて、家事の日用には用ひがたし。異名煤炭、石墨、鐵炭、焦石、烏金石と號。本草綱目に、所謂南北諸山出處多、古則書字、故名之、今以代薪炊爨、煆錬鐵石大爲民利。土人皆鑿山爲穴、横入十餘丈、取之有大塊如石光者、有疎散如炭末者、俱作硫黄氣、といふもの則これなり。

蒹葭堂雜錄　大尾

文會雜記

文會雜記卷之一上

備藩　湯元禎之祥識

男明善子誠校

一寛延二年己巳東役ス。松崎君修曰、徂徠四家雋ヲ作リテ、彌右衛門ハヨク書ヲ精細ニ見ル者ナリ。改メヨトテ見セラレタリ。春臺、即點發ナドノ誤リタル所、處々ニ付紙ヲシテ戻サレタリ。徂徠見テ、彌右衛門ガ讀書カヤウニテ精細ナルト思フヤ。彌右衛門ガ見ヲトシタル所、イク處モ有トテ、處々ニ付紙ヲセラレテ、春臺ニ見セラレタルト、君修物語ニテ、平子彬云ケルト也。子彬俗稱三浦平太夫、初峽侯吉保ニ仕ヘリ。

一春臺云、經濟ノ事サマ〴〵云トモ、畢竟老子ナドハ禮樂ヲ捨タルニアラズ。禮樂ニテ治メラレヌ時ヲシリテ、老子ノ一道ヲ說出セル也。サレバ吾モ詩經解ヲヲハリテ後ニ、老子ノ注ヲスベシトテ、僉々云ハレシガ、老子ノ注十八九章出來シ比、物故セラレシ、ト君修ノ物語ナリ。

一神祖遺事ハ安澹泊ノ著述ナリ。深ク祕スルニヤ。澹泊ハ大ニ博識ノ學者ナリ。然レドモ文章ハ如何オボツカナシ。遺事ノ中ニ首實檢ト云フコトヲ備ニ首級ニト書レタリ。供トハ云ハルベキガ、備トハ云ハレマジト云コト、岡田彦右衛門ガ物語聞タリシト也。サレバ南郭モ本書ハ見ラレザルヤ、序ハ鳩巣ノ書レタルト、南郭語ラレケル。

一徠翁ノ政談ハ自筆ノ稿、今ハ京師（稿以下八字一本ニ據ル）ハノ戎商家ニ藏ム。稿ヲ焚レタルナリ。有德廟ヘ獻ゼラレタル書ナリ。春臺モ見ラレザル由ナリ。君修ノ說ニ、徠翁モ春臺ヲバシカトシラレザルヤ、一世（生イ）サホド氣ニ入ラヌヤウニテ過ラレタリト也。

一壽門松ノ文章ハ、小宮山杢之進幕下士書レテ、李江晋ト作者ノ名ヲセラレタリ。李ノ字ノ中ニ木ノ字アリ。江ノ字ノ中ニ工ノ字アリ。晋ハ進ノ聲ヲカリタリ。甚器用ノ人ナリ。故アリテ春臺ハ交ヲタヽレタルトナリ。

一伊藤快凰ガ唐音ヲ自分ニハ官音ト云ヘドモ、聲ハ時々違フヨシ、サレドモ俗語ハ隨分ヨク覺タリ、ト春臺云ヘリ。官音ニテナキワケハ、商人口ニ通ズルハ、結句官音ハリツパ過ルユヘアシヽトナリ。

一土準夫一、字ハ勘解由、號曲江、祿千石、御書院番ナリ。名節ノ極メテ高キ人ナリ。春臺ノ病中ニモ日夜ツキソヒ居タマヒ、棺槨ノ世話アリテ、小歛ナドハ、大フロシキノ如ク、具足ヲ包ムヤウニシタルヲモ、準夫ノ孺人ニ縫セラレタリト也。

一東周列國全志ト云俗語ノ書二帙、乾隆中ニ著セル、書林ノ前川携來レリ。三國志演義ノ如キ書ナリ。百回アリ。春秋戰國ノ事畧ヲツヾリ集メタル者ナリ。

一春臺ハ書ヲ校スルコトキハメテ精密ナリ。史漢左傳ノ類、悉和讀要領ノ通リノ點ニ直サレタリ。皆ゴフンニテヌリケシテアリ。一畫ノチガヒ、片カナノ一畫マデモ改正サレタルト也。是ハ會業ニテ讀書甚クハシクナリタルトナリ。君修ノ話ナリ。

一君修ガ與島大夫書トアルハ、島助次郎ト云人ナリ。詩ハ極メテ器用ナル人ナリ。子式モ君修ガ一世ノ力ニテモ、島氏ニハ追トヾキガタキト也。家老ユヘイソガシク今ハ廢學セリトナリ。

一水戸ノ大日本史ハ、神后ヲ后妃傳ニ下シ、大友皇子ヲ帝紀ニ立タマフト。南郭、目錄ヲバ見ラレシト語ラレケリ。

一春臺ノ徂徠ニ與テ豫侯ヲシカリタル論ノ書ハ、イマダ徠翁ノ方ニユカヌ內、徠翁物故セラレタルト也。

一徠翁其外モ林希逸ガ老莊ノ解ハアシヽト云ヘリ。金華獨ガ密ニサヽヤキテ、必希逸ガ惡キニモ非ジト云ヘリ。君修ニ、予、希逸ガ解サノミアシカラジト云シ時、右ノ如ク金華ノ咄ヲ君修語レリ。君修モ云、

希逸ガ解、議論ヲノケテ文字ヲバヨク解シタリ。希逸ニテ老莊ハ解スベシト思ヘル、ト君修モ云ヘリ。

一松崎子允ノ說ニ、琵琶湖ノ景ハ日本ノ景ナリ。薩埵嶺ヨリ海ヲ望メル景色ハ、唐ノ景ナルベシトナリ。

一南郭云、育方ニアマリセハヤキタルハアシカルベシ。アルマヽニ精出サセテ獨進ムヤウニシテヨカルベシト也。君修云ヘルハ、文章軌範ハ極メテヨク撰タル書ナリ。初學ノ士ニハ必見セナラハスベキ書ナリ。

一南郭云、長門ノ詩ハ極メテソマツナリ。長門ハ一風アリト覺ユ。精密ナル學問ハナシ。スベテ西京ニモ精密ナル學問ナシ。輕浮ナル土地ナル故ナリ。吾社中ノ今ノ才子皆極メテ精密ニ心ヲ用ルトナリ。大内忠太夫ガ文ハ、于鱗ガ法ヲ力ヲ極メ、思ヲクルシメテ悟得タル故、極メテ于鱗ニ似タリ。于鱗流ノ文ニ、忠太夫ホド李ニ似タルハ少シトナリ。

一君修云、太史公ガ書ヲ見ルニ、軍ノコト、切タリハツタリト云コト精ク見エズ、司馬遷ハ前漢ニテ高祖ノ世ヲ去ルコトヨホド遠キ故、キツタリハツタリノコト詳ニ知ラザル也。ソレヨリ後ノ史、實錄ニ日本ノ軍物語ノ如キコトカツテ見エズ。是ハイカナル故ニヤ。文人ハ武事ヲシラズ。又武功ヲバソマツノコトト思ヘル故ニヤ。キツタリハツタリノ業ノ見エタルハ左傳ノミ也。左丘明ハ其時分文武イマダワカレズ内ユヘ、直ニ車ニ乘リテ軍ニモ出ラレタル故カト云リ、面白キ說也。

一君修云、士ニハトカクニ武藝ニ精ヲ出サスベキナリ。ヒロク世ノ人ヲ見ルニ、武藝ヲ好ム人ハ人カラノアシキ人ハスクナシ。學者ハ大カタハ人柄惡シキ。學問スル人ノ中ニ偏屈ナル人ハ迂遠ニナリ。才アル人ハ放蕩ニシテ、文人無行ト云ヤウニナル。軍法者ハ片クナナレドモ、人柄ハ學問シタル人ヨリハ大カタハヨキ也ト云ヘリ。

一徂徠ハ才ヲ愛スルコト甚シキ人ナリ。水足平之進ガ十六歲ニテ書牘ヲ徠翁ニ贈レル時、ソレヲ見テ悅バルヽコト甚シ。竹渓ガユキケレバ、水足ガコトヲ云出シテ、サテモ珍ラシキ才ナリ。大事ノ物ナレバ

トテ、其文ヲトリ出シ見セラレタルニ、文字ニモ顚倒アリト云シカバ、徂徠色ヲ變ジテ、左樣ナルコトヲ云ソ。顚倒ナドハ年ユカヌユヘアルハヅノコト也。ソレガ何ノ妨ニナルベキ。此見識ノ勝レタル、誰カ立及ベキトテ、クリカヘシ〳〵ホメラレタリト也。

一金華ハ左傳、檀弓、莊子、通鑑ナド抄書シタルヲ少シバカリモチタリ。外ニ書ハ一卷モナシ。常ニ右ノ抄出ノ書ヲ見テ文ヲカキタリ。人ニ對テモ吾學問ハコレノミナリト云ヘリ。

一宋儒已來書物ヲ注スルニ、是非トモニスマス料簡ナリ。其中ニ朱子ハ然ラズ。未詳、又ハ闕疑ナド云コトヲ云置レタリ。實躬ナル翁ナリ、ト春臺云レタルト君修語レリ。又朱子ハ古書ヲ能讀テ古書ニモ手ヲ下シタリ。二程ナドハ曾テ古書ノサバキナシ。朱子ノ門人ヨリ古書ハヨマズシテ、古書ヲバミゴトサバクト心得ラレタルユヘ、學問大ニヲトロヘタルト覺ユ、ト君修ノ說也。

一君修云、春臺ハ博識ナレドモ、古書ニキハメテ精密ナリ。東涯ハ古書ニハ精密ナラネドモ、博識ハ大ニ春臺ニ超タリト覺ユ。徠翁ハ博識ナレドモ、後世ノ書ハサノミ精シカラズ、ソレユヘ論語徵ニ古書ヲ引レタレドモ、後世ノ書ノ說ノ自分ノ見ト合タルモ、アマタアレドモヒカレズ　コレ後世ノ書ヲバサノミ見ラレヌ故ナリ。只ムヅカシクヨミニクキ書ヲ、ヨミクダクコトスキニテ、戚南塘ガ書武備志、明律ナド、人ノ中々得讀マヌモノヲトカレタリ。

一春臺ノ文ハ、トカク王充ガ論衡、又ハ潜夫論ナド云ヤウナル體ニテ、一テイニテ理ヲ云トリタルニテ、西京ノ奏議上書ナドヤウナル文ヲヨシト云レタリ。ソレ故文ヲ書ルニ、深ク沉思セラル、コトナシ。多クハ夜六ツ比ヨリ四ツ比マデノ内ニ、一篇ヲ書テサノミ直サレタルコトナシ。ソレユヘ擊節シテ立ツヤウナル面白キ事ハナシ。只アリノマヽニ云ノベタルマデノ事也。常ニ西京ノ文ヲ至極ヨシト云レタル故、後漢ノ文ノ如クナラレタルカト君修云ヘリ。又春臺ハ、古文辭家ニハ套語ヲ多ク用ルト云ハルレドモ、李ガ文ニハ套語サノミ多カラズ。

一南郭ハモト歌人ナリ。歌ト書ノ藝ヲ以テ、故甲斐侯吉保ニ仕ヘラレタリ。ソレヨリ詩ヲ學ビ文ヲカキテ、徠翁ニ從ヒタマヘリ。ソレユヘ和書ハヨクヨミタル人也。

一徂徠ノ方ヘ藪久左衞門細川侯ノ臣ユカレタル時、初テ相見シテ、ソナタノ學問ハ夫カタナミ／＼ナラヌコト也ト云テ、其次ニ足下ハ西海ニソダチタル人ナリ。先ヅ舟軍ヲバ如何シテシタマフベキト問ハレタルト也。晩年ハ徠翁如レ此軍法スカレタルト、君修聞タリト語レリ。

一南郭云、子謙ノ春秋世系ハ、色々今アル譜牒ヲ合セテ考タルモノナリ。其中ニ子謙モ殊ノ外イソガシクナリテ、打込テヲキタルトテ成就セズトナリ。

一白石ノ著セル東音譜ハ、國字ノ音ヲ譯言シテ音ヲツケタルモノナリ。

一孔安國ガ書經ノ注ハ、イロ／＼說モアリテ、安國ニテハアルマジト云。イカサマニモ何トヤラン心得ガタキヤウナリ、ト君修モ云ヘリ。又君修云、春臺ハ古書ノ分ハナニニテモ信仰アレドモ、家語ナドノ內ニモ、キツト慥ニ孔門ノ後ニ附會ニヤト、ヲボユル處モアリト思ハル丶ナリ。

一書ヲ音讀スルト云事、中華ニテハ決テナシ、ト井子叔ハイヘリ。君修ノ云シハ、中華ノ人學問ハ多ク諳アリテスル。日本ノ今ノ學者ハ音讀シテ産トスルユヘ、會讀ナドセネバナラヌ埒モアルナリ。又會讀ニテ書ノ見ヤウ格別精クナルベシト也。

一下學ガ文ハ如何ヨキ文ナルベキヤ、トカクニ面白クナキ文ナリ、ト君修ノ論ナリ。又春臺讀子鱗文ハキコヘヌコトナリ、ト君修ノ論ナリ。

一春臺ノ春秋三家異同ハ、唯三傳ノ文字異同ヲ校シタルモノ也。外ニ春秋擬釋例ト云モノアリ。伐國例又ハ弑君例ト題目ヲアゲテ注疏ナドヲ引タルモノ也。少シ出來カヽレリ。外ニ左傳ノ內ノコトナドヲヒキタル物アリ。春秋曆ナドヲトリ合セテ一書ニシタテヽ、春秋經ノ注出來ルツモリナリト見ヘタリ、ト君修語レリ。

一君修云、國初ノ治、東照宮ノ御遺訓ヲ見ルニ、全ク老子ノ無爲ノ道ニ近シ。台德、大猷二廟ノ比ノ大臣ノ議論モ全ク無爲ノ道ナリ。戰國一タビ治リテ太平ナル比ナレバ、サモアルベシ。嚴廟ノ時ハ禮制セラルベキ時ナルベキニ、學才アル大臣ナクテヲシキコト也。

一君修云、春臺ハ物ヲキハムルコトスキ也。人ヲ會釋ニモ、トカクチヨト逢時ヨリ、コレハ此位ノ會釋ニスベキ人ト云格ヲ定メヲカル、類ナリ。書ヲ讀ル、ニハ朝起テ先國字ノ書ナド見、又ハ人ノ見セヲキタル詩文ヲヨミ、又校正ノ書ヲナシ、又會業ノ下ミナドヲシ、色々セラル、ユヘ倦ツカル、コトナシ。夜ハ必四ツ時ニ寢ラレタルト也。其言行キハメテヲリツメテ實儀ナルコト、北宋ノ人物司馬溫公、范文正公ナドニ似タルト也。行狀ヲ書ニ及テ、トカク小學ノ嘉言善行ニ入ベキ人ノヤウニ覺ユルトナリ。

一君修云、日本今ノ士ノ行儀カタク、紀律ノリツパニナリタルハ、昔ヨリ大ニマサレリ。源平ノ時ノ士ハ風流ナルモアレドモ、淫奔ナドノ類サマ〴〵、盛衰記、太平記ナドニ見エタルガ、クサナルコトアリ。今ノ世ハ中々左樣ニハナシ。コレハ戰國ノ時信玄ナドヨリ打ツヾキ戰國ニテ、神祖ノ御世ニナリテモ、人ノ氣遣ヒ物ニ氣ヲ付、負ジ劣ラジトスル所ヨリ、行儀カタクナリタルト覺ユ。サレバ戰國ノ士ヨリモ士ノ風俗ハ、格別今ハリツパニナリタリト覺ユト也。

一君修云、于鱗ガ古文序記ナドニハヨカルベシ。碑誌傳ノ類、古辭ヲカリテ今事ヲ云ユヘ、不ツリ合ナルコトヲモ書テ、何トヤラン實事モウソト覺ユルナリ。然レドモ碑志ノ類ハ、甚韓退之ニオトリタルナルベシ。又韓ナドノ碑文、多クハ大臣官人ノ事跡ナリ。于鱗ハ人ニ出アハスユヘカ、町人百姓ノ碑傳ヲ書タルユヘカ。存ノ外面白キ事蹟ナキ歟ト云ヘリ。

一君修云、六經ハ何トモ手ヲ下スベキ樣ナシ。コレハ先漢儒專一ノ學ノ如ク、六經ヲ中ニ覺ヘテヨカルベシト也。コレモ至極ノ確論ナリ。

一紀効新書ハ、徂徠ノ跡ニモ書ナシト荻生七之丞云ヘリ。此書ハ公儀ヨリ徂徠ニ校合ヲ命ゼラレタル時、トクト見ラレタルト。但シ武備志ニ出タルニテ、戚南塘ガ法ノ大意見ユベシト也。

一明律ヲ讀デ、大ニ日本ハ中華ト風俗ノ異ナルフ知レリ。律ニアル所ノ罪ヲ、日本ノ人ナドハオカス人曾テナシ。サレバ中華人ハ日本ヨリ見レバ、チトダヽクサナルト覺ユ、ト君修ノ評ナリ。

一徂徠ハ、浮腫ヲ煩テ死去ナリ。春臺ハ隔症ナリ。南郭ハ大ニ養生ノヨキ人也、ト君修云ヘリ。

一春臺ハ殊ノ外ニ字音ヲタヾサレタリ。字彙、玉篇、韻會ヲ以テセラレタリ。其内字彙ハ字ヲ尋ルニヨシト云ヘリ、ト君修ノ話ナリ。元禎云、徠翁ノモタレタル四部稿ノ內、一冊チラト見タルニ、上ニ書込アリ。正字通ヲ專ラ引レタリ。

一君修云、朱子ハ意地ノワルキオヤヂノヤウニ見ユレドモ、情コハクアリツラメドモ、今ノ古學ノ古書ヲ證ニシテ、論ズルト云コトヲ聞セマシタラバ、イカニモ心服セラルベキ也。天理人欲ノ沙汰コソ止ムマジケレ。イカニモ自分モ古書ヲトリテ論アルベシ。ムリニカザリツクロヒテ、人ヲアザムクノ生レツキトハ見エズ。ソノ處ハ徠翁ヨク朱子ニ似ラレタルト也。

一墨子城制ノ處ハ、春臺ニモヨメズシテ、付紙ヲシテ置レケルト也。君修云、管子ハ戰國ノ人ノ擬作ナルベキカ。左傳ヨリ文ガフワ付タルト覺ユ。左傳ヨリモ又古キ筈ナルニ、左ナキハ擬作ナルベシト思ハルト也。

一神祖ノ比ノ大臣本多正信ナド云類、其外ノ諸將グチヲ中人ニクラブルニ、西漢ノ初比ノ人物ニ似タリ、ト君修ノ評ナリ。

一人物ヲ論ズルニ、三代ハ云ニ及バズ。春秋ノ人物一品ナリ。戰國ノ人物一品ナリ。西京ノ人物ナドハ、學問ナキ人モ用ニタツ人多シ。東漢ハ少シ學問ハヤリテ、二十八將ノ中ニモ學問アル人アリ。又東漢ノ中比ナドハ學者ト用ニ立ツ人ト、ニハカニ分レタルヤウナリ。六朝ハ人品オトリ、又學問モムタト四

六計リ書キチラシヽカド、經書ナドハ見ズ。見ルトテモ只四六ノ用立ルコトノヤウニナリ、隋唐ヨリ科學オコリ、學問モ人物モ一變セリ。宋ハ一風アリテ理屈ヲ云ヒハリ、ヲリツメタルト云ヤウナルニテ、北宋ノ諸君子、一體南宋ノ人物ニ又一變セリ。元ハ云ニタラズ。明モ中頃空同古文ヲ唱ヘ、陽明、道學ヲ云テ學問又大ニ變ゼリ。又明ノ季ニイロ／＼ノ學者出タリ。古今ノ學變如レ此、ト君修ノ論ナリ。

一嚴廟ハ垂拱無爲ノ君ニテ、下馬將軍ト云レタル酒井雅樂頭殿ニ何モカモ任セラレタリ。憲廟即位ニテ越後ノ騷動ヲ決斷アリテ、雅樂頭殿職ヲ削ラレテ死去ナリ。實自殺セラレシト云。上使ヲ以テ屍ヲ撿セント云トキ、雅樂頭殿ノ聟藤堂和泉守殿ト松平紀伊守殿ト云ヒハリテ、病死無レ疑。兩人ガ身上ニカケテ僞アラズト云レシユヱ、別條ナク屍ヲ撿セズスミタル、ト君修ノ話ナリ。此雅樂頭殿甚不尤ナル人ナリト云ヘリ。

一君修云、孔門ノ諸子皆々自分ノ生レツキニテ、存寄ヲ一カマヘ／＼ニテ、人ニカヽハラズ、コレニテワザヲ思フヤウニセント云志ナリ。ソレユヱ孔子ノ諸子ノ志ヲ問タマヒシ時、色々ノ事ヲ云出シタリ。後世ノ學流トハ大ニ異ナリ。

一子式ノ詩ハ萬ニ及ベシ。但諸體不レ具、古樂府ナドハ何モナキ也。

一君修云、縣次公、滕東壁ナド云才子ニ守城セシメタラバ、恐ハ朱子ノ門人黃勉齋等ニハ及マジ、ワケハ朱學ノ理屈ダケキ面々ハ、フミツメタルコトハ及ガタキ程ナリ。イカニモ徂徠ノ學問、聖人ノ道ニハ叶ベケレドモ、アシク心得タラバ、バツトシテ蹈ヘ處モナクナルベキニト也。

一南郭己巳ノ春氣色快クナラレテ後、某ガ見廻テ題壁ノ詩ヲ作リタルヲ和セラレタル詩、

　寒盡還蘇病後身、江東花鳥逐二靑春一、誰知張翰杯無レ恙、轉自二生前一混二酒人一。

一赤穗四十六士ノ事、佐藤五郎左衞門直方評判ハ、仇ヲ報ズルコトヲセズシテ居ル料簡ナリ。トカクニ

赤穂侯ノ死ハ毒ヲ食テ死シタマフ如キ類也。タレヲ相手ニスベキヤウナシト云ヘリ。又聖賢生レタマハヾシカタモ有ベシト云リ。長澤純平モ議論アリ。

一京師ノ神職羽倉齋宮弟子兩人羽倉東之進、岡部三四ナリ。加茂眞淵ト稱セシハ則三四ノコトナリ。三四ハ和歌體ノ古體ヲヨメリ。右衛門督君ハ殊ニ和學ニ長ジタマヒテ、朝廷ノ典故ニ熟シタマヒ、三四ヲ愛セサセ給フ。東之進モ田安公ノ俸ヲ賜リシニ、後俸ヲメシ放サレシト也。

一正木ノカツラト云和歌ノ事ヲ論ゼシハ、莊内ノ人酒井左衛門尉殿ノ家人、久米五郎兵衛ト云人ノ作ナリ。

一南郭ノ料簡ハ、トカク治道モ老子ノ流シカルベシト思ヘルニヤ。或時語リテ云、先王ノ禮樂ヲツクリ給ヘルモ、治平ニナレント思召タルユヘ也。然ルニ今太平ナレバ、モハヤ禮樂ニモ及バヌコトナルベシト云レシ、ト君修ノ話ナリ。

一徂徠ノ學則ノ第一則ハ、徂徠ノ著シテ書付テ額ニシテハリツケテ有リ。春臺ナドノ相見ノ時ハヤ如レ此ナリ。ソレヲ段々ニ字ヲ直サレタリ。後ノ數則ハ一同ニ出來タルト也。春臺モ學則ノ第一則ハ、眞ノ古文ナルベシト云レタリトナリ。又君修云、日本ニテ眞ノ古文ト云ハ、學則ノ第一、又ハ南郭集ノ中ニ少シアルベシ。三稿ニ見エタル長門侯ノ關東川浚ノ碑ナドノ類、眞ノ古文ナルベシ。南郭ノ文モ不レ李不レ王別ニ古文ノ一體面白ク書ナセリ。詩ハ海內ニ又比類アルベカラズ。子式ガ詩ノ絶技ナルモ、日東ノ獨步ト稱スレドモ、又南郭ニハ及ガタキ事也。文ハ眞ノ古文ト云モノ南郭集ニ少々アルベシ。近比ニナリテ熊耳又ハ鶴殿主膳ノ文、眞ノ古文辭ト云ベシ、ト君修ノ話ナリ。南郭モ士寧子緯ノ二子ハ、于鱗流ノ古文ナリト云レキ。（內閣本云、又南郭士寧子緯ノ三子ハ于鱗流ノ古文也ト云ハレス。）

一詩書古傳ハ三十四卷アリ。西京マデノ書三十四部ヨリ、詩書ヲヒキタル所ヲヌキ出セリ。後漢ノ書ハトラズ。春臺モ甚古傳ニハ骨ヲ折ラレタル書トナリ。十八卷已下ハ大宰伴十郎淨寫セシトナリ。

一汪伯玉ガ文ハ、トカクハ面白ナシ、ソレヲ元美ナド、メツタニホメタルハ如何ナルコトニヤ、心得ガタキコトナリ、ト君修ノ評ナリ。

一神祖ノ海内ヲ治メ玉ヘル治平百年、コレハ三代ニモ勝ルベキナリ。夏ハ禹王ノ御子啓ソレヨリ程ナク亂レ、殷ハ未ゝ詳、周ハ文武成康トツギタレドモ、昭王南遷シテ歸リ玉ハズ。日本ノ今ノ治平ハ、大ニ夏周ニ勝レル體ナリト思ハルヽ、ト君修ノ論ナリ。又日本ノ公家ノ昔ノ體、トカク唐ヲ擬セラレタル物ユヘ、比叡山ヘ御幸アリテ、亂ヲ避タマフト云ヤウノコトモ、玄宗ノ蜀ヘ幸シ、德宗ノ奉天ヘ幸シタマフマネノヤウニ覺ユトナリ。

一南郭ハ謝安ニ似タル人ナリ。喜怒色ニアラハサズ。人ニカマハズ我物ズキヲ立ラレシ人ナリ、ト子式ノ評ナリ。君修云、日本近來ノ學者皆酒量アリ。仁齋ハ其中下戸ナリ。東涯ハ上戸ナリ。闇齋、淺見重次郎モ上戸ナリ。徂徠ハ下戸（モ上イ）、南郭、春臺モ上戸ナリト也。

一大高坂清齋ハ、松浦肥前守殿招シ所ノ臣ナリ。此人適從錄ヲ著ス。仁齋ヲ誹レル書ナリ。

一日本ノ古ノ日本紀ナドハ、編年ノ體ニモアラズ、史ノ躰ニモアラズ。實錄ノ體ユヘ面白キコトナシ。水戸ノ日本史ハ近頃出來タリ。コレハ本紀志列傳ヲ分ケラレタルト也。

一明律ニ、瑣言、小言ナド云注サマ〴〵アリ。釋萃ト云モノカナガキノ如ク、クハシク解シタル物ニテ、オビタヾシク冊數アリ、ト春臺云レタルト也。會典ヨメガタキ故、律スミニクキ也、ト君修ノ說ナリ。

一仁者心之德、愛之理ト云ヤウナルコトヲ、徂徠モ仁齋モトヤカク云テ、ハリアヒセリ。合セラルレドモ、何ノ用モナキコトナルベシ。神祖ノ御遺訓ニ下ヲ治ルハ、慈悲ト云一言ニテ安民ノ道ニ叶ベシ。然レバ經術ト云テ、メツタニ骨折モ、際ニマカセテ云コトナルベシ、ト君修ノ論ナリ。

一武家ノ今ノ治メト云ハ、韓非ガヽリノコト多シ。尤刑罰ノ刻薄ナルニハアラネドモ、ヒシギ付テ下ヨリトカクヲ云ハセズ、上ヨリ云出スコトアレバ、請サスルト云ヤウナルコトハ、韓非子ノ教ニ似タリ。

又制度ヲキツトサダメラレヌハ、老子ノ道ニ似タル所モアリ、ト君修ノ論ナリ。

一本多佐渡守正信ナドハ、陳平、張良ナドノユキカタ也。本佐錄ト云物一卷アリ。少シ學問モアリト見ユ。但シ人ノ服セヌ人ナリ。酒井雅樂頭殿忠世ナドモ、正信ト同ク、武功ハ何モナキ人ナレドモ、人ノ服シタル人也。ソレハ其人ノ器量ニヨレルナルベシ。又神祖ノ天下ヲ御トリ成レタルハ、唐ノ太祖ホドノコトナルベシ。漢高祖、後漢光武、唐太宗、宋藝祖ナド、同ジ開國ノ君ナレドモ、高祖、光武尤勝レタル人ナリ。其中太宗ナドハ、容レ諫コト得テノ人ナレドモ、眞實ニハアルマジキ樣ナリ。後漢、光武ナドハ諫ヲコバミ怒リ玉ヘドモ、何トヤラン人品ヨキヤウナリ。藝祖尤ヲトリ玉ヘル歟。又太宗ノ英武ハ大ニスグレタレドモ、兄ヲ殺シ內行モスグレタマハズ、神祖已來ノ列君皆三綱甚正シ、コレ中華ノ天子ノ及タマハヌコトナリ。

一神祖已來、キツトシタル制度ト云モノナシ。三奉行シテ天下ヲキリモリスルコト、アマリソマツノコト也。小宮山杢之進ノ評判ニ、御當家ノ政ハ庄屋シタテ也。大庄屋、名主、年寄トテ三職ナリ、ト君修ノ話ナリ。

一子允ノ論ニ、風俗ヲ害スルモノハ、豐後節、淨瑠璃、學者ヲ害スルモノハ、世說ノ風流過タルナリト云ヘリ。

一淫心ヲ動カスモノハ、カナシミノ聲ヨリ引動ス物ナリ、ト春臺ノ云レシ由、君修ノ話也。

一謝榛ガ詩ニ、蟋蟀夜寒揚子宅、芙蓉秋老習家池、ト云詩、其キリ〲ス揚子ガ宅ニ深切ナラズ、オカシキ物ナリ。然ルヲ白石變化シ來リテ、菡萏花嬌西子宅、鷓鴣聲怨越王城、トセラレタル、殊ニ面白キコト也。桂山義樹ソレヲニセテ、葡萄酒滿靑金帳、菡萏花披白板橋、トセラレタル、又大ニオトレリ。又桂山ハモト白石ノ詩ヲシタヘリ、ト君修語レリ。

一左傳ノ文ニ、春秋ノ例ト云コトハアルマジキコト也、ト君修ノ語ナリ。

一君修云、今ノ世上ノ詩ハ皆蘭亭流ナリ。南郭流ニハアラズ。南郭ノ詩ハ手ガカリナリニクキユヘ、子式ノ明詩ノ風、世ニ行ハルトナリ。又子式ハ是非トモニ、于鱗ガ順徳大守タル時マデノ格ヲ一生守ルトナリ。ソレユヘ隨分リツパニ句法ヲ立タルト也。又五言律ノ韻アル句ニ、上●○○●○（仄平平仄平）如レ此、第二字平ノ時、第一字仄ナルコトハ絶テナキト、子式ハヨク覺エテヲラレタリ。又唐詩明詩ナド、カタハシニクリテ見ラレタルニ、トカクニ二字トモツヾキテ平字也。南郭ハイクラモ古人ノ詩ニ、第一字仄字ナルアリトテ、自分ノ詩ニモ共通リニ用ラレシトナリ。

一校尉ト云コト、組頭ニ君修用タリ。南郭ハ副帥然ルベキト云レタリ。コレハ字ヲ新ニコシラヘテ、名ヲツケタル心ナリ。

一律詩ヲ作ルモノ、瀛奎律髓必見ルベキコトナリ。宋元又ハ晩唐ノ詩ヲ、于鱗ハ染直シテ出セル多シ。若使ニ紅顔偏拔レ兕ト云ハ、公道世間唯白髮、貴人頭上不ニ曾饒一ト云三體詩ノ中ニアル晩唐ノ句ヲ、染カヘセルナリ。其外多シト子式ノ說ナリ、ト君修ノ話也。

一君修云、鄭玄ハ文ハ下手ナルベシ。ソレユヘ諸注ヲナセルハ、却テ奇ナルヤウ見エタルナラント也。

一徂徠ハ、初名ハ世上ニサノミ聞ズ。蘐園隨筆刊行已後、世上ニ名ヲ廣ク稱セラレタリト也。

一通雅ハ其マヘハ甚ダ希ニテ、金三十兩バカリノ價ナリ。某ノ所藏ヲ春臺モ借リ讀ミテ、處々抄出セラレタリ。寫本世ニ出テ大ニ價ヲ減ゼリ、ト君修ノ話ナリ。

一孔子家語ヲ刊スル時分八十兩入タルト也。紫芝園稿刊スルニ金百兩入用ナリ。水明卿三十兩バカリ庄内ヨリコスベキ筈ナリシニ、物故セラレテ半分バカリ來レリト、紫芝園稿ハ五百張バカリ、二十卷アリシトナン。詩書古傳ハ此次ニ刻ストナリ。

一徐中行天目集ハ甚少シ、唐本一册アリ。青蘿館詩集ヨリ少シ多キ位ナリ。極テ精選シタルモノ也。子式持居ラレテ、イヅレヤラン諸侯ヘ進ジタルトナリ。

一于鱗ガ少方伯月ノ詩三首、其第一首至テオモシロシ、第三番目ノ詩ノ結句ナド、掬華玄經若レ有レ神、大ニ月ノコトニ深切ナラズ。句モ面白クナシ。イカナルコトヤラン合點ユカズ。作リカネテセンカナク、作リタラメ、ト君修ノ話也。

一李王ノ詩ヲ比視スルニ、格別ノ上手下手無ク。李ガ郡城樓ニ上リタル詩ニ、使君盃酒郡城樓、倚レ檻登臨落日愁、トツクレリ。王ガ詩、使君盃酒一登樓、倚レ檻蕭條落木愁、ト作レリ。同ジヤウナレドモ、一登樓ト云一ノ字ウレシカラズ。蕭條之字、跡ヨリツケタルヤウナリト也。

一朱子ノ同時ニテ張南軒、呂東萊ナド、皆朱子ニ屈服セラレタルニ、陸象山ヒトリ服セズ。鵝湖ノ大極ノ論モ、象山ノ云分甚尤ニ覺ユ。朱子モ陸象山ヲ勁敵ト思ハレタルヤウスナリ、ト君修ノ話ナリ。

一古人ハ多ク自分ノ材ヲ、是ホドノコトハナスベキ事ト云コトヲ定メ置テ、トリカヽリテ專ソレヲ修メタリ。孔門ノ諸賢皆其通リナリト覺ユ。ソレヨリ已後漢ノ賈誼ナド、不幸ニシテ業ヲナサズト云ドモ、上疏ノ内ニ書タル程ノコトハナスベキ也。韓信ガ高祖ニトキテ天下ヲ定メ、武侯ノ天下三分ノコトヲ、先主ニ云タマヘル其言ノ如クナシタリ。武侯モ平生艸廬ノ中ニ、打フシテヲラレタル内、今亂世ナレバ、モシ出タラバ天下ヲ三分ニスベキト云フコトヲ、工夫シテ居タルナラメ。ソレヨリ已後大カタ理屈バカリ云テ、自分ノ材ノ其口狀ノ通、シナスベキ程ヲツモラスト見ヘタリ。近ク今ニ在リテ云フ春臺ナドモ、トカク經術ヲ治ムベキト云見識ヲ胸中ニ貯ヘテ、何ヲスルモ皆經術ノ爲ニセルナリト見ヘ、南郭ナドモ徂徠ニ學ビカヽリタル時ヨリ、古文ト詩ニテ著述不朽ノ名ヲナサント、積リタルト覺ユ。ソレ故先見識ヲ定メテ、是程ノコトヲナシヲホスベキト、云積リヲセザレバ、學問風ヲ捉ム。コヽノ所早ク見識ヲ定ムベシ。又于鱗ナドモ我ハ古文ノヨメヌ、一流ヲ出スベシト云。又元美ガ變化自由ノ文ヲカヽント、互ニ云合セコソシツラメ。又七才子皆李徒ニアラズ。然ルニ同調ノ詩ヲ作ルコト、皆云合セラレタルト覺ユ。其中ニ元美ナド才博ニ過テ、少シ見識定ラヌユヘ、色々變ジタルヤウ

也。又木下順菴門下ノ人ニモ、榊原玄輔、白石兩人ニ志ヲ順菴問レシニ、二人口ヲソロヘテ天下有用ノ學問ヲナスベキ由ヲ云タリ。玄輔ハ律學、白石ハ日本ノ典故ニ明ナル學問ヲセラレタリ。是等モ是程ノコトヲナスベキト、豫メツモリヲ定メテ、トリカヽラレタルト覺ユ、ト君修ノ話ナリ。

一杜律邵夢弼ノ注アシキハ勿論ナリ。全集ニ集注ト云ガアリ。和刻ニアリ。注ニ故事ヲ出シ、中々ヨク覺ユ、ト君修ノ說ナリ。

一長谷川如辰云、主馬ガ畫至テ上手ナリ。然ドモ少シ格チガイヲ書タリ。洞雲ハヨワキ畫ナリ。雪舟已前ノ畫ハ皆唐畫ヲカキタリ。雪舟ナドハ至テスルドク賓ナル畫ナリ。ソレユヘ筆ニケシヤウラシキコト會テナシ。今ノ世ハ皆ヨワク書テウスキ畫ナリ。又云、秋月ハ雪舟弟子ノ內ニテ至極ノ上手ナリ。探幽畫モ探幽齋ト書タル時ノ畫ハ成程ヨシ、ソレヲ過テ老年ノ畫ハ、唯シヤレタルバカリニテ、大ニアシヽ。今ハ皆其アシキ處ヲ學ブ故、イヨ／＼下手ニナリタリ。又狩野家ニ畫ノ傳授アリ。其傳授ヲシレバ何ニテモ書ルヽ也。龍ニハ大ニカネアヒアルモノ也。又土佐家ニハ繪ノ具ノ拵ヘ別ナリ。今ノ狩野家ニテモ拵ヘレバ出來レドモ、大ニ手間ノ入ルコト也。又唐畫ハ(マヽ)筆ヨシ、ソレユヘ細畫ナド書ルナリ。養朴ナドハ宗對馬守殿ニタヨリテ、朝鮮筆ヲ求テ、ソレヲミタキテ畫筆ニユヒタリ。又今狩野家ニカク竹ハ、皆東坡流ナリト云ヘリ。

一住吉內記ガ繪土佐流ナリ。八幡殿ヲ書タルヲ見ルニ、至テウルハシキ甲冑、キハメテギンミシタルト覺ユ。上手ナリ。如辰モ大ニ賞ス。又相良侯ノ臣ノ繪師養朴弟子ナリ、至テ上手ナリ。今東都ニテ追ツク人カツテナシ、ト如辰語レリ。

一春臺ハ漢魏叢書ノ三十餘部アルト、又永懷堂ノ十三經ヲモタレタリ、ト元鱗云ヘリ。

一徂徠ハ殊ノ外ニ人ノ才ヲ譽タツル人ナリ。春臺、南郭ハ中々人ヲホメラレズ。ソレユヘ弟子ヲ取立ルコト徂徠ノ如クニハナキ也。又春臺、人ノ才アリテ學問ヲスルヲ、ホムルハ人ヲ害スルナリトテ、一

向ニホメラレザリシ、ト君修ノ話ナリ。

一君修ノ同家中ノ人、仁齋ニアヒタリシ人ノ云シハ、仁齋ハ何トナク一所ニ居リタキ人ナリ。サレドモ太山ノ如クニテ、中々動シガタキ人ト思ハル、也。

一仁齋ヲ紀州ヨリ千石ニテ召サレケル時、辭シテユカズ。中々外ヘ奉公ハ仕ラジ。但シ祿ノ多少ニヨラズ、少シノコトナリトモ、國政ヲ御相談成サレ候ハヾ參ルベシト、紀州侯ヘ辭セラレシト也。大志可レ觀也。

一天門上人ハ、春臺モ詩ヲ上手トホメ、徂徠モ作者ト云レシ由、然レドモアマリ上手トモ云ガタシ。成島道筑位ナルベキ歟、ト君修ノ評ナリ。

一徂徠ハ庫一ツニ書物ノ拂アリタルヲ、金六十兩ニテカハレタリ。其中種々ノ書物アリテ、四部稿、于鱗集、名山藏、餖飣洞稿、天目集、李本寧集ナド、明ノ書夥シクアリシト也。家財ヲ賣拂ヒテカハレシトナリ。誠ニ豪傑ノシワザナリ。

一矢崎藤五郎ハ古書ヲクハシク見ル。中ニモ、十三經ノ註疏マデモ、悉句讀ヲキリテ置タルト也。古郡三次郎ト論語古訓ノ名例ヲ度々往復セリ。三次郎ハ己巳春廿三歲ニテ卒ス。才子ナリ。惜キコト也。三次郎ハ興力ナリ。君修墓誌ヲ作レリト語レリ。

一刺孟篇王充疑孟溫公タハヒモナキ論ナルヲ、臺翁尤ナリト云レシハ心得ガタシ、ト君修ノ說ナリ。

一春臺ハ笛ノ曲七十計リモ覺ラレタリ。至テ細工ヨケレバ、笛ヲモ自ヒラカレタルト也。又十五歲ノ時、八月十五日夜ニ、家來ノ塵劫記ヲ見居タルヲ、側ヨリ見テ八算ヲ合點シ、ソレヨリ見一ヲシリ、其後、大本ノ塵劫記ヲカリテ見テ、數學ニ忽通ジタリト語ラレシ、ト君修云ヘリ。

一公穀二傳ハトクト讀ズバアルベカラズ、ト君修ノ說ナリ。井文學モ同說ナリ。

一二十一史ハ經濟ニ志アル者、ヨマネバナラヌ物ナルベシ、ト君修モ云ヘリ。徂徠ハ二十一史ハナレバ

ナレル物、ヨホド十五六史モアリタルト也。

一荻生七之丞ハ伶利ナル人ナレドモ、春臺、南郭ニモ年マサリユヘ、子ドモノ如クニ思テ、二先生ノ方ヘモヤラレズ、ソレユヘ學問ス丶マズトナリ。

一殷ノ世ニヒタト都ヲ遷サレタルハ、尤ノ事ナリト說アリ。即遷都論ヲ春臺作ラレタルトナリ。

一春臺ハ殊ノ外ニ、字彙ヲ嗜好アリテ、何モ字彙ニテ正サレタリ。ヒタト字彙ヲ出シテ、音ヲタヾサレタリ。韻學ハ殊ニクワシカリシト也。又于鱗集七百張少餘アリ、春臺カゾヘテ于鱗ガ事業ハ、七百張ニスギズト云レタリ。

一白石ノ采覽異言ハ、殊ノ外ニヨク書レタルト、春臺大方ナラズ譽ラレタリ、ト君修ノ話ナリ。

一儀禮ハ木偶ヲ作リテ、進退シテミタラバ濟ベキト、南郭ノ說ナリシ。鄙見ト符同ス。又周禮ヲ紫芝園ニテ會アリケル時、初三十人ミヘタリ、後ニハ君修ト今一人ト二人ニナリテ、周禮ヲ全部ヲハレリト也。

一中村深藏、朝鮮人ニヤラレタル五論ノ中ニ、中庸ハ首尾貫キタル書ニハアラジ。仁齋ノ古樂經ノ脫簡トウタガハレタルモ尤ナリト論アリ。君修モ、此深藏ノ中庸ハ全部セザル書ト云ヘルハ、甚尤ナル說ナリト。

一四大家文範ノ點ヲ、大內忠太夫付タルヲ、南郭見ラレテ始テ驚テ、サテ〳〵ヨク于鱗ガ文ヲ見タルト譽ラレタルト也。

一春臺ハ王充ガ論衡ヲ、殊ノ外ニ面白シト云レタリ。春秋繁露ナドヲモ面白ガリテ讀レタルト也。

一國策ヲ春臺ノ方ニテ會アリシ時、甚ダヨミニクキ物ユヘ、コレハ游說ノ云マワリタルコトナレバ、トカク口ニテ云テ見タルガヨキトテ、會讀ニメイ〳〵本文ノ通ヲ、今日ノ口上ニテ云テミタルト也。ソレユヘスム處、スマヌ處、ハキトワカレタルト也。

一春臺ハ、同社中ノ詩ヲ集メカヽレタルハ、皆火災ニ焼レタリ。其後、又興觀集ト云テ、同社中ノ詩ヲ少々集メラレタルト也。

一元鱗云、春臺ハ杜林合注ノ左傳ヲ、至極ヨク字ヲ改ラレタリ。常ニ筆ヲトリテ、几ニヨリテ書ヲヨマレタルト也。

一唐流ノ博識ハ東涯ナリ、ト君修ノ說ナリ。

一中華ノ詩人詩集ノ中、僧ノ贈答ハ一圓ニナキコト也。日本ノ詩人ニ殊ノ外多シ。イヤナルコト也、ト君修ノ說ナリ。

一南郭ニハ理論ナシ。コレハ于鱗ガ流ナルベシ。元美ニハ少々論アリ。歐蘇ハ叙事ノ文モ論ナリ。人ノ物ズキ、ト君修云ヘリ。

一中華ノ人ノ詩集ノ、題ヲ設テ作リタルハ一首モナシ。日本ノ名家ニハ多ク題ヲ設ラレタリ。ソレユヘ虛景多シ。

一南郭云、毛傳又ハ周禮ノ鄭注ヲ刻布スルハ、甚ヨカラヌ事也。其ワケハ疏ヲトクト見テモシカトスマズ、疏ヲツケテヲカネバスマズ。然ルヲ疏ヲハナシテ、鄭注バカリニテスムト心得タルハ、三禮ヲシカト見ヌユヘ也。鄭玄ハ元來文章不得手ユヘ、ヲカシク小短ク簡ニ書トリタル注ユヘ、注ノ奇ナル物トシテヲキタリ。注バカリニテ、三禮ガ何トスムベキヤウナキト也。又禮記鄭注ナド、禮記ノ本文ノ奧ニアルコトナドヲ、口ニ其儘出シテ注シヲキタリ。カヤウナルコトナレバ、中々スマヌナリ。○儀禮ハ古人モ讀ニクキコトトシタリ。コレハワザユヘスマヌナリ。是ハ階ナド、少シノ木形ヲコシラヘテ、ツボナドノヤウナルモノヲ、樽ナドニシテ、シヤウギノ駒ヲ人形ニシテ、揖讓サセ拜スル時ハ、將棊ノ駒ヲ伏セナドシタラバ、儀禮ヲカミクダキ、スマシタルト云ベキナリ。三禮ヲトクトスマサネバ、學問トハ云ガタキト也。

一南郭云、博物典彙ハ殊ノ外ニ重寶ニ、歷代ノ制度ノ沿革ヲ出セリ。ヲシツラヌキテ見セタル物也。東涯ノ制度通コレニ似タリ。

一東涯ノ學問ハ仁齋ニ倍セリ、名物六帖ナド、只ヌキ書トノミ心得ベカラズ。譯ヲツケタル處、殊ノ外ニ心ヲ用タル物ナリ。中々及難キノツキ學問ナリ。制度通ナド、隨分文獻通考、杜氏通典、明會典ナドヲ能ヨミテ、トクト呑込テ仕立タル物ナリ。大抵ニ書ヲ精密ニ見タルバカリニテハナラヌコト也、ト南郭語リタマヒキ。

一南郭云、左傳ノ文ノ妙ナルコト、杜注ノトリマハシ至極ヨシ。但シ少シ事足ラヌヤウナルコトモアリ。林堯叟ハ日本ノ句解ノ類ナリ。若キ時林堯叟モ讀ミタルニ、林ガ句讀ヲヨシト思シニ、後トクト熟覽スルニ、大ニ林注ノ句アシヽ。其子細ハ杜注ハ文勢ヲ呑込テ注セリ。林ハ文勢文法ヲ一向知ラズシテ注シタルユヘアシキナリ。

一水戶ノ大日本史新田義興傳ヲ、守山侯ヨリ南郭ニ借セラレシユヘ、見ラレタルト話ナリ。太平記ヲスグニ眞ノ文字ニ直シタルホドノ文ニテ、ナカ〱ヨキ文ニテハナシ。義例ハ義公ノ定サセタマフトナリ。

一白石ハ、詩バカリノヤウニ人ハ云ドモ文章モヨシ。蝦夷志、書ニクキコトヲ殊ノ外ニヨク書トリタルモノ也、ト南郭云ハレケル。但シ白石ハ文雅ニコトヲスベキト思ハル。ナルホド尤ナレドモ、文雅ニ過レバアシキカ。其ワケハ物ノ文章（夫イ）ナルハ、實ニツイテ論ズルガ至極ヨキナリ。實ニツイテ云ヘバ、文雅ナルコトハ實ノウスクナルモノ故、趙ノ武靈ノ胡服ノカガ強キコトニテ實ナリ。六朝ニテモ南朝ハ文雅スギタルユヘ、浮華ニナリテヨハシ。何トヤラン、北朝ハ人品モヨク見ユルナリ。南郭ノ說ナリ。

一南郭云、王元美文ハ古文辭ナレドモ、實ハ韓ヲ學テ韓ノ伎倆ヲ得タル物ナリ。諸體ヲ不殘書タル處、

自由自在妙ヲ得タリ。然ドモ專門ニヲサメタル文ニアラザルユヘ、其手本ヨリハ一段ヅヽヲチテ見ユル也。七發ヲ書タル時、サテモヨシト見レドモ、枚乘ヨリハヲトレリ、諸文皆其通リ也。

一南郭云、六朝ノ文昭明ノ選ヤウ、至極ノ上手ナリ。外ノ書ニ文選ニヲサメヌガ有ルヲ見ルニ、以ノ外ニヲトレリ。鑑識マコトニ勝レタルモノナリ。又六朝ノ末ホド詩ハアシキ也。スベテ詩ハ氣運ニカヽル也。文章バカリ氣運ニカヽルニ非ズ。其ワケハ漢魏、六朝ト段々ヲトリニナリテ、アシクナリケルヲ、唐ニテ大ニ興シタリ。五代宋元トヲトリタルヲ、明ニテヲコセリ。東都ノ詩盛ナルモ、興國ノ氣象アルユヘ也。平安ニハ詩ハナキナリト也。コレニテ氣運ニカヽル處ヲシルベシト也。

一莊子ノ注ノコト、南郭云、郭象ハ中々コレニテ句ゴトニ解スルト云ヤウナル下等ノ心ニアラズ。ヤハリ莊子ヲツカマヘテ清言スル心ナリ。ソレユヘ郭象注ニテ、莊子ヲスマスト云ヤウナルコトハナラヌコト也。又莊子ハ、ワヤクモノユヘ色々ノコトヲ書タリ。禮ニ書同文ト云コトアリ。シカレバ、列國ニ文不同國アルト見ヘタリ。ソレヲワヤクニマカセテ、文ノ不同ニテ書タルモノユヘ、外ノ書ニテヒキ合セテ、解スルコトナラヌナリ。

一南郭云、科學オコリテ後ノ學問、唯其場ノ間ヲ合スル爲バカリニシコムユヘ、誠ニ文ヲ書ト云ヤウナルコトニテナシ。官人ニナリテ、律ヲヨミ覺テオレバ、モハヤ學問ト云コトハイラヌコト也。ソレユヘ及第シタルトテ、中々文ヲヨク書コナスコトニテハ決シテナシ。甚文盲、沙汰ノカギリナルモノナリ。

一国語ト左傳ト、事ノ異同アルヲ人々不審スレドモ、コレハ丘明ヲシラヌ故ナリ。春秋ニノセタル處ハ、首ヨリ尾マデノコラズ、丘明ガ潤色アリ。一手筆ニナリタルユヘ、文體全ク同ジキナリ。国語ニ諸國ノコトヲ聞書ニシテ、左傳ノ羽翼ニシタル書ユヘ、手マヘニ藏メ置タル書ナリ。ソレユヘ左傳ト事跡ノクヒチガイタルコトモアルヲ、其マヽ考ノ爲ニシタルナリ。ソレユヘ文體一樣ナラズ、丘明ガ筆ニ

テカザリタルニテハナシ。諸方ノ聞書ヲアツメヲキタルト見テヨキナリ、ト南郭云レタリ。

一七子ノ詩、于鱗ハ論ゼズ。徐モヨシ。吳モヨシ。體格ノダタクサニナキハ謝ナリ。宗子相ハ成ホド汗血馬ナリ。才ニマカセテ作レルユヘ、手本ニハナラズ。梁ハ揃ヒタレドモ少シヨハキ詩ナリ。明ホド詩ノ盛ナル世モ、スクナケレドモ七子ニテ盡タルユヘ、詩ハムヅカシキコトヲシルベシ。李王ガ心易キ許殿卿ナドガ詩ヲミレバ、以テノ外ニヲチタリ。但徐禎卿ガ古躰ヨシ。古樂府ナド甚ヨキ也。王元美ハ才ニマカセテツクレルユヘ、七言律ノ瀛奎律髓ノヤウナル詩ガ出來タルナリ。手本ニハナラヌ事ナリト、南郭ノ論也。

一南郭云、于鱗ガ五律上手ナレドモ、アマリニリツパ過タルヤウ也。何大復ハ五律一目ダケヲトリタリ、ト覺ユト也。

一南郭云、于鱗ガ歌行、之モアマリリツパニ作リタル故。ソレヲ雜ニスベシ。五絶ナドモ共通リ也。

一五言古ト七律ト、イヅレガムヅカシキト云ガタシ。于鱗ガ五言ハ、古詩十九首ヲフマヘニシテ、其格ヲハヅサヌヤウニシタルユヘ、ナルホド臨摹帖トモ云ベキナリ。サテ古詩十九首ノ詞ヲステヽ、外ノ詞ニテ作リタテヽ、古詩十九首ノ如ク作リナサントスルコトハ、イカナル上手モ叶ガタシ。古詩十九首ノ詞ノ外ノ詞ヲトリテ、隨分古ク作リテミテモ、建安ヨリ上ヘハ出ヌ也。コヽノ所ヲヨク合點スベシ。又文選ニアル晉人ヨリ格調大ニ下レリ、ト南郭ノ論也。

一文選章句ハ小トリマハシニシタリ。李善注ヲキリチヾメタリ。李善注ハ句ノアハヒヘ注ヲ入タルユヘ、文勢ガ見ヘヌトテ、一段々々ニ文勢ヲミセヲキテ、注ヲ小キリメニ入タリ。五臣注ハ、一向ニラチモナキアシキ注ナリ、ト南郭云レケル。

一春秋ニ例ト云フハナキハヅ也。徂徠ノ說ノ如ク、通鑑ニ目錄アルガ如キト云レシサバキ尤ナリ。例ヲ立テ引合セバ、アヒモスベケレドモ、ソレハ孔子ノ本意ニ非ズ、ト南郭云レケリ。

一南郭云、今ノ朱學者ハ、中々朱子ノ集注ノ文義スマズ。アレニテ朱學ヲシタルト云ハ、オカシキコト也。朱子ノ書ノ解ヤウ、字ヲタシテ、オウチヤクナルシカタ也、サマ〳〵ト云トリテ、本文ノ趣ノ外ナルコトノ主意ヲ、一ツ自分ニ立テ云タキ時ハ、自分ノ説ヲ云ズ、外ノ謝氏ナドノ説ニ書付テ、人ニユヅリテヲキタリ。オウチヤク千萬ナル仕方ナリ。サテ又大學、中庸ナドヲ注スレドモ、小ミジカクシテ置テ、サテ云度コトハ或問ニ云ノベタリ。サレバ朱學ヲスルホドナレバ、或問ヲ併テトクト見ザレバ、本ノ朱學ニテナシ。山崎闇齋ハ日本ノ朱學ニテハ、ヨク呑込タリ。

一南郭云、今ノ學者ハ、徂徠翁ニ開眼セラレテ目アキタリ。文化ハ盛ナルナリ。三體詩ヲケツコウ至極ト覺テ、久シク來リタル處ヲ、徂徠翁ニテ夜ガアケタリ。然レバ文章ハイマダ日中ヘハ至ルマジキカ。近頃諸侯方ニモ、チク〳〵詩ノナル人三十餘人アリ。此十年已前、守山侯ノ梅ヲウヘテ、諸侯ノ詩ヲアツメラレシニ十人トナシ。又立花左近將監殿ノ公族大夫某ノ女、玉蘭ト云シ孺人ノ詩トテ見セラレシニ、續讀ムニ、歌行律體悉具リ、楷法ミゴトナルコト也。

一李于鱗ノ文ハ極メテ讀ニクキ物ナリ。然ドモワケアリ。文法ヲトクト呑込バヨメルナリ。左傳ナドノ文字ヲバ出サズシテ、文ノ轉換シテユク處ヲニセタルモノ也。李ガ古書ヲマヅ〳〵（一本マル〳〵）ト出シタル所ハ、何ノコトモナシ。右ノ通文勢ヲ學ビタル物ナリ。ソレユヘ古書ヲ腹中ニノコラズ入レテヲカネバ、李ノ文ハ讀メヌ也。サテ明ノ典故ニ、官名ト古名ヲトリ出シテカキタルユヘ又讀ニクシ、ト南郭云レケル。

一朝鮮人ハ一種ノ風習アリテ、詩モ文モサン〴〵ナリ。就中去年來聘ノ韓人イヨ〳〵ワルシ。君修相手ニモ足ラヌト云ヘリ。南郭モ予ガ社中ハ云合テ、一人モ出合ズト云レケル。又南郭ノ語ラレシニ、雨森芳洲ニ聞シニ、朝鮮ハ日本ノ九州ホドアリト、王氏三韓ヲ合セシ時ノ人數二百萬トアリ。奥州仙臺侯ノ人數　百萬ホドアリ。然レバ奥州ホドモナシト見ユ。其上ニ至極ノ貧乏ノ國ナリ。唯少シ日本ヨリ

文アル國ユヘ、ソレヲ以テオシタルハ是非モナキコト也。豐王ヨリ已來ハ、猶々附庸同前ノコトナルニ、執政タチ學問ナキユヘ、朝鮮ニマクルハ苦々シキコト也。サテ日本ノ富タルヲ自慢心ニテ、サマ〲ノ物ヲ見スルトテ、馳走ニナリテウヤマフユヘ、今ハ日本ハ、シタデニナリテ見ユルナリ。文盲ノ是非ナキコトナリ。古キ國史ヲ見ルニ、朝鮮ノ日本ニ從タル體、トカク日本ヲウシロ楯ニトリタルト覺ユル也、ト南郭ノ說ナリ。

一元人ニ博物家アリ。明ニモ大ニ博物家アリ。揚升菴、陳晦伯、焦弱侯、李本寧、謝肇淛ナド、皆物ズキアヒ博物家ナリ。明季ノ方以智ナドモ其通リナリ。詩文ハ拙クテナラズ、博物家ニナリタル也。色々ノコトヲ古書ノ中ヨリ見出シテ、自慢ニスル也。モトチトヲトリタルコト也。但シ予中年マデハ書ヲヨム度ニ、珍シキコトヲ見出シ、古來ノ博物家ノシラヌコト也ト思ヒシニ、後通雅ヲ見レバ、早出シテアリ。シカレバ博物家ト云モ、タヤスクナルコトハアラズ。然ドモ先ハ下段ノコトト覺ユ。チク〲面白キ一ツ二ツ云出シタリトモ、ソレハタレモアリ。サシテホムルコトニモ非ズ。又胡元瑞筆叢ハ詩藪ヨリ少シ多シ。元瑞モ博物家ナリ。揚升菴ガ見出シ置タルコトノ訛ヲ正シタレバ、二百張バカリモアリ。畢竟無益ノ爭博ト云ハカリノコト也。筆叢ニハ多ク古書ノコトヲ沙汰ス。竹書紀年ナドヨキモノト云說ヲ、ノセヲキタルモノ也、ト南郭ノ說ナリ。

一烈祖成蹟ト云書、安澹泊ノ著述ニテ、守山侯序ヲ書キタマフト也。南郭、守山侯ニ代リテ書タマヒタリキ。其後神祖遺事ヲ澹泊書レタリ。チヨト見タリ。中々史筆ヲトルホドノ文章ニハアラズ、ト南郭語ラレタリ。

一後世ノ書ニ、スマスコトナドアルヲ、杜氏通典、文獻通考、又ハ通鑑ノ三省注ナドニテ、ヒキアハセヨク考レバスムナリ。古書ニハ引合シテミル書スクナキ故、古書ハトカクスマヌガチノコト也。鄭公ノ寤生ノコト、難產トモ云、サカ子トモ云、色々云ヘドモ、皆推量ノ說ニテ、外ニ寤生ト云コトナケ

レバ、何トヲチツカスベキヤウナシ。トニカクニ何トカクルシメルユヘ、其子ヲニクミタルナラント推量シテ極メ置ヨリ外ナシ、ト南郭ノ說ナリ。

一字書ト云モノ、蒼梧ガ作リヲキテ、字訓ヲ許愼ヘ直傳授シタルニテモナシ。古書ニ、アヒモンノアルヲ引合セテ訓ヲツケタリ。ソレヲ字學家ト云モノガ愚ナル者ニテ、點畫ヲヨク合點スレバ、何書モヨメルト云ハ、ヲカシキコトナリ。中華ニモ字學家ハ愚ナルモノナリ。試ニ論ズルニ、一二三ト云ヨリ讀安キ字ナシ。然ニ老子ニ、一生レ二二生レ三ト云コト、サテ〳〵スマズ。コレニテ合點スベシ。一字一字ノ訓ヲヨク知リタリトモ、文ト云モノハ字ヲ重ネアヒ、結合セテ義ヲナス處、中々ムヅカシキユヘ、コメカヌルコト也、ト南郭ノ說ナリ。

一南郭云、熊澤了介ノ書ヲ讀バ、政ヲトル地ヲフミタル人ユヘ議論格別ナリ。其位ヲフマズシテ、口ニマカセテ云時ハ、云レスコトハナケレドモ、經濟ニカケテハ。サハナラヌコト也。老子ノ知者不言ト云シハ是ナリ。ソレユヘ中華ニモ經濟ヲ云人、皆其位ヲフミタル人ニアラズ。唯後世ニカヤウナルコトヲ知タリト云コトヲ、人ニ見セン爲バカリ也。然バ畢竟學問自慢ダテノコトナリ。其上經濟ヲツヨク云ヘバ、朝廷ヲ玩ブ心モアリタルユヘ、予ハ決シテ經濟ノコトヲ云ズ、ト南郭ノ論ナリ。

一東涯ノ學問ノ如キアツキハ、決シテ此已後モアルベカラズト、南郭クリカヘシテ賞セラレケル。

一志村三左衛門モ博識ナリ。晉書ニ點ヲ付ル時、杜預傳ノ人排ト云コト、不レ知トテ考ヘミレバ、通雅ニアリト三左衛門云ヘリ。通雅ハ松平美濃守殿ニアリシトナリ。南郭其後韻會ヲ見タマフ時、人排ノタヽラナキコト出タリキ。近所ニアルコトヲ見出サヾリキ。サレバアマリ博ニ過テ、書ヲモ見ルベカラヌヤウニ思ハルヽ、ト南郭語ラレタリ。

一忍海上人ハ、卽海雲上人ノコト、學問モヨホドアリ、詩モアリ、文ハ跋位ノコトハナル、ト南郭語ラレキ。

一石仲綠ハ、若氣一通リノコト故、近頃人々色々願ケルユヘ、交ヲ絶テヲキケルヲ、ユルシテ相見ス。人ガラモ今ハ直リタルトナリ。板美仲ハ今ニ無頼直ラズ、其上ニトカク人ヲタブラカスコトヲスルユヘ、何トモスベキヤウナシ。ソレユヘ社中ハネ出シ置タリ。ヲシムベキ才ナリ、ト南郭ナゲキ玉フ。スベテ洛畿ノ間ノ學問、大ニ輕率浮過ナルコト也。中ニモ大坂甚シ。大坂ニテハ予ハ徠翁門人、予ハ南郭門人ナド云タテ、ソレニテ口ヲキヽテ、少シノ學問モナキ人多シ。學問ノ浮過ナル上ニ、無頼ヲ加味シタリ、ト南郭モ歎息シ玉ヘリ。

一トカク人ヲヒキタテヽ、學問ヲサスルト云ヤウナル先生モアリ。ソレハ衆生ヲ濟度スル如來ノ如シ。予ハヒキコミ思案ユヘ、才ヲ育スルコトヲモ得セズ。アレマヽニ置コト也、ト南郭云ヘリ。

一南郭云、國策ハヨミニクキ書ナレドモ、游說ノ手アヒ、イツモ同ジダマシカタト心得レバ讀メルナリ。又ヲトシ咄ニシカケテ、人ヲタラスト心得レバ、合點ユキ易シトナリ。

一春秋ノ時分ノ、卿大夫ト云モノ、今ノ大名ノ家老ト云者ヨリ比ベ見レバ、昔ノ家老ハ殊ノ外ニ重キモノ也。ソレユヘ弑レ君テモ、國人モトカクナシニ濟タルト覺ユ。又ソレニテ考見ルニ、中華ニハ聖人、天子ニハ宗廟ト云モノヲアタマニ立、諸侯ハ天子ト云モノヲ、イタヾカセ配分シテ、サテ卿ト云モノヲ立タル處、人柄ノ甚ワルキ國ト覺ユ。ソレユヘ禮樂ニテ聖人治メタマヘリ。日本ハ禮樂ナシニ治マルヲ見レバ、華人ヨリハ人柄ヨキナリ、ト南郭ノ說ナリ。

一先王禮樂ニテ國ヲ維持スルト云ハ、左傳ニ見ヘタリ。子產ガ小國ノ家老ニテ、大國ニタテツキ、辭命ニテセリアヒタルニ心服シタルヲ見レバ、コレ禮樂維持ノ力ナリ、ト南郭ノ說也。

一堀正超ハ(堀七太夫)王元美ガ文ニ其マヽナリ。堀景山南湖ハ(稱正蔵)文ヨククカケリ。光ヲツヽミタル學者ナリ。平安ニハ東涯ト此三人マデナリ。平安ノ近處ハ皆浮過ニテ、學問リチギニナキユヘ、ヨキ人出ズ、トクリ返シ南郭論ゼラレケル。

一蘐園隨筆ハ、二筆三筆モ段々カクツモリナリシガ、出來ズシテヤミヌ、ト南郭ノ語ラレケル。

一徠翁門下ニ、古文辭ヲ書トテ、古書ノ詞ヲキリツギニツカネカケテ、古文辭ナリト云モアリキ。ソレハイマダ至ラヌ才ナリ。文勢ノ轉換スル處六カシキコト也。切付バカリガ古文辭ニハアラズ。キリツギテ轉換スル處、古ノ文ニ似ザレバ、眞ノ古文辭ニハアラズ。ソレユヘコヽノ處大事ノコト也。近頃士寧ナドノ古文辭、コヽノ處ニ氣ヲ付ラルヽ、ト南郭ノ說ナリ。

一南郭云、汪道昆ハ初テ古文ニ入ル時、左傳ヲ學ブコト十年入コトヲ得ズシテ、文選ヲ學テ古文ニ入タルト自分ニ書置タリ。今チョト聞テハ合點ユカズ。汪ガ文ト、文選ノ四六ノ對偶ノ文トハ、大チガヒ也。トクト見レバ合點ユクコトナリ。六朝ノ文ハ全クキリツギノ文ナリ。ソコノキリツギノ處ヲ合點シテ、文ノスガタハ變化シテ作リタレドモ、キリツギハ六朝ト同ジ。ソレユヘキリツギヨリ、文ハ入タルト云事ナリ、ト南郭ノ說ナリ。

一于鱗ハ人柄ノ高キ人ニテ、最初古文ヲ書出シタル時、大テイノ人ヲハツケタルト見ユ。ソレユヘ胡元瑞ナドモ、李ヲバ握髮吐哺ノ風スクナシナド云テ、コナシ口ヲ云タリ。同時代ノ人皆多ク左ヤウニ云タリ。王元美ハ人ガタノメバ、誰ニテモ文ヲ書テヤリタリト見ユ。ソレユヘアノ如クスサマジク、夥シク文ガ出來タルナルベシ、ト南郭ノ說也。

一日本ノ昔ノ詩、經國、懷風等ノ中ヨリヱラミ出サントスルトモ、ロクナル詩ナシ。外聞アシキコトナリ。詩ハ近來五六十年ニ出來タリ、ト南郭ノ說ナリ。

文會雜記卷之一下

一白石詩ヲ見出シテ、カノ體ヲ作ラレタリ。スベテ錦里先生ハ詩文ハ拙ケレドモ、學識ハ文運ヲ開クカブラ箭ナリ。唐詩ヲトナヘ出セルハ錦里先生ナリ。錦里ハトカク十三經ヲメデ、、注疏マデ見ザレバ、經學ハナラズト云タル由、コレ古學ノカブラヤナリ、ト南郭語ラレキ。

一芙蓉萬公モ、初宋元ノ體ヲ作レルコトハ、自由自在ナリ。人ノ五人ガケモナリタリ。學問モ丈夫ナリ。幼少ノ時文珠小僧ト云シナリ。水戸義公御モライナサレ、儒官ニ成サレンコトアリシカドモ、師匠辭シケルトナリ。後白石ノ詩ヲミテ詩風ヲ變ジタリ。其後岡仲錫東禪寺ノ旦那ニテ、徂徠ノ詩ヲ見セラル故、イヨ／＼詩ノ格調ノ工夫ヲセラレケル由、徂徠ヲ一相見セントナリシ中ニ、徠翁過ユキテ對面ナシ。ソレ故南郭トヨリアヒテ、詩ノ知己ナリトテ悦バレシナリ。南郭又云、萬公ノ詩モ律ト歌行ト至テヨシ、七絶少シ次ナリ。其ワケハ必學問丈夫ナル人ニ、七絶ノアシキガアルコト也。アマリニ云過テ風標ガ少シ次ニナルナリ。

一世說ノ頃ノ詩ノタチ一種アリ。タトヘバ令韻ナド云ヤウナコトナリ。晉書ノ出來タル頃モ合點ユカズ。詞ノタラヌヤウナルコトアリト見ヘテ、字ヲタシテ晉書ニ書タリ。ソレヲ見レバ唐ノ初ニテハ、ヤチクトスミニクキト見ユ。然レバ今日ニテハ、スミニクキモ尤ナリ。又王元美ガ刪去タル世說ノ殘リアリ。今モ古世說トテ、臨川王ノ選ノ計リノ本アリ。王ガ刪去リタルアトヲ見レバ、一向ニ合點ユカズ。面白クナクスマヌコトドモナリ。王モスマザルコトハ勿論ナリ。詞ノタチバニテ時代カラノコトナリ。ソレユヘ此度大東世語ヲ書タルニモ、日本ノ昔ノ詞ホメタルヤラン、シカリタルヤランシレズ。チヨトニカキタルニ、ホメタルヤラン、シカリタルヤラン不レ知ト同ジコトナリ。時代カラノ似タルユヘ、

詞ツキマデモ、自然似タルハアヂナコトナリ。カシコ玆ツギ合セテ見レバ、是ハホメタル也トモ知レ、又ハシカリタルトモ知ラルヽコト和漢同ジ。ソコノアンバイヲ世語ニ書タルト也。ソレ故世語書タル處、古辭ヲカヽズニ多ク書タルト、古辭ヲカリテ書ケバ、日本ノ其時代ノ詞ニ似タル故ナリ。尤少ヅヽ字ヲタシテ面白ク書タル處モアリ。ト南郭語ラレケル。世話ハ三鏡（カヾミ）、江談、十訓抄、今昔、宇治拾遺、ツレヾヽ草ナドノ中ヨリ拔出シタルナリ、ト南郭語ラレケル。

一文雅ノ政事ヲ行コト至極ヨキコトナレドモ、其國ノ風俗ヲ改過レバ、アシキコトニナル。白石ノ如クニナサバ、畢竟今ノ江戸ノ公方モ、室町家ノ如クニナルベキ歟。但シ白石ホドノ人、ミダリニナキ才也、ト南郭ノ說ナリ。

一南郭ノ語ラレシニ、京洛ノ人輕薄ナリ。小倉中將殿南郭ニ寄詩ヲ、無賴ノ町人ニ頼越サレシガ、不在ノ時ユヘウケトリモアリ。數年ヘテ和ナキユヘ、成島道筑ヘ中將殿ヨリ和ノコトヲ云ヲコサレタリ。南郭、成島ヘ返答ヲ遣シ、御作遣サレ候事ハ存候。但和ノコトハ決而御斷ヲ申スト、永々ト御詞ヲ書テ、サテ堂上方ニハ和歌ヲ大切ニナサルヽ、由、私方ニモ詩ヲ大事ニ仕ルト、其アトニ書テヤリタリト語ラレケル。

一左傳ヲ見ルニモ、古文ノ體裁ニ又勢ヲヨク合點セザレバ、カミクダキタルトハ云レマジ。古文ヲ倣スレ六カシキコトコヽニアリ、ト南郭ノ說ナリ。

一古書ハ、カクハシヨリヨムベキモノニ非ズ。南郭老師モ若キ頃、漢書ナドヲ本文注ヘカケテ、トクトヨミ付點ナドシテ、サテ又本文ヲ打カヘシ再閱シテアリ。其後ヨク見レバ、中々スマヌコト多シ。其ヽマヽ隨筆ヲ首ツカザリキ。然レバ今時ウデマクリシテ、客氣ニテ古書ヲヨクヨムト云輩モ、大カタ予ガ若キ時ノ如クナルベシ、ト南郭語ラレケル。ソレユヘ古書ハ、アイモンワリフノアフ處ハスマセトモ、其外ハ推量ニテ、コノ外ニハ料簡モサノミツカヌト云處ハ、スマセズ置ヨリ外ナシ。畢竟注家

ニ色々云フコト、皆スイリヤウノ事、勿論ナリト論ゼラレタリ。

一南郭云、清人ノ詩文二三冊ホドヅヽアル、二十部モ書林持來リテ見セタリ。明末ノアシキ風ヲウケテ作レリ。但博學ハヤハリ明季ノ博學ヲツギタリト見ユ。清ニハ詩文ナシ。明史記事本末ハイカニモヨク事ヲツヾリ集メタルユヘ、明ノ事ヲ見ルニハ、大ニ益アリトナリ。

一白樂天ノ詩ノアシキコト、無モ云コトナレドモ、長恨歌ナドノ如キ、古事ヲ用ヒテ上ヘアラハサズ、ヨク明白ニシテ、シカモ情ヲ失ズニ作レルハ、千秋ノ絶伎、元瑞モホメタリ。小督詞樂天ニ擬シテ見テ、初テ樂天ノ及ガタキコトヲ知リタリ、ト南郭語ラレケル。

一國初ニ文章ノナキハ云ニ及バズ、徂徠興ラルヽマデノ内ハ、文ハクラヤミナリ。羅山ナド見ツベシ。其中ニ扶桑隱逸傳ハ、少シマサリタルヤウニ覺ルナリ、ト南郭ノ話ナリ。

一周禮儀禮ノ白文ノ刊本久シクアリ。コレハ點ヲヨクツケタルモノ也。古代ノ人ノ點ト覺ユ。トクト二書ヲヨク見タル人ノ點ナリ。アシキ處スコシアリ。是ハ羅山ノナホサレタルト思ハルヽ、ト南郭ノ話ナリ。

一南郭云、清人ノ作ニ古今通韻ト云フモノアリ。古韻ノコトヲトクトクトセンギツメテ、古今ノ韻トヒシトアフヤウニシタリ。珍ラシキモノナリ。トクトセンギスレバ、スマヌモノモ、スムモノナリト也。

一南郭云、學者ノ中ニ、文ハ至極ノ六ケシキモノ、詩ハナリ易シト云テ、文ヲ專門ニシテ、詩ヲ次ニスル人ノアリ。ソレハ詩ノ六ケシキアンバイヲ知ラザル故テリト、クリ返シ〳〵說レケル。

一南郭云、今ノ諸侯方ノ詩ヲ作ラルヽハ、貧窮ユヘ外ニ大ナル奢侈ナラデ、學問ヘ弃リタマフ、ヲカシキコトナリト語ラレケル。

一南郭云、日本ノ學者、中華ヲメツタニ文物國ト覺ヘリ。中華ノ人ハタレモスサマジキ學問アルト覺テ、見ヌサキヘ、マケテカヽルハロヲシキコトナリ。中々左ニテハナシ。唐ノ人ノ中ニ、詩文ノ上手澤山

ニナキニテ知ベシト語ラレケル。

一井上叔、東海寺ニ遊テ服原卿ノ墓ヲミルニ、表ニ隷字、碑陰ニ南郭老師文ヲエリタリ。前水ヲレムル(マヽ)石アリ、墓盤トホリタリ、ト子叔語レリ。

一仁齋ノ實德ト、熊澤ノ才ト、予ガ學問ヲ合テ、聖人ガ出來スベシ、ト徠翁ノ云レタルト、菅道伯語ラレケリ。

一東壁ノ游相紀事ノウラニ、徂徠ノ書レル語、此記有ニ山生一、猶是八戒黑旋風邪八戒………ト云ハ人ノ名、玄蜚ガ天竺ニ游ビタル時、供シタル人ニテタヾケヲ云タルト也。

一芥子園畫傳六冊、至極ノ好本ナリ。サイシキ仕方花鳥モアリ。唐繪手本此上ナク見へ侍リヌ。

一翼之云、七言歌行ハ標逸ノ才ニテナケレバ、ヨクハ出來ヌナリ。歌行ノ上手唐三百年ニアレドモ、色々エラベバ少々ナラデハナシ。古今和漢上手ト云ハ南郭一人ナリ。又五言律、盛唐ノヤウナルハコレヨリ後皆テナシ。明一代ノ上手何大復ガ五律ト云フトモ、隨分ニエラミタル。何カ五律ヲ唐ノ五律ノ撰タルノコリニ比ベラレテモ、大復ガヲトルベシ。サテ又盛唐ヲ學ブトナラバ、必于鱗ニツイテ學ブニシカズ。其ノワケハ盛唐ハ、自然ノ氣運ニヨリテ出來タル詩ナリ。ソノ平淡ノ處ヲ學べバ、日本人ノ分ニテハ、メツタニヨハキ詩ニナリテスム也。于鱗ガ詩ハ學問ゼメニシテ、ネリツメタル詩ユへ、ソレニトリツキテ學ビタルガヨシ。サテ于鱗ガ詩ノ絕句ナド、一片征鴻海上過ト云ハ、唐詩ニチツトモヲトラヌ也。又七律ノ內ニモ、唐詩ノ格調ノ自然ノ處ニ至リタルガ多シ。ソレユへ于鱗ヲ目アテニシテ、唐詩ヲ學ブガ至極ノシカタナルベシ。七才子ノ中ニモ、外ノ六子ハ皆手ヅマヲキカセ、巧ヲハタラカセテ作リタテタル故、唐詩ノ格調トハ自殊ナルベシ。又明ニハ歌行スクナシ。空同ヲ上手ト云ドモ、今ミレバ作リ習ノ詩ノヤウ也。古文ノコト、韓退之ヲ、ドウミテモ古テナル文ナリ。古文詞ヲカラズシテ、古メキタル色ナリ。ハデナルコトナキガウラミナリ、ト翼之云ヘリ。王元美ハ大ニヲト

リタル人也。柳子厚ヨリ入レルナルベシ。李トクラベガタシト云。此ノ論ハ積按ズルニ、寛之ノ論サンく\ナリ。元美ガ文ハ變化自在ナルコト、古今ノ一人也。○寛之又云、李ガ文面白ケレドモ、ジヤクハイナルヤウノコトアリ、金華ハ奇ヲ好メドモ、滞チヤクナキ文ニテ下手ナリ。才ハ敵スベカラズ。金華ノ詩モ下手也。何ト云フコトモナク平淡ナルハ史記ノ文ニテ、ソレデ人ノナミダヲ落スヤウニ、感ズルハ史記ナリト云。寛之ガ此論ハ甚尤ナル説ナリ。唐詩モ史記ト同ジコトニテ、何トモナキ處感情アツシ。又南郭ノ口ハ何トヤラン古メキタリ。ソレユヘ序事ノ躰ナド、古詩ヲカラズシテ書レタルニ、古メキテ出來タルト也。又元美ガ詩ハ文ヨリヨシト云。此論、積未ニ心服セ。寛之又云、子式ガ詩ハ隨分ニ出來タルハ梁有誉位ニナルベシ。又云、金華ノ文ノ中ニテハ、書牘上手ナリト。○萬菴ノ擬作、子鱗ニ擬シタルハキツト似タリトモ思ハレズ。孟浩然ナドニ擬セラレタルハヨク似タリ。○中華前後漢ノ文人ノ文ヨキト云ドモ、一二篇ニスギズ。後世ノ文人ハ皆其體ナリ。下手ナガラ其體ニテ、カチヲ取タルモノナルベシ。

一上野君則名傚一、字千藏、秋元但馬守殿家臣、語ケルハ、春臺琴ノコトニ付御尋有レ之度旨、井上河内守殿于時寺社奉行職、御指紙ヲ以テ、春臺ヲ召サル。春臺曰、予ハ樂人ニ非ズトテ出ズ、三日ヲ經テ河内守殿ノ邸ニ至リテ、純ハ樂人ニテ候ハズ、ソレユヘ樂ノコトハ得不ニ申上ニ候。文學ノコト御尋成サレ候ハバ可ニ申上ニ候トナリ。河内守殿用人モ尤ナリト云シトゾ。君則ハ春臺ニ從學スルコト三年ナリシト語レリ。又云、東涯ノ遺書ヲ觀シニ、胡傳ヲ駁セル書ナドモ入テアリタリトゾ。易學通解ハ寫置タルヲ、火災ニカヽレリ、トナン語ラレケル。

一顧齋ハ深見玄岱ノ二男ナリ。飲中八仙歌ヲ石刻ス。華人ノ如キ墨帖ナリ。父玄岱ノ書法ヲ受タリ。玄岱ハ明ノ獨立禪師ノ弟子ナリト跋ニ見ユ。

一君修云、廣澤ノ書ハ、開國已來楷法ハアレドモ、草行ハナキニ、初テ草行ヲ書出シタル上手ナレバ、

和習アリト云ドモ名筆ナルベシ。徠翁ノ手ハアシキヤウニ拙ケレドモ、中華人ノ古人ト見ユ。豪傑ノ故ナルベシ。東坡、山谷、朱子ナドノ手ヲ、書家者流ニ惡筆ト云トモ、今見レバ及ガタキ。何トヤランヨキ手ト見ルハ、其人物ノ勝レタル故ナルベシ。春臺ハ唐流ナレドモ、カタマリタル手ナリ。南郭ハ巧ナレドモ、和人ノ面目アリ。小楷極テ見事ナリ。烏石山人ハ東都ノ第一ト云トモ、和人ノ面目ヲ不レ免。關思恭（源内）平林モ和人ヲ不レ免トナリ。

一徂徠ノ說ニ、有德廟ノ上米ヲ命ゼラレタル時、耻辱ヲステヽ、仰出サルトアリケルガ大ニ譏レリ。又借アゲトハ何ゴトゾ。海內ノ封國皆國家ノ命ナリ。御用アラバ何トテアゲヨト仰出サレヌハゾヤ。御借トハ何ゴトゾヤ。聞ヘヌコトナリト云レシ由、君修ノ語リケル、

一徂徠晚年ニ言ハレシハ、國脉チヾマリタリト覺ユ。其後病中ニ云レシハ、國脉大ニチヾマリ程ナク甲冑ノ入コトアルベシ、ト云ハレシ由、君修語レリ。

一加納遠江守殿、書林須原屋新兵衛ヲ以テ、春臺ヘ經濟錄ヲ一覽アリ度ヨシ、實ハ上覽ニ備ベキヨシヲ云遣サレタリ。春臺ノ答ニハ、鄙人ノ著述上覽ニ備フルコト難レ有候。然ドモ胡亂ニ書ツケ候ユヘ清書仕指上可レ申候ヘドモ、老衰其儀難レ仕ヨシ御斷申上ラレタリト也。其故ハ決テ內官ヨリ物ヲ指上ルコトハセマジキト也。執政ノ內ヨリ仰下サレナバ出スベキトノ意ナリ。加納氏ハ紀伊侯ノ卿大夫ナリシカバ、有德廟ニ扈從セラレテ諸侯トナラレケリ、ト君修ノ語ラレケル。

一君修云、關思恭ノ書ハ廣澤ト其儘ナリ。是ハ口ヲシキコト也。廣澤ノ奴ト云ベキナリ。師ニ似セテ似ルト云コトヨキコトナレドモ、自分ノ持分ノ一宗ヲナスベキニ、似セ物ニナルコトハ、書法計ニカギラズ、文モ詩モ學問モ皆同ジコトニテ、師匠ノ奴ト云ベキ也。

一日本ニ韓柳流ノ文章ナシ。コレハ徂徠不二勃興一已前ハ文章ナキ故、徂徠已後ハ皆王李ヲ學ビタルユヘノコトナルベキ歟。野村新五左衛門ハ彦根ノ人、名公臺、字子賤、春臺ノ門人ニナルベキトテ、東都

ニ來リシニ、春臺死ナレタリ。此子賤ノ文少シ韓柳ガカリ也。又仁齋先生ハヨク歐陽永叔ニ似タルガ、大學辨、私擬策問ナドハヨク出來タルハ宋文ナリ。仁齋ノ大學辯、柳子厚封建論ハ甚無理ナル文ナレドモ、文ノ一體ノ理屈ハヨク書トリタルモノニテ、面白キコトナリ、ト君修語レリ。

一南郭云、周南病中ニ、詩文稿ノコトヲ服子ヘ云越ル狀ヲ書テ、褥ノ下ニ入テアリ。其趣意ハ此稿門人集タリ、モシ世ニ傳ベキ詩文モアラバ、删リテ節集シテ傳ヘテクレラレヨト也。周南病氣快復ノ頃、其書牘ヲ見出シテ、南郭ヘヲコス。イマダ全集ハ來ラズト語ラレケル。周南ハ南郭ヨリ四ツ年ヲトル也。

一君修云、天下古今難レ處ハ宋高宗ナルベシ。趙苞徐庶ハモハヤアノ通ニテヨカルベシ。又朝鮮退溪ガ集ニ、事難レ處コトハ第一等ニツキテナリトモ、早ク決斷シタルガヨキト云トアリ。其說自省錄ニノセタリト也。

一君修云、今ノ內官ノ勢ハ、有德廟ノ時ヨリ甚盛ナリ。高井兵部少輔ハ御側職ナリシガ、執政ノ人モ賄賂ヲイレタマウト也。水野壹岐守殿、本多伊豫守殿兩人ハ、老人ユヘ左ノミ賄賂ヲシタマハズ。其餘ハ殊ニ多シ。御譜代ノ諸侯モ皆然ナリトナリ。禎云、後漢ノ宦官ノ如クノ勢ツヨクアルベシト思ハルヽ也。

一班馬異同ハ春臺見ラレタル由、君修ノ說ナリ。禎、古書ノ叙事ヲアツメテ、異同ヲミセタキ一書ヲ作ルベキコトヲ語ル。君修嗟嘆シテ大ニヨカルベシト云ヘリ。

一君修云、華人ノ文ニ紀事ノ體ナシ。紀事ノ體ヲ作ルホドナレバ、一書ヲ著スト見ヘタリ。韓退之ニ書ヲアラハセト、張籍ガスヽメタルニモ云ワケアリ。原道ナド取アツメテ一書トナスベキ料簡ニヤ、又純美ナル文ノ一書ツクリカネタルヤ。但シ順宗實錄ハ史ノ躰トモミヘズ。韓退之ノ平生ノ文ヨリヲトリテ見ユルナリ。然バ實ヲツクリヌト云テ、柳子厚ニ答ヘケルモ、實ハ作リニクキ故ノコト歟トナリ。

一南郭ハ至テヨク文選ヲ暗誦シタマヘルナリ、ト君修ノ話ナリ。君修又云、中華ノ人ハトカクヨク書ヲ

著ス。日本人ニハ書ヲ著ス人少シ。

一君則云、辨道書刊ニ出テ後、巫覡ノ徒、板本ヲ打破リ度ヨシ、寺社奉行松平紀伊守殿ヘ訴ニ及ビケルト也。

一元麟云、春臺ノ漢書ヲ見レバ、五色ニソメタル小紋ノ如クニ見ユ。ゴフンニテ點ノアシキ處ヲヌリケシ、悉ク直シ、字ヲ改メ、考ヲ書込、評ノ入用ニナキ處、朱ニテ塗抹シタルト也。

一子式或時南郭ニ、詩ハ何ヲ目當トシタマフ哉ト問シニ、シカト目當モアラズ。若キ時杜子美ヲスキテ見タルユヘ、ドコヤラ似タルコトモアルベキ、ト云レタルトナリ。

一池秋平、名ハ勤、字ハ公敏、號九霞、平安ノ人ナリ。元ハ大商人ナリシ、東都ニ游覽シテ南郭ニモ相見シ、柳澤下野（松平大隅守殿ノ大夫、少シ學問モアリ書ヲ能ス、）門人トナリ書ヲモ學ベリ。

一鵜士寧聽潮館船歸賦奉レ寄ニ主人源公一、使君灘上ノ雨蕭颯、送ニ歸船一、雲鎖ニ朱門一隔、江連ニ墨水一浮、狂歌乗ニ獨夜一醉臥易鳴流、且喜往來便、重應レ問ニ勝游一。

一顔氏家訓ハ、春臺甚好レタリト也。物ズキ似タルユヘナルベシ、ト君修ノ話ナリ。

一春臺云、中華古人ノ叙事ハ甚ヨメ易ク、理論甚ヨメガタシ。後世ノ文ハ理論甚ヨメヤスク、叙事ハ甚ヨメニクシト云レタリ、知言ナリ。

一春臺曰、御當家ノ末ハ、大カタ盜賊ノ亂世ニナルベシト云レタリ。

一宋ノ詩アシキハ論未定ナリ、□□（嚴滄カ）ヨリ盛唐ヲヨキト見付、高廷禮ニナリテ、杜ハタトヘバ歌行七律五律ヨシ、李ハ絶句ヨシト品ヲ定メタリ、其後空同、大復出テ、于鱗、元美出タリ。歌ナド數百年衰タルハ論未定氣味アリ。此後、詩ノ論ノ如ク、段々人出來テハ古ニ復スベキカ、ト春臺ノ説ナリ。

一曇海上人ハ談議僧ナリ。南郭詩文ノ往復アリ。本多越中守殿初相見アルベシトアリシヲ、春臺止メラレタリトナリ。人物スキサマ／＼ナリ、ト君修語レリ。

一春臺亂族傳ト云文ヲ書ルベシトテ、志不レ果沒セラレシ。コレハ異姓ノ子ヲ養テ嗣トスルヲ亂族ト云トナリ、ト君修語レリ。

一春臺ハ至テ精力ノツヨキ人ユヘ、明日ノコトヲ今日シマヒ置ル、モノ也。ソレユヘイツモ從容トシテ居ラレタルト也。何ゾ物ヲ見ルトテモ、必唐本表紙ヲ和表紙ニカヘ、墨ノツキタル處ヲスリケシ、嚴密ニ整齊ナリシトナリ。史記ナドモ元鱗ガ云シ如ク、五色ニサイシキシテアリシトナリ。君修語リケル。

一君修云、歐蘇文必ミツベシ。古文辭家ニ非ズトモ熟覽スベキ也。

一子式、南郭ニ僧ヘ詩ノ往復ニアヒシラヒ、インギン過ギタルハ如何ト問レシニ、何トカ方外ノ交ユヘ、ヨクアヒシラヒテ、チトインギンニスルト、云レシトナリ。

一文廟ハ憲廟ノ政ニ相ソムキ、有德廟ハ文廟ノ政ヲツトメテ破リタマヒ、憲廟ヲシタヒ給ヒ、有德廟ハ御自分ノ御物ズキヲ立タマフ故、チト內官ノ權威起ルナリ。

一公族大夫ト云シ、同姓ノ大夫ト云コトニ南郭ハ用ラレタリ。春臺ハ公族大夫ハ役義(ヤクギ)ノ名ナリト云レタリ。

一爽鳩氏ハ鷹見三郎兵衞也。田原侯(三宅氏)ノ大夫ニテ、政事ニ殊ノ外心ヲ勞シ甚功アル人ナリ。四十有餘ニテ短命ナリ。春臺屢賞セラレシ人ナリト也。

一春臺曰、唐已前出家ノ宗門ト云コトシカト立ズ。達磨已後大ニ禪ハヤリタリ。其後破戒僧多クアリシカバ、明ノ一代ニハ律ノ出家多シ。ソレユヘ明ノ世ハ詩僧傳ナシ。城中ニ治レ心謂二之內敎一ト云論、發微錄ニ出タリ。此佛書甚面白キモノ也ト云レシ、ト君修話也。

一東野モチト放蕩セル人ナリ。金華モラチナキ人柄ナリ。然ドモ春臺ト甚懇意ナリシ。金華ノ咄シニ、天文ハ不レ知、宵ノ明星ハヨク覺ケルト云シカバ、春臺隱伏アルコトヲ語ラレシカバ、始テ驚タルト

也。

一辨名、辨道ハ、春臺ト南郭ト立アヒテノ、校正ナリシトナリ。

一春臺ハ入門ノ弟子ヲトラル、時、殊ノ外六ツカシキコトナリ。其故ハ無行ノ人ヲ、門人ノ列ニ置トモナキユヘナリ、ト君則詳ニ語リケル。

一上路ト云コト、南郭ハタヒノコトト云レシ由、子式ハ御路ナリト云レシト也。

一春臺、老子ノ注ハ韓非ガ解老ニモトヅキ、莊子ヲ引合テ注スベキ由ノ物ズキ也ト語ラレショシ、君則ノ話ナリ。

一元旦、春臺ノ方ニ會有リテ、毎七ツ半頃ニスム。人散ジテ後、春臺ハカマヲヌガズシテ、直ニ其日ノ會ノ書ノ字ノ違ノ直シ、又ハ考フル所ヲ、書込ナドセラレタルト話レリ。

一子遷ハ情ノコハキ人ナリ。ヨク書ヲヨミ解スル人ナリ。世説ノ會ノ時ニ、春臺トモヒタトセリ合テ、春臺モ大ニ驚嘆セラレタルト也。

一諸侯ノ參勤月ノ制定ラレシ時、大ニセンギアリシコト也ト云リ。尾張殿、紀伊殿、水戸殿、三月御參府御暇、國主外樣ノ諸侯四月ト定ラル。三四月ハ御馳走ノ心ナリ。不レ寒不レ暑日ノ長キヨキ頃ナリ。御譜代ノ諸侯ハ六月交代ト定ラル。十月ヨリ冬中正月二月マデ、北國雪フル國ニ道路ナラズ。八月九月ハ西海秋風ノ悪ルナレバ、箕裘ハ名ノ參勤ナラズ。ソレユヘ六月ニ定ラレシ由、春臺ノ語ラレシ、ト書付ノ話也。

一今ノ人ハ利口ナルユヘ、何ゴトモ其道ヲ不レ學シテ、自分ノ智慧ニテナスユヘ、結句其術不レ宜。何レノコトニモ其道筋ト術トアリ。ソレヲ學ベバ骨折ラズシテナルコト也。自分ノ智慧ヲ出スト害アリ。ソレユヘ南郭ヲ謂ルトアモ、何ニテモスルコトヲ、ヨク氣ヲトヾメテ見ラレタリ。書物ヲトヂル事ノコトモ得手ナリシ、ト春臺語ラレシ由、君則ノ話ナリ。

一觀海樓ニ過ル序(ツイデ)ニ、三田ノ長松寺ニ於テ徠翁ノ墓ヲ拜ス。君修語リシハ、東都ニ墓碑石甚不自由ナリ。春臺翁ノ墓碑石金一枚ニテ、購得ラレタルト也。

一徂徠ハ諸國ノ咄シ色々ノコト、人ノ語ルヲ隨分心ヲトメ聞レシト也。歿後箱ノ中ニ狀ノウラヤ、反古ナドニ、サマ〴〵ノ咄ヲ廣聞ナドニテ聞タルトテ、書付置レタルヲ尋出シタルト也。春臺モ又其通リナリ。タトヘバ國除レタル侯家、タレソレト指ヲヲリテ、カゾヘ立ラレテ咄サレ、其外色々ノコトヲ、ヨク覺ヘ居ラレタルト也。君修語ラレケル。

一徂徠ハ算用ナラズ、唯紙ノハシナドニ書付テ、數ヲトリナドシテミテ、度量考ヲセラレタリ。怜利不レ可レ當コト、コレニテ知ルベシ。唯八算マデ覺ヘラレタル由、ソレユヘ度量考ニ少シ違有ルヨシ也。春臺クワシク改メテ、字ヲ直サレタリ、ト君修語リケル。

一長澤純平處士タル時、赤穗ノ内匠頭殿ヘ呼出サルベキ相談アリケレドモ事ナラズ。サテ吉良殿ノコトアリテ、大石父子、吉良ヲ殺セリ。純平曰、予赤穗ニツカヘザリシハ大幸ナリ。ツカヘタリトモ、アノヤウノ大石ガ徒ノ不義ヲバナスマジキト云ヘリ。純平ハ大石ヲ以テ不義トセリ。キコヘヌ論ナリ、ト君修語リケル。純平後ニ高田侯ニ仕タリ。二子聰明セルヲヒザニイダキ、字ヲ教ヘ、學者ニシタテタル男ナリ。

一徂徠紀効新書抄アリト也。コレハ縣官ヨリ命ゼラレ、出來立タル也。

一子亮曰、公穀二傳ハ、ヨコミチノ理屈ヲ云タルモノナリ。

一紫芝園稿ハ、希波植村孫四郎ト子亮二子シテ書タテ彫ラセタルトナリ。

一徂徠ハ無器用ノ人、拍子キカズ、勉強精力ヲ盡シテ、樂ヲ學バレタルトナリ。

一春臺ハ舞樂ヲセラレタリ。辻氏ヨリ免許狀ヲモラハレタリ。諸子集ノ時、舞ヲ二曲マハレタリ。舞衣ハ故沼田侯賜ハリタルガアリシト也。

一春臺ハ五ノ日ヲ定メテ、在宿シテ客待タリ。月ニ三八十ナド九度ノ會アリテ、諸子集ルトナリ。朝ハ六ツ過ニヲキテ、ツクヘヲ羽箒ニテハライ、サテ書物ヲ讀レタリ。晩ハ燈ヲトボス内ハ、脇ヘツクヘヲ片付テ、小ツクヘヲ出シテ、夜ハ小ツクヘナリシト也。寫物ヲスル時ハ、誤寫スルトテ倦メバ必外ノ書ヲ見ラレテ、誤寫ナカリシト也。秋頃ヨリ冬ハ夜四ツマデヲキテ、書ヲ見ラレタルトナリ。抄書ハヨホドアリ。群書雜抄ト名ヅケテ、書付ラレタルガ四五冊アリ。外ニ唐詩選ノ如キ、小本ニトヂタル抄出ノ書アリ。コレハ秘セラレタルト也。滄溟集モ書寫本ヲモタレタルニ、火災ニ燒レタル由。又徒然草ヲ嗜好テ、若時鐵槌何カトリアツメ、簡意ニ注ヲシタルガ、全部出來ダチクルニ、是モ火災ニカヽリタルト嘲シタルヨシ、元喬語リヌ。

一如辰曰、探幽ヨリ席繪ト云コト始リテ、畫スタレタリ。席繪ト云コトアルベキコトニアラズ。其子細ハヤヤ草ノアテ、、ソレヲハリツケテヨク沈思、サテウス墨ニテ下畫ヲカキ、其上ニテ墨ヲイレテ本ノ畫ヲカクナリ。ソレユヘ唐畫モ、日本ノ古人ノ畫モ二重書キ也。二重書キユヘ、ユビノ衣紋ナドチザックザアル。二重ニ墨ノイリタルガ見ヘテ、書違ト見ルガアルガ、古人ノ眞蹟ニテ丁寧至極。精神ヲ費スヽヲ見ルベシ。カクノ如クノ心ニテ席畫ガ書ルベキヤ。二重畫ヲ書ト云コト、狩野家ノ者今ノ人夢ニモ知ラヌコトナリ。大事ノ秘事ナレドモ傳授スト語レリ。又牧溪ノ龍ハ、木ノ龍ト云物ナルベシ。龍ニ火焔ヲカクコト、日本ノ悪流ノ俗ノコトナリ。トカクニ畫ヲ見ワケテクルル人ナキユヘ、今ノ世ハ俗物ノ至極ノアシキ處ヘ陥リタリト云ヘリ。又圖ヲヌケヨト云コトヲ、父ノ養辰朝夕ニ云ヘリ。師ノ範圍ヲ出ヌ畫ハ用ニ立ヌナリ。又專門ニ唐人ハスルト云ニモ、先細工書ヲスルト云コトナシ。其最初筆法ト畫法トヲ學ビテ書テミテ、ソシテ其所長ヲ合點シテ、或ハ山水、或ハ人物、或ハ花鳥ト得手ヲ書テアキタリ。ヲレハ山水畫ニナラン、ヲレハ人物畫ニナラント云テ、シカナリタルハナシト語ケリ。皆俗論ナリ。

一ソロリハ、太閤豐王ノ寵セラレシ人ナリシガ、太閤ガ一石米ヲカイカネテケフモ五斗カイアスモ五斗カイ、ト狂歌セシヲ、太閤聞召シ、ソロリヲ召テ、此狂歌尤ナレドモ、ワレ天ガ下ヲ掌ニ握リタルヲ、太閤ガト云タルガニクキト云レタル時、君ガ世ハ千世ニヤ千世ニサヾレ石ノ岩ホトナリテ苔ノムスマデ、ト云タルハ、天子ヲ君ガト申セシト云シカバ、太閤詞ナカリケルト也。

一徂徠ノ和歌、一世ニ二首ヨマレシニ、

吾門の五もと柳枝たれて長日にあかぬ鶯のなく

一實業卿門東下向ノ時ヨミタマヒシ、

足からの關路の鳥の夜深きに朝日をうはふふしの白雲

一中野善助續善、字先翁、楷書ハヨク書レタリ。春臺モ子允東野モ此人ノ弟子ナリ。東野ヲモ徂徠ハ此人タノミテ弟子ニセラレタリ。先翁ハ春臺ヲ殊ノ外ニホメラレタルト也。

一周禮ノ會春臺ニテアリシ時、和刊ノ白文ノ點ヨシト、春臺モ云レシト也。

一墨子ハ茅鹿門ノ序ノアル本マヅヨシトナリ、寬制ノ所ニハ春臺モ句豆ヲセズシテ置レタルト也。字彙ニモナキ字多シトナリ。

一關東ニテ川除普請ノ時、藤堂和泉守殿ノ有司某ト云ルハ仁齋ノ門人ナリ、長門侯ノ碑ヲ建ラレタルコトヲ聞、サテ／＼口惜キコト哉、人ニ先ヲ越サレシトテナゲキタルト也。後世ニナリテハ長門侯ノミノ普請ノヤウニ見ユルニヤト云リ。

一國策ノ本色々アリ。今ノ刊本ノ目錄ハ本書トハ違アリ。徂徠ノ方ニアリシ本至テヨシトナリ。元稹カモチタル本ハ文徵明ノ手本ナリト云本ナリ。同ジ本ヲ子才所持セラレタリ、ト君修ノ話ナリ。

一鵜士寧送㆔人歸㆓省北越㆒。搖落天涯秋正深、故園風樹自蕭森、山中容抱㆓荊人璧㆒、世上爭傳㆓越客吟㆒、蓬鬢全侵㆓霜雪色㆒、荼衣兼製㆓薜蘿心㆒、高堂親存好無㆑恙、重逐㆓飛鴻㆒此地尋。子式モ此詩ヨカラズ、好

無レ恙ノ二字キコヘズト云ヘリ。第六句モスマヌ句ナリ。

一中院殿通村關東ニ久シクトメラレタルハ、後水尾帝御讓位ノ事ニ付、前カド關東ヘ仰ラルベキ事ノ、御知セナカリシ故、板倉伊賀守殿、通村卿ヲ招キ、イカヾシテ御知セナカリシト問ルヽヲ、不レ知ト答ラル。ヲシテナジリ問ルヽニ、勅命ニテナ泄シソトアリシ故、知ラセタマハズトナリ。然バ内々ニテソト知ラセラルベキコトナルヲト、板倉殿云レシ時、通村卿、勅命ヲ背キテ君臣ノ禮ヲ敗シ、人ニ内應スル者ヤアル。足下ニ關東ヨリ京人ニシラスナト、アルコトヲ承リタランニハ、ナドカモラセラルベキ。吾ハ天子ノ臣ナリ、關東ノ臣ニ非ズト云レシ故、板倉殿詞ナカリキ。ソレニヨリテ公家衆關東ヘ下ラルヽ、程ノ人ヲバ、皆押留ヲカレシ故、通村卿モ久シク江戸ニ逗留アリタルト也。又後水尾帝ノ御讓位ハ關東ト御不和ナリ。大坂ノ一亂ヲ和平ニト勅命アリシヲ、台德院殿御許容ナキヨリ事起ルト也。

一秀賴ハ薩摩ヘ落行レタルト云コト、子允ノ若キ時仕ハレタル奴僕ガ薩摩人ナリシガ、語リ傳ニ御所ト唱ヘテ薩摩ニアリ。秀賴子孫ツタハリテ有リ。但シ其御所ト云地ハ不レ知ト語リシ由、子允ノ話ナリ。

一淺見安正ハ、關東ノ地ヲフマズ、諸侯ニ仕ヘズト誓ヘリ。モシ時ヲ得バ義兵ヲアゲテ、王室ヲ佐クベシト云テ、靖獻遺言ヲ作リシナリ。

一徂徠ノ明律ヲ吟味セラルヽコトヲ不尤ナリトテ、春臺ヨリ書ヲヤラレタル由、徠翁返書ニハ尤ニ存候、足下ナラデハト存候ト答ラレタル書ヲ、春臺大事ニセラレタルトナリ。

一定家卿ノ手惡筆ナル由、アマノモクヅニ見ヘタリ。

一山崎闇齋ノ文會筆錄ハ、大ニ用ニタツナリ、ト君修モ云リ。

一春臺ハ至誠ヲ積タル人ユヘ、家人ヲ化シタルコト奇妙ナリ。皆聖人ノ如ク思ヘリトナリ。元麟ナドモ徠翁ニ化セラレタリト也。

一仁齋ノ童子問、語孟字義ニテ一生ノ學問見ユル也。徂徠ノ答問書、辨道、辨名、論語徵ニテ徂徠ノ一生ノ

學術見ユルナリ。アノ通リ書ヲ作リ置度コトナリ、ト君修ノ論ナリ。又云、孔門ノ諸子ハワザニカケントセラル、故書ヲ著サズ。戰國ノ諸子ハ、トテモワザニ施スコトナラヌヲ知リテ書ヲ作レリ。然レドモ一ニ見識ヲ開キタルモノ故、皆一ニ家ヲナセリ。漢已後ハ、一見識ヲ開クコトナラズ。ソレユヘ人ノ論ヲヌスミテ書ヲ著セリ。後世書ノミルニ足ヌハ、此ワケナルベシ、ト君修ノ說ナリ。

一元麟云、春臺、本多中務大輔殿執政忠良ヨリイリコ一箱賜リシヲ、後料理セラレシニ、皆クサレタルイリコ也。本多殿有司ヘ書簡ヲ以テイリコヲ返サレ、不佞鄙人ナルコト不レ及レ論、サレドモ聖人ノ道ヲ質問ナサレン爲ニ、カク御會釋ナサレケルコトナリ。カクソマツナル御會釋ハ、聖人ノ道ヲ輕ジ玉フトモ云ベキカ、ソレユヘ奉二返上一ケルト云レケルニ、有司モ大ニ驚キ、何分是ヨリ答申サン、使ハ歸レトアリシニ、臺翁ノ奴僕ト云シモノハ、心剛ナルモノナリシガ、主人ノ申附ケルハ、御返書ヲ取歸ルベシトナリ。サレバイツマデモ待ンコトハ不レ苦ト云ケレバ、有司モセンカタナク、中務殿ニ言上スレバ、大ニ迷惑シタマヒ、色々ト謝シタマヒテ、新ニイリコヲ贈ラレケルトナリ。元麟語レリ。

一元麟云、白石ノ父ハ、土屋民部少輔方ニ足輕ノ小頭ニテアリシガ、大目付マデ昇進ス。此人極メテ才氣アリ。癰ヲ煩レテ醫者來テ見ルニ疼マズト云。醫者イタマヌハ療治ナラズト云。イタマズト愈答ラル。白石ノ母出テ醫者ニ向テ、吾夫ナル人ハ一生イタムト云コトヲ士ハ云ヌ物ト覺タルナルベシ。ツヨク痛ムト見エテ、其節ハ壁ニ向テ眉ヲヒソメテ、痛ヲ忍ブ體ナリ。吾ニモ痛トハ云ズト云、醫者然バ療治ナルトテ治セリト也。又白石七歲ノ時、芝居ヲ見ニ行テ、初ヨリ終マデ一々ニ記憶シテ歸ラレシトナリ。此兒アシクナルカ、ヨクナルカ、並ニナラズト云レタルトナリ。

一子緯云、劉鳳ガ李于鱗ヲコナシタル、唯一通リニコナシタルニ非ズ。韓退之ノ才ニテ、昔ノカスニナリタル處ハ用ヒズ。于鱗ガ才ニテ陳言ヲサルハヅ也。然ルニ左モナキト云コナシナレバ、李ガ才ヲ韓ヨリ上ニ、ミダリニソシルヤウニテ、實ハホメタルナリ。

一子緯云、長崎ヘ遊學シ華音ヲモ聞タリ。十有餘年已前ノコトナリ。譯者トモ出合タルニ中々アノ如クニテ用ニタツコト非ズ。華人ノ詩モ下手多シ。華音ト譯學ト知リタリトテ、文章用ニ立ズト、其頃ヨリ看破セリト也。榊慶右衛門トテ譯者少文モ成タリ。此人ノ一言尤ナルコトアリ。文章ヲ見ルニ先題ヲ見テ、吾ナレバイカヤウニ書ベキト云コト腹稿シテ、サテ見掛リテヨシ、又首段ハイカヤウニ書ダスヤ、次ハ如何、其次ハ如何ト、皆腹稿シテミテ、サテ文章ヲ見テ古人ト予機軸ノ合ヤ否ヲ知ベシ。コレ文章ヲ見ルノ法ナリト云タリキ。甚尤ナリ、ト子緯語レリ。又袁中郎ナドガ如ク、書ハ何ホドモ書ルベシ。又徠翁ノ材ハ天縱ナリ。文ノ面白サアマリ卓見ニ過タルヤウ也。天狗ノ説ヲ東涯見ラレテ、サテモ／＼天狗ノスガタヲアリノマヽニ書アラハシタリ、妙ナルモノ也。徂徠ナラデカヽル文ナルベキヤト、子緯ニ語ラレシト也。又子緯云、予ハ奥州三春ノ人ナリ。金華ト同鄕ナリ。金華ハ幼少ノ時逢タリ。二十年前江戸ヘ來リ、舌耕ナドシテ秋本喜内ニ近付ニナリ、古學古文ノコトヲ聞、中々トリツカレヌコトト思平安ヘ遊學シ、長崎ヘモ遊學シテ、十五六年前江戸ニ歸リ、今ノ岡崎侯ニ仕ヘタリ。四先生文範ハ平安ニヲリシ時點ヲツケタルト也。又云、宇野三平モ李文ニ點ヲツケタル由、南郭ソレヲ處々直サレタル由ヲ不ㇾ用、南郭ノ序文モ三平氣ニ入ズ。ソレユヘ南郭モ、三平ハ情ノコハキ男ノ由云レシト也。子緯又云、李文古ニアノ格ナシ。但シ韓非子ニヨリタル處多シト思ハル。此ノコトハ弇州モ左云ヘルトナリ。又云、士寧ト君修ハ東都ノ文人ナリ。田大心（上田平藏）ハ社中ノ文人ナリトノ評ナリ。

一稚明云、三王外記ハ、憲廟實錄ノ出來シ時、徂徠手ヅタヒアリテ、春臺モカヽラレタリ。ソレユヘ内々ノコトモ能ク知レタルユヘ、外記モ書レタリ。

一稚明云、春臺沼田侯ノ領地ニ大同二年ノ竹アリ。ソレヲモチイテ笛ニセラレタリ。笛ノ籐竹マクコトモ自分ニセラレタリ。隨分精力ノ厚キ人ナリ。樂大藏モヨク覺ラレタリ。又憲廟實錄ノ出來タル時、布衣以上ノ御役人ノ名乘入ラレタリ。御用トテ書出サセラレタリ。ソレニテイカフ手間トリタル由、

春臺ノ語ラレシトナリ。

一子綽云、安澹泊策問三首書テ、人ニ對策ヲカヽセラレタリ。子綽モ書レタリ。中々云トリマデノ事也。

一穉明云、周易皮正繋辭以下ノ注、コトサラニ能出來タルト語レリ。

一奥羽軍記ヲ一覽ス。新羅三郎殿奥州ヘ下ラレシ歳月不ㇾ詳。前後ノ文面ヲ考ルニ、秋冬ノ内ノコト、見ヘタリ。其子細ハ三郎殿對面ノ後ノ文、春夏ト云コトミヘタリ。其間ノコト不ㇾ詳。大カタ秋ト見テ然ルベキ歟。

一徂徠今ノ大御所公有徳紀州ヨリ入ラセラレシ御時云レケルハ、中興此時ナリ。間部越前守ニ腹切ラセ、國初功臣ノ諸王侯ノ衰タルニ、御加恩成サレ御取立候テ、民ノ耳目ヲ新ニ成サレズバ、次第々々ニ衰ヘ行クベシト云レタリ。其後一年アマリスギテ、吾云如ク成サラレズ。サテ〳〵中興氣象ナシトナゲキテ、春臺ニ語レルト也。

一九月十二日、東叡王ヘ使ノ序、天眼寺ニ至テ春臺ノ墓ニ謁ス。春臺太宰先生墓ト篆字ニテホリツケ、裏ニ南郭ノ碣銘アリ。末ニ友人平安服元喬撰、東都葛辰書、孝子定保立トホリタリ。其側ニ太宰太公ノ墓アリ。裏ニ徂徠先生ノ文ヲホリ、孝子純立トホリタリ。

一子亮ノ方ニテ、春臺所持ノ杜林合注ヲ見ル。至極念入テ直サレタリ。ゴフンニテ一點一畫ノ訛マデ直シ、青墨ニテ人名ニ―ヲナシ、朱ニテ句讀、注ハ青墨ニテ、句上ニ墨ニテ書込アリ。春臺ノ製セラレタル青墨也。見事ナリ。

一子亮曰、春臺詩書古傳ナドニハ、淨寫一日ニ廿七八張カヽレタルト也。

一九月望、深川ヘ御代香ノ時、子式ニ過訪、古今詩刪ノハナシアリ。于鱗ガエラミタル詩刪ハ出ズシテ、外ノ人名ヲカリテ詩ヲエラミ、元美ガ序ヲツケタル歟、エラミヤウ何トヤラン合點ユカズト云ハレタ

リ。

一子式云、白石ハ日本開闢已來詩ノ上手ナリ。去年ノ朝鮮人トリワケ下手也。正徳聘使ノ東郭マシナルベシト云リ。

一子式云、君修十三歳ノ時東都ニ來リテ、先ヅ子式ニ謁ス。其時十三經ナド一周覧シ、大抵古書ハヨクヨミテ、大學致知格物ノ説ナドモ議論アリテ、經義ハ中々人ニユヅラズト、古人ヲ排撃シテ甚才ニ誇レリ。誠ニ神童ナレドモ、アノ才氣増長セバ自負ニ過テ、イカナル人ニナルベキヤ、大方ハアシキ人ニナルベシト思タルニ、春臺トハ子允兼テ心易キ故、タノミ可レ申トアリシユヘ、尤然ルベシト云テ、春臺ノ門人ニナラレタルガ、春臺ノキビシキ人ニアヒタルユヘカ、今ニ至テ才氣ヨキ位ニナリ、見事ノ人物ニナリ。イカニモ人品ノ君子ニナラレタルト、子式クリカヘシホメラレタリ。子式又云、春臺ノ門人ハ才モ不才モ、一人品ヲトナシキコトナリ。是春臺ノ手柄ト見ユ。徂徠ハ南郭、春臺ヲウミ出シタル人ホドアリテ、氣量ノヒロサ、格別違タルモノ也ト云ヘリ。

一君修云、仁齋ノ孫平紀伊守殿招キ講書ヲキヽタマフ時、京都所司代公方ノ御名代ナリトテ、衣服ヲ新ニコシラヘテ着テ行レタリ。徂徠ヲ東都ニテ大御所御目見仰付ラレシ時、美濃守殿ノ留守居、御城ニテ、ソナタハ高聲ニ物云タマフ。御城ハ格別ノ處ナリ、物イヒ高カラヌヤウニト云シ時、徂翁カラノヽト笑テ、六十マデ高聲ニ云ツケタル物イヒ、俄ニヒキクナルコトニアラズト、高聲ニヒヾキワタリテ云レタリ。アシキコトヲ云タルトテ、クヤミテ後語ラレシト也。子亮又曰、徂翁御目見ノコト色々先例御吟味アレドモ、陪臣大夫ナドノ外ニ、カヤウノ類ノ先例ナシ。然ドモ徂徠御目見仰付ラル、コトハ、學 スル者ノハゲミニナルベシトテ、先例ヲ破リテ御目見、檜木ノ間御代官ノ席ニテアリシト也。

一春臺初テ徂翁ニ對面シテ、詩文ヲ出シテ見セラレタル時、足下ハ詩文既ニ一家ヲナセリ、經學ヲ修シ

タマヘト云レタリ。一見シテ其人ノ長ヲ知ルコト徠翁ノ長ナリ、ト君修カタレリ。

一士寧ハ京師ニテ、明霞稿ノ序ノ作者石川正恒ニ學バレ、後ニ子式ニ詩ヲ學ビ、後ニ南郭ニツカヘラレタリトナリ。子式ニ語リテ、詩ヲ知ヌ人ニヨク詩ヲ見セタマフ、タヘガタキコトナルニ、先生ハヨクタヘ玉フト、大ニ嘲ロウアリシカバ、子式足下ハ世祿ナリ、予ハ詩ヲ産業トス。詩ヲ人ニ見セザレバ餓死スト、アラヽカニ答タルト也。

一老子ニ、無名萬物之母ト云出タルヲ、林希逸見チガヘタリ。無名ニ萬物之母一トヨミテヨシ、名クト活字ニスベシ、ト春臺云レタルト也。

一春臺モ、東涯ハ五朝小說、百川學海、說郛ノ類ヲトビ〳〵ニ見ラレタリトハミエズ、片ヒシニクリテ見ラレタルナラメ博學ナリ、トホメラレタル也。君修語レリ。

一君修云、子路ノ死ナレタルコト、左傳ノ外見ツベキ物ナシ。左傳アソコノ所殊ニ簡ナリ。子路ノ云ブン甚ソマツナルコトヽ覺ユ。日本ノ武士ノ徒死ヨリモ、又容シキ死樣ナルコト也。如何心得ガタシ。

一春臺ハ京ニ浪人シテ居ラレタル時、少ノ間醫ニナラレタルユヘ、醫理ヲバヨクシラレタルトナリ。

一春臺、三平ニ名ヲ恒有ト付ラレタリ。獲麟解ニヨレリ。文章軌範ナドニハ不常有トアリ。覺ソコナヒト君修モ思テ、韓文ヲ見ルニ恒有トアリ。初テ春臺ノ讀書精密ヲ知レリ、ト君修語ケル。

一仁齋日札ノ中ニ、好レ仁者范文正公司馬君實トアリ。惡二不仁一者伊川朱子トアリ。徠翁ノ說ニ符同ス、ト君修云リ。

一君延ハ酒キラヒ、曲江ハ酒ズキ也。春臺、曲江ノ處ニテハ酒ヲノマズ。君延ヲミテハ數盃ヲカタムケ呑マルヽト也。

文會雜記卷之二上

一文論ニ點ツケタルコト、太宰翁ノ書ニ點ツケテ刊出シタルハナシ、卜子才云ケレドモ、希波用ヒズシテ、希波點ツケテ出シタルト也。點ノ謬ナド君則書出シテ改ラレヨ。コレ太宰翁ヘノ忠臣ナリト、希波ニ告ラルレドモ、希波シカト用ラレズ、ト君則云ヘリ。

一君則云、經邦禮典少シ手ガヽリモアルベキヤ、聞テミルベシト云リ。

一君則云、君修、朱氏文集ヲ反覆シテ見テ、今ハ朱子語類ヲ讀トテ、人見友節ノ方ヘカリニヤラレタリト語レリ。

一顏魯公法帖一册、寶曆三年癸酉新刊ス。外題ニ顏眞公墨蹟トアリ。唐政通議大夫行薛王友柱國、贈祕書少監國子祭酒太子少保顏君廟碑銘ナリ。井子叔云、此榻本大ニ刻アシク神采ナシト云。誠ニ然リ。シカレドモ魯公ノ法ヲミツベキハ、和刻コノ本ナリ。

一美會濃之露、成島道筑撰ナリ。有德廟ノ喪ノ中ノコトヲ國字ニ書タリ。井子叔カシアタヘラレタリ。

一觀喜寶宗ト云小說二帙、子叔カハレタリ。

一學山錄六册円本、君則カサレタリ。中村深藏ノ作ナリ。

一子叔、有德廟ノ世ノコトヲ書カケラレタルヨシ語レリ。

一子叔云、紫芝園稿寔ニ一家ノ言ヲナスト云ベシ。鎌倉ノ賦ハ古賦也。字ノキリヤウ全ク文選ノ體ナリ。妓王妓女佛御前ノ紀事、面白キコトノ至極ナリ。一體此先生ノ氣槩、徂徠モ及ガタカルベシ。義臣論ナド目ノサメタル論ナリ。カナ書ニシテ世上ノ人ニシラセタキコトナルニ、知ル人ナキコト口惜キコトナリ。赤穗四十六士ノ論モ、ナルホド春秋ノサバキナラバ、尤トモ云ベキコトナリ。世ノ毀譽ヲカ

ヘリミズ、人ノ耳目ヲ驚ス奇論、皆コノ先生ニ屬スベシト、賞嘆大方ナラズ。
一喚醒錄寫本、君則カシアタヘラレタリ。長崎蘆草拙著ストアリ。佛經ノコトヲ論ジ、三教一致ニミタル處多シ。佛經ニハヨク通ジタル人ト見エタリ。
一醉翁帖墨本一冊、醉翁亭ノ記ヲ廣澤ノ書タルモノ也。寛延三年己巳ノ授行ナリ。見事ナルモノナリ。
一高閑帖、コレモ廣澤韓文公ノ高閑上人ヲ送ル序ヲ書タルヲ、墨本ニシタル也。廣澤ノ行書ナリ。見事ナルモノナリ。
一子叔云、東涯ノ古今學變殊ニ面白シ。委細ニ書ヲサバキタルモノナリト賞美ナリ。
一五月十三日、君則ノ書子允ノ訃來ル。十二日夜長逝トナリ。子允去冬少便閉ヲ煩、春ニ至テ快復。四月末ヨリ食量減、面體手足トモ浮腫有レ之ヨシ、前書ニ告來ル。今日使ヲ遣シ、少ノ鹽梅ヲ贈リタル處、訃書其中ニ附シ來ル、十四日弔ノ使遣ス。
一子允書寫ノ難波戰記六冊借用ス。常通用ノ難波戰記ナリ。一段サゲテ子允ノ考ニ、元和記ト云モノ書付テアリ。其元和記ト云モノ、予方ノ大坂軍記ノコトナリ。
一五月十九日、芙蕖館へ行ク、朱注論語ノ講說數章ヲ聞ケリ。
一南郭云、守山侯ノ論語徵集覽大カタ出來、刊カヽリテ出來ヨリタリトテ出シテ見セラル。二十卷ニスルト也。
一水滸傳ノコト、西遊記ヨリモ中華ニテモテハヤシ、殊ノ外ニ賞美シ、カタリテ聞スルコトナリト也。元ノ時ニ出來タルモノナレドモ、明朝ニテトリハヤスコトナリ。兒女マデ面白ガルナリ。ト南郭ノ語リタマヘリ。
一南郭云、子ドモヲ敎タテヽ學問ヲサスルニ、素讀ナドヲリツハニサスルハアシキコトナリ。何ノ益ニモナラズ、大ニ倦心ヲ生ズルゾ、訓蒙圖彙ナドヲワタシテ、ナグサミモノニサセテ、自然ト字ヲ覺サス

ガヨキト也。有徳廟ノ御物ズキニテ字ヲ印ニホリテ、今ノ大納言公ニヲサセマシ〱テ、慰ニ御覽ナサル、ヤウニ成サレタレバ、今ノ大納言公學問ズキニナラセタマヒタルトナリ。子漢ノ孫ヲ教ヘラルヽコトヲ嘲シタレバ、ヨキシカタトテ語ラレケル。

一南郭ノ聯ニ、詩有ㇾ暘日聽ニ黄鳥一、心無ㇾ事時看ニ白雲一。

一西洋ニテモ天文暦數ナドハ、大ニ精微ナリ。外國ユヘ專門ニ藝ヲ攻ルユヘナルベシ。リメトウ發明者ニテ、中國ヘ來リ巧ナル器物ナドヲミセテ、學問ヲモシタルユヘ、中國大ニ尊信セリ。其中ニ船ヲ乘リマワシ、色々ノ所ヲ回リタルコトヲ云タルハ、信ジガタキコトナレドモ、中國人ハ船下手ユヘ驚キタルト見ユ。遵生八牋ニ、日本ノ硯箱ノ細工ノコトヲ大ニホメタルナリ。日本モ外國ユヘカヤウノ細工ナドノ藝ハ、中國ヨリモスグレタルコトナリト覺ルナリ。ト南郭語リタマヘリ。

一古禮ノコト、今ドウモ合點ユキガタシ。タトヘバ卿大夫士ナドノ家ツクリモ、皆南ヲ正面ニ向テ作リタルト見ユ。カヤウノコト羿ヲモリタルヤウニハナリガタキコトナルベシ。今ヨリ見レバ何トモ合點ユカズ。此類ノコト勝テ計フベカラズ、ト南郭云ヘリ。

一中國ノ學者ノ理屈ヲ、今日ノ學者ヒキウツシテ、サマ〲云ドモ皆アタラヌコト也。今ノ日本ノ大名ノ立ヤウ、世界ノ組ヤウ、天地開テヨリコノカタ一色ノシカタナリ。周公、孔子出タマフトモ、別ニコレヲクミ直スシカタトモ有ルベカラズ。ソレヲ後世ノ郡縣ノ時ノ理屈ニテ評判スルハ聞ヘヌコトナリ。又古ノ封建ノ時ノコトヲモヒキテモ、今ノ大名ノ制度トハ格別タガヘルコトアルナリトゾ、南郭ノタマヘリ。

一郭象ハ、荘子ヲソノマヘテ清言スルナリ。希逸ガ解ハ字ニトリツイテ釋ス。海運則ナド云ヲ、運スル時ハスナハチト希逸ハ見タル也。則ト云字ナド、荘子ノ用カタハ然ラズ。海運而ト云心ナリ。然則トモ、雖ㇾ然ト云心ニ用タルナリ。老荘ナドハ字ノ用ヒヤウ一段チガヒタリ。リツパナルハ左傳ノ字法

ナリ。古書ノ中ニ、アノ如クリツパナルハナキ也、ト南郭語リタマヘリ。

一南郭云、今ノ杜注左傳ハ、宋本ヲ活字板ニシタルニ、點ツケテホリタルモノユヘ、成程ヨキ本ナリト也。又史記ノ注ノナキ白文ノ本中國ニアリ。戰國策ナドモアリ。コレハ明朝ニテ十三家ヲ立テ、注ヲ除テ白文ヲ見ルト云コトノハヤリタル時出來タルニヤ。又國策ノ注サマ〴〵ヤカマシクアシヽ、注ヲ削去テ白文同前ニシテ、本ヲコシラヘタテヽ會讀シタレバ、存ノ外ノソレガヨカリキト也。史記モ注ガ散々ナレバ、注ヲ削去タラバヨカルベシトナリ。

一南郭云、明末ニサマ〴〵于鱗ヲ譏ル學者出來タリ。袁中郎ガ歌行、初唐體ヲ作レルアリ。ヨク初唐ニ似タリ。然レバ中郎モ才ハアリテ、唐詩ノ體ヲモ見事ニ作ルコトナレドモ、ソレニテハ人ノアトニタツコトヲキラヒテ、一品カハリタル物ズキヲシテ、李王ヲ打破ル爲ト覺ルトナリ。

一俗語ニヨク口ヲ通ズル(悦イ)雪峯ニツキテヲリタル僧ニヒタト出合タルナリ。唐人ト咄ヲモヨクシタル人ナレドモ、字ハ何ト書ヤラン不ㇾ知、字ヲバ時ニ問尋ラレタルナリ。然レバ學者ノ方ニテ、俗語ノ書ヲ見ルト、通事口ヲ稽古スルトハ格別ノコトナリ、ト南郭語リタマフ。先生モ俗語ヨホド覺ヘタマヒテ、俗語ニテハナシヲコシラヘテ咄シテ見タマフニ、草紙ノ如クニナリテ、咄シニナラズ。カワリタルモノナリト語リタマヘリ。

一日本今ノ世界ノアリサマニテ、古代ノコトヲ聞ハケシカラヌコト多シ。

一小松帝ノ買物ヲ成サレタル古キ書ニアリ。今ノ士大夫モ、カヤウノコトスルコトナキコトナレバ、中國ニ比ベ視ルニ、コレヨリ後ニ聖人ト云物ガ出來ルコトモ知レズ。日本ノ今ハ中國ノ堯舜ヨリ已前ナルカモ知レヌト思ハルヽ、ト南郭ノタマヘリ。

一程子ノ學問ハ埒ノアカヌコトヽ思ハルヽナリ。朱子モ實ハ程子ノ學問ヲ見クダシタルラント覺ユルコト多シ。伊川ナドノ學問ハ一向ノコトナリ、ト南郭ノタマヘリ。

一南郭云、近頃モ奸猾ノ書生蘐園何トカ云フモノヲ作リテ、ニセ物シテ出ス。ソレユヘ著述目録ヲ改出シタリ。南留別志(ナルベシ)ハ萬葉カナナルベシ。物語ノコトナリトノタマヘリ。

一古キ書ニ松浦佐用姫、玉造小町ナド、古樂府ニシタキコトト兼々思シニ、今ハ精力ウスクナリテ、冣早スルコトモナラズ、ト南郭語リタマフ。

一五言古詩、漢ノ時ノ詩ヲ、爽鳩ノ詩箋ノ如クニシタルハ、如何アラント問ニ、先生云ク、唐ノ近體ノ詩ハ、詩家ノ語一種別ノ物ナルユヘ、成ホド詩箋ノ如クシタルヲ用イ覺レバ、自然ニ詩家ノ語、詩家ノ字ヲ覺ユルナリ。漢ノ五言ノ古詩ノ字ハ、文章ノ字トカハリナシ、結ビ合ツヾリ合セタル所ニテ詩ニナルユヘ、キリテ詩ヲ書置タルトテモ、ソレニテハ古詩ノ體ヲ必得ベキトモ思ハレズ、ト南郭語リタマヘリ。

一儀禮ノ會通ニ、注疏ノ字ノアシキヲ、朱子ノ經傳通解ニテ直シタル處多シ。朱子ノ學問ハ甚丈夫ナルコトナリ。アマリニ入用ニハアルマジト思ハルヽニ、禮ノコトマデ朱子ハセンギシテ、メンミツニセラレタリ、ト南郭語リタマヘリ。

一美叔下レ獄テ死タリ。兄ハ流罪セラル。美仲ハ今舌講シテ居ル、ト南郭語リタマヘリ。

一說郛ニ、陶宗儀ガトリアツメタル、ワヅカ二十張又少計アルモアリ。胡元瑞ガ云シニハ、前カド見シニハ全書アリシニ、今ノ本ハ少バカリトリアツメタルナリト云ヘリ。然レバイカナルコトニテ、カクナリタルヤ、皆ガ全書ニ非ズ、ト南郭語リタマヘリ。

一南郭云、叶韻ノコト、詩經ノ時分ノ韻ハ、甚大マカノコトナリ。後世ニ朱子ナド吟味シツメ、詩經說約ナドニ、サマ〴〵說ヲ云ヘドモ心得ラレズ。ヤハリ詩經ノ古韻ハ、大マカナルモノト覺テヨキコト也。

一南郭云、楊子雲大玄經ヲカシキ物ナリ。スムベキ物トモ思ハレズ、ニセ物ズキニテ淸言ヲ論語ニ擬シ

タリ。王莽ガ似セ物ズキト同ジコトナリトナリ。

一水戸ノ史局モ學者今ハ寥々タリ。名護屋十藏總裁タリ。中々ヨキ學問ニアラズ。安澹泊ハ嗣子サン〳〵ノコトヲシテ改易セラレ、澹泊隱居シテ物故ス。ソレ故遺文モ散落シタルナラン、ト老師語リタマヘリ。

一琉球ハ中國ノ册封ヲウケルコトヲ、薩摩ヘ深ク忌ナリ。近頃中山傳信錄ヲ見ルニ、中國ヨリノ册封使モアキナヒ船ニ乘リテ行ク、琉球ハ中繼ヲシテ、薩摩ヘスグニ送ルコト也。ソレユヘ長崎ノ外ヨリ唐物澤山ニ日本ヘ渡ルハ、皆琉球ヨリ薩摩ヘ取次ヲスル故ト見ル、ト老師語リタマヘリ。

一滄溟尺牘ノ波雪ノ字ハ、カキアヤマリカ合點ユカズト也。南郭云リ。又元美台王ガアマリニ澤山ニツクレリ。一日ニ一首ヅヽ書テモ、中々アレヨリハ少カルベシ。合點ノユカヌコトナリト、又于鱗モ學問ハセマカルベシ、古書バカリホジリテ後世ノ書ハ見クダシテ、博識ナドハ見ヲトシテオリタルト覺ユ、ト南郭語リタマヘリ。

一南郭云、周禮ハ會業ノ時、考工記ヲトクト見タリ。コレハ細工人ニ言ツケ、割ヲシテ車ヲ作リタラバ、サラ〳〵トスムベキト思ハルヽ也。希逸ノ解少ノヨキ說モ見ヘズトナリ。

一禮記ハ鄭玄ガトリアツメテ、アノ如ク注ヲシテ置キタリ。トクトツキ合スレバ古禮ノクヒ違多カルベシ。ソノクヒ違ヒノ見ヘヌヤウニシタルガ鄭玄ナリ。殘缺ノ遺文ニテ今ハ如何トモナシガタキコトナリ、ト南郭語リタマヘリ。

一南郭云、俗語ハ次第ニウツリ替リユキテ、前ノ俗語ハ多クスタル。ソレ故宋儒ノ注ノ俗語ナドハ、又其俗語ヲ注シテキコユル也。ヨク知レル俗語ナラバ、注ハイルマジキ筈ナリト也。

一先生モ鬼谷子ハイマダ見ズトナリ。

一南郭云リ。人主ノ學問モアマリヨカラヌコトナリ。ワルクスレバ文華ニ過ギ、又ハ色々ノ物ズキ出

テ、結句文學ナキヨリ惡キモアルトゾ、語ラレケリ。

一南郭云、史記ハ未定ノ書ナリ。注サン／＼ニ惡シ、前後クヒ違ヒノ處多シト也。

一南郭云、諏訪侯詩ヲ好タマヒ、四部稿ノ七律ノ所ヲ、南郭ニヱラミタマヘトアリ。ソレユヘ七才詩ニアル外ヲヱラミ出シテ見タルニ、トカク七才詩ニアルガ宜ク覺タリ。四部稿ノ中ヨリヱリ出シ處、百ノ少シ上モアルベキカトナリ。宗子相ナド本集ヲ撰ミ見タルニ、七才詩ニ出タルヨリ外ヨキ詩ハナキトナリ。

一南郭云、賈生鵩鳥賦ノ文選ノ注鶡冠子ヲヒク、或說ニ鶡冠子ハ鵩鳥賦ノ語ヲトリ合シテ、贋テ作リタル物ナリト云ヘリ。然レバ古書ニハ贋作ノ多キ、今ニテハ辨ヘガタキコト也ト語ラレケル。

一井子叔、七才詩解七卷著シタルトテ見セラレケリ。

一說文長箋、六書精蘊バカナルコト也、ト老師云レケル。

一子亮來訪、義山律師ヲ春臺セリツメラルヽコト、義山其後春臺ノ遺文刊行ノ前ニ、稺明ヘコトハリヲ云テ、春臺ノ書牘ヲ除テモラヒ度由ナリ。稺明返答ニ、先師ノ遺文ヲ刪去ルコトハ得仕ラジ。但シ答書稿成リタリトナリ。然バ其答書ヲ刊行ニ出サレヨ、少モ苦シカラズト返答セラレタルト也。

一あまのもくづ三冊一覽ス。多クハ書冊ナドノ法式ナリ。惠明院僧正ノ著述ナリ。其內定家卿ハスグレタル惡筆ト云コトアリ。又、鳥羽帝ヨリ裝束コハクナリタル故、衣文ヲツクルコト起タリ。其前ハナキコトナリト見エタリ。

一子亮云、東都湯島ノ靈雲寺覺彥ハ名高キ僧ナリ。其次某モ名高キ僧ナリ。春臺云、父ニマサレル子甚少シ。唯東涯ト、靈雲寺某、市川海老藏ト三人也。其次ノ義山貨殖ヲ事トセラルヽユヘ、春臺シカリテ書牘ヲヤラレタルト也。

一芙蕖館ノ庭ニハ、ツタト、ツバキヲ多ク植ラル。松モアリ、櫻モアリ、箱植ノ松モアリ、蓮瓶モアリ、竹モ植テアリ。小キ硯箱ニマキヱノアルニ青墨入レテアリ。箱硯ハ黑ヌリナリ。何ノモヤウモナシ。

屛風ニ色々ノ繪ヲトリマゼテハリテアリ。黄前良ノ繪モキリテハリテアリ。ツクヱハ小キツクヱ也。書院床ノ左右ニハ聯カケテアリ。文徴明ノ石刻ノ屛風アリ。庭ノモヤウ云カタナキ風雅ナリ。

一牛田三平 春臺ノ家僕 ハ醫者ニナリタリ。三平ノ父、山林田地黄金モ大分ユヅリタルヲ、上州ニアル三平兄無頼ニテ、ソレヲ皆ツイヤシケルユヘ、三平モ母ヲ養フタメニ、生産ノ計外ニシカタナキ故、武田長春院ノ弟子ニナリテ、近藤峰安ト名ヲ改ケル。又曲江ハ小普請ヘ入ラレタリ。御書院番辭セラレケル、ト子亮語リキ。

一梅村惣五郎ト云書肆來ル。京師ノ本店ニ文選ノ李善注バカリノ本アリ。四帙ニテ價十五金ナリト云リ。ソレトモニ本少シトテ殊ニ貴重スト也。四部稿ヲ携來ル善本ナリ。價二十金ナリト云リ。

一子叔七才詩ノ注解七冊、絶句解ニ倣テ注セリ。首ニ明ノ十三省ノ地圖アリ。地名詳ニ注セリ。大明一統志ヲ此注ヲスル爲ニ購タルト語レリ。

一芙蕖館ノ講堂ハ、ワラブキニテ、凡タヽミ數ニテ云バ、四五十疊モシカルベシ。板敷ニウスベリヲシキタリ。夥多人ノアツマルコトナリ。屋敷ノ裏ノ方ニアリ。

一南郭云、二十有餘年已前ニ京師ノ書肆來リテ、何ゾ書物刊行シタキト云シ時、サシテ思ヨリタルモノモナシ。史記ノ點付タルガ三通リアリ。其中一通リ點ヲ刪テ、白文トシタラバ宜シカルベシト云シニ、夫ヲ用ヒズ。其後外ノ書肆、コノ話ヲ聞傳ヘタルカ、點ヲ刪去テ史記ヲ出シタレバ、ヨク行レタルトナリ。夫ヨリノチイロ〳〵無點ノ本出來タル也。世ハオカシキモノナリト語リタマヘリ

一南郭老師モ、近頃二十一史ヲ見タマフト見ヘテ、床ノ上ニ宋書ノ唐本アリ。句豆ヲシカケテアリ。十三經ノ汲古閣ノ本モアリ。注ニ句讀ヲシカケテアリ。又西游記モ百曲アリ、ト南郭老師咄ケル。

一南郭云、廣澤已前ハ勝國ヨリ以來、楷書モ草書モ書手ナシ。タマ〳〵玄龍ナドアレドモ、朝鮮人ノ流義ニテ、誠ノカラヤウニハアラザルヲ、廣澤カラ流ヲ書出セリ。

一如辰、百川ノ繪ヲ評シテ、筆意イカニモ中華ニ似タリ。唯ウラムラクハ、スラ〳〵シタル處ガ中華ニ似タルコトノミヲシリテ、ツヨキコトヲ似セズ。ソレユヘヨハキ繪ナリト語レリ。

一儀樓遺編三冊卒業、白石先生詩ヨリ一段格調下リ、中晩ノ體ナリ。室師禮ノ序アリ。朝鮮ノ東郭跋アリ、南郭先生ノ傳ハミヘズ。

一金瓶梅二帙百回、梅村携ヘ來ル、日二卷ニ畫アリ、水滸傳ノ畫ノ如シ。春ノ圖アリ、康熙年中ノ序アリ、鳳州門人ノ手ニナリタルトモ云。又弇州ガ作ナリトモ云ヨシ序ニ見ユ。讀法ナドモ有レ之ナリ。

一如辰云、祐之ガ梅ナドハ絶テ見タルコトナシ。王摩詰ガ繪モ上手ト云バカリニテ、今書キ傳ユル山水ナド皆アテ推量ノコトナリ。宋ノ徽宗ノ繪モ、木下肥後守殿ニアル鳩ノ繪正筆ト見ユル也。

一有德院殿ノ上意ニテ、諸侯ノカケ物ノ中ニ、上手ノカラ繪アラバ、上覽ニ入レヨトアルコトニテ、御老中ヨリ御ヲ傳ヘ、狩野榮川ニ如辰ツキ添テ、諸大名中ヲ廻レリ。久シクカヽリタルコト也。幾日ト日ヲ定メユキテ夥シク繪ヲ見タリ。ソレユヘ繪ノ目利ヨホド上リタルトナリ。又養辰ニハ十三ヨリ廿四マデツキソヒテ居リタルト也。又養辰ハ養朴ノ弟子ナレドモ、實養朴流ニ引カヘテ、流ヲ書出セリ。ソレユヘ養朴流トハ大ニ異ナリト也。探幽肩衝ノ茶入ヲ五十兩ニ求テ悅シニ、火災ノ時盜賊盜ミトリタリ。其肩ツキ京都ニテウリニ出タルヲ、京都ノ所司代見タマヒ、是ハ聞トリタル肩ツキ也トテ、探幽ニ知ラセタマフ。探幽曰、ソレハ求ムベシ。ソレヲセンサクセバ盜賊アラハルベシ。此器物ニテ死罪ノ人出來ナバ、此器不祥ノ器トナルベシ。センサクハヨシニシ玉ヘト云テ、則又五十兩ヲ出シテ求メ下サレ候ヘト京都ヘ云遣シ、探幽又五十金ヲ出セリ。ヨツテ都カヘリト其茶入ニ名ヲツケテ、今ニ持傳ヘケルト也。探幽ノ子探信、其子探船、其子今ノ探常マデ持チ傳ヘケル。梁楷ノ桑ノ圖モ探幽家ニアリ。榮川本多伊豫守殿ヘ御心安シ、ソレユヘ定メテ寫シテ進タルナルベシ。今ハ此畫大カタ外ヘ拂タルカトナリ。又文徵明ノ畫ハ氣象ノ高キ繪ナリ。タヾコレハ手跡ノ能書ナルユヘ、畫モ重寶スレドモ、明畫之中ニテ第一ト

スベキニアラズ。又云、雪村ハ雪舟ノ弟子ニアラズ。雪村ハ奥州三春ノ人ナリ。ナルホド雪舟ヲ似セタル物ナリ。秋月ハナルホド雪舟ノ弟子ナリ。兆殿司タクサンニ繪アレドモ、正筆ハ絕テスクナシ。兆殿司ノ弟子ニイヅレ勝レタル繪ノアツテ殿司ニ似タリ。狩野友松ハ一風ノ繪師ナリ。又云、席繪ト云コト、探幽ヨリ始レリ。ウス墨ノクマニテ書キケシテヲキテソマツニ書クコト、皆探幽ガ始メナリ。古代ノ法ノ如ク書テ、席繪ノ書ルヽコトニアラズ。又李龍眠ガ筆一幅、秋元但馬守殿ニアリ。唐子ノ扇子ニテ蝶ヲヲサユル圖ナリ。唯ヨキ繪ト云名バカリニテ、彩色モ落テ色ノ分ルコトナシ。絹モ大ニ痛タリ。クハシキ筆意ナド中々見ヘルコトニ非ズ。〇主馬ハ早世ナリ。又今ノソウタツナドハ我儘流ナリ。生ウツシト云マデノコトニテ、筆意ノアツキ論ハカツテ不レ知。又云、浮世又兵衛ハ古法眼同時代ニテ、古法眼同流ノ繪ナリ。墨繪ノ山水ナド、イカニモ古法眼ニ似タルモノ也。至テ上手ナリ。土佐ノ光起ハ唐ノ人物イカニモ至極見事ナリ。アノ筆意ノ如クアツク書ケバ、何ニテモ見事ナル筈ナリ。又今ノ世ニカク竹ハ、全ク丹芝瑞ニアラズ、別ノ物ナリ。如川ハ我マヽ流ニカキクヅシテ、大ニ埒モナキコトニナリタリ。繪ノ目利ノコトハ口傳モ用ニタヽズ。筆意ヲ知ラネバナラズ。筆意ヲ知ルコト極メテ難キコトナリ。又人物ノ寸法ナド、面ノカネアヒニモイロ〳〵法アリ。セイノ高サ首ノ六ツ半ト云フコトナレドモ、中華ノ官女ノセイハ、少シ高キヤウニ書テアルナリ。コレラ必法ニカヽワラスト見ヘタリ。法ニカヽハル時ハ又ケツクアシクナル也。遠樹無枝ト云フトモ、モヨウニヨリ遠樹ニ枝ヲカクコトモアル也。法ハ至極ニ大切ニスレドモ、法ヲモ又融化シテ書クコトアル也。コヽノ處大事ナリ。人物ナドヲ書セ法ヲ習スルニ、ヒトツ人物ヲ其法ノ合點ノユク場マデニ、十日モ廿日モ、ヒキツヾケテ直シ〳〵書セ、ソレヲ倦心ナクカキツケテ、吾物ニナレバ、其外ノ人物モ準テ書ルヽヤウニナルナリ。大カタハヒトツ人物ヲ、日數カヽリテ同ジコトヲ書ク故、大ニタイクツシテ半分ホドニテ止ルユヘ、吾物ニナラズ。ソレユヘ上手ニ出來ヌナリ。繪ノ目利ノコト、近頃モ養朴、如川、隨川、三人シテ

書ケル松竹梅ノ卷物ヲ、何レモヨク出來タリト極メリ。如辰云、似セモノ也。人々其故ヲ問フニヨリ、人々ニ其似セモノナルコトヲ云ヒ、似セノ證據ト云ハ、至極ニ上手ニ似セタル物ナレドモ、筆意タガヘリ。何ホドニモ養朴ニハカヤウノ筆意ナシ。アマリニ能似セタルト見レドモ、タクミ過ギタル筆意アリ。養朴ニハタヘテナシト云。其外數十條云テ、養朴クライノ繪ヲ出シテクラベ見ヨ。カヽル筆意ハナシト云テ勝タリトノ咄ナリ。手クセハ上手ニモアリ、其手クセヲ能知ルコト肝要ノコトナリト也。凡畫ハ二十年モ專門ニカヽリテヲラネバ、少ノ合點モユカズト語ケル。

一南郭云、讀書ニ和音ノ聲ノ違タルアリ。タトヘバイツタル彼晨風ハ在ニ鬱北林ニナド云詩ノ句、風ノ字ヲ叶音ユヘ、ヒント今人ニヨマスル以テノ外アシキコト也。ソレハ中華ノ讀法ノ聲ナラバ格別ノコトナリ。日本ノヨミニテ風ト云字ヲヒント覺ヘテ、外ノ所ニテモ、ヒントヨマレヌアルヲシラヌハ如何ナリ。叶音ハ日本ニテハ本音ノ通リニヨミテ置ヌルガヨキ也。

一武ノ川越ニ林祭酒ノ門人アリ。算用ノ上手ナリ。度考ヲ見テトカク云フベキヤウナシ。量考ニハ誤アリトテ、駁シタル書ヲ著シタリト也。

一君則云、紫芝園國字書ニ出サヌ書ハ、南郭ト問答ノ書牘アリト也。春臺ノ封書ハ焚ヌルト、穉明云ヘリト也。然ドモ實ニ焚キタルニハ非ズト也。

一徂徠病中ニ南郭見廻テ、論語ノ彼哉彼哉ト云コト、佩觿集ノ說見出シタルト咄アリケレバ、ソレハ面白シ定說ニスベシトテ、即徵ニカキ入サセラレタル、ト南郭語ラレシト君修云リ。

一鈐錄ハ徂徠ノ年風立テ、書物悉土藏ヘ入置レタル冬ノコトナルニ、軍書少バカリ出シテ見ラレタル時ニ出來ダチタルト也。

一春臺ノ鬼門ノ辨ナドハ、徂徠ニ相見ナキ内ニ出來タルヨシ。子允語ラレシ、ト君修ノ話ナリ。

一陳仁錫校閱ノ史記ノ本注ヲ削去テ、字モアザヤカナルヲ稷卿持レタルト、君修ノハナシ也。君修モ史

記ヲ白文ニシテ文理ノ貫キタル處ヲ見タキト云ヘリ。

一大學解ノ口ノ一段ハ、徂徠、水野明卿ノ方ヘ行レシ時、明卿大學ノコトヲ問ハレシニ、ナルホド此間吟味シ考存寄モ出來タリトテ、金華ニ云テ、筆ヲ金華ニトラセテ一晩ニ出來タリトナリ。

一朱子大學ノ序、朱子一生得意ノ文ナリト春臺モ稱セラレ、徠翁モ稱美ナリ。君修ツラ〳〵按ズルニ、漢ヨリ已後、韓ガ原道、柳ガ封建論、朱子大學ノ序、此等理論ノ至極ノ名文ナルベシト思ハル丶也。又中庸ノ序、大學ノ序ニ次グ、ト春臺モ云レタルトナリ。又君修云、仁齋ノ大學ノ論、邪說橫行ノ對策ハ、無理ハ至極ノ無理ナレドモ、文ハ生テハタラクヤウニ覺ルトナリ。

一君修云、徂徠ハ漢魏叢書ナドハ、大カタ見ラレヌヤウニ思ハル丶トナリ。徠翁ハ後世ノ書ハ殊ノ外ニ博ナラズトナリ。

一子允ノ詩文集十卷アリ、詩六卷アリ、最要錄ト云フモノ子ヲ敎ル書國字ナリ。觀瀾紀事一卷國初ヨリノ咄シ漢文ナリ。正言二卷モ出來タリ。乾坤小說ナド云易ノ說アリ。コレハ用ヒズトナリ。五論ト云フモノアリ、得意ノ文ノ由、治國論ナドコレアリ。窓ノスサミ三卷、同拾遺一卷アリ。

一大疑錄ハ、春臺ノ方ニ少バカリ抄書シタルガアルト也。君修云、春臺ハ孟子、朱子、于鱗、三人ガキラヒナルトナリ。

一敍事ノ文、春臺、南郭、二人ノ外、日本ニハアルベカラズ。春臺ハ理論ニテモナク、敍事ニテモナキ送序ナドハ、一圓面白カラズ、ト君修云リ。

一墨子ハ徂徠ノ校正セラレタル本アリ、ト君修云リ。

一春臺ハ元來性ノ急ナル人ナレドモ、學問ニテネリツメテ、從容トシテヲルコトヲ習テ、久シキニタユルコト得手ナリ。ソレユヘ會業ナドノ日、外ヨリ來ル狀ナドヲ書コト、隨分ユル〳〵書レタリ。スベテソノ如クニテ一生ノ間、ウロタヘタルコトヲ見スルコトナシ、ト元鱗ナド語レリ。

一徂徠ハ芝ニ舌耕シテ居ラレタル時、至極貧ニテ豆腐屋ニカリ宅シテヲラレタルユヘ、豆腐ノカスバカリクラハレタルト也。大ニ豆腐屋ノ主人世話ヤキタルユヘ、徂徠祿エラレタル後、二人扶持ヤラレタルト也。

一君修云、徂徠ノ墓誌ヲ春臺ノ書カレタル、今少シアルベキコトナリ。韓文公ノ碑ヲ、東坡ノ書タルヤウナル文ノ論アルベキコトナリ。周南、徂徠ヲ評シテ、洙泗以來ノ一人ナリト、徂徠モ又、神武帝ヨリ一人ナリト、自分ニモヒソカニ云ハレタルトナリ。

一山城天皇ト春臺ノ書レタルコト如何アルベキヤ、春臺ハ、天朝ヲバ、トカク勝國ノアシラヒニセラレタリ。南郭トハ大ニ異ナリ。元禎云、徂徠ノ日本國夷人物茂卿、ト孔子ノ贊ニ書レタルコト、キコエヌコトナリト云、君修モ此論尤ナリ。徂徠モ少日本ヲオトス心ナリ。南郭トハ大ニ異ナリ。

一徂徠ノ說ニ、スベテ仁ハ愛レ民コトナリ。修レ身コトハ下ニノゾムニヨリテ、有コトナリト云意心得ガタシ。然バ下ニノゾム民ヲ治ムル人ニナケレバ、修レ身コトハイラヌ物ノ如ク聞ユ。サレバ顏子ノ四勿ナド、俄ニ民ヲ治ムル爲ニ孔子ノ敎タマヘルヤ、書經ニ見エタル所修身愼德類、隨分詳ニ見エテアリ。然ラバ修身ハ下ヲ信ズル爲ニスルト云コトハ聞エヌ說ナリ、ト君修ノ說ナリ。

一南郭云、徽宗ノ鷹ト云モノ、世上ニ大分アリ。皆僞物ナリ。見ルニタラズ。眞ナル物ハ決シテナシト覺ルト也。又云、徽宗ノ繪ニハ蔡京□(缺字)ガ贊多クアルモノ也。

一君修云、繪ノ贊ニ中華人ハ多ク自分ニ作リタルヲ書キ、古詩ヲ書タルハ絕テスクナシト也。

一君修云、徂徠ノ理論ハ、天道福善禍淫論、五行論、鬼神對策ナドナリ。學則次レ之、サテ不朽タルハ徂徠、南郭、仁齋、春臺ナルベシ。春臺ハ詩文ナドハ、學問アノ通ニ丈夫ニナクバ、人トリ上テ見モセジ、近思ト平淺ナルバカリニテ面白クナシ。然ルニ歌行ナドニ、ドウモ外ノ人ノ得作ラヌコトヲヨク作リタリ。又叙事至テ上手ナリ。モチ合テ一家ノ文ヲナセリ。南郭ナドモ題跋ナドノ類ハ、サラニ

面白カラズ。サレドモ大文ニナリテスグレタリ。是モモチ合テ一家ヲナスベシ。此諸君子ノ外、東野、周南、金華次レ之ベシト云ヘリ。

一君修云、トカク詩文ハ面白クスベシ。聖人ノ定タマヒタルコトニ非ズ。人倫ノ教命禮樂治術等、聖人ノ定タマヒタルコトハ、少モソレニタガヒテハナラズ。詩文ハ聖人ノ定メタマヒタルコトニ非ズ。トカク面白シテ後世ニ傳ベシ。シカルヲ李于鱗ヲ春臺ノシカラル、ハ甚ダ聞ヘヌコトナリ。于鱗ヲコス上手ハアルベカラズ。盛唐ノ詩ニ及ズト云ハ、氣運ニテ自然ノコト也。ソレヲ盛唐ト同ジヤウニナキユヘ、アシキト云ハル、コトハ心得ガタシ。又經學ハ、トカク聖人ノ定メタマフアトヲサヘフマバ、ソレニテ事足ルベシ。詩文ハ人ノアトニ立ベカラズ。ワレト一家ヲナスベシ。韓柳歐蘇ヲ始メ皆一家ヲナシテ、人ノアトニタ、ヌ料簡ナリ。又于鱗ガ叙事ハ、外ノ文章ハヲトレリ。左中丞傳ノ叙事モ、元美ガ行狀ノ中ヲカキ拔ニシタル迄ノヤウニ見ユル也。

一經學ノコトヲ後世發明スルト云ハ、大カタハ古人ノ云ハザルコトヲ云タキト云心ヨリ、程朱ナドノ說起レルナルベシ。聞ヘヌコト也。トカク聖人ノ定メタマヒタルニチガハヌヨウニ考ベキコトナリ、ト君修ノ論ナリ。

一野中傳右衛門、土佐侯ノ禮法ヲ定メタルコト、君修語レリ。今ニ土佐侯ノ制度ハ此人ノ教ナリ。舜水文集ニ、傳右衛門三年ノ喪ヲ行フト云コト見ヘタリ。

一子允儒學傳ヲ著ス、一冊アリ。イマダ草稿ナラズ、ト君修語レリ。

一池田ノ御家ニアル唐畫子昭ノ仙人、有德院殿ノ御覽ニモ入、御賞美ノ由、芝瑞ノ竹小キ御掛物アリ。今時世上ニ書ク竹トハ、大ニ異ナルモノ也、ト如辰云ヘリ。

一樂ノコト、日本古ハ淫聲ナカリシユヘ、雅樂國內ヘ行ハレテアリシナルベシ。今淫聲ヲコリタル後ハ、此淫聲ノ制禁ズトモ、又替リタル淫聲ヲコリテ、雅樂行ヒガタカルベシナド、君修ノ論ナリ。

一今東都ノ官名ヲ華文ニカクニ、新ニコシラヘズバナリガタカルベシ、ト君修ノ說ナリ。列國ノコトハ左傳ノ官名ニ本ヅクベシ、ト禎ガ論ナリ。君修云、魯ノ三卿ニハ官ノ名ミヘズ。孔子ハ大司寇ニナリタマヒタルハ、今ノ世ノ仕置家老ニ似タリ。三卿ノ官ノ名ナキハ、今ノ諸侯ノ國ノ家老ノ役義ナクテ、唯家老ト云テ職掌ノナキト同ジコトナルベキヤ、ト君修ノ說ナリ。

一卿大臣ニ政ヲサスルコト、卿ヲ多ク立テ、周ノ如ク六卿アルハ、權ヲ獨ニトラセヌ爲カ、後世ハ執政ノ人一人アリテ、何モカモ一人ニテキリモリスルユヘ、任レ賢時ハ甚ヨケレドモ、李林甫、秦檜ナド云人、一人ニ政ヲサスル時ハ天下滅亡スベシ。神祖ハ亂ヲ禦グノ謀ニ長ジタマフ故カ、御老中ヲ多ク立テ、月番キリ務サセタマフ故、一人不肖者アリテモ國ヲクツガヘスニ至ラズ。然ドモ弇州ガ論ノ通リ、陳レ於レ求レ治者也、トカク亂ヲ防グニヨキト見ヘタリ。徂徠モ、春臺モ、月番切ノコトヲ甚叱リソシラレタレドモ、此コトハ如何アルベキヤト、君修ノ論ナリ。又春秋列國ノ時、家老一人ニテスル政アリ、コレハ周公ノ時如レ此ナルニヤ、又春秋衰亂ノ世ニナリテ、如レ此ナルヤ、コヽノコト考ガタキコトナリ。

一松平紀伊守殿後御老中ヲ勤ヌ、世ニ名高キ人、京都所司代ノ時、東都ヘ下リテ元祿ノ末ナリ、殊ノ外ニ東都奢侈ニナリタルコトヲ嘆ゼラレタルト也。元祿年中マデハ中々質樸ナルコトナリシトナリ。此紀伊守殿ハ先ノ紀伊守殿ノ末子ニテ、幼時病身ニテ中々生成シタマフベキニ非ズ。其上ニケガシテ、セムシニナリタマヒタルヲ、君修ノ大父モリニナリテ世話ヤキ、殊ノ外骨折テ成長シ、兄ノ跡ヲ繼テ紀伊守ニナリタマフト也。君修ノ大父ハ、作米ニテ召出サレタル人、段々ニトリタテラレタルト也。君修ノ父子允三四歲ノ時、宮參セラレタルニ、薩摩ノ士二人撫レ之テ、サテモ美シキ兒哉、何ゾ進ゼント云ヘドモ、何モナシトテ、ヤンチヤクヨリ錢ヲ出シテ子允ニアタヘ、子允イタヾキテ散錢ビツニナゲ入レバ、彼士驚テサテ〳〵モ士哉、幼少ヨリスグレタル者也。我等恥辱ヲウケタリト云テホメタルトナリ。又子允白山御殿ノ下

ニ居ラレタル時、火災ニカヽリテ上屋敷ヘ引取リ、其又翌日ヨリ不ニ相替ニ會讀セラタルト也。ソレヲ見廻ニ謁謙先生人ヲヲコシテ聞テ、大ニホメテ狀ヲヲコサレタルヲ、子允感狀ノ如クニ持テ愛セラレケルトゾ。

一君修云、朱子文集ヲミレバ、朱子ノ人柄知ルヽナリ。今云、朱子ノキウクツナルヤウナル人トハ見ヘズ。今ハ學問スル人ノ朱子流ノ人柄ノ偏クツナルハ、大カタ山崎闇齋ヨリ始レルナルベシ。山崎ハ氣遣ノヤウナル人ナリト云傳ヘタリ。○三宅丹治尙齋ト云人、コレハ人物ヨカリキト也。

一君修云、常ノ人ハ、タトヘバ書物十冊アルモノヲ九冊ミレバ、殘リ一冊早ク見テシマヒタキニ、春臺ハ決シテ左ヤウニナカリシト語レリ。

一君則云、春臺ハ報耕錄マデ白スミノ塗抹シテアリ。所藏ノ本ハ悉皆然リ。門人云、先生モカヤウニシタマフハ、愚ナルニ近キコトナリト、ヒソカニ云アヘリトナリ。スベテヒヤウシヲ仕替ヘ、點ヲ直シ、字ヲ改、嚴密精正及ブベキヤウナシトナリ。

一嚴有院殿已前ハ、國初又德川家ノコトヲ書タルヲ、板行ニシテモ少モカマヒナシ。常憲院殿ノ世ヨリ、德川家ノコトヲ書テ板行スルヲ、殊ノ外忌キラヒタマヒ、絶板ナド仰付ラレタリ。

一朱子祝融峯ノ詩、此詩文集五ニアリ、我来萬里駕ニ長風一、絶壑層雲許レ盪レ胸、濁酒三杯豪氣發、朗吟飛下祝融峯、此詩宋人ニアラズ、朱子ノ傑作ト、春臺モ云レタルトナリ。

一君修云、魏呉蜀三國正統ノ論、ドウモ未決ノコトナルベシ。朱子ナドハ劉氏ヲタツル心ハ、天子ヲ簒ヲ惡トセラル。勿論其道理ナレドモ、ソレヲツヨク云立レバ、湯武ヲ薄スル論モ起ルナリ。朱子ハモトヨリ下心湯武ヲ貶スルト見ヘタルユヘ、天子ノ劉ヲ奪タル曹操ナレバ、正統トハナシガタキト云コトナルベシ。

一白石先生本朝通鑑ヲ見テ、是ハ史ノ體ニアラズ。日本世說ナド云ベキ物ナリト云レタル由、子叔語レ

リ。

一子允ハ、伯夷叩馬諫ハナキ筈ノコトナリト云明人ノ說ニ從テ、春臺ニ答ラレタル書ニモ、ソノコトヲ論ゼラレタル、ト君修ノ話ナリ。

一陽明全集ハ太函集ホドアリ、ト子允ノ陽明學ヲセラレタル時、借リ見ラレタルト也。

一淳化法帖至極ノ札ナリ。但首卷ニアルハ如レ此アルベキ、ト子叔ノ評ナリ。

一朱子又ハ陽明ナドノ文ノ多キハ、大カタ書牘ニテ門人ノ問ニ答ヘタル也。サテ下書モナク、サツ／＼ト書テ、思ヨリニテ其ワケヲ立テ、書ヤラレタルト見ヘタリ。ソレユヘ文多シ。又書簡ノ留モナキト見ヘテ、朱子ノ門人ニ答ラレタル書ノ、前ノ書翰ノカキトメナキユヘ、覺ヘズト云コト見ヘタリ。又門人モ師ニ問ニ、疑シキコトヲバ書翰ニテ問タルユヘ、シカト埒ガアキタルト覺ユ。是中華人ノ學問ニテ、日本人ノ學問ノシカタト異ナルナリ、ト君修ノ說ナリ。

一君修云、中華人ノ詩ハ、人ノ口ヲ驚ス作、肺腑ノ中ヨリ流レ出タル如ク、後世ノ人ノ及ガタク眞似モナラヌホドアリ。ソレユヘ數百首ノ中ヨリヱラミ出セバ、二首カ三首カ絕唱ノ得意ノ詩アリ。日本ノ歌人モ、古ヘノ歌人ハ一世ノ中ニ、得意ノ和歌千載ニ傳ルアリ。中華後世ノ詩人、日本今ノ詩人歌人ナドハ左ナシ。南郭ホド詩ノ上手ハナケレドモ、夜下二墨水一作ハ、成ホド中華人ノ得意ノ詩ナリ。其外ハナシ。明人ノ詩ハ學問セズニシタルユヘ、ソロヒタルト覺ユルトナリ。

已下九月十八日、君修來話テ、夜四ツ頃マデ談ス。

一南郭、高華山ノ移文ハ名文也、ト春臺ノ評ナリ。

・徂徠ノ方ニ會アリシ時、諸子疑ヲ質ス時、ワレハ如何トアリテ未決ノコトナドアルニ、南郭ノ料簡ヲツケラル。イツモ諸子ヨリハ勝タリトナリ。又南郭ハ卽席ノ詩、殊ノ外案ジテツクラレタルニ、アマリヨカラズ。大カタハアトヨリ直シ、又ハ作リカヘラレタリト也。

一春秋ノコト、易ト二經トテモ中々スムマジキコトナリ。

一徂徠文集ノ序散々アシキト予ガ評判、又大東世語ノ序散々アシキト予評判、君修モ尤ナリト也。

一徂徠ノ政談ハ御小姓衆ノモトニアリシヲ、赤星子蘭チョト見タリトナリ。徂徠ノ手ヨリ直ニサシ上ラレタルトナリ。夫ユヘ草稿モナキカトナリ。

一朱子語類百四十卷、大ヤウ文集ト同ジホドアリ。其內曾子一貫章ナド一卷アリ。

一雨伯陽ノ橘窓茶話ト云モノ、公方ノコトヲ帝室ノアシラヒニスルコト、散々シカリテアリ。問ニ中江惟命ニ曰賢人也、問ニ仁齋ニ曰君子也、曰闇齋云々豪傑也、曰荻茂卿、曰學術文章天下無双、憾大本不立トナリト也。

一春臺抄書ノ目錄ハ、類分ケニシテ書出シテアリ。ソノ末ニ奇字疑事ト云フ二條アリ。ヨメヌ字ヲバ奇字ニ書出シ、疑シクスマヌコトハ疑事ヘ書出シテ、是非トモスマス料簡ナリト也。

一徂徠春臺トモ和ヲ倭ニ云ル、コト、甚不尤ナル說ナリ。

一東涯ノ文、トカクハキトシタル文ナシ。經史博論モ、ヒトツモ面白キコトナシト云リ。

一蘐園隨筆ニハ可 議字ナシト、宇子新云ヘリ。辨名、辨道ニハ大ニヲダヤカナラヌ文字アリト云ヘリ。

一于鱗モ文ハヤウ〳〵ニ出來タリト覺ユ。蘇東坡、白樂天、王元美ハ筆ニマカセテ作リ出シタルト覺ユトナリ。

一學門ハ六朝ヨリ大ニクヅレタルト覺ユ。孔子ノ時ノ學問、詩書二經マデニテ、樂ハ人々ノ器用不器用モアルベシ。其外師トナリ弟子ト也、學ブ所禮バカリニテ、一ノワザ、一ノ言句モ大切ニナラヒウケテ守ル所ハ禮ナリ。三代ノ學問ハ專禮ノ一事ト覺ユルナリ。孔門ノ諸弟子ヨリ集リテ、武道軍旅ノセンギヲスルヤウナルコトナルベシ。西漢東漢ノ人物モ、學問ノ內ヨリ出タル人才多シ。三國ノ亂ヲ經テ晋朝ニ至リ大ニ學問變ジ、淸談ヲ事トスル人出テ處理ヲ云。讀書スル人アマリ多カラズ。政事ニアヅカ

ル人ハ門地ヲ尊テ、王謝ナド國家ノコトニカヽリ、學問ノ内ヨリ出タル人才ハ用ニタヽズ。ソレユエ古代ノ學問トハ大ニカハリ、唐ニテヲシ返シタレドモ、元ヘモドラズ。宋ニテ朱氏出タレドモ元ヘモドラズ。種々ノ學問出來テ、古代ノ學問ノ姿ハアトカタモナク消ウセタリ。

一今ノ學問復古ノ學ヲセンニハ、詩書三禮ヲ埒アケバ事足ルベシ。博ニ過ベカラズ。論語ナドノ解ハヤスキ處ヲウチカヘシヨク讀テ、古書ニ引合見レバ、ソレニテスムベキコトナリ。

一春秋ノ時、君臣ノ義ト云モノハ別ニ論ゼズ。東西漢ノ頃ニハ、仕官シテ奉公ニ出ルモノ、云タキコトヲ云テ用ラレズ。シタキコトノナラヌ時ニハ、其マヽニ引込テ、モトノ故郷ヘ歸田スルナリ。六朝ハ門地家筋ヲ尙ブユヘ、代々其家筋ノ人用ラレテ政事ニアヅカル。唐宋ハ仕官シテ奉公スル人左遷セラレ、或ハ官ヲヲトサルレドモ耻トモセズ。朱子ナドノ如キ役義ヲコトハリ去テモ、元ノ在所ヘモ得引込ズ。グヅ〳〵閑官ニ居ラルヽガ如キ、其時代ハ官ヘ出ルト、在所ノ田地モナクナルユヘナルベシ。明ハ然ラズ。漢ノ時ノ如ク少諫ヲ申、又心ニチガヘバ其儘致仕シテ引込ナリ。在所ニ田地アル故ト見ヘタリ。此コヽノ處ヲヨク論ジテ、其後君臣ノ大義、時宜ニヨルコトヲ察スベシ。

文會雜記卷之二下

一文運治體トモ、日本ノ後世ニ徳川家ヲ稱スベシ。但シ日本ノ古ハ、文物朝廷ニ盛ナレバ文在レ上也。今ノ世ハ文章上ニハナクテ、下ニサマ〴〵ノ學者出來タレバ、文ハ下ニアリト云ツベキナリ。

一文ノ事、唐ノ始マデハ上ニ用ル文章、即天下ニ通用ス。韓退之出テ古文ヲ稱シタレドモ、臺閣ノ文トハ云レズ。宋ノ時モ上ニ用ル文章、即天下ニ通用ス。歐蘇盛ニ行ハレテ、上ノ臺閣ニ共體ヲ用ルコトニナリタルト覺ユ。明ノ世ニハ臺閣ノ文ト地下ノ文ト二ハニナリテ、李王ナドガ文ハ上ニ行ハレズ。一種下ニ行ハル、文出來タリト覺ルト也。又科擧ノ文見タキコトナリト也。

一野子賤見致命論ヲ作テ、易ノ致命遂志ト云ヲヒキテ、辭命ノコトニハ非ザル由ヲ論ゼリト也。

一聖人ノ教ト云モノ、名目ヲ立テ弟子ドモ固ク守リテ大切ニスル處、大カタハ只今ノ子ドモニ禮ヲ教ルゴトク、飯ハクヒコボサヌ物ゾト云ニ同ジカルベシ。道理ノ精微ナルコトトハ、曾テ覺ヘズトナリ。

一子允王陽明學ヲ講ゼラレタルガ、ソレニテヨク知リタルヨシ。陽明モカツテ外ノ學問ハナキ人ナリ。只科擧ノ時ノ學問ニテ、珍ラシキコトヲ云出シテ、良知ヲ云ハリタリトナリ。

一蘐園隨筆ニ難ゼラレタル、孟子不レ誠大丈夫哉ト云コトアリ。徂徠忘ラレタルカ、ト春臺モ評判ナリト也。

一昔ヨリ一種トカク人ノ心服スル人アリ。漢ノ孔明ナドナリ。日本ノ熊澤大夫ナドモコレニ似タリ。朱子語類ノ中ニ、明道ハトカク人ノ心服スル人ナリ。伊川ハサマ〴〵ニ言議論ナドアリ。陸子靜ハ何トモナク人ノヨク服スル人ナリ、ト朱子ノ云ハレシコトアリト也。

一書肆嵩山房ノ云ケルハ、徂徠先生ノゴトキ學問ヨクアリツラメドモ、武士ニハ朱子學ガ宜シカルベシ

トログセニ云タルトナリ。是ハ朱子流ハフミツメタル事ヲ、第一ニスルユヘノ評判ナリ。商家ノ云ブンナレドモ一理屈アルナリト也。

一三代聖人ノ道ニ、今日本ノ横目ヲ附ルト云フヤウノシカタナシ、トカク亂ヲフセグ道聖人ニハナシ。亂ヲ恐レヌユキカタナリ。亂タラバ其時治ムヽシト見ユルナリ。人ヲ用ルニモ敷納以レ言明試以レ功シテ、少モ仕損ズルカト云氣遣ナシニ、一パイヲサセテミルト見ヘタリ。

一南郭初稿ノ頃ノ文ハ、專文選ニヨラレタルト也。文選ヲバ能クヨミテ、李善注ヲモ書込レタル由ナリ。

一績云、于鱗文ハ贈序至極面白シ。祭文ナドニ哀情ハナクテ大ニ面白カラズ。君修モ尤ナリト云ヘリ。

一唐ノ人ハ大カタ故郷ヘ得歸葬セズ。京兆ニ葬ルト云コト、韓文ノ墓碑ニ多ク見ヘタリ。

一雨伯陽ノ說ニ、中村惕齋、藤井懶齋人品ヨロシキ由、大ニホメテ書テアリ。

一日本人ハ好ニ齊整一好ニ簡潔一、俠中……鮮レ有ニ盛大從容之氣象一、ト徂徠ノ論ゼラレタルコト、至極ノ確論ニナルベシ。

一南郭ハ水斯立大ニ氣ニ入ラズトナリ。菅鱗嶼ハ病身ニテ用ニ立ズ終ラレタルトナリ。雷ニヲソレラレタル咄モアリ。

一加藤大貳ト云人、庄内ノ理學ヲ首唱、西田矢柄、水野勘解由、皆此人ニ學ビテ、其後徂徠ニ從テ學問セラレタリト也。加藤大貳已前ハ、至テ文盲ナルコトナリシトナリ。今以庄内ハ風俗ノアツキコトナリ。トカク賢者ヲバ尊信スルコトナミ／＼ナラズ。今以加賀山某如キ、君修ノ所ニ來テ書物ノコトヲ問テモ、其マヽカキ付テ歸ルホドニセラルトナリ。

一仁齋ハ、深ク朱氏家ノ書ヲ反覆見テ、悟ヲヒラキタルモノト覺ユ。徂徠ハ不レ然。四書朱注ナドニテ一通リノ朱學ヲセラレテ、サテ古書ヲモヒロク見テ、文章ヲ自由ニ書キ、學問丈夫ニナリテ後、六經

ヲヨミテ、一時ニグワラリト埒明タルト見ユルナリ。ソレユヘ朱氏家ノ書ヲ深ク味ハレタルニハアラザルト覺ユルコトモアリ。又一時ニヒラケタル見識ユヘ、未定論モ多キ中ニ長逝シタマヘルユヘ、淺リタルコトモ多カルベシ。春臺モ古訓外傳ノ外ニキツト經學ノ書著サヌハ、少シ謙遜ノ氣味アヒアリテノ事カトナリ。

一明道ノ定性書、經學一生ノ發明ナルベシ。佛説ナルベシ。然レドモ其ノ人ハ至リテ賢人ニテ、タレ〳〵モ服スル人ナリ。今ノ朱學ハ程伊川ノ片口ナル、イヂヲウケツイタルナルベシ。

一韓退之ナドノ、流サレテモドリタガリタルハ、サシモノ人ノ上ニハ見グルシキコト也。范忠宣ノ流サレテ船ノ覆リタル時云レタル言、世説ノ補ニアリ。イカニモ見事ナリ。宋人ハ大カタ左遷セラレテモ、左ノミ見グルシキイキカタナキハ、フミツメタル所、ツカマヘ物ニナリタル學問ヲシタル故ナルベシ。

一南郭、送二秀緯一序、失二一左手一ト書シタルコトヲ、希波ノ評判ニ、一左手ト云コト、二左手アルヤウ也トアリ。又或人ノ評ニ、南郭結髪爲二男兒一ト云句心得ラレズ。結髪シタリトモ男兒トハ云レジ。男兒ハモトヨリ定リタルコト也。男トナルト云和語ヲウケテ作ラレタルユヘ、此アヤマリアルカトナリ。スベテ日本人ニハサバカリノ作者ナリトモ、カヤウノ誤ハアルベキナリ。

一水斯立弱冠後、隋ノ王通ニ擬シテ、太平ノ十二策ヲ書タリトナリ。肥後侯ノ臣秋子羽ノ方ニアリト也。

一商君ガ苛刻ナル法ハ論ズルニ不レ及。然ドモ自分ノ國ヲ固ク守リテ、强富ノ道ヲ施シ、十分ニ手前ヲヨクスル道ヲ行ヘル故、六國ヲ合セタリト見ユ。日本ノ弓箭トハ大ニ異ナリ。戰國ノ時、トカク有無トモニ、敵地ヘハタラクヲ勇將トシ、鄰敵モ畏服ス。不レ戰シテヲレバ、ヒトリヂニヒシゲテ　今川氏ノゴトクナル。コレ異國ト吾日本ト、弓矢ガタキノ異同ナルベシ。

一古ノ學問、大テイワレ成シ行フト云ホドノ下ツモリデ、タシカニ心アテ、ヲルコトト見エタリ。諸子ノ言志、孔門ノ諸賢シルベキ也。孔子モ期月已而可ト仰ラレタルモ、タシカニ御心ツモリ有リタルナラメ

ト思ハル。

一古學先生行狀、東涯ノ作ニテ、キハメテヨク出來タリ。

一九月廿三日、如辰來訪シ云々、探幽、主馬、永眞、兄弟三人同ジク高イ（興意カ）ト云人ノ門人ニテ繪ヲ書タリ。探幽一番ニ閣ヲヌケテ上手ニナリ。主馬ハ一風ヲ立テ、雪舟ヲフマヘテ一流ヲカキ出シタリ。永眞ハ末ノ弟ナルユヘ、ソレホドヲクレテ、何トゾ早ク一流ヲ立タク、俄ニ自ラ閣ヲヌケントシタル故、タトヘバ官女ノ面ノサイシキ、生エンジニテシタツルハ、面白カラズトテ、黄土ノ具ニテシタテタル故、カハリタル繪ニナリテ、後ハ見ラレヌヤウニナリタルト也。ソレユヘ牧心齋ト書タル中ノ繪ハ、一流シ立ヌ時ユヘ、繪法ヲクヅサヌナリ。近頃周信ガカキクヅシテ、埒モナキ繪ニナリタルハ、最早ソレヲ押ス繪ハナキト云ホコル心ヨリ、大事ノ戒ヲ忘レテ、散々ノコトニナリタルトナリ。又土佐家ノ繪ノ具ノコシラヘハ、第一ニウルシヲコス如クニカワニテアハセタルヲ、絹ニテコシテ、絹ノ目ヨリ出ルニテ、サイシキシタル物ナリ。コレ至極ヨキ法ナリ。

一君修云、縣官ヲ公上ト申然ルベシト、服先生云レタル由、コレハ揚惲傳ニ出テ、實ニ天子ノコトナガラ、唯上ト云ヨリカロカルベキヤ、日本デ云、公方ノ公ノ字ト、ウヘサマト云上ノ字ヲトリアハセタル心ナルベシ。十月十日芙蕖館ニ至ル終日談ズ。已下老師ノ說ナリ。

一送二井子叔一序ヲ携テ見テモライ、木ニ竹ヲツギタルヤウナラント云、服夫子云シカラズ。文ハナルホドカヤウニ書ツケテ、ツイニ一家ヲナスベシ。中々面白コトナリ。イカニモ宜ク見ルナリ。トカク許可スルト自足ル心ニナリテ一寸モ進マズ。ソレユヘタヤスク許可セヌ也。隨分歩ヲ進ムル心得ニテ、是非一家ヲナスベシ。成ホド一家ヲナシオホセラルベキナリト也。次ニ云、許可スルト大方ハ孺人ノ子ヲ賊フト云ニナル。肥後水足平之丞ヲ、徠翁甚賞美セラレタルユヘ、自足心出來テソレナリニ捨テ、其内ニ因縁ニアヒタルト聞リ。徠翁沒後服子ヘ書簡ヲコシテ、返事モセラレシトナリ。其後又書簡ヲ

コシテ、關東ヲバ足下引請ケ、海西ヲバワレ引請ント云ヲコシタリ。詩ハ徂徠既ニ李白ヲ以テ許サレタレバ、モハヤコレニテヨキナド云ブンナリ。海西ト云モ廣キコトナリ。サシアタリ長門ノ諸君子ノ詩大分アリ、何トカ返事ヲセントクメロウ内ニ、水足物故セリ。ソレユヘ返事ヲモセズシテ事スミタリ。是等自許シテ少シモス丶マズナリタルト也。又返ス々々今時ノ學問輕浮ニナリテ、精密ナルコトナシ。ソレユヘヒタト社中ヘモ其噂スルトナリ。昔春齋ナド說郛ヲ二遍見タル、三遍見タルト云コト、イカナルコトヤラン合點ユカズ。一遍ニテモハヤハ可ナルコト、無用ノ物ト云コト合點ユクベキ筈ナルニ、何トヤラン見ラレタルヤ、ヲカシキコトナリ。唯東涯ノ學問ハ、說郛ナドヲモ能ク見ラレタルト覺ユト也。

一文通ト云書、明末ニ出來テ陳文騤則ヨリハ、文ノ沙汰ヨホド詳ナリ。サマ〴〵ノコト見ヘタリ。文人ノ心得ニモナルベキコトアルユヘ、刊行サセタキ心ニテ、其後書物屋ニ云付レドモ、本少ャカ、寫本ノ誤字グラケナルヲ見セタル故、刊行モ得サセズト也。

一徂徠ノ見識ニ、孔子ノ古語ヲヒキテ、仰ラレタルト云コト、宋ノ人ノ說ニモアリ、小說ニモ見タルトナリ。

一品字箋ハアマリ宜キ字書ニテモナシ。後世ノ字ノ字書ニ注ナキコト、少シヅ丶出テアル故、人々皆珍ラシガリテ、云タテホムル也。日本ノ猿樂ノ能ト云コト、アノ方ニテモ能ト云コト、品字箋ノ中ニアルカト覺ユ。又正字通ニハ引書ソマツ也。ソレユヘ康熙字典ニハ引書ヲ正シク引ケリ。イヅレヲヨキトモキツト云ガタシ。博雅廣雅モ一物ナルヲ、二種ノ書ト思テ正字通ニ引タリ。スベテ字書ハ相承テ來ルヲモトニシテ、ソレニ又引書ヲノセテマシタルモノ也。字書ノ中ニ小補韻會ホド宜シキ書ハナシ。ムヅカシクスマスコトヲモ、大カタ韻會ニテスマセリ。

一何大復ノ文ハ後世ノ韓柳ニモ非ズ。前漢ノ文ヲ目アテニ書タレドモ、ヤワラカナル文ナリ。

一詩話モ宋人ノ話ヨリハ、元人ノ詩話少シマシ也。詩モ元人ハ老杜ヲ似セタル歌行アリト也。

一服子弱冠ノ時、徂徠ニ相見セズ。未ダ學問ノ相談ヲセヌ中ニ、杜律ヲヒタト好テ見タル故、老杜ノ詩ノクセガ付テ、杜律ノ中ノ悪キクセヲハナレスヤウニ覺ルナリ。隨分除クサレドモ、クセハ殘リテヲルヤウナルトナリ。

一子ヲ教ルニハ、トカク訓蒙圖彙ナドヲ渡シテ、カタ一方ニ繪アリテ、片々ニ文字アルナドニテ見ナラハセ、面白クナルヤウニシテ、タイクツナキヤウニサスルコト、第一ノコトナリ。八ツ九ツニモナラバ、一字二字ヅヽ、偏ツクリマデモ習ハセ、此方ヨリセメテ、讀書ナドメツタニサセズ。トカク繪アル書物、又ハ軍書ナド見セテ、ヒトリ書物ヲ好ヤウニスルガ肝要ナリ。十三四ニモナリテ、少ヅヽ見識モ出來タル時、理屈アヒニテモ云開セ、ヒトリデニ學問ニトリツクベキヤウニスベシ。此方ヨリ、ムリニセリツケテサスレバ、タイクツスル也。草木ノ成長スル花ナドヲ、先ヲ折ルヤウニスルハ、ヤクタイモナキコト也。已ニヒトリデ開テ、學問スキニナルヤウニシカクベシ。草木ノ繁茂スルヤウニ、心掛ニキコトナリ。手習ナドサスルニモ心得アルベシ。〇神戸侯ノ方ニ唐本一部、其紙ノアイダ〱へ唐人ノ童子ノ千字文ノ清書入テアリ。ワキニ某十歳ナド、書付テアリ。師匠ト見ヘテ、朱ニテヨキ字ニハ點ウチテアリ。千字文ニ能書ノ書タルガアリ。ソレヲ見合セテ手本ニサセテ習スベキコト也。

一子固玄智（徂徠此人ノタメニ墓碑ヲ作ラル）、殊ノ外嚴ナル人ナリ。子息モ學問アリ、此人ノ世話ニテ、金華モ學問ヲシナラヘリト也。ツネ〱戒テ、淨ルリ本、又ハ咄本ナドヲ見セラレズ。金華或時咄本ヲ書物屋ニカリテ、玄關ニ見テ居ラレタル所ヘ戻ラレタリ。カクシ得ザリシカバ、則其本ヲトリテ切サキ火ニクベラレタルト也。又碁ヲウツナト門人ヲ戒ラレシニ、碁ヲウチシカバ、其碁盤ヲ打クダカレタリ。穉明モヲヂユヘ、穉明モ此人ニ學ビタリト也。

一群書備考ト云モノ、春臺ノ所ニアリ。制度ヲアラ〱出セリ。重寶ノ書ナリシト。杜氏通典ヲ、徂徠

ハ大ニ信仰セラレタルト也。

一君修云、聖學問答上卷性ノ說ハノミコマズ。下卷ハ面白シト語レリ。

一子綽云、徂徠已前ノ人ニ、長崎ノ僧玄光ガ文章大ニヨシトナリ。

一人ニ韻字ヲワタシテ、詩ヲ作ラスルコトヲ、子式南郭ニカタリシニ、南郭ソレハヨカラヌコトナリ。詩ヲ得作ラヌ人ニ作ラスルハアシヽ。ソレガ發得シテ作ル器量ニアラザレバアシヽト也。又國字ノ書ヲ著シテ教ミチビク類ハアシヽト議論ナリ。南郭ノ了簡ハ、第一等ノ人ノ自分ニワレト見識ヲタテ、學問スルホドノ器量人ナラデハ、教マジキト云心ナリ。ソレユヘ譯文筌蹄ナドヲモ、アマリ益ナキコトト覺ラレタリ。春臺ノ著書ナド尤心ニカナハズトナリ。

一子式、華音ノコトヲ徠翁ニ問シニ、イヤ／＼マアヒントンヾ詩ヲウタヘバモツタイガアリテ、子式ハ華音ヲシリタルホドニ、詩上手ナルラント人ガ思ント笑ハレタリ。子允又華音ノコトヲ問レシニ、イヤ／＼學問ニ華音ヲスルハ、鬼ニ金ボウヲモタセタル也ト云レタリ、ト君修ノ話ナリ。

一黑田豐前守殿ト、松平右京大夫殿ト不和ノオコリハ、憲廟ヘ獻上ノ石燈籠ヲ、右京大夫殿ニテ出來ル時一所ト賴レタリ。其後價ヲ問ニ家來ユキケレバ、右京大夫殿大ニ氣ニ入ラズ。ソレヨリ不和ニナラレタリ。豐前守殿右京大夫殿ヘ見廻レバ、早拍子木打セ每モ他出ナリ。ソレヨリ自遠々シクナレリ。サテ大御所右京大夫殿ヲ招キテ、憲廟ノ殺生ノ禁ノコトヲ御尋ナリ。右京大夫殿、臣ハ唯教ヲ行フノミ也。黑田豐前守度々諫ヲアゲタル也。又豐前守殿ヲ召テ御尋アリ、度々諫申テ御晚年ニハ大カタ御合點ナリシト申上ラル。大御所ノ御アツカヒニテ、中ヲナホサレタリト也。

一荀文若ヲ司馬溫公ハ殊ノ外ニホメテ、管仲流ナリト思ヘリ。如何アルベキ、トカク人ノ是非ヲツケガタシ、ト君修ノ說ナリ。

一宇子新云、蘐園隨筆ノ文ハ大事ニカケラレタルユヘ、少シモ語ノ疵ナシ。辨名、辨道ナドハ、ヤリハ

ナシニ書レタルユヘ、何レモ文字ヲダヤカナラヌアリト論ゼリ、ト君修鬪タリト語レリ。又子綽ノ文ニモヲダヤカナラヌガアリ、ト君修云リ。

一春臺ノ上ラレタル封事ノ稿ハ、元麟少シ窺ヘリト語レリト也。

一圃ノコトヲ孔子ニ問申セシヲ、一口ニ散々シカリ玉ヒ、老農老圃ニトヘト仰ラレタルコトハ、イカナルコトヤラン心得ラレズ。是モ周官ノ其一ノ職分ナレバ、ソレヲ知リタレバトテ惡シカルベキニ非ズ如何ト、君修論ゼリ。

一用字格ナドハ、モト第二等ノ人ヲヒキタツル爲ニナセルナレバ、捨ツベキニ非ズ。南郭ソレヲソシリ玉フハ、第一等ノ人ヲ教ン爲ノ心得ニテ、第二等ノ人ヲバスツル料簡ナルベシ、ト君修語レリ。

一本多越中守殿ハ子亮ノ君ナリ。越中殿ニテ詩會、大久保山城守殿、細川豊前守殿、伊達遠江守殿ナドユカレシト也。又近頃郡山ノ松平美濃守殿モ加レリト也。松平宮内少輔殿モ(若年寄)若年ヨリ詩ヨク作リタマフ。春臺ニ幼年ヨリ學ビタマヒタリ。

一東壁ノ香州ヲ贈序、奇崛ニ出來タリト春臺モホメラレタリ、ト君修語レリ。

一書物ニアマリ序ノ多キハ、メンドウナル、ト春臺云レタルト也。

一春臺ノ校ノ世説ヲミル、ゴフンニテ點ヲケシ、墨ニテ點ヲツケ直シ、朱ノ書込、又墨ノ書込、青墨ノ批點アリ、見事ナルコト也。

一春臺手跡ハ完翁ヲ學バレタリトナリ。

一杜預左傳ノ序體ヲ得タリト、春臺モホメラレタルコト也、ト君修説ナリ。

一唐鑑ノ議論ハ尤ナリ、ト君修ノ説ナリ。東萊博議モアシカラズ。野客叢書モ見識アリ。鶴林玉露モ面白シ。瑯琊代醉モ中々博識ナリ。湖亭涉筆ハ大ニ出來タリ、ト君修ノ説ナリ。

一名物六帖、制度通ノコト、殊ノ外ニ春臺モホメラレタルト也。

一白虎通ニモ禮ノコトアリ。ヨキ書ト君修モ云ヘリ。

一春臺ノ門人ハ、皆漢人ノ經術ニテ用タツホドノコトハ、ナルベキヤウニ教コマレタルカト君修云フ、又子式云、春臺ハ甚嚴ナル人ユヘ、弟子皆ヨクナリタチテ人品ヲトナシキ、才モ不才モソレナリニ、人柄ハ見事ニナリタルト語レリ。君修云、トカク才ヲ育スルハ、人ヲホメタツルニアルベシト云ヘリ。

一君修云、春臺ノ方ニ梁書ナドノ抄出アリ。シカレバ大カタ二十一史ヲ春臺モ見ラレタルナルベシ。予モ是非二十一史ハ見タキコトナリト。學者ノミヌデ叶ハヌ書ナルベシ、ト君修云ヘリ。

一山中鹿之助祠堂記ヲ、南郭作ラレタルヲ、春臺モ大ニホメラレタルトナリ。

一東長云、醫學入門ハアマリ正直過タリ。万病回春ハトリアツメ雜駁ナルモノ故、ケツク能ク療治ヲシタルト覺ユ。又千金方ナドハ、醫者ノ下手ノ時ノ書カ、又云、素靈ハ虚理ノ書ナリ。ソノ上療治ノシカタナシ。何ノ用ニモタヽヌコトナリト、又云、腫氣ニハ黒大豆ヲ細カニキザミテ、一味用ユ、極テヨシトナリ。又云、藥ノ方ノ始リハ、今ノ妙藥ノ一味ノ能キクアリ。ソレニ何カ配劑シ合セテ方ガ立タルモノナルベシ。古方ニカヽリテ療治ヲスルハ下手ノコトナルベシ。梅花無盡藏ヲモ見タリ。アラ療治ナリ。トカク後藤ハ上手ナリト心服ナリ。但シ三十六味クスリハ餘リニコトタラスヤウ也。又今ノ人參一匁ヤ二匁ヲ用ルニ、外ノクスリノ量目ツモリト見エタリ。傷寒論ノ方ニ今アノマヽニテハ用ガタシト也。トカク醫者ハ本草藥ノ効能ヲ能知ラズバ、用ニ立ズト也。神農百草ヲナムルト云ハ、一時ニハジマルコトニアラジト也。又アマリニ氣ヲ付タル醫者ハ、療治下手ナルモノ也。又眼ハ心ニ屬スルナド配當ノ說、タハヒモナキコト也。泄瀉ヲ予憂ルコトヲ云ヘルニ、鶏ノタマゴニ水ヲ少シク入テ、フハ〳〵ニシテ食ニソヘズシテクフベシ、ト云ヘリ。

一大學中庸ノ序至テヨク出來タル、文朱子ノ傑作ト、春臺モ云レタルトナリ。

一春臺云、東涯ハ至テ温厚ナル人ナリ。仁齋モシカナリ。但仁齋ノ眸子ノ明ナルコト、所謂眼光射レ人

也。學問ニテネリツメテ德ヲナシタル人ト覺ユ。定テ圭角アリタル人ナラメ、隨分ヤハラカナル人ナレドモ、キハメテ英氣ナル人ナリト、語ラレタルト也。春臺モ深ク仁齋ニハ心服ナリ。徂徠モキハメテ人柄ハヨキ人ナル由、春臺、南郭、子式、口ヲソロヘテ云ケリ。二十五マデ田舍ニナンギナルソダチシタルユヘ、聲色ノ好ナド曾テナシ。唯書ヲヨムヨリ外ノコトハナキ人ナリシ由、隨分行義ヨキ人ナリシト也。

一類禮ト云モノ、聰微作リタレドモ、絕タル由困學紀聞ニ見エタリ。好禮君子ニヨマセ度、ト君修ノ說ナリ。シカクハ禮記ヲ本文ニタテ、論語、家語、荀子、孟子等ノ古書ノ內ヨリ、ヌキ出シテ傳ヲツケタキト也。

一四宗雋ノ韓柳ノ選アマリニアラキカ、韓ガ作ノ碑文ニ至テ面白キガヨホドアリ。入タキコトナリ、ト君修ノ說ナリ。

一春臺ハ日本ノ繪殊ノ外キラヒナリ。唐繪ノ掛物四五幅アリ。前ノ家ハサン〳〵アシキ家居ナレドモ、長崎ノ一枚繪ヲ掛物ニシテ、コレモ日本繪ヨリハマサレリト云レシト也。

一世說ノ謝靈運ガ詞、將無……ト云コト、將無ノ字ヲノケテ見レバ、ヨク通ズルト思ヘリ。南郭モ左云レシトナリ。

一五雜俎ノ唐本ニ、切支丹ノ法ノコト少出タリ。今ノ和刊ノ本ハ刪除出サズトナリ。

一春秋ノ胡傳ハ、畢竟宋ノ時ノ諫ノ理屈ヲ可レ言爲ニツクレリ。夫ユヘ多ク激論アリ。必シモ胡傳ノアシキニモ非ジト思ヘル說ヲ、君修ニ告レバ、君修モ尤ナリト見合同ス。

一南郭ノ云、祭兒恭文モ散文ニテ、韻ヲフマザリシニ、韓ガ十二郞ヲ祭ル文モ、韻ヲフミタルユヘ、韻ヲフミタルト云レタル、ト君修云リ。

一杜注辨誤ノ中ニ面白キ說、メヅラシキコトモアリ、ト春臺モ云リ、ト君修話也。

一君修ノ大父ハ、松平紀伊守殿ニ後御老中ニナリタマフ、幼少ノ時、讀書ヲ敎マイラセントテ、自分ニ素ヨミヨリ讀習タリト也。紀伊守殿後ニハ何ニテモ、書ヲヨク見玉フホドノ學問ニナリタマフ。子允ノ幼キ時ニ父常ニ軍書ヲヨマセラレシ故、子允モ古戰ノ物語嗜好ニナラレシ、ト君修語リヌ。

一春臺ハ玄關ニ鎗ヲカケ置、ヤハリ常ノ奉公人ノ武士ノ如シ。死近ニ至リテモ、浪人ノ葬禮ニ鎗モタセタル例アラバ持セ度由云レシカバ、聞合タルニ、浪人皆葬禮ニ鎗持スル由ニテ、春臺葬ノ時ニ鎗持セラレタリ。南郭ハ物ズキアリテ、屋敷カマヘノ庭ノ景、竹樹ナドウヱラレシ所風流ナリ。

一春臺云、徠翁ノ云レタルトテ、尸ヲバ度々動カシガタキユヘ、先下ニ肩衣帶、又上ギ下ギトシテ、其上ヘ尸ヲ寢サセテ、扱帶ヲマハシテクヽリ、袴ヲキスレバ、尸ヲ動スコト唯一度ニテスム也。春臺ノ葬モ左ヤウニシタルト也。サテアラ糠ヲ大ナル袋ニ入、ソレヲ胸ノアタリニオキテ、手ヲマハシテソレヲ抱クヤウニシテ、大ナル風呂敷ニテ尸ヲツヽミタルト也。其マハリヲバ小袋ニアラヌカヲ入テツメマハシ、外槨ノ内ニハ炭ニテツメタルト也。春臺病氣大切ト云ト、ネ間ヘ入テ、子才直ニモハヤ後事ヲ計リタマヘト云ケレバ、臺翁モ尤ナルト云レテ、ソレヨリ遺言多クアリシトゾ。葬禮ノ時上下三四百人會葬アリシトゾ。曲江ナドハ病中ニ夜四ツマデヅヽ詰ラレタルト也。又毎日ノ見廻四五十人モアリシトゾ。葬ノ時南郭、子式モ行レシトナリ。

一韓祭十二郎文雋ニ入レタキコト、ト君修モ思ヘリ。

一徂徠ノ棺ノ中、春臺ノ棺ノ中、皆木劍ヲ入ラレシト也。

一南郭ハ物スキアリテ、唐繪ノ掛物ヲカケ、書ダナヽドモアリ、水バチニ花ヲイレ、庭ニモイロ〳〵ノ物ヲウヱラレタリ。甚風流ナリ。忍海上人ノカケ物モ掛ラルヽト也。凡講書ノ金百五十兩モ一年ニ納メラルヽト也。處士ニアノ如クユタカナルクラシナシ。春臺ハ舌講ヲセラレズ。然ドモ産ヲヲサムルコト殊ニ上手ナリシユヘ、左ノミ困窮セラレズ。前カドハ殊ノ外ニ窮セラルヽトゾ。黑田豐前守殿ヨ

リ十口ノ俸米ヲ下サル後滅ズ。又辭セラレテ俸米ヲサシ上ラレシト也。

一雜兵物語ハ、高崎侯松平右京大夫殿ノ親父因幡守信興作ノヨシ。右京大夫殿ハ、憲廟ノ時用ラレタル人ナリ。

一所以ノ二字、圓機活法ノ序ニ、所以ノ字ヲオキカヘ、所以活法爲二活法一也トアリ。如レ此書タルハ孔穎達ノ疏ニ此書ヤウアリ、ト春臺云レタルトナリ。

一春臺病中ニハ、堤文右衛門名有節、字仲文、大鹽與右衛門名良、字子顯、東都處士、君修ナドハ、大カタ隔日ニ行タリシト也。

一南郭ハ博物ナレドモ、博物ヲ外ヘ出サヌ人ナリ。

一夷長云、江戸ノ風俗女ノクハイサツ指天ト云ヤウナルハスパナル姿、皆淫樂ニテカヤウニ衰タリ。其上ニ困窮甚シキユヘ、旗本ナドノ風俗言語道斷ニナリタルト也。

一南郭モ、春臺モ、弟子ノ吾物ズキノ通ナラデハ、氣ニ入ラズ。ソレユヘ弟子ヲ箱ノ中ヘ入テ置度心ナリ。徠翁ノ料簡トハ大ニタガヘリ。其中ニモ南郭ノ社中トリワキ南郭ノマネヲシテ、メツタニ高ク標スルコトヲヨキト覺ヘ、不學ナルヲモ不レ知。蒙求、世說、唐詩選ナドニテ學問ヲスルト覺ヘタル、苦々敷コトナルベシ。

一文選章句二帙アリ。段落ヲシテ其間ニ注ヲアラハシ、字ノ句豆モイレ、音注モ入レタリ。善注バカリニテ五臣注ヲトラズ。

一如辰云、ワラ筆ハヨクワラヲアラヒテ、酒ニ一夜ヒタシ、カロク能クウチテ、又ヒタシ、又ウチ、二三度シテ水ニヒタシ、サテアシキエダヲモギテ、ヨキバカリヲ揃ヘテユフト也。西京ニヨキユヒ手アリシガ今ハナシ。又唐繒ニハワラ筆ヲ用タルヲ見タルコトナシ。大カタハ探幽ヨリ始マレル歟。又唐繒ハウラサイシキ殊ニ念入タルトナリ。雪舟流ノ畫人長門侯ノモトニアリ。サレドモ下手ナリト語レリ。

一春臺ハワザヲヨクナセリ。徠翁モ兵法律樂ナドナセリ。東涯ニハワザナシ。春臺ハ兵法ヲ云フコト一言

モナシ。

一元麟云、春臺ハ毎晩酒三盃ヅヽ、飯ハ輕クモリタルヲ三バイ常食ナリ。夜長キ時ハ五ツ時ニ夜食、又酒少シヅヽノメリ。酒ハ三盃ト定ラレタリ。煙草ハヤハラカナルガ好ナリ。蕃椒モ甚好レシト云ヘリ。

一春臺ハ法帖ヲモタレズ。草書韻會ヲバ時々詠メテ玩レタルトゾ。又字彙ノ小本アリテ、平生座右ヲハナサレザリシ、ト元麟語レリ。

一春臺ハ、覺彥比丘ニ學テ、密教眞言ノコトヲ聞タマヘリ、ト子亮語リヌ。

一春臺手習ノタメトテ、詩經ヲカヽレタルガ至極ニ見事ナリ。ソサウナル表紙ヲツケ置レタルト也。五經大カタ皆書ルベキツモリナラメ、ト元麟話也。

一子亮曰、白石ハ英斷ノ人ナリ。朝鮮來聘ノ時ニ、殿中ニテ老中土屋相摸守殿ノ禮拜ノ失ヲ、マノアタリ咎メラレタルニ、土屋殿赤面セラレタルト也。朝鮮馬場ニテ韓人曲馬、文廟御羽織袴ニテ上覽アリ。且ツクヽリ頭巾ヲ召サレシト也。舊例ハ左ナカリシト也。コレモ白石ノ意ナリ。此時韓使ヘ多葉粉盆銀烟管添出ケル。其座ヘ白石出ラレケルニ、韓使モ度々白石ニ仕負、何カナト存ゼシ處ユヘ、多葉粉盆ヲ押退、那用ニ此煙管一薫ニ我錦繡之腸一ト書テ、白石ニ見セケレバ、白石直ニ筆ヲトリ、試用ニ此煙管一融ニ我銅鐵之腸一ト書テ韓使ヘ見セ、煙草盆ヲ引寄一服吸ハレシト也。東野語リケルト、子亮ノ話ナリ。

一白石采覽異言ヲ作ラレタルハ、西洋天主教ヲツタヘニ來リタル人ニ對談アリシ故ナリ。其人ヲホメテ聖人ノ溫良モカクヤト云レシトゾ。白石骨折リテ作ラレタル和蘭陀風土記ト云モノアリ、ト子亮語リヌ。

一子亮云、矢崎藤五郎トハヒタト相見セリ。ヨキ學者ナリ。書物モ大分モチタリ。名山藏ヲモ持タルト也。

一元麟云、春臺ハ赤馬石ノ硯ナラヘホリタルヲ、アツラヘヤリテ持レタリ。ソレニテ五色ノ墨ヲスラレタリト也。

一元麟、春臺ノモタレタル希逸ガ口義ヲ視タリ。コレモ朱ニテ塗抹モアリ、書込モアリ。

一鳥石ハ廣澤ノ弟子ナリ。文徴明ニ似セテ書キ、石刻ニコシラヘテ、手ヲマワシテ廣澤ニ見セタル時、文徴明ニ疑ナシ。シカモ能出來タリト廣澤極メラレシカバ、鳥石ヤガテ其石刻ヲ持參シテ、コレハ余ガ書タルニテ候ト笑シカバ、ソレヨリ廣澤ト中不和ニナリタルトナリ。

一文廟ハ殊ノ外ニ、神祖ノ遺令ヲ大事ニナサレタル君ナリ、ト子亮聞傳ルト語レリ。

一白石引籠レテ後、大御所御代朝鮮來聘ノ時ノコトヲ、御尋問アリシガトカク云ズ。大久保山城守殿ハ門人ユヘ、タノミシカドモ、トカク取合ズ。シキリニセガミテ尋玉ヘドモ、老テワカキ時ノコト少モ覺申サズ。又著述ノ書火災ニカヽレリトテ、一言モ申サレザリシト也。

一十一月十四日、芙蕖館ニ至ル。南郭云、諸子ノ文ノ異同ヲアツメルコト、自分ノ學問ノタリニモナルベシ。ナルホド作ラレヨト也。外題ハ諸子同事異言ナド然ベシ。史漢合編ト云モノアレドモ、コレハ二ツノモノヲ合スルナリ。コレハ色々ノ物ヲアツムルユヘ、合トモ云ガタキカト也。

一南郭云、榮花物語ハ錯簡ノミニ非ズ。錯卷アリ。ソレユヘスマヌトナリ。

一南郭云、老子ノ注、ドレガ老子ノ意ヲ得タルトモ云ガタシ。其中ニ王弼注、何トヤラン簡古ニテ見ヨキヤウニ見ユル也。然ルニ字ノ脫語多シ、ト中華人モ跋ニ云タルニ、ソノ脫誤ノカマヒナシニ、和訓ヲツケタルユヘ埒モナキ點ナリ。點ヲ削去リ、脫誤ノ字ヲヨク考テ見バ、ヨカルベシト也。

一南郭云、中華ニテタトヘバ、卞和ガ玉ノ故事ナド云フラシタル、日本ニアル談義艸子ノ類ナリ。日本ニテ曾我物語ナドニ色々ノ引コトアル、皆談議艸子ヨリ出セルト見ユ。談議艸子ヲ見タルコトハナケレドモ、古ノ樣子シカナリ。中華ニテモ戰國ニイロ〳〵咄ニ云フラシタルヲ、人ニ咄シテ云傳ヘ、ソレ

ヲ上手ガ書タルハ面白ク、下手ガ書タルハ次ナリシ。ソレ故同事ニテ人ノ名ナド違タルモアル也。ソレ故說林ヲ韓非作リ、淮南ニ說山アル類、皆談議艸子ニ游說ノタリニシタルコトナリト覺ユトナリ。

一世說ヲスマスルハ、其時代ノ詞ヲ合點セヨ。國家ノ事ト云ヘバ身タイト云コト、又謝安ガ人事ト云シハ則人ノコトニテ、自分ノ上ハ如何ト云シユヘ、謝安ガ人ノコトニハカマハズ、コチノ庭ニハヨキ玉樹ヲハヤシタシト云タルナリ。其時代ノ理屈グハヒト、其言ノハヤリ詞ヲ、ヨク案ジテスマスベシト也。

一南郭云、中華ニテ軍ノコト、後世ノ文ニミヘズ。ソレヲ詳ニ書ケバ小說カヽリ、三國志衍義ト云俗文ニナルユヘナリト也。

一義公ノ、大日本史ヲ作リタマフ其物入ニ、八萬石ノケ置タマフトナリ。サテ儒者ヲ諸方ヘヤリテ名山ノ藏ヲ探リ、京ニモ數人遣シヲキ、大切ノ書ヲ寫取タマフ。鎌倉ノ和田ナドヲバ、將軍家臣傳ト云モノヘ皆ヲシコミテ入タマフ。曾我兄弟ナドヲバ孝子傳ト云列傳ヘヒトツニ入玉フ。皆義公ノ物ズキナリ。八幡ヲ武内ノ子ナルベシト思召タマフハ、宋學ノ理屈ナルベシ。志ハ義公ノ世ニハ出來ズ。後ニ出來ル筈、板行モ出ルト云沙汰アリト也。又禮儀類典五百卷、コレハ元來、禁中ニ御湯殿日記ト云物アリ。中華ノ起居注ナリ。宮女ノ記セル物ナレドモ、天子ノ直筆ニ同ジト云ホドノ大切ノモノ也。天文ノ亂ノ頃ニヤ、少ニチリウセヌ、火災ニモヤカレテナクナリ。禁中ニハツヾキガタシ。然ルヲ尾張源敬公、イヅカタヨリカ取出シタマヒテ寫ヲカレタルヲ、義公カリタマヒテ、ソレヲドダイニシテ作リタマフ由、日本ノ典故ヲバ盡セルモノ也。公方ヘモ進ゼラレシト也。靈元帝御覽成サレタルニ、禁中ニナキコト皆其書ニ出タルユヘ、大ニ御賞美アリタルト也。此ノ御湯殿日記ハ外記ノシルセル書ニナキコトヲモ、日記ノ方ニアレバ、ソレガ據ニナルトナリ。今ハ大嘗會卽位ナドノ儀式、大カタ禮儀類典ニテ考ヘラルヽカ、ト南郭語リタマヘリ。

一世說逸ニ注ヲ入レタルハ宜シカラズ、ト南郭云ヘリ。

一南郭ノ方ニ儀禮ノ會アリ。注疏マデカケテ吟味ヲスルト也。コレハ外ノ方ニナキコトニテ、近來此會初リタル由、三禮圖ハ聶存義ガ時ハ、サイシキニシタルヲ、後ニハ器物出來タルトナリ。大テイハオシテモ知レドモ、先三禮ノ圖モヨキモノ也。外ニ儀禮圖解ト云モノアリ。コレモ會讀ノ節トリ合セテ見ルトナリ。儀禮ヲヨミクダクト云コトハ、誠ニ龍ヲ屠ル伎ナレドモ、好古ノクセニテ、コレヨリナガラヘテヲラバ、三禮皆スマスベキト思フコト也。又賈公彥疏ナド筆ノ無調法ガ、グヅ〳〵シタル所ヲ、朱子ノ經傳通解ニテカミクダキタリ。サテ〳〵朱子ノ學問丈夫千萬ナルコトト思ハル、也。後世ノ理學家ノ中々及ベキ所ニ非ズト也。林希逸ガ考工記ノ解モアリ。コレモ見合ニスベシト思トナリ。又明朝ニテ擧業ノ文ヲ書クニ、皆朱注宋學ニヨレドモ、禮記バカリハ鄭玄注ヲ用ユトナリ。古注疏ナラデハ禮記ハスマズ、ト南郭ノ說ナリ。

一トカク書ヲ讀ムニ、其時代ノコトヲトクト吞込ネバスマズ。世說ナドノスマヌト云モ、皆其時代ノユキカタ、風俗理屈アヒ詞ツキヲ、ノミコマザレバスマズ。古書モソノ通リナリ。左傳ナドヲ見テモ、今ノ時代ノ理屈アヒニテハスマズ。卿大夫ト云モノハ、公侯伯子男トツリ合テ、公侯ニスコシオトリタルヤウナリ。儀禮ナドニテ其時ノ禮法サバキヲ知ラネバ、左傳モスマズ。史記ハ讀易キモノト云トモ、索隱正義ノ說以テノ外アシキユヘ、結句本文ノスマヌヤウ也。顏師古ノ漢書ノ注ハ甚ヨシ、ト南郭ノ說ナリ。

一春臺葬禮ノ式

屬纊　楔齒　白箸ヲ折テ用ユ、　銘旌　紅ノ切ニテ四尺餘作ル、周尺六尺也、　沐　髮ヲ結、鬚ハソラズ、　浴服　下帷子、上帷子、下帶、上帶、麻上下、扇子、木劍、印石、

充耳綿　瞑目帛　布ニテ綿ヲ入、緒ヲ付、後ニテ結ブ、　握手巾　裹足巾　飯含　白米少恭布、　幅巾　斂衣

八幅　籾袋 大小三十餘ホウレイワタ、　七星板　瓦棺蓋 釘ヲ打、棺ノ口ヘハリガネニテトヂ、シツクヰニテチヤンヲ流ス、　朝祖 神板ヲ床ヘ出、記ヲ其前ニ居ル、　發引棺外覆白布ノ袋カクル、　刀白布ノ袋カクル、　鎗同前　挾箱同前　杖同前　槨 槨ト棺ノ間炭ノ粉ト石灰ニテツメ、槨ノフタヲシテ石ヲナラベ、　覆 手輕小家作ル、

護喪　稻垣茂左衛門 名長章、字穉明、　原　養澤 名尙賢、字子才、　赤星大四郎 名圖香、字子蘭、

　大鹽與右衛門 名良、字子顯、　植村孫四郎 名正直、字希波、　松崎才藏 名惟時、字君修、

　宮田壽安 名明、字子亮、　上野佐次郎 名傚、字君則、　外山元庵 名行賢、字莊敬、

主賓　大幸伴十郎 名方、字義卿、　澤村治右衛門 名德守、字子昭、　赤川瑞仙

　吉川一瑞

司書　井田元東 名思近、字子遠、　横井丹業 名成美、字子作、　栗原惣內 名永貞、字子允、

　市野三郎右衛門 名光業、字子曄、

司貨　堤文右衛門 名有節、字仲文、　西田喜藤次 名尙明、

一南郭云、世說ノ註ニ列子ヲヒキタルアリ。今ノ列子ノ本ト大ニ同ジカラズ。今ノ列子ノ本ハ甚讀易シ。然バ古書ノ今ニ傳ル物、後世ニテ文字ヲ直シタルモ知レズト也。

一南郭云、世語ノ注ヲスル時、日本ノ古書ヲ考ヘシニ、一行ニ脫誤幾ツト云コトヲ不レ知、寫本ニテ寫傳ヘ誤レルナリ。大系圖ナドモ眞僞マジハリスマズ。ソレユヘ大抵考オキタリ。實錄ナラバ、又コマヤカニ吟味ノシカタモ有ルベキコトナリ。

一十一月廿五日、芙蕖館ヘ暇乞ニ至ル。以下南郭ノ咄ナリ。タトヘバ辨名トクヒ違モアルベケレドモ、六經古書ニ仁ト云類ヲバ一所ヘアツメテ、禮ノ義ノト云類悉書出シテ、性理字義ノ如キ一書ヲナシ置タラバヨカルベシト思フ。人々ヘ渡シタルニ、其コトナラズ、カヤウニシタキコト也。ト語ラレタリ。

一南郭云、墨帖モ徂徠ノ頃ナドセワヤカレタレドモ、中華ノ如キ法帖ハ出來ズ。廣澤ナドモセワヤカレタレドモ十分ナラズ。近來ハ上手ニナリ、鳥石弟子ナド色々ノ法帖ヲナセリ。長門侯ノ大夫毛利宮内ノ方ナドニテシタル法帖ヨク出來タリ。文雅ハ大ニ開ケタルユヘ、印書ナドホルコト、昔ハ下手ナリシニ、タクサンニテ珍シカラヌホドアリ。サレドモ著述ト云モノハ難キコトニテ、大著作ノ士ハ殊ノ外少シトナリ。

一南郭云、日本ニテ韓ノ流ノ文ナシ。田大心ハミコミヲ韓トタテタル也。

一朱子ノ學問、サテ〳〵博洽精密及モナキコト歴代ニスクナキ、大昔ヨリノ學問、朱子ニテアトカタナク押消サレタリト覺ユ、ト南郭ノ說ナリ。

一佛經ハ文章拙シ、モト梵語ヲ漢語ニ直シテ、其マヽニ記スユヘ文章意アルニ非ズ。其中ニテハリヤウゴンユイマ、少シ譯者ノ心、文ニアル故カ、見マシタルマデノコト也、ト南郭ノ說ナリ。

一俗語ノコトモ、長崎ニテ口デ通ズルヤウニナラズバ、學問ノ用ニタヽヌコト也。學問ノ用ニ立ベキト思フハ、日色纔臨時仙掌動ナド、ワヅカハ少ニテハナシナド云コト俗語ヲ用ユ。

一春秋左傳ノコト、徂徠ノ說書曰トアルハ、後人ノ附會ト見ラレタル、如何、覺束ナシ。イカヾアルヤラン、春秋ノコトハ何トモ吞込ガタキ、ト南郭說也。

一徂徠ノ絕句解ノ字ヲ添タシテ、ヨクスムヤウニ注ヲセラレタルハ、モト四書ノ文林貫旨ニ大學的之書ナド、俗語ヲモ入レテ、サラリト通ズルヤウニ注ヲナシタルヲ、モトタテニシテ解セラレタリ、ト南郭語ラレケル。

一明人ノ說ニ、文章名家ト云ハ、古今二十人ニ過ズト云リ。韓柳ナドヲモ入タルモノ也。然レバ歴代ノ中二十人ト云ハ、殊ノ外ニスクナキコトナリ。大著作難キコト知ルベシ。徂徠ノ文ノヤウナル文ハ、明人ノ中ニ十人トハナシ。空同ナド一番ニ文ヲ唱ヘ出セルユヘ、ヨキト云コトナレドモ、詩ノ方マサレリ、ト南郭ノ論ナリ。

一于鱗文ノ流、中華ニテ書タルタヘテナシ。徐中行ハ于鱗流ヲカキタレドモ、少ヤハラカ也。其外ノ諸子モ、于鱗流ヲバ得カヽズ。明末ニハ于鱗ヲソシレル文人多シ。イカニモ于鱗ガ文モ、アマリニ古書ノ字ヲカリタル處、俳ニ近キ所アリ。サレドモ古書ノ句法字法助語ノアンバイナドヲ、ヨク吞コミタルモノ也。ヨク／＼氣ヲ付見バ、文章ノ爲ニ大ニ然ルベキコト也、ト南郭說ナリ。

一リン／＼シタルヤウナル文ハ東坡ナリ。ナジリツメ云ツメタル論ハ允明ナリ。歐ハ何トナクヤハラカニ書タル物ナリ。韓柳ノ外ニハ歐蘇誠ノ文章ノ士ナリ、ト南郭ノ說ナリ。

一白樂天ノ詩至テ上手ナリ。一變シテ一流ノ詩ヲツクレリ。樂府ナドノ事情ヲ云タル處類稀ナリ。長恨歌ヲ傑作トスルモ、フマヘアルコトヲ、古事古語ノ上ヘアラハサズ作レリ、ト南郭語ラレケリ。

一俗語ハ字ノナキ多シ、聲ヲカリテ字ヲツクレリ。日本ノ奴僕ノ詞、文字ナキ人ノ詞ニテ云ナラハシテヨク通ズルアリ。ソレヲ字ニ直ス時、聲ヲカリテアテ字ヲカクト同ジコトニテ、口ヘンニ何ト云字ヨカラントテ、聲ヲカリテ字ヲウメルナリ。ソレユヘ俗語ノ義、字書ニ注ナキナリ。嗾字ナドソヽノカスコト、モト左傳ヨリ出タリ。俗語モ古語ヲフマヘニシテシタルナリ。又字音ノ轉變セルアリ、又聲ヲカリタルアリ、ト南郭語ラレケリ。

一于鱗ガ詩ハ學問ゼメニシテ作リタテタルモノ故、タトヘバ五首モ作リタルニハ、二首カ三首ハスグレテ出來テ、唐ノ詩ト見ルナリ。殘リハ大カタ唐ト見ヘズ。唐ト見ヘタハ學問ゼメニシテ作リタル也。明人ノ詩大カタ右ノ通ナリ。隨分巧ニキリアハセ、故事古語ヲヨク云カヘタル至極ノ妙境ト見ラル。

于鱗ガ作ノ中ニテモ不得意ナリ。得意ノ詩ハ左ヤウニハアラズ。盛唐ノ詩ノ如クナルナリ。絶句ハ學問ゼヌニシテハ猶々宜シカラズ。ソレユヘ學問丈夫ナル人、存ノ外絶句ノ下手アリ。又學問モナキ人ノウカト作リタルニヨキモタマ〳〵有、ト南郭ノ論ナリ。

一南郭ノ論ニ、文ナラバ文、詩ナラバ詩、專門ニヲサメテ吾得手ヲシタキコトナルニ、兩手トモトリハツサヌヤウニトスルハ、少下手ノ見識ナリ。〇又詩諸體サマ〴〵アル中ニ長短得失アリ、唐人ナドハ不得意ナル體ヲバ曾テ作ラズ。唯得手タル體ノミヲ作リ、明人ナドハ萬能ヤト云ヤウニナリテ、諸體ヲソナヘザレバ物タラズト思テ、勉强シテ得手ヌトテモ作ルナリ。ツイニコヽノ境ヲ見破リタル詩人學者ナシ。コレヲ看破スル見識ハ上等ノコトナリ。人ハトモ云ヘ、トカクニ吾得タルコトヲノミナスベキコトナルニ、何モカモセント云ヤウニナリニキタリ。心得アルベキコトニコソ、ト南郭論ゼラレタリ。

一唐モ段成式ナド博物家ナリ。宋ニハ猶多シ。元ニモ輟耕錄ヲ作ル陶宗儀ナド博物家ナリ。明人尚多シ。又古書ノコトヲ證據モナキヲ、推量ニテイロ〳〵ニヲシスマシテ、極メ手ニナル人多シ。予ハ極メ手ニナルコト嫌ナリ、ト南郭語ラレケリ。

一南郭云、今ノ學者朱氏ノ書ナドハ見モセズ、左ヤウノコトニテハ用ニタヽズ、學問ハ何モカモトリコミタクハヘ置タルガヨキ也。朱學ノ書ヲモ隨分見ルベキコトナルニ、左ナキハ今學者ノ弊ナリト語ラレケル

一南郭云、鳥石ガ草彙ハ、草書ニテ字彙ノ體ニ編集セリ。書未ダ出來ズ。

一子允ノ語リシニ、京極縫殿ノ家來三田茂左衛門ガ妻ハ、井上儀左衛門ガ女也。名ヲ通ト云ヘリ。幼時ヨリ縫殿ノ祖母養性院ニ仕ヘ、學文ヨクシテ手モカキタリ。養性院光林寺ノ萬慶和尚ヲ尊崇シ、通ヲスヽメテ頭ヲオロセヨトアリシ時、ヨミテ奉リシ歌、

常にゆく道ならはこそ世をうみのあまのとわたる舟もこのまめ

カクテ浮屠ヲ辭シテ三田氏ニ嫁シケルナリ。

一荀悅漢紀甚ヨキト、春臺モ云レタルト也。徠翁モ漢紀ノ中ニ詩書ヲヒキタル所、殊ノ外ニ面白シ。詩書古傳ニ入レ度由云レタレドモ、先夫マデハ及ガタシ。西京已上ニイタスベシ、ト春臺云レタルトナリ。

一酈道元水經ノ注、殊ノ外ニヨキ物ニテ、記ナドヲツクルニ益アル也、ト春臺殊ノ外ニ賞美アリシ、ト君修ノ話ナリ。

一春臺ニ後漢書ノ注宜シ、ケツク漢書ノ注ヨリヨカルベシ、ト云レシトナリ。

一易蒙引甚宜シ、ト春臺云レタリ、ト君修話ナリ。

一春臺初テ徂徠ニ相見ノ時。蘐園隨筆ノ寫本ヲ出シテ見セラル。郎無有ノ二字アルニヨリ、莫ノ字ノ用ヤウヲハヤ難ゼラレタルト也。サレバ難ズルコト春臺ノクセナルベシ、ト君修云ヘリ。徠翁ハ莫ハ無ナリト云レシナリ。

一南郭ハ徠翁社中ニテハ文盲ナルト云沙汰ニテ、文ヲ作ルニノゾンデハ文才アラハル、ト云評判ナリ。徠翁ノ喪ノ時ニヨリ合レシニ、禮記ノ正義ニ見ヘシコトアルト南郭云レケルニ、皆合點マイラズト云、南郭ヲシ返シテ、イヤ一昨日見タルト云レタレドモ、皆諸君子合點ナカリシ程ノコトナリ。然ドモ南郭師學問ノ丈夫サ、徠翁ノ社中ノ諸君子ヲヒツクベキヤウナシ。ト諸君子ノ評論ナリ。

一三國志注、世說ノ注ニ及ズト云ヘドモ、甚ヨキ註、ト君修ノ說ナリ。

一八佾ノ章是可レ忍ナリト云春臺ノ注、呑込ガタシ、ト君修ノ說ナリ。

一宋已來之儒者ノ議論、時制ト情トヲ呑込ズニ、古人ヲ論ジタルモノナリ、ト君修ノ說ナリ。

一齊家寶要ハ春臺殊ノ外尊崇ノ書ナリ。諸子ト會アリテ讀レタルト君修語レリ。點殊ノ外ヨクツケタル

物ナリ。東涯ノ點ナルベシト云リ。

一書經旁通、同通考ヲ作レル學者、ヨキ學問ナリ、ト君修語レリ。

一松平紀伊守殿ノ儒臣松崎祐之、字多助、歷史徵七十卷ヲ作ル。祐之ハ號蘭谷、此書體綱ヲタテ眞字ニテ、書目ハ日本ノ古書ヲキリアハセテ參考セリ。紀伊守殿ハ京都所司代ノ時ユヘ、公家衆ヘ段々御頼ニテ、種々ノ古書ヲトリアツメ申サレタルユヘ出來タテタルト也。未脫稿而沒。今奧平大次郎ト云人校正シテ淨書ニカヽル、ト君修語レリ。

一楊時喬周易全書十冊餘アルベシ。明末人ナリ。易ニカヽル歷代ノ說ハ悉收載ス。易ノ本文ヲモ古ニ復スコトタテ、篆文ニテ書タリ。至極ノ珍書、尤本義ノ據トスレドモ、又餘程異同アリ。稱明ノ所藏ナリ。

一君修云、春秋ヲヲサメントナラバ、三傳ト胡傳トヲ合テ先異同ヲ見ルベシ。今ノ大全ノ和本ニ三傳ヲ一所ヘヨセタルガアリ、ヨキモノ也ト語レリ。

一春臺ノ會業ハ下見一篇、會讀一篇、又一篇見ラレタルト也。元麟ノ話ナリ。

一徠翁讀荀子百張バカリアリ。又葬ノシカタノコトヲ、徠翁ノ禮ヲ折衷シテ書レタル一本アリ。ト元麟語レリ。

寶曆三年癸酉東役、是ヨリ已下。

一如辰云、唐本三才圖會ノ中ニアル人物ノ面貌ヲ、證據ニトリテカクヨリ外、日本ニテシカタナシ。張子房ナドノ上代ノ繪ノ後代ニノコリ、今日本ニ傳リタル甚少シ。人物モ元明ノ繪ハヨホドアレドモ古キ畫ナシ。トカク明人ノ畫ニ關羽多シト云。是ハ日本ニテ觀音、又ハ八幡大菩薩ト云ヤウニ、明ノ民ノ尊信スルコト故、トカク關羽ヲ繪像ニ書タルナラメ。又云、探幽君臣圖像ヲ書タルモ、三才圖會ヲ證據ニシタルト語レリ。

一猗蘭臺集二稿五冊、初稿七冊ト、猗蘭子三冊ト合十五冊ノ本ニシテ一帙トシ、神戸侯ノ藏板ナリ。二

稿アラ〳〵一覽スル、西記トテ平安ヘ在番ノ道ノ記ナリ。其外サノミ面白キ文ナシ、詩モ初稿ノ通ナリ。

一四月七日、芝ノ泉岳寺ヘ御代香ノ序、芙蕖館ニ至ル、先生壯健ナリ。中西多門ニ女ヲ嫁セテ妻子ヲ托スベキ約束セリ。夏カタハ先生ノモトヘ、多門ヲ引請ベキト先生ノ物語ナリ。先生云、周禮儀禮會讀スミタリ。今ハ禮記半分ホド會讀セリ。儀禮圖解ノ朝鮮本ヲ、或諸侯ノモトヨリ借リヨセテ會讀シタレバ、兼テ進退周旋ノムヅカシキ韓退之モ、キラヒノ儀禮ナレドモ、大カタヨクスミタリ。儀禮圖解ヨクシタルモノナリ。又朱子ノ經傳通解隨分宜ク覺ユ。朱氏一流ノ學問ヲクミタル所、古今ナキ學問ユヘ、百世ノ下ニテバカサレタリト覺ユ。尤朱氏流ノクミタテノ宋學、聖人ノ心ニカナフベキニ非ズ。然ドモドコマデモコレガ流ニクミ立テ、引合セテアフヤウニシタル所、ヲソロシキコト也。トカク禮ノ注疏ノ文字チガヒモ餘ホド多シ。ソレユヘツキ合見テヨホド改タル也。七經孟子モ其考證ニシタルナリトナリ。

一南郭云、絕句解考證社中ニテ出來テ、其首ニ題言シタルトナリ。

一南郭云、古書ヲ多クミレバ隙トリ、著述ニカヽレバ五三日モ手間ドリテ、讀書ノハカユカズ。コヽノ所、サテ〳〵學者ハ誰モ苦ムコトナリトナリ。

一四月七日、君修此役初テ相見ス。宇子若論語考ハ雍也マデ出來タル由キヽケリ。雍也マデノ書ノ本アリトカタル。刊ハ三卷出タルヤ、諸博ニハ驚タルトノコトナリ。

一君修云、二十一史大抵ヨミタリ。コレハ使番ユヘ邸ニツメテ居ル内、廣間ノカタハラニ屛風カコヒテ休息所アリ。ソレニヒキコミテ讀ムユヘニ、内ニ在テ精思スル書ハ讀レズ、周書、北魏書ナドハ、僧ノ大般若ヲ轉讀スルヤウニヨミタリ。考ヘミルニ、古人モ南北史ヲバヨミテ、南北朝一代々々ノ史ヲバヨマズト思ハル。王元美宛委餘篇ナドニ、タマ〳〵ヒキタルアリ。元美ガ謝肇淛ナドノ如キ、古今

ニスグレタル博識ノ人ハ、タマ〳〵ヨミタルモアリト覺タリ。其外ハシカラズト思ハル丶ト也。

一老子是正一卷新刊、寛延辛未仲夏朔旦、日東張靜撰注甚アラシ。老子ヲ兵法ノ書トミタテ、注セリ。首ニ平安伊藤長堅序アリ。其序ノ趣意ハ、老子ト云人昔ニナキコトニテ、莊子ノ寓言ニ出タルナリ。論語ニ古人ヲ稱シタマヘルニ老子ノ名ナシ。又老子ノ文平易ナリ。又仁義ト云コト孟子ニ初テ、孔子已前ニハナキコト也。將軍ノ號モ古ニナキコトナリ。三公ト云コト老子ニ見ヘタレドモ、古ニハ三事ト云テ三公ト云ズ、戰國ノ間ニ作レルモノナリト云フ長キ論アリ。

一君修云、春臺ノ作ラレタル周易反正如何アルベキヤ、トカク朱子本義ノサバキ宜シク覺ルナリ。又徂徠ノ古言ヲ徵トセラル丶コト、西漢ヨリ後曾テ發明ナキコト也。朱子ノ說ナドハ、ナルホド古書ヲヒキテサバカル丶コトアレドモ、徂徠ノ如クニ一々ニ古ニヒキ合スルト云コト、千古獨得ノ見ナルベシ。

一四月十二日晚、君則來テ語ル。鈴木十藏、青木文藏ニ一見セリト云リ。〇宇子新論語考雅也篇マデ書寫本、青竹樓ニテ見タリトナリ。青竹樓ハ前川庄兵衛ナリ、

一君則云、宇子廸宇佐美惠介ナリ、同人ハ徂徠ノ弟子ニテ、塾ニヲリタル人ユヘ、徠翁ノ讀諸子ノ書寫タリ、大宰徳夫ハハチコトカシタリ、後カシタルコト殊ノ外悔ラレタルトナリ。〇子緝ハ、子廸ノ學問春臺流ナリトホメラル丶ナリ。

文會雜記卷之三上

是ヨリ已下モ南郭老ノ說ナリ。

一三才圖會ヲ、今時ハ誠ニ天地人三才、アラユル繪圖ヲ盡セリト人思フハ、沙汰ノカギリナルコト也。中々慥ナル書ニテハナシ。大カタハ書物屋ノコシラヘタリト見ユ。農器ノ所ハ農書ニヨリ、錢ノ所ハ泉志ニヨリ、人相ノ處ハ人相ノ書ニヨリテ、ツヾリ合セタル物ナリ。其內事長クシテアシキ所ヲバ、チヾメテヌキタリ。其仕方散々惡シ。スベテ中華ニハ杜撰ヲナス人多シ。書肆ナド日本人ヨリハ少文字アル故、色々ノ作リゴトヲコシラヘテ、類ヨセナドヲシテ、人ヲ欺クコト多キヲ、ソレヲ川舍料簡ニテ中華ハ何モヨキト心得テ、ヒラ信仰ニカヽルハ沙汰ノ限ナルコトナリ。

一華夏ト云、中華ト云コト、日本人ノカロ〴〵シク云ベキコトニ非ズ。ソレハ日本ヲ次ニシタル詞ナリ。ソレユヘ南郭ノ文ニハ、タマ〳〵ニ華ト書クレドモ、大カタハ華トハ書ズ。海外ナド書テヲケリ。天ノタツル所大單于ト、漢ニオクレル書ニカキタルハ、誠ニ一見識アルコトナリ。日本ニテモソノ如ク心得ベキコトナリ。大カタハ天ノタツル所、大單于ナド書タルハ、中行說ガ敎ナラメト思ハルトナリ。

一假名ノらんナドノ、んトハネタルハ、已前ニ日本ノ古書ヲセンギスル人、色々說ヲイヘル、中々スマズ。其後南都ノ寶藏ヨリヌスミ出シタルト覺テ、種々ノ古書數部ウリニ出クルヲ、今ノ傳通院ノ住持大謙、コレヲ吟味セバケツクアシカラントテ買レタリ。其中ニ聞モ及バヌ經論ナドアマタアリ。其中ニ無ノ字ヲバ易ノ旡ノ字ニテ書寫シテアリ。ソレヲソマツニ書テんト書テアリ。ソレユヘムノ字ノ轉ナリト思ハルヽ也。其書ハ古代ノ書ト見ユル物多シ。孝謙天皇時代ノ物モアリト覺ユル也。珍シキコト也ト語ラレタリ。

一山海經ニハ宋ノ頃ヨリヤ圖ハナクナリタリ。コレハ圖アレバ子ドモラシキト思フ理屈アヒヨリ除タルト覺ユ。然レドモ圖ガヲモナ物ナリ。淵明ガ詩ニモ、山海ノ圖ヲヨムト云題アリ。畫ハ張僧繇ガ書タルト云コト、何ヤランニアリト覺ユ、文ハ其圖ノコトハリ書ナリ。文字イカニモ古テイニテ賞翫スベキナリ。

一御卽位ノ時ハ唐裝束ヲ用ラル。コレハイカナルコトヤラン知ザレドモ、以ㇾ予懸ニ度之ハ、大カタハ唐ヨリ日本ノ王ニ冊封ノ裝束ヲ賜リタル故、ソレヲモチイラル、ガ、何トヤラン外聞ヨカラズ覺ル也。外國ノ王ハ諸侯王ノ上ニテ、天子ヨリ少シクダリテ龍ノ文ナド少シ違ナリ。ソレユヘ世ニ傳ラレタルカ、又此方ヨリハ元來中國ヲ外國トアシラフベキコト也。田舍物ズキニテ、京ノ人ハ何ゴトモヨカラント思フヤウニ、中華ナレバ何事モヨカラント、思フ事學者ノ上ニ多クアリ。水戸ノ義公ノ、唐ヲ外夷傳ニ立ラレタルハ、誠ノ一見識ト云ベキナリ。スベテ日本ニ唐ヨリ増シタルコト、イクホドモアリ。ソレヲ學者ノ知ラヌモ口惜キコトナラズヤ。百王一姓ヲ中國ニテモ驚タルコトアリト覺ユ。シカルニ春齋ノ本朝通鑑ヲ編レシニ、吳ノ太伯ノ後ナリトイフ說ヲ載セラレタルノ由、刊行ニナルベキトテ京師ヘ見セニユキタル時、公家衆ヨリサツトアリテ刊行ニモナラズト也。本朝通鑑ハ、其時ノ御老中酒井雅樂頭殿ナドノ世話ニテ、撰レタラバ然ルベシトテ、諸生ヲアツメテ公儀ヨリ二百口ノ俸米下サレ。今ニ其俸米林家ニ殘ルト也。通鑑ハ綱ヲ立、目ヘハ假名ノ書ヲモソレナリニ書出シテアリ、ト聞タルト語ラレキ。

一南部、本多伊豫守殿致仕シテ、ウキスノ別業ニ居ラレケルニ招レテ、庭ノ池ヲ見廻リテ詠ゼラレシ歌ニ、

　靜なる池の心を水鳥のうきすの波のたつとしもなし

一方以智ガ通雅、隨分辟ニテ通ズルコトナドヲバ、能クセンギセリ。珍ラシキ博大家ナリ。但中華ノ形容字ハ聲ニテ云テ、文ニカクトキハ字ヲコシラヘルナリ。犬ノワン〳〵トナクナドヲ、王ノ字ニテモワント云字ニテ、先書テ置ヤウノコトアリ。ソレユヘアトニテ字ヲウメル也。俗語ニハ猶以テ其ヤウノコト多キナリ。俗語ハ聲バカリニテ通用シテ、筆ニカクトキハ字ヲツクルナリ。韻鏡ハシツタンノ爲ニ

コシラヘタル物ナリ。外國ノ二合三合ノ音ニテ、字ヲ合セテ一字トス。タトヘバ觀世音ト云ガ如シ。三字ナレドモ一字ニテスムヤウニスル、是外國音切ノ學ナリ。外國ハ音切ノ學盛ナルユヘ、中國ノ聲音ヲバセマジキコトヽシテ、韻鏡ト云モノ出來タリ。字音ヲクハシク吟味スル梅誕生ナドガ如キ、人ハ入用ノコトモアルベシ。日本ノ人ノ韻鏡ノセンギ、誠ニヲカシキコトナリ。今ハ名乘字ヲカヘス僞ノ入用ニナリタルハ、俗ナルコト論ニモ及バスコトナリ。但二字ヲ一字ニスルナド、中華ニモアルコトナリ。盧充幽婚ノコトニ、溫休休溫ノ二字ヲカヘシテ、幽婚ニナルト云コト小說ニ見ヘタレバ、今ノ名乘字ヲカヘスニ似タルコトモアルコトニハアル也。

一程子ノ學ヲ土木偶トソシレルコト、沈諸偶聞ニ載タリト也。

一六國史ノ後慥ナル紀錄ナシ。帝紀ハ榮花物語ト三鏡ニヨルヨリ外ノ仕方ナシ。義公ノ大日本史モ此通リノサバキナリト聞タリト也。

一日本ニテ延喜、天暦ノ聖代ト云コト、其時ノ文人ノ云出シタルコトナルベシ。二代サセルヨキ政モナケレドモ、其時ナルホド帝室ノ文物ハ盛ナル故ナリ。獨リ文物ノミナラズ、藤氏ノ權ヲ得タルモ亦此時也。故此二代ヲ以テ盛世トスルハ、藤氏ノ私ニ諛フタル稱ナリ。

一日本ニテ古、學寮ニテ云ナラハシタル詞アリト覺ユ。源氏物語夕ギリノ大將ノ及第ノ時ナドニテ、考ヘラル、コトナリ。ソレノミナラズ、日本ノ昔八講ナドノ時ノ物イヒ、少シホクソシヲツケテ、日本ノ詞ノ俗ノ中ニ少聞ヨクシタルト覺ユ。其事今ノ天台宗ナドニ古風少殘リテアル也。

一中華ニテ佛家ニ宗門ト云コトナシ。禪、敎、律、ト成ホド三ツニ分レタレドモ、禪ニテ念佛ヲ云、律ニテ禪學ヲモ兼タル也。宋ノ時代ヨリ禪甚盛ニ行レテ、敎ハグヅツキタル者ノヤウニナリテ、大カタスタレタルヤウニナリタリ。日本ノ宗門立ルモ、二百年前ハナキコトナリ。切支丹宗門ノ制禁ヨリ事起リタルト覺ユ。長崎奉行文盲ニテ、アキナイニ來ル唐人ニ宗旨ヲ書出セヨト云ヲ、宗旨ナケレバ何ニテモ信ズ

ル佛ヲ書出セト、云付ラル、ニヨリ、關帝ヤ觀音ナド書付テ出ストキク、ヲカシキコト也ト語ラレキ。

一日本ノ古、藤原氏權ヲホシヒマヽニセラル、コトヲ、後三條帝ナド甚怒リ思召シテ、其權ヲウバヒ玉ヒ、宇治關白ナゾモ引込レタヽナリ。サレドモ此事ヲ思フニ、今ノ時ノ大商家ノ手代ガヲモニナリテ家ヲ持居ルヲ、主人ゲヒキウバヒシ、如何ヽノキトスルニナルコトアリ。トカク藤原氏ノ世ノ宰相ニ人服シタル也。人服スルト云コト大事ノコト也。

一日本ニテハ百王一姓、トカク日本ノ第ノ目ヲ六夷狄ト立ベキコトナリ。コレ春秋ノ意モチナリ。學者ノコレニ氣ノ付ヌハ大ニ無念ナルコト也。ソノ百王一姓ニ人心服シテヲルユヘ、簒奪ヲ行フコトナラヌナリ。コレ外國ヨリ日本ノ人質モナル處ナリ。

一徂徠明律ヲ解セラレタル時、弟叔達モタト御前へ召テ、律ノコト御尋アリタル故、横帳ニシテ懐中セラレタルガアリ、少ヅツ叔達ノコジツケモアリ。ソレヲ何者カコシラヘテ、ニセ物シテ外へ出シタル也。ソレニヘニセモノハ少部ナリトナリ。

一八幡ノ畫ハ至テ佳ナル繪、評スルニ足ラズ。笠翁畫傳モ今日本ニテ云町繪也。中々ヨキ繪ニテハナシ。畫論ハ畫譜祕書ノ中ニヨホドアリ。ソレヲヨミテ見レバ、大ニコトナルコトナリ。宰府古法眼ハ誠ノ唐流ノ繪ナリ。唐繪ト云コト中華ニナキコトナリ。左日一本、上日ニ一山ナド、カラノ人ハ云テ、大事ニカケテ繪ノカクコト也。

一日本人ノ古ノ筆蹟ハ、晉人ヲニセテ、ソレヲカナニヒキウツシタル故、假名マデモ見事ナリ。

一隷ハ唐ホド楷ト一ツ事ト見ユレドモ、隷ハ篆ヨリウツリ來ル故、後世ノ正楷トハ少シク異ニ覺ユル也。

一手鑑ハ拙筆ナルト云、八種畫譜ニアルモツクリモノアルベシ。洞巖ヨリ徂徠ヘ眞蹟ヲ贈物ニシタル弁州ノ手跡、文待詔侯ノ所ニ王元美ガ下跡アリ。イカニモ見事ニハナキ物也。烏石ハ前カタ廣澤ノ弟子ニテ文徴明ヲマネタリ。其後古法帖ヲ見テ書カヘタレドモ、文徴明ノ風ヌケズ。トカク楷書ハナルホ

ドヨク書ト覺タリ。

一宇治拾遺ハ眞ノ書ニアラジ、宇治ノ關白殿ヨリ後ノコトモアリ。

一高ミクラノ側ニ、シヤレカウベアリテサハガレヌ、法樂公ノコトハ、大鏡ニ見ヘタリト也。江談ナド寫本甚珍モナキヲ前カド見タリ。其後羽倉齋宮ガ改タルヲ、借ヨセテ世語ヲ著セシ時ニ書出シタルトナリ。

一越絶書ハ子貢ト云トモ心得ガタシ。但大カタハ前漢ノ人カ秦人ノ作ナルベシ。イカニモ文古メキタリ。呉越春秋ハ後漢ノ作ユヘ、イカニモワカク讀ヤスキアリ。

一瑯琊代醉ハ大ニ心得ラレヌ書ナリ。方以智ガ通雅ニ、博大家ノ書ヲヒカズト云コトナキニ、代醉ト云名モ出サズ。サテ又大カタハ楊升菴ガ丹鉛總錄、又ハ外集ナドヲマル／＼ト出シテ、張鼎思ガ料簡ニシテサバキテアリ。タレカコシラヘタルナルベシ。代醉ハワヅカ計リアリ。作リソヘタルナラント語ラレキ。

一搜神記、漢魏叢書ニアルト、津逮祕書ニアルトハ大ニ異ナル物ナリ。コノヤウナルコト中華ニハ多キコトナリ。

一事纂ト云物、六國史、類聚國史ヨリヌキ出シテ、部類ヲ分テキリタシテヨホドアリ。御旗本ノウチヨリ獻上セラル。ソノ艸稿ヲ見テ、世語ノ中ニ書出セルモアリトナリ。

一唐六典ハ甚不自由ノ書ナリ。近衞關白殿刊行成サレ、諸侯ヘ贈物ニ成サレタルヲ、本カラヲ見玉フトカタラレキ。

一紀人龍門 俗稱宮瀨三右衛門 ノコトヲ尋ルニ、成ホド芙蕖館ヘモ來リタル人ナリ。甚浮薄ナル人物ユヘヨセズト語ラレシトナリ。

一徂徠學ニテ世間一變スト。然ドモ徂徠一生ノ間ハ人半信半疑ヲ、今ノ世文物ノ開キタルヲ見セマセバ、サゾ悅ナルラメ。但今ノ時復古ト云コト、俳諧ニマデ云テ。サテ／＼復古ニ聞アキタル也、人ソバメキニサハグマデ、輕浮ナ世ノ中ノコトナリ。

一切支丹宗門ニ宋代ニチヨウド似ヨリタルコトハ、魔ト云モノアリト云、抄出ノ書ヲ見セラル。

一周南ノ詩ハ、ハヤザツト校シテヤリタリ。四卷アリ。文ヨホドアリ。チカキウチ來ルベシ。シラベテヤリテ大坂ニテ彫ルナリ。序ヲ書ズバ成マジト語タマヘリ。

一春秋繁露ナド古書ナルユヘ、ホリキリアリテ、ヨメヌ所モアルナリ。墨子ナドモ眞贋大カタマジハリタラント思ハルヽトナリ。

一禮儀類典出來テ、近衞殿ホシガリタマヘドモ、義公トハ不通ナリ。其故ハ義公ノ嗣綱條卿ノ夫人ニ、近衞公ノ女ヲ御モライ成サレ度トアリケルニ、關東ヘハ遣サルマジキ由ニテ、其後、文廟イマダ櫻田ニヲハシマス頃娶ラセタマフ故、義公怒リテ不通ナリ。近衞公江戸ニ下ラセタマヒテ、文廟ヘ仰ラレ、文廟ヨリ水戸ヘ命ゼラレ、江戸ヘ禮儀類典獻ゼラレシ。家中ノ若キ士マデ集リテ、書寫五百卷出來テ獻上ナリ。水戸ニテハ腹ヲ立タルトナリ。ソレヲ近衞公トリテ、京ニ歸ラセタマフトナリ。

一延喜式ハ開元式ニヨリテ出來タルナリ。唐律ハ唐本ニテハナク、寫本ニテ傳タリトナリ。

一文選箋註ハ張鳳翼ナリ。キレイナル本也。今ノダヽクサナル本ハニセモノ也トナリ。

一十三經ノコト徂徠ノ物語マデナリ。李滄溟ガ文ノ中ニモ見ヘズ。弇州文ノ中ニモ其事ナシト覺ユ。李本寧ガ集ニ云タルモ慥ナラズ。大泌山房集弇州文ヲ、ドグラヒヤワラカニ書タル物ナリト也。

一上様ト云詞、平安ニテハ、上代ヨリ天子ヲサス詞ナリ。憲廟ノ御時、兩上様御機嫌宜ト、京都ヘ云ヤラレタル文書アリ。京都ヨリトカクシテ、兩上様トハ、當今ト院御所ノ御事ナリヤ、合點ユカズト云來ル。憲廟モ聞召、今ヨリ左様ナルコト云ヤルナト御意アリテヤメニナリタリ。上ト公方ノコトヲ云、尤嘗クサス詞ナレドモ、書ニクキコトナリ。公上ト云カタマシナランカト覺ユ。スベテ制度官名叙事ノ體ニドウモ書レヌコト多シ。修飾シタル文ナラバ、官名ナドハ古キ名ヲ出シテモヨカルベキニ、叙事ノ體ナラバ、實錄ノ本意ヲ失フコト故、書ニクキコトナリ。

一學文ハツミ置テ發明スルガヨシ、徂徠ノ學問ナド、ツミ置テ發明セラレタルナリ。

一日本帝室ノ衰タルコトヲ書タルモノ、二水記ト云モノアリト聞ク、未ダ見ズト語ラレキ。

一谷響集ト云物、日本ノ僧ノ書タル物ナリ。焦氏筆乘ヤ、徐氏筆精ノ類ナリ。黄葉ノ徳山ナドヘ、見テモライタルトナリ。徳山ハ不學ノ人也。ソレモ田舍料簡ニテ學ビタルトナリ。サバキタル事ノ文字甚惡シキナリ。

一三種ノ神器ノコト色々ニ云ト見ヘタリ。先ハコレモ秦ノ始皇ノ、和璧璽斬蛇劍ヲ代々傳ヘタルトニ擬セラレタルト覺ユ。小說ノ中ニ、傳國ノ璽ノコトヲ、隨分ニ書ツヾケタルガアルト也。

一史記ハ前ニモ云通リ未定ノ書ナリ。ダヽクサニ古キ記錄ヲトリアツメテ、未ダソロヘヌ所ガ今ノ代ヨリ見レバ、結句古テニ見ユル也。倉公ガ醫案ナド、倉公學問アルベキ人ニモアラズ。ソレヲ少シハ司馬氏ガ取ツクロヒタルナラント思ハル。今ノ世ヨリ見レバ大ニ奇古ナルコトナリ。

一說郛衷ト云モノアリ。說郛ノ拔書ナリ。何ノ用ニモタヽヌモノ也。

一宋ノ諸君子ノ手跡ハ、大カタ人品ニテ賞翫スルト見ヘタリ。山谷ナドハ手ニモ骨折タルト見ヘタリ。徂徠ハ至テ惡筆ナレドモ、氣象ニテアノ如ク書出サレタリ。定家ヲ惡筆ト古來ヨリ云ヘリ。イカニモ如ㇾ此ウチツケテ書テ、早書ニ大分書寫セラレタル處ヨリ、定家流ト云一流ノ惡筆ガ出來タリ。コレモ歌學ニテ人ノ賞翫スルナリ。東涯手跡ハ甚ヨシトホメラレタリ。

一不分ナリナド云俗語ハ、六朝ニモアリ。杜詩ニ多ク俗語ヲツカヒタリ。今ノ千家註先ヨキナリ。看他世上人ナド俗語ナリ。自他ノ他ニアラズ。コノ詩ニテハ自他ノ他ト見テモツウズ。外ノ所ニテハ、大カタカノト云詞ニアテヽヨク聞ユルナリ。

一博大ト著述ト兼タルハ、元美一人ナルベシトナリ。

一唐書モ字甚ワルシ。此度刊行ハ庄藏ノ校合ユヘ、ヨカルベシト云ヒキ。

一慧林ガ一切經音義百卷アリ。其中ニヲビタヾシク字書ヲ引タリ。隋唐ノ藝文志ニ引合セテ見ルニ、文志ニナキ書甚ダ多シ。然レバ中華ニモ、字書大分亡ビタリト覺ルトナリ。

一百川學海ヲ廿歲計リノ時見タリ。其後書出シテ置ケバヨカリシニト思フテ、後悔スルコト多クシテ、其後ハ珍シキ書ヲ見ル度ゴトニ、色々ノコトヲ抄出シ、唐宋叢書、說郛、續說郛ナド片ハシニ讀テ、抄出シタルトテ、類分ニシタル抄書十卷バカリ出サル。名、鬼神、文、詩、事、雜、ナド類ヲ分タリ。コレハ手前ノ覺ヘニシタルユヘ、人ノ用ニハ會テタヽズ。決シテ人ニモ見セヌナリ。歿後ニ火中セヨトカタク云付テ置トナリ。此外ニハ何モ著述ナキト語ラレキ。則此書ハ遺契也。

一大東世語ハ、元來假名書ヲ見タル時抄出スルニ、直ニ譯文ニシテ書出シテ置タルナリ。ソレヲ又增補シ、取合セテ書タリ。長押木ナド、ナゲシヤハリ日本ノ詞ナリ。資朝ノ春檻臺ハ、アノ方ニテ移春車ナド云ハ、石ダイノ下ニ車ヲツケテヒキアルクト見ヘタリ。ソレユヘ春檻ト書タリ。

一文選ノ李善註モ字ガ甚惡シ、二板アリシトアリ。

一玉ノコト、今水晶トハ少シ違ヘリ。水晶ハスルドキ色ナリ。玉ハ今少シウルミテ、成ホド溫潤ナルモノナリ。今モ出ルナリ。見知ル人少キ歎ト思ハルヽナリ。

一論語徵集覽モ來戌年中ナドニハ刊出來ベキカ、出來タラバ書林ヘ渡シテ世上ヘモヒロメ、世ノ人ノタメニモスベキトノ心ナリ。

一滄溟詩ニモスマヌ詩アリ。トカク七子ナドノケウガイ、出合ノ樣子、クワシク知レネバ推量スマジキコト多キナリ。

一七經孟子考文モ、必ヾノ通ノ文字、ノコラズヨキニテモナキトナリ。

一ウツボ物語ナド盜刊ト見ヘタリ。子供ノ玩ブ利薩ノ卷ハ繪入テ文字モツヾケリ。ソレヨリ後ハ錯簡一向次第ツヾカズ。コレハ大和トヂヲ切分ケテ、急速ニ寫シタルユヘ、次第ガ散々ニナリタルナラントナリ。

一日本律ハ山田大助ノ父ノモトニアリテ、有德院殿ノトキ獻上アリ。ソノ時世話ナドシテ、チヨト本ガラヲ見タルト也。

一古今ノ文人ト云コト、小說ニテ見タルヤ得思ヒ出サズ。宋人ノ語ニ、古人ノ文人ノ中ニ左氏、馬氏、莊氏、屈氏皆シハジメノ人ナリ。左氏ハ言人、莊氏ハ言无ナド云評判アリタルト覺ルナリ。

一鹽鐵論漢ノ文ニテ成ホドヨシ。經濟ノ事ユヘ、文ノ書カタモ其用ヲ達スル爲ニ、一ト位平易ニ書タル物ナリト也。

一管子ニアル地理ノコト、土味ノコト、其時代ニ一種ハヤリタルコトアリタリト覺ルトナリ。

一副墨ハ伯玉ガ自分ノ撰ユヘ、先ヅヨキ方ナリト也。

一講ト云コトナラハスト云心ニテ、昔六朝アタリノハ、今ノ講書ノトハ違フナリ。色々ノ役人アリテ、讀師ナドハ讀アゲル役人ナリ。天台ナドニ法華八講ノ古風ノコリテアル也。今ノ講書ト云コトハ宋ヨリ始レリ。講釋ト云字ハ、成ホド六朝ニモアルトテ、抄書中ヨリ出シテ見セ玉ヘリ。

一三浦ヘ十日アマリ遊タリ。ヨホド絹何作レリトテ見セタマヘリ。

一平家物語ハ日本ノ文章ノ中ニテ、イカニモ古文ナルモノナリ。ヨク云トリタルモノ、譬バ清盛ノ怒ラレタル體ナド、見ルヤウニ書キタリ。中々及ビガタキ假名文章ナリトナリ。

一日本ニテ近頃ハ文化ハヤリタル故、唐流ノ畫モ少シハヤリ出シタレドモ、トカク明畫ヲ目當ニカクナリ。明ハ畫ハアシ、、委シクハ畫論ニテヲスベキコト也。

一三教一致ト云コト、明朝ニテ一宗云出シテ、是モ又切支丹ノゴトシ。其書ヲ見シニ、道ハモト老子ヨリ出タレドモ、李伯陽ガ參同契ヨリ一致ト立、儒モ周茂叔ヨリシテヒキ合テ建立ナリ。佛ハ金剛經ナドヲ引ケリ。コレモ終ニハ天帝ノ側ヘ歸ルトタテタル宗旨ナリ。ソレユヘ明朝ニテモ、後ニハ殊ノ外制禁ツヨクナリタリ。末世ニハ色々ノコトハヤリ出スモノナリ。

一漢魏叢書モ、誰人カキツトシタル人ノ定メタルトモ聞ヘズ。大カタ書物屋ノ拵ヘカ、文字甚惡シキ物ナリ。不ㇾ殘一覽シタレドモ、シラブベキヤウモナキトナリ。唐宋叢書モ同ジコトナリ。

一莊子郭註、唐ノ玄英ト云モノ疏ヲ作ル、道士トモ、僧トモ云、唐ユヘ殊勝ナルコトモアレドモ、埒モナキコトナリ。

一經學、漢儒ニタヨラネバ訓詁スマズ。サテ又サン〳〵埒モナキ註アリ。六經ハ學者ノ肝心至極ノ物ナレドモ、中々一ツモスミガタシ。書經ハヨメニクヽ合點ユク處少シナラデハナシ。孔安國ノ註モ、アノ通ニテスマスベキトモ思ハレズト也。

一予共ヲ教ルニ素讀サスル時、アトデサラワルコト成ホドヨケレドモ、向ヘスヽマネバタイクツスルモノ也。我等ナドモ十二三歳ノ時、親ガ四書ヤ三體詩ヲ敎ヘタルニ透ト忘レタリ。其後又ソロ〳〵覺ヘタルト語タマヘリ。

一春夜宴九岐侯悟賞館　　南郭

春天花月夜。侯館苑牆陰。相得風流會。無非悟賞心。林光侵㆓秉燭㆒。水響入㆓彈琴㆒。擊拆城門近。方驚密坐深。

此一枚老師クレラレタリ。

一東叡王（隨意院宮）自ノ諸大夫某、別テ懇意ニテ著述モナル人ナリ。京ヘヒタト御使ニモユキ御供ヲモシタリ。京ニテハ日華門、月華門ヲ始メ文字ノ宜キ所アリ。古跡モキハメテ風雅ニテ、名モ皆面白キニ、公家衆詩ヲ作ルスベヲ知リ玉ハズ。江戸ノ地名ハ雅ナラヌニ、詩人詩ヲ作リタガルトテワラヘリト語ラレキ。

一南郭ノ僕平田十太ト云ヘリ、親ノ養ノ爲トテ少シ文字ヲシリ、細工モ能テ正面打碑ヲスル。一ツハ滿地金銀百尺臺ノ詩、一ツハ春眠無客至ノ五絶ナリ。

一畢竟宋學ハ一種ノ學問ナリ。ソレユヘ我ハ析理家ト名ヅケタルト。

一學者ノ料簡ニ出テ、國ヲ治メバカヤウ〳〵ニスベキナド云。コノ方ノ理屈ヲ心ニ持テ時勢ヲモ不ㇾ知。

大カタハ出テ經濟セバ誤國ノ罪ヲ得ベキモノナリ。ソレユヘ末ノコトヲ文ニ書テヲクベシト思ヒタレドモ、又思フニ、左ヤウニ書タレバトテ用ラルベキニアラズ。又書タレバトテ、用ラル、ト用ラレズハ天ナレバ、無益ナリト思テ文ニモ作ラズ。大カタ今ノ學者ハ紙上ノ空談ニテ、山川ヲアリキクルコトモ無ク、民ノ情合ヲモ知ラズシテ、人ヲ治メント思ハ、ニガ〱シキコト也ト語ラレキ。

一今ノ人ハ名ヲムサボリテ、南郭ニ逢タル、又ハ南郭ニ詩ヲ見セタレバ、ホメラレタルトテ、ソレヲ名聞ニスル。サテ〱カマヘノ少キコトナリ。學問ハ古人ヲ目アテニシ、千載ノ後ノ知己ヲ待ツ心ナラデハナラヌコトナリト也。

一公方ノ事ヲ如何書ベキヤト、西臺侯カ、守山侯カ、何レヤラン、文ヲ捧ラレタル時問レシ故、左ヤウノ時ナラバ、書經ノ例ニテ吾后ト書テ、マギラカスベキカト云リ。アノ方ニテモ正名ニ書レヌ時ハ、マギラカシニシタルコトアリトナリ。

一揚升菴外集モ考古ノコトバカリナリ。スベテ升菴ハメツタニ奇僻ヲ探ルコトスキナリ。扁舟ナド遠キ證ヲ出セリ。近ク史記ニ出タルコトヲ、忘レタルガヲカシキコト也。

一古三代ノ時ノコト、疑フベキコトイクバクト云コトヲ知ラズ。井田モ殘ラズシタルニハアラジ、井田ニナラヌ所(マヽ)、イカホドモアルベシ。ソレハ大カタ井田ノナラシノワリ合ノシカタアルベキナリ。左傳ニ井ニ一一ト云ナリ。

一莊子謙ノ校正ノ楚辭ノ喘アリ。校合甚惡シ。子謙イソガシクシテ、門人ドモ寄集リテ校シタルユヘカ、トカク精密ナル學問少ク、ナゲカハシキコトナリト語ラレキ。

一制度ヲ考ルハ杜子通典ヨシ。詳ニ考ルナラバ、文獻通考ヨリ外ハナシト也。

一顏魯公ノ手跡ハ、人ガラノ通リスルドキ手ナリ。

一徂徠ノ書ハ、モハヤ刊ニハ先ヅ出スマジキナリ。未定ノ書ニテ書チラシテアリ。筆マメニ大分書カケ

テアレドモ、シラベカタキ也トナリ。

一徂徠モ仁ト云サバキニハ、心ヲ用ラレタルコトナリ。義ト云ハ聖人ノコトヲサバキ玉フ。ソレヲカネニスルヲ義ト云、ト徂徠ハサバカレタリ。

一大テイ宋ヨリ已後、韓柳歐蘇ト四家文章ノ手本ニナリタリ。後世少ヅヽ、格ヲカヘテカケリ、李ナドガ如キニ變ズル事ナラズ。大カタハ韓ヲ學ビタルモノナリ。東坡ガ文才モ誠ニ絶倫ナルユヘ、當世ニ大カタナラズモテハヤサレタリ。借錢公事カ何ヤラン訟ノアル時、片々マケニテ大分錢ヲ出サネバナラヌコトヲ、東坡ガサバキシニ、其事ノ判斷ハセズシテ、紙ヲアツメ筆ヲトリテ、物ヲ書テヤリタレバ、ソレヲ買モノ群集シテ、少ノ間ニコレホドノ錢ガ出來テ、其公事出タルト云コト、小說ノ中ニテ見ラレタルト也。

一會業ト云コト中間ニモアリテ、ナルホド會業ノ引ト云文ヲ見ルトナリ。

一南部ノ書物外題ニ、内ノ小ワリ淺ラズ書ツケ、コノ處ニモ部ヲワケ書出シ、考ル時引出シ易キヤウニシタリ。ツクエノワキニヨセ木ノ書ヶナアリ。高サ三尺バカリ、上ハヒラキ戸ニシテ下ハヒキ戸ニシテアリ。

已上十月十日、芙蕖館ヘユキタル時南郭ノ話ナリ。猶數十條アリ。思ヒ出次第書付ベシ。

一紙窓ト云コト世説ニ書タリ。コレハ車業ニモアリテ、詩ナドニモ、梅花透ニ紙窓ト見ヘタリ。故ニ書タルト南郭ノ玉ヘリ。

一見ト云、睹ト云、觀ト云、視ト云、覽、同訓ニテ異義ノ字甚ダ多シ。コレライロハ分ニシテ、古人ノ用タル句ヲ其下ニ註シテ、字義ヲ知ルベキ爲ニシカケタル、ト老師ニ語タレバ、成ホド尤ナリ。和訓ニトリツケバ甚サル、ホドニ、書ヲ見ル度ニ書出シテ置タルガ、イカニモヨキ用心ナリ、ト南郭ノ玉ヘリ。

一十一月二十九日、東禪寺行香ノモドリ、芙蕖館ニユキテ謁ス。南郭云、會業禮記郊特牲マデスミタルトナリ。舊註ハカナ書ノゴトクナル由ヲ云タレバ、南郭云、ナルホド其通リナリ。但新註ニモヨキコ

トアリ。ステラレヌナリ。孔頴達隨分說タレドモ、アマリグヅツキテ愚癡ナル所アリ。大テイ唐ノ初ノ學問、六朝ヨリモチ込テアノ通リナリ。スベテ六朝ニアマリヨキ學者ナシト語ラレキ。

一南郭云、晉ノ玄談ノ人詩ノ上手ナシ。許玄度ナド詩、ラチモナキナリ。慧遠ノ詩ハ中々面白シ。其節在家ノ人ノ及ガタキコトナリ。宋已來詩僧ナシ。唐ノ九僧ナド名高ケレドモ、中々日本ノ萬菴ニ及バヌナリ。又明ニハ詩僧ナシ、明ノ才子ノ出合ニ詩僧見エズ。明末ニ某ト云詩僧アリ。コレハ文字モ取マハシヨホドアリタリト見エテ、竹窻隨筆ナド云モノヲ著シタルトナリ。

一今ノ花山院内府殿人品勝レタル人也。文モ中々ヨク書シ、東涯ニヨク似セラレタル人ナリト賞セラレタリ。

一翼之云、于鱗詩ハ古今ノ上手タルコト勿論ナレドモ、七律勝レタリ。絶句モ面白ケレドモ、絶句ノ體ヲ論ズレバ、唐詩ノ絶句ノ體ニアラズ。古詩ハ悉ク古詩ヲ出シテ、二三字改タルマデナレバ、何ホドヨキトテモ自分ノ詩トハ云レズ。マシテ古詩ニ直シタル故、ソレホド又明ニハ古詩ハナシト覺ユ。七言歌行諸體ヲ兼備タルハ、南郭先生一人ノミ。翼之又云、我ハ狩野家ノ畫ヲ學ベリ。今ノ唐畫ハ明畫ヲ學ベリ。唐畫ノ中ニテ宋ノ畫ヨシ。明畫ハ惡シ。明畫ヲ今學ブハ不尤ノコトナリ。狩野家ハ、宋ノ僧牧溪ヨリ來ル故、ツヨキ處セント書ケリ。唐畫ヲ學ブトテ、法ヲシラネバナラヌ。其法ヲ學トナラバ、狩野家ヘタヨラネバ法ヲ得ガタシト云ヘリ。

一由美彌次郎ハ、筑前ノ人竹田某ノ門人也。加賀公ニ召出サレ儒官トナル。其後加賀公度々ノ葬禮ノ御用ヲ承ル。サテ／＼不幸ノ人ナリ、ト子亮語レリ。

一尾公ノ邸ノ前ニアリシ書肆美濃屋平七ト云ケルハ、藩翰譜モ近比ハ賣本出テ、價金五両金ノ由、又古史通ト云寫本賣ニ出ル假名書ナリ。實ノ名ハ史疑ト云ヨシ、日本紀ノ中疑タルモノ故、名憚リテ史通ト云五卷アリ。日本紀ト古事記、舊事紀トヲ引合セテ、サマ／＼ニ疑ヲツケテ、色々細註ナドアリ。

藻翰譜、史疑トモ、白石ノ著述ナリ。

一寳暦四年二月十三日、君修來訪。君修云、扶桑隱逸傳ヲ讀テ見タルニ、殊ノ外文面白シ。和歌ノ書ナドモ十分讀タルト見ヘタリ。深草ノ元政ハ師德アリテ、人ニ生タル如來ノ如ク思ルコト、熊澤大夫ノ書ニモ見ヘタリ。予亮京都メグリシテ深草ヘユキテ、元政菴室ノアトヲ見タルコトアリ。折フシ開帳ニテ、元政ノ直筆ノ和歌、カケモノニシテアリシヲ見タル、

くちね只折／＼人のとひくれは心にかゝる峯のかけはし

一黄檗菴ノ編レシ喪祭通解ト云モノ宋板ニテ、松平備前守殿ノ方ニアリシヲ、子廸、南郭方ニテ儀禮會讀ノ時借ラレタルト也。又君修云、古人ノ禮家二十一人ノ說ヒトツニ集置タルト、朱子ノ語類ニ見ヘタルト也。

一日本ニテ國朝ノ經濟ヲ云人、熊澤、白石、徂徠、春臺四家ナリ。白石ハトカク江戸ヲ禁裏ノ如クスルツモリノヤウニ見ユ。武士ト云フコトキライナリ。武備ユルミタラバ亂起ルベシ。然バ唯正名ト云バカリデ經濟ハ大ナルベシ。熊澤ノ經濟ハ革命ノ時ナラネバ用ガタカルベシ。春臺ノ經濟モ、只今ノ通リニテ、少官名ナドヲツケ、官服ヲコシラユルマデノコト、見ヘテ、ハキトシクルコトモ見エズ。徂徠ノ政談モ、トカク今ノ上ニテ少ツヽ端ハヅレヲ直スコト故、本ノ經濟ニハアラジ。但有德院殿ノ御サバキ成サルベキコトヲ、計リテ書上タルナラン歟。予云、トカク政談ノ通リ旗住居ヲ止ントナラバ、諸侯ノ參勤ヲ止、人質ヲカヘシ、大名ノ國ノ根本タルコトヲ知ラセザレバ、旗住居ト云コト止ムベカラズ。君修云、大名ヲ國ニカヘスコト、德川家ノキライノヤウニ覺ユ。トニカクニ江戸ヲ人ノスクヤウニシテ、江戸ヘ人ノ集ルヤウニスルコト、德川家ノ物ズキト見エクル故、徂徠モソコヲ積リテ云レタルカ。又徂徠モ大名ヲイヤガリテ、トカク大名ヲ三十萬石ヲ大身トスルコト、大名ヲ恐レタル心ナラメ。又云、徂徠云、今ノ大名ノ內行不埒ナルコトモ、キツト叱リガタシ、萬事手ノマハル身上ニテ、何モスルコトナケレバ、惡

シキコトヲセネバナラヌ勢ナリ。大名ニ何ニテモスル業ヲコシラヘテアテガヒタキコト也トナリ。

一白石ハ我ノツヨキ人カ、文廟未ダ甲府殿ト申セシ時、掛物ノ繪ニ贊アリ。御吟味ニテ白石ノ考ニ明畫ナリト也。養朴ガキハメニ宋畫ナリトナリ。白石ソレヲ甚不快ニ思ハレタリ。二十餘年ノ後、朝鮮來聘ノ時、養朴屏風ヲ書クルニ、一條院ノ御前ニテ清少納言簾ヲ卷ク所ヲ書タルニ、雪フリ埋ミタルニ軒ノ所雪スクナシ、ト白石評判ナリ。養朴云、イカニモ左サウナレドモ、軒ノ所ニテ禁裏ト云コトヲ知ラセ申コト、繪ソ古傳ナリト云。白石ソレハ傳授ナルベケレドモ、異國へ渡スニ傳授ノコトハイハレマジ、人ノ笑ヲウクベシトテ書直サセテ、二十餘年ノ不快ヲハラシタリト云レシ由、左スレバ白石ハ人品ハ如何ト覺ヘタリ、ト君修語リケル

一君修云、明人ノ明末ノ學問ハ大ニ一風アリ。大抵王陽明、李夢陽、楊升菴、三人ノ學問ヲコネ合セタルヤウ也。陽明ノ心學ニテ朱子ヲソシリ、李夢陽ニテ宋文ヲソシリ、楊升菴ガ奇僻ノ考ニテ、宋儒ヲソシリタルヲ一ツニシタルヤウ也。然トモハキト實學ヲウチ破リタル見識ノ學問ハナキ也。

一君修云、本朝文粹ヲ見レバ、六朝ノ四六ノ體、中々ヤハラカナル書手アリ。ソノ後文運クラヤミハ論ニ及バズ。國初已來モ叙事議論ノ體ハ悉ナシ。徂徠已來叙事議論ノ體、ハキト分レテ、叙事ノ體モ備レリ、仁齋ノ叙事至極ノ下手、東涯モ其通ナリ　潤亭渉筆ニテ見レバ、叙事モ書レタルトハ見レドモ、如何アルベキト也。

一君修云、トカク諸子ノ中ニテ、文章モスグレ議論モトカク云レスハ、孟子一人ナルベシト也（一本云、雖ニ莊老之文ニ不レ及者遠矣、況其他乎、）

一君修云、三勇傳ハ板行シタキコトナリ。正言モ板行シタキコトナリ。又春臺ノ門人ニテハナク心安キ人内藤君房、日本ノ叙事ヲカ、レタル様ノ外ヨキ文ナリ、ト春臺モ云レタル由、其時君修未幼少ニテ其文ヲバ見ザリシト也。

一君修云、武德編年集成モ近頃ハ樋口彌門方ニ出テアリトナリ。經邦禮典ノコト、彌門方聞合タルニ知ラズト云ヘリ。

一君修云、韓退之詩ハ下手ナリ。柳文ハ封建論ノ外左ノミ見識ナキユヘ面白カラズ。明文奇賞ヲ見ルニ、明ノ劉基ナドスラノ\シタル文ナリ。日本ニハアノヤウニ、スラノ\シタル文ヲスク人ナシ。

一君修云、白石ノ釆覽異言殊ノ外ヨキ文ナリ、ト春臺ホメラレタルトナリ。

一君修云、板美仲ガ母ノ行狀ヲ書タル文ヲ見ルニ、トカク文ハ上手ナリトナリ。

一君修云、徂徠ノ著書ハ皆ナクテハ叶ハヌ書ナリ。春臺、東涯ノ作ニハ、無用ノモノアルト思ハル、ト也。

一君修云、春臺ハトカク今ノ江戸ヲ革命トミテ、山城ヲ勝國ノアヒシラヒ也。キコヘヌコト也。又憲廟ヲソシリテ文廟ヲホメラル。徠翁ハ憲廟ヲホメテ、文廟ヲオトセルナリ。但シ文廟ノ御忌中ニ、馬ノクビ毛生類イタワリノコト、御免ハアマリナルコト歟。

一松平紀伊守殿、間部越前守殿ノ權ヲヲサヘラレタリ。又有德廟ヨリ內官ノ權ハ盛ニナリタリ。又牧野備後守殿、加納殿ノ權ヲキビシク押ラレタリ。然レドモ次第ニ內官ノ權ツヨクナリタリ。中國ノ宦官ノアリサマナリ、ト君修語レリ。

一國初ハ文盲沙汰ノ限リナルコトニテ、水野明卿ノ咄シニ、酒井左衞門尉殿先祖系圖ヲ書出セシ時、一家中ニソレヲ書人ナクテ、系圖ツクリヲヤトヒテ書出セリ。今見レバ違モアレドモ、モハヤ公儀ヘ出タルモノ故、取カヘシテ書改ルコトモナラズト語レリ。

一孔子ノ衞ノ國ニテ正名ト仰ラレタルコト、コレハ自分ニヒキウケテ、御身ノ上ナラズ名ヲ正ス伯夷叔齊抔ノ如ク成サルベキヤ、脇カラ其國ノ君ヲヲシノケルモナルマジキヤ。衞ノ君ヲバタヽキテシト云コト論語ニ見ヘタリ、伯夷ノ通リナルベシ。伯夷叔齊ノコトモ、今ノ世ヨリ見レバ、其身ノリツパニテ、アトノ國ノツブル、ト云モノ也。然ドモ父子兄弟ノ爭ノ場ニナラバ、アトノツブレニモカマハズ、白

分一身ノリツパヲシテ名ヲ正シクスベキカ、ト君修云ヘリ。

一子綽ノ文ハ、トカク李于鱗ガ體ヲマネタル故、一家ヲ立タレドモ、ツクヱバナレガセヌト云心アルベシ、ト君修云ヘリ。

一稻葉石見守殿ハ仁齋ノ祕藏弟子ナリ。堀田筑前守殿ヲ刺殺サレシ前ニ、語孟字義ノ書寫本ヲ封ジテ、筐中ニイレヲキテ、沒後ニ仁齋ヘモドサレタルトナリ、君修語レリ。

一大坂鐘ノ銘ノコトハ云ニ及バヌコトナルベキヲ、云立テニナリタルハ御當家ノ恥ト云ベキナリ、ト君修云リ。

一君修云、今ノ學者三代聖人ノ道トログセニ云ヘドモ、夏殷二代ハ書物ナケレバ詳ナラズ。只周ノ道ヲトラヘ物ニシテ論ズルナリ。殷ノ人ノ風俗ハ甚ツヨクテ、中々周ニ服セヌ故、周公禮樂ヲ立タマヘル上ニモ、其弊ヲタメラルヽ心アルベキ歟。然ラバ學者ノメツタニ物ヤハラカニ文物ヲ立ナバ、武備ユルミテ亂ヲマネクベシ、心得アルベキコト也。

一本多中務大輔殿忠良ハ世ニ賢人ト云レタル人也。春臺ノ方ニテ世說ノ會アリシ時、本多殿御老中ニナリタマヘドモ何ノ功モナシ。アナタガ老中ナラバ、イカバカリヨカラント人々思タルニ、存ノ外ナリ。晉ノ謝安ヲソシル詞ヲ用ベシト、或人云レシ時、春臺云、論語苟患失之無レ所レ不レ至ト云フ聖人ノ御詞、萬世ノカヾミニナルト大言セラレタルトナリ。

一子亮云、井伊家ハ江戸ノ風俗ヲ見習ハセマジキ爲ニ、諸士ヲ他出サセズ、外交ヲカタク禁ズ。窓ノナキモ江戸ノ風俗ヲ見習セマジキタメナリ。

一二月二十九日、東禪寺行香ノ時、芙蕖館ニ到ル武侯ノ□□（マヽ）賜リタリ。

一閏二月十三日、君修來訪。公白圭碑碣ノ中、君憂國ト云ヨリ下筮ノ一段石ニホルコトヲ除キ、沈晦侯命ト云マデヲハブキタリ。

一子允自讃ノ歌ニ、難波へまかりし時妻のもとに申送し、

つゝみても行袖もかな難波江やあしわけ小舟けふのみるめを

月の歌に（コレ子允卒去ノ前年ナリ）

秋ことにことし計といひ〳〵てまた海原の月を見るかな

つもりきて老と成ぬる身にしあれはいさよな〳〵の月を見てまし

一榊原康政ノ碑姫路ニ在リテ、春臺翁見ラレタルニ、康政七功德於天下、其中殉死ヲヤメラレタルコトアリトナリ。羅山カ、春齋ノ文集ニアルベキナリ。見タキコトヽ、君修語レリ。

一鵝湖ノ問答ノ事、朱子文集ニモ、朱子語類ニモ見ヘヌ。學蔀通辯ノ中ニアリトナリ、君修語レリ。

一猛虎一聲山月高ノ詩ハ、王荊公好デ吟ゼラルヽ。詩ノ作者ハ元紫芝ナリ。其事代醉ノ中ニアリト覺ユ、ト君修語レリ。

一仁齋ノ門人中島源造、名ハ正辰、モト松平紀伊守殿ノ醫者ノ子也。今大津ニアリテ仁齋學ヲ講ズルト也。

一狄仁傑ナドノコト、子允ハ決定シテ尤ノコトナリ。早ク諫テ自分ノリツパヲシタキト云ハ、名聞計リニテ眞實ノ忠ニアラズ。陳平、周勃、狄仁傑ガ如キコソ、本ノ忠臣ナラメト云論アリ、ト君修云ヘリ。

一士寧ナドノ文ハ能クモァラズシテ、チヾミタルト覺ユ。譬バシウトメニイヂラレタル孺人ノ、チヾミタルクセノツキタルヤウナル文ナリ。南郭ノカマヘヲヨキコトヽシテ、又自ラシバリタルヤウナリ。君修履子式ニ云ク、南郭、春臺兩人シテ已ガ物ズキヲ立テ、人才ヲ束縛シタマフト覺ユ。徂徠ハ門人ノ才ヲ銘々ノ長ノ通ニセラルヽニ、二君子ハシカラズト也。

一産語ハ春臺ノ文ノ中ニテ、飛キリタル出來ノ文ナリト思ハル、ト君修ノ説ナリ。

一春駒集ト云狂歌集ニ南郭ノ序アリ。初稿ヨリ前ノ文ト思ハルヽ、ト君修語レリ。

一酒井石見守殿ノ世子山城守殿ヨク詩ヲ作リタマフ。近來諸侯方ノ詩一カマヘニテヨク似タリ。詩ハ志

ヲ云ト云ニハアハズ。同ジヤウニヨク似タル處ウレシカラズ。ソレユヘ志ヲ云ト云方不足ナリ。タトヘバ繪ニ書ケル女ヲ見テ、心ヲ動カスガ如シト云評判ニ似タル也、ト君修云ヘリ。

一平安ノ人龍右衞門、名ハ公美、字ハ君玉、草廬集ヲ作リテ序ヲ君修ニタノミタレドモ辭シタルト也。芥川釆女、荀子ノ序ヲ作レル清絢、字君錦、又篠士明 俗名三彌、又ハ木君恕、是等ナド平安ノ才子ナルニヤ。

一徂徠、書物ヲ引出シテ見テモノヲカヽルコトナシ。皆ソラ覺ナリ、ト君修ノ話也。禎云、物茂卿ノ徽文事實タガヒタルト覺ユト。君修モ日本紀ト引合テ見ルニ、成ホドタガヒタリト云ヘリ。

一君修云、甎丘安右衞門、美仲ノ俗稱ナリ。美仲春臺集ヲ譏リテ、アレハ口上書請取手形ナリ、文ト云ハ李夢陽已上ヲ云ト、大言セルトナリ。

一君修云、春臺ノ易占要畧ハ斷易天機ノ筮法ナリ。如何アルベキヤト云リ。

一節義ノコトヲ論ズルニ、禎云、源平ノ時ノ士ハ格別ニ義アリシト段々證ヲ引ク、君修云、イカニモ今川氏眞ノ沒落、北條氏直ノ高野ニ入リ死ナレタル時ナド一人モ殉ナシ。中華人ニハカヤウノ所ニテ多ク死シテ、供スル人アリト覺ユルト也。

一君修云、春秋ノ中ニ黃河ノ患ノコト見ヘザルハ如何、魯ハ河遠キ故カト也。

一禮記ヲ鄭玄、馬融ナドガ取アツメタルト云コト、二十一史ノ中イヅレヤランノ經籍志ニアリ。隋書ニアリタルカト覺ユ、ト君修云ヘリ。

一オトギ冊子ハ至テ好書ナリ、ト君修ノ評ナリ。五朝小說ノ中ノ噺ヲヨク染カヘシタルモノ也。ト君修ノ友人小說ヨク讀ム人ノ云ヘルトナリ。

一君修モ子ドモヲ敎ヘ立ツルニハ、先ヅ平家物語、太平記ナドヲ讀スルコト可ㇾ然也ト云ヘリ。

一君修云、于鱗擬古ノ中ニ聞ヘヌハ、易水歌垓下歌ナドニ似スルコト、埒モナキコトナルベシ。

一今ノ林民部少輔ノ父大學頭信篤、赤穗ノ四十六士切腹仰付ラレシ時、詩ヲ作リテ、曾聞壯士無ㇾ還去、

易水風寒連袂行、炭啞變レ形追ニ豫讓一、薤歌滴レ涙挽ニ田横一、精誠石碎死何悔、義氣水清生太輕、四十六人齊伏レ刄、上大猶未レ察ニ忠誠一、コノ詩ヲ御老中列座ノ中ヘ出サレタレバ、是レハ如何アルベシト、秋元但馬守殿云レシ時、詩ヲ作ルコト禁制ナラバ格別ノコト也。詩文ヲ作ルナラバ實ヲアカスカタニ書ベキコトニテ、此通ノコト、直言セラレタリ。其詩、憲廟ノ上覽ニ入タルトナリ。

一君修云、日本ニ詩話ナシ、書タキコトナリト云ヘリ。

一百人一首ノ評判、積存念ヲ云、君修モ云、定家ノ詞ニ、家隆ハ歌ヨミ、我ハ歌作リナリ、ト云レシハ尤ナルベキトナリ。

一春臺ハ會讀ニ必下見ヲシテ、下見ナキ所ハ會モセラレズトナリ。

一明道ハ識ノ賢者ナリト覺ユ。司馬溫公、程伊川、王荊公ナド、中々人ヲ人トモ思ハズ。衆中ノ心服格別ノコトナリ、ト君修ノ說ナリ。

一左傳、國語ナドニ、先王ノ典刑ヲ立カヘルノ改ルノ、又改メヌガヨキナド云沙汰ハ、ツユチリホドモナシ。是聖人ノ定ハ動カサレヌト云コト、極リテアリクル故ナルベシ。後世ハ大テイ吾職分ノコトハ建議スルトモ外ノ事ハ論ゼズ。宋朝ヨリ理屈ヨケレバ、開祖ノ君ノ定メタマフコトヲ、改ルノ、改メヌト云論モ起レルニヤト覺ユ、ト君修ノ說ナリ。

一積云、晋ノ公子信陵君ノ、朱亥ヲシテ晉鄙ヲ殺サシメテ、其軍兵ヲ吾手ニ入タルコト抔、日本ノ武士ノ風ニテハアハヌコトナリ、ト君修云、イカニモ其通リナリ。積又云、漢ノ高祖ト楚ノ項羽ト會セシトキ、高祖間道ヨリ逃タルコト、其時范增ハ如何シテアリクルヤ氣ノツカヌハ、合點ノユカヌコト也ト。君修云、昔後世ヨリ見レバ甚怪シキコト也。コレハ定メテ今ノ世ニモアルコトニテ、シノビナドヲ用ヒ、サマ〲シタルコトアレドモ、只其計ハ祕シテ傳ラズ、正面バカリ書ツケヌレバ、不審ニ見ユルコトモアリ。信陵君ヘモ、高祖ヘモ、内通ノ人アリタルナラン。何トゾ人ノ知ラヌイリワケ有タラントナリ。

文會雜記 卷之三下

一詩書ノ小序ヲ春臺ノ信ゼラル、コト如何アルベキ、ト君修云ヘリ。祓モ無用ノ物ナリト覺ユルナリ。

一徂徠ハ至テ情ノコハキ人ナリ。墨水ノ懷古ヲ子式作リテ、白鷗ト云ハ、ヤハリ都鳥ト云タルガヨシトナリ。カレイノ上ニ涙ヲトシテト云モ、墨水ノコトナリト徂徠云レシ由、子式伊勢物語ヲ見シニ、カレイノコトハ八橋ニテ候トイヘドモ、徂徠ソレハ覺蓮ナリトテ、合點セラレザリシナリ、ト君修カタレリ。

一芳賀勝之進ノ碑碣ヲ士寧書レタリ。勝之進不人柄ナルヲホメ過タルハ、諛(サ・)墓ノ辭ナルベシ。南郭ハイカニモホメ過サズ、ヨク書ル、コトナリ。韓退之ナドハ誠ノ有リスガタニ書タルモノ也。ト君修語レリ。

一南郭幼名ハ幸八ト云ヘリ、晩學ナリ。子允ノ方ヘ搗謙來ラレテ咄ニ、只今徂徠ニ逢タレバ、徂徠ノ云、保山ノ方ヱ行タレバ、(保山松平美濃守吉保也、致仕ノ後別業ニ居ラレタル處ヘ徂徠行レタリ)、服部幸八詩ヲ出シテ見セ タリ。少々評判シタルガ、先頃二三度學問ノ咄ヲシタレバ、詩ノス、ミタルコト及ガタシ。無双ノ才子也ト云ルトナリ。其年紀ヲ推スニ、南郭三十歳ノ左右ナリ、ト君修語レリ。

一三月四日、芙蕖館ニ暇乞ニ至ル、仲英ト寛談ス。仲英ハ攝州西宮ノ人ナリ。安藝ニユク時、岡山モ通リケルトナリ。山水海ナドノ詩ニ入ト、歌ニ入トノ景ノコトヲ仲英論ゼラル。

一同十日、君修暇乞トテ來訪。寛談ス。十三經、十七史ナド藏書セシトナリ。藏書モ夥シクナリシトナリ。杜氏通典求メタルト語レリ。

一寶暦五年四月二十九日、原田濟藏(名直、字温夫、京師人)、訪來ル、寛語ス。三宅文輔ノ友人ナリ。又十七八年前東都

ニユキテ南郭ニモ屢謁シ、會ニモ出ル。翼之ニモ別テ心安クシケリ。論語ノ註ヲ作リタル由、序文ヲ頼ニ乞。

一溫夫云、東涯ノ遺文下清書シテ刊シカヽリシトナリ。周易經翼通解ハ早彫カヽリタリ。ヤガテ出來スベキト也。

一紀州ノ伊藤才藏、侯命ニテ五經ノ解出來タリ。詩書反正易春秋禮記ナリ。夥シク大部ノ書トナリシト也。

一溫夫名物六帖ノ寫本ヲ殘ラズ所持ス。カスベシト云リ。又日本律モ有リト也。

一大東世語ノ出處ヲ、花山院内府殿ヨリ書出シタマヘリ、ト溫夫語レリ。

一溫夫云、東涯ノ唐官抄ハ、近衞公ヨリ御サヽハリニテ、刊行ヒマドリタルト也。

一岡白駒、儒林傳ヲ作レリ。大友皇子ヲ首トシ、近年ノ儒者マデニ至ルトナリ。贊語ハ韻ヲフミタルモノナリ。大東世語ヲコナシタル書ヲ白駒作リシ、ト溫夫語レリ。

一文輔、世說雋ヲコナシテ書ヲ作レリトナリ。溫夫語レリ。

一溫夫、祕笈ヲ藏書スト云ヘリ。

一溫夫云、宋史ノ司馬溫公傳ハ、殊ノ外面白コト、アノヤウナル傳ハ古今見ズト也。

一溫夫云、宇子新論語考雍也篇マデ寫藏ストナリ。明霞稿ハアマリ面白キ文ニ非ズト論アリ。又論語考ノ中ニハ尤ナルコトモアリトナリ。又開口新語ニテ白駒ヲ見ヲトシタルト也。玉屋喜右衞門ハヨキ學者ナリ。

一左傳杜註辨誤ハサテ／＼發明多シ。左傳句解ハ小部ナレドモ、左傳ヲトクニ甚ヨキ、ト溫夫云ヘリ。

一宋人ノ說ニ、韓柳トセズ、韓李トシタルモアリ、ト溫夫語レリ。

一溫夫云、春臺ノ産語ハ珍ラシクスグレタル文ナリ。又四書知新日錄ハ奇書ナリト云ヘリ。制度通モ校合シタルヨキ本アリシト也。

一溫夫云、今ノ學者ニ經濟サセバ大カタハ用ニタツマジ。熊澤了介ノ書ハドウ見テモ、道理千古ニ勝レタルト覺ユルト也。

一白石ノ江關筆談ハ勝レタル筆語ナリ。其後ノ筆談ハ、サン〲惡シ、ト溫夫云ヘリ。

一胡氏傳ハ酷吏ノサバキ、孔子ノ本意ニアラズトナリ、溫夫云ヘリ。

一林周介ハ、江戸ヨリ斥非ノ刊行出テ、序ニサン〲ニ云レタルユヘ、門人皆チリ〲ニナリ分レクルト也。

一諸子同事異言、サテ〲題號ヨシ、ト溫夫賞セリ。

一溫夫云、羅山文集ハサン〲ナレドモ、當時ノ事實ハ碑志ナドニテ見ユルナリ。菅永相ノ傳ナドハ、成ホドヨク書タリト覺ルナリ。

一佐藤五郎左衞門直方モ、大石内藏助ヲ非トス。大抵春臺ノ論似ヨリタリ。春臺ノ論ニハ服セズ、ト溫夫語レリ。

一肥後熊本ノ學校ハ二ノ丸ニ建ラレシ由、溫夫ノ話ナリ。

一堀正超ハ物故セリ。甥ノ貞介跡ヲツギシトナリ。

一岡千里ガ小說精言ノ解ハオシスマシナリト云リ。又文獻通考ノ小本ヲ藏ス、ト溫夫語レリ。

一經解六百卷ノ中三禮圖ヲ勝レタリトス。外ニハ經解ノ中ニ禮記ノ補正アリ。イカニモヨキ書ナリ、ト溫夫語レリ。席上腐談ト云モノヲ著セシト語レリ。

一四教義集解ノ標旨抄ト云物ニテ、釋氏ノ大意ヲ知ル、ト服中行語レリ。出定後語モ大カタコレヨリ見出シタルヤウ也。出定後語ハ珍シキ奇書ナリ、ト中行モ評判ナリ。

一杜律註解和本ニアリ。邵夢弼ヨリハ少增シタルヤウナリ。中行ノ話ニ垂加續集ニハ湯武ヲコナシクル論アリ、ト中行語レリ。

一淺見重次郎、佐藤五郎左衛門兩人ハ、闇齋ヘ神道ヲ止ラレヨト異見セシ故ニ、勘當セシトナリ。中行語レリ。

一正字通ハ殊ノ外ニ字アヤマル、ト中行ノ語レリ。

一詩經ノ說約ノ點ハ、林文之進ノ父ノ點ナリ。羅山ノ同姓ナリ。藏書多シ。仁齋モ文之進ノ父ト懇ニテ書物多ク見ラレタル、ト溫夫語レリ。

一同年九月十九日、三宅子來談ス云。禮記ハ隨分ニ註ノヨキモノアルカト搜求レドモ見ヘズ。惕齋ノ筆記モ、大全ノ中ヲセンサクシタルマデナリ。

一元獻云、明世說ニ點ツケシ人ハ、那波九郎左衛門ト云商富家ナリ。道圓ノ同姓ト云リ。如何アラン。又那波與藏ノ學問アラジ、相識ニモアラズ。左傳ノ新刊ノ校合如何アラント云ヘリ。

一元獻云、仁齋ノ孟子古義殊ノ外ヨク出來タリ。仁齋孟子一部ニテ何レヲモ押タルト云リ、禎ガ見ト符同ス。

一品字箋ハ頭字カラ引出ス爲ニ作レリ。康熙字典ノ字ノタラヌ處ヲ集メタルヤウナリ。然ドモ字典ノ中ノコトモ出セリ。首卷ニテ字ヲ引ヤウノ法ヲ立テアリ、ト元獻語レリ。

一元獻云、米川儀兵衛ハ殊ノ外ニ古キ人ナリ。サレドモ著述ハナシ。篤行ノ先生ナリト語レリ。

一溫夫ノ著セル席上腐談ハ隨筆ナレドモ、少シ見識モアリ。岡白駒開口新語ニテ、岡氏ヲ見ヲトスコト、禎ガ見ト同ジ。六十ニナリテ、アノヲカシキ咄ヲ、ヨキトセシコト下等ノコトナリ。又左傳ノ朱中句解ナルホドヨク覺ユル、ト元獻云リ。

一元獻云、鵝湖問答ノコト、イカニモ學蔀通辨ニ出ス、外ノ書ニ見ヘズトナリ。書影近衛殿ニアリシヲヒソカニ見シトナリ。杜氏通典モアレバ價金三十兩モストナリ。

一通鑑紀事本末ハ甚ヨキ書、考閱ニヨキト覺ルナリ。又閑情寓寄ヲ見レバ、風流ナルコト李卓吾トミユ。

然ドモ集ヲヨミテハ又左様ニモナシ。清朝ノ文先コレヨリホカ見ル所ナシト、又廣輿記、地志ニテ人ニヨクトリマワシタルモノナリ。ト元獻云ヘリ。

一元獻云、史ノ志類ヲ會讀ストナリ。唐書ノ志モ字甚誤ルト云リ。又通鑑ノ書法發明、朱子ヲ九原ニ起シタラバ、アノヤウナコトハ氣ガツカズト云ルベキト云コト、禎ガ見ト符合ス。又史記モ未定ノ書ト云コト、予ガ見ト符合ス。又水經モチク〳〵見タリ。本甚不自由ナリト云ヘリ。

一韓使聘ニ付、井仲龍、明和元年岡山ニ來ル。仲龍云、物叔達ハ始終程朱學ニテ終ラレタリト也。

一長澤不怨齋沒後、其室ヲ于子廸娶リキ。松江侯ニ仕ヘリ、ト仲龍語レリ。

一田俊卿ノ長女ハ詩モナリ、楷書モヨク書キ、才アル人ナリ。一目眇スル由、仲英ノ世話シテ福島茂左（本イ下同）衞門ノ長子ニ嫁ス。福島氏甚吝ナル人故、其家ニ得ヲラズ、仲英方ヘヒキトリテ世話セラルトナリ。福島氏名ヲ子幹ト云リ。絕句解考證ナドヲモ板行ス。其室人スリ出ストナリ。

一美仲文集ハ帆丘遺稿トテ十卷計モアリ。美仲增上寺門前廣小路ニ家ヲカリ、舌講シテアリケルト也。大言ノミ云ケレドモ、南郭ヲバ赤羽先生ト云ケルト也。美仲沒後文集梓行覺束ナシ、ト仲龍云リ。

一仲龍云、熊本ノ學校ハ二丸ニアリ、秋玉山專コレヲ主ドルトナリ。

一仲龍云、李滄溟尺牘、南郭ノ講ヲ聞書ニシタルヲ、或僧寫藏ス。カリテカスベシトナリ。又芰荷園稿ハ服仲英校訂スト語レリ。

一中村深藏群書總論ヲ著ス、十卷アリトテ板行モスベキ内長逝。春臺刊セラレタル古文孝經ヲモソシルトナリ、仲龍語レリ。

一物叔達ノ子某ハ才學アリ。子貢詩傳ノ字ノ缺ヲ補ヒ、板行スベシト云中ニ沒ストナリ。仲龍語レリ。

一明和二年乙酉九月十三日、赤穗赤松鴻字國鸞來訪。俗稱大川良平、其男名勳、字大業、俗稱周藏ト云々。國鸞云、松岡玄達ガ東涯北村可昌會ノアリタルトキ、徠翁ノ天狗ノ說ヲ人ノ見セタレバ、二人ハ

譏駁甚シ、東涯一人默シテアリケレバ、一人何トテコレヲ論ゼラレザルヤト云ヘバ、東涯人各有ニ所見一、何コトニ批評甚シキヤト云レテ、二人色ヲ變ジ興サメタルトナリ。

一國鸞云、三禮義疏、康熙帝ノ敕撰ナリ。カスベシトナリ。李龍眠ガ畫ノ聖像ノ掛物モ、カスベシト云ヘリ。

一國鸞ハ宇子新ノ方ニ行テ、初テ學問ヲシタルトナリ。子新艸稿ハ越後ニ片山忠藏北海ノコトカト云人皆アヅカリテアリ。今忠藏大坂ニ在リト也。

一子循ハ學問ノ奇僻ナルノミナラズ、言行トモニ詭激ナルトナリ。色々ノ物語ヲ鸞許ニ語ラレキ。

一史記ノ倉公傳ヨマズ、醫ノ方ニテモスマズト也。コレハ赤松子醫業ヲナシタル人ユヘ此論アリ。火齊湯ハ黃蓮解毒湯ナリト、後世ニ云ヘドモ、タシカナル證モナキ、ト國鸞語レリ。

一松岡玄達ハ初闇齋門人ナリ。後仁齋、東涯ニ十四年ツキテ居ラレタレドモ、始終朱學ニテスマシタル、ト國鸞語レリ。

一管子ハ、篠三彌點付タルトナリ、國鸞語レリ。

藤江平介ハ甚不文ナリ。赤穗ニ四十六士ノ碑アリ。其文ヲ平介書タリ。不成語ナルコトナリ、ト國鸞語レリ。

一赤穗山上ニ、兒島備後三郎高德ノ墓トテ五輪ノ石塔アリ。三郎ノ伯父僧ニナリタルガ建タルト云傳ナリ。太平記ニシルセシニ符合ス。國鸞語レリ。

一京師ノ風月ト云書肆、俗語ニヨク通ズ。イロハト云婦人ノコトヲ、小說ニ譯シ刊藏ストナリ。國鸞語レリ。

一毛奇齡ト云淸人ノ詩文十帙アリ。大家ト見ヘタリ、ト國鸞語レリ。

一水足平之進ト秋子羽ハ從弟ナリ。子羽ハ五絕ヲ殊ノ外ニ自負ナリシトナリ。肥後侯ノ文學藪震菴ノ子

朱學ナリト。又東都ニテ君修、子綽ナドニモ、屢國鸞ハ出會セラレシトナリ。

一故赤穗侯内匠頭殿ノ士大高源吾ガ、母ヘ贈リタル書ハ感情アルトナリ。又弓足輕ノ某ガ商家ヘヲクリタル狀モアリ。雜々ハ憶病者ナド、散々書テアリ。イヅレモ後世ニ名ヲ殘シタキ心ナリト見ユル、ト國鸞語レリ。

一君修云、速ニ約ニカヽルベシ。博洽ハ畧倣レリ。文ハ博大ヲ尙ベシ。左ナクバ左氏司馬、又孟荀老莊ノ談理モナルマジ。多ク作ラバ自然ニ趣ヲ生ズベシ。詩ハ李于鱗ナドノ中體ヲキハメテ朝夕諷詠、其精華ヲ奪ベシ。

一奉壽　吉備世子尊夫人歌、

きひなるや岩なす松の根さしこそをほくの年をふるはしるしも

コレハ荷田在滿ニ命アリテ詠ゼシ處ナリ。吉備ハ備前、備中、備後、未ダ不レ分時ノ國名ナリ。岩ナスハ磐梨ノ郡ナリ。且ナスハ如ノ義、岩ナスハ如レ岩ナリ。萬葉集ニ、二葉ノ松ノ生ツキテ吉備ナル山ノ名トモ成ケントアリ。ヲホクモ邑久郡アリ。吉備ナル山ノ名ハ備中松山ナリ。

一徂徠曰、侍烏帽子ト云モノ、イヅレノ時ヨリ出來タルヤ、學問ドモ未レ詳ト、春臺云ク、職人盡ト云モノニ、侍烏帽子ヲキタル人、皆工商ノタグヒ也。古キ世ニハイヤシキ人ノキタル物ナルヲ、後ニハ士君子ノ冠服ニナリタルヤト云リ。

一春臺云、三絃ノ淫聲ヨリ甚キハナシ。近頃松平讃岐守殿、三絃ノカヒロウビニ葵ノ紋ヲツケ玉ヒテ、殊ニヨク彈ジ給フ。葵ノ葉ハ御服ノ章也。然ルヲ鞍ニハツクレドモ、鐙ニツケタルコトナシ。コレハ鐙ニ附タルヨリモ遙ニヲトリタルコトナリ。無下ニ口惜キコトナリト云レタルト也。

一春臺、平家物語ノ小松殿教訓ノ段ヲ語ラセテ聞レシニ、落淚ニ及バレシ。小松殿ノ詞ニ、古ヨリ三公タル人ノ甲冑ヲキタルコトナシト、是吾邦上世ノアリサマ見ツベシ。今ノ縣官ノ狩ニ股引脚半ニテ出タ

マヘルコト、冠服ノ有無論ズルニ及バズ。ナゲカシキコトナリト云ヘリ。

一春臺云、日本古ノ邊備、殊ニ東北ニ備ヘタルト見ヘタリ。今ハ西海ノミニ邊備アリ。モシ清朝女眞ノ方ヨリ北海奥羽ノ邊ヲ窺ンニ、其備ナキコト然ルベカラズト云ヘリ。

一老子ノ趣意ハ天下ヲ治ムルニアリ。莊子ソレヲ說ノベテ事ニ託シテ云ヘリ。老子ハ空理ヲ云ヘルヲ、莊子ハ段々ニ寓言セリ。畢竟莊子ノ主意、馬蹄胠篋ノ二篇ニ說ツクシタリ。コレ老子ノ註解ナリ。後世老莊ヲ知者少シ。或ハ養生トシ、或ハ心法トシ、又佛家ト雙テ觀ル尤誤レリ。但莊子ガ儒家ヲソシル處、專仲尼ヲ譏ルニアラズシテ、孟荀等ノ仁義ヲ說ク者ヲ譏レリ。ヨツテ其本ヲ推テ孔子ヲ罪ス。然レドモ寔ニ仲尼ヲ貶スルニ非ズ。

一春臺云、記事傳墓誌等ニ、虛敍實敍ノ二ツアリ。タトヘバ忠信恭謹ナド一通リニ云詞ハ虛敍ナリ。一事實ヲアゲテ云ハ實敍ナルナリ。或ハ其人ノ平生ノ嗜好、又ハ事アルトキノ取扱、事アル時ニ云タル詞ナドニテ、一條ニテモ其餘ノ行狀ヲヲシテ知ラルヽ事アル、是ヲ實敍ト云。故ニ隨分實敍ナラザレバ、イカホドホメ立テ虛敍シタルトモ、シカト慥ニ此人ノカクゾアリタルト云コト知レガタキ故、實敍ヲ重ズルコト也。誌ト碣トハ文ノ體裁モカワレリ。誌ハ土中ニ埋ルモノ也。華夏ニテ三月ニテ葬ル時ハ、其内ニハ如何ヤウニモスベシ。日本ハ旋葬ナレバ後ニ埋ムコト、地ヲ動スコトヲ忌ム故シニクキ也。世人碣ト墓誌ト同ジキコトニ覺ヘタルハ、大ナル謬ナリ。徠翁ノ誌石ニハ春臺書サレタリ。神戶侯墓碑ヲ書タマヘリ。十三年目ニ墓碑出來タリ。下ノ臺三重ニシテ上ニ碑在リ。碑面ニハ徂徠物先生之墓ト篆字ニテホリタリ。裏ニ神戶侯ノ文ヲホリタリト也。

一春臺云、加賀國ナドハ葬地ノ出別ニアリ。士大夫一構ヅヽ地取ヲシテ有シトナリ。矢田山ト云也。水戶ニモ瑞龍山トテ葬地ノ出別ニアリシナリ。

一三年ノ喪ヲ行フコトハ、吾邦ニテハ甚行ガタキコト也。近キ世ハ五十日ノ俗忌ヲサヘ待兼テ、三七日或

ハ五七日ニテ、出仕ヲ君ヨリ命ゼラル丶モアリ。ソレヲ臣タル人モ辱シト思フハ何ゾヤ。アハレ今ニモ喪服ヲヌギテ出仕セヨトノ命アラントキ、大ニ憂ナゲカン人アラバ、セメテノコトナルベキ。大カタソレホドノコト云フ人モナキハ、ナゲクニモアマリアルコト也。ソレニツキ一ツノ物語アリ。三河國吉田松平豐後守殿ノ側用人ニ、祿二百五十石トレル人アリ。父ヨリ朱子ノ學ヲ好テ、其人モ專理學ヲ講ズ。此人東都ニ扈從シタルトキ、父國ニテ終リタリ。俗忌三十五日ブリニテ出テ仕ヨト命ゼラル。其夜忽自殺セリ。遺書モナシ。有司モ跡式ノコト如何スベキト思ヘリ。春臺ノ門人吉田侯ノ中ニアリシカバ、有司其人ヲシテ春臺ノ意ヲ問シム。春臺曰、サテソレハ、平生何ゾツブヤキタルコトハナキカト問ル。イカニモシカリ。支配下ノ者ニ、俗忌ヲユルサル丶コトアルトキハ、サゾ心外ト思ハレナン。サレドモ公ノ用サシツカユル故ニ、如レ此命ゼラル丶ト云コト、ヒタト云タリキト語レリ。春臺聞テ、シカレバ彼人ノ自殺シタルハ孝ノ至リナリ。今我身ノ上ニテ進退維谷リテ、命ヲコバムノ恐アル故、死スレバスムト思ヘルナラン。ナゲカハシキコトナラズヤ。タトヒ跡ハ一旦絶セラル丶トモ、何ゾ其嗣ヲナカラシムルニ至ルベキヤト云レタリ。有司其後春臺ノ意ノ如クニナシタリトナリ。

一春臺云、法律ノコト紀州ニハヤリタリ。榊原玄輔ナドモ法律家ナリ。今縣官有德公モ、ソレ故律ノコトシロシメサレタリ。然レドモ律ヲ今ノ封建ノ世ニ行フコトハ害アリ。日本ノ風俗ニテヤハリ無骨ナルコトノヤウナレドモ、切テ捨ルト云ニテスムコト也。イラザル笞刑墨刑ナドノキハメアルユヘ、法ヲ下々ヨリ察知テ、此次ニカヤウ〳〵ノ刑、其次ハカヤウノ刑、何度マデハ赦ナド云コトアリト、高ヲク丶リテ一ツモ懲ルコトナシ。是法家ノ耻ナリ。語曰民可レ使レ由レ之云々。

一春臺云、姫路侯妓女ヲ侍ルニ、大牢ノ膳ヲ以テシタマフコト、禮法ヲ蔑ニスルコト其罪イハン方ナシ。スベテ近世諸侯ノ行儀不作法ナルハ、心親ノ臣其人ニ非ルガ故ナリ。側ノ者咄トギノ者ナド誘ヒテ、色々ノ陋德ニ至ルナリ。又小祿ヨリ卒然トシテ諸侯ノ封ヲ嗣タル人陋德多シ。姫路榊原式部大輔殿、

丹羽左京大夫殿、有馬中務大輔殿、内藤備後守殿ナドノ類是也。其中ニ榊原殿ナドハ不幸ト云フベシ。スミテ遊所ハ町人處士ナドノ活計所ニテ、大名ノマネヲスルナリ。諸侯ハ居ナガラ物ゴト自由ナルニ、好テ遊所ヘユクコトハイカナルコトゾヤ。古ヘ禮樂征伐出自天子、或ハ諸侯ナドヽ云リ。今ヤ禮樂征伐芝居ヨリ出ヅト云ベシ。三絃ハ天下ニ禁制スベキモノナリ。淫風ノミナモトナリ。禮樂ノ箏ナドハカキナラスコト計リノコトナリ、笙ナドモ管ヲヒトツニシテ、分タヌヤウニソクコト也。淫聲ナドハ繁手ナリ。トカクテノコマカニ、曲ノツヾマヤカナルホドガ面白シテ、人ノ心ヲトラカス也。ウタヒノ類モ又然リ。サレドモ今ノ世ニハ、猿樂ノハヤシ舞ハ、雅ナルニ近シト云ベキ歟。

一君侯、十歳計リノ時ヨリ文ヲ自由ニ作レリ。十三歳ニテ東都ニ來ル。佛ガ詩ヲ君修見テ、之祥詩ニ心ヲツクサル、コト然ルベカラズ。天下ニ無双ノ人物トナルベキ器ニテ、モハヤ詩ナドハコノ位ニテ、ステ置クルガヨケレト云シトゾ、知言ナリト春臺語ラレケルトナリ。

一瀧鶴八ハ、長門ノ大夫毛利筑後ノ家臣ナリ。海西第一ノ才ト春臺稱セラレタリ、殊ニ謹厚ノ人ナリト也。

一春臺云、水戸義公、備烈公ハ藩國中ニ勝レタル大豪傑ノ人君也。烈公ナドハ燕昭王已來ノ人君ト云ベキ也。烈公モシ國家創業ノ時ニアタリタマハヾ、必禮樂ヲ作リタマフベキニト云レケルトナリ。

一徠翁ノ、軍法不審書ニ答ラレタルハ、水戸ノ支封大學頭殿ノ大夫岡田彦右衛門ナリ。則徠翁ノ門人ナリ。

一ナカルベシ物語ハ、徠翁ノムダ書ノ書付テアリシヲ、何人カナルベシ物語ト名ヲ付タリ。又板行ニモ出タルユヘ、荻生三十郎ヨリ町奉行ヘ屆テ、板本ヲウチ破リタリ。先年上州新田ノ邊、古塚ヲアバキテ、古器ヲ縣官ヘ奉リシトアリシニ、其時光堂ノ故事ヲ聞召サレシヨシ。三十郎ニ命ゼラレテ、彼物語ノ中、光堂ノ一條ヲ書テ奉リタルトナリ。

一木村彌十郎ハ西御丸御廣式御用人也。此人國初戰國ノ事跡ヲクハシク吟味セラレ、武徳編年集成ト云書ヲ著シ、加納遠江守殿ヲ以テ獻ゼリ、神祖一世ノ日記ナリ。極々吟味ツマリ明白ナル書也。春臺序ヲ書シナリ。則春臺其序ヲ禎ニ自書シテ贈ラレシ也。井伊直政ヲ兵部少輔ト申シタルコト、天正十年ノ頃ヨリナリ。此コト木村氏ヘ御尋問アリシガ、其後江州竹生島ノ社ニ、直政ノ文書アリシガ、御取寄アリシニ、天正十年兵部少輔トアリテ、初メ言上セシ處ト符合ストテ、其寫ヲ賜リシトナリ。又編年集成獻ゼラレシトキ御褒美アリ、ト春臺語ラレシナリ。

一春臺ハ甚算數ノ理ヲ窮ラレタリ。中華ヨリ來レル書ニ算學統宗、算學啓蒙ヨリヨキハナシ。日本ノ算書ハ古今算法ヨリヨキハナシ。籌ヲ以テスルコトハ其本ナリ。算盤ヲ以テスルコトハ捷徑ニテ、實ハ大ナル物ハ算盤ニテハナラズ。奥州二本松磯村喜兵衛ハ算盤ノ名人ナリ。闕疑抄ノ作者ナリ。算盤ニテ如何ヤウノコトモナシツクセリ。是ハ格別ノ伎藝ナリ。中根元珪ハ實ニ數學ニハ妙ヲ得タル人ト也。

一平安ノ儒者宇津宮由的、日本人物志ヲ著シテ、其中ニ中川瀨兵衛清秀ヲ、切支丹オチノ人ナリト書タリ。ヨツテ中川氏ノ有司、官ヘコトハリテ板行ヲ絕シ、由的ハ別條ナシ。後由的吉川氏ニ仕シト也。

一徂徠曰、日本ニ節制ノ軍法ナシ。皆武士ノハタラキ也。コレニ因テ鈐錄ヲ著セリ。和流ノ軍法ニ會テナキコトヲ著ケル、ト春臺カタレリ。

一相馬侯ノ家士ハ武ノハゲミツヨキ處ナリ。毎年六月七日、牛頭天王ノ祭禮ノ日、野駒ヲ取ルコトアリ。此日家中七備ニシテ甲冑ヲキテ出ル、嚴重ナルコトナリ。其取リシ駒ヲ直ニ天王ノ祠ヘ神馬ニ獻ゼラル。ヨツテ家ノ紋トナル。古來ヨリノ例ナリシトゾ。

一春臺云、武備ハ西邊ホドソロヒタリ。近年常陸奥州ノ海上ニ唐船ノ來リタルハ、其守備ヲ何ニヤ心元ナシ。古代ハ蝦夷海上殊ノ外船乘カタク、今ハ左モナキト聞ユ。南蝦夷ハ松前ニ接ス。北蝦夷ハ女眞韃靼ナドニ接ス。羽州ノ庄内ノ封地酒田ナドハ東國ノ地ナレドモ、北ヘ出ハリタル處ニテ、佐渡ノ通

リヨリモ北ナルベシト思ハル。佐渡ノ浦、又ハ酒田ナドニ石ノ矢ノ根ト云モノアリ。天造ノ物ナリ。石ノ脂ハ火打石ノ如シ。木葉形モ種々多シ。大小異同ハアレドモ、トカク篦入ノ處バカリ、石ヲミガケバ至極ノ鑑トナル。古ノ粛愼ノ矢ナドコノ類ナリ。コレ北狄ニ近キ證ナリ。庄内侯ノ大夫水野明卿ニ邊備ノコトヲ云レシハ此ニ因テ也。明卿、頃ニ此矢ジリヲ押來リテ贈ラレタル也。

一春臺曰、關東ハ馬多シ。今モ農民ニ牛耕ナシ。皆馬也。少シ富タル民ハ、馬ノ五匹三匹乃至十匹ニ至ル。是ヲ以テ知ルベシ。昔ノ秩父和田ナドヲ、今ノ大名ノ如ク思ヘルハ誤リ也。ヤハリ大百姓ノ類也。其時代ハ關東ノミニ限ラズ。上方ニモ平家ノ一門、一谷ナドニテ皆ヨク馬ヲノラレタリ。敦盛若年ニテ海ヘ乗入タルヲ見ルベシ。今時ヨリ見レバ武ハ盛ナリト云ベシ。馬ヲ乗ルニ、昔ハ牧士ナドノ乗ル様ニテ、野ガケニノリタル故、關東ヨリ上方ヘ乗ツメテモ馬ツカレズ、牧士今モ小金ニ在リ、俸米賜ハリ帶刀ス。平日ハ農民ノ如ク、サテ野駒取ノ時出テトルナリ。小金ノ牧ハ下總ナリ。三四里四方アリ。セコヲ立テ野駒ヲ追出ス。牧士ハ馬ニノリテ入チガエ／＼、勢子ノ惣廻リヲクル／＼ト乗廻ス。次第ニセマク乗縮リ、追ヨセノ所ヘ輪ヲ乗詰ル。朝皆々自分ノ家ヨリ二三里モ乗來リ、大カタ晝刻マデタダ野ガケニ輪ヲ乗ルニ、馬少シモツカレズ息モセズ、春臺モ見ラレシトナリ。先年小出侯ノ公子ナド馬ヲ嗜好テ、牧士ヘマジリテ乗リ玉ヘリ。松下專介（此人ヒ州家臣ナリシガ、幕下士トナレリ）、ナドモ乗テ見ラレツルニ馬ヲ乗伏セリ。牧士左云ツルコトヲト云ヘリ。牧士ノ馬ハ平生荷馬ニモスル、飼料ハ草ナリ。ソレユヘヤセテ高下ノ馬トハクラベガタシ。サレドモ健ナルコトハ右ノ通リナリ。牧士ヲ預リシ人ハワタスキ某ト云トナリ。

一春臺云、子曰二三子以我爲隱乎云々、是ハ聖人ノ行ハ禮ナリ。不言ノ教トハ禮ノコトナリ。是丘ナリトハ、是丘所以爲丘也ト云心ナリ。聖人ノ教ハ詩書執禮ナリ。中ニモ詩書ハ言也。言ニハ盡サルルコトアリ。殘スコトアリ。禮ハワザナリ。ワザニハ殘スコトモ盡サル、コトモナラヌ也。鶴林玉露ニ、

山谷ト佛陰ト此章ノ問答ノコトアリ。今時ノグヅ〳〵シタル腐儒ノ了簡ニハ不ㇾ及コトナリ。此コト面白ク思ヒクレバコソ、羅大經モ記シ置タルナラメ。

一春臺曰、以四教此段、宋儒ナラバ忠信文行ナド云カヘタキナルベシ。文ノ字ヲ先ヘ出スコト、孔門ノ教也。自慢ナドノコト也。畢竟文アルユヘ君子ナリ。文ナクバ唯忠信ノ人也。未ㇾ免ㇾ爲ニ郷人一。○此章ハ徂徠ノ發明面白シ。コレニ付學而篇ニ、弟子入則孝、出則弟、行有ニ餘力一則以學ㇾ文トアルト違ト云、不審ナリ。學而ニハスデニ弟子トアル故、凡家ノ内ニアリテノコト也。此章ハ孔門ノ教ヲナス上ノコト也。

一釣而不ㇾ綱、此綱ノ字、徂徠ハ網ノ字ノ誤ナリト云リ。春臺云、成ホド義ハ明ナリ。然ドモ陸德明音釋ニ音剛トアリ。字相似テマギラハシキ故、陸氏モ明ニ剛ト音シタルコトナレバ、定テ古來ヨリ誤ナルベシ。ソレ故網ト改ズトナリ。

一春臺云、莫所ノ二字、徂徠好テ用ラル。無有ト莫有トハ少シ意タガフコトナリト云ドモ、徂徠ハ莫ハ無ナリト云ハレタリ。莫有ハ左傳ノ中一所アリ。莫有戰心ナド書タルハ、莫ノ字ニハ不ノ意アルユヘ、タヽカフト云心ガアラザルナリ。無有戰心ト書タルハ、根カラ何モナキナリ。コレタガヒ也。文選ノ中ニ、檄文ニ莫所ノ字アリ。徂徠道文校訂ノ時モ、此センサク有リタルトナリ。

一寬保二年正月廿二三日ノ頃ヨリ彗星見ル、（夜半東北ニ見ユ、）二月ニ至テ稍薄ク、中旬ニハ見ヘズ。西川忠次郎ハ攙槍ト云、入江ハ芒客ト云、彗ニテハナシ、孛也ト云人アリ。然ドモ彗モ孛モ同ジキニヤ、春秋二百四十年ノ中ニ孛三度見ヘタリ。漢書劉向ガ傳ニハ彗ト孛ト記セリ。古ハ別タザリシト見ユ。

一天經或問ニ九重天ノコトアリ。モト中華ノ天文ニナキコトナリ。第一常靜天、第二宗動天、其次七曜天ナリ。此常靜天ニ天主ノイマスト云ベキ爲ニ、設タル說ナラン。明律ニハ私ニ天文ヲ學ブコトヲ禁ズ。日本ニハ此法ナシ。

一正朔ノコト、殷湯ノ正朔ヲ改メタマフコト、聖人ノ智慧ニテ神道ナリ。民ノ耳目ヲツケカヘサセル爲ナリ。スベテ代ノカハリメニハ、民皆先代ノコトニ率由テ新政ヲ背用ザルモノ也。夏ハ唐虞已來ノ法ニテ、讓ヲ以テトリタル天下ナル故、先代ノ法ヲ改メズ。其マヽニテ用ラレタリ。殷湯ハ正シク征伐ヲ以テ天下ヲトリタマヒタル故、此カハリメニ禮樂制度ヲ建カヘタマハズシテハ、前代ノ法ニ因循スルノミナルベシ。前代ノ法ト云モ、元來聖人ノ制ナレドモ、タトヘバ桀ガトキニ至リテハ、禹ノ法度ハトリ失ヒテ、禮樂モクヅレタル故、ソレニ因循シテハ、萬民ヲ安ンジ、永久ヲ保ツコトアタハズ。然ドモ右ニ云ゴトク、民ハ當分ニハ新政ヲ不レ用ユヘ、先初ニ民ノ耳目ヲ付カヘン爲ニ、正朔ヲ改メ服色ヲ易ル也。正朔ヲ改ルコトハ、後代ノ了簡ニテ云バ、淺ハカナルコトノヤウナレドモ、先此正朔ヲ改ルカラハ、何モカモ改替ザルコトハナキト云コトヲ、天下ニ示ス爲ナリ。地道闢丑ト云コト、何ノワケモナキコトナラン。衆聽ヲスブルノ術ナリ。タトヘバ殷湯ニ正朔ヲ改メタマフニ、今マデ夏ノ世ノ人道ヲ用タル故、寅ヲ以テ正朔トス。是ヨリハ地道ヲ用ユベキ時節ナリ。地ハ闢丑ユヘ、丑ノ月ヲ正朔ト定ムベシト云コトヲタテ、正朔ヲカヘタマヒタルベシ。武王ハ湯王ヲ手本ニシテ、又此度ハ天道ヲ用ユベキ節ナリトノ玉ヒタルナラン。周ハ子ノ月ヲ正朔トスルユヘ、周ノ正月ハ夏ノ十一月ナリ。ヲモテムキノコトニハ皆ニレヲ用ユル故、王公ナドノ言語、又ハ史策ニ書スルニハ、時王ノ正ヲ用ユルコト云ニ及バズ。但シ民間ニテ内シヤウムキニハ、ヤハリ殷周ノ世ニモ夏ノ正ヲ用タリト見ヘタリ。夏ノ正ハ堯舜ノ定メタマヒタル法ニテ、萬世不易ナル者也。右ノ如ク公私ノタガヒアルコトハ、今ノ世ニモ金聲ナドニハアルコトナリ、ヲシ出シテハ、時王ノ制ノ正朔ヲ奉ズレドモ、民間ニテ農業ノ時候ヲタガヘマジキ爲ニハ、夏正ニ超ルコトナキユヘ、ヤハリ私言ニハ聞ナレタル夏ノ時ヲ云タルト見ヘタリ。春王正月ノ論ハ、朱子ナドモ千歳不決ノ論也ト云ハレキ。其外誰モ決スル人ナシ。只東涯ノ辨其文意ヲ得タリ、少シ論ジタラヌヤウナリ。

一伊豫松山大高季明ト云人、適從錄ヲ著シテ仁齋ヲ毀ル。一門生此書ヲ携テ仁齋ニ見セケレバ、笑テ少ノ怒モアラズ。門人ノ云、先生此書ヲ辯ゼヨ。先生モシ不辯バ、予辯レ之云、仁齋云、我非彼是ナラバ我過改ムベシ。彼非ナリトテ何ゾ足レ辯ト答ヘシカバ、門人モ大量ナルヲ感服シテ退シトナリ。コレ享保甲寅八月ノコトナリト也。

一井仲龍云、太白月ニ入コト、天學ノ業ヲウケタル老師兩度見タリト云リ。此頃月魄ノ所ニマサシク見ヘタリ。右ノ老師云、天經或問ハ精書ニテ、天學ノ書ニハ古人ノ未發ノ事多シ。然ドモ又誤モ多カリシ。金水ノ二星ノ天太陰天ヨリ上ナリト云說、右ノ通リ太白ヲ月ノ下ニ見タレバ、或問ノ虛說タルコト明ナリト云リ。先夜マサシク見タルニテ、老師アザムカザルヲ知リヌト語レリ。于レ時明和七年庚寅六月ナリ。此老師ノ姓大場氏、名景則、號二雷淵一、講二謙信家之兵法一、俗稱新藏、金峨、井純卿ノ從父ナリ。

一孔雀樓筆記ニ、禹貢ハヨメヤスキ物ナレドモ、此理ヲ知ラズ氣ヅカヌ人多シト云コトヲ、高川維章ニ如何聞タルト問シニ、大畧ニテ云バ、直敍ノ書ユヘ、一通リヨメ易シ。シカシ地理字義等ヲシイテ穿鑿スレバ解シ難シ。是モ左傳ヲアテニ云タルコトナルベシ。左傳ハ文長キユヘ、一句一段トスミテモ、大旨ノ所、初學ノ人ニテハ上スベリニナル也、ト君錦語ラレシトナリ。

一回鸞云、易全ク卜筮書ナレドモ、夫子十翼ニ就レ此寓レ教タリ。歐陽伊藤氏十翼非聖作トハシタガヒ難シ。サレドモ一體ニテ合點ユカズ。筮法モ本文バカリヨミテスマズ、朱子啓蒙ニテ一通リスム。サレドモ正當ノ義ナルハ、シヤイブカシ。考變占七條外ハ左氏ノ語ニテ據モアリ。サレドモ二爻四爻變ハ、朱子推量ノ說ニテ未定、春臺易占ニテハ六爻皆不變、一爻變、五爻變、六爻變、只四バカリ取用、二三四變ハ朱子ノ說無レ謂トテ不レ從、別說ナシ。按ルニ、三爻變ハ國語ニアリ。コレニテスムベシ。二爻變四爻變モ古法アルベキナリ。考ベキコトナリ。春臺ハ甲王相ヲトリ用ラレシト見ユ。斷易天機等甚鄙俗信

用シガタシ。何ヲ易言語ニ掛ナルノ說朱子ト異ナリ、甚尤ナレドモ大義ニアヅカラズ。何分全體スマザル章句註釋ニモアヤマリアルベシ。精氣諸家皆分ニ精氣ニ爲ヒ二、鄙見ニハ對ニ遊魂ニノ精氣ナルベシ。精粹ノ氣ト云コトナルベシ如何。

一奥州伊達郡高子村熊阪宇右衛門云、（名邦、字子彥、）シノブヲ屋後ノ山ノ岩間ニ取リテ、園中泉石ノ間ニ植ル宜シトナリ。續ニ此ノシノブヲ根ホリニシテ贈レリ。又多賀ノ古城ノ瓦、土中ニ埋リシヲホリ出シテ贈レリ。誠ニ石ノ如ク、硯ニ用ルニ古雅ナルモノ也。高子邑伊達郡ニ屬スレドモ、古ハ伊達郡、岩瀨郡、信夫郡ヲ合テ信夫國ト云、國府モアリ。其コト國造本紀ニアリト云コト、和名抄ニアリト、伊達郡モ古信夫ナド云テ、詩中ニ用ベシト云リ。

一春臺云、字彙ハ洪武正韻ニ據テ韻ノ數少シ大マカナリ。今ノ華音ニ合ナリ。故ハ今ノ華音ハ色々ノ人マジハリ、音古ノ韻ニ非ズ故也。古ノ韻ハ然ラズ。ソレユヘ陸德明傳釋文、古今韻會、增補韻會ナドハ古韻ナリ。玉篇モ古シ。皆日本ノ古ノ音ニ合ナリ。ソレユヘ古書ヲ註スルニハ、字彙ニテハヨカラズ。玉篇ノ陸德明、韻會ニテ音註ヲスベシト也。文雄（京師寺住持ナリ、）モ韻學ハ全ク春臺ノ敎ニヨラレタルナリ。小篠韓龍語レリ。

一伊勢松坂本居宣長、古事記傳十五卷ヲ著ス。此中首ノ卷ヲ閱ルニ、聖人ノ道、吾日本ノ道ト異ナルノ論アリ。日本紀ハ全ク漢字ニ潤色シタル故、古事記ヲ第一トスルナリ。

一尾張　高ノ祠官吉見左京大夫、源姓、名ハ幸和、正四位下ニ叙ス。尾州殊其餘封地ノ神職ノ司ニ任ズ。代々寺社奉行ト同ジク司ルトナリ。此人歌ノ古キヲ好テ、八十八歲ノ時大坂ニ至リ、契沖ニ見ヘ門人タランコトヲ請フ。契沖辭スレドモ固ク請フ。自ラ側ノ見臺ヲトリテ、契沖ヲ前ニ置テ書ノ講ヲ聞ケリ。契沖モ大ニ悅テ著述ノ書ヲユヅリタルトナリ。韓龍語レリ。又吉見氏增益辨卜鈔俗解一冊（百八十丁）著ス。卜部兼俱ノ詐僞姦計等ヲ具ニ論斷ス。韓龍攜來テ見セラレタリ。

神祇破僞顯眞問答一卷、白川殿ノ學頭臼井帶刀源雅胤ノ著述ナリ。此書モト部家ノ僞妄ヲ論ジ、兼倶ノ姦詐ヲ辯ゼリ。小篠生見セラレキ。

一僧契沖、諱空心、本姓下川氏、祖父元宜、加藤淸正ニ仕ヘリ。父ノ諱元全ト云ヘリ。十三歲ニテ僧トナリ。大東ノ典籍ニ博覽也。殊ニ萬葉集ヲヨク治ム。西山義公ノ萬葉集纂注ヲ作ラセタマヒシ時分、固請レケレドモ固辭シテ不レ就、於レ是乎、撰二代匠記一以獻レ之。總釋副ストナリ。義公嘉下其善解二古言一善釋中古歌上、乃餽二白銀千兩絹三十匹一以展謝也。皆贈二貧乏一、一錢尺帛ヲモ身ニ隨ストナリ。元祿十四年ニ沒ス。晚ニ攝州妙法寺ノ住持トナリ、後退隱シテ大坂ノ東郊圓珠菴ニ住ス。著述ノ書漫吟集二十卷、厚顏抄、改觀抄、勝地吐懷篇各二卷、勢語臆斷四卷、源註拾遺、名所補翼各八卷、類字名所集七卷、和字正濫五卷、河社二卷、代匠記二十卷、續釋一卷、古今餘材抄十卷、沖爲レ人質厚謙恭愛レ人、行年六十二ニテ歿ス。五井純禎碑銘ヲ作レリ。又シツタンヲ學テ、韻學ヨリ字音ノ合ザルコトヲ吟味シテ、國字ノ訓詁ニカヽリ、萬葉ノカナニカヽリ、古キ書ヲヨミテ日本紀古事記等ニ及ベリ。又五部書說辨ヲ著シ、寶基本紀、大和姬世記等ノ詐妄ヲ論ゼリ

一羽倉齋宮ハ京師愛宕山ノ人ナリ。此山ノ祠官ニハアラズ。古ヘヨリ三家アリテ、此山ニ屬セシ家系古キ人ナリ。羽倉三家ノ中ノ一人ナリ。契沖ノモトニ至ル。契沖病褥ニ謁見ス。沖悅デ語二十年ノ學ナリトテ、著述ノ書ヲ羽倉ニユヅル。羽倉男子ナシ。甥ノ藤之進在滿ヲ養子トス。齋宮ノ女一人アリ、名生ト云リ。（此女松蔭日記ヲ著ス、柳澤家ノコトヲシルス、）在滿ノ男藤藏御風ト云ヘリ。（今京都ノ處士、和歌ヲ講ス、）弊龍語レリ。（一本云、藤正親町日記ハ大納言ノ女ニテ、憲廟ニ仕ヘ後柳澤ニ賜ヘリ、此女今ノ伊賀守、信濃守二家ノ祖ヲ生ミタル人也ト云。）

一岡部衞士幼名三四ト云、遠州伊場郡岡部邑ノ人ナリ。濱松ノ本陣梅谷市右衞門ノ養子トナリシガ、諸侯ノ家臣僕隸ナドニ俯伏スルコトヲキラヒテ、養父ト順ナラズシテ彼家ヲ去ル。モト冷泉家ノ門人ナリ。後齋宮ニ學ベリ。加茂眞淵ト云ハ衞士ノコトナリ。在滿ト眞淵二人シテ百人一首古說ヲ作ル。眞

淵モ六七年前ニ沒ス。

一大坂懷德堂ハ、梶木町淀屋橋筋東へ入ル北側ニアリ、懷德書院ト云額アリ。コレハ三宅碩菴ノ書也ト云。中井忠藏誠之ノ教授處ナリ。官ヨリ此地拜領セシト也。今忠藏ノ男善太、名積善、諸生ヲ教授ス。善太字ハ子慶、號竹山、善太ノ弟名積德、俗稱德治、コレハ別宅ニテ長堀邊ニ住居スト也。岡士瑾語レリ。

一三宅碩菴ノ學問ハ、俗間ニヌエ學問ト云ヘリ。其言ニ云ク。頭ハ朱子、尾ハ陽明、其鳴ク聲仁齋ニ似タリ。象山ノアタリヲカケマハル、ト香川太仲ノ語リケルナリ。

一鈴木修敬曰、徂徠先生ハ樂律ノ說草」多シ。然レドモ信用シ難キコトモマタ少カラズ。其琴學大意抄ニ五調ヲ說カレシヲ見ルニ、稗編幷□（マヽ）宮禮樂疏ナドニ載タル、正宮縵角緊羽縵宮清商ノ五調ヲ取出シテ、是ヲ琴ノ五調トシ、日本古代ノ五調ニアテ、又吾邦樂家ノ五調ニモ配當シテ、サカンニ其說ヲ主張セラレタリ。コレ大ナル牽强杜撰甚シキコトナリ。何トナレバ正宮ノ一調ハ、マコトニ正調ナレドモ、縵角緊羽宮清縵商ノ諸調ハ皆正宮調ニツイテ、或ハ角ヲユルメ、或ハ羽ヲシメナドシテ、カヘタル調ニテ、卽正宮調ノ別調ナリ。ソレユヘ此諸調ヲイヅレノ琴書ニモ、ミナ外調ノ部ニ載タリ。其角羽宮商ノ名ハ、律ヲ變ジタル絃名ヲ以テ命ジタルモノニテ、均主ノ律名ヲ稱スルニハアラズ。故ニ此諸調ヲ正宮調ニナラベテ、正調ノ五調トスベカラザルコト分明ナリ。又吾邦ノ樂家ノ五調ニアテントテ、轉八逆六ノ法ヲ以テ、アハセントセラレシカドモ、常法ニテ均主ヨリカゾフル時ハ合ザルユヘ、均主ヲハナレワキヨリカゾヘ、强ヒテ配當セリ。先ヅイヅレノ調ニモ主律ヲサシヲキ、他律ヨリツヒスルト云コトハナキコトナリ。タトヘバ宮音ハ、宮ヨリ律ヲヲコシテツヒスル故、是ヲ宮音ト云。シカルニ或商或角ヨリヲコシツヒスル時ハ、卽チ是商音角音ニテ、宮音ニハアラズ。此ヤウナル牽强杜撰甚ダシ。是全ク宮商角徵羽五聲ノコトニクハシカラザルユヘナリ。五調ハ樂ノ大本ナリ。大本ヲアヤマリテハ其餘ハ云フニタラズ、ト國懋聞タルト語レリ。

一阿州吉田ノ郷垣原邑ニ、土御門帝ノ御陵アリ。外ニ土手ヲツキ廻ハシ、中ニ石窟見ユル。青キ石ノ碑アリ。文字數殊ノ外多シ。然ドモ消テ不レ可レ讀トアリ。又讃州白峯ニ、崇德帝ノ御陵アリ。今ニ地ヒタト動ドウス也。崇德帝怒ラセタマフト云傳フ、度々聞クト也。〇土佐ノ畑ハ土州ノ東ニテ阿州ニ近シ、土佐ノ南ノ海邊ハ八九十里ホドナリト云。阿波モ讃岐モ知行高ハ同ジケレドモ、阿州ノ土地ノ廣サハ讃州ニ三倍ナリト。〇長尾ノ城太平記ニ見ヘタリ、殊ノ外ニ嶮岨ナルヨシ、讃州ハ南北ニテ廣キ所五六里、東西ハ二十里餘モアリト、備中子位庄邑龍昌院ハ、讃州ノ人ナリシカバ詳ニ語レリ。

一京都ニテ借屋カリノ人傘ヲヒロヒタルヲ、家主ワレニモ分得サセヨトテ訴ニ及ブ。板倉周防守殿判斷シテ、家主ワカチ取ベキヤウナシトナリ。家主聞テ、父伊賀君ナラバカクハアルマジクト云ケルヲ聞テ、父ノモトニ行テシカ〴〵ノコトアリ。如何御計ヒアランヤト問ハルヽニ、ソレハ時宜ニヨルコトナリ。予知ラズト答ラル。シイテ問ハレシカバ、其時伊賀守殿ノ云、借屋カリタル人惡事ヲ仕出タル時、其家主ハ少シモ事ニアヅカラザル制度ニテアルラメ、其通ナラバ今ノ判斷可レ然。予所司代タリシ時ハ不レ然、必借屋カリノ人事ヲ仕出シタル時、其家主其事ニ奔走シキ。然レバヨキコトモ家主アヅカルベキコト也ト云レシカバ、周防守殿判斷ヲカヘラレシト。

一五山ノ長老、輪番ニテ一人ヅヽ三年カワリニ對馬ニツムルニ、府中ニ屋敷アリテ住居ス。宗氏ヨリノマカナヒナリ。又書記一人朝鮮ニ行テ居ル也。三使來聘ノ時、長老ツキ添テ又京ヨリ長老一人出迎テ、關東ヘハ長老バカリ二人行キ、戻リハ大坂迄二人附添ナリ。京師ヨリ出迎タル長老バカリ送リテ對馬ニ至リ、此聘事ニアヅカリタル長老ヘハ、一世祿百石ヅヽ縣官ヨリ下サル。書簡往復ノコト、室町家ノ時カヽリタル古例ナリシ故、德川家モ此例ヲ用サセラル。長老ハ六十歲ニナレバ對馬在番免サレシト也。釋江西ノ話ナリ。又江西肥前平戸ニ遊シ時、高山ニテミルニ能クハレタル時ハ、朝鮮ノ山ヲミルトナリ。

一癸未ノ春、朝鮮ノ使僉司仲學玄甲申來聘ノコトニテ對州ニ來リ、大夫多田主計ト用談ヲハリテカヘルトキ、主計詩ヲ送ケレバ、學玄詩ハフルメカシト、タハフレテ和歌ヲヨミクリ、

アスハマタ誰ナカランモ知ラヌ身ニ友アル今日ノ日コソヲシケレ

此物語リ播州室津ノ惣年寄吉田彦太夫ト云ル者ニ、對馬人ノ語リケルト、彦太夫牛窓ニ來リテ云ケルト也。

一本彌光悦、近衞應山公ノモトニ昵近ス。公曰、吉光ト正宗ノ刀比ベミルニ、正宗大ニマサレリト、光悦ハ吉光スグレタリト論ズレドモ、公用ヒ玉ハズ。程ヘテ光悦申スハ、家隆ノ歌ニ、朝日サス高根ノ深雪空ハレテ立モオモハヌ富士ノ川霧、ト云ハ如何、公云、スグレテ面白シ、田子浦ニ打出テ見レバ白妙ノト、赤人ノ歌ハ如何、公、面白クハナケレドモタケ高シ。光悦申スハ、朝日サスノ歌ノ面白キハ、正宗ノ刀ノタケタル所ナリ。田子浦ニ打出テ見レバト云タケタカキハ、吉光ノキタヒナリト云、大ニ尤ナリト心服シタマヒシトナリ。

一安永八年七月、土藩儒官戸部助五郎、名良照、字厚山、號木齋、君命ヲ以テ勢州豐宮崎ノ文庫ニユキ、又京師ニモ至ル。歸路岡山ニ過リ、予カ弊舍ニ來ル。予故有リテ相見セズ。依テ筆談シテ問ヒシニ、山崎闇齋小兒ノ時比叡山ニ在リショシ、花園ノ中大通院ノ住持湘南湘南土州ノ國主忠義ノ寵臣ノ弟也、ノ弟子トセラル。土州ニモ湘南同行シテ來リ、土州ノ吸江寺ニ此寺モ湘南住職アリシ、ツカレシガ、勤學甚出精シ、他人及難カリシトナリ英發ヲ世ノ人モ稱シケルトナリ。此頃谷時仲、モト一向宗ノ僧、土州甲ノ浦新乘寺ノ住持タリシガ、聖人ノ道ヲ尊ヒ、土州家中ヘモ經學ヲスヽメ、後還俗ス。大夫野中傳右衛門諱ハ繼、號兼山、ナド從學シ、時仲ノ子谷三助、號一齋、ト云ヘリ。闇齋廿頃絕藏主ト云リ。時仲良繼三人同志ニシテ研究セシトナリ闇齋博覽ニテ、先王ノ道ヲ尊ビ、還俗ノ志アリシカバ、傳右衛門、小倉彌右衛門三省ト號ナドスヽメテ還俗シ、山崎嘉右衛門敬義ト改名シテ、京師ニ至ルト也。傳右衛門諱一

萬石、故アリテ此ノ家除スト也。土州ノ法令ハ皆傳右衛門ガ定置シトナリ。國人モ大ニ服セシトナリ。一齋諸侯ニ客事シ、後稻葉石見守殿ノ招ニテ彼家ニ侍講シ、石州事アリシ後ハ、伊豫ノ某侯ヘ仕フトナリ。

（一本云、谷三助遷都ノ議アリシコトハ諸書ニ見ユ、コレハ山城ノ禁裏ヲ他所ニウツスコト也ト云ヘリ。）

一土州ニテ鯨ヲ取シコトヲ問フニ、土州ニテハ東ノ海邊、ミツ、推名、崎濱、浮津、西ノ海邊ハ窪津ニテ鯨ヲ取リシトナリ。皆紀ノ熊野ナドニテ取リシト同ジキコトナリ。鯨方ノ有司ノ士兩人、東西ノ所々ヲ代ル々々ニ司リシトナリ。

一土州ノ具足挽ノコトヲ問ニ、正月十三日ナリ。此時大夫萬石以上三人ハ采邑住居セシガ、年賀ニ出府シ、直ニ十三日マデ在府ストナリ。三人ノ大夫土居取ト稱ス。第一深尾因幡、祿一萬石サカワノ領主ナリ。高知ヨリ八里、第二山内源藏、祿八千石、宿毛ノ領主ナリ。高知ヨリ西四十里。第三五藤外記、祿三千石、アキノ領主ナリ。高知ヨリ東十里。但シサカワ、宿毛ノ二所ハ全ク城廓ナリ。アキハ城廓ニハ非ズ。正月十一日ハ乘初アリ。土佐侯モ甲冑シタマヒ、國士モ殘リナク甲冑ニテ大手ノ門ニテ勢揃アリテ、市中ヲ軍勢殘ラズ武者押シタリ。鄉士八百騎アリ。各新開ノ田地三十石ヅヽヲ賜ル。コレ長曾我部氏ノ宗人ノ子孫ナリ。鄉士モ家老ノ組ニ屬セラレシトナリ。コレモ十一日ハ武者押ノ列ニ加ル。土州ハ東西百里、南北三十里、又十五里、二十里ナル所モアリトナリ。國士ノ祿、寛永中以前ヨリ仕シ家ハ、地方ニテ知行ス。家ニヨリテ六ツ物成ヨリ、九ツ成ニモ至ル人アリ。寛永中以後ニ出シ家ハ、藏米ニテ四ツ成ヲ下サルトナリ。

一紀貫之土佐守ニ任ゼラレテアリシ地、國府邑トテアリ。今其屋敷アトニ石ズヘノミ殘リシト、土佐日記ニアリシ地名今ニ存スト也。

一土州南海ニ臨メル國ユヘ、異國船ノ來リシニ守禦ノ備ナリ、南海ハ至テ荒海ユヘ、古ヨリ船軍等ノコトハ聞ヘズ。寶永中ニ琉球人漂着ス。寶暦中ニモ又琉球人漂着ス。此時ハ薩州ヘ送ラレシト也。徃古呂宋

船ノ漂着アリ。近年モ紅毛船ノヤウナル船來リシガ、早速カヘリシカバ詳ニ知ラズ。戸部氏近年漂着セシ琉球人ニ會テ、中山傳信錄ヲ以テ彼國ノコトヲ問ニ、十ニ九ハ符合ス。南島志ニハ少々ヅヽノ違ナリ。徐翁ノ琉球ノ聘事記ニ、彼國歌ヲ註セラレシニモ、少シヅヽノ違アリト覺ユト也。

一戸部氏ノ門人細川半藏、名賴直、字方卿、號丘陵、戸部氏ト同行シテ予ガ弊舍ニ來ル。此人天學ニ精シキ人ナリシカバ、天學ノ書ノコトヲ筆談セシニ、西洋ノ曆數ハ甚聖人ノ道ニ背タルコトナリ。併天經或問ノ附錄天學名目抄等ニシルセシ如ク、紅毛ノ道ハ不レ可レ取、曆數ハ可レ取トアル如ク、西洋ニ及タル所四十二國中ニナキコトナリ。ヨツテ西洋流ヲ學テハ、餘國ノ算曆ハ取ルニタラズ。天經或問ハスベテ天學ノ大理ヲ解キシ書ナリシカバ、曆術ノ詮議ハアラメナリ。〇土州ニテ曆學ヲ始テセシハ、谷丹三郎（諱垣守秦山ガ嫡男ナリ）、ナリ。コレハ東都ノ天文生澁川氏ニ學ブトナリ。谷氏ノ門人ニ川谷貞六ト云人アリ。此人南海曆談、授時改旋曆書等ヲ著シ、又起元演段ト云算書ヲ著ス。其門人片岡武次郎即細川生ノ師ナリ。武次郎傍通曆、五緯曆、天元算法等ヲ著ス。又私習曆書ト云モノヲ著ス。凡五十卷未業ヲ卒ヘズ。今四十卷ハ出來セシト也。

一叔卿云、京師天文算術ニ精シキハ、村井中漸、會津部式部、村林勘解由、西村千介、小西左仲ナド、今現在ノ人ナリ。中根丈右衛門元珪ハ門人三千人、往古ヨリ珍シキ人ト今ニ稱セリ。皇和通曆、古曆便覽、其外著述多シ。丈右衛門子ヲ安之丞ト云リ。其子新七ト云。妹一人アリ。此女天文算術ニ達セシトナリ。新七ノ子某今京師ノ銀座ノ役人ナリ。元珪ノ工夫セシ器經天義ト云フモノアリ、天運ノ理ヲ試ミルモノナリ。此器共餘ノ著述此孫女ノモトニアリトナリ。

一叔卿云、寫天儀ト名ヲ付シ器、京師遊學中ニ工夫シ、一ツハ土佐侯ニ獻ジ、今一ツハ柳原大納言殿好セ給ヒシカバ獻ゼシトナリ。又寫天儀記四卷ヲ著ス。寫天儀大キサハ高七尺見付、横四尺、幅二尺二寸アリ。コレハ圖ヲ著シテ大儀ヲミセシムベシトナリ。圖ナケレバ詳ニ知レガタシトナリ。叔卿工夫

セシ日晷二品アリ。一品ハ磁石ヲ用ズシテ、其日晷ニ依リ南北モ時刻ヲ知ルナリ。其製ハ何ノコトモナク、天ヲ逆ニシタル物ニテ、其中ニ北極モ黄道赤道モ天ノマヽニ備レリ。其時刻ヲ見ルニハ、一ケ所日影ノ通シケル所アリテ、黄道赤道時刻ナドノ筋ヘアタリケルヲ、二十四氣ニヨツテ、東西南北時刻等分リケルトナリ。

一叔卿ノ師ナリシ片岡氏、工夫ノ日晷四品アリ。其中一ツ晝夜トモ用ル日晷アリ。夜ハ星ヲ以テ時刻ヲ知ルナリ。其星ニ別ノ習モナシ。二三星ヲ知リテ後、其星ヲ目當ニ測リタル故、天文ヲ知ザル人モ用ラルヽトナリ。

一叔卿云、近年腰間ニ帶テ里數ヲ知ル器ハ、理方ハヨケレドモ、アマリ通シテ用ニ立タズ。ソレ故又工夫ヲ加ヘシ人アリテ、餘ホド宜シクナリタレドモ全備セズ。叔卿京師遊學ノ節、製法ヲ替ヘテ同方ノ器ヲ作リ、行程儀ト名ヲ付オキヌトナリ。

文會雜記 大尾

文會雜記附錄　卷之一

備藩　湯元禎之祥識

男明善子誠輯

一吾藩、神祖ヲ郊祀シ給フハ、烈公ノ時、台廟ノ賜ナリ。神祖ノ神輿ハ善盡シ美盡セリ。吾大東ノ日光山ノ神輿ト、吾藩ノ神輿ト只二ツ、是ヨリ美ナルハナシト世ニハ云ナリ。禎ガ大父ノ遺篋中ニ、神輿ヲ造ラレタル時ノ目錄アリ。神輿及旌旗、戈矛鈠鋭トヲ合セテ銀拾七貫目ノ料ナリ。詳ニ其事ヲシルセリ。禎ガ四世ノ祖、其時、神祖廟ヲ經營セル總管タル故ナリ。今ヲ以テ見レバ、三百貫目ノ銀ニアラザレバ造ラルベカラズト人言ヘリ。因テ想フニ、往古物價ノ賤キ事ヲ知ルベシ。神祖ノ廟ヲ造ラレシハ正保元年ノ事ナリ。郊祀ハ正保三年丙戌ニ始レリ。今ヲ去ル事百年ナリ。又烈公ヲ因幡ヨリ備前ニ封ジ玉フハ寛永年中テリ。其時ノ人言シハ、因幡ニテ米三苞ヲ銀二十錢目ニテ糶シキ、備前ニテハ二十五錢目ニ糶ト言傳ヘタリ。又室町日記ヲ閲スルニ、天文年中ノ事ナルニ、米壹石ヲ六錢目三分ニ賣タル事見エタリ。又其時木綿一疋一錢目六分シタルヨシ見ヘタリ。是瑣細ノ事ナレドモ、治道ニ志アラン人ハ、時價ノ貴賤ヲ知ラズバ、其世ノ有サマ知レ難カルベシ。米價ノ貴賤ハ禎別ニ考アリ。

一烈公宗廟ヲ徙サセ給フノ後、平安ノ伶人來リテ舞樂ス。此事クハシク森川助左衛門輯スル所ノ記ニ見ヘタリ。其記世ニ閟シテ人ニ出サズ、ト人ノ語リキ。

一或人ノ言シハ、今江戸ニ元三大師ノ畫像ヲオシタルニテ思ヒ出セリ。芭蕉ト言ヘル俳諧ノ男ノ「角大師井手のかはずのひぼし哉」滑稽ノ中ニ少雅ナル意アリ。

一中華ニテ、古ヘ文才アリシ曹大家班婕妤ナド、左ノミ多カラズ、賢明ノ婦人ハ多シ。日本ニテ文才ノ婦女赤染右衞門、紫式部、清少納言等枚擧スベカラズ。但筆法ニ巧ナルヲ聞ズ。吾藩ノ藥師院ノ榜ハ、寶鏡寺ノ內親王ノ書也。醫王閣ノ三大字ナリ。筆法ノ雄偉目ヲ驚セリ。頽諸所ノ榜ヲ見ルニ、如ㇾ斯美觀ヲ見ズ。今ハ婦女ノ才古ニ及バズト思ヒシニ、古ニモ超過セリ。

一頽、俳諧ヲコノマズ。サレドモ芭蕉ガ句ヲ聞シ。陸奧國ニテ源廷尉ノ古跡ヲ尋、高館ニテ、「夏草や兵どもの夢のあと」ト言ヒシハ、感慨ハ少シ有ヤウナリ。

一青地三之丞ハ、今ノ藤兵衞ノ父ニテ、烈公ノ射隊ナリ。烈公ノ射隊二十人アリ。烈公常ニ源左中將義貞ノ十六騎ノ黨ニ擬シ給ヘリ。今ノ藤兵藤モ甚射ノ巧ナリ。又三之丞ハ百發百中ナリ。藤兵衞ガ母ノカタリシニ、吾兒イカデカ射術ヲ學ビ得ベキ。父ニハ志劣レル者ナリ。父ナル人ハ弓ヅカヲ三寸バカリニ拵ヘ、常ニ懷ニシテ人ニ語ル時モ、手ヲ袖ニ入テ夫ヲ把リテ、終食ノ間モワスレザリシト言シヲ聞タル人ノ、予ニカタリキ。聖人ノ學ニ志ス者カクゾ有ベキ。

一或會ニ日蓮親鸞ノ物語アリシ時、予謂、今ノ世ノ學者ノ儒者ノ片端ヲ窺テ、佛法ヲ惡ミ日蓮、親鸞ヲ譏ル事ハイカニゾヤ、彼二人ノ初メ法ヲ說タル時、獨立シテ海內ヲ對頭トセリ、シカモ少モ屈撓セズ、死刑ニ處セラレテモ懼ルヽ色ナシ。豪傑ノ士ナラズヤ。學者ノ先王ノ道ヲ信ジテ守死善道モノ、恐クハ彼二人ニ及ガタカルベシ。

一本藩中原ニ、烈公ノ遊覽ノ所アリ。中原ハ旭川ノ側ニアリ。夏日避暑ニ至リ給フ故、ナスシノ家ニ幕ト幕クシヲ預ケ置セ玉ヒテ、至リ給ヘバ幕ヲウチ、毛氈ヲ蒿萊ノ上ニシキテ、行廚ヲ喫シ給フ。今カノ所蒿萊數丈間ニ牛馬ヲ放カハズ、里民コレヲ敬セリ。召伯甘棠ノ昔モカヽルコトニコソ。

一小森可久字子德、俗稱友之進、篤實ノ士ナリ。贊御ノ臣ニテ典籍ヲ司ル。烈公ノウツシ給ヘル書、大ナル長櫃二棹アリテ、每夏ニ虫干スルトテ詳ニカタリキ。烈公薨ジ給ヒテ七十年ニ及ベリ。御壯年ノ頃ハ書ノ刊

本陽リシユヘ、且甚書法ヲ好マセ給ヒテ、初ハ青蓮院尊純親王ノ弟子トナラセ玉ヒキ。後ニ法帖ヲ見テ摹セ玉フ。予ガ先人ニ賜ヒシ、愷悌君子民之父母トムル八字、楷正雄偉ニシテ、殆中華ノ人モ及ベカラズ。又王陽明ノ客座ノ私說、石刻ヲ屏風ニシテ置セ給ヒシニ、其中三字缺タリシヲ補書シタマヒシヨシ、今泮宮ニアリ。イヅレカ公ノ御眞蹟ニヤト、請求レドモ辨識セラレズ。

一後水尾帝ノ御讓位ハ、關東ヨリ取計ヒタルニヤ、殊ニ逆鱗アリテ、御讓位ノ時御フスマニ、一首ノ御製ヲ書セ給フ。

　葦原やしけらはしけれ天か下とても道ある世にあらはこそ

　世の中は上に日かつき横にはふ蘆間のかにのあさましの世や

予ガ幼時、野村先生ノカタリ給ヒシ。今既ニ三十年ニ及ベリ。猶耳ニアリ、噫。

一烈公ノ時、大島ノ海上ニ浮ミ來リシヲ、山中某鳥銃ニテ風キリノ羽ヲ打切シカバ、飛翔スル事ヨク能ハズ、終ニツレ來リシヲ、野殿邑ノ沼ニ放サレキ。一丈七尺アマリモアラン、家鵞ノカタチニ似タル物ニテ、色ハ薄鼠イロニテ、胸ニ大ナル嚢アリ、魚鼈ヲ食タルヲ、マノアタリ見タルト、岩田翁ノカタラレシナリ。是ヲ世ニハ大ナンカモメト言メリ。予因テ謂キ、爰居ナルベシ。其時知禮ノ君子ナカリセバ、魯ノ東門ニ樂ヲ以テ饗スルノ事アルベキニト言タリキ。後ニ詩經名物辨解ヲ見ルニ、鵜ノ條下ニ、昔年備前岡山ニ出タリ。是左傳ノ爰居ナリトシルセリ。

一丙寅春二月廿一日、鳥山ニ遊覽ス。鳥山ノ麓即平家物語ニ見ヘタル篠ガ瀨マリ也。今ハサヽカセト堤ニ言ヘリ。鳥山ノ北ヨリ流レ出ル川ニ長堤アリテ屈曲セリ。平家物語ニ見ヘタル福輪寺ハ今ナシ。左右ハ深田ト言ヘリ。今モ如何ニモ深ゲナリ。鳥山ニハ左ノミ大山ニモアラズ、秦ノ山ヨリ西ニ續キタル山ナリ。頂ニ六ノ塚アリ。土人相傳ヘテ第二ノ冢、瀨尾太郎兼安ノ塚ト云。烈公ノ時、塚ヲ發キテ棺ノ中ヨリ多クノ朱砂ヲトリ出ス。是ヲ賣者アリ。即死刑ニ處セラレ、元ノゴトクニ埋サセタマフトムナ

リ。石碑ハナシ。但平家物語ヲ見レバ、板倉川ノ西ニテ討レタルト見ヘタレバ、板倉川ノ西ナランニハ備中ノ國ゾカシ。イカニヤラン。サレドモ道程二里ニ過ズ。事散ジテ後瀬尾ガヨシミノモノドモ、此山ニ埋ケルニヤ。盛衰記ニ見ヘタル岩井ノ山ニ塋ヲ設ケタルト見ヘタルハ、鳥山ノ南ナル石井ノ事ナルベシ。岩イシノ訛ナリト覺ユ、歸路乗輿七律一章ヲ賦ス。崢嶸鳥嶽一登臨、神地香臺何處尋、峽東ニ長河一風雨散、鬣(林カ)停ニ殺氣一薜蘿深、斷崖白日戈鋋色、千載青山烈士心、偏憶孤忠褰レ兵地、悲歌彈レ剣涙沾レ襟。

一源頼レ女ヲ梶原景茂ニ賜リシ時、五月雨ニ沼ノ岩カキ水コエテイツレアヤメトヒキソ煩フ、ト景茂ガヨメルヨシ沙石集ニ見ヘタリ。沙石集ハ、梶原景時ガ季子ノ著セシ書ナレバ、詐僞アルベカラズ。然ラバ頼政ニ賜タルト言事ハ附會ノ説ナルカ、平家物語ニモ載ズ。サテハ太平記ニ載タル高師直ガ平家ヲ語ラセタル事イカヾ覺束ナシ。又師直ハ歌人ナリ。師直ガ家ノ會ト云事、頓阿法師ノ草庵集ノ中ニモアリト覺ユ。然ラバ太平記ニノセタル兼好ガ艶書ツクル事ハ、實録ニアラザルベシ。師直ヲ憎ミテサマ／＼ニ附會セシニヤ、兼好ガ爲ニ嘲ヲ解ニ似タリ。

一近江ノ湖ヲ鳰ノ海ト和歌ニヨメリ。鳰ト云字字彙ニモ見ヘズ。カイツブリノ事ナリト書ナリ。サラバ鳰ノ字ヲ訛ナルベシ。近年近江國ノ圖ヲ刊行セルヲ見テ、初テニホノ海ト言フ事ヲ悟レリ。湖ノ瀬多ノ所ハ鳥ノ頭ニ似タリ。志賀ヨリ北ハ鳥ノ脊ニ似タリ。北ノ方ハ鳥ノ尾ニ似タリ。東ノ方彦根ノ方ハ鳥ノ腹ニ似タリ。昔ノ人ハヨク形容シタルニコソ。琵琶湖ト詩ニモ用レドモ、ニホノ海ト言事、詩ニ入タルヲ見ズ。鳰湖ナドヽ言ベキカ、中華山東ノ山ノ名ニモ鳰ト言事ハ見ヘタリ。

一宜牧ハ美濃人ニテ、芦鹿ノ大慧寺ノ僧ナリ。寛保元年ニ吾藩大隣寺ニ遊ベリ。去テ國ニ歸ル時、予母ノ喪ニアフ、送文ニ及バズ。其後再西遊ス。延享乙丑ノ春、吾藩ヲ發シテ筑紫ニ趣ク、コノ時予鍾情之感ニ遭フ。又詩モテ送ルコト能ハズ。究メテ才アル僧ニテ、甚詩ニ耽ル。美濃ハ尾藩ニ近キヲ以テ、

時々名護屋ニモ至リ、隣皐木實聞ニモ相識ナリ。隣皐ノ事ドモ詳ニ語レリ。性行皎潔、釋門中興トモ言ベキ人ナリ。千日憐之因デ、乙丑ノ夏絶句ヲ寄ス。其中ニ、飛錫翩々挂ニ落暉一、天花忽映ニ九州一飛、待ㇾ借昔足神通力、大海乘ㇾ鯨萬里歸、コノ詩冬筑ノ久留米ヘ逢シケルトナリ。丙寅ノ春東歸スルトテ來リタリ。握手シテ崇西ノ事ヲ談ズルニ、サマ〳〵ノ事ヲキク。霧嶋嶽ニ登リシト也。是ハ日向國ノ大山ナリ。風土記ニ、天孫高千穂二上ノ峯ニ天降シタマヒシト見ユ、即是ナリ。極メテ高キ山ニテ肥ノ阿蘇ヨリモナヲ高シト言トナン。鹿兒島ノ城モ目下ニ見エテ、西洋海ヲ臨ムトナン。中峯ニ大ナル穴アリ。ソノメグリモ八町モ有ベキ、陽焔モヘ出テ、石巖悉ク赤シトナン。因テ七言律一章ヲ賦セシトテカタリシ中、春蒸赤壁彌ニ天焔一、劍動ニ青霄ニ映ニ斗文一ト言ハ實錄ナリト言キ。サテ其劍ト言シモノハ、土人ハ天ノ逆ボト名ル物ニテ、カノ天孫ノアマクダリ玉ヒシ時ヨリ傳ハルト言フナリ。白石ノ著セシ東雅ヲ考ルニ、天孫天クダリマセシ初ニタテラレシボコハ、今モ日向ノ諸縣郡キリシマ嶽ニ現在ストミエタリ。尚神代卷考フベシ。絶頂ニ其ボコアリテ長サ二三尺餘モアラン、黄金ニテ造レルヤ、地ヨリ二尺餘ニ至テ鬼ノ面ヲホリタルヲ付タリ。上ハ鉾ナルガ、盗賊ノ爲ニ折ラレタリトイフ。其有様數千年ヲ經タルモノニテ、神造ト言事モ誣ベカラズ覺ユト語リタリキ。長崎ニモ至リタリ。大音寺ニテ玄海上人ニモ謁シキ。詩文ヲ請ヘドモアタヘズ。竊ニ其文數首ヲウツシテ予ニ見セン爲ニ、遙々携ヘ歸レリトテ出シテ觀セタリキ。予ハジメテ玄海ノ文ヲ觀ルコトヲ得タリ。扨長崎ノ謙光和尚ノ書數紙ヲ出シテ予ニ視ス。中ニモ唐詩七言ヲ書ル極メテ美觀ナリ。華人ニモ中々今ノ清人ハ及ベカラズ。清人ノ長崎ニ居ヲシメタル、可亭草亭ガ書ヲ携來ルヲ比視スルニ、謙光ノ書大ニ超過セリ。二亭ノ書ハ見ルニ足ラズ、予驚歎シテ悦タリ。又清人ノ畫ヲモ見セヌ、風雅ナル事云ンカナシ。謙光和尚ノ詩文ヲモ見セラレキ。是ハ宋人ナリ見ルニ足ラズ。謙光和尚ハ、廣澤滕公肆ノ書ハ、和氣アリト言レシトナリ、誠ニ然ナリ。予嘗謂、吾日本書法ヲ得タルハ徠翁一人ナリト。予家ニ徠翁ノ眞蹟ノ子鱗ガ絶句ア

リ、予ガ家連城ノ璧ナリ、出シテ謙光ノ書ト併觀ルニ、謙光モヲサ〱オトルマジク覺エタリ、筆意ヨク解セラレタルト見ニテ、大字ハ猶尚可觀モノナリ。客歳清人伊孚九ト云ガ、長崎ニ來リテ書畫ヲナセルヲ一紙携歸リテ予ニ見セタリ。是ハ草亭可亭ノ及ベキニアラズ。少シク文盲ニモ知レル詩一首ヲカケル反古ヲモ、予ニ見スルトテ携歸レリ。其詩、記得天台□〔澹カ〕宕歸、滿山松露濕人衣、十年閑底無林壑、今日畵圖看舉徵、乙丑秋八月唐山伊孚九ト書ケリ。天台山ニ遊覽セルト見エタリ。サテ牧ハ中天竺ノ人ヲモ見タリトナン。三十餘年來ラザリシガ、久シクテ絕タリシカバ、譯師言ヲ通ズル事ヲ得ズ。清人譯シテ初メテ通ジタルトナリ。サテ天竺ノ人夷狄ナルコト慥ナリト、宜牧言タリキ。予笑テ、師ハ釋門ノ人ニテ、何ゾ天竺ヲ貶スルヤト言バ、彼モ又笑テ俱ニ道事ナシ、紅毛人ノツレ來レルクロボウヲモ見タルト也。牧ガヤドシタル主人ノ館ノ前ニモ、紅毛人ノ大船アリテ、日々クロボウヲモ見タルトナリ。劇談ノ中子業來リ、席上七律ヲ賦ス。一葦西來大海灣、遙從縹渺綵雲間、彌天花報金猊座、飛錫雲浮赤馬關、結社吾曹無白眼、論文方外有青山、漫游聞說津梁遠、五十三員間道遙。

一宜牧養痾ニテシバラク大藩ニ留滯ス。屢訪來リテ西遊稿ヲ示ス。其中赤馬關懷古周長西國道中ノ詩アリ。又太宰府ノ古跡ヲモ見、菅公ノ祠ニ謁ス。各五言律アリ。薩州ヘモ十日バカリ遊タリキ。薩州ノ事傳聞サマ〲ニ傳レドモ、多クハ僞妄ノ說ナリ。質ニ其詳ナル事ヲ聞ニ、鹿兒島ニハ城ナクテ館ナリ。諸士大夫ノ多キ事、尾藩ニ三倍セリト語レリ。又外城百十所ニ及ベリ。其中、加治木、高岡、シブシ、都ノ城、此四所ハ士千人アリ。其餘ノ外城ハ二百乃至五六百アリト語タルト也。皆農兵ナリ。夫ユヘ外城士トテ、少シク鹿兒島ノ士ヨリハ格式劣ルヤウニ聞ユトナリ。予謂、鹿兒島ノ士ハイハユル越王勾踐ノ君子ノ軍ナルベシ。齊ニ七十餘城トキク、薩州ハ大ニ增レリ、不啻十二東秦ト言ヘケレドモ、法令ノ嚴密ナルコト驚歎スベシ。又牧日向ニアリテ名高キ古月和尙ニ相見シケリ。マタ久留

米ニテ大夫有馬監物ノ別業ヲ觀ルトナリ。其時ニ希世ノ珍寶主右水ガ畵山水ヲ見タルトテカタリキ。又肥後ノ熊本ノ城郭ノ壯大、尾張名護屋ノ及ベキニアラズ。淸正ノ雄滅見ツベシトカタリキ。彼僧ハ殆慷慨ノ節士ニ似タリ。美濃ノ人ナルユヱ關ケ原ニモ至リテ、其驛ニアル遠士國本半助ガナセル關ケ原合戰圖ヲモ見、又岐阜山ニモ度々遊タリシニ、搦手水ノ手險岨言ンカタナシ。士人今ニ傳テ、池田家ノ士ハイカニシテ、重キ武器ヲカタゲカヽル處ヲ攻上リシニヤト美談スル事、サマ〴〵語シ也。今ワレ大藩ノ士ハ、岐阜ニテ軍功アリシ事ヲ知リタル人サヘ罕ナリ。世ノ末サマゾ歎カシキ。扨牧、日向國ニテ宇土山ノ靈窟ニモ遊タリ。是玉依姬ノ古跡ニテ、鵜羽葺不合尊ヲ齋キ祭レル所ナリ。律詩作レルトテ、雲飛隱見神靈窟。月出玲瓏龍女珠。絕壁烟花皆秦彩。密門樓閣半虛無。ナド言對句ナリ。詳ニ其勝址ヲ談ズルコトヲ聞テ、殆臥遊ノ興探二禹穴一上二會稽一ノ昔語リ思ヒ出ラレツ。牧マタ高良山ニ登レリ。コレハ武内宿禰ノ祠ナリ。日二玉垂宮一七絕アリ。高嶽岩嶢鎭二九區一、中峯雲盡玉宮孤、仰君征戰功成後、海外三韓入二版圖一。高良ハ筑ノ山ナリ。マタイツク嶋ニ遊ビシ時ノ七律モ雄大ナリキ。牧マタ玄海上人ニ文ヲ學ブ事ヲ問、上人イハク、司馬班固ヲ學ブ事カタシ、彼二家ハ譬ヘバ世諺ニ言、イリ豆ニ花ノナキタル也。何ゾソノ實ナキ者ノ學ブベキヤ、後漢書ヲ學テ可ナリ、入易クシテマタ六朝ノ浮靡ニモアラズ、コレ後世文ヲ學ブ者ノ軌範ナリト、又筑ノ久留米ニテ岡野三左衞門トイフ人ニ遭タリキ。岡野數年前風ニハナタレテ、中華ノ潮州ニタヾヨヒツキ、艱難ツブサニナメテ、南京ニ至リテ送返サレタリ。其トキ古ノ魯ノ地ヲ過シニ、孔子ノ廟ニ華人ノ詣ル事、日本人ノ伊勢參宮スルニ似タリトナリ。國字ノ記セル記ヲ取出シテ見セタルヲ讀タリキ。珍ラシキ物語ナリトテカタレリ。

一吉蕃旭川ノ東涯、今ノ花畠ト言所古ヘ別業ナリ。宮内君公（諱忠雄、烈公伯父、）備前ニ封ゼラレテ後遊覽ノ地ナリ。得月臺ト名ヅクトカヤ。予ガ外大父ノ反故ノ中ニ得月臺ノ記アリ。禪僧ノ文ト見エタリ。門弟ノ出來リテ見セツル也。方二町許ニ過ズ。烈公ノ時改マリテ、今ハ士ノ居所トナリ。宮内君ハ城中ニモ

樓ヲ築キ玉フ。今ノ月見ノ樓即是ナリ。

一熊澤次郎、父ヲ八郎ト云、八郎ハ猪太夫ガ子ナリ。猪太夫ハ初名ヲ權八ト言、モト松浦侯ノ士ナルガ、故アリテ十五ノ時出奔シテ、烈公ニ事フ。其後松浦侯大邸ニ至ラセ給ヒテ、烈公ト相見アリ。權八茶ヲ持テ出タリ。松浦侯熟視アリテ、烈公ニカレハ吾モトニ有シ者ナリ。國ヲイヅル時、ワレアタヘタル折紙ヲ引サキテ、此折紙ヲ他國ニ持行テ、夫ヲ便リニ祿ヲ求ル志ニアラズト言タリキ、無禮ノ一言ナレドモ、夫ハ年若クシテ短慮ノ故ナリ。オヒサキ一志アル若モノナリ、懇ニセサセ給ヘト宣ヒタルトナリ。猪太夫和歌ヲコノメリ。

　湖水　さす棹に氷くだけて行船の浪に跡ある志賀のからさき

　舟　世の中は思へはやすきうきね哉まくら流るゝ淀のかはふね

　千鳥　同し江にねふる鷗のこゝろをもしらで千鳥の立さわくらん

ナド猪太夫ノ詠歌ナリ。應兵記、碎玉話等數部ノ書ヲ著ス。碎玉話ハ今刊行セリ。次郎ハ大藩ノ執法ニテ、國政ヲ只一人ニテ擅ニシキ。マタ才氣モアリ、中院通茂公門人ニテ和歌ヲモヨクヨミタリ。

一岩田翁ノ話ニ、禁裡ニアル手長足長ノ繪トハ、イカナル物ゾヤト、岩田翁ノ言ハレシニ、予モトヨリ記憶セズ。遙ノ後ニ清少納言ガ枕草紙ニテ見出セリ。清涼殿ノウシトラノ隅ノ北ノヘダテナルオンソフジニハ、アラウミノカタ、イキタル物ドモノ怖ロシゲナル、手長足長ヲゾカヽセタルト言ニ、マタ禁秘抄ニモ有ベシ考ベシ。山海經ニ見ヘタル圖ナルベシト思ハル。

一先妣嘗、清少納言ノ對レ雪捲レ簾ノ事カタリ給ヒテ、今ノ士君子ノ文雅ナキ事ヲナゲキテ、禎、文學ニ志ス事ヲ悦タマヒキ。近ヒ枕草紙ヲ見ルニ其事出タリ。雪イトタカクフリタルヲ、例ナラズ御格子マヰラセテ、スビツニ火オコシテ物カタリナドシテアツマリサブロフニ、少納言ヨ、カウロホウノ雪イカナラン、ト仰ラレケレバ、ミカウシアゲサセテ、ミス高ク卷アゲタレバ笑ハセタマフ。今ハ皆サル事

ハシリ、歌ナドニサヘウタヘト思ヒコソヨラザリツレ。猶世間ノ人ニハサルベキナメリトイフト見ヘタリ。其餘史漢晉書古詩ナド皆ソランジタル事、枕草紙ニ見ヘタリ。先妣ノ教誨ヲ耳ニアリ。其容ハ邈然トシテ逝タマヒヌ。吾學ノナラザル悲カナ。〇又枕草紙ノ中ニ、白キシキミ道ノクガミ、タヾノモ白フ清キハ、上タルコトモウレシ。又世ノ中ノムツカシフ、カタ時アルベキ心ナドモセリ、イヅチモイキウセナバヤト思フニ、只ノ紙ノイト白フ清ウナルヨキ筆ナド得ツレバ、カリテモシバシ有ヌベカリケリト書タルコソ、禎ト同ジ嗜好ナル物書ウツサン料ニ、是ヨリ能キ事ヤハアル。面白キ事ヲモ書ヲキタルト覺ユル也。

一大藩ノ地名ノ事、鹿喰島ハ草島ナド、言テ、詩ニ入レバ可ナランカ、琴浦、白石ノ如キハ、モトヨリ佳名ナリ。常山ハモトヨリ吾大藩ノノゾミニテ、文ニモ詩ニモ入レテ雅正ナリ。大手ノ御門ハ南門然ルベシ。石山御門ハ石門ニシテ然ルベシ。論語ノ魯ノ門名タル事見ヘタリ。サクラノ御門ハ花門ナド然ルベシ。目安ノ御橋ハ諫橋尤相應スベキカ。岡山ハ春秋ニモ記セリ。鐵御門ハ如何シルスベキ。牛窓ハ牛渚然ルベシ。平井山ハ、烈公儀家山ト名付給ヒヌ。綱濱ハモトヨリ宜シ、ハタ山ハ秦山然ルベシ。金山ノ一本松ハ孤松嶺トシテ可ナリ。川向ノ花畠ハ得月臺モトヨリノ名ナリ。平井ノ祠ハ華山トモアレバ尤宜シカルベシ。東川ハモトヨリノ旭川ト名ツク、詩ニ入テモ然ルベキ事也。二本松ハ雙松驛ト言ベキ、ト子業言ヘリ。コレ行旅ノ人ヲ送別ノ所ナリ。別レノ茶屋ハイカヾ詩ニ入ベキ、吉備中山ハ、モトヨリ千日ノ酒ノ故事モアレバ面白シ。唐琴泊和歌ニ入レテハ雅ナレドモ、詩ニハイカヾ入ルベキニヤ、東山ハモトヨリ然ルベシ。魯ニモ孔子東山ニノボリタマヒシ事アリ。極メテ相應セリ。虫明ハ風景ハ勝レタルニ名雅ナラヌハ口オシキ。月見ノ御櫓ハ、望月樓尤然ルベシ。王葛山ハ古キモノニハ見ヘズ。サレドモ佳名ナリ。

一點發ノ事、文學者第一ノ要務ナレドモ、コノ事知ル人尠シ。點發ニ依テ文義ワカル、事ハ言ニ及バズ。

詩近體ニ聲ノ誤用アルモ、點發ノセンギ少キ故ナルベシ。廣陵散ノ散ハ仄聲ナリ。平聲ナリト云說アレドモ、實ハ仄聲ナルユヘ、王元美ガ絕句ノ第三句ニ用タリ。僧ノ大潮ガ華音自負ニテ、廣陵散ヲ平韻ニフミタルハ却テ笑フベシ。將軍ノ將ハ平聲ナリ。大將ノ將ハ去聲ナリ。紛ラハシキユヘ南郭老師ノ宮詞ニ仄聲ニ用タマヘルハ、一時ノ筆ノ誤ナルベシ。老師スラシカリ、況ヤ吾儕ヲヤ。中華人ノ詩ニハ將軍ノ將キハメテ平聲ニ用タリ。

一讃岐國否谷（イヤ）ニハ滿谷悉佛像ヲホリタリ。數十仭ノ巖ニモ、一尺二尺ノ石ニモ、或ハ五丈六丈ノ滑ラカナル所ニモ、少シ許ノ石ニモ彫ラヌハナシ。佛像數萬ニ及ブベシト云人ノアルヲ、怪シキ事ニ思ヒシニ、近頃岩田翁ニ問シニ、翁モ此谷ヲ覽ラレキ。人ノ言シニ少モタガハズ。翁キハメテ勘辨アル人ナリシガ、石工ニ委シクカタリテ計ラレシニ、數百人ノ石工ヲ以テ、三十年ノ力ヲツクサズンバナルベカラズト。且數十仭ノ巖アジロヲクムノ料用費ハカルベカラズ。イカナル人ノナシタル事ニヤ、更ニ心得ラレヌトテ、詳ニソノ見タリシ事ヲ語ラレキ　土人ハ弘法大師ノ彫ト言ナル。翁ウキタル事云人ニアラズ。世ニハ怪シキ事コソ多カレ

一吾大藩ノ土肥典膳ハ、祿四千三百石、世々大番頭、　土肥實平ガ末裔ナリ。丙寅ノ春竣役、東都ヨリカヘル時、伊豆ノ國土肥ニ立寄タリ。小田原ヨリ南ヘ行テ、根府川ノ關所ヲ踰レバ早川尻ニ至ル、コレ卽源平盛衰記ニ見ヘタル、賴朝夜中ニ舟ニテ汀ニツキタルニ、幕引カセ火タキテ敵ノ酒宴ヲシタルヲ、忍ビテ歸レル事見エタル是所ナリト也。石橋山ノ道、眞田與一ト文藏トガ古墳アリ。扨土肥ノ村里ニハ同姓ノ人ナシ。然レドモ一向ニ田舍ニテ、其人（王父イ）ナドノ名ヲバハヤ忘レタル程ノ所タルヨシ、サラバ村里ノ人ノ中ニハ、實平ガ末モ有ベケレドモ分明ナラズ。器物モ文書モ傳ヘタル事一ツモナシ。只寺ニ實平ノ位牌アルノミナリ　マナツル土肥杉山ヲモ見ラレキ。皆分內甚狹キ事也ト語ラレキ。

一日本ノ刑法、古惡源太義平ヲ殺セシモ、今イフ打首ノ仕方ナリ。サレドモ切手難波次郎ナリキ。重衡ナ

ドモ打首ノシカタ也。東鑑ノ中ニ、切腹ノ事見エズト言人アリ。他日可レ考事ナリ。石田治部三成、小西行長ナド、六條河原ニテ殺サレシモ打首ノ例ナリ。仇敵ノ人ナレバトテ、此二人主君豐臣氏ヲ弑セルニモアラズ。皆千乘ノ人君ゾカシ。白晝ニ縛シテヒキハリ出シ、打首ニセラレシ事、如何ナル事ニヤ心得ガタシ。國初佐命ノ臣、皆文學ナキユヘナルベシ。既ニ神祖、三成ヲ縛セラレテ後、相見ノ時、平時ノ御アシラヒト聞ユ。人ヲ殺スニモナド禮法ノナカルベキ。豐臣秀吉ノ暴戾ナル、嗣秀次ノ妾ヲ殺シテ畜生塚ト名付ルニ至ル。二世ニテ敢ナク亡ラレタルコト實ニ理リニコソ。

一丹澤氏、右軍ノ書タル瘞鶴銘ノ新刊本ヲ見セラル。予謂、過美ハ言ニ及バズ、予書法ニ昧シ、其眞贋ヲ定ムル事能ハズ。然レドモ華陽ノ眞逸撰ト口ニアリ、晋時ニカヤウノ號アル事ヲ聞ズ、大ニ不審キ事ナリ。又其書法宋人ニ似タリ、心得ラレズト言タリキ。後日卮言ヲ考ルニ、瘞鶴銘ノ事タシカナル事ナシ、何ヤラン小說ニテ見タルニモ、此銘ハ水中ニアリテ、全文ヲウツシ得タル人ナシ、歐陽永叔五十字ヲ得テ自負セルト言事アリ。後全文ヲ取出セルニヤ覺束ナシ。五雜俎ノ中ニ定テアルベシ。他日考ベキ事ナリ。

一日本ノ古ハ郡縣、今ハ封建、中華ノ古ハ封建、後世郡縣タル事言ニ及バズ。是ニ因テ制度モ大ニ違ヘバ學者ノ心ヲ付ベキ事也。中華ノ古、三代ノ君子皆劍ヲ帶タリ。徂徠翁ノ孫子解ノ中ニ、秦始皇ヨリ已後丸腰ニシタルト云レタリ。秦始皇ノ時ノ事ハ、詳ニ史記ニ見エタリ。サレトモ西漢ハ丸腰トハ見エズ。君子皆劍ヲ帶ラレタル事、漢書中ニ所々見エタリ。サレバ東漢カ晋ノコロヨリナルベシ。他日考ベシ。

文會雜記附錄卷之二

一威毛ヲ詳ニシルシテ、古ヘノ武將タチノ像ヲ畫ケリ。繪ノ體百年許モ前ノ物ト覺ユ。天子ノ御像モ見ヘタリ。大ニ心得ラレズ。平家物語ニ、平重盛ノ父相國ヲ諫ラレシニ、ワガ國ノ天子ノ事ヲ云テ、其次ニ三公タル人ハ、皆天津兒屋根ノ御末裔ナリ。鎧ヲキル事ナシト云レタリ。重盛詐僞ノ言ヲ吐ベカラズ。又平史モ實錄ナリ。三公スデニ甲冑セズ。然ルニ天子ノ御鎧ハ、紫色ナルト見ヘタルハ何ニヨレルヤ。神功皇后ノ外、天子ノ甲冑シタマヒタル事詳ナラズ。マシテ鎧ノオドシモ傳ルベキヤウナシ。只太平記ノ中ニ、南朝ノ天子八幡ヲ落サセタマフ時、山木判官ガマイラセシ黄糸ノ鎧ヲメスト言事見ヘタルハ、武士ニ紛レテ落サセ給ハン爲ナリ。卷物三軸キハメテ重寶ナリトテ、或人見セラレキ。

一信州諏訪ノ湖ヲ鵝湖ト、今ノ詩人用ル事、何ニ本ヅケルカ、夫木集ノ和歌、

とけそむる氷をいかにいとふらんあしむらわくる諏訪の水海

ト、西行法師ヨメリ。マタ顯昭ガ歌ノ、

氷り居て歩行わたりするすはの海を出わつらふは鴨のうき舟

コレラニヨル歟。マタ箱根ノ湖ヲ蘆湖ト言ベシ。近來詩人用タルヲ未ダ見ズ。鴨ノ長明ガ道ノ記、

今よりは思ひ亂れし蘆の海の深き思を神にまかせて

トヨメリ。文ニ入ラレヌ多キゾ歎カシキ。

一江陵集鎌倉懷古七律十首、刊本ニ逸ス。イカナル事ニヤ、南郭老師ノ鎌倉懷古ヲ、予式評ニ王李集中所レ無ト、確論トスベシ。予謂ニ、老師ノ七首、老杜諸將九首ノ上ニオクベシト、但シ萬和尚サキニ鎌倉ニ遊ト聞ユ。然ラバ一番鎗トハ覺ユ。是ヲタトフルニ、謙信ノ小田原ニ攻入タルハ、萬庵ノフルマ

ヒ也。信玄ノ小田原ニ攻入タルハ謙信ヲ學テナリ。然ラバ二君ノ七律モ是ニ比スベキカ。謙信ハ敗軍セラレタリ。信玄ハ敗軍セラレズ。然レドモ一番鎗深働シタル事ナド、シニクキ事ナルベキヤ。予又謂、萬庵ハ吾邦ノ江文通ナリ。但弇州ガ歌行、太白ガ七絶ニ擬スル難ナシ。コレ萬庵ノ詩ノ長ズル所ナリ。天縱ノ事、摹擬ノ力ノ不レ及ヲ知レルナリ。他人才ヲ自負セバ必擬作スベキニ。予又謂、懷古ハ萬庵得意ノ作ナルベシ。日本ノ故事ヲアノヤウニキリマハス事、南郭先生ノ外一人而已。

一京極黃門ハ拙筆ナリ。シカルニ世ニ珍寶トスル事ハ、和歌ヲ以テノ故ナルベシ。南郭先生イハク、定家卿拙筆ナレドモ、和書和歌ノ字、幾部ト言事ヲ知ラズ書レタルト見ヘタリ。夫故ニ自ラコナレテヨク見ユト、尤然ルベキ說ナリ。禎ガ先君子、佐理大貳ノ書ヲ藏メタマフ。後雀部氏ノモトニ藏ム。佐理ノ書法定ニ吾東邦ノ第一タルベシ。三島明神ノメデタマヒタル、ゲニ理ニコソ。詳ニ增鏡ニ見エタリ。

一熊澤了介ノ經濟ハ、老子ニ本ヅケル事多シ。全ク地中ヨリ掘出ス事ヲ忌メリ。是ハ前漢ノ貢禹ガ說ニ據レルナルベシ。春臺先生ハ金ヲホリ出スベシト、經濟錄ニ見ユ。了介ノ說迂繆過半、然ドモ又長計遠慮儒者ノ及ブ所ニアラズ。數十年已前ニ言レタル事的中スル事尤多シ。樂ノ說ハ最確論トスベシ。古河ニ幽閉ノ後、人來リテ學術又ハ世事ヲ談ズレバ、答ヘズシテ側ナル笙ヲ引ヨセテ吹レタルト也。古河ニ在テモ、少シモ憂患ノ色ナシ、君子ノ操見ツベシ。曹源君公ヲ諫ラレタル書一通、今ニ下濃婦五左衛門ノ家ニアリ。津田左源太ガ執政シテ國ヲ恣ニスルヲナゲキ、數十條ノ品目ヲアゲ置レタリ。其中ニ武田四郞ノ天目山ノ有サマ、今備前ニテ見ルベキ事ノ歎カシサニ、斯ハ申スト記サレタリ。此書ハ大カタ明石ヨリ越レタルト見ユ、石川翁其書ヲ見ラレタルトテ語ラレキ。治道ヲ知レル人、了介ノ如キハ少カルベシ。了介ハ婦人好女ノゴトク見エシ、ト老人ノ語キ。

一九月十三夜月ヲ賞スル事、徒然草ニ見エタルハ誤ナリ。中右記ニ、保延元年九月十三夜ノ月ヲ、寛平

法皇賞シ玉フト有ト也。菅丞相宰府ニテ九月十三夜ノ月ヲ見ル詩アリ。然レバソノ頃ヨリノ事ナルベシ。源氏夕霧ノ卷ニ、夕ギリノ大將小野ヨリ歸リタマフ時、九月十三夜ノ月、イトハナヤカニ指出タルト見エタリ。六代集ニハ十三夜ノ和歌ナシト季吟ノ說ナリ。千載集ニハ、十三夜ノ月ノ和歌アリ。

一江陵集ニ、擬唐荊川七律アリ。カレハ題岳武穆ノ廟ナルヲ岳將トシタリ。烏石山人誤レル成ベシ。

岳武穆廟　　唐順之

丹靑繡壁閃二旌旗一。想像勤王轉戰時。黃屋未レ歸南獵狩。金牌已罷北征師。平蕪漠々前朝隔。曠野陰々暮鳥悲。惟有西湖原上樹。春來猶自發二南枝一。

一伊勢物語ニ見エタル、ウツノ山ヘノ蔦ノ細道ハ、今ノ驛路トハタガヘリ。淸水谷實業卿關東下向ノ時、逢人ニ今ハ中々所セク引ナツム駒ヤウツノ山越「コノ歌ニテ、天子ノ逆鱗ニカヽラレタルトナン。又隅田川ニテ詠タル都鳥ハ鷗ナリト云說アリ、然ルベシ。シギノ大サト物語ニ見エタルハ、大河ノ上ニ浮ビタランニハ少クモミユツベシ。昔ヨリ歌ニ、都鳥ハ和田ノ御崎、コシノ海、高津ナドニヨミタリ。サラバ鷗ノ說シカルベシ。白鷗ノハシト、アシハ赤キナリ、疑フベクモアラズ。

一予、地圖ヲ觀ル事ヲ好ム。吉野嚴島ノ圖ハ貝原益軒詳ニシルシオケリ。松島ハ洞岩ノ圖アリトキク。松島ハ仙臺侯ノ封國ナリ。備藩ト仇讐ノ國ナレバ、イカナル事アリテモ、其地ニ遊覽スベキニ非レバ、セメテ洞岩ノ圖ヲ觀ン事ヲ欲ス。予東役ノ時、東海道ヲ經西歸ノ時、岐嶒ヲ經タリ。平安城ノ地ヲバ蹈マズ。

一今ノ和刊ノ杜注ノ左氏ハ、宋本ヲ翻刻シタルナリ。夫ユヘ字樣大ナリ。明末ノ刊本ハ、字キハメテ緻密ナリ。好尙ノ異ナル也。今ノ淸朝ノ刊本、又キハメテ丁寧ニシタル多シ。夷狄ノ風トモ覺エズ。康熙帝ノ遺詔ヲヨメバ、誠ニ開國ノ人君非常ノ帝ナリ。

一武家百人一首ヲ見ルニ、古ノ武將タチ風雅ナル事也。近來戰國ノ諸將ニモ、謙信ハ詩歌トモ少シヅ、

ナリタリ、信玄ノ詩ハ其時ニテハ詩人トモ云ベシ。柴田勝家ナドハ、無風流ナル人ト思ハルレドモ、敵ニトリ圍マレテ辭世ノ歌ハ面白シ。細川幽齋ハ勿論歌人ナリ。蒲生氏郷ホドノ猛將ナレドモ歌人ナリ。伊達家ト國與ノ論アリシ時、陸奥ノアダチガ原ノ黒塚ニ鬼コモレリ、ナド云古歌ヲ引テ勝レタリ。黒塚其頃伊達家ノ封地ニテ、安達ガ原ハ氏郷ノ領タリシト云ニヤ。幽齋ノ田邊城ヲ明渡サレシヲ、田子漢ハ玩物喪志ト云ベシト云レタルハ、尤ナレドモ、山城天皇ノ勅ナレバ、キタナク逃タリトモ云ガタシ、文ヲ知ラヌ武ハ用ニ立ヌ事也。秀吉、信長ナドノ治世ノ短モ文ヲシラヌ武ナリ。神祖ハ御學問アリクルト聞ユ。林羅山ニ御尋ノ事ナド、皆文學ノオハシタル證ナリ。今ノ如クニ、武家ト覺エテ武ハ何事モ云事ヲ知ラズ、國字ノ和歌サヘ得知ラヌハイカニゾヤ、主人トテアザケレドモ、昔ノ王人ハ多ク節儉ノ人ナリ。徒然草ニ、資朝爲兼大納言トラハレタル時ノ一言、英雄ノ志ト云ベシ。源中納言具行、元亨ノ亂ニ殺サルヽ時、露ノ身ノ草葉ニカヽルハテハミツアハレ東ノ末ソユカシキ、」ト詠メル。ホドナク鎌倉ノ亡タル、「地下ニサゾ悦ルラメト思ハル。

一或會ニ武田勝頼ノ評判アリ。余謂、神祖モ長篠ニテ柵木ヲ前ニシテ軍ヲテサレタル勝頼ナリ。今ノ人云如ク愚ナル人ニアラズ、ツヨ過ギ亡ビタルト云事ハ誤ナリ。姦臣長坂跡部ニ亡サレタリ。武田ノ諸將モ文學ナキユヘ禮義ノトリチガヘハ有ベケレドモ、勇ト智トハ、今ノ人ノ及ベキニアラズ。長篠ニテ數千ノ火器ノ的ニナリテカヽリタルハ勇ナリ。然レドモ長坂跡部ヲセリツクル事ハナラズ、是姦臣ハ君ヲタテニツキテオルユヘ、姦臣ハセヽラレヌ也。是ニテ火器ヲツルヘタツルヨリ、姦臣ノオソロシキ事見ツベシ。高坂ガ諸侯ノ亡ブル時、猿ノヤウナル士ガ集リテト書タルハ、千載ノ確論ナリ。聖人マタオコリタマフトモ此言ヲカヘジ。故ニ亡ントスル國ノ前ヲシル事是ヨリヨキハナシ。高坂ハ歴史ノ治亂ノ理ハ知ラネドモ、マノアタリ見タル故カク云リ。マノアタリ見ル事コソナゲカシキ。烈公、ノ御時、青木善太夫ニ執法ヲ命ゼラレシ翌日、追放ノ士アリシニ、善太夫是ハ某イマダ其罪ヲ知ラズ

延ラレヨト云、大臣既ニ罪名キハマリタリ、昨日ヨリ新職ニテ何ヲカ知ラント言シニ、善太夫昨日ヨリノ新職ナルユヘニコソ、斯ハ申セト爭論シテ、終ニ其人罪ニ決セリ。烈公大ニ賞セサセ玉ヒキ。斯ル人モ有ベケレドモ、用ラレネバ土芥ニ等シキ事也。世ノ中ニ姦臣ホド恐シキモノナシ。古ノ君子明哲保レ身トイフコトハリナリ。

一東都火災ノ時、淺草ノ内匠頭ドノヽ邸モ燒タリ。野村先生モ侯ノ供シテ十町計モ出ラレシ時、侯ノ愛スル所ノ物、居間ノ床ノ上ニアリ、惜キ事也ト宣フヲ聞テ、取テ返シテ邸へ入テ見レバ、黑煙燃上ル。未ダ床ノ上ニ有ノ書アリ、取テ懷ニシテ出ル時、門ハハヤ火ノ中ナリ。二神三四郎燒死シタルハ此時ノ事ナリ。三四郎ガ戸ノ側ヲ通リテ外ニ出ル時、野村ノ寄舍ニ火炎熾ナリ。コノ時

　あまのたくそれにはあらぬ藻鹽草なとかけむりとたちのほりけん

ト詠ゼリ。鬢髮モコゲテノガレ出ラレタリ。蒐ル際ニテノ詠歌、タレヤノ人ヤ及ベキ。今其事ヲ知レル人ナキユヘコヽニ記ス。

一徠翁ノ論ハタテノ突レヌ事ト見ユ。答問書ニ、人材ハ疵物ニアリト云レタリ。予此一句相劍ノ道ニトリテ思過レ半。上手ノ古劍ハ十ニ八九ハキズアリ。今ノナマクラ物ニハ疵ナシ。今本阿彌家ノ論ハ、價ヲ定ルニハ尤ナリ。今日用ニ立ル心ナラバ、劍ヲ白璧ノゴトク覺ヘタルハ笑フベキ事ナリ。オレル疵ヨリ外嫌フベキ事ニアラズ。去ニヨリテ古人戰國ニ用タル劍皆疵モノ也。武州公ヨリ臼井重太夫ニ賜タル高田ノヲサ盛ノ脇指、千載一フリノキレ物ト云べシ。然レドモ大ニ疵アリ。故アリテ此短刀他人ノ手ニ渡リ賣物ニナリタル時、予貯ベシト思ヒシニ、一金ノ蓄モナクテ空ク打過ヌ。今ヲ去ル事十餘年、劍ヲ見ルタビニ思ヒ出スゾカシ。コノ一事ニハ濁富モウラヤマシト云ニ、川子漢表也慾ト笑ハレテシゾオカシキヤ。又徠翁古言ニテ六經ヲサバカレ、其時代〳〵ノ言ニテオスベシト言レシハ、文學ニ精ナル事獨得ノ見ゾカシ。是ニヨリテ日本近來ノ軍記ヲ見ルニ、實錄虛錄掌ヲサスガ如シ。

一、白石ノ軍器考ニ、鳥頸ノ太刀ノ事アリ、未詳ナラズト也。縣官ヨリ紀藩ニ命ゼラレテ、熊野新宮ノ寶物ヲ閲シテ出サシメラレ、新宮ニ鳥頸ノ太刀アリ。是ハ天子行幸ノ時、ヨセラレタル太刀ナルヨシ、紀藩ノ士宇治田平左衞門忠知其命ヲ承テ言葉ヲ得タリ。其圖ヲ寫シタリシヲ、去々年出シテ寫タリキ。珍ラシキ事ナリ。サレハ應仁ノ亂ニ、王室ノ典籍ハチリヾヽニナリタルト聞ユ。水戸義公ノ典籍ヲ求メ給ヒシコトハ度々聞ス。日本史ハイカナル經籍ナルニヤ。

一、享保ノ縣官、經學ニ讓位ノ式ヲバ如何シルスベキヤ、太上皇トモサスガニ書レジ、何事モ中華ニ當テ見レバ、カケヌ事ノミナシ。南郭先生ハ大坂陣ノ事ヲ、左傳一部ノ字數ニテカヽルベシト宣ヒシカドモ、中々積ゲ愚才ニテハ思ヒモ寄ヌ事ナリ。

一、日本ニテ鬚ソリシハ何レノ頃ヨリニヤ、今昔物語ナドニテ見ル時ハ、中々鬚ソリタルトハ見エズ。源平盛衰記ニモ、イロ白クシテ鬚黒シト云フ事、平氏ノ人ノ中ニアリ。其頃マデハソラザリシ事勿論ナリ。マナカヤキノ事ハ、砂石集ニ、月代ノアト、云事アレドモ、僧ニ似タル人ヲ云タルナリ。北條氏ノコロヨリトモ云、又松永彈正ニ始ルトモ云、正シキ物ニハ見ヘズ。又男子ノ齒染ル事ハ、鳥羽院ノコロナリト也。日本ニ周禮ニマノアタリ殘リタルハ、九拜ノ中ノ振動バカシ、珍ラシキ事也。人ノ死後ニ戒名ヲツクル事、古ヘ天子ハ金剛號ナド戒名ノ初メトモ言ベキ。人ゴトニ然ルニハアラズ。今ノ

一、同ニ戒名付ル事ハ、何レノ頃ヨリニヤ。韻鏡ニテ名ヲ反スル事、寛永ニ始ルト序中ニノセラレタレドモ、同ジ字ヲ且時反スレハ齊ト反ス、宜シカラヌ事也ト云事ヲ傳レバ、其頃ヨリ初ルニヤ。日本ニハカヤウノ事古書ニアリテ記錄ナキ事多シ。華人ノ如ク筆マメナル人ハ日本ニハ少キ。東涯先生ハ右ノ手ニ筆ヲ把、左ノ手ニ書ヲトリテ一生ヲ暮ラレシトコソ云ナレ。カナラズ精力マデ藏書シ、或ハ鳥ナキ使ヲナ驚テ集ラレシニハ、錦モ自筆セラレシト韓ニ育シ人ノ語リキ。又仁齋ノ言ヲ見シ梗宗師ガ云ミハ、不覺感泣シテ落涙ニ及キト、名下不虛、ゲニモト思ヒシタリ。唯聖人ノ道ヲ天地自然ト見ラ

レタルハ、宋儒ト同ジ事ナレバ、孔門ノ意味血脈ノ自負ニハアハヌ事ゾカシ。

一舞ノ本ト云フモノ數十卷アリ。今此舞諸國ニ絶タルカ如何。吾藩ノ桶屋町ノオケユフ男ハ、近年マデ覺タルガ多カリキ。甲陽軍鑑ニ議論理屈ヲ云タルハ、皆舞ノ本ヲ證トセリ。其時舞ノ本ヲ正キ實錄ナリト思ヘル時勢ノミツベキナリ。カヤウノ事瑣細ナレドモ、時ヲ知ルベキ爲ニ聊シルスナリ。老人ハ多ク舞ヲマハセテ見タルヒト多シ。

一大藩典刑敗レシハ、元祿年中津田氏左源太ニ始レリ。津田氏ガ雄才企及ベキ所ニアラズ。其執拗ハ王荊公ニコヘ委任ス。又神宗ノ王荊公ニ任ジ玉フヨリ甚シ。吾家ノ民部ヲ始テ剛正ノ賢者皆斥逐セラレ、殆國危ニ至レリ。今ノ有司皆津田ヲ上モナキ賢者トイフ。是ハ烈公ノ典刑ヲ悉ヤブリステタル也。了介ノナゲカレシモ實ニサルニコソ。

一徠翁ノ學古今ニ獨歩セリト思ハル。大東中華ヲ去ル事三千里、渺漫タル東海中ニ生レ出テ、先生ノ遺文ヲ日月ヲ青天ニカケタルヤウニシタル事、イカナル人カ及ベキ、中華ニ生レ出タル人ハ、聖人ノ國ナレバ、先王ノ遺澤ノ今殘レル事モ有ベキニ、誠ニ聘唐ノ禮モタヘ、保元ヨリ數百年ノ戰國ニテ、日本古ノ文雅モウセ　眞ノ倭奴トナリタル中ニテ、先王ノ遺文辭ヨリ見出シタル、漢ヨリ後絶世ノ人物ト言ベキニヤ。剩ヘ雅樂軍旅マデキハメラレ、其緒言一ツモ後人ノ及ベキニアラズ、又育才ノ事、孔門ヨリ後、誰ヤノ人カ及ベキ。今周南、南郭、春臺ヲ始トシテ、天下知名ノ君子皆其門ニ出タリ。予其時ニ及テ一謁ヲ得ズ。終身ノ憾ナリ。徠翁ヲ朱子ニ比スルノ論アルハ、予心服セザル事ナリ。復古ノ論五十ニ近クナリテ定タリト聞ヌ。然レバ其議論ノ未盡事アルベシ。夫ヲトリテ徠翁ヲ護ル事ハ、予所レ不レ信ナリ。然トイヘドモ徠翁ノ論ノ中ニモ、イカニモ覺束ナキ事ナキニアラズ。君子小人ハ位ニテ云トサハギ、小人ハ道ヲ不レ學、只コレニヨラシメテ置ト云事也。是ニテヨク割符アフ事ナレドモ、子游ガ小人學レ道則易レ使ト云リ。論語徵ニモ、古訓外傳ニモ、此所註ナシ、註セラレヌ故也。然レバ

是ヨリ後文學ニ精キ人アラバ、又徠翁ノ說ニモ所々疑アルベキナリト。東角經學ハ孔子復生レタマハズンバ、公事ハヒス事ナルベシ。多言數窮ト云ル老子ノ言サル事ニコソ。

一野村先生、諱尙房、俗稱權六郎、號一枝軒、和字ノ文章美麗ナリ。常ニ云、源氏物語ハ擬シガタシ、夫ヨリ後上手トイハル、人少シ。近頃ノ木下長嘯氏一人ノミト、因レ之擧白集ノ和歌ヲバ取ラズ其文ヲ學ベリ。予近日雲洞上人ノ徒然草ヲ讀テ驚嘆シキ。モシ先生ノ在世ノ日ナランカバ、是ヲス、メタランニハ、必見識大ニ變化シテ、源氏物語ヲ擬セラルベキニト思ハレテ遺憾也。先生ハ支封內匠頭ドノノ家ニ仕リ、後辭レ俸致仕、市中ニカクル、時ノ和歌ニ、

ミ、かしき市の隣りのかくれ家はならぬ瓢の風はいとはし

稱日高一於許田一等。

一先姚通篋ノ中ニ、京極中納言小倉ノ山莊ノ軒端ノ松一包アリ。是野村氏遊覽ノ日、一枝葉ヲトリテ歸リタマヘル也。其時ノ事ヲシルセルニ、山莊ノ古キ蹟ハ、今ニ二尊院常寂光寺ノアタリニナン、カノ聊、山家ノ松ヲ詠ゼラレ、

忍ばれん物とはなしに小倉やま軒はの松そなれて久しき

續古今集ニ載ラレタリ。今其松ナホ二葉ノ一木アリ。キル事勿レ、ウツ事勿レ、ト謠ヒケン民ノコ、ロモサルコト、覺エテ、今此松ノ老木ノ陰云々、

あふくそよなれて久しき言の葉もちりうせぬ松の陰尋ね來て

是ヨリ以下モ野村氏ノ和歌、予記憶セルヲ少バカリシルス。他日其集ニ因テ精選スベシ。

年のくれに述懷のこゝろを

最上川うきていつまて稻舟のいなほらぬ瀨にもくるゝとしなみ

述懷の歌に

稲舟のいたとこたへん最上川わかのほり瀬のみちはありとも
　身をうれひて侍りしに
最上川のほると見しそいな舟の又くたるへきはしめなりけり
　郡吏の職辞り侍りしに、さりし頃述懐に、最上川の言葉たゝし古を思ひ出して、
最上川くたしもはてす稲舟のまたのほる瀬そ身にはくるしき
　郡吏を去りし日、此つかさに在て度々最上川原によせて述懐し侍りし事を思ひ出て、
最上川のほりえぬ瀬を時の間にまたくたし行波の稲舟
　旅にまかりけるに、かける草紙ともに奥書をくはへ侍るとて、
たか爲におもはれん身と筆の海にかゝるもくつは書あつめけん
　同じ日としさね六ツばかりにて送りけるに、（としされは、積か初名なり。）
せきとむる涙もたへす送り来ていとゝなき手をわかつ思ひに
　あまた度江戸へ下り侍りしときのふじの歌に
ふりせすよかそへあけても見し度もはたち計りの雪のふしのね
　楠廷尉の討死の跡に石碑立られしにまかりて
湊川かろき命のことはりはきへてものこる水のうたかた
　俊貞五ツの年梅の歌讀侍りしを、何某守の詩作りて送られし返し、
色香そふためしもあれな一花に咲しも梅の年を重ねて
　或人のもとへ同じ梅の歌見せにつかはし侍るとて
それとたによも聞わかし難波津の手習ふ道もしらぬ言の葉
　豊公の名香を下し給ひて「かやりたくすゝみともなれいふせこの立そふ賤か軒の煙に」と

侍し返しに、豐公は黑田孝高守殿、
こゝろむる煙も高し山を負ふ敵遣にはあらぬ空にかほりて
伊勢に一聴に御引し奉りて
やはこくろ光をあふけ空に猶高間の原のありあけのつき
哀傷
われもまたたこそきへなん鳥部山きのふのけふりけふの白雪
關路早春
空にまたうすきかすみの關の戸もあくれは春の名にそ立らん
谷ふかみふるすなからに鶯の氷るなみたもときをしるらし
名所鶯
高圓やいくよの春をふる宮のむかしわすれぬうくひすの聲
關花
關の戸も花を光に明初て鳥の音かほるあふさかのやま
野外遊絲
長閑しな有かなきかにかけろふの小野の名しるく遊ふ糸ゆふ
湖上歸雁 一日百首中
湖水くにかへる波を故郷に思ふ堅田の雁はゆくらん
春海月
空も今宵も春の海へとやなほろ月夜の住よしの濱
侍從郭公

有明の山ほとゝきす待出てきかすはこれもあたしよのこゑ
古川夜霧
住田川立そふ波の夕きりに日もくれぬとや舟急らし
橋落葉
絶す吹山のあらしにこよひもや木の葉かたしく宇治の橋姫
冬月
鵲もねくらやさむき霜まよふ木すへの月の白き光に
豐明節會
をみ衣袖をそかへすから玉の遠きひかりを世々に殘して
待客戀
月まつといひしかこともいたつらに來ぬ夜しらるゝ有明のかけ
水
人よ今にこりの何をあらふとて水のこゝろもすめるしらなみ
禮
かくはかりのこる其世の半にも絶せぬ道やなしみ置けん
仁
あらをそこも恵やひろく國民にあまりてよもの鳥もしろらん
眺望
海はすこし遠きてなたに行舟の見ゆるもさひし須磨の浦なみ
細中川

鳥の名の都ゆかしきすみ田川遠くも來ぬる旅におもへは
　浦霞
吹風もしつけき田子の浦なみにはるは霞の立ぬ日そなき
　雪眺望
立花の小しまもけさは埋れてゆきをのせたる宇治の柴舟
　行秋草中
旅人のうち野の眞萩行すりにひるのにしきの袖や見すらん
　深夜歸雁
行雁に音もあはれむこゝろかと霞める月にさよ深き聲
　郡吏に侍しに、享保五年久しくあめふりて、民の憂に侍りしかば、玉井宮にて祈申せしに
祈るより雨ともふれるわたつみのくむ玉の井の雲行のそら
　斯て神威もあるやうにて、三日の後に雨ふり侍ける。あらぬ名によりて郡吏をしりし六月祓に、
川波のにこれる世をもひとりわか清き御祓をなかす麻の葉
御祓してほさはや波のぬれ衣をきるといふ世になかす麻の葉
　六月二日弟の身まかりしに
あはれ世の有のすさひのことの葉もいま思ふ身につらき別路
　同じ夜なきがらの側に打臥て
とゝめ置く今宵はかりと空蟬の殘れるからそあはれかなしき
　同じころに

わすれすよさるはうとしといひ來しに誰か僞にのこる佛
何くれと思ひ出れは其聲の耳に殘るもつらきわかれ路
いける日にうときこゝろのまゝならて今更しほる袖もはつかし
うき思ひわするゝ草はいつの日かなみたの袖のひまにつゝまん

二七日に當りて

七日ひぬなみたのいろの二入にいつかわくへき袂ともなし

墓へ詣て

尋ても袖ぬらせとや草のはら消しなこりのつゆふかき陰

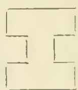
亡弟百ケ日

過にけり日數も鴫の百羽書また曉のゆめさめぬ間に

元禎曰、先生喪弟ハ享保十三年ナリ。先生友愛極至、且弟氏甚不慧ナリ。衣食ノ事ニ至ルマデ、先生是ヲ賜ル事篤實ナリ。小俸三口ワヅカニ養ニタル、隱逸ノ志夙昔ヨリアリシ故ニ娶ラズ、弟亡テ後常ニ云フ、吾弟ヲミル事先妣ヲ育スト思ヘリ。今喪失ストテ涙下リキ。同十四年正月十七日下世。禎ガ先君子後事ヲ經紀シテ、禎ヲシテ其事ヲ司ラシム。十三年ノ歳暮ノ歌ニ、春秋トサキケル花ニヌル蝶ノネフラヌ夢ニクレシ一年、」何トヤランイマハシキ體ニ覺キ。是其讖トナリタル歟。

一延享五年戊辰三月十九日、蘐園ニ謁センガ爲ニ、未明ニ岡山ノ都城ヲ發ス。時ニ熊野ホラヲ過グ、是ハ津田左源太永忠ガ岩石ヲ火ニテ燒テ渠ヲ通セル所ナリ。擧國慨艱スル役ナリ。定ニ非常ノ人ナリト思ハル。人々皆云、人力ノ及ブベキ事ニアラズト、皆人ヨク知レル事ナレバ詳ニセズ。和氣ノツタリヲ越テ、和氣穴觀音ニイタル。絶壁十仞モ有ラン。其中石ノ洞アリ、深キコト八九尺バカリ、幅六尺餘、石洞極メテ潔白、石乳流レ出テ白粉ヲスレルゴトクナル所少シアリ、即筆ヲ取テ絶句一首ヲ石穴ニ

題ス。雨水イルベキヤウナシ、千歳ニ傳ルベキ者ナリ。斯ト知リタリセバ、豫メ沈吟苦思シテ作ルベキヲ、瞬目ノ間ニテ醜態アリ。以テ今見レバ後悔甚シ。モト石洞ノ中ニ觀音大士ノ像アリシヲ、和氣ノ寺ニ納メタルト云リ。石洞ニ至ル道甚嶮ナレドモ屈曲シテ登ル。櫻木六株アリ、高キ事二町餘モ廻リテ石洞ニ至ル。類ヒナキ美觀ナリ。石洞ヨリ見下セバ、和氣ワタリノ水、北ヨリ流レテ景モ惡カラズ、和氣ノワタリハ即吉井川ノ川上ニテ、備藩二ツノ大川ナリ。晩ニヨリ新邑ニ宿ス。主人ハ即孫平、熊澤大夫伯繼孫ナリ。我舊相識ニテアラズ、使ヲ走ラセテ宿セン事ヲ請フ。孫平年六十六、門外ニ出テ招テ入タリ。茅屋ナリ、男女壹人、孫四人アリ、伯父ナド四五人モ有ベシ。和氣海道ノカタハ賣物ノミセヲ出シ、茅屋ニ孫平アリ、其工夫ヲナシタルアリサマ、熊澤大夫ノ血脈疑ベカラズ。裏ニ大ナル酒藏アリ、富有類ヒ希ナル人ナリ。即置酒シテマメヤカニトメタリ。明ル廿日大ニ雨ル。孫平雨ヲツイテ行ンコトヲ憂テシキリニトドメ、朝飲ヲモ遲クシテ更ニ予ガ行ン事ヲ惜ム。强テ謝シ去ツテ又新邑ヲ出テ藤野驛ニ至ル。寺アリ、其寺ノ前ハ、即平家物語ニ見エタル、倉光ヲ瀨尾太郎ガ計リシ處ナリ。寺ニ古文書モナシ。サテ新邑ヲ過テ和意谷ニ至ル。溪水一帶流レ出、夫ヲ左リニ渡リ右ニ渡ル事十八度、谷ノアリサマ箱根山中ノ如シ。行事二里（日本道）敦臨ノ下ノ門ニ至ル。門ノ前ニ番所有、左ノ方谷ヲ隔テ守墓ノ家アリ。守墓ハ中小姓（富山市左衛門）ナリ。即其家ニ至リ、禮服ヲシテ後門ニ入ル。門ヨリ第三ツノ山ニ至ル。道屈曲シテ登ル道ノハヾ一間半餘、其眞中ニ川ノ石ノフミ石ヲ八町ガ間並ベタリ。門ニ入テ右方ニ烈公ノ御入アリタル時ノ茶屋アリ。烈公表中ニモ久シクオハシタルトテ、燒火ノ間モ有、浴室モアリ、扈從ノ人數ノ居ルベキ所、厮僕從ノ浴室マデ悉ク備レリ。家數十軒計モアルベシ。投次第ニスヽミ行、道ノ左右ニ櫻ノ花多クアリ。芳野景モカクアルベシト思ハル。マタ散殘リタル花モアリ、ヤヽ雨モハゲシカラズ、既ニ第三ノ御山ニ至リテ、烈公ノ隴ニ謁ス。隴ノ前ニ木柵アリテ鎖ス。三ノ山ハ上ノ平ナルトコロ三十間バカリモ有ベキ、鎖ヲ開カセテ内ニ入リテ、白砂ノ上ニ拜伏ス。

拜伏畢テ進ミヨリテ、内ノ石柵ノ所ニ伏テ窺ヒ奉ル。方二丈高一丈モアルベキ馬鬣封アリ。其前ニ碑アリ。左ニ夫人ノ碑アリ。馬鬣又同ジ。石柵碑ニ精ナリ。石柵ノ側ニ神道碑有。烈公ノ碑夫人ノ碑ドモ、臺ノ石ト、モニ石ハヒトツナリ。斯ノコトクナシタリ。神道ノ碑ハ上ノオホヒノ石モ、下ノ臺ノ石トモニ石一ツナリ。其ノ形チ如レ此セリ。是ハオホヒモ臺ノ石モ別々ニシタルトハ大ニ費ナレドモ、容易トリ散サヌマジキ爲ナリ。俗ナル奢侈ナル事露バカリモナシ。唯手間ノ入タル事、千乘ノ國ナラデハ決テナシ得ガタキ事ナリ。木柵ノ内ニ高サ五尺計ノ瓦ノ如キ物アリ。是ハ御墓祭ノ時ノ入用ノ爲ナリ。木柵ヲハナル、事數十歩ニ府庫アリ。烈公ノ御物具ヲ入レ置タルト也。烈公ノ甲冑ノ事ハ、前年詳ニ聞ケリ。爰ニ記サズ。扨第二ノ山ニ至ル。興國公ノ隴ナリ。夫人榊原氏ニ合葬アリ。碑馬鬣神道ノ碑、石柵、木柵、瓦ノ小屋皆同ジ。但シ地ノ平ナル所狹シ。是ハ地勢ニヨレリ。石柵ノシカタ少シヅヽ違ヒ有。烈公ノ石柵ノ外、拜スル處ニハ白砂ヲシケリ。興國公ノ石柵ノ外ニハ、青キ小石ヲシケリ。扨第一ノ山ニ至ル。木柵石柵皆同ジ。國清公ノ隴ナリ。馬鬣又同ジ。碑ハ異ナリ。龜趺アリ。唐ノ禮ヲ用ラレタルト見エテ、龜首高サ三尺少餘アルベシ。龜首ハ西ニ向フ、碑ノ高サ七尺餘、幅三尺ニ近ク見ユ。碑首ニ天祿辟邪向イテ立タル所ヲ彫タリ。神道ノ碑東ノ方ニアリ。合葬ナシ。是ハ故アル事ナルベシ。大義夫人ハ、狂疾ニ因テ一度出サレ給フ故ナルベシ。國人云ハ、國清公ノ隴ヲ一ノ御山ト稱シ奉リ。興國公ノ隴ヲバ二ノ御山ト稱シ奉リ、烈公ノ隴ヲバ三ノ御山ト稱シ奉ル。扨第四ノ山ニ至ル。備後守元恒君ノ隴アリ。傍ニ新八郎君ノ隴アリ。其外第五ノ山アリ。山ト云フハ、皆土ノ平ナル所ヲサス。第五ノ山ハ八町バカリ有。是ハ公族ノ墓ナリ。國清公ノ一ノ御山二ノ御山、興國公ノ隴ニハ、皆烈公ノナシ給ヘル處ナリ。三ノ山ノ石碑等ハ、曹源公、先君ノ制ヲ承テナシ給ヘル所ナリ。烈公一事モ禮ニヨラセ給ハヌ事ナシト見エタリ。日本ニテ

カヽル事ヲ創メ給フハ、周公旦ノ禮ヲ作リ給ヘルヨリモ六ケシキコトナルベシ。斯テ山ヲ下リテ守墓ノ所ニ歸ル。既ニ八ツ半時ナリ。是ヨリ閑谷ニ赴ク。又働邑ニ下ル。此時天雨イヨ／＼止ズ。溪水ヲ渡ルコト十一ニシナ大ナル瀑布ヲ見ル。コレ烈公ノ命文臣ヲ籠シテ、雨水ニ依テ奇ヲ示シタマフナルベシ。耳謁既ニ畢リ、酒ヲ呑ベシト云。行厨ノ杯ヲ出シテ溪上ニ立テ痛飲ス。狂發スル事甚シ。是ヨ働邑ニ走リテ閑谷ニ行。日暮ナン事ヲ恐レテ道ヲ急グ。閑谷ニ至リテ驚愕甚シ。外ノカコヒ野ツラノ石ヲ以テ壁ヲナセリ。高モ六尺バカリ、根オキハ五尺モアルベシ。地ヘ入事六尺ト云。石ノ中ヲチキリシメニシタリ。如何ナル地震ニモ動カスベカラズトイヘリ。屈曲シテ山ヲ巡レル事幾千丈ト云事ヲ知ラズ。中ニ講堂アリ、講堂ノヌクビ板ハケヤキナリ。薄キ茶ヲ引キテハ干シ、ヨク干シ、又薄キ茶ヲ引キテ色ヲナセリ。瓦ハ伊部ニテ燒セタルト也。瓦ノ下ニ銅ノトヒヲ入テ、其上ニ瓦ヲ敷タリ。カシノ木ヲケヅリ、瓦ノ裏ニツクヲ出シテ其木ヲ入ヌリ。伊部ノ燒物ナルユヘ總朱色ナリ。釘カクシハ金銀ノ類ハ不レ可レ然トテ、漆ノスリ上ゲ也。講堂ノ左ニ大成殿アリ。總テ俗ノ奢美化麗ナル事少モナシ。筆ニモ盡スベカラズ。秦始皇、漢武帝再生シ給フトモ、カヽル事ハヨモナシ給ハジト思ハル。但孔子ノ像ハ鑄物ナリ。大成殿ノ左ニ芳烈祠アリ。是モ大成殿ト同ジ。烈公ノ像モ鑄物ナリ。閑谷ノ事一事モ禮ニカナヒタル事ナシ。門ニハ學校ト云榜アリ。マヅ諸侯ノ國ニ二ノ學校アルト云事、和漢古今ニカヤウノ禮アリヤ、是無禮ノ一ツナリ。學校ハ禮法ノ所ナリ。奢美ト云事、禮法ニ有ベキヤ、是無禮ノ二ツナリ、學ハ士君子ノ事ナリ、深山ノ中ニ學校ヲ造ル事何ノ用ゾヤ。是其禮ヲ知ラザル三ツナリ。總テノ事浮屠ノ法ヲナセリ。像ヲ鑄ルノ類是ナリ。是不レ知レ禮四ツナリ。烈公卽世後此大役アリ。數億萬ノ金ヲ費セリ。津田氏ノ獨ナセル所ナリ。烈公ノ神イカ計リ歎キ給フベキ。其餘無禮不法言語ニ絶タリ。孔子ニ諸侯ヲ配シテ祭ル事何ノ禮ニヨレルヤ。不忠惡逆ノ跡實ニ百代ニ殘ルベキ物ト思ハル。伊里中邑ニ至ル。既ニ日暮タリ。片上ノ驛ニ至リ宿ス。夜初更ニ過タリ。廿一日片上ヲ出テ、

陣弟子、熊山ノ峰ヲ見ント欲シテ、山ニ登ル事十八町、西法院ニ至ル。是ハ住寺ノ留、我ニ詩ヲ請タルユカリアリ、即寺ニ入ル、住寺ハ不在ニシテ、小僧茶ヲ引テ名高キ瀑布ヲ見セシム。夫ヨリ熊山ニ登ル。樵径極メテ峻嶮ヲ攀テ進ミ、行事幾程ト云コトヲ知ラズ。漸ク熊山ノ本堂ニ至ル。コレ太平記ニ見ヘタル兒島備後三郎高徳ガ旗ヲ挙シ處ナリ。鐘楼ノ西ノ側ナル石、即高徳ガ旗ヲ揚テ士卒ヲ令セシ所ナリ。今モ高徳ガ旗掛石トイフ。太平記ニ見ヘタリ。南面ノ長坂トアルハ、是今仁王坂ト云地ナルベシ。コノ所少シ平ナリ。軍スベキ所ナリ。熊山ノ本堂絶頂ニアリ。北ハ伯耆ノ大山、東南ハ室津淡路嶋、東ハ大坂城、西ハ備中、悉ク目睫ノ中ニアリ。望メタル高山ナリ。鐘楼西ノ隅ニ戒壇アリ。是ハ南都ノ招待寺(マヽ)、鎌倉ノ観音寺、明石満願寺ノ戒壇ト同ジ。日本ニ四ツノ物ナリ。石ヲ三階ニ築上タルモノ也。夫ヨリ夜根ニ至リ道四十五町、熊云ハンカタナシ。一歩ヲ失ヘレバ後嘆ト嘆ベキ所ナル處ト云事ヲ知ラズ。夜根ニ至リテ吉井川ノ岸ニ来、川ヲ渡リテ岡山ニ歸ル。初更ヲ過テ憊シタル事甚シ。藤井驛ヨリ馬ニ扶ノセラレタリ。其翌日二日、振筆コレヲ記シ置ヌ。

一又按ズルニ、國清公ノ碑銘、明ノ法ニヨリ給ヘルト見ユ。唐ノ制ハ寒畯ナル故ナルベシ。○又平家物語ヲ按ズルニ、熊野ニテハ信光ガ事見ヘズ。三石トアリ、熊寺ト言事ハ盛衰記ニ出タルカ、○又按ズルニ、太平記ニ熊山ノ事ヲ言テ、麓ハ少ク嶮ニ、上ハ平ナリト云リ、麓ヨリ山ノ七八分ニイタリテ嶮難シ。大熊山ノ僧ノ曰、叡山ニアル戒壇トハ少シク異ナリ。熊山ノ戒壇、南都、筑紫、關東ノ四所ハ梵網經ニヨツテ作レル也ト云リ。又熊山ノ僧ノ曰、是寺ノ門遺タル事ハ、南都ノ七大寺ヲ造ラレタルノ陪集ナリ。近頃松田ガ亂ニヨツテ、浮田宗法華ヲ崇ビシカバ、寺ハナクナリシ。寛文年中ニ再興セラレタリト云ヘリ。高山ナルユヘ寒甚シク早ク損スルト云ヘリ。○又北畠與膳ガ畔ニ、夫人ハ中川氏ノ女ニテ長逝シタマフ。良照翁主御嫁備前ノハ京都妙心寺中良照院ニ葬レリ。是ハ因幡侯ヨリ取計ヒアル故、岡

清公ト合葬ナシ。但シ其事詳ニハ記スベカラズ、同廿五日公英造酒ニ謁ス。敷土山ノ事ヲ尚詳ニ聞ク、表口ノ外門ヨリ八町ノ坂ノ間ノミ石三千七百餘アリトイヘリ。

文會雜記附録 終

閑窓瑣談

後編

閑窓瑣談目次

目次終

晩進魯筆

閑窓瑣談巻之三

佐々木貞高著

○第十九　眞清田社

藻の跡といふ隨筆に、尾張國人は、筆採毎に必先熱田宮の事をいへりと書れしが、然もありけるか知らねど、世の人こと〴〵く、熱田の宮を尾張の一之宮と思はぬはなし。往來の人も必ず這御宮に詣づる事なり。されど熱田は、尾州の一之宮にはあらず。尾張の一宮は眞清田太神宮にて、則國常立尊なり。神官佐分利但馬守、社領三百五十石、尤尊き御神なれど、宮地は名古屋を隔りて順路ならざる故に、旅客の爲に知らるゝ事少し。古代は、世々の武將も、歌人も、尊信厚く、敬ひ奉られし事と思はる。夫は當時猶、彼御宮に在神寶神器にても、往古の繁榮を思ひやらるゝ御社なり。

　鐵鳥居一基　銘曰、養老二年三月、藤原不比等、

是は人皇四十四代元正天皇御宇にて、今より天保十二年、千百二十四年前の古物なり。

　神弓一張　銘曰、神□□年、柿本人麿、

年號の所に、神□□年と有て、二字消て知れざればあやしけれど、前に記せし如く、人丸は、持統天皇の御宇、石見より登りて宮仕し、文武天皇の御代の末に故郷(に脱カ)歸られたれど、世を去れしは、聖武天皇

の神龜元年三月十八日なれば、此年の始の頃奉納せられしものか。弓の銘に神といふ年號一字を存して二字を欠たるは、人丸在世に神の字の年號なきゆへに、人の疑念を恐れ削しにあらずや。此弓も神龜元年の奉納ならんには、千百十八年前の奇物なり。

白旗一旒　源賴義朝臣、康平五年凱旋の日、今の羽田川に洗て奉納ある。　七百八十餘年になる。

甲冑　永保二年源義家朝臣奉納せらる。　七百六十年になる。

御太刀　三條宗近作　鳥羽帝夢想に依て勅納といふ。

勅額　延喜帝の御筆なり。

右の外武器名刀數百種あり。古代名作の面あまたかぞへ難し。紀貫之和歌自筆、赤染右衛門眞筆の和歌、いづれも珍奇なり。但しなくもがなと思ふもの多し。○佛舍利一粒、後冷泉院勅納、○大般若經、光明皇后、○觀普賢經、中將姫の筆なり。○紺紙金泥の法華經、弘法大師、○紺紙金泥の法華經八軸、日蓮上人、此外の佛經多くあり。眞清田の神社にはなくとてもがなと思はる。夫は兎も角も、熱田は名高く、一の宮は知れる人の最すくなきぞ本意なけれ。

○第二十　古人の秀句

予は幼稚節より假名物語物の本を好みて、何くれとなく讀ぬれど、狂歌を得詠ず。俳諧發句の集なんど看る事稀にして、一首一句を言つらぬる所爲は猶更に拙し。然ば此に載る事も、俳諧に心ある人は、大かたは知りて、善惡をも評する程の淺々しきものなるべけれど、淺見の身にては最面白しと思ひし儘、こゝに抜書してあるをうつし出せり。

曾我兄弟のものが親の敵をねらふを哀れと思ひ出して

夏山や思ひしげみのこがるゝは　　畠山庄司重忠

重忠の發句せし事を、珍らしと思ふは淺はかならんか、予は始て見しゆへに抜書して置ぬ。

小田原やおもひの儘に刈おふせ　　太閤

しばたうち瀧川流すさつき哉　　同

きそはじめ老の皺なきものしめ哉　　細川玄旨法印

朝鮮陣の時

からたちは頓て其儘きこく哉　　深水三河守入道宗甫

きて祝へものゝふによき具足餅　　羅山子林道春

梅の花つぼみ申すといふ字哉　　深草元政上人

止むれど花にさらばや歸る鴈　　東海寺澤庵和尚

鶯も笠着にいでよはなの雨　　千利休

梅の花香ながら寫す筆も哉　　里村法橋紹巴

皆に寫し出せしは、今より（天保十二年）百三十年の昔、正徳二壬辰年の印本温故集に蓮谷撰記してあり。猶其中に、

色好みな人の言葉の花ざかり　　園女

京のはらぬ人皆聞て梅の花　　同

評園女辭。　　西鶴述

伊勢小町は、見ぬ世の歌人、今のいせの國より園といへる女の俳諧をわけて、濱荻の糸遠き浪速の

里に志して、我に嬉しく二見箱、硯の海にそめて、筆のうつり行事草を書けるに、思ふまゝにぞ動ぬ。過し光貞の妻萱原の捨など、花にしぼみ紅葉にちる。世に詠の絶にしに、名をいふ月の秋に、此女の所にしばしの舍りをなし、神風の住吉　名もひさしかれとぞ壽き侍る。

○濱荻や當風こもる女文字　　西鶴

文月やひとりはほしき娘の子　　共角

踊

朝夕に見る子見たがる踊り哉　　ブンゴりん

一長屋錠をおろしておどり哉　　共角

雪

初雪や遊ぶ身ながら又あそび　　高尾

初雪やたれがまこともひとつ夜着　　薄雲

白鷺やまけずおとらぬ雪の色　　小紫

氷

一休和尙も油斷の二字は常に忘るべからずといへり。

精出せば氷る間もなし水車　　珪琳

軍書に記したる事を題して、夫に叶ふ句を諸集より拾ひ出して著したりといふを、又わづかに拔ゑらみてしるす。

羅生門

綱が立てつなが噂の雨夜哉　　共角

奥州攻　前九年敵にしても花の山　専吟

宗任ノ歌　問ふ人は宮古に殘り梅の花　琴風

一ノ谷　鷲の尾に請狀はなし花の友　沾德

時賴　月影の更に依怙なし天が下　蓮谷

武藏守泰時式目を定ム　名月の出るや五十三ケ條　はせを

青砥左衛門なめり川　螢火は百がものあり滑川　宗因

常世謙倉へ馳まゐる　花に風ちぎれたりとも鎧草　不卜

正成正行へ教訓　親のいふ事は皆よし年の暮　蓮谷

萬民泰平をうたふと言ふ題をよめる

○鞘あてをさする御代哉山櫻　貞佐

○新綿や治れる代の弓の音　晩山

○第二十一　小角

加茂ノ役公氏小角は、大和國葛上郡茆原村の人にて、人皇三十五代舒明天皇六年正月元日の誕生なり。七歳の時より佛法を信じ、三十歳にて葛城山に入り、巖窟に住居する事三十年、藤葛の衣を着し、松の菓を食とし、孔雀明王の法を呪し、鬼神を使て採薪汲水の所爲を勤めさせ、白雲に乘て出行し、變化自在なりといふ。或節葛城の峯より金峯山へ渡る石橋を架の役を一言主神に命ず。此神は形醜し。故に夜は其業を務、晝は勤を怠り隱る故、其功遲し。依之小角は大に怒、一言主を





縛る。其時一言主神宮人に託して曰、小角潜に國家を窺ふ。急ぎ退治せずんば殆可危と、宮人是を訴れば、文武天皇小角を召に、行者は虚空に飛去て不來。仍其母を捕。小角不得已、自出て伏す。こゝにおゐて伊豆の大島に流す。島に在事三年なりしが、大寶元年赦免せらると。嗚呼甚しき妄言ならずや。抑一言主神といふは、素盞烏尊よりして生在御神にして、神威かしこくましますものを、いかで役の行者の爲に縛られたまふべき。又形醜く在とも、何ぞ凡夫の如く、是を耻とし隱れ忍び玉はんや。修驗者等、小角の法力を廣大に賞せんとて、罪を小角に蒙らせんとせり。小角奈何通力ありとも、神系正しき一言主を縛するなんど、失敬の行ひあらば、豈神罰をうけざるべき。彼小角が流刑せられしは、韓國の連廣足といふ者小角を師として呪術を習ひ、後に却て小角の妙術を妬み、文武天皇に讒言なしゝ故なりといふ。此說尤正しきなり。

○第二十二　牛王

熊野牛王の說、種々にいへども合點なりがたし。いと古くより神靈ある護にてありしなり。但し牛王とは、生土と書し守りの上包を書損じ讀損じてより、終に牛王と呼來る事となりしといふ。實に面白き說なり。生の字の下の一が土といふ字の上に付て、王と讀れしなりとぞ。然も有べし。熊野は日本根元の產土神にて、伊弉冊尊に在なり。故に日本最初生土の御神の守護といふ事を、はやく知らせん爲に守の上封じへ生土と書て出せしが、牛王とは讀れしに違なかるべし。兎にも角にも、神威尊き御守りなるべき事は、麁畧に思ふまじきものなり。享保元年六月の事とかや。（天保十二より百二十六年になる實說なり。）武州崎玉郡船越村の百姓に佐五右衛門とて、家内五人活業の者あり。夫婦と男子二人あり。男子は十五六歲と十二三歲にて、末は女子の兒の當年二歲なりしが、此頃毎夜に異しき事ありて、彼兒女の泣叫ぶ事甚し。

毎時も泣出すはじまりに、窓の方に火の光りあかるくなりて物すごく覺へ、何やら窓より家内へ飛入るやうに見ゆる節、家内の奥の方よりも、又光り輝くもの飛來り、窓の元にて光り爭ふ時にいたり、程なく小兒も泣止む事、夜毎に同じ。佐五右衛門夫婦も當惑、種々と心を惱まし、其化物を除き貰はんと加持祈禱を頼み、他人にも語らひ相談しけれど詮方なく、何れにしても家内の奥より光り物が飛出るを思へば、納戸にこそ怪しきものゝ隱れあらんか。家内を能々秡ひ清めなば宜るべしとて、煤拂ひをする如く掃除しけれど、這ぞと思ふ物もなし。其時奥の間なる三尺の壁に、何とやら黒くふすぼりたるものゝ張付てありけるを、塵芥と共に捨たり。偖その夜は奈何にと思ひ居たるに、例の如く深更に及びて小兒の泣出す聲に、兩親は目を覺し看れば、窓の光りは最烈しく、竹格子を罵詈々々と音して引破り、忽ち家内へ飛入るものあり。今宵は奥よりして飛出る怪物は出やらず、只外面より飛入し光りものなりしが、佐五右衛門が起上らんとする折から、はやくも飛かゝり、小兒を掻さらひ走り去るやうなりしかば、佐五右衛門は手近に有し鎌をもつて飛かゝり、怪物を切かけしが、手ごたへしながら取逃したり。此故に妻も子供も起上り、燈火を照してさはぎしが、小兒は奪ひさられて行衛なし。翌日窓の元を見れば、血しほの跡ありて、軒下より背戸の方へつゞき、裏の山へしたゝりあるやうに見へしかば、村の人々を頼みて、大勢にて彼山へ分登り探し見れば、山の横合に三尺ばかりの洞ありて、其奥に猿の如くにして、少し異なる毛物の大ひなるが、眼を光らして號く聲すさまじくありければ、心強き人々一同に走かゝりて、頓て這を打殺したり。是なん狒々になりかゝりたるものにて、猿の年經りし怪物なりとぞ。小兒をばこれがために取られしものと思はる。その後、庄屋村長人々立合て、這よしを地頭の御役所へ訴けるが、猶奥の方より飛出し光りものを糺さるゝに、夫よりは何事もなし。或人心付て言やう、



この程家内の掃除せざる以前は、奥の間より光物出て、窓の際に光り爭ひ、夜毎々々なれども小兒を奪はず。掃除をなし、夜に家内の光りもの出ずして、小兒を取られしは、全く家内に尊き守の御札か、神靈の在て、化ものを防たまはりしものならずや。何ぞ掃除の節に、神佛の像か、表具、または御札なんどの類を、麁忽に秡ひ捨し事はなきかと言出しければ、佐五右衞門も村人も、實々と心付て詮穿するに、佐五右衞門の妻が云やう、納戸の壁に煤び黑みし御札の如きものが張ありしをば引はがして、裏の泥溝へ捨たりと答しかば、然ばとて人々走りゆき探し求めけるに、捨たる塵芥の中に交りて、黑く煤びて不分明紙札あり。採上て能々看れば、是なん年久しく佐五右衞門が家の壁に張て有りしものにて、則熊野牛王の御守り札にて有しとぞ。此外には家に尊きもの一ッもなし。佐五右衞門も昔を考へ出て、祖父の代より尊信せし事を何日となく忘れて、禮拜せざりしを後悔し、全く此御札の家内に在し中は、神威に依て怪物を退け玉ひしものならんを、勿體なくも穢れし所へ捨て、神力を拆きまゐらせし事の恐ろしとて、是より此御札を尊み祭りて、村の人々も敬ひ拜禮し、其後怪事も絕てなかりしとぞ。（彼村は三宅何某殿と、金田金八、中島傳次郎などいへる武家の領し玉ふ入組の郷村にて、其人々に訴し正說なり。）

○第二十三　天行病

何物語とやらいふ書（正德享保年間の實錄にて、其時にしるせし寫本なり。）に、正德六年の夏熱を煩ふ病人多く、一ヶ月の中に江武の町々にて死する者八萬餘人に及び、棺をこしらゆる家にても間に合ず、酒の空樽を求めて、亡骸を寺院へ葬するに、墓地に埋む所なければ、宗體に拘らず、火葬ならでは不納といふ。依レ之、茶毘所に送り火葬とせんとすれば、棺桶の數限りもなく積かさねて十日二十日の中には火をかける事ならず。其到

來の順々に茶毘にすれば日數をはるかに經といふ。こゝにおゐて貧しき者の亡骸は、如何ともすべきやうなく、町所の長たる人々も世話行屆かで、公廳へ訴へまうせしかば、夫々の御慈悲を賜り、寺院に仰せつけられて、葬がたき亡骸をば、回向の後菰に包みて舟に乘せ、こと〴〵く品川沖へ流し水葬になさせられしといふ。按ずるに、正德六年は六月二十二日に改元あつて享保元年となれり。彼明暦三年の火災に十萬八千人の燒亡は當時猶言傳へて怖るれど、享保元年の天行病に、數萬人の一時に死亡せしを、後に傳へて言ものなきは、火難と違ひて書留しものゝ鮮き故なるべし。

予生れてより四十餘年來斯る凶年を知らざることこそ、最有難幸ひなりけり。

○第二十四　盛衰

關八州に武備を輝したる北條氏政は、天文七戊戌年の誕生にて、隨分ともに仁義も有し大將なれど、天正十八庚寅年七月十一日切腹して終られたり。その歳五十三歳、法名を慈雲院殿勝岩傑公大居士と號。辭世に

吹すさむ風な恨みそ花の春紅葉の殘る秋あらばこそ

盛者必衰の世の常とて、はかなくも亡びうせられしが、按ずるに、元祖なりける北條早雲の家を興す其始に、戰國のならひとは言ながら、道ならぬ所爲して、他人の國家を奪ひ、東に名高き舊家を、時運に乘して倒したる無情の所爲多かりしゆへか、氏政の慈仁ありて、國郡廣く軍略に秀し幕下の數多あるには似やらで、もろくも亡びし事なるべし。

○第二十五　狂歌の德

定家、家隆の世に出られて、敷島の道の正しく秀たりといへども、這よりして歌よむ人は尠なりしと言

傳ふ。然ありぬるか。なきか知らねど、過たるは猶不レ及が如しと諺にいふ中庸の教より言出せしものか、昔は知らず、狂歌の世に流行なしゝは、六樹園と狂歌堂の兩大人が、盛の時をもつてその極といふべし。その頃の狂歌は、風調高く賤しからずして、傍聽すれば本歌を披講せらるゝに等し。然はあれども、俗耳に不レ入、また詠習ふに容易からざりしかば、程なく狂歌をたしむ人稀々にて、判者大人の名目も絶果、俳諧のみぞ流行せり。是も又、勝れて名人上手の世に出て、俳諧發句の教むづかしく、其道理を盡さんとせられなば、頓て此道に遊ぶ人も稀になるべし。彼狂歌堂大人が都に登りし時、何某の卿へ參りて、

　御膝にすがりなりとも埋火のはゐかい歌は起したきもの

此節俳諧歌場の額を賜り、これより狂歌といわず。俳諧歌とは言ならはせり。實にも譽の事なるべけれど、諺にいふ下懸示威にて、自然尊大になり、風雅に疎き趣も聞へたり。最古く俚言に過たりと噂すれど、狂歌は安永天明の昔こそ面白く、俗にも聽へ安らかに、又教訓ともなる事の多くあるやうに覺らる。

○昔名高かりし狂歌師の都に登り、稻荷山に詣し時、彼山の神木へ呪ひ事の願かけ、丑の時參てふ所爲をなしゝ者ありて、紙に眼を畫きて、これを杉の木へ大釘にて打付たり。東より登りし狂歌の風雅人等、這を見て戯れに、此呪を止させんと言出て、其木へ狂歌の短冊を付たり。

　○眼を書て祈らば鼻の穴二ツ耳でなければ聽事もなし

此歌を看て祈りし人か、いたづらものか。又もや紙に耳を書て張しゆへ、再度、

　○眼を耳にかへすぐ〳〵も打釘の聾程も猶きかぬなり

斯てまた藁人形を拵て釘を打直しければ、戯れ事ながら、意地をはるやうに思へば、捨もおかれず、狂歌の人々うち笑ひて、

○稲荷山きかぬ祈りに打釘も糟にゆかりの藁の人形

此狂歌に邪なる呪を折きしは、餘所ながら罪つくる人を異見せしに似て、教訓の一助となりしならずや。

○第二十六　名醫徳本の奇事

世に名高き甲斐の徳本は、和漢古今に珍らしき恬澹の人なり。本姓は長田氏、知足齋と號し、三河州大濱村の人、其先祖を知る者なく、不レ詳ニ所レ出一。勢利を欲ずして、四方に周游し、志就任意、いさゝかも諛なし。大永享祿年間は、甲斐の州に遊び、醫道を以て武田信虎の家に寓寄。抑徳本翁の醫術は、即功を專とし、其療治いさゝか烈しきに似たり。然ば病に依て、峻劑毒藥機宜不レ誤、攻撃瞑眩不レ避ニ世誼一、（これは病氣の樣體によつては、峻しき藥を用ひ、毒を服せ、病をつよく攻撃、瞑眩是を以てもかまはず、世の人々が謗しくいつても不レ避、存分に療治なする事なり。）富貴なる輩は、俗諺の如く古方家と忌怖れて信ぜず。却て山野樸質の民に尊信せられ、殊に貧しきを憐みて、療養を信切にし、居所の悪きを厭はず。天文年中には甲州を去て、信濃國諏訪郡東堀村に住し、天正の亂に武田氏亡て後、再甲州に還り、自ら草廬を搆、號て茅庵といふ。他に出る時、頸に藥袋を掛て、牛の背に踞、彼藥入の嚢の表に一服十八錢と書付たり。富貴を不レ顧、貧賤を不レ嫌、偶權家の招きに應じて、病を治し効ありても、藥の價を取事十八錢に不レ過。蓋世の中の醫の勢利に赴き、慾に務むる者を折く。於レ此翁の清情なる事、十方に聴へ、漸々に諸州の領主に召るゝ事些からず。其頃或諸侯何某の君御病痾在けるが、其臣下兼て徳本の良醫なる事を知らるれば、則徳本翁

の診治を傳達し奉らる。因て命じて翁を召る。德本翁此時に年百十有餘才、例の如く頭に嚢を掛牛に跨り、ゆふ〳〵と東都に到る。嚴々廣々として尊むべき錦殿に、麁服を不レ恥登り、一診を許されて後、便竣レ削を欲レ上、衆醫其麁忽を論じて不レ肯、時に德本翁は少しも不レ憚、衆醫に對して其可否も辨ず

其君又戰國を經玉ひし勇壯の仁君、聰明にして疑念在まさねば、決斷速に翁の良醫なる事を信じ玉ひ、藥を調進なさしめられ、御服藥數日ならずして奏レ効、御全快ましまし〳〵ければ賞を賜ふ事尤厚し。されども德本翁は、固く辭し奉りて之を不レ受、臨レ歸藥の價一服十八錢の定を以て政府に乞請、凛然として立去ぬ。是に於て翁の聲名天下に高く、是を慕ふて門人となる者數十人、其中にしも馬場德寛、今井德山の二人、殊更に醫業を勵み、翁の禁方を受たりとぞ。猶翁の醫療に付て、古今稀代の妙說あり。こと〴〵く次編に記す。

德本傳の再記には、於竹大日如來の因緣等、奇代の話ありて面白し。

○第二十八　日本扇、聚頭扇

唐山には我國の如き扇はなく、明に至りて我國の扇にならいて作ると、東西洋考に、兩山墨談を引て載たり。其文左の如し。

兩山墨談曰、宋前惟用ニ團扇一。元初東南使者持ニ聚頭扇一。人々皆譏ニ笑之一。我國永樂初始有ニ持者一、及ニ倭充レ貢。遍賜ニ群臣一。內府又倣ニ其制一。天下遂通用レ之。昆陽漫錄にしるし阿部喜任藏書たるを見たり

斯れば唐山に扇の制し始りしは、大明第三世成祖文皇帝の時にして、日本は百二代稱光天皇の應永年中に當れり。天保十二年より四百四十餘年以前に、漸やく唐山に聚頭扇は出來たりと思はる。〔頭書〕




長田知足齋
但人遠と稱
甲斐徳本

聚頭扇は、則ちひらきし扇の頭を聚めたゝむを以て名付しなり。

○第二十九　社衦

布衣記に云、馬の時僮僕者、事衛府の時は、童一人、郎從二人、調度懸一人、舍人三人、中間六人。其儀は時に隨ひ、添の若黨中間、跡に上下著を召具すと記されたり。布衣記は、伏見院の御宇永仁三年に書る書なれば、社衦の名は久しき名なり。但し當今の上下とは其制同じからずとか。天保十二年よりかぞふれば、永仁の年號は五百々十年以前なり。

○第三十　蒙古

閒中今古錄曰、北狄稱レ銀曰二蒙古一と、是にて觀れば、蒙古といふ國號は、金と稱し國號と同じく、銀國といふ心なり。金國ととなへしも、銀國と呼しも、土地は同じ北狄なり。

○第三十一　隱簑

世俗に云傳ふ寶盡しの中に、隱簑と稱ものは、隱身の藥術より云出しゝ事なりと云。原來隱身の說は、佛者の云弘めしものか。華嚴經曰、有レ藥名二安善那一、塗レ目隱レ身、令二人不一レ見、といへり。其藥といふは、千年を經たる栢木の根は、人の座せるが如し。長サ七寸あり。切れば其根より血を出す。其血を目に塗ば身を隱すと、然ども虛說なるべし。又誰か能栢木の千年を經しを知るものあらんや。信すべからず。

○第三十二　寄兒

天明二丑年正月十日、相州高座郡恩馬の鄕、下河内村百姓市郎右衛門一子市五郎といふ者、歲四才の時より地藏尊を信仰して、怠らざる事大人の如く、其外才智も常の小兒の不レ及事多ありしが、八歲の

時節に頓ふ事もなく世を去けり。父なるものも、家内の人々もいとおしみけるが、辭世を詠て殘せり。

なごりおしめいどの旅のひとり行きぢゝさまおまめとゝさまおまめ

風雅の家にもあらぬ片鄙の小兒には最珍らし。又越後柴田の城下より一里ほど在に、百姓折右衛門といふ者の悴四才にて、落話をする事奇妙に上手にて、領主へも召れ、即席新作の咄しを申上しと云。這は天保四年の事なりとぞ。其時の咄しをも聽たれど、こゝに略せり。

○第三十三　通惡魔

怪力亂神の沙汰は語べからずと禁あれど、後の人の心得にもならんかと、這に記す一怪事あり。世に知られたる英才の官家河井何某の、いまだ出身せられざりし頃、或日御役所より早く歸宅あつて圊へ行れ、出て手を洗はんと手水鉢の柄に手をかけんとする時しも、庭に植たる蘭の葉の間より俄に火燃出て、めら／＼とたち登る、何某は大に驚かれしが。心を鎭め内室を呼て云、我傍に有所の刀劍は更なり、刃物はこと／＼く取除て我手に持する事なかれ、即今又是を我求むるとも、暫時隱して與ふべからずと言渡し、從女に夜具を出させ、あはたゞしく夜着を冠て倒れ伏、我汝等を呼事ありとも近付まじと言て、うち臥ける故、内室も從女も、其間を退きて異み居たり。偖何某は夜着の袖より庭の方を窺ひ見れば、葉蘭の間にて燃る火は彌々盛にて、地境の塀の上に、白き襦半を着たる男、髮を振亂し怖しき顏色にて、手には短かき鑓の光りかゞやくを引提、忽ち庭に飛下り、椽側に走り登りて、何某に近付／＼とする故、今は堪へ兼て聲を上げ、刀を持參れ、刀を持と叫ばれしかども、内室は這ぞと思ひ返事もせず。何某は是非なく臆したるやうになりて、夜着の中に心を鎭めありけるが、暫時して二度夜着の袖より窺ひ看れば、火も消曲者の容形も見へず。時は是日の半刻ばかり、太陽盛にして、陰鬼幽靈の類、狐

狸なんどの妖をなす事叶ふべからず。尤あやしむに絕たり。此折から隣家の俄に物騷しくなりて、其家の主狂氣して、家内の男女を切て、怪我人多く惱しとか。然ど何故といふ事不分明。後々の沙汰に、彼家の主の眼に異樣物の看へて、狂亂せし如くなりしとぞ。案ずるに、川井氏の見られし變化が、隣家へ行しものか、河井氏は後に此事を他人に語りて、心氣を鎭め麁忽に物恠をせざるやう異見ありて、昔よりかゝる異のものを通り惡魔となづけ、何事もなき人に災をなすといひ傳ふ。用心すべき事なり。と教訓せられしとか。察するに、俄に狂亂して親兄弟を殺害し、小兒までも情なく切捨る類の事ありて、後に種々の說をなせども大略は惡魔に魅されて本心を失ひ、狂を發しての所爲ならんか恐るべし。

○第三十四　惡路神の火

伊勢國紀州御領の內にて、田丸領間弓村の唐子谷といふ所に、猪草が淵といふ大難所あり。常の道路巾十間計の川あり。其河に杉丸太を渡して往來とせり。此丸太橋の高サ水際より十間餘有。是を渡る時は甚危く怖しき事言語に絕たり。橋の下は靑々たる水の面其底を知らず。此邊山蛭といふ虫多く、手足に取付て人を惱す。處に下品の地にして、男女の形狀見分がたき程の所なり。此地に生れて他へ出ざる人は、老年まで米などを見ざる者多しといふ。又此邊に惡路神の火と號て、雨夜には殊に多く燃て、挑灯のごとくに往來す。此火に行合者は、速に地に俯に伏て身を縮む。其時火は其人の上を通路するなり。火の通り過るを待て逃出す。然も爲ざる時は、彼火に近付て忽ちに病を發し煩ふ事甚しといふ。這は享保の年間、阿部友之進といふ名醫、採藥の爲に經歷して彼地にいたり、眼前に見聞し、歸府の後諸國の奇事を上書せし採藥記にあり。



○第三十五　日本第一の大石

紀州牟婁郡相瀬村といふ所に、日本に一ツの大石あり。高サ七十五間、横二百六十間餘、此石古座川といふ川の傍に有と、實に無類の大石なるべし。

○第三十六　母櫻

紀州野中村に、秀衡の母櫻といふ名木あり。奥州の旅客は、何れも此櫻を尋ね來るといふ。其由來は委しく知れず。高サ八ヵ間の木なり。

右の二ケ條も、阿部氏の採藥記にしるしたり。

○第三十七　飛驒國大牧村の籠渡し

遠き山國に籠渡し、籠渡りの谷川有事は、物の本にも多く書きて事ふりたれども、彼阿部友之進の採藥記に記されしを見れば、其地の人物さへ眼前に見るごとく、最も便なき所ぞかし。○飛驒國白川村といふ所の外は、少き深山なり。雪深く六七月迄も、村々に雪あり。極暑の節も、朝夕は綿入を着す。甚しき寒國なり。稻を植て實の熟しがたく、田に稗を作る。常々農民の食物は、蕨の根を掘て食とす。又栗の木杯のやどり木を採て、其汁を煎じ食す。友之進此山中に旅宿し、夜中蠟燭を灯し、髮月代を召仕の者に致させけるが、其所の男女是を見て、甚奇怪の事と思へる有樣にて、あれは大根に火を燈し、頭を面にするかといふて甚しく笑ふ。

撰者曰、此頃猶此邊にては、世に蠟燭の有事を知らず。月代をする事も知らざりけん。又蠟燭をも看たる事のなかりけん。大根へ火をともしたるかとは云しなるべし。今よりは百年以前とは云ながら、其開けざる事思ひやるべし。

此邊にては人死する時は、庄家の年番にて引導を渡し葬送すると云り。何れかいふて引導を渡すや。さもおかしき事なるべし。總て此邊は、下品なる事甚しく、六月土用の中にも、二三度は霜の降事あり。福島村といふ所より白川といふ所までは、極難所にて、峯の崩れたる所多く、丸太を藤づるにて釣、其上を渡りて谷を越行所十餘ケ所あり。大牧村といふ所の白川といふ河は、六七十間程の川幅へ、猿椎藤といふ藤を、一筋向ふの岩の端より此方の岩へ引かけ渡し、細き繩にて人を乘たる籠を引渡す事、寔に危し。川は水色靑くうづ卷流れ、言語に絕たる難所なり。藤づるのゆるみたる所より水際まで十間ばかりあり。籠の中に乘たりとも、藤へ通して竹筒に手をかけ握りて渡らねばならず。手を放せば籠はゆがみまはりて、忽ちに水中へ落入て死すといふ。又此籠を引に賃錢の高下ありて、上人引、大患引といふ。上人引はしづやかに籠のゆれざる樣にし、大患引とは强く烈しく引て別て危しといふ。

○第三十八　摩訶三毒　今人

比叡山の沙門大僧都詔澄、字は幽明、戲號して落香庵摩訶三毒といふ。其性甚蓮を愛し、淨業餘暇ある時は、是を寫し、是を詠て樂とし、凡日本國中に書畫の名ある人に因て、蓮の畫と蓮の詩歌を乞求め、是を珍藏して他念なし。此人予を尋問して面會せざる事五ケ年、時ありて去年の初秋、台麓の現龍院に來られし師親しくなりて、其人品を感ず。その折から彼人に乞得たる書畫の中にて、面白しと思ふをこゝに出すは、一奇人を同意の人に知らせんとする所爲なりけり。

　　骸骨の三絃を彈ずる圖に題せる歌

昔々の昔より、馴に馴たる煩惱の、その御心の欲ぬゆゑ、三の界を離れ得ず。又欲界の末の世に生れさんした主じやもの、穢れ不淨も知ばこそ、貴ならぬ身をあてと見て、迷はしやんすは道理と、

わしや思はゐでなけれども、今にも消ん陽炎の、無墓身にて春の夜の、假寢に結ぶ夢よりも、短き契りせんよりは、主もわらはももろともに、今の浮氣をたしなむで、暫時のほどを辛抱し、唯朝夕に後の世の、經營事に精出して、在所に御座る彌陀さんに、御願ひ申し故鄉へ歸つた上で、添ふなら男女の差別なく、三十の上に二ツてふ、好な相に六通も、自由自在な身となり[illegible]菩様や地藏さん、こゝろの知れた御方等の、御世話になりて日々を、樂に暮したその上に、御前百まで私また、九十九までといふやうな、短ひ鈍な事じやない。幾萬年の後までも、變ぬ中となこのみか、平生にする業とては、玉の林の花見やら、寶の池の船遊び、造作の入ぬ飯たへて、自然に出來る衣を着て、琴の調や笛の音に、舞を舞やら歌ふやら、又は砌に咲揃ふ、玉の蓮の華摘で、神通とやらいふ籠に、氣儘に乘て遠近の、四方の御國の佛樣に、御上げ申に參たり。又は無生の定に入り思ふ事さへ退かぬ身と、成事を樂みに、今日か明日かの程とては、本に定る事もなき、風さへ待ぬ白露の、散間の事は兎も角も、緣に任せて一筋に、故鄉に御座る爺樣の、御名を唱て佗さむせ。假令ひ御前にどの樣な、深ひ罪過あるとても、可愛と思ふてござんする、御慈悲の深ひ御心ゆゑ、許て迎におひ出るに、實間違ひはなひはいな、浮れ出たる極樂の、故鄉へいんで爺さんの跡目相續さんしたら、私も無明の名を改て、卽明となるからは、本より合ふた胸と胸、心は一ツ二ツなひ、三の身ならず四の德、十の力もあるなれば、上は有頂の雲の上、下は無間の底、此に憂ひ苦ひ無狀ひ、五衰の惱み四苦八苦、瞋恚の炎ときの聲、愚痴啖嗽の諍や、飢渴の嘆き血の淚、氷の海や大紅蓮、劒の山か火の車、巡り〳〵て世を渡る。その人達を救ひ擧、今の苦勞の數々を、昔し談に仕樣なら、嬉しひ事であらふぞや君。

〇又も聞人の哀れをいつか我あはれとよそに人の聞らん　摩訶三毒

此人今は土州に下りて、高智の城下陽貴山見龍院の現住たり。

〇第三十九　讀書の用心

十訓抄に、中納言匡房といふ人の才智を賞し記たる因に、唐山の后に惡き瘡種の出來て、其國の醫師の力に及ばざりければ、日本に雅忠といふ名醫のある事を聞傳へて、その醫療を乞んと我朝へ願はれしかば、朝廷にて諸卿詮義ありて、雅忠を唐山へ渡すべきか。渡すまじきかと評定をせられしが、兎角彼是と論じて決定せざりし所へ、匡房參内ありて、この由を聽れ、唐山の后の死したればとて、日本に何か苦しき事あらんやと云れたりければ、此一言にて評義定り雅忠を渡すまじきになりて、其返牒は則匡房承はりて書れける。

雙魚難レ達二鳳池之浪一　扁鵲豈入二雞林之雲一

此句をば和漢ともに賞しあへりとぞ。

昔反正天皇崩御玉ひて後、御弟允恭天皇いまだ皇子に在しける節、久しく舊疾に沈み玉ひしかども、群臣強にすゝめ申に依て位に即せ玉ひ、其後使を新羅國へ遣はして、彼國の醫師を迎へ寄て、御病を治療せしめらるゝに、速に平愈在しければ、殊に賞し玉ひて、本國へ返し遣しけり。其例を聞及びて異國よりも我朝の醫師を求められしにや。

按ずるに、十訓抄の作者、匡房の才智と文意を感じて傳ふ事をば記しながらも、隣國の好情なき旨趣の、不仁に似たる匡房の返牒を如何やと思ふ心より、允恭天皇の御事を添て記したるものならんか、予も此匡房の返牒は、文美なりとも人情にわたらぬ邪見の沙汰にて、我朝の譽を思はぬのみ




高麗國の使臣


池中の底に錦を
筑前太宰府

か。彼國にも心よからず、日本を信實なき國と誹りしならんと思ひ居たりしが、彼國より雅忠を名ざして乞求めたりといふ事は、誤りにて正しからぬ說なりとぞ。往昔我朝と異國の通信、なか〳〵麁畧の事にはあらず。雅忠を暫時の間も惜めばとて、我朝を尊む異國の願を不ㇾ聽のみか、其國を賤めて情なき沙汰のあるべきか。但し雅忠が醫道の名譽と、匡房の文才を賞するの餘り、斯る噺しも出來たるならん、悉く書を信ぜば書なきに不ㇾ如、と古人の金言なり。又曰、新羅國の后病によつて、波雅忠を願ひし事、大こゝに朝野郡載の文を看れば、いよ〳〵前段の事は誤りにてあらん。其證左の如し。

○高麗國賓省牒大日本國太宰府。當省伏奉聖旨、訪聞貴國有能理療風疾醫人。今因商客王則貞廻歸次、仰因便通牒。及於王則貞處、說示風疾緣由、請波處選擇上等醫人、於來年早春發送到來、理療風疾。若功效定不輕酬者。今先送花錦及大綾中綾各一十段、麝香一十臍、分附王則貞齎持、將去太宰府官員處。且充信儀。到可收領者、牒具如前。所奉聖旨、備錄在前。請貴府若有端的能療風疾好醫、許容發送前來。仍收領匹段麝香者、請牒、己未年十月牒。少卿林槩太宰府解、申請官裁事。言上高麗國牒一通狀、右商人往返高麗國、古今之例也。因茲去年當朝商人王則貞爲吏、關麗向彼州之間、禮賓省牒一通、相副錦綾麝香等所送也。是則聞醫師經廻鎮西之由、牒送旨、件則貞所申也。者異國之事爲家裁定、未檢知件錦綾麝香等、何敢不請取。先相副彼牒狀、言上如件。謹解、承曆四年三月五日」日本國太宰府牒高麗國禮賓省。去廻方物事、牒得彼省牒、當省伏奉聖旨。仍收領匹段麝香、如牒者貴國犯霜露於燕寢之中、求醫療於蠻貊之外、望風懷想。能不依々仰牒狀之

詞一頗垂ニ故事一改ニ處分一而曰ニ聖旨一、非ニ蕃王所一レ稱。居ニ遐陬一而誇ニ上邦一。誠彝倫所レ攸、況亦託ニ商人之旅艇一、寄ニ殊俗之單書一。執圭之使不レ至ニ封函之禮一既虧。雙魚難レ達ニ鳳池之月一、扁鵲何入ニ鷄林之雲一。凡厥方物、皆從ニ却廻一。今以レ狀牒。承曆四年月日。

右にしるす所は、高麗國に風疾の腦大行て、彼國の醫師の療治を遂る事あたはず。商人王則貞に通狀を持して、日本の良醫を請求むる旨趣なり。然れども其牒狀正しからず。夫新羅、百濟、高麗の三國當時の朝鮮が三ツに割て在し時の小國にして、所謂蕃の地にて、唯其土の王なり。高麗小國の王の詞を告るに、聖旨と書送りしは、我朝へ對して失敬也。依レ之□□續けしるしたる返牒に、聖旨とは天子の勅定なりと答、居ニ遐陬一而誇ニ上邦一と記したり。如レ斯なれば、彼國の后が森て丹波の雅忠を請しにはあらず。其國の風疾が流行て、日本の西國を廻る醫師を求むるに、商人船の便に依て牒狀を太宰府に送りしなり。其文が失禮なるゆゑに、我國の醫師を不レ渡して、

一本ニ浪トス

雙魚難レ達ニ鳳池之月一　扁鵲豈入ニ雞林之雲一

此妙文を送りしならん。抑匡房にはあらぬ此文者、適の奇才亦感ずべし。

○第四十　化野、纏衣

近世市中の商賈、風流風雅と稱て商ふ物の名を、何となく好事に號て賣弘め、家號をも珍らしく風流ならん事を好む者ありて、折節此所彼所に開店すれど、其品價下直して宜しければ繁昌し、價高く品惡ければ、一花も咲ずして程もあらず店を閉て廢る。又諸商人の店の小者丁稚の風義あしくなりて、家へ主か、支配する重手代が店にあらざれば、物買に來る得意の客人を仇敵の如くに取扱ふ事、家並のな

らはしの樣になりぬ。或は僥倖に店繁昌すれば、家主も家業を自慢し、買人を麁略にし、不會釋の事多し。是久しからずして滅亡の基なり。最歎かはし。市中に在人は何の家業する人も、愛相よく物和かに、强欲をさへ愼めば、風雅も新奇も不用して繁昌なせるものぞかし。なま中に風流の名を呼れんとて、忌々しき不祥の名などを號る事あり。年月は忘れしが、予が見聞せし家號と煎餠の名あり。煎茶の店を出して休ミ所としたる軒に、あだし野、としるせし方燈をかけたり。美女を賞て婀娜といひ、姿の風雅を賞るに、あだめくなどといふ俗語より思ひ付し名なるべけれど、化野とは荼毘所の事にて、鳥邊野に同じ事なり。呼名がよはれる故に心つかず、休らふ人もあるべきなれど、風流名に事を缺て、荼毘場といふ茶亭の名は餘りなる所爲ならずや。其頃菓子店にて、藤衣煎餠といふを賣出たり。夫藤衣とは喪服の事にて、本字は、縗衣とも、哀傷衣とも書り。

　限りあれば今日脫かへつ喪服はてなきものは淚なりけり

此哥は葬禮の忌あけて喪服を脫捨、常の衣服を着る時に詠れし哥なれば、察すべし。喪服煎餠を茶の口取にして、化野の茶を吞なば、傍に幽靈の景物こそよけれと云て笑ひぬ。

○第四十一　藤戸渡

平家物語に、佐々木盛綱備前藤戸を渡せし案內者を殺したる由を記したれども、東鑑第三の卷には其事なく、藤戸の海を佐々木が渡りしは、俄に差かゝりたる縡にて、兼々案內を求しにはあらず。又盛綱不仁の行ひ絕てなし。

○第四十二　池中の綿

元文二丁巳年の頃、播州姬路の一邑に池あり。廣サ數百步ありしが、或人の小兒共池に水浴して溺れ死

しければ、水を涸して田とせんとて、一村の人々合レ力て水を酌乾せしに、池の底に白き綿あり。土人これを取て看るに、草綿に等しければ、糸に繰せるによろしき木綿糸となりぬ。依レ之織木綿とするに着用となれり。尤多くありし故、一村の人の用ひ餘りて、他村へ賣出しけるが、色白く打綿の如く上品なれば他郷の人價を不レ惜爭ひ求めけるゆゑ、一村大ひに利を得て德付たりとぞ。今よりは百五年以前の事なれど、實録なりいと珍らしき事ならずや。結毦錄。

○第四十三　青梅サントメ

世俗の云唐棧は、唯棧留島にて可ならんか。サントメといふは異國の島國なり。其地より織出すが棧留島なり。夫に僞て織出したるをば、山中島といふ。しかし僞が出來たる故、唐サントメといふか。青梅島は武州青梅村より織出すゆゑに其名あり。青梅村に青梅山金剛寺といあり。此寺にある梅の木に青梅實成て、四季ともにたえず、名木なり青梅村の名もこれによるといふ　御朱印地にて二十石。

晩進魯筆 閑窓瑣談 巻之四

○第四十四 奇名木

下總國庄佐郡飯岡村に手古崎大明神といふ社あり。此社地の竹木を切る事を昔より禁じありけるが、社に近き所に大木の松ありて、社の屋上に蓋ひかゝり、落葉のつもりて屋上を腐す故に、杣男等も是を



知るをもて、社家に乞ふて、その松を切倒し價にせんとはかり、或日の朝より夕にいたり切倒しけるが、土地廣ければ、梢の枝も拂はで其儘に倒し置、翌日こそ材木に造んと、其夜は捨て歸り、翌朝に成行看れば、這は如何、切たる松の見へざれば、杣人は大ひに驚き、四邊を見れども更に蔭もなし。然ばとて切口のさし渡し三尺餘の大木なれば、五人七人の所爲にて動す事なるべきにあらずと、種々に思案し、其由を社家にも告て尋しに、不思議なるかな、彼松は、社の後なりける楠の、根より三四尺上りし幹の横の所に付て、自然に生たる如く、松の葉は青々として變る事なく、楠へ松を繼木なせし形なれど、松の幹の切口楠より大ひなれば、楠の幹の兩傍へ餘りぬとぞ。最もあやしき事なれど、人力の及ぶ所爲にあらねば、全く神靈のなさせ玉ふものなるべし、と人々恐れ敬ひけり。

○第四十五　土中の寶

筑前の國博多の市中小路町上濱の町人、呉竹善三郎といふ者の妻病死しければ、聖福寺の塔頭瑞應菴といへるへ葬送し、壙を掘し事一丈許なりしが、一ッの壺を掘出したり。其中に金銀の器あり。數は十餘種ほどなり。這は元祿十一年の事にして、夫より十九年過て、享保元年に其墓を少し傍へ改葬するとて、壙を穿事一丈ばかり、又もや壺一ッを取出したりければ、開き見るに、壺の中悉く金銀の器にて、都ての重サ貳貫陌柒拾肆錢貳分ばかり有りしとぞ。壺の中の器の上に、

經歴郭德潤　行宣政院福建分院提調官副使側失監客商謝福

花銀肆拾捌兩重とあり。右通計金參貫百六拾貳目六分。銀參貫百四拾九目九分なり。

今より天保十二年百二十六年以前にて、結毦録に記したり。予是に付て考へたる一說あり。二編に委しく詳解すべし。

○第四十六　貞盛の不仁

本朝通紀に、將門の亂は、貞盛秀郷の宿意と讒訴に起るといふ。尤然あるべし。貞盛の父常陸の大掾國香が、將門の父鎭守府將軍良將の所領道跡を押領して、將門をも術失なはんと計りしより、小次郎憤て國香を討は止事を得ざる故なり。貞盛父の仇を討んと思へども、將門の威風に恐れ、叛反人なりと讒言す。將門朝敵の名を蒙りて、是非なく關東に武備をふるひしにて、最初より王位を奪はんなどゝ思ひ立しにはあらずとぞ。因に云、將門の舍弟御厨三郎平將賴は、武藏國多摩郡中野の原に陣取しが、田原の千晴が爲奸計に落されて死す。其舊戰場に殘りて人民を惱し祟をなす事止ず。天慶三年七月七日の打死より四百八十年程の間、武藏野に怨念止まりけるを、延文の頃一遍上人の三代目眞教坊、東を遊行の時里人の賴に依て、その靈を鎭んと、芝崎村今の神田橋の所なりと云ふに草菴を造立、將賴の追善回向をし、將賴の兄將門を神に祭る。此神菴か芝崎道場にて、後に神田山日輪寺是なり。斯れば東國に靈を現したゝりしは、將門にはあらで、其舍弟の將賴の亡魂なりしと思はる。偖將門を讒言したる平貞盛は、大惡不道の人にこそあれ。其故は貞盛身に惡瘡出來て惱みしが、京より醫師を迎へ下して療治を申付ければ、其醫師瘡をつく〴〵と察て、兒干と言ふ藥を用ひざれば愈ず。兒干は妊み婦の腹を割き、男子なればその腹の兒を藥に加へ調合する事なれば、甚得がたきものなりと云けるを、貞盛聞て思案ありしが、先醫師を止め置て、我子左衛門尉維衡を近く招き、兒干の事を云聞せ、此藥を求る沙汰世に披露せられては後難遁れがたし。幸なるかな、汝が妻は懷妊にて、しかも左りに孕むと聞ゆれば、男子なるべく思ふなり。是を殺して我に與へよとありければ、維衡は目もくらむ程に驚き悲しむ思ひなりけれども、心得候と承諾し、其座を去て、ひそかに彼醫師に歎き賴みければ、醫師は是を聽て氣の毒に



思ひ、某その難を除き申べしとて、貞盛の前に出薬の御心あたり候やと問ふ。貞盛聞て左衛門尉が妻の懐妊したるを取用ゆるはづなりといふ。醫師は驚きたる體にて、夫は益もなき思し召なり。君と同じ血脈の胤が、用ひて功の有べきや、存知もよらず。早く他人の胤を求め玉へとありしゆへ、嫁を殺す事をば止て、炊飯女の懐妊して六月になれるを引出して、腹を割見るに女子なりければ用られずと打捨、又々ひそかに妊婦を尋ね出し、その腹を引割て見れば、男子なるゆへ是を調合して病を愈しけり。然ば醫師には多くの謝禮を與へ、いとまを遣はしければ、醫師は旅の支度を調へ京に歸り登らんと用意する中に、貞盛は左衛門尉を呼で、我難病兒干の妙薬にて治したる由を、彼醫師が披露せん事疑なし。汝は弓の上手を從へて道に待うけ隱居て、遠矢にかけて醫師を射殺し、我に後難のなき様にせよと命じける。心得候とて其用意をしながら、密に此事を醫師に告て、其用意させければ、醫師は從者に交り、我代りには判官代を馬に乘せ山を越る時、盗賊出來りて判官代を一矢に射落したるにぞ、醫師をはじめ逃ちりて京に登りけり。

盗賊の如くに出立しは、左衛門尉の手の者どもにて、貞盛の家來なり。左衛門尉は父の命なれば、是非なく此役を勤めて妻を殺さゞりし恩報じに、醫師の命を助けて、判官代を馬に乘せ、是を射落させて、父の前を繕ひしといふ。

實にも國香の非義を見ならひたる貞盛の惡心、その子の左衛門尉も心得難き人ならずや。妻の命を救ひ貰ひし恩報じに、醫師の命を助けんとするは理なれども、罪もなく恨もなき判官代を射殺させしは何事ぞ。如斯人々の、僥倖にして其非をいふものなく、唯、將門征伐に名を高く知られしは不思議なれ。但し俗書にこそ其非をいはねど、本朝通紀の如き正しき物には、貞盛が武名をしるさず、非義をい

ふこそ道理至極の筆の跡にて尊とけれ。

又曰、右の兒干を用ひし醫師も、我朝の仁術を辨へたる醫師にはあらで、異邦の邪術を好む曲者なるべし。

○第四十八　春盤

歳首に供へ用ゆる喰積は、唐土にて春盤といふ物なりと、彼國にては栢枝大橘の類を積飾禮とするとぞ。日本にては喰積といへば唐山の春盤よりは其意も宜しからんか、先食膳に供ゆる品々の功能を記して、婦女子の爲に解示すべし。造り飾たる松竹は、八千代を壽くは云でも知れなん。

○米　○乾栗　○萆薢　○榧　○神馬藻　○橙　○鳳尾艸　○杠葉　○昆布

○藪柑子

右の如く喰ふべき物を積あつめて、長生の用意を祝ふなり。然らば昔は唯飾り供へ置にはあらで、他にも喰せ、家内にても食したるものなるべし。

○米は氣味甘くして毒なし。血脉を通じ、五臓を和げ、顔の色を好し、胃の氣を補益、肌肉を長じ、筋骨を壯にし、心志を強くし、腎精を益し、肺氣を益す。

凡元氣を補ひ腎精を助るもの、精粳米の外に勝れるはなしとぞ。今の人米は常に食として珍しからねば、薬なりとは心付ず。其能生命を保つの大妙藥と思はで、唯存命の中は、是を食するものとのみ輕しめるは誤ならずや。此尊き米の妙藥を思はで、陽精を起す腎藥を貪り、強て魚鳥獸の肉を喰ひ、元氣を益んとするは、甚不仁の所業にて、命を促むるの業を行ふに等し。

又曰、米と芡の實を等分に合せ、粥に煮て食すれば、腎精を益志を強くし、耳を聰くし、眼を

明らかにすと。諸本草をはじめ名醫の説をあつめて記したるものぞ。

○海藻は氣味苦く鹹し。寒にして毒なし。瘤結たるを散し、頸下の痛みを和げ、腫を散じ、腹中の雷鳴を治し、水腫を下し、小便を利じてよし。但し藥を呑て居る人はくふべからず。

○榧は氣味甘くして毒なし。常に食すれば五痔を治し、蟲を去り、寸白を治し、筋骨を強くして、榮衛の行よく、眼を明にして、身を輕くし、陽根を強くす。又榧の油は本草に記さねば、唐山人は知らざるか。かいいカスハルといふ紅毛人、日本へ渡りし時、日本の榧の油を看て上品なりと賞しとぞ。實に我國の榧の油は、金瘡切疵に妙なり。腫物の肉をあげ、痛を和らげ、惡血を去り、腰の痛にぬりてよし。

○楪は腹中のこなれあしく支るによし。酒の熱を醒して、胸中の苦しきを治す。この外、藥にあはしていろ／＼に用ゆ。

○鳳尾草又齒朶ともいふ。これは文字もめでたく、齒の朶ともいひ、明暦妙藥集にも出て、榮衛の行をよくするものなり。

○乾栗は溫にして毒なし。氣を益て、腎を補ひ、其外功能多し。但し小兒には多く喰すべからず。

○昆布は氣味鹹はやく、寒滑にして毒なし。惡瘡を治し、瘤を散し、水腫を下し、肺をうるをす。

○橙は氣味酸く寒毒なし。腸胃の惡き氣を去り、食を消し、胸の煩悶をなをし、宿酒に用ひて忽ちに醒す。

○萆薢は穀に代べしとあれば、食用の助となるものなり。又諸病に吉といふ。大和本草に江戸の産よしとしるしたり。

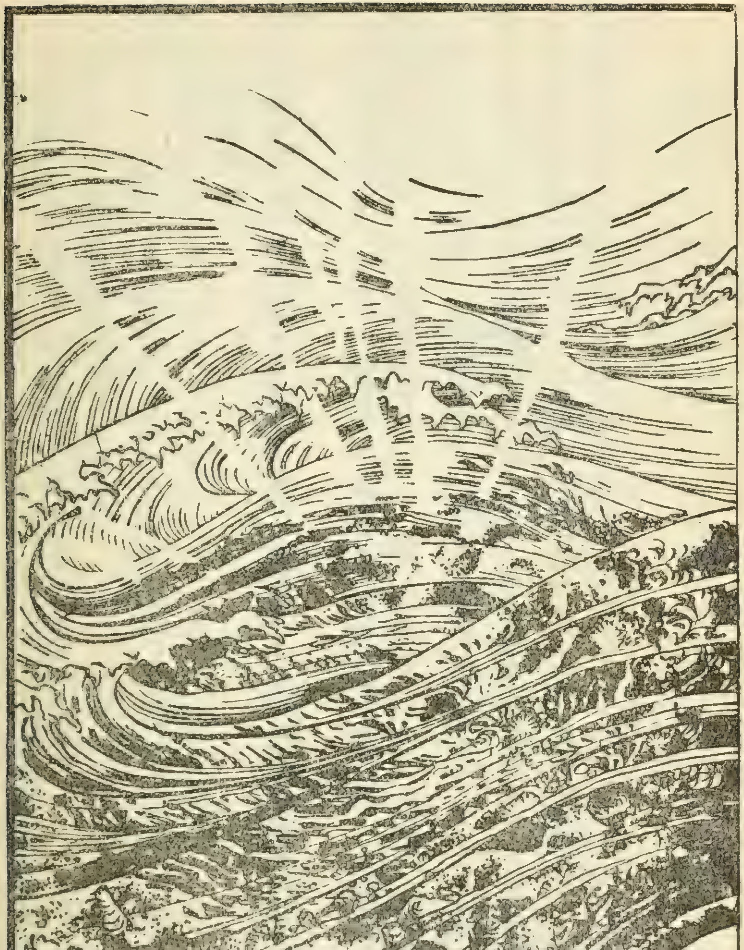
少し苦みあれど、平に毒なし。第一の能は腰の痛によし。腎を補ひ、筋骨を堅くし、精を強くして、男根の中の痛を治し、痔に妙なり。眼を明かにする事神の如し。

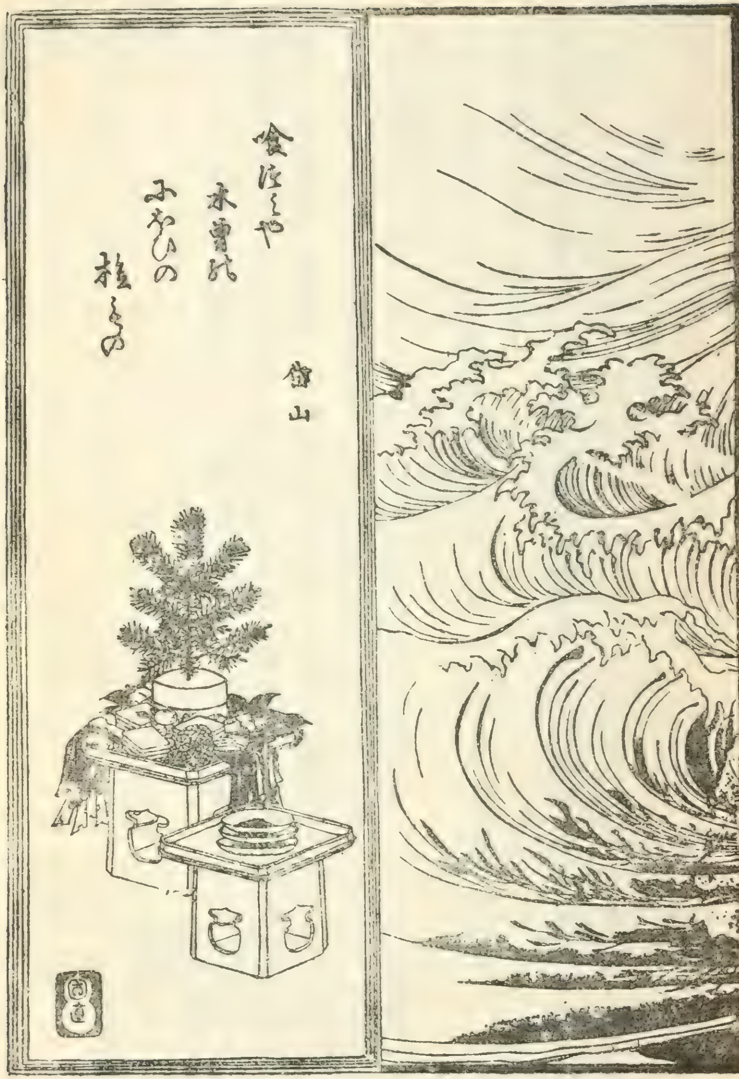
○藪柑子は古今草の牡丹なりといふ。邪氣を祓ひ、不淨を除。如斯なれば歳首に集め積て、人に供ゆる事、病を除き長生ならしめんとする日本の嘉例、唐山の春盤に勝れるならん。

○第四十九　熨斗

正月の禮者に、熨斗蚫を三方に載せて出すも、春盤に同じく、長生不死の藥なればなり。我國の乾蚫を海外にては甚珍貴とす。人皇第七代孝靈天皇四十五年に、唐山秦の始皇位に卽、長生不老の藥を道士に求む。我國古代の長壽を秦の國にて聞傳へ、東方の倭人は仙方を得て、悉く長命なりといひ、又不死の藥は日本にあり。日本海中の石決明こそ長生の妙藥といふ。蚫の大ひなるを石決明といひ、小さきを鰒と云。徐福是を求る爲に、我朝に渡海して秦に不歸。今も猶唐山にては乾蚫一枚を直一貫文に買ふといふ。則ち長熨斗の事なりといふ。昔は熨斗蚫を食物にせしを、當今は唯祝儀の贈ものに添て遣はす物とのみ思へり。併夫も長生不老の藥なればこそ。壽きに添贈るものと知るべし。長熨斗蚫を水に漬てやはらかにし煮て食すれば、精をまして命を延す　但し補ひに妙藥を用ひたりとも、身の行ひ悪しくは、妙藥補劑の益なし、と誰も知れる歟。養生の歌あり。

○氣は長く勤は強く色薄く食細ふして心廣かれ





○第五十　怪事の說

世俗の言に、鵲は吉語を告げ傳へ、鴉は凶事を主る。故婦女と小人は、常に鴉聲の善惡を云て、多くは這を聞事を忌嫌ふて憎む。甚しき心得違へなるべし。萬物の靈と尊るゝ人間が、狐のなき聲を怖れ、鴉聲の善惡を云て、氣を惱まし、又是を憎む事が有べきか。諭ば禽獸の類が聲を出して、凶事を無始に告る事あらば、人の爲に大なる忠實にして、忌憎むものにはあらじ。禽獸の凶聲を聞て、あらかじめ言を愼み、患を防がば、災害を除事も有ぬべし。然ども和漢古今、比類の物忌する人、多かりしと察て、渉世錄に、怪事を俗にけち忌々しと云、禳ふ術を著したり。鼬の鳴聲、狐の吼、鼠の噪、鷄の宵鳴、烏聲、釜の鳴音、此類は悉く、鬼怪の所爲なり。其所爲をする、鬼の名を知覺て、呼節は、鬼怖れて、災をなす事あたはず。却て其家の吉事となると、記したり。

○

狗上二人屋一事あり　這則、春女と名鬼の所業なり。

狗上レ牀事あり　這を名二神霞一鬼の業といふ。

宵聞二鷄聲一　這鬼を名二賊吏一。

屋上作レ聲をする事あり　這を夜庭と名鬼の所業とす。

釜鳴音　這を、歛女と名鬼の業といふ。

鳥人衣に尿を汚　這を飛游と名く。

野鳥入二屋裏一　這を不穴と名く。

血汚二人衣一事あり　其鬼を、名二遊光一。

狐狸聲あるは　其鬼怪を、名二懷珠一。

此外猶多くあり。右に記す如き怪事ある時に、譬ば釜の鳴時に臨んで、其釜の前を、三尺隔て、彼釜の鳴業をする、欽女といふ鬼の名を、高らかに呼ぶ節は、其災の怪物、地中に入事三尺、還て其家の福となるといふ。鬼の名を呼て、災を福になす事は、夫々の鬼の名を覺て呼べし。這は大人君子の一笑となるべき事と知れども、世俗の氣にかけて、惱む事なれば、其祟を攘ふ術を記して、些に婦女子の心を安堵ならしめんとせり。

因に云、惡しき夢を見たる時は〇臨月天光と三度呼時は、忽ち惡夢を吉祥となすといへり。

〇第五十一　丸木船

房州安房郡山刀村に、船越大明神と云社あり。抑當社は、神代の古跡なりといふ。山下は海波滿々として、社前までも浪たうち寄る事有り。是を下の宮といふ。上の宮は四五町程山の上にて、唯大なる洞穴ありとぞ。深山といふにはあらねど、何となく物すごく、幾千代を經のみやしろ、神さびて、森々たる老樹生茂り、何さま上古の體相ありて、洞穴の入口に船越大明神といふ額をかけたり。筆者凡人の及ぶ所にあらず。額の木地は朽たれども、墨色鮮やかに尊し。三年に一度づゝ海上より龍燈來りて、山上を照す事あり。亦神前にさゝげたる古代の丸木船二艘あり。長サ一丈六尺、胴の間五尺餘にて、木色は薄紫なるが、何といふ木なりや知者なし。唐木にて造りし船なりとのみ云傳ふ。一艘は何百年以前より在か知れねど、只龍宮より上りし物と土人の說なり。一艘は萬治二年の五月下旬より在といふ。其故を尋ぬれば、土地の人々海上に鰯網の船を出して漁獵をする折しも、何所より來るともなく、右にいふ船一艘、乘人はなくて白紙の幣束一本、船の中に建てありしが、漁人等這を見て、各々あやし




海上神船の圖

み、其船に乘近付んと艪を押して漕寄れば、彼船は乘人なけれど、自然と東西南北に走りて、數多の獵船四方より取かこめども近付がたく、忽ち多くの船の間を走り拔て、伊豆の大島の方へ流れ走りけるが、其夜山刀村の船越山に、多くの人聲して物を引運ぶ樣なりしが、翌日行て見れば、昨日海上にて追まはしたる幣帛立し丸木船を、山上に引上て神前に備へたり。何者がなせしといふ事知れず。全く神の所爲なるべしとて尊み恐れしが、その時より二艘にはなりしとぞ。

一說に、此船は琉球國にて國王の代がはりに造りて、海神を祭祀爲に海上へ押流し、海神にたてまつるものなりとぞ。按ずるに、船越明神も海神に在せば、琉球國王の諸海神へ奉まつられしが、此御神へ納るべき節に當りて、はる〴〵と屆きしものか。龍宮より納りしといふも、琉球より奉納ありしといふ說を誤り傳へしものなるか。

○第五十二　巨爐

無名抄に、長守の歌

火おこさぬ夏のすびつの心ちして人もすさめずすさまじの身や

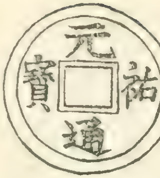
とありければ、其娘が云、冬のすびつに火のなきは、今少しすさまじくはべらずやと云ひしとぞ。斯れば巨爐は長明が頃にはや有りしものかとおもはる。

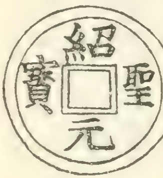
○第五十三　九六の錢

百文の錢を九十六文と定めしは、唐山の玄宗皇帝の時に、安祿山といふ者が、四文づゝの運上を取爲工夫せしより發ると云ふ。惡人の思ひ付たる事なれども、丁百よりは遣ふに便利なれば、千歲の後まで是を用ゆるものなるべし。また日本にては、關東管領の長臣長尾將監の孫なりける長尾景春九六の

錢の通用をはじめしとぞ。

因曰、當時金一步を百疋といふは、錢の數を云ひし詞よりの云ならはしにて、青銅十疋二十疋といふが始なれば、錢の相場金一分に付き一貫文ならば、百疋といふて宜しけれど、當時の相場金一分には一貫六百五十、或は一貫七百文なれば、金一步を百七十疋と不ㇾ言ば、數に當らぬ事なるべし。昔は錢を數ふる目安に、駒引錢を百文に十文加へたり。依ㇾ之駒引錢が十疋あれば、青銅十疋二百文を二十疋と呼しなりとぞ。實に然もありしならんか、疋の字は金錢に緣なし。布類、帛類の一疋二疋は、二反つゞきの印に、駒引錢を二反の端へ一文縫付たるゆへ、言初しものなりといふ。亦錢の事を記せし序に云。この程予が水滸後日傳を飜釋なさんとする發初の日、小女を使にやりて物を調へたるに、端錢のつりを二錢取て歸り、机の底に置しを、何心なく手に取見れば左の如し。





是則ち唐山宋の代第七主哲宗皇帝の時の錢にして、然も元祐は八年、紹聖は四年つゞきたる年號なり。和朝は人皇七十三代堀河天皇の御宇にあたれり。當時を天保十二丑年迄凡七百五十餘年の古錢なり。是は世に多き錢にて珍しからぬ樣なれども、宋の世の水滸後傳を、出像國字に著す時に臨んで求めもせざるに、其代の年號を鑄たる元祐紹聖の二錢を、一度に得たる事、予著述の爲には幸にして奇なる事に覺ゆ。

○第五十四　夜なべ

千賀屋艸といふ隨筆に、夜たべといふ事は、伊豆の國にて夜うち倚て夜仕事するには、爐に鍋をかけて置、その廻にて仕事をするゆへに、夜鍋と言ならはせるにはじまれりといふ。豈伊豆の片鄙にて然ありとも、夫が世に廣く通言となるべきや。日中の仕業を夜に入まで延してするゆへに、夜延仕業と言ならはせしなり。夜延は則ち夜延といふ事なり。

○第五十五　樒の功能

世の人樒の枝葉は、佛事にのみ用ゆるものにて、忌々しき樣に嫌ふて不吉の物とす。大ひなる心得たがへなるべし。樒は昔歌にもよまれたり。萬葉集に曾根の好忠、

愛宕山樒が原は雪つもり花つむ人の跡だにもなし

樒は愛宕の名木なり。亦樒は其香清淨にて、神佛に備へ不淨を除く。墓原に樒をさし置ば、獸怖れて墓をあばき、人の尸を破る事あたはず。夫故に墓所へ備へ、獸を除く用心とす。山近き田畑にて、猪猿の類が畑物を取ざる樣に、多く樒を植、又は堀て置、芋などに樒の枝を折て蓋とし置ば、獸來りて取事あたはずといふ。猶功能多し。眼病の熱を醒すには、墓所の水に落ちて腐たる樒の露を眼に付れば忽ち平癒す。樒の葉を煎じ用ひてもよし。

樒の眼熱を醒す妙功ある事は、齋藤祐仙と呼れし眼病を治す良醫の、予に教へられたるにて、たしかなる事なり。（祐仙は大門通り油町に住居しが、今は故人となりぬ。）本法寺の境内に在る熊谷氏の墓へ願をかけ、其墓の水を眼病に用ひ平癒するも、樒の木の德なるべし。（本法寺は本願寺前の寺町に在り。熊谷稻荷の社あり。）

○第五十六　山伏怪異

前に云千賀屋草といふ随筆は、桂秀樹とかいふ人の著たる書にて、正直に記し作意は加へぬもの〻様に被レ察。其書の末に、延享卯五月とあれば、今天保十二年よりは九十六年以前の著述なり。其巻中に一怪事を記されたるが、實事なるべく察せらる〻故にうつし出ぬ。

土佐國赤岡といふ所に、安田源三郎と稱大商人在、則ち千茅艸の著者桂氏の算學の門人なり。その源三郎の家に數代の年間、吉事か凶事の有ろ以前に、毎度竈の後より、身の丈高く顔色怖ろしき山伏が忽然と顯れて家内を見廻す事あり。家内の人々是を看て、喚々といふ中に消うせる事、亭主四五代の以前より聞傳へたれども、最初は何ケ年の昔、何時より出初しといふ事を知らず。偖その源三郎の老母煩ひて、十四五日ほど絶食の大病となり、起臥も心に任せず、夜伽の者も勞れて、いさ〻か眠りに付んとすれば、彼老母は身體健かなるがごとく、床の中より起上り、四方に眼を配りて、怖ろしき顏色になる由を、夜伽の者ひそかに怖れて囁きければ、源三郎の父源太夫、常事ならずと思ひ、心を付て自身夜伽をせしが、夜中に又々例の山伏が、竈の前に顯れ出しと家内の者が騒ぐ聲、臺所の方に聽ゆるゆへ、源太夫はあやしみて老母の側を放れ、次の間へ出たるが、其間に老母の行衛知れずになりしかば、源太夫、源三郎はいふに及ばず、家内の人々驚き騒ぎ尋ねしかども、その影も知れず。程近き海の礒邊に老母の着て居たる夜衣と、常に手に持し珠數が捨てありしゆへ、入水せしものならんとて、其日を忌日として佛事を行ひ來る様になれり。其夜出口の閂を二ツに折て出たる様なりしといふ。そも〳〵奈何なる怪異なりや解がたし。又その後は彼山伏の俤も出る事なしと、源三郎が直に師匠の桂氏へ語りしと云ことなり。最々氣味わろき怪談ならずや。


異を看て怪ま
ざれば更に異き
事なしと云妖の
有無は其人に
よるべし

○第五十七　五月の菖蒲葺

奥州には菖蒲草なき故に、蒲黄を五月の軒に葺と云ひ傳ふれども、菖蒲艸のなきにはあらず。寛治七年郁芳門院の根合の歌を撰れし時、藤原善孝の歌、

菖蒲草曳手もたゆく長き根のいかで安積の沼に生けん

斯あれば、陸奥に往古より菖蒲艸は有と見ゆ。又安積の沼は花且見の名所にて、

陸奥の安積の沼の花がつみ且見る度に戀やわたらん

ト云古歌もあり。但し此沼の花且見は菰の事にて、浮藻にはあらず。今俗に云花勝見は藻花にて、本艸に田字草一名を破銅錢といふものなり。金魚鉢などに入て詠める水草なれば、軒に葺且見にはあらず。軒に葺且見といふは、花の咲たる眞菰なり。土地に依りて花出來ずといふ。偖陸奥にて五月の節句に菖蒲を軒に葺ず。且見を替て葺事は、中將藤原の實方、奥州に下り玉ひし時、陸奥人が端午の節會を問申せしに、何のあやめも知らぬ賤が軒端には、いかで都に同じ菖蒲をば葺べきぞとて、且見を葺せられけるより、菖蒲を不用、且見を用ひ來りしといふ。抑中將實方朝臣は、其心騒がしく高慢強き人にて在し事は、世に云傳へし話し種にも推量られて頼母しからず。都人なりとて東の端の人なりとて、心に變る事やはある。軒に菖蒲を葺ほどの業までも、都に同じおもむきをば、陸奥人に爲まじと思はれし事の、腹黒くも拙なけれ。其高慢の心にて他を賤しめし卿なれば、云にも不足ど、陸奥に終りて後も、猶雀に化して大内に入りしなど、恥かしき名をもたてられしものか。按ずるに、陸奥にて五月四日に且見を葺は、中將の沙汰にはあらで、且見も菖蒲も、その功能に勝り劣りなく、殊に都も東路も軒端に葺菖蒲は、沼菖蒲にて花はなし。陸奥の蒲黄は花ありて美麗ければ、軒端に葺ても、その詠め最愛かるべし。都て


真菰の圖
花の色ハ紫なり
野茭不能結實惟堪薦藉
花ト實
菰米

五月四日より軒に菖蒲を葺は、何の爲ぞ、此日より盛夏になりて毒蟲多く生じ、人家に入らんとするゆへ、軒端に蓬菖蒲、其外蟲を除く草木を、軒に葺事なり。菖蒲に限りしものにはあらず。然ば古歌にも、菖蒲葺、蓬葺、棟葺、俗にせんだんといふものなり。凡五月五日の水草は、諸の毒蟲を除き去功能多し。浮萍を陰干にして團子の如く搗かため置き、蚊いぶしにすれば、蚊は悉く消て水になるといふ。

因云、眞菰の異名、茭草、蔣草といふ。古代眞菰を俵に作る。當時稲藁にて作る物をこもと云は、昔菰を以てこしらへたる名なり。只菰と云ずに、眞菰と呼は譽る詞にて、眞の字は眞といふ心なりとぞ。然ば眞菰は眞菰といふ事なり。亦唐山にては、眞菰の事を菰米と稱へ、或は彫菰とも稱へたり。既に杜牧が詩には、彫菰を粥に煮て食せし事を連ねてあり。土地のよろしき所に生ずる眞菰は、花咲實を生じて米の如しといふ。日本にても眞菰の白根を煮て食用にせし事多し。腸胃の熱を除し、老を養ふ食物なりといへば、花も咲かざる沼菖蒲よりは、奥州の眞菰草が、はるかに勝りし物ならずや。○亦菖蒲酒を造るに、沼菖蒲を切て入るは益なし。酒に漬て邪氣を拂ふ藥には、石菖蒲を用ゆべし。雄黄を少し加へて用ゆれば、邪氣をしりぞける妙藥なり。

又云、眞菰に米の出來る尚古あり。其菰を雕菰といふ。

○雕胡米

雕苽、禮記註、雕胡ハ米作ニ安胡之飯一、周官魚宜ニ苽、一名蔣心、中有ニ黒點一者、名ニ烏鬱一、俗名ニ茭、白有ニ二種一云云。

藤原の實方は、長徳四年十一月十二日奥州仙臺に程近き所にて死す。信田と岩沼との間に塚あり。此頃は、人皇六十六代一條院の御宇にして、今を去事八百四十五年の古へなり。天保十二年ヨリ、古き事

なれば虚實は知られねど、彼地に終りても、再度大内へ歸りたき心に引れて、化して鳥となり、禁中の臺盤所に來り飯を啄む。是を名付て入内雀とも、又實方雀とも呼びしとぞ。西行法師の家の集に云。

みちのくにへまかり下りし時、野中に常よりは際立しとおぼしき塚の見へ侍りしを、人に問ひ侍りしかば、中將ぬしの塚なりといふ。中將とは誰が事ぞと問へば、實方の御事なりと申す。最あはれに覺ゆ。さらぬだに物悲しき霜枯の薄、ほの／＼と見渡り言の葉もなき心ちして、

朽もせぬ其名ばかりをとゞめ置て枯野の薄き形見とぞなる

斯詠ぜし西行法師も、六百三十八年の故人なりと思へば、讀書の喜しき予のみならで。昔讀人は千年過にし往古の人を友とし語る心地ぞ爲なん。思ふに古き冊紙を好む人は長生不死の仙にも勝りし樂みと云べきか。

○第五十八　杜氏

世俗の言葉に、菓子を製する者を菓子とうじと呼び、豆腐を製する人を豆腐とうじと呼ぶは誤りなるべし。酒を造る者をこそ、杜氏とは惣名に呼も可ならん。其故は、古昔唐山にて杜康といへる人、始めて酒を造りしかば、唐土にては酒を釀する者を酒杜氏と稱へ來りしなり。然ば杜氏と名號くるものは、酒を造る人に限るべし。亦酒を笹と名づくる婦女子の詞も、最古くより云初て、其故あり。白樂天が詩に酒を壺中の竹葉と云し事あり。又白氏文集に云く、宜城の九醞酒を竹葉酒と號くとあれば、酒の異名を竹葉と云を、倭國に傳へて笹といふも、一理ある事なるべし。

晩進魯筆　閑窓瑣談　了

畏庵隨筆

人の心のおなじからざるは、面のごとくにて、心のこのみ〳〵、各おなじからざるべし。予いとけなくて、書を讀初しより、一日も書を手にはなたず。身をかへりみ、あやまちをあらたむるも、屢おほく。友をみちびき、善をすゝむるもすくなからず。閑暇の時々、筆のまに〳〵、書しるせし紙の、年月を積て、うづだかきあり。亦唯身をかへりみ、友をみちびく緒餘なれども、人のこのめるに、おなじからざらんは、すつるにしかじとおもへど、天分のたのしき、民彝のたふときをいふは、あながちにすつべからねば、煩擾をのぞき、百がひとつにつゞめ、類を六にわかち、卷をふたつとし、更に毛穎をかゝげ、因由を叙す。

文政辛巳春正月　　若槻敬

畏庵隨筆

目録

巻上

巻下

畏庵隨筆卷上

○歳時

あさみどり春立あした、日の光麗に、風の聲のどけく、人の心も初にかへり、子は親を壽き、臣は君を祝ひ、夫婦相和らぎ、長幼朋友相睦しみ、皆其性の自然にしたがへり。松は千年の榮の蔭をふかめ、梅は百花の魁の蕾をつらね、生々の氣のめぐめるぞ愛たき。けふも聖賢の書を讀つゝ、學德日々に進てやむべからぬをぞねがふ。

人皆仁義の性を稟たり。言行誠實なれば、心安舒なり。春にあひて芳景を見るも悦懌深し。

あばら竹垣、世に疎き栖にも、衆花目を悦しめ、衆鳥耳を悦しむ。化工の滋育、昇平の恩澤、あふぎてもあふぐべきかな。

范成大の梅譜に、江梅は遺核野生し、栽接を經ざるものといへり。梅花の本始たり。花白くひとへにて香淸し。

梅譜に、紅梅獨姑蘇に盛なるを、晏元獻公、西岡園中に始て移植しを、一日貴遊園吏に賄ひ、一枝を得て分接し、都下二本ありとしるせり。宋の慶曆に紅梅、かくのごとく珍稀なり。

續日本後紀に、承和十五年仁壽殿の內宴に、殿前の紅梅、詩題に入と見ゆ。承和十五年は宋の慶曆より凡二百年以前なり。皇邦、紅梅を賞せるは久し。

又、蕚梅は靑春の氣を萃たり。梅譜に、人間多くあらずといへり。今は世にすくなからず。單瓣あり、

重瓣あり。

二十四番花信風は、梅、山茶、水仙、瑞香、蘭花、山礬、迎春、櫻桃、望春菜花、杏花、李花、桃花、唐棣、薔薇、海棠、梨花、木蘭、桐花、麥花、柳花、牡丹、荼蘼、楝花なり。風土異なれば、花候を論ぜず、花を弄ぶは雅花あり。

櫻桃の名多し。楔荊、桃含、桃鶯、桃朱英、朱櫻、紫櫻、蠟櫻、皆是なり。此實を鳥好めども、人とらざるにくはずと。爾雅翼にいへり。百果よりもとく熟すを、祖先に薦るは、孝享の一端なり。

櫻花の嬌嬈は春妍の冠たり。いにしへより櫻の字を假用て、適當の漢字なし。漢土に此花あらざればなり。これたゞ皇邦の盛觀なり。

よし野の櫻花は、上代の光景を存す。今も春葩萬樹の猗靡たぐひなし。

ならの八重櫻、花貌淸雅にして、千古の芳芬を留たり。

かまくら櫻はいつの時か咲初けん。花の品はこれを第一とす。ひとへ、やへ咲まじれども、きよらかに愛たし。かさねあつく咲つらなれるも、つやゝかに愛たし。

一年三百六十日其春九十日、櫻花の開謝十日許なり。天日晴て花の盛にあふは、あひがたきにあふなり。娯樂せざらめや。

春分のころより藥草を種て、形狀をしるも益なからんか。其花春さくあり、夏さくあり、秋さくあり、各目を慰めり。

棣棠は砌階近く藩籬とするによし。其妙蟲を生ぜずと、花鏡にいへり。

春より夏にうつる時節、寒からず、暑からず、晝漏長く、日晷ゆたけし。講學を勤勉すべきなり。

木々の嫩葉さしそひ、千山萬林蒼綠しげれるは、嘉美のあつまるなり。嘉美のあつまるに、自然の節文あらはる。

梅に亞て、果樹の花のかぐはしきは橘なり。和歌には、むかしよりもてはやしてよめり。楊萬里九徑の一に栽たり。其雅蹤にならふべし。

濂溪の蓮を慕ひ、數缸に植て愛賞す。大賢の德にひとしからまほし。

竹はとことはの友ながら、新葉の風清涼を生ず。尤快し。

窓蘭の香芸編にあらそひ、檐月の光華箋にうつろひ、秋興を書屋のうちに催せり。

承和元年八月、芳宜の宴を行はる。同十一年八月再行はる。史に芳宜の字を用たり。萩は艸に從ひ、秋に從ひて作る和字なり。漢字の萩を假用るにあらず。

萬葉集に、芽子を芳宜とよみたり。新撰萬葉集も同じ。新撰萬葉集の詩に三秋有、蕊號二芽花一と、芽を平聲とし、胡に通ず。救荒本草に胡枝子あり。即胡子なり。漢人詩にかけるも芳宜と異ならず。

芳宜は春の嫩芽生出るより、夏は枝茂り、まだきに花さき、秋は其時とて、花の盛はじめをはり久しく、露霜に移ろふも見ざめせず。冬かけて落葉するまで、あかなくおぼしめす、と一品帥親王おほせありし、と芝山前亞相かたり給へり。

萬古のひさしきをてらせるも、一輪の月なり。萬方のひろきをてらせるも、一輪の月なり。幽棲のいやしきをもうとまず、野詠のつたなきをもいなまず。

中秋の月は、やまと、もろこし皆もてあそび、操觚の士、歡情をつくせり。

臘の暮に民の家々、其いとなみのをこたらぬぞしらる。衣服の垢敝をあらたむも、禮貌を修むる一事

なり。詩に賦し、歌に詠ずるも故なからんや。

菊は月令にのせ、離騷にあげたれど、陶靖節の愛を得て、清潔の佳色いよ／＼あらはれ。隱淪の貞操ますく＼たふとし。圃園の興、年々多旬を經たり。

諸家の菊譜の品類おほき中に、甘菊は正色にして眞品なり。特に賞すべし。韓忠獻公、司馬文正公、皆金鈴菊の詩あり。黄色にて圓なるものと、東京夢華錄にいへり。亦賞するにたれり。本草原始に、甘菊を俗金鈴とよぶといふは、其時の俗言をいふなり。甘菊と金鈴菊と同品にあらず。

白菊の露を帶たるめでたし。曙の色もめでたし。夕曛の色もめでたし。月の映ぜるはいよ／＼めでたし。元文のころ、小町と名を賜へるを絕品とす。

九月十三夜の月は、皇邦の娛玩にて、更に良遊を添たり。延喜十九年九月十三夜、清涼殿の宴に題を賜はり、人々歌奉りし。と凡河内躬恒集に見ゆ、是其始なり。

木芙蓉は白露節前花さき初て、霜降節後猶花さき、霜ふせぐてふ名をおひ、群芳の殿たり。

霜葉錦繡のごとく、二月の花よりも紅なり。諸木の紅うるはし。かへでの紅最うるはし。

秋は收藏の時にて、嘉穀果實成就せり。是五行は金に配し、五常は義に配す。人事も義を主とし成就す。

むらしぐれ、ふりみふらずみ定なきは、人の喜怒哀樂の轉移するに似たり。人よろこぶべきをよろこび、いかるべきをいかり、かなしぶべきをかなしび、たのしぶべきをたのしび、各其節にあたれば、雨歇雲消て碧霄の晴るがごとし。

霜雪の寒きに梅樹新蕚をあらはし、日々其形勢の舒るは、生意の深きを見す。

雪の曙を眺望すれば、瑤幢を百嶺に張て、玉粉を千野に布たり。玄冥の玄化巧妙なり。

除月寒冱甚しといへども、陽氣下に含めり。天の元亨利貞循環し、貞に終らんとすれば、元に始らんとす。

いつとても光陰の惜からぬかは、まして年の暮る名殘をや。たゞ心身を恬靜にして、青春の到るをこそ迎へめ。

○教學

學は效なり。いとけなきより姿容、言語、其父母師保に效ふ。父母師保の教正しければ、兒童の效能正しく、其徳行の基をなすなり。

人々善をこのみ、惡をにくむ良心あり。童蒙を教て、百事善にしたがはしめ、良心を養ひなすべし。

孩提の童に、さとしやすき古訓の一句二句を口づから、教ていひならはしめ、それをいひならはゞ、又別に一句二句を教ゆ。かくのごとく日に月に年に積て、記憶せしむ益多し。

字をうつしならふに、初より正法によらしめ、字畫の偏傍、字音の分合徐々にしらしむ。

書をよみならふに、孝經を始とするもよし。小學を始とするは尤よし。小學は常に讀誦し、心身の規矩とすべし。

書をよむは次第を定め、等級をこえず、正旨をもとめ、旁意をさぐらず、精熟をつとめ、苟且をいましむ。

四書は大學、論語、孟子、中庸を次第とす。五經は詩經、書經、易經、春秋、禮記を次第とす。句讀の

授受も、此次第にしたがふ。其句讀を受ては、日々數十百遍よみて忘れざるにいたる。大抵小學、四書、五經をよみて、字體字意をしれば、何の書をか讀得ざらん。

學術の正しきを學問の最要とす。學術は學問の軌轍なり。眞實に孔孟程朱の軌轍によりて、純正の學を學ぶべし。おほよそ邪學邪說、異學異說、こと〴〵く嚴慄にしりぞけて、學術を正しくすべし。

師友を求るに、其學術の正しく、性行の正しきをえらぶべし。學術の正しきにならひ、倫理を正しくさとすべし。言行の正しきにならひ、禮儀を正しくふむべし。

講習討論各其義あり。講は遍誦して講解するなり。習は玩覽して習熟するなり。討は探討して詳審を尋るなり。論は辨論して精當を窮るなり。

四書章句集註は、正學の標的なり。眞實に聖賢をねがふ志を立て精讀し、心身に體し、勤勵怠るべからず。

致知力行皆敬を主とす。敬は心の貞なり。敬を主とすれば、心體貞正にて變轉せず、奔馳せず。

聖門の學、仁を求て恕を行ふ。仁を求て恕を行ふも敬を主とす。敬は學の始終を成て、德の體用を該たり。

四書章句集註精通し。其次詩集傳、其次書集傳、其次易本義、皆精通すべし。

春秋は胡氏傳、三傳見るべし。

禮は禮記陳氏集說、三禮及鄭註見るべし。

近思錄を平日熟誦し、心術を明らけくすべし。

周子、程子、張子の全書、朱子著述の諸書及語類、文集等皆見るべし。

史は史記、漢書、後漢書をよみ、通鑑綱目見るべし。

三國志以下明史にいたり、漸次に見るべし。

諸子百家の書は、知識をひろむるもあり。知識を謬るもあり。えらびて見るべし。

學問は實厚にして博洽を貴ぶ。偏固を實厚とし、泛濫を博洽とするは違へり。

書籍年々月々におほく、かぞふにもかぞふべからず。聖賢の學は四書五經を講明し、其旨趣に通曉するを先とす。其旨趣に通曉し、心目に權衡立て、邪學異學に誑惑せられざる地位にすゝみ、群籍を渉獵するは可なり。心目に權衡あらずして、群籍を渉獵すれば、其害多し。

物を玩ぶは聖賢の戒あり。載籍をあつめて玩ぶにも、有道の書にあらざるはしりぞくべし。

一丁の字をしらざる人の、人倫をおもくし、善をこのむは其性をうしなはざるなり。書をよめるながら、人倫にそむき惡に墮るは、其性をうしなひし人にあらず。

天の人を生じ、仁義禮智の德を賦與し、其德を體せしむる命令を降すなり。聖賢の學を能學び、仁義禮智の德を體するは、天の命令にしたがふなり。

天地の性、人を貴しとす。仁義禮智の天爵あればなり。仁義禮智の德をたもつは、天爵をたもつなり。

我身體は父母の身體にして、天地の身體なり。天地父母の身體我ほしいまゝにせんや。一視、一聽、一言、一動、鹵莽にすべからず。

聖賢の學に耳目を觸て、其意旨をさとすは、何の嘉福かまさらん。其書をよみ其道をたふとび、懿德をいだき定分をまもり、心ひろく身ゆたけし。

人倫の道廣大なれども、經傳にのせて詳なり。其一章一節たりとも、日々たゆみなく誦讀し、修省すれば道にすゝみゆくべし。一日たゆみて誦讀せず修省せざれば、一日道に遠ざかるなり。二日たゆみ

二誦讀せず修省せざれば、二日道に遠ざかるなり。一日二日、道に遠ざかるだに、更に道にすゝみゆくは難し。まして久しく道に遠ざかりて、道にゆかんとするは、嶮しくしてなやまし。日々たゆみなく誦讀し修省すべし。

事業の忙しきに閑暇なく、讀書の時を得ずといふは、懶惰にて志あらざるなり。志を立て奮起せば、などか其時を得ざらん。日々頃刻のほどだに讀書し、其道を心にさとし、身につとむるこそ事業なれ。

事業は學問を本とし、學問と事業と二にわくべからず。

學問は己の德を修むるなり。聖賢の訓誨、皆己の心身に體せしむ。外にもとむるにあらず。

聖賢の學は天に本づき、誠に本づき、公にして私なし。幸に聖賢の學に入初ても、眞實に力を用ざれば理義くらく、私をおこし、聖賢を尊信せず、邪說異說に惑ひて陷溺し、眞心を奪はれ、天性をほろぼせり。豈哀しまざらんや。眞實に力を用ひ、純一に聖賢の學に通徹すべし。

聖賢も鄕愿を德の賊として、いたく憎給へり。正邪、公私、善惡、義利を分辨せず、外を飾り內を掩ひ、美を掠め名を盜むは鄕愿なり。避遠て近づくべからず。

人を視て其臧否をあやまらざるは難し。先己の心を公平にすべし。一點の私意眼頭に遮れば、直枉を辨得ず。

凡事ほとんどあやまらんとするに、胸裏に理義明らかに發して、其事あやまらざるは、中心の樂あり。常に理義を明らかならしむべし。

意念に惡のきざすを、獨をつゝしみてやむれば、あとなく善に向ひて中心樂し。しば／＼惡のきざすは、善に向ふ力の乏しく、小人の意態、利欲の念慮の離れざるなり。務て善に向ふ力を養ひ、君子の樂

を樂むべし。

心の出入はかるべからず。唐虞の聖々、猶警戒し給へり。殷湯の盤銘、周武の諸銘、皆警戒し給へり。學者戰々兢々として、警戒をいるがせにすべからず。

禮は人の人たる法則なり。莊敬謙遜は禮の體なり。從容和舒は禮の用なり。其儀節は平常熟練すべし。男女に飲食男女人の大欲存す。飲食に飲食の禮あり、禮によれば飽饜にすぎず、頤養ほどよくす。男女の禮あり。禮によれば媟狎になかれず、伉儷を正しくす。身を修め家をたもつ根本なり。

心をつゝしみ身をつゝしみ、德行を修むるは下學を勤るなり。下學を積て德行の極至にいたるは、上達を得るなり。

聖賢の道を眞實に尊びて、聖賢の學を眞實に學ぶなり。聖賢の學を眞實に學びて、聖賢の道を眞實に知て行ふなり。初より眞實に聖賢をねがふ志立て、勤勵を盡し、究竟にいたるべし。

○攝養

洪範の五福に壽を第一とす。常に攝養の道を盡して、壽を保持すべし。

生を養ふに醫の道を知べし。醫の道ひろし。先素問、難經、傷寒論、脉經、甲乙經を見るべし。

素問は全元起の註本古し。宋新校正以後王冰の註本行はる。王冰註本の運氣七篇は取捨あるべし。

難經は呂廣の註本古し。滑壽の本義詳なり。

傷寒論は宋本よし。成無己の註より以下明清に及び諸註多し。醫宗金鑑に引たるも參考して可なり。

脉經は古の括要の書なり。金匱要略は此書より出せり。

甲乙經は素問と校考すべし。靈樞は此書より出せり。

病源候論亦見るべし。

千金方、外臺秘要、古論古方のこれり。審辨してとるべきをとるべし。

唐以後諸家方書枚擧すべからず。宋金元明の方、古方にまされるもあり。

天運盛衰あり。人生强弱あり、醫療も時に遷移せり。故に宋金以降醫說細詳なり。

脾胃論、內外傷辨論は、能素問傷寒論の深奧を發せり。

本草は綱目大抵備れり。藥性の補瀉、食品の良毒辨識すべし。綱目の後、本草諸書亦多し。物產諸書亦多し。博きを窮て可なり。

大日本は稻糯麥菽萬國に勝り、江海溪川池澤の美魚美介ゆたかにて、鳧鴈亦美なり。山野園圃の菜蔬菓蓏殊に蕃し。本草にしるせると、名物のあふもあれども、あはぬも多し。むかしよりあやまりて兼合するもあり。本草の說に執泥しがたし。故に食品は人あまねく食し、育養を得て、其試驗いちじるきを擇て食すべし。性味の偏惡にて毒あるたぐひ、形色の異怪に一恒ならざるたぐひ、禁じて食すべからず。

周官に食醫、疾醫、瘍醫あり。食醫を先とす。

言語を愼み飲食を節にするは、生養の至要なり。

藥瞑眩せざれば、そのやまひいえず。藥は人を瞑眩せしめて、やまひをいやすなり。やまひなきに藥を服し、瞑眩せば毒に腑臟をそこなはざらんや。

漢書の藝文志に、醫の拙きは理を失し、癒劇死生顚倒するをいへり。又諺を引て、病ありて治せざるは、常に中醫を得るといへり。隨書の經籍志にも此語を引たり。醫の拙きに病を治せしむは、嚴墻の下にたつよりも危し。

唐書王勃傳に、人の子、醫をしらざるべからずといへり。これは醫の事をいふなり。程子外書に、病て床に臥たるを、庸醫にゆだぬるは不慈不孝に比す。親につかふるもの、醫をしらざるべからずといへり。これは醫の人をいふなり。醫の事をしるも難し。醫の人をしるは猶難し。醫の道を能さとし、鑒識明らけくして、醫の人をしるべし。

禮樂、射御、書數、皆生養の道を具せりと先儒說あり。

禮は肌膚の會、筋骸の束を固くす。樂は惰慢邪僻の氣、身體に設けず。皆生養の道なり。

射に審固の法あり。御に馳驅の法あり。今弓馬刀鎗亦其法あり。其法正しく熟し、生を養ふべし。

書は蔡邕、自然に寄るといひ、柳公權、心正しく書正しといへる、皆佳言なり。習學正しく積て、生を養ふべし。

數は陰陽の消長、庶物の榮枯を推て、生を養ふべし

楊墨、老釋の徒、世をすて倫をたち、食を謀り生を謀るは易し。儒の聖賢の學を學び、高尚の操を守り、德を潜て生を養ふは難し。故に許文正公治生の說あり。古人志を潔くして生を治しは、莊光の耕釣、周燮の耕漁、韓康の賣藥、申屠蟠の漆工の類多し。これみづからなすべき業をつとめ、父母妻子を育み、我を養ふを人に望まざるなり。許文正、公治生の說、大に世道に補裨あり。しかるを王守仁、徐燁等、みだりに先賢をそしれり。後人の出處心術を汚さしむ。

賈逵の舌耕、王勃の筆耕のたぐひ、治生の一端なり。人より求て應ずるは可なり。我より求て衒ふは不可なり。

文は道をのする器なれども、道をそこなふも多し。文を學ぶも、聖賢の文を學ぶべし。聖賢の文を學ぶ

は、德行を正しくして、理義を發揮すべし。無用の辨、不急の察に、虚しく生氣を耗するは益なし。呂新吾の語錄に、艱語、深辭、險句、怪字は、文章の妖にして、道の賊なりといへり。尤刪除すべし。

明の嘉靖以後邪說紛々たり。西洋諸蠻の說も嘵雜せり。崇禎の亂、學術の禍、億万の人を殺せり。生養の途も絕て、明季の士、北胡の奴隷となりて恥をしらず。

清の初前代學術の禍に懲て、正學を貴び、康熙の學風やゝ盛なり。陸淸獻公、學術心術最正しく、學術興復の功大なり。世の福祚を隆盛ならしむは、學術を正しくして德化を養ふにあり。

明清科擧の習、道義を行ふ志淺く、祿俸を求る意深し。皇邦幸に科擧の習なきに、彼弊漸うつらんとす。學者大かた利のために學べり。利のために學べば、聖賢の旨趣をさとさず、生を養ふ道にもそむけり。

五雜俎に、富貴の家、酒色をもて生を傷り、賢智の士、思慮をもて壽を損ずといへり。是皆慾を恣にして、生を養ふ道にそむけり。

謝肇淛義理者死物也の語、天をなみし道をやぶり人に賊せり。黠儒、此語を竊て邪說をおこせしより、流毒及ばざる處なし。儒說乖亂するのみならず、醫說も乖亂し、生靈の形軀草芥よりも輕し。

風教をそこなふは、俗學を甚しとす。善を僞り衆を欺き、名を販ぎ愚を惑はし、恥を忘れ財を爭ひ、分を犯し侈を競ひ、利を嗜み義を背き、欲を貪り理を滅せり。其弊生靈の禍患とならざらんや。

人もとより天性の眞樂あり。驕吝を消除し、情性を涵養し、眞樂を得べし。

生を養ふも獨をつゝしむを本とす。性を養ふも獨をつゝしむを本とす。徹頭徹尾一道なり。

〇國籍

皇朝のいにしへを考ふるは、日本書紀以下六國史に據て、他書の説を雜糅すべからず。

神武天皇、都を屋萬登に立給ひ、屋萬登を八洲の總號とす。天然寧靜無疆の兆瑞を蘊蓄せり。神武天皇を御祖皇太神といはひ奉られ、靈威尊嚴にして二千數百年、皇統綿綿繩繩たり。猶億萬斯年天祚の永長を仰ぎ奉るべきなり。

孝安天皇御宇百二年、御年百三十七なり。漢土の君のかく長く位をたもち、齢をたもつはあらず。

崇神天皇紀十二年、異俗重譯して遠く來り歸化す。皇德海外に被べり。

垂仁天皇紀三年に、新羅王子天日槍來歸し、但馬に居を賜へり。其子孫また新羅の王となれり。脫解王といふ。脫解王元年は、垂仁天皇八十六年なり。垂仁天皇九十年、天日槍の玄孫田道間守を常世の國へ遣はされしは、脫解王新羅の主たる故、同族の慶問に遣はされけん。橘をとりて歸りし常世の國といふも新羅ならん。

神功皇后紀に、百濟、新羅朝貢し、太后太子、大に歡喜し給ひ、先皇望むところの國人、今來 す。痛哉。先皇の世に逮ばずとのたまふに、群臣皆流涕せざるはなし。これ三韓を懷服し給ふは、先皇の遺詔なるべし。

和珥武振熊は、神功皇后攝政元年忍熊王を伐しより、仁德天皇六十五年、飛彈宿儺を誅するにいたり、

年數百七十年を經たり。其齡二百にこゆ。武内宿禰に亞て長壽の人なり。

應神天皇の御宇、文典はじめてひらけ、今千五百年を歷て、書籍充備せり。學に志あらば其學成ざらめや。

履中天皇の御宇、史を置て事をしるし、四方の志を達す。當時漢字漢語を學び文篇をなしけん。後世かなをもて事を書つゞるは捷徑にはしれり。

弘計王、播磨忍海部細目が家にひそまりましゝて起舞し給ふ。室壽の詞に、家長御心云々、家長御壽云々、家長御富云々とあれば、いにしへもたゞ人たれども、子弟僮僕より其長上のことをいふに、御心、御壽、御富などゝ御の詞をいひけん。

仁賢天皇諱大脚、字島郎と紀にしるし、天皇聞二諸老賢一としるせり。學問し給ひ御德たふとかりけん。

蘇我馬子は神州を穢し、皇宸を褻し、罪惡極れり。逆臣の最たり。

天智天皇神勇の籌策をめぐらして、入鹿を誅し給へり。皇家中興の祖とし、殊に尊崇せらるゝ宜なり。

文武天皇釋奠を行はる。盛擧なり。

律令は唐に模倣せらる。恩恤の政は、彼よりも優なり。

懷風藻は淡海三船勅成し、今に存せり。

神武天皇以降四十餘代の天皇の謚號を、淡海三船、勅をうけて撰す。

聖武、孝謙は現在にしての尊號なり。唐主に倣へるなり。皇帝と稱せらるゝも、唐主に倣へるなり。

山脊は屋萬登のうしろといふ義なり。延曆十三年、山背國を改て山城國とす。五畿七道の冠たり。

萬葉集は大同の初延曆以前の歌を聚られ、撰修終に及ばざるなり。平城天子、侍臣に詔し撰ばしむと、紀

氏の書たるを的說とす。

古語拾遺は、齋部廣成大同三年奏狀なり。時に隨ひ制をたれ、萬葉の英風をつたへ、すたれしをおこし、絕たるをつぎて、千載の闕典を補ふと書たり。此萬葉二字は、萬葉集をさすなり。當時萬葉集を撰ばしめられを、千載の闕典を補はると稱揚せり。萬葉集撰聚の帝功、實に小補ならざるを、藥子が亂におほへり。

弘仁、天長、承和のころ、ますく唐風をうつされて、文華昌盛にて郁々たり。淸和天皇御宇には、年號をさへ貞觀を用らる。

寬平以後正史あらず。私に演錄せるは疑貳に涉ること多し。具眼の人、信ずべきを信じて可なり。いにしへ明經の官を置れしは、漢魏晉唐の註家の說に依て、聖道あきらかならず。慶長の時、雍灦の氣運開くるにあひ、惺窩子、羅山子出て、四書、五經、周程、張朱の學を講貫し、聖道始て明らけし。聖賢の學、海內にあまねくひろまり、彝倫の訓黎庶にあまねくをよびたり。聖謨尊く學術正しく、昇平の基址確立せり。昭代の德澤萬々歲疆りなし。

○古紀

寶曆のすゑつかた、浪華の書肆にて、日本書紀の古卷を見る。板本と同じからざるをしるしとゞむ。今神代卷の字の異なるは、巨細皆書つらぬ。其餘やみがたきをいさゝか書つゞり。考訂に備ふ。

神代上卷

首章及一書日の六節に、芽凡八字板本皆誤て牙に作る。

葉木國、此云二播舉矩爾一、此訓註、板本誤て下節に入たり。

古卷訓註、皆小書なり。板本誤て本行にまじへたるを、皆小書すべし。

大戸道尊、一云大苫道尊、大戸邊尊、一云大苫邊尊、板本、本行を小註とし、小註を本行とす、錯誤なり。

伊弉枏尊、板本枏を冉に作る。蓋枏を略し、冄にしたるを誤て、冉に作るならん。全篇皆同じ。

瓊赤玉也。此云レ努、板本誤て赤を脱し、云を曰とす。訓註の字例、皆云を用ゆ。

伊弉諾尊、伊弉枏尊二神、坐ニ于高天原一、板本誤て二の尊を脱し、下文相謂曰の上も亦脱せり。

於レ是先生ニ日神一、號ニ大日孁尊一、貴レ之曰ニ天照大神一、亦曰ニ天照大日孁尊一。此二十六字、古卷本行なり。板本錯誤す。板本訓註十九字、古卷になし。

次生ニ月神一、號ニ月弓尊一、此八字、古卷本行なり、小註なし。

次生ニ素戔嗚尊一、古卷に註なし。

是謂ニ大日孁尊一と、卽大日孁尊と板本孁を靈に作る。古卷全篇靈に作るはなし。

初伊弉諾尊、伊弉枏尊、巡レ柱之時、板本誤て上の尊を脱せり。

一曰磐筒男命及磐筒女命、卽此經津主神之祖矣二十字、古卷連續す。板本卽此經津主神之祖矣九字を、上文五百箇磐石也の下に置たり。錯誤なり。

又投ニ其履一。是謂ニ道敷神一。本誤て道と千に作る。

天八十河中所レ在五百箇磐石、板本誤て箇を筒に作り、磐を槃に作る。□〇

倉稻魂此云以下百六十二字訓註、板本誤て下節に入たり。

背揮、此云ニ志理幣提爾布倶一。板本誤て倶を俱に作る。

正勝此云ニ麻沙柯兎一。板本は一云麻左柯豆六字を添たり。衍文なり。

穢哉鄙矣、板本誤て哉を矣に作る。

與レ罤相見而後永退矣。以下與レ罤且罤請罤奉ニ於罤ニ罤。凡十一字板本皆誤て姉に作る。

陷沒、板本誤て沒を股に作る。

不レ意阿子、板本誤て子を姉に作る。

毀此云ニ波那豆ト一、板本誤て那豆を轉倒す。

高皇產靈尊之息、板本誤て尊を脱せり。

妬ニ害良田一、板本誤て良を姉に作る。

天兒屋命掘ニ天香山之眞坂木一、板本誤て掘を握に作る。

見ニ逐謫一者、板本誤て謫を謫に作る。□（）

吾如ニ婦女一、板本誤て如を雖に作る。

素戔嗚尊歌之曰、夜句茂多兎伊都毛夜覇餓岐兎磨語昧爾夜覇餓岐兎倶盧贈迺夜覇餓岐廻、此三十八字古卷本行なり。板本誤て小書にす。或曰時武四字は衍文なり。中の岐を枳に作るも誤なり。

此神無ニ養子孫一、板本誤て無子に作る。

即甘茂君等、大三輪君等、其裔而姫蹈鞴五十鈴姫命之祖也、板本誤て其裔而と之祖也と六字を脱せり。

又は衍文なり。

事代主神娶ニ三島溝橛姫一、板本誤て神の字の下に、化爲八尋熊鰐六字あり。此六字は下卷の字の混錯せるなり。娶を通に作るも誤なり。

神日本磐余彦彦火火出見天皇。板本誤て下の彦を脱せり。彦火は皇嗣を尊び稱し奉れり。點畧すべ

からず。日本の字を人の名に用るも、至尊にかぎるなり。

神代下卷

致二高皇產靈尊勅於事代主神一、板本誤て尊を脫せり。

恰爲相似、板本誤て恰を拾に作る。□○

光儀華艷、板本華を花に作る。○

凶目之國歟、板本目の下に杵あり。衍文なり。

抑將二先レ汝行一乎、板本轉倒し、將を抑の上に置たり。

躬被二瑞之八坂瓊一、板本誤て被を披に作る。□○

生レ兒號二天津彥彥火瓊瓊杵尊一、板本誤て下の彥を脫し、下文天津彥彥火天津彥國光彥彥火天津彥根彥火天饒石國饒石天津彥彥火、皆誤て下の彥を脫し、皇孫彥火も彥を脫せり。

火炎衰時。板本誤て衰を襄に作る。□

梔此云二波茸一、以下二十三字訓註、板本誤て下節に入たり。

天津彥根彥火瓊瓊杵尊、板本杵の下に根あり、衍文なり。下文亦同じ。

天饒石國饒石、板本誤て上の饒石を脫せり。

一書曰、高皇產靈尊之女、天萬栲幡千幡姬、

一書曰、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊云々。

古卷此兩節連接す。板本此兩節の間に、一云四節を添たり。是後世の挿入なり。文例違へり。

徒倚、板本誤て徒を徙に作る。□○

一書曰、兄火酢芹命云々。

一書曰、門前有一好井云々。

一書曰、兄火酢芹命云々。

一書曰、海神則以其子云々。

一書曰、兄火酢芹命云々。

古卷、此五節連接す。板本一云五節を雜へて添たり。是亦後世の挿入なり。文例亦違へり。

作大目麁籠納彦火火出見尊、板本誤て彦を脱せり。下文載彦火火出見尊も彦を脱せり。

中心欣慶、板本誤て慶を慮に作る。

海驢此云美知、坂本誤て下節に入たり。

癡騃、板本誤て騃を駿に作る。□○

于時豐玉姫寄玉依姫、板本寄の上に命あり。衍文なり。

時海神授釣火折尊、板本火折尊を彦火火出見尊に作る。此節の文例にあちず。

八十連屬此云以下二十字訓註、板本誤て下節に入たり。也は衍文なり。

神日本磐余彦彦火火出見尊、板本誤て下の彦を脱せり。下文亦同じ。

右□なしるすは、古卷と御靈板本と同じ。

○なしるすは、古卷と活字板本と同じ。

天忍穗耳尊を、天のおしほにの尊と稱し奉るなり。耳と根と音相通ふ。耳をみゝとよむにあらず。

天津彥彥火瓊瓊杵尊を、あまつこひこひほにゝぎねの尊と稱し奉るなり。杵の字きねとよむなり。

彥火火出見尊を、ひこほゝのいでみの尊と稱し奉るなり。火火を䑛ぬるにあらず。

葺不合尊を、ふきあはずの尊と稱し奉るなり。不合をあはせずとよめるも、あへずとよめるも誤なり。神日本磐余彦彦火火出見天皇を、かみやまといはれひこひこほほのいでみのあめのすべらきみと稱し奉るなり。

神武天皇紀に、御年十五立爲太子と見ゆれば、葺不合尊崩じ給ふ翌年、是神武天皇元年なり。甲寅以前年次しるさねば、甲寅を元年とすべし。紀に辛酉を元年とし、御宇七十六年とせり。前七年を增て八十三年とすべし。

綏靖天皇紀に、庚辰を元年とすれど、神武天皇壬寅皇太子に立給へば、承統の義明らけし。神武天皇崩じ給ふ。翌年丁丑を元年とし、御宇三十六年とすべし。

安寧天皇紀、立爲皇太子御年十一、板本廿一に作る。

孝昭天皇紀に、丙寅を元年とするも、乙丑を元年とし、御宇八十四年とすべし。此餘、これに准ふべし。

孝安天皇紀、三年秋八月庚午朔己丑、葬觀松彦香殖天皇于掖上博多山上陵、板本は三年を三十八年とし、二十六年の後に置たり。

開化天皇紀に、伊香色謎命を皇后とす。板本卽庶母也。四字の小註あり。古本になし。孝元天皇の妃伊香色謎命と同名にて、同人にあらず。年齡考ふべし。孝靈天皇の皇子に彦狹島命あり。豐城入彦命の孫に彦狹島命あり。同名なり。同名を同人とすべからず。

景行天皇は、垂仁天皇三十八年太子に立給ふ。御年二十一なり。太子たる六十三年、卽位元年御年八十四。御宇六十年にいたり、百四十三なり。板本百六とす。

板本の景行天皇紀に、二十五年武内宿禰を北陸及東方諸國にゆかしめ、二十七年東國より還て、蝦夷の狀を奏すとあれど、古本になし。武内宿禰と

成務天皇は、景行天皇十四年生れ給ひ、五十一年太子にたち給ふ。御年三十八なり。板本五十一年を四十六年とし、御年を二十四とす。

足仲彦天皇の謚號を、古卷に仲衷としるせり。仲は信の古字なり。いつの時か仲哀と書違へけん。

足仲彦天皇は日本武尊の御子にて、成務天皇四十八年太子に立給へり。日本武尊は景行天皇四十一年崩殂し給ひ、成務天皇四十八年まで六十八年、六十一年まで八十一年なり。日本武尊崩殂の時、足仲彦天皇、弱冠に逮ばずとのたまへども、即位元年御年八十餘なり。崩じ給ふ時九十にこえ給ふべし。板本小註太子に立給ふを年三十一、崩じ給ふを年五十二とす。大に誤れり。

板本の應神天皇紀、九年武内宿禰弟甘美内宿禰讒言し、壹岐直眞根子の形、武内宿禰に似てかはりて死せるとあれど、古卷になし。武内宿禰は天皇襁褓の時より輔弼忠勤の大臣にて、天皇御年殆八十、豈讒諂の言をいれたまはん。ことし武内宿禰年百九十五、其弟の年亦いくばくもたがふまじ、讒惡をなさんか、壹岐直眞根子のかたち、武内宿禰に似たらば、其年庚もひとしからん。皆無稽の妄言を挿入しけん。

後世浮屠の號を斥ふも。皇德の瑕瑾ない。名義を正しくして、皇德を彰明にし奉るべし。

古卷應神天皇紀、十四年春正月辛丑朔戊申云々、甲子立二菟道稚郎子一爲二太子一とあり。板本は十四を轉倒し、四十年を置たり。十五年に太子と稱すれば、十四年太子に立給ふ明らけし。

菟道稚郎子もとより太子に立給へば、應神天皇の後を嗣給ふべく、皇代の數にも入給ふべきなり。

大友皇子受禪は正しく天智天皇紀に見ゆ。皇代の數に入給ふべきなり。

（　）風詠

やまと歌は、やまと人のもてあそぶ風雅なり。凡物あれば則あり。やまと歌をよむに、先達の教を則とす。先達の教の要旨を述て、後進をいざなふ。

やまと歌は人の心を種として、萬の言のはとぞなれりける。世の中にある人、ことわざしげきものなれば、心におもふことを、見るものきくものにつけて、いひ出せるなり。花になくうぐひす、水にすむかはづのこゑをきけば、いきとしいけるもの、いづれか歌をよまざりける。古今和歌集序。

これ歌の本源をいふ。歌を學ぶは心を正しくして、心に生活の氣あらしめてたねとすべし。

歌は心ふかく姿きよげにて、おもしろき處あるをすぐれたりといふべし。ことおほくそへくさりてよみたるは、いとわろきなり。一すぢにすぐよかになんよむべき。新撰髓腦

ことおほくそへくされば歌の姿よからじ。たゞすぐよかによみならふべし。

歌のよきといふは、心をさきとして珍しきふしを求め、詞をかざりよむべきなり。心あれども詞かざらざれば、うたおもてめでたしともきこえず。詞かざりたれども、させるふしなければ、よしともきこゝず。めでたきふしあれども、優なる詞なきはまたわろし。けだかく面白きを一のことゝすべし。俊頼口傳

歌のよみかたは、此教に盡せり。此教によりて學ぶべし。

情以レ新爲レ先、詞以レ舊可レ用、風體可レ效二堪能先達之秀歌一。詠歌大概下同

情の新しきは、心情よより新しく發するをいふ。詞の舊きは三代集の詞を採用するをいふ。風體は情と詞とをあはせて一首の全體をいふ。秀歌は卽秀歌大略につらねたり。

常觀二念古歌之景氣一可レ染レ心。

常は常々間斷せざるなり。常々古歌の景氣を觀覽思念すれば、心を其景氣に薫染すべし。

歌の大事は、詞の用捨にて侍るべし。詞につきて强弱大小候べし。それをよく〳〵見したゝめて、强き詞

をば一向にこれをつゞけ、弱き詞をば一向にこれをつらね。かくのごとく案じ、返し〳〵ふとみほそみなく、なびらかにきゝにくからぬ様によみなすが、きはめたる重事にて侍るなり。申さば詞にあしき、なく、よろしきもあるべからず。つゞけがらにて歌詞の勝劣侍るべし。毎月抄ト皆同

　詞を修整するの教これにすぎず。

心をさきにせよと教ふれば、詞を次にせよと申に似たり。詞をこそ詮とすべけれといはゞ、また心はなくともといふに似たり。所詮心と詞とをかねたらんを、よき歌とは申べし。

　心詞を相かねんは、能鍛錬して其効あるべし。

おほかた歌にうけられぬものは、秀句にて候。秀句も自然に何となく、よみ出せるは、さてもありぬべし。いかゞせんとかくたしなみよめる秀句が、きはめて見ぐるしく、見ざめすることにて侍るべし。

　先達の歌の秀句のうるはしきは、自然の絶妙なり。未熟はあながちに秀句をたしなみてなすべからす。

歌には先心を能すますが一のならひにて侍り。吾心に日ごろ面白しとおもひえたらん詩にても、歌にても、心に置て、それを力にてよみ侍るべし。

　心を澄し情意正しければ、歌の姿も正しかるべし。

歌をばかまへて正しく居てよみならふべく候。或たちながら案じ、うつぶしてよみなど、身を自由にしてよみつけぬれば、晴の時、法式たがひたる様におぼえ、すべてよまれぬことにて候。何事もくせになりて、詮なきことにて侍るべし。よろづのわざは、たゞしざまのうるはしきをもて、よしと申ことにて候。

　身體正しからされば、心情正しからざるなり。禮儀威儀を正しくして、歌をよみならふは最切要なり。

先達の書あまたなる中、簡明の十條を擧たり。此十條を法則として歌を學ぶべし。

體に依て歌をよみ、古歌の詞を取て歌をよむは、八雲御抄及詠歌大概、詠歌一體等を見て、其法を知べし。

和歌の體製は、てにをはの斡旋にあり。古歌を博く考ててにをはの格を知べし。

かなの文字づかひも博く考て知べし。五十音に熟通し、音韻の正しきを取べし。

萬葉集は文永本よし。久しく見れば歌の意をもさとし、字の謬をも辨ふべし。

唐と隣好のゆきゝしげかりしころ、詩を摸擬するのみならず、やまと歌も詩に摸擬し、雅麗富贍の體をなせり。

古今和歌集の序に六義をいふは、詩序を推援し、辭態の異同にかゝはらず、二仙をいふは前哲を標揚し、時代の先後はかゝはらず。

二十一代勅撰和歌集代々の風調同じからず。古新の風調をかゞみ、雅正なるにならふべし。

先達の家々の集、世々の歌合、世々の百首ひろく見るべし。六帖、夫木の歌も見るべし。

歌は心情をいひ出せれば、歌おもてに善惡正邪の氣あらはる。みづからよめる歌に新惡の氣あらば、除去て警省すべし。

和歌も辭を修て誠を立べし。辭を修ざれば歌詠といはんや。辭を修ても誠を立ざれば、何の雅趣あらんや。

やまとぶみを學ぶも、から文の矩矱になずらふべし。

やまとぶみを初て學ぶは、古今和歌集序を文格としてよし。其餘は先達の佳文にならふべし。

やまとぶみのふるきに理義精しきはすくなし。能明辨すべし。誣罔詐誑の說は禦ぎて惑ふべからず。

婬媟の言をかけるやまとふみおほし。人好て翫弄すれども、いたく斥けて見ざるはまされり。

言辭は心の聲なり。心術正しくて言辭正し。常々心體を正しくすべし。

畏庵隨筆 終

昭和貳年十月二十日印刷
昭和貳年十月廿八日發行

日本隨筆大成第七回

不許複製

編纂者 日本隨筆大成編輯部
代表者 早川純三郎

發行兼印刷者 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川半七

發行所 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川弘文館
振替貯金東京二四四番 電話京橋一四一番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町 六合館
名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社 川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社 柳原書店
東京市京橋區鈴木町 日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町 國際美術社

—•〔吉川弘文館印刷工場印刷〕•—

